

発刊登録番号
11-1430000-000093-10

2011年発行

ISSN 2093-548X

2010年度 知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



韓国特許庁

<http://www.kipo.go.kr>

発刊の辞

2010年は特許庁が競争力のある知的財産権を創出・活用し、保護を強化するなどの知的財産政策を充実に推進した結果、史上最短期間で特許登録100万件を達成し、特許強国としての国際的なプレゼンスを高めた意義深い一年でした。

特許審査処理期間は年平均18.5ヶ月で、米国、日本など主要国に比べて競争力のある水準を維持し、優秀な技術を適時に権利化できるようにしました。また、韓国特許庁の高い審査品質が信頼され、MS、3Mなどグローバル企業から申請されたPCT国際調査手数料収入も15百万ドル(2009年対比67%増加)に達しました。

また、国家が推進する研究開発事業に対して事前に類似した研究があるかどうかチェックする特許技術動向調査を通じて、国家R&D予算の重複投資を防止しました。ソウル大学経済研究所によれば、2010年特許技術動向調査で約3千億ウォンの予算の無駄遣いが防止されたという分析結果が出ました。2011年には特許庁とR&D関係機関間での5:5マッチングを通じて、各部処から要求された全体課題(5,924件)を対象に特許技術動向調査を拡大して参ります。

同時に、韓国企業が未来市場をリードすると思われる核心技術に対して知的財産権が確保できるよう、具体的な獲得戦略の樹立を支援する事業(IP-R&D連携戦略)を通じて新成長エンジン31の技術分野及び中小企業80社を支援しました。また、有望中小企業をIPスター企業として総合支援し、特許出願(2009年対比10.7%)、売上高(2009年対比30.3%)、雇用規模(2009年対比6.4%)などが大幅増加する成果もあげました。

一方、9月商標権特別司法警察隊を発足させ、ソウル、釜山、大田などで地域事務所を拡大・開設し、偽造商品取締りの実効性を高めると同時に、営

業秘密原本証明サービスを導入して企業の技術流出防止に寄与するなど、知的財産保護分野においても実質的な成果がありました。

社会的弱者に対する発明教育シェアリングを拡大し、公益弁理士を活用した無料弁理サービスを強化することで知的財産を通じた公正社会の実現に貢献しました。また、最貧国・途上国に対する「1村1ブランドキャンペーン」など知的財産シェアリング事業の拡大を通じて援助を受ける国から援助する国へと成長した経験を国際社会と共有し、韓国のプレゼンスを高めるよう努めました。

最後に、「知識財産基本法」の制定、「知識財産基本計画」の樹立など政府レベルの国家知的財産政策の推進に積極的に参加し、2011年4月29日国会で知識財産基本法が通過したことで、国家知的財産戦略の下で知的財産政策が総合的に推進できる基盤を整えました。

今後も特許庁は「虎視牛歩」という言葉のように、将来を見据えながらも慎重な姿勢で知的財産の創出・活用・保護など関連政策をより充実に推進し、知的財産を通じて国家競争力の向上に寄与して参ります。「先の鈍い鉛筆が優れた記憶力よりまし」という言葉のように2010年特許行政の成果を整理・記録し、より良い方向に発展させていくため、知的財産白書の発刊に至りました。この白書が韓国知的財産政策の方向と成果を理解する上で有用な資料として活用されることを期待しております。

また、2010年の一年間情熱的かつ献身的な姿勢で業務に取り組んで頂いた特許庁の全職員、そして特許行政にご関心をお寄せ頂いた皆様に心より御礼申し上げます。

2011年5月

特許庁長 イ・スウォン



目 次

第1篇 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向 35

第1節 知的財産分野の国内動向 ----- 35

1. 概観..... 35

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向 36

第2節 知的財産分野の国際動向 ----- 39

1. 概観..... 39

2. 国際動向及び対応策..... 41

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果 47

第1節 特許庁のビジョンとミッション ----- 47

第2節 ビジョン達成のための戦略及び実践課題 ----- 49

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築 49

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進 49

3. 公正な知的財産社会の実現..... 49

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現 50

第3節 実践課題別2010年の主要成果 ----- 51

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築 51

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進 52

3. 公正な知的財産社会の実現..... 53

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現 54

第2篇 G5水準の知的財産サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化 56

第1節 特許・実用新案分野 ----- 56

1. 特許・実用新案審査品質の向上..... 56
2. 特許・実用新案審査のインフラ改善 68
3. 特許審査における国際協力の強化 73

第2節 商標・デザイン分野 ----- 80

1. 商標・デザイン審査品質の向上..... 80
2. 商標・デザイン審査インフラの改善 90
3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築 109

第3節 審判分野 ----- 118

1. 審判品質の向上..... 118
2. 口述審理の拡大及び充実化..... 123

第4節 審査評価制度の運営 ----- 125

1. 審査評価制度の運営..... 125
2. 審査品質の合理的な測定と管理..... 128
3. 優秀審査官に対する褒賞..... 130

第5節 方式審査 ----- 135

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査 135

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化 ----- 136

1. 実務中心の専門教育課程..... 136
2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)の構築・運営 .. 139
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化 144

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築 151

第1節 特許・実用新案分野 -----	151
1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進	151
2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善	154
3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入	157
4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正	159
第2節 商標・デザイン分野 -----	163
1. 商標法改正の推進	163
2. デザイン保護法改正の推進	166
第3節 審判分野 -----	172
1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行	172
第3章 グローバル知的財産協力の拡大	174
第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化 -----	174
1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過	174
2. 先進5カ国特許庁長会議の主要成果	174
3. 今後の推進計画	176
第2節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進 -----	178
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	178
2. 知財権に対する二国間協力対象国家の多角化	179
3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応	181
4. 南北産業財産権の交流協力基盤の強化	203
5. 知財権分野における貿易交渉対応	206
第3節 最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散 -----	210
1. 推進背景	210
2. 主要推進成果	214
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	218
第4節 グローバル特許行政情報化のリード -----	221

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化	221
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	230
第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現	238
第1節 特許行政情報システムの開発	238
1. 3世代特許ネットの推進背景	238
2. 3世代特許ネットの推進内容	239
第2節 特許行政情報システムの運営	242
1. 特許ネットシステムの委託運営	242
2. 知識管理システム(KOASIS)の運営	244
第3節 特許情報DBの構築	248
1. 情報データの拡充及び管理	248
2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及	255
3. 公報の発刊及び普及	258
第4節 電算装備の運営及び維持	260
1. 特許ネットシステムインフラの高度化	260
2. ユーザー支援顧客満足度の向上	263
3. 情報保護体系の強化	265
第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進	267
第1節 概観	267
第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進	268
1. 推進背景及び概要	268
2. 推進内容及び成果	268
3. 今後の推進計画	269
第3節 知的財産権政策強化の基盤作り	271
1. 知的財産政策研究の強化	271

2. 知的財産政策研究のインフラ構築	274

第3篇 知的財産の経済・産業的活用の促進

第1章 国家R&Dと知的財産権の連携強化 282

第1節 知的財産権観点の国家R&Dの効率化 ----- 282

1. 国家R&D特許技術動向調査.....	282
2. 国家R&D特許成果管理.....	289
3. 国家R&D特許コンサルティング.....	296
4. 国家R&D研究ノート支援.....	302

第2節 標準特許創出の支援 ----- 306

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援	306
2. 標準特許DB及びポータルサイトの構築	310

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成 314

第1節 IP-R&D連携戦略支援 ----- 314

1. 知財権中心の技術獲得戦略の支援	314
2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援事業	320

第2節 中小企業知的財産の経営支援 ----- 325

1. 地域特許総合コンサルティング事業	325
2. 中小企業の知的財産経営コンサルティング	353
3. 地域ブランド価値の向上.....	362
4. 非英語圏ブランド開発支援事業.....	373

第3節 地域における知的財産権インフラの構築 ----- 380

1. 地域知的財産センターの運営.....	380
2. 知識財産都市の調整.....	385

3. 地域知財権認識の向上及び制度の広報	388
第4節 伝統産業における知的財産競争力の強化 -----	392
1. 伝統産業ブランド権利化の支援	392
2. 伝統産業DB構築事業	394
第3章 知識財産権の創出・活用の促進	397
第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進 -----	397
1. 特許管理専門家の派遣	397
2. 大学・公共研究所の知的財産管理能力の向上	400
3. 大学・公共研究所の有望特許発掘及び事業化の支援	403
4. 創意資本の育成	406
第2節 優秀知財権の創出・活用のためのインフラ拡大 -----	409
1. 需要者中心の特許技術取引システムの構築	409
2. 試作品製作支援を通じた事業化支援	417
3. 国際出願費用支援を通じた権利化支援	420
4. 特許技術価値評価に対する手数料の支援	422
5. 国有特許権の活用促進	427
6. 職務発明補償制度の定着促進	432

第4篇 公正な知的財産社会の実現

第1章 知的財産フレドリーな社会基盤の形成	440
第1節 知的財産専門人材の養成 -----	440
1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成	440
2. 企業・大学間の新しい産・学協力プロジェクトの推進	459
3. 企業の知的財産専門人材の養成及びインフラ構築	472
第2節 創意的な発明人材の発掘・育成 -----	478

1. 知識財産基盤次世代英才起業家の育成	478
2. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築	482
3. 発明教育センター教育運営の充実化	493
第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大	497
1. 疎外地域・階層の青少年に対する発明教育支援	497
2. 社会的弱者のための無料弁理サービス	499
3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化	502
4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報の強化	504
第2章 国内・国外の知的財産権の保護強化	508
第1節 国内知的財産権の保護活動の強化	508
1. 特別司法警察権を通じた偽造商品取締り強化	508
2. 偽造商品の通報褒賞金制の運営	510
第2節 新知的財産権の保護強化	513
1. 営業秘密保護のための基盤作り	513
2. 半導体設計財産の振興	516
第3節 海外知的財産権の保護の強化	524
1. 海外における知的財産保護の必要性	524
2. IP-DESKを通じた知的財産権支援の強化	525
3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上	527
第3章 国民における知的財産認識の向上	531
第1節 発明振興行事の開催	531
1. 第45回「発明の日」記念式の開催	531
2. 特許技術賞の授賞	534
3. 発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展の開催	537
第2節 女性発明振興活動の展開	540

1. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産認識の向上 540
2. 女性発明の事業化支援..... 544

第5篇 顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 ユーザ中心の対応サービス改善 549

第1節 顧客指向の対応サービス提供 ----- 549

1. 顧客指向の手数料体系の改編..... 549
2. 出願・登録・国際出願分野の特許行政制度改善 551
3. 出願書誤謬検証システム(出願Expert System)の運営 555
4. 顧客と共にする請願・制度の改善 557

第2節 顧客感動電子対応サービス提供 ----- 562

1. 24時間の電子対応サービス支援..... 562
2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願サービス支援 572
3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)運営 574
4. 知的財産権判例情報統合検索サイトの構築 577

第2章 成果主義文化の内在化及び変化管理の活動推進 .. 580

第1節 成果主義文化の内在化 ----- 580

1. 特許庁成果管理制度の概要..... 580
2. 成果主義文化の定着..... 583

第2節 変化管理推進 ----- 586

1. 提案活動の活性化..... 586
2. 創意実用的な組織文化活動の展開 590

第6篇 出願、審査・審判、登録分野の動向及び展望

第1章 韓国内の出願分野 597

第1節 産業財産権全般 ----- 597

1. 産業財産権の出願動向 597
2. 外国人の出願状況 599
3. 法人及び個人の出願状況 600
4. 女性及び学生の出願状況 601
5. 代理人有無別の出願状況 602
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況 603
7. 韓国の主要国(米国、日本、EP0、中国)に対する特許出願状況 ... 604

第2節 権利別・産業部門別の出願状況 ----- 606

1. 特許・実用新案登録の出願 606
2. デザイン登録出願 607
3. 商標登録出願 608

第3節 公的機関及び大学の特許出願 ----- 610

1. 公的機関の特許出願 610
2. 大学の特許出願 611

第4節 自国民・外国人、地域別・企業別の出願状況 ----- 613

1. 自国民の出願状況 613
2. 外国人の出願状況 615

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野 618

第1節 PCT国際出願 ----- 618

1. 世界のPCT国際出願状況 618
2. 韓国のPCT国際出願状況 620
3. 国際調査・国際予備審査の状況 625
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況 628

第2節	マドリッド国際商標出願	630
1.	世界の国際商標出願状況	630
2.	国内本国官庁の国際商標出願状況	632
3.	国内指定官庁の状況	635
第3章	登録分野	638
第1節	産業財産権全般	638
1.	産業財産権登録動向の概要	638
2.	2010年度の登録細部状況	638
第2節	年次登録	651
第3節	存続権利状況	652
第4節	国際商標(マドリッド)登録状況	654
第4章	審査分野	655
第1節	総括	655
第2節	特許及び実用新案	657
1.	特許出願の審査	657
第3節	商標及びデザイン	663
1.	商標登録出願審査	663
2.	デザイン登録出願審査	666
3.	異議審査	667
第5章	審判分野	669
第1節	審判請求及び処理状況	669
1.	権利別審判請求及び処理件数の状況	669
2.	審判請求人別の審判請求状況	671
3.	自国民・外国人間の審判請求状況	673

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況	675
5. 中小企業・大企業の審判請求状況	676
6. 審判処理期間の状況	676
第2節 特許法院の訴提起及び判決状況 -----	678
第3節 大法院の上告提起及び宣告状況 -----	679

付録

1. 歴代庁長	681
2. 機構・定員・予算状況	682
3. 特許庁所管法令の状況	685
4. 2010年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動	686

表目次

＜表Ⅰ－１－１＞韓国における産業財産権出願の推移	36
＜表Ⅱ－１－２＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定の権限	58
＜表Ⅱ－１－１＞審査パート制の構成状況.....	60
＜表Ⅱ－１－２＞特許審査分野における専門職位(計66)	62
＜表Ⅱ－１－３＞最近5年間協議審査の状況.....	65
＜表Ⅱ－１－４＞2010年開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果	66
＜表Ⅱ－１－５＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況	69
＜表Ⅱ－１－６＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績	69
＜表Ⅱ－１－７＞国際出願先行技術調査事業の推進実績	70
＜表Ⅱ－１－８＞国際特許分類事業の年度別推進状況	71
＜表Ⅱ－１－９＞審査官新技術教育事業の推進実績	73
＜表Ⅱ－１－１０＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	74
＜表Ⅱ－１－１１＞PCT国際調査の依頼状況.....	75
＜表Ⅱ－１－１２＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家	75
＜表Ⅱ－１－１３＞共同先行技術調査プログラムの施行状況	78
＜表Ⅱ－１－１４＞2010年商標・デザイン審査品質向上推進体系	80
＜表Ⅱ－１－１５＞2010年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況 ...	81
＜表Ⅱ－１－１６＞2010商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系	82
＜表Ⅱ－１－１７＞2010商標・デザイン審査メンタリングノウハウコンテストの 発表テーマ.....	85
＜表Ⅱ－１－１８＞2010年商標・デザイン審査争点研究事例コンテストの発表テ ーマ.....	85

＜表Ⅱ－1－19＞2010年商標・デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況 ...	86
＜表Ⅱ－1－20＞2010商標・デザイン制度研究会の発表テーマ	87
＜表Ⅱ－1－21＞2010年商標フォーラムの開催状況	88
＜表Ⅱ－1－22＞2010年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	88
＜表Ⅱ－1－23＞2010年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績	89
＜表Ⅱ－1－24＞2010年商標・デザイン審査評価件数の状況	89
＜表Ⅱ－1－25＞商標・デザイン分野の審査実務関連の教育実施状況	93
＜表Ⅱ－1－26＞2010年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況	94
＜表Ⅱ－1－27＞商標・デザイン審査官現場教育の実施状況	97
＜表Ⅱ－1－28＞商標調査分析事業における品質点数	102
＜表Ⅱ－1－29＞マドリッド国際商標登録出願の品質点数	103
＜表Ⅱ－1－30＞商標(図形商標)分類事業の品質点数	104
＜表Ⅱ－1－31＞商標調査分析事業の活用率.....	106
＜表Ⅱ－1－32＞2010年デザイン審査資料の保有状況	108
＜表Ⅱ－1－33＞2010年裁判所勤務結果発表会の開催結果	119
＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	122
＜表Ⅱ－1－35＞主要国における審査評価制度の運用状況	125
＜表Ⅱ－1－36＞2010年優秀審査・審判部署に対する褒賞の内訳	131
＜表Ⅱ－1－37＞2010年検索優秀部署に対する褒賞の内訳	131
＜表Ⅱ－1－38＞2010年優秀審査・審判官個人部門の褒賞の内訳	132
＜表Ⅱ－1－39＞2010年検索優秀審査官に対する褒賞の内訳	132
＜表Ⅱ－1－40＞2010年上半期優秀指導審査課長に対する褒賞の内訳	132
＜表Ⅱ－1－41＞2010年優秀指導審査パート長に対する褒賞の内訳	133

＜表Ⅱ－1－42＞2010年上半期PCT優秀審査官に対する褒賞の内訳	133
＜表Ⅱ－1－43＞2010年下半期PCT優秀部署に対する褒賞の内訳	133
＜表Ⅱ－1－44＞2010年下半期新設された褒賞の内訳	134
＜表Ⅱ－1－45＞方式審査処理期間の遵守率.....	135
＜表Ⅱ－1－46＞実務中心教育訓練の状況.....	137
＜表Ⅱ－1－47＞2010年特許庁常時学習センターにおける正規課程42コンテン ツの状況.....	142
＜表Ⅱ－1－48＞2011年国際セミナー及び外国人対象の教育	148
＜表Ⅱ－2－1＞特許法条約の主要内容.....	151
＜表Ⅱ－2－2＞特許法施行規則の主要改正内容(2010.7.27改正)	153
＜表Ⅱ－2－3＞オーだメイド型3トラック特許審査制度の利用状況	155
＜表Ⅱ－2－4＞超高速審査の期間短縮効果の比較	158
＜表Ⅱ－2－5＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較	170
＜表Ⅱ－2－6＞2010年優先、迅速及び一般審判の対象件数	173
＜表Ⅱ－3－1＞IP5の10大基盤プロジェクト.....	175
＜表Ⅱ－3－2＞年度別ODAの現状.....	213
＜表Ⅱ－4－1＞知識管理システム(KOASIS)の主要機能	245
＜表Ⅱ－4－2＞特許及び実用新案検索DBの構築状況	249
＜表Ⅱ－4－3＞デザイン検索DBの構築状況.....	250
＜表Ⅱ－4－4＞商標検索DBの構築状況.....	250
＜表Ⅱ－4－5＞2010年特許文書電子化センターの書面書類電子化実績	252
＜表Ⅱ－4－6＞2010年度のデータ管理業務処理の現状	254
＜表Ⅱ－4－7＞韓国特許英文抄録DB構築の現状	256
＜表Ⅱ－4－8＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関	257

＜表Ⅱ－4－9＞韓国特許英文抄録の検索回収(3年間)	257
＜表Ⅱ－4－10＞2010年公報発刊件数.....	259
＜表Ⅱ－4－11＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発 送件数.....	259
＜表Ⅱ－4－12＞現在確保された電算機及び常用SWの現状	261
＜表Ⅱ－4－13＞年度別の利用者支援の状況.....	263
＜表Ⅱ－5－1＞政策研究委託の推進プロセス及び運営	272
＜表Ⅱ－5－2＞2010年知的財産政策研究委託のテーマ	273
＜表Ⅱ－5－3＞学術誌「知識財産政策」の構成(例)	276
＜表Ⅱ－5－4＞2010年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	277
＜表Ⅱ－5－5＞2010年知的財産基礎研究の主要内容	278
＜表Ⅲ－1－1＞2010年度の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援 状況.....	284
＜表Ⅲ－1－2＞研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査	287
＜表Ⅲ－1－3＞研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の現状	297
＜表Ⅲ－1－4＞研究室特許戦略支援事業の謙譲及び支援内容	298
＜表Ⅲ－1－5＞研究室特許戦略支援事業の成果	299
＜表Ⅲ－1－6＞国家R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容	300
＜表Ⅲ－1－7＞国家R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果	301
＜表Ⅲ－1－8＞2010年研究ノートインフラ高知事業の内容	304
＜表Ⅲ－1－9＞国際標準化機関に登録された標準特許の現状(2010年7月) ..	307
＜表Ⅲ－1－10＞2010年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	308
＜表Ⅲ－1－11＞2010年国際標準案の特許戦略化事業の推進成果	308
＜表Ⅲ－1－12＞2009～2010年の標準特許要旨DBの構築内容	311

＜表Ⅲ－1－13＞2010年の標準特許ポータルサイトの構築内容	312
＜表Ⅲ－2－1＞知財権中心技術獲得戦略事業の実績	318
＜表Ⅲ－2－2＞2010年の知財権中心技術獲得戦略事業の成果	318
＜表Ⅲ－2－3＞支援企業優秀事例.....	319
＜表Ⅲ－2－4＞対日貿易収支の推移.....	321
＜表Ⅲ－2－5＞2010年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況	322
＜表Ⅲ－2－6＞2010年先端部品素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析	323
＜表Ⅲ－2－7＞支援企業BP（Best Practice）事例	323
＜表Ⅲ－2－8＞年度別診断実績.....	325
＜表Ⅲ－2－9＞2010年地域特許総合コンサルティング事業の規模	326
＜表Ⅲ－2－10＞2010年地域特許総合コンサルティング事業の推進関連主要実績.....	329
＜表Ⅲ－2－11＞特許スター企業への支援成果	331
＜表Ⅲ－2－12＞2010年特許スター企業の現状(108企業)	332
＜表Ⅲ－2－13＞2010年知識センター別のオーダーメイド型特許マップコンサルティング支援実績.....	338
＜表Ⅲ－2－14＞2010年地域ブランド・デザイン価値向上支援地域	362
＜表Ⅲ－2－15＞2010年の地域ブランド事業の支援企業の現状	365
＜表Ⅲ－2－16＞2010年の地域デザイン事業の支援企業の現状	366
＜表Ⅲ－2－17＞2010年のブランド・デザインスター企業の現状	368
＜表Ⅲ－2－18＞非英語圏のブランド開発現状	375
＜表Ⅲ－2－19＞運営主体別の事業遂行機関.....	382
＜表Ⅲ－2－20＞地域知的財産センターの設置運営状況	383
＜表Ⅲ－2－21＞地域知財権サポーターズの運営状況	389

＜表Ⅲ－2－22＞自治体における知的財産条例の制定状況	390
＜表Ⅲ－2－23＞伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績	395
＜表Ⅲ－3－1＞海外先進国との大学・公共研究機関の技術移転の現状	397
＜表Ⅲ－3－2＞技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状(2009年) .	398
＜表Ⅲ－3－3＞2010年の特許管理アドバイザー派遣期間の現状	398
＜表Ⅲ－3－4＞2010年の特許管理専門家の派遣期間実績	399
＜表Ⅲ－3－5＞知的財産管理能力の評価項目.....	401
＜表Ⅲ－3－6＞知的財産管理能力の評価プロセス	401
＜表Ⅲ－3－7＞主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)	402
＜表Ⅲ－3－8＞研究開発費及び博士級研究人材の状況(2009年)	403
＜表Ⅲ－3－9＞特許出願件数及び占有率(2006年～2009年)	403
＜表Ⅲ－3－10＞有望特許発掘及び段階別の主要支援内容	405
＜表Ⅲ－3－11＞2010年の戦略支援課題の技術事業化の成果	405
＜表Ⅲ－3－12＞マザーファンド組合の子組合及び創意資本投資計画	407
＜表Ⅲ－3－13＞インターネット特許技術広場のDB構築状況	411
＜表Ⅲ－3－14＞権利別の技術移転の実績.....	414
＜表Ⅲ－3－15＞類型別技術移転の実績.....	415
＜表Ⅲ－3－16＞最近5年間の試作品製作に対する支援実績	418
＜表Ⅲ－3－17＞最近3年間に支援された試作品の事業化実績	419
＜表Ⅲ－3－18＞国際出願費用支援実績の細部内容	421
＜表Ⅲ－3－19＞国際出願費用支援案件における登録率の状況	422
＜表Ⅲ－3－20＞最近7年間の評価費用の支援実績	424
＜表Ⅲ－3－21＞2010年技術金融連携の評価支援実績	425

＜表Ⅲ－3－22＞最近3年間の発明評価結果の活用率	425
＜表Ⅲ－3－23＞発明評価機関の指定状況.....	426
＜表Ⅲ－3－24＞年度別国有特許権の保有状況	428
＜表Ⅲ－3－25＞年度別国有特許権の実施状況	429
＜表Ⅲ－3－26＞国有特許登録・処分報償金の支給状況	430
＜表Ⅲ－3－27＞近年の韓国の職務発明の推移	433
＜表Ⅲ－3－28＞職務発明報償の実施率.....	436
＜表Ⅲ－3－29＞企業形態別の職務発明補償の実施率	436
＜表Ⅲ－3－30＞出願件数別の職務発明補償の実施率(2010年)	436
＜表Ⅲ－3－31＞研究開発費の規模別の職務発明補償の実施率(2010年)	436
＜表Ⅲ－3－32＞職務発明補償の類型別実施率	437
＜表Ⅳ－1－1＞大学知財教育の支援状況.....	441
＜表Ⅳ－1－2＞2010年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状 況.....	442
＜表Ⅳ－1－3＞2010年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状 況.....	445
＜表Ⅳ－1－4＞授賞内訳.....	451
＜表Ⅳ－1－5＞大学創意発明大会の出品現状.....	452
＜表Ⅳ－1－7＞大学創意発明大会の団体賞受賞作の現状	452
＜表Ⅳ－1－8＞大学創意発明大会の指導教授賞の受賞者現状	453
＜表Ⅳ－1－9＞大学知的財産教授教育の現状.....	455
＜表Ⅳ－1－10＞大学知的財産教授教育のプログラム	456
＜表Ⅳ－1－11＞学会学術大会の知財セッションの開設現状	456
＜表Ⅳ－1－12＞知的財産専門学位課程の運営現状	458

＜表Ⅳ－1－13＞コンテスト部門別の書面審査基準	461
＜表Ⅳ－1－14＞コンテスト部門別の最終審査基準	461
＜表Ⅳ－1－15＞2010年授賞内訳.....	462
＜表Ⅳ－1－16＞2010年の細部推進日程.....	463
＜表Ⅳ－1－17＞部門別の受賞状況.....	464
＜表Ⅳ－1－18＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位	465
＜表Ⅳ－1－19＞2010年国際デザイン権公募展の受賞者の状況	469
＜表Ⅳ－1－20＞参加企業が提案した公募物品の品目	471
＜表Ⅳ－1－21＞企業知的財産職務教育過程の現状	473
＜表Ⅳ－1－22＞2010年国際知的財産実務人材育成事業の状況	474
＜表Ⅳ－1－23＞2010年のCIP0朝食会セミナー開催現況	476
＜表Ⅳ－1－24＞発明教育の推進体系.....	478
＜表Ⅳ－1－25＞年度別の発明教室の設置現状	484
＜表Ⅳ－1－26＞発明教室の利用者状況.....	485
＜表Ⅳ－1－27＞発明教育職務研修の費用支援機関の数	486
＜表Ⅳ－1－28＞サイバー発明教育研修院の教育現状	486
＜表Ⅳ－1－29＞全国教員発明品コンテストの出品の数	487
＜表Ⅳ－1－30＞発明教育研究学校の運営現状	487
＜表Ⅳ－1－31＞発明奨学生 of 年度別選抜者数	488
＜表Ⅳ－1－32＞大韓民国学生発明展示会の出品件数	489
＜表Ⅳ－1－33＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数	490
＜表Ⅳ－1－34＞発明アイデア写生大会の参加現状	490
＜表Ⅳ－1－35＞YIP（青少年発明家プログラム）の現状	491

＜表Ⅳ－1－36＞発明英才教育の現状.....	492
＜表Ⅳ－1－37＞発明英才教育の現状.....	493
＜表Ⅳ－1－38＞2010年発明教育センター教育運営現状	495
＜表Ⅳ－1－39＞2010年分け合う教育の運営状況	498
＜表Ⅳ－1－40＞年度別の疎外地域・階層のための分け合う教育の現状	499
＜表Ⅳ－1－41＞特許相談センターの類型別の運営実績	500
＜表Ⅳ－1－42＞特許相談センターの相談請願人別の運営実績	500
＜表Ⅳ－1－43＞特許法律救助事業の支援実績	501
＜表Ⅳ－1－44＞特許法律救助事業の対象者別の支援実績	501
＜表Ⅵ－1－45＞最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状	503
＜表Ⅳ－2－1＞偽造商品の取締り現状.....	509
＜表Ⅳ－2－2＞2010年の主要品目別の取締り実績	509
＜表Ⅵ－2－3＞類型別褒賞金の支給現状(2006～2010)	511
＜表Ⅳ－2－4＞核心半導体設計財産創出第1段階事業の開発分野(完了)	518
＜表Ⅳ－2－5＞核心半導体設計財産創出第2段階事業の開発分野(進行)	519
＜表Ⅳ－2－6＞Core-A教育支援現状.....	520
＜表Ⅳ－2－7＞第2回Core-Aコンテストの開催結果	520
＜表Ⅳ－2－8＞ 技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支のシェア	524
＜表Ⅵ－2－9＞国家別の国際特許紛争現状.....	527
＜表Ⅳ－2－10＞知的財産権ガイドブックの発刊現状(計17カ国、18編)	529
＜表Ⅳ－3－1＞発明の日、最近5年間の主賓の臨席現状	532
＜表Ⅳ－3－2＞授賞の種類.....	534
＜表Ⅳ－3－3＞受賞マークの種類.....	534

＜表Ⅳ－3－4＞大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展 の成果内容の要約.....	538
＜表Ⅳ－3－5＞女性の産業財産権登録状況.....	541
＜表Ⅳ－3－6＞女性の産業財産権出願状況.....	541
＜表Ⅳ－3－7＞韓国の技術貿易の推移(1999年～2010年)	544
＜表Ⅴ－1－1＞5年間の特許顧客満足度推移.....	560
＜表Ⅴ－1－2＞5年間の電話親切度推移.....	561
＜表Ⅴ－1－3＞2003年に完了した主要改善事項	563
＜表Ⅴ－1－4＞2004年に完了した主要改善事項	563
＜表Ⅴ－1－5＞24時間電子請願サービス対象.....	564
＜表Ⅴ－1－6＞24時間電子請願サービス段階別の開通時期	565
＜表Ⅴ－1－7＞2006年の主要推進内容.....	566
＜表Ⅴ－1－8＞2007年の主要推進内容.....	567
＜表Ⅴ－1－9＞2008年の主要推進内容.....	568
＜表Ⅴ－1－10＞2009年の主要推進内容.....	570
＜表Ⅴ－1－11＞2010年の主要推進内容.....	570
＜表Ⅴ－1－12＞ホームページ(特許路)を通したウェブ出願状況(2005. 11～20 10. 12)	573
＜表Ⅴ－1－13＞年度別の特許情報検索サービス(KIPRIS)の利用者状況	577
＜表Ⅴ－1－14＞今後5年間の判例DBの構築計画	579
＜表Ⅴ－2－1＞ワークショップモジュールプログラム	591
＜表Ⅴ－2－2＞3庁舎アカデミー講演会の開催状況	593
＜表Ⅵ－1－1＞過去5年間の権利別出願状況.....	597
＜表Ⅵ－1－2＞自国民・外国人別の出願状況.....	599

＜表Ⅵ－1－3＞法人・個人別の出願状況.....	600
＜表Ⅵ－1－4＞女性及び学生の出願状況.....	601
＜表Ⅵ－1－5＞代理人有無別の出願件数.....	602
＜表Ⅵ－1－6＞主要国の過去5年間の特許出願状況	603
＜表Ⅵ－1－7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	604
＜表Ⅵ－1－8＞産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況	606
＜表Ⅵ－1－9＞産業部門別のデザイン登録出願状況	607
＜表Ⅵ－1－10＞NICE分類別の商標登録出願状況	608
＜表Ⅵ－1－11＞公的機関の特許出願状況.....	610
＜表Ⅵ－1－12＞公的機関の多出願順位.....	610
＜表Ⅵ－1－13＞大学の特許出願状況.....	611
＜表Ⅵ－1－14＞大学の多出願順位.....	612
＜表Ⅵ－1－15＞自国民の地域別出願状況.....	613
＜表Ⅵ－1－16＞国内10大多出願企業の出願状況	614
＜表Ⅵ－1－17＞外国(法)人の国籍別出願状況	615
＜表Ⅵ－1－18＞外国人10大多出願企業別の出願状況	617
＜表Ⅵ－2－1＞韓国のPCT国際出願件数.....	620
＜表Ⅵ－2－2＞国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	622
＜表Ⅵ－2－3＞個人対法人のPCT国際出願状況	623
＜表Ⅵ－2－4＞媒体別のPCT国際出願状況.....	624
＜表Ⅵ－2－5＞言語別のPCT国際出願状況.....	625
＜表Ⅵ－2－6＞PCT国際調査用の写本受付け状況	626
＜表Ⅵ－2－7＞PCT国際予備審査の請求状況.....	627

＜表Ⅵ－2－8＞PCT国際調査機関の指定状況.....	628
＜表Ⅵ－2－9＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	628
＜表Ⅵ－2－10＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況	633
＜表Ⅵ－2－11＞2010年の韓国の10大国際商標多出願企業状況	635
＜表Ⅵ－2－12＞2010年の韓国を指定した10大外国多出願企業の状況	637
＜表Ⅵ－3－1＞過去5年間の設定登録状況.....	639
＜表Ⅵ－3－2＞2010部門別の特許・実用新案設定登録の状況	640
＜表Ⅵ－3－3＞2010年の物品群別のデザイン登録状況	641
＜表Ⅵ－3－4＞2010年の部門別の商標登録状況	642
＜表Ⅵ－3－5＞2010年の個人・法人別の登録状況	643
＜表Ⅵ－3－6＞過去5年間の個人・法人別の登録状況	644
＜表Ⅵ－3－7＞2010年の代理人有無別の登録状況	645
＜表Ⅵ－3－8＞過去5年間の自国民・外国人登録状況	646
＜表Ⅵ－3－9＞2010年の市・道別の登録状況.....	647
＜表Ⅵ－3－10＞2010年の外国の国別設定登録状況	648
＜表Ⅵ－3－11＞2010年の自国内の多登録企業の状況	649
＜表Ⅵ－3－12＞過去5年間の権利別年次登録状況	651
＜表Ⅵ－3－13＞2010年の現在の存続権利状況	652
＜表Ⅵ－3－14＞2010年の現在の国別国際商標(マドリッド)登録状況	654
＜表Ⅵ－4－1＞権利別の審査処理状況.....	655
＜表Ⅵ－4－2＞特許1次審査処理状況.....	657
＜表Ⅵ－4－3＞特許審査終結処理状況.....	658
＜表Ⅵ－4－4＞実用新案1次審査処理状況.....	659

＜表Ⅵ－4－5＞実用新案の審査終結処理状況.....	660
＜表Ⅵ－4－6＞旧実用新案の(先登録制度)審査状況	661
＜表Ⅵ－4－7＞PCT国際調査及び予備審査の状況	661
＜表Ⅵ－4－8＞商標登録出願1次審査処理状況	663
＜表Ⅵ－4－9＞商標登録の出願審査終結処理状況	664
＜表Ⅵ－4－10＞国際商標の登録出願1次審査処理状況	665
＜表Ⅵ－4－11＞国際商標の登録出願審査終結処理状況	665
＜表Ⅵ－4－12＞デザイン登録出願の1次審査処理状況	666
＜表Ⅵ－4－13＞デザイン登録出願審査終結処理状況	667
＜表Ⅵ－4－14＞異議申請件数、異議申請率及び異議引用率	668
＜表Ⅵ－5－1＞権利別の審判請求状況.....	669
＜表Ⅵ－5－2＞権利別の審判処理及び前置登録状況	670
＜表Ⅵ－5－3＞審判請求人別の審判請求状況.....	671
＜表Ⅵ－5－4＞自国民・外国人間の当事者系審判請求状況	674
＜表Ⅵ－5－5＞内企業・外国企業間の審判請求状況	675
＜表Ⅵ－5－6＞中小企業・大企業間の審判請求状況	676
＜表Ⅵ－5－7＞年度別の審判処理期間状況.....	676
＜表Ⅵ－5－8＞特許法院の訴提起及び判決状況	678
＜表Ⅵ－5－9＞大法院の上告提起及び宣告状況	679

図目次

＜図Ⅱ－１－１＞CPR制度の運営プロセス.....	66
＜図Ⅱ－１－２＞特許審査ハイウェーの概要.....	76
＜図Ⅱ－１－３＞2007～2010年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率 の状況.....	90
＜図Ⅱ－１－４＞公知デザイン審査資料の収集・整備の状況	105
＜図Ⅱ－１－５＞KIP0アカデミー(http://www.kipoacademy.net)	142
＜図Ⅱ－１－６＞2010年知的財産教育分野における国際協力	147
＜図Ⅱ－２－１＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図	155
＜図Ⅱ－２－２＞デザイン活用分野.....	167
＜図Ⅱ－２－３＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較	168
＜図Ⅱ－２－４＞オーダーメイド型審判プロセスの概要	173
＜図Ⅱ－３－１＞2010年度南米地域特許庁とのMOU締結	181
＜図Ⅱ－３－２＞年度別ODAの変化推移.....	213
＜図Ⅱ－４－１＞3世代特許ネット開発の目標及び主要機能	240
＜図Ⅱ－４－２＞特許情報システムインフラの構成図	262
＜図Ⅱ－５－１＞知的財産動向の収集・普及の流れ図	275
＜図Ⅱ－５－２＞知的財産専門図書館の写真.....	278
＜図Ⅱ－５－３＞知的財産情報サービスのシステム構成図	280
＜図Ⅲ－１－１＞国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	284
＜図Ⅲ－１－２＞先行特許調査のプロセス.....	286
＜図Ⅲ－１－３＞課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系	286
＜図Ⅲ－１－４＞特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課	

題の成果比較・分析	288
<図Ⅲ-1-5>国内・海外主要大学の技術移転料(特許1件当たり)収入	297
<図Ⅲ-1-6>研究室別のIP-R&D獲得戦略の樹立の手続き	298
<図Ⅲ-1-7>研究室特許戦略支援事業の優秀事例	299
<図Ⅲ-1-8>国家R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図	300
<図Ⅲ-1-9>国家R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例	301
<図Ⅲ-1-10>国家R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見	301
<図Ⅲ-1-11>研究ノートの定義及び活用事例	303
<図Ⅲ-1-12>研究ノート活用の現状調査の主要内容	304
<図Ⅲ-1-13>標準特許リスト提供の例示.....	311
<図Ⅲ-1-14>標準化機構別の標準特許DBの構築計画	313
<図Ⅲ-2-1>貿易紛争の展開様相.....	315
<図Ⅲ-2-2>製品と技術に対するパラダイムの転換	316
<図Ⅲ-2-3>知財権中心の技術獲得戦略の概念図	317
<図Ⅲ-2-4>先端部品素材のIP-R&D戦略支援プログラム	322
<図Ⅲ-2-6>地域特許情報総合コンサルティングの推進体系	328
<図Ⅲ-2-7>特許スター企業育成事業に関するマスコミ資料	331
<図Ⅲ-2-8>中小企業知的財産経営コンサルティングの概要	354
<図Ⅲ-2-9>知的財産経営ポータルサイト.....	355
<図Ⅲ-2-10>特許管理S/Wの実行画面(例)	356
<図Ⅲ-2-11>中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度	357
<図Ⅲ-2-12>中小企業CEOからのお礼状.....	357
<図Ⅲ-2-13>企業の類型別の職務発明報償規定の活用推移	358

＜図Ⅲ－2－14＞地域別事業遂行機関の分布状況	383
＜図Ⅲ－3－1＞有望特許発掘及び事業化の段階別のプロセス	404
＜図Ⅲ－3－2＞インターネット特許技術広場のホームページ	411
＜図Ⅲ－3－3＞地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)	419
＜図Ⅲ－3－4＞職務発明制度のメカニズム.....	434
＜図Ⅳ－1－1＞大会の細部プロセス.....	449
＜図Ⅳ－1－2＞2010大学創意発明大会の受賞作	453
＜図Ⅳ－1－3＞教育現場の写真(夏季短期集中過程)	457
＜図Ⅳ－1－4＞2010年キャンパス特許戦略ユニバシアードの参加企業(43社)	464
＜図Ⅳ－1－5＞デザイン権公募店の審査プロセス	467
＜図Ⅳ－1－6＞2010年大賞及び金賞受賞作.....	468
＜図Ⅳ－1－7＞KINPA Annual コンファレンス開催	476
＜図Ⅳ－1－8＞2010年訪ねる分け合う発明教室の運営システム	497
＜図Ⅳ－1－9＞消費者団体との共同広報.....	505
＜図Ⅳ－1－10＞媒体を通じた偽造商品根絶の広報	506
＜図Ⅳ－1－11＞関連機関とのIP保護協力チャンネルの活性化	507
＜図Ⅳ－2－1＞偽造商品の取締り写真.....	510
＜図Ⅳ－2－2＞営業秘密原本証明サービスの利用プロセス図	515
＜図Ⅳ－2－3＞世界半導体市場の国家別の占有率	516
＜図Ⅳ－2－4＞半導体設計財産流通基盤造成事業の推進図	521
＜図Ⅳ－3－1＞第45回発明の日国務総理祝辞Ⅰ	532
＜図Ⅳ－3－2＞第45回発明の日国務総理祝辞Ⅱ	532
＜図Ⅳ－3－3＞第45回発明の日優秀発明品展示観覧	533

＜図Ⅳ－3－4＞学生発明記者団との記念撮影.....	533
＜図Ⅳ－3－5＞第45回発明の日授賞式.....	533
＜図Ⅳ－3－6＞第45回発明の日発明大王授賞.....	533
＜図Ⅳ－3－7＞2010年度の上半期特許技術賞の授賞式	535
＜図Ⅳ－3－8＞2010年度の下半期特許技術賞の授賞式	536
＜図Ⅳ－3－9＞開幕式.....	538
＜図Ⅳ－3－10＞授賞式.....	538
＜図Ⅳ－3－11＞購買相談会場の写真.....	539
＜図Ⅳ－3－12＞グリーン技術優秀製品展示館	539
＜図Ⅳ－3－13＞経済活動参加率の推移.....	540
＜図Ⅴ－1－1＞判例DB構築の状況.....	578
＜図Ⅴ－2－1＞特許庁の成果管理システムの特徴	580
＜図Ⅴ－2－2＞特許のBSC成果管理サイクル.....	581
＜図Ⅴ－2－3＞特許庁の成果評価運営体系.....	582
＜図Ⅴ－2－4＞個人成果管理の主要内容.....	584
＜図Ⅴ－2－5＞公正評価指数.....	584
＜図Ⅴ－2－6＞デザイン物品別の部分名称説明図	587
＜図Ⅴ－2－7＞提案管理プロセス.....	589
＜図Ⅴ－2－8＞3庁舎アカデミー講演会(2010.9.10)	592
＜図Ⅵ－1－1＞過去5年間の権利別出願推移.....	598
＜図Ⅵ－1－2＞主要国の過去5年間の特許出願推移	604
＜図Ⅵ－2－1＞世界PCT国際出願の状況.....	619
＜図Ⅵ－2－2＞2010年の世界PCT多出願国の順位	619

＜図VI-2-3＞韓国 のPCT国際出願状況.....	621
＜図VI-2-4＞PCT韓国 の国内段階(指定官庁)への移行状況	629
＜図VI-2-5＞年度別の世界の国際商標出願状況	630
＜図VI-2-6＞2010年の世界国際商標の10大多出願国	631
＜図VI-2-7＞年度別の世界国際商標登録状況	631
＜図VI-2-8＞2010年の世界10大指定国の状況	632
＜図VI-2-9＞年度別の韓国 の国際商標出願状況	633
＜図VI-2-10＞2010年の自国民の10大指定国の状況	634
＜図VI-2-11＞外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況	636
＜図VI-2-12＞2010年の韓国を指定した10大締約国の状況	636
＜図VI-5-1＞権利別の審判請求状況.....	670
＜図VI-5-2＞年度別の審判処理状況.....	671

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野の国内動向

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

1. 概観

世界経済が知識基盤経済へとシフトしていくにつれ、情報・知識を基にした技術力、ブランド、デザインなどの無形資産が国家と企業の競争力を左右する中核要素になりつつある。嘗ては単純な知識や情報が富の手段であったのであれば、これからは知識や情報、そのものが富の源になるほどその重要性がますます大きくなりつつある。

それにより知識、情報など無形資産に対する投資が拡大され、知識活用度の高いサービス業の比重が増大し、既存の産業も知識に基づいた高付加価値産業へと変わりつつある。フォーチュン誌が選定した100大企業の市場資本総額のうち76%が特許、著作権、商標のような無形資産が占め、米国S&Pが選定した500大企業基準でも企業の全体価値の中で無形資産が占める比重が1980年20%台から2007年70%へと急増していることがわかる。

知識財産の重要性が増加したことによって、米国、日本などの主要国は国家競争力を高めるために知識財産を戦略的に活用する政策を強化している。また、先進グローバル企業も知識財産競争で優位を占めるために核心・源泉特許の創出に力を集中させ、獲得した知識財産権を活用することで競合社や後発企業を牽制している。特に、核心特許を保有する企業間協力を通じて標準化を進めたり、市場での独占的な地位を確保している。同時に、後発企業に対しては源泉技術に対するロイヤルティの要求と特許侵害訴訟の提起などを通じて輸出入を禁じたり、巨額の賠償金を払わせることで優越的な地位を維持している。

韓国もこのような環境の変化に積極的に対応するため、知識財産を国家発展のため

の新たな成長エンジンとして提示し、国家レベルの知識財産戦略の構築及び効率的な知識財産政策の推進に向けた知識財産基本法の制定、国家知識財産委員会の設置など国レベルでの知識財産政策の推進体系を構築するために努力している。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

産業財産権の出願推移を通じて韓国の知的財産動向を見ると、2010年産業財産権の出願は349,963件で前年(342,003件)に比べて2.3%増加し、特許出願は170,600件で前年(163,523件)に比べて4.5%増加し、産業財産権及び特許出願の件数ともに世界4位の水準を維持している。

＜表 I－1－1＞韓国における産業財産権出願の推移

(単位：件)

区分	2008年	2009年	2010年
特許	170,632	163,523	170,600
実用新案	17,405	17,144	13,690
商標	99,986	103,433	108,450
デザイン	56,750	57,903	57,223
計	344,773	342,003	349,963

韓国民のPCT国際出願は毎年持続的に増加し、2010年の場合前年(8,035件)に比べて20.5%増加した9,686件で世界5位を占め、国内及び国際出願ともに世界的な水準を維持していることがわかる。

＜主要国の産業財産権の推移＞

(単位：千件)

区分	2007年	2008年	2009年
中国	1,402	1,526	1,807

＜PCT国際特許出願の推移＞

(単位：千件)

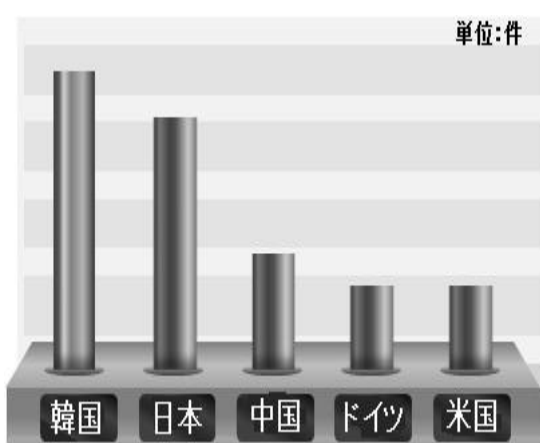
区分	2008年	2009年	2010年
米国	51,637	45,618	44,855

米国	861	898	838	日本	28,760	29,802	32,156
日本	588	553	500	ドイツ	18,855	16,797	17,171
韓国	380	344	342	韓国	6,120	7,900	12,337
ドイツ	212	208	191	フランス	7,899	8,035	9,686

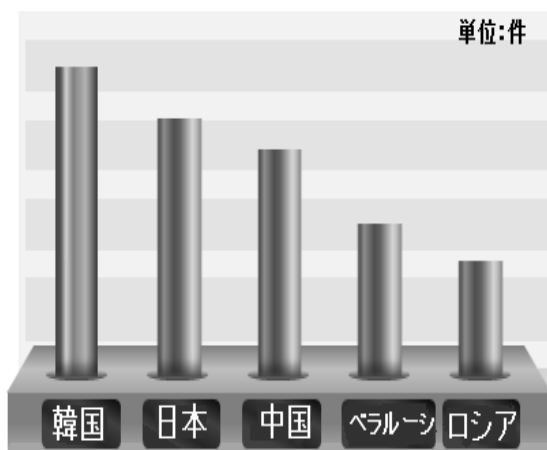
(出処：各国年報)

(出処：WIPO、2011. 2)

同時に、技術革新を通じて国家競争力を高めるために持続的な研究開発に対する投資を拡大した結果、2008年GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な特許生産性は世界最高のレベルを維持することとなった。

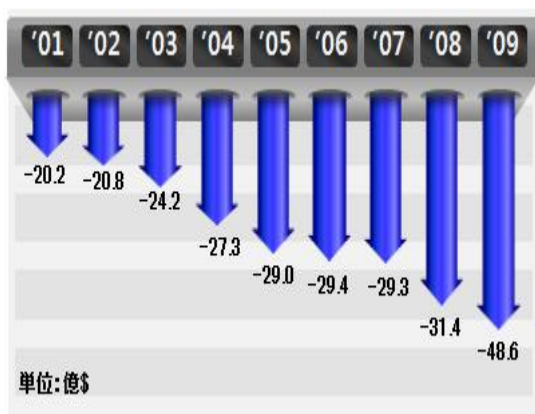


<GDP10億 \$ 当たり内国人の特許出願
件数 (2010、WIPO) >



<R&D100万\$当たり内国人の特許出願
件数 (2010、WIPO) >

しかし、このような産業財産権出願の量的成長にもかかわらず、実質的に収益を創出している核心・源泉特許が不足し、技術貿易収支における赤字規模は持続的に増加しているのが現状である。



＜技術貿易収支における赤字の推移

(2010、教科部)＞



＜技術貿易収支の比率(輸出/輸入)

(2010、OECD)＞

そこで、R&Dの量的投入の水準に合う良質な技術の確保を通じて競争力を持ち、かつロイヤルティー収入の獲得が可能な高品質の知識財産権を創出・活用できるよう、知識財産分野に対する戦略的な投資及び支援を拡大する必要がある。

そのためにはまず米国、日本など先進国水準の品質の高い審査・審判サービスを適時に提供することで優秀な技術を適時に権利化して活用できるよう、制度の面からのバックアップを強化していく必要がある。また、特許情報を国家研究開発事業に積極的に活用することで重複研究を防止し、効率的な研究開発への投資が行われるようにしなければならない。企業に対しては核心・源泉技術に対する知識財産権の先占及び知識財産の経営支援を強化すると同時に、標準特許の創出を促進することで世界市場での競争力を高める必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

1. 概観

20世紀政治中心の国際秩序体制が21世紀に入ってから知識基盤産業を中心とした経済中心体制へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位を基に超優越的な地位を享受していた先進国が、80年代から中進国・発展途上国の経済的な躍進によって経済的な面での危機感を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながらも強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変えようとしたためである。そこには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化もまた大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の中で知的財産の重要性は一段と大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出と経済成長の源泉が、天然資源、労働、資本などの物的資源から科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲に至る自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があることを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は現在重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の主要手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する進入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からS TOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進し、最近の米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占めている(2008年全体提訴件数39件のうち37件が知財権関連の提訴)。日本もまた2002年関税定率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、全世界的に産業財産権の出願が急増している。1960年代以後出願倍増の所要期間が急速に短くなる傾向を見せたが[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]、2000年以降出願の増加傾向は鈍くなりつつある[(2008)625万件]。また、最近は知的財産権の対象と範囲が急激に拡大しつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許が急増し、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員な

ど個別的な努力とともにそれを国際的に解決するために国家間審査協力 (Work-sharing) を推進することになり、現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェー制度が提案され、2010年現在韓国を始め、日本、米国など全世界の15カ国が参加している。2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式発足した。2009年にはIP5協力体制への移行に向けて特許分類、情報化、特許審査政策に対する3つのグループを設けている。同実務グループでは10つの基盤課題を国家別に2つずつ担当し、課題を遂行している。IP5体制は2010年に定着化段階に入り、5つの特許庁間での審査協力と審査環境を標準化していくための議論がさらに活発化している。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことで国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術保有企業の特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティーが要求されて特許侵害訴訟で負けた場合に莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増えている。また、源泉技術の特許を保有した先発企業が特許プール (Pool) を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。これは海外出願の急増とともに権利化された海外特許を基に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているものである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

2. 国際動向及び対応策

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

イ．米国

まず、米国は1999年9月 国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領直属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を通過させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府はこのように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していこうとする戦略といえる。米国の経済成長の促進と高級雇用の促進のため、2010年オバマ政府は世界経済で優位を占められる知識財産分野を積極的に活用することを強調し、国家レベルでの知財権保護の総合戦略を発表した。

2009年スタートしたオバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家的なアジェンダ解決においてもIPの役割を強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

ロ．日本

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定すると同時に、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)」を設置(2003)することで、関係省庁の施策を総合・調整するとともに知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めているほど実質的に運営されている。知的財産戦略本部では日本政府の新成長戦略と連動した「知的財産推進計画2010」を策定・推進している。一方、2005年4月には東京高等裁判所の支部として知的財産高等裁判所を設置し、専門人材を集中配置するとともに特許権に関する裁判の控訴審を専門的に担当させている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に努めている。

ハ. EU

欧州連合(EU)は加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システム構築に力点を置いている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルで知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環としてEU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業の参加者たちに知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Help-deskを運営して

いる。

EU加盟国もまた知的財産を念頭に置いた政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007.4)した。フランスは弁護士と弁理士の職役を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。EUは2003年共同体特許裁判所の設置に関する提案書をEU理事会に提出して以来、スペインとイタリアなど一部の国家で公式言語と関連する合意に難航しているものの、単一効果を持つヨーロッパ特許及び特許裁判所の設立に向けて活発な動きを見せている。

二. 中国

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23部署の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。また、中国は2008年知的財産を通じた小康社会の実現を目標に「国家知財権戦略綱要」を発表し、2020年まで知的財産権の創造、運営、保護、管理能力の向上に向けて国の力を集中させている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的に自国の知財権創出及び保護のために努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に努力している。

ホ. 韓国

韓国では1998年まで米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する受身的な対応体系の構築という、個別部処レベルでの知的財産政策だけが推進されてきた。

韓国は米国、日本などのような国全体レベルで知的財産政策方向を企画・統合・調整できる機関が存在しない状態であった。特に、1998年以後、特許庁、知識經濟部など一部の部処を中心に知的財産の効率的な管理のための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。また、2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。韓国政府も知識基盤のグローバル競争体制に効果的に対応するために2009年9月29日第15回国家競争力強化会議で知的財産強国実現に向けた戦略を樹立した。同実現戦略では政府レベルで重点的に推進する課題として、知的財産の経済・産業的な活用促進、グローバル水準の法・制度の構築、インフラの先進化など3大分野を提示した。特許庁は2008年12月24日に産・学・官の知的財産関連15機関と共同で21世紀知識財産ビジョンと実行戦略を樹立し、知的財産強国に向けた青写真を構築した。また、2009年10月には国務総理室に知識財産戦略企画団を設置し、国家知識財産委員会の設立、知的財産基本法の制定などを政府レベルで推進している。

へ．対応策

このような知財権分野の国際動向に対して韓国の対応策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に参加する必要がある。特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に力を入れているように、韓国も長期マスタープランを作成し、政府レベルでの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、知識基盤経済になるにつれ国家知的財産政策推進体系の強化が切に求められている。そこで韓国は国家知的財産戦略計画の樹立及び執行結果の評価、知的財産政策の総括企画・調整のための機構の設置根拠となる「知的財産基本法」の制定に向けて取り組んでいる。これを通じて知的財産と関連して散在している政府の力を統合する根拠を作り、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させることが出来ると見られる。

また、米国の「21世紀戦略計画」などのような知的財産基本計画を樹立・発表し、年度別の推進細部計画を立てて一貫性のある知的財産政策を推進しなければならない。

国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェー制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。同時に、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業にとって有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最後に、韓国の場合も知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に散らばっている様々な組織(KOTRA海外支社、韓国知識財産保護協会、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていかなければならない。

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

知的財産基盤経済へシフトしていくにつれ、世界主要国は知識財産を新たな国家発展戦略として提示し、積極的な知的財産強化政策を推進することで自国企業の競争力を高めていく方向に戦略的な知的財産政策を追求している。米国は2008年に「知的財産のための資源及び組織の優先化法(Prioritizing Resources and organization for intellectual property: Pro-IP)」を立法し、大統領室に知的財産執行調整官を設置し、知的財産を重視する政策を推進している。2010年には「特許改革白書」を発刊、「国家知財権保護戦略」を樹立するなど経済成長のための核心エンジンとして知的財産政策を強化しつつある。日本は2002年知的財産基本法を制定してから総理室に知的財産戦略本部を設置し、知的財産全般に対する知的財産推進計画を毎年樹立するなど知的財産政策を推進している。中国も2005年国家知的財産戦略委員会を設置し、2008年国家知的財産権戦略綱要を樹立するなど積極的に知的財産政策を推進している。

韓国の場合、国民の情熱と努力を基に製造業中心の高度成長を通じて世界13位水準の経済規模を誇り、先進国にステップアップするための基盤を整えたが、価格競争力を武器とする途上国からの追い上げと優れた技術力を持つ先進国の狭間で悪戦苦闘している。特に、韓国の輸出主力品目である半導体、携帯電話などIT分野を中心に特許を先占した海外企業からの攻勢が激しさを増している中、中国など主要途上国との差は縮まりつつあるため、知的財産基盤の高付加価値経済への転換が急がれる状況である。

このような知的財産に対する国内外の環境変化や知的財産と関連した多様な顧客からのニーズなどを反映し、特許庁は先進一流国家の建設に貢献できる知的財産ビジョンを設定した。「21世紀知的財産先進一流国家の実現」を長期ビジョンとして設定し、具体的な履行に向けた「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化するこ

とで技術革新と産業発展に寄与」というミッションを導き出した。また、実践課題としてG5水準の知的財産サービス体系の構築、知的財産の経済・産業的な活用の促進、公正な知的財産社会の実現、顧客及び成果中心の責任経営の実現などを設定した。

第2節 ビジョン達成のための戦略及び実践課題

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

韓国特許庁はG5水準の知的財産サービスを提供するために処理期間と品質の面で競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進的な知的財産制度の運営、グローバル知的財産協力の拡大、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関に求められる能力を最高レベルまで確保し、国内外の出願顧客などに最高のサービスを提供すると同時に知的財産競争力を強化すべく努力した。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

未来の市場をリードする競争力ある知的財産権の創出及び経済・産業的活用を促進するために研究開発と知的財産権の連携を強化し、企業の知的財産競争力を強化するために努力した。まず、国家が推進する研究開発における特許情報の活用を拡大し、重複投資の防止など国家R&Dの投資効率性を高めようとした。また、中小・中堅企業に対してはIP-R&D連携戦略支援を充実化させ、地域有望中小企業をIPスター企業として総合支援するなど、知的財産権に強い中小・中堅企業の育成に向けて努力した。

3. 公正な知的財産社会の実現

産業界が必要とする知的財産専門人材の養成、創意的な発明人材の早期発掘・育成、無料弁理支援など社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営を拡大し、知的財産が尊重され公正に実現できる社会的基盤が形成されるように努力した。また、商標権特別司法警察権を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、中国・ベトナムなどに設置されたIP-DESKを通じて特許紛争への対応など知的財産権支援を強化することで知的財産権の保護水準を高められるよう努力した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は顧客を配慮した多様な特許行政サービスを提供すると同時に、成果主義文化を定着させて顧客及び成果中心の責任経営を実現することでビジョン達成に寄与すべく努力している。特に、電子出願サービス、手数料納付制度の改善などを通じて顧客の便宜を図り、成果・職務・能力中心の成果管理制度の運営及び創意・実用文化を内在化することで顧客及び成果中心の責任経営の実現を目指した。

第3節 実践課題別2010年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クァク・ソンミ

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

特許庁は世界最高レベルの知的財産行政能力を構築するために審査・審判の処理期間と品質面において競争力ある水準を維持し、主要先進国と知的財産協力の強化及び最貧・途上国を対象に知的財産協力事業を拡大するなど、知的財産分野においてG5水準の知的財産サービス体系を構築するために努力を傾けてきた。

まず主要国に比べて競争力ある水準の審査処理期間を維持するために努力した結果、2010年特許審査処理期間が年平均18.5カ月を記録し、米国(2009年25.8ヶ月)、日本(2009年29.1ヶ月)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスが提供できた。また、出願人の特許戦略によって「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の中から審査時期が選択できる顧客オーダーメイド型3トラック審査制度を持続的に補完し、出願人が希望する時期に審査処理の結果が受け取れるようにした。

全世界的における出願増加の流れに対して効果的に対応するため、特許庁は先進5カ国(IP5)¹の協力体系を構築し、10大基盤課題を共同推進するなど主要先進国との協力を強化することで、韓国企業が海外で知財権獲得にかかる費用と時間が節約できるようにした。同時に、最貧国・途上国に対する知的財産協力事業を拡大し、援助される側から援助する側へと成長した経験を国際社会と共有することで、国際社会における韓国のプレゼンスを高め、最貧国・途上国との友好的な基盤の確保を図った。

¹ 全世界特許出願の約80%を占める先進5カ国の特許庁で、中国、米国、日本、韓国、ヨーロッパの特許庁を指す。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

持続的な研究開発への投資拡大の結果、韓国は産業財産権出願件数で世界4位(2010年)、GDP及びR&D投資対比内国人特許出願件数で世界1位(2008年)など量的側面からは世界最高水準を維持しているが、核心・源泉特許不足によって技術貿易収支の赤字規模が持続的に拡大するなど質的競争力はまだ不十分な状況である。そこで、特許庁は競争力ある知的財産権の創出を拡大し、経済・産業的活用を促進するために持続的な努力を傾けている。

まず、国家が推進する研究開発を遂行する際に事前に類似した研究があるかを点検する特許技術調査を実施し、R&D予算の重複投資を防止した。ソウル大学経済研究所によれば昨年特許技術動向調査を通じて予算約3,000億ウォンの無駄遣い防止効果があったという分析である。2011年からはR&D部処との事業費分担を通じてR&D部処が申請した課題全体に支援の対象を拡大し、国家R&D特許成果管理を強化することで国家R&D事業の投資効率性と質的な成果を高めていく計画である。

また、対日貿易収支の赤字規模が大きい先端部品・素材分野のR&Dを行っている中小企業を対象にR&D現場に「知的財産戦略専門家」を派遣し、R&D企画、進行、完了などR&D段階に従ってオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援するIP-R&D連携戦略の支援を推進した。2010年企業80社を支援し、合計761のIP獲得戦略、350のR&D方向提示戦略などが導き出された。同時に、韓国企業が将来市場をリードする核心技術に対して知的財産権が確保できるよう、グリーン成長及び新成長エンジン分野における31の核心技術を対象に知的財産権中心の技術獲得戦略支援事業を推進し、2,000件あまりの核心特許の創出、353件のR&D戦略提示などの成果をあげた。

最後に、地域有望中小企業108社をIPスター企業として集中育成し、特許出願(10.7%増加)、売上高(30.3%増加)、雇用規模(6.4%増加)などが増加する成果をあげ、中小企業に対するIP経営コンサルティング、知的財産権の権利化及び事業化などをOne-Stopで支援する特許総合コンサルティング、ブランド・デザイン経営支援などを推進し、中小企業の知的財産競争力を高めた。

3. 公正な知的財産社会の実現

知的財産専門人材の養成、社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営などで知的財産が尊重され、かつ公正に実現できる社会的な基盤を作り、国内外の知的財産権を効果的に保護することで知的財産を通じた公正社会の実現に貢献できるよう努力した。

まず、産業界が必要としている専門人材を養成するため、KAISTと弘益大に知的財産専門学位(修士)過程を開設し、大学(院)に対する知的財産講座運営支援を持続的に拡大した。同時に、産学協同プログラムとして企業が問題出題・審査・賞金を提供し、大学がその問題を解決するキャンパス特許戦略ユニバーシアード、デザイン権コンテスト、大学創意発明大会などを開催し、知的財産権に強い理工系人材を養成できるようにした。

また、クリエイティブな発明人材を早期発掘・育成するためにKAIST、POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業人教育課程を開設・運営支援し、YIP(Young Inventors Program: 青少年発明家プログラム)、学生発明大会など様々なプログラムを開発・支援することで学生たちの創造力の啓発及び発明教育を促進した。同時に、教育環境が劣悪な過疎地域・階層の青少年たちの創造力を向上させるため、過疎地域の学校、保育園などを対象に訪ねていく発明教室及び発明キャンプなどを開催した。

一方、知的財産権の効果的な保護のため、特許庁は商標権特別司法警察隊を発足(2010年9月)させ、模倣品の製造・流通に対するオン・オフライン取締りを強化した。中国・ベトナムなどに設置されたIP DESKを通じて海外に進出した韓国企業の知的財産権支援を強化し、紛争情報の事前提供、国際知財権紛争対応コンサルティング、知財権訴訟保険など国際特許紛争に対する事前・事後の支援を強化することで輸出企業の知財権競争力を高めるようにした。また、営業秘密の生成時点及び原本であることを証明する営業秘密原本証明制度を導入し、企業の営業秘密を保護すると同時に技術漏洩を防止した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は企業型責任運営機関として顧客のニーズを反映した特許行政サービス体制を構築し、職員の専門性及び能力の強化、業務方式の改善などを通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現するために努力した。

手数料の納付実績によってマイレージを提供し、集まったマイレージを特許支援事業及び手数料納付の際に活用できる手数料マイレージシステムを構築し、手数料納付に対する便宜を図った。また、特許顧客相談センターの専門スタッフによる出願書類作成など出願関連相談を遠隔支援する出願Expert Systemを運営することで、出願書作成時のミスを最小限に抑えることを目指した。また、出願人が自分の出願に対する処理状況をオンラインで簡単に確認できる審査処理順番案内サービスを提供し、出願人の便宜を図った。

特に、成果評価と人事制度を連携させ、職員個人の能力と組織に対する貢献度を基に昇進などの補償が行われる成果管理システムを定着させた。同時に、充員が必要な部署と職員の意思を同時に考慮して人材を配置する人事ドラフト制を運営することで適材適所の人事運営が可能になることを目指した。

また、職員の創造力及び変換管理能力を高めるためにSERICEOなどオンライン知識コンテンツサービスを職員に提供し、オーダーメイド型変化管理教育、様々な創意・提案制度の運営などを通じて職員の自己啓発及び組織文化改善のために力を入れた。

このような持続的な努力の結果、2010年政府業務評価で核心課題最優秀、情報セキュリティ評価で最優秀、行政安全部主管の創意実用提案で大統領賞など様々な分野で高い評価を得た。今後このような成果を維持・発展させ、さらに優秀な特許行政サービスが提供できるよう努める計画である。

第 2 編

G5水準の知的財産 サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 放送通信事務官 キム・サンウ

イ. 推進背景及び概要

最近国際的な知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の導入などにより、国家別審査結果に対する相互活用及び比較する機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際審査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2010年13,877件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が増大しつつある。このような国際的特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としてのプレゼンスを高めるためには全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社の牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、大企業の特許出願件数は2006年63,848件から、2010年42,640件へと多少減少する傾向をみせてはいるものの、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それによって審査品質に対する関心も何時にも増して高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処

理期間のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があるといえる。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダー的な役割を果たせるための計画である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた品質能力の強化

イ) 優秀人材の補充

審査品質の更なる向上を図るため、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用した。2010年には67人(正社員38人、契約社員29人)の専門人材を補充し、持続的な増員を推進中である。このように増員された専門人材は体系的な審査官教育などを経て審査業務に投入されるため、審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。また、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級運営に関する規定」を制定し、2010年6月まで計8回にわたって改正を行った。それにより審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査

官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるために等級別に意思決定権を差等をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するために、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には最終処分以外の審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

一方、2010年6月改正された内容には審査官に昇級の機会を拡大提供し、充実した昇級教育運営を通じて実務能力を高めるために必修教育課程を多様化しすると同時にオンライン教育課程を追加するなど昇級教育課程の改編が含まれている。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2010年12月末基準で首席審査官が51人で7.5%、責任審査官が79人で11.6%、前任審査官が252人で37.1%、審査官は297人で43.8%を占めている。

＜表Ⅱ－1－2＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定の権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修 (中1)	審査事例研究(Ⅱ)課程、 審決・判例研究課程、 特実審査争点事例課程	最終処分以外の 審査関連通知事項
		選択 (中1)	審判訴訟制度課程、審判官課程	

責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修 (中1)	審査事例研究課程(Ⅱ)、 審決・判例研究課程、 特実審査争点事例課程	意見提出通知など
		選択 (中1)	審判訴訟制度課程、PCT審査課程、 審判官課程	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修 (中1)	審査事例研究課程(Ⅰ)、 明細書及び請求範囲解釈課程、 特実審査争点事例課程	優先審査申請書の 補完指示など
		選択 (中1)	中堅審査官課程、PCT審査課程	

ハ)審査パート制

審査官の増加により、効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、業務処理速度を向上させるため、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に導入していた中、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行されるようになった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

2010年12月末基準で、審査課(チーム)別に3～4つの審査パートを運営し、特・実審査局の中で計100の審査パート(機械金属建設審査局28、化学生命工学審査局26、電気電子審査局22、情報通信審査局24)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査エラーを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

＜表Ⅱ－1－1＞審査パート制の構成状況

(2010年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設 (9課)	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	金属	合金、加工、処理・操作
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設
	複合技術 1	微細特殊加工、ロボット/ゲーム、推進/制動制御
化学生命 (8課)	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析
	化学素材	有機化学、高分子材料、無機化学
	精密化学	精密化学工程、精密化学製品、精密化学素材
	環境エネルギー	大気、水質/廃棄物、エネルギー/資源
	薬品化学	天然物医薬、製剤・化粧品、合成医薬、バイオ医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品
	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源
	複合技術 2	治療診断、粉体工程、セラミックス
電気電子 (6課)	電気	電気制御、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路、電子機器
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング、

		半導体エッチング工程
	電子商取引	電子商取引システム、ビジネスシステム、金融システム、太陽電池
	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム、光ネットワーク
	複合技術 3	電子素子、医療機器、半導体パッケージ
情報通信 (7課)	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム
	映像機器	映像駆動、映像素子、PDP
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリ/インターフェース、無線システム
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
	デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
	ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送、ネットワーク制御

ニ)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められたり、苦情多発または社会的問題として注目されたことで業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野を専門職位として指定し、審査熟練度を高めるための基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2010年12月現在、32の技術分野担当及び34のIPC分類担当職位に対して計66の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局16、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

＜表Ⅱ－１－２＞特許審査分野における専門職位(計66)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
	9	8	7	8
特定技術分野における 専門職位	国防関連の出願、変速機、半導体移送装備、無限動力など	細胞、OLED素子、燃料電池システム、セラミックスなど	LEDエピタキシャル成長、核工学技術、印刷回路基板、露光技術など	無線通信、フラッシュメモリ、PDPパネル、コンピュータアーキテクチャーなど
IPC分類担当 の専門職位	9	8	10	7
合計	18	16	17	15

2) 審査ノウハウの共有拡大及び効率的な審査成果管理体制の整備

イ) 審査品質履歴カード

2010年以後観点別審査評価の本格的な実施により審査品質履歴カードを改善して審査官に提供した。観点別審査評価は手続きの効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、拒絶理由の一貫性、顧客指向性など5つの評価観点別に細分化して評価を行う方式で、これを通じて審査品質の弁別力を高め、品質誘引機能を高めることができる。

これによって改善された審査品質履歴カードを通じて観点別審査評価結果を累積・

管理することで審査官たちが評価観点別に審査能力を自己判断すると同時に弱点を分析・改善できるようにしているため、審査品質の向上に貢献できるものと期待されている。

ロ)審査官履歴管理カード

審査人員の増加によって審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握し難くなったことから、審査官別の審査結果を要約・整理して統合管理するため、2006年から審査官管理履歴カードを構築・運営している。審査官履歴管理カードは担当審査官以外にも管理者であるパート長、課長、局長が閲覧でき、内容が簡単に把握できるよう身元情報、審査評価、審査実績、審査品質、上司の意見などの項目で構成され、審決の細部履歴も参考資料として提供している。

特に、2010年には審査官のための自己診断機能の実現、管理者のための品質管理機能強化及びユーザー利便性向上のためのIPC別登録決定率の期間別照会機能の追加、審査官別業務処理タイプ情報の提供、審判関連情報リンクなどの改善策を講じて施行した。

これを通じて全体的な審査業務成果が簡単に把握でき、技術分野別に審査の安全性と信頼性が確保できると同時に、審査の責任性及び自負心を高め、審査品質の向上に貢献できると期待される。

ハ)審査業務管理カード

審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウの共有活性化のために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引継カード、知識管理カードを統合することで、より活用性及びアクセシビリティの高い審査業務ノウハウの共有体系を構築するため2007年12月に構築された。

担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技

術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている審査業務管理カードは、他の資料では見ることはできない実務から直接体得した知識も記載されているため、実務中心の審査ノウハウ共有に重要な役割を果たしている。

このように審査業務と関連した多様な資料として活用できる審査業務管理カードは個人の経験・知識を蓄積・共有することで、特許審査品質向上への基盤作りはもちろん、後任審査官の審査業務適応度向上にも大きく寄与している。

ニ) 審査報告書

最近審査官の審査処理量の増加により制度的に審査品質を高める必要性が増大したことで、2005年から審査報告書を導入した。出願番号など基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモで構成された審査報告書は電算化作業を経て2006年から外部の先行技術調査結果物がある案件に限って制限的に運営されたが、2007年からは全ての終結処理件を対象に全面的に施行された。

2008年10月からは管理者による審査品質管理の効率性を高めるために審査報告書に「検索履歴」欄を新設し、審査官が審査に着手する際に特許決定件又は記載不備とだけ拒絶理由を通知した件などに対して自主的に検索履歴を記載するようにした。

このような審査報告書の活用を通じて、審査官が検討した先行技術目録などから審査の適切性が簡単に判断できるだけでなく、審査官の責任を強化すると同時に自負心を高めることで審査の品質向上にも貢献している。

ホ) 協議審査制度

技術の発達及び融・複合化の流れで複合技術の出願が増加していることから、2000年3月から関連技術分野を専攻した審査官間の協議審査を制度化して運営している。協議審査のプロセスを見ると、主審査官が協議審査の必要性を判断して副審査官を選定し、関連技術分野に対する審査を共同で遂行した後、共同名義で審査結果通知書を発

送する形式で進められる。

最近の主要改正内容を見ると、2007年3月協議審査実績の換算点数を本審査遂行実績の20%から30%へと上方修正することで合理的な実績点数を付与し、2008年12月には技術分野別専門家DBを構築して審査の際に協議審査官目録を提供し、また協議審査の内訳の記載を義務付けるなど制度運営を充実化した。また、2009年1月には審査業務の生産性向上のために協議審査実績の換算点数を調整し、協議審査の際に主審査官の換算点数10%を削減するようにした。2010年7月には外国先行技術文献の検索及び活用を促進するために協議審査の対象を拡大し、外国語諮問審査官の協議審査を施行した。

＜表Ⅱ－1－3＞最近5年間協議審査の状況

2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
2,683件	2,977件	2,705件	753件	270件

3) 対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ) 開かれた審査制度のパイロット・テスト実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化し、特許庁審査官の検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた制度の導入が検討されている。

開かれた審査制度とは、出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度であり、現在米国、日本、オーストラリアなどで本格導入に向けて既にパイロット・テストが完了、もしくは施行中である。

<図Ⅱ－1－1>CPR制度の運営プロセス



一方、2010年公開されたIT分野の出願50件を対象にパイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で意見引用率が41%に達した。

<表Ⅱ－1－4>2010年開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

区分	実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手 件)	提出された意 見	登録レビューアー (参加レビューアー、 参加率)	意見 引用件
韓国	2010	50件	43(41)件	136件	53(8, 15%)人	17件 (41%)
米国	2007～ 2008(1次)	40件	36(36)件	173件	2,092(365, 17%)人	13件 (36%)
日本	2008	39件	37(35)件	120件	253(22, 9%)人	13件

						(37%)
豪州	2009～ 2010	31件	30(30)件	106件	30(19, 63%)人	11件 (37%)

ロ)国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EP0)間の相互協力が具体化しつつあるため、国家間審査実務の共通点と差異に対する比較分析、審査官教育課程の相互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2010年には3国間の特許性判断基準を相互比較し、共同で報告書を発刊した。また、2011年には実際事例中心の比較研究を通じて審査基準と実務の差を総合的に検討を行う予定である。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように、優秀な人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育環境の現実化を通じて審査官が昇級できるチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀な経歴審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。また、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専

門職位制度は業務生産性向上及び審査専門性向上のためにフレキシブルに運用する予定である。

審査品質履歴理カードは今後観点別審査評価が強化され、審査着手段階での充実性評価(FACT ReView: First ACTION ReView)が本格的に実施されることから、審査品質を細部的に評価し、評価の還流機能を高められるよう改善していく予定である。また、形式的な記載を止揚するとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(「検索戦略の共有及び文書化」)との連携など今後活用可能性に対する追加検討を通じて改善時効を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては、対象技術分野の拡大を通じた追加パイロット・テストの実施で制度の本格的な国内導入可能性を検討する計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化しIP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

2. 特許・実用新案審査のインフラ改善

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・ギルス
 電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 ハン・ジュ Chol
 電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

＊注：2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が先行技術調査専門機関の指定取消を自ら要請してきたため、専門機関の指定が取消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングが行われている。2010年には約175億ウォンを投入して64,484件をアウトソーシング依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
審査処理件数	1,055,698	151,793	180,432	240,665	143,554	109,313	105,507	137,940
調査依頼件数	208,210	78,080	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782	64,484
調査依頼比率 (%)	19.7	51.4	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7	46.7
執行額 (百万ウォン)	35,777	15,777	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836	17,540

＊注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

さらに、2009年には特許及び実用新案先行技術調査報告書の文献に対する一部活用の際は評価点数を調査文献活用件数によって差等適用し、不良調査評価項目を審査官満足度項目で管理できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2009-45号)した。

さらに2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進し、2010年には約33億ウォンを投入し、5,200件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－7＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,699	7,281
	外国	11	19	292	2,478	6,788	11,169	13,529
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は 2009年から外国PCT国際調査の依頼件に対 して遂行					5,672	5,200
アウトソーシング比率 (%)							50.8	38.4
執行額(百万ウォン)							3,222	3,266

*注：アウトソーシング比率＝(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

ロ. 国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2010年には約25億ウォンを投入し、266,790件(再分類49,500件)を依頼した。

＜表Ⅱ－1－8＞国際特許分類事業の年度別推進状況

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
新規 付与	件数	174,000	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	217,290
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照

	金額(百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,999	1,866	1,799	2,138
	件数	—	56,500	33,883	—	92,680	77,602	49,500
再付与	単価(ウォン)	—	6,550	6,760	—	7,050	7,226	7,370
	金額(百万ウォン)	—	370	229	—	653	558	364
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,999	2,519	2,357	2,502

※特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン(2010年から特許とPCT単価に差等をつける)

IPC分類の一貫性を確保し、審査の質レベルを高めるために、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために二回の韓－米特許庁間のMOUを締結し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業(第1次MOU：計14,749件、単価15,750ウォン、第2次MOU：34千件あまり、単価16,100ウォン)を推進し、今後知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ. 審査官新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めると同時に最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び審査官に合わせた教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関の調査員

もオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－１－９＞審査官新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型の新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベクムン

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・テス

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2010年基準で計17の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

＜表Ⅱ－1－10＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストラリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)、イスラエル(2009)、エジプト(2009)

*注1：()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2010年には前年比0.8%が増加した22,707件の依頼を受けた。このうち13,877件は外国出願人から依頼されたもので、8,830件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

(単位：件)

区分		2006	2007	2008	2009	2010
国内	英語	1,813	2,079	2,619	1,818	2,065
	韓国語	3,350	3,992	4,546	5,272	6,765
外国		735	2,853	11,653	13,978	13,877
計		5,898	8,924	18,818	21,068	22,707

2010年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国家は米国、インドネシア、シンガポールなど合計12カ国であり、特に米国のグローバル企業からPCT国際出願に対する国際調査の依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)

ロ. 国家間審査結果の相互活用

全世界の特許出願が着実に増加しているが²、特許出願の増加は特許庁の立場からすると業務処理の負担が増え、審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

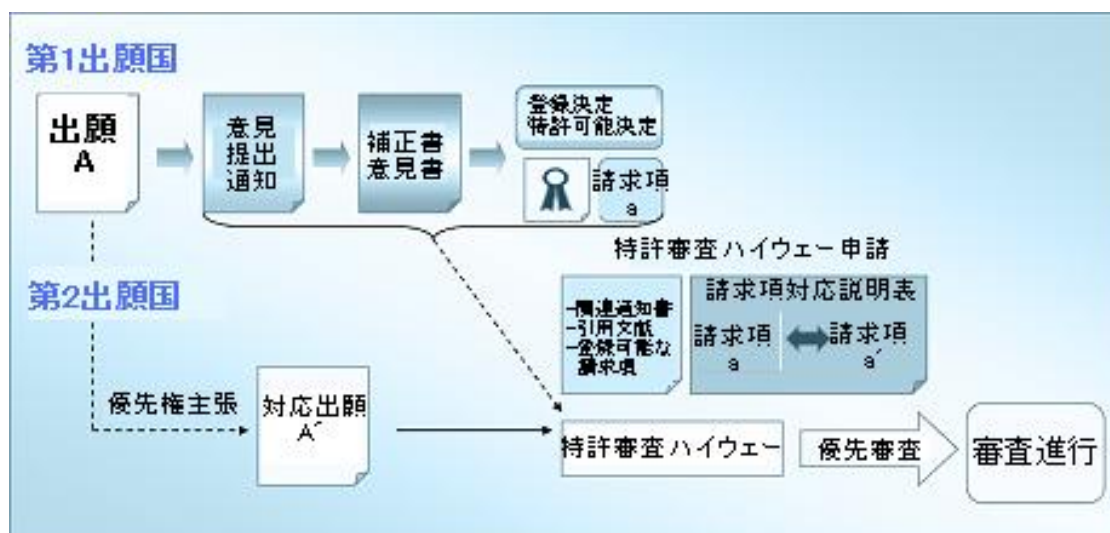
このような問題を解決するために主要国の特許庁は世界特許出願の中の相当数が複

² 全世界の特許出願は1,201,042件(1998年)から1,907,915件(2008年)へと59%が増加(出処：WIPO統計資料)

数の国家に共通的に出願されている点³に注目し、特許庁が相互の審査結果を活用すれば、審査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許が取得できるということに着目し、国家間特許審査結果の活用を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を相互活用するために様々な方法が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国の特許庁は「特許審査ハイウェイ」を特許制度の一部として反映して施行中、もしくは試験的に実施している。

＜図Ⅱ－１－２＞特許審査ハイウェイの概要



特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH) は両国に共通して申請された特許出願に対し、先に特許を出願した国から特許可能という審査結果が出た場合、もう一方の国はその審査結果を活用して該当する特許出願を他の出願より速く審査 (優先審査) する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウェイを実施中であり、米国とは2008年1

³ 実例として2008年度全世界の特許出願約190万件のうち、約84万件(44%)が外国人出願、外国人出願の大半は優先権主張を伴う重複出願と推定される。(出处：WIPO統計資料)

月から1年間試験的に実施した後、2009年に韓－米特許審査ハイウェーを全面実施へと転換して施行している。

2009年にはデンマーク(2009. 3)、イギリス(2009. 10)、カナダ(2009. 10)及びロシア(2009. 11)の順に特許審査ハイウェーのパイロット・プログラムを施行し、2010年にはフィンランド(2010. 1)及びドイツ(2010. 7)を対象国に追加することで特許ハイウェー対象国が計6カ国に拡大された。

このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果の活用を通じた業務協力及び審査品質向上のために特許審査ハイウェー対象国を拡大している。今後も特許審査ハイウェーを始めとする国家間特許審査結果の活用議論はより積極的に展開されると見られる。

特に、韓－米の間では特許審査ハイウェーのみならず、両国の審査官が相互協力して特許審査を行う「戦略的審査処理(SHARE⁴)」というパイロット・プロジェクトを2009年9月から施行することで、米国との戦略的パートナーシップをより強化すると同時に両国間の審査協力を拡大していくための基盤を整えた。

ハ. 共同先行技術調査プログラム

共同先行技術調査プログラム(Joint Prior Art Search Program)は各国に共通して出願された案件に対して共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する信頼を確保し、今後審査結果を相互に認め合うための基盤を構築するプログラムである。

特許審査交流プログラムに参加する審査官は両国に共通して出願された件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討

⁴ SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination, 戦略的審査処理): 国家間審査協力制度の中の一つで、両国に共通して同じ特許を申請した場合、先に出願した第1国がまず特許を審査し、後で出願した第2国は第1国の審査情報を活用して該当特許を審査する制度

議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで、他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることができる。

韓国は2000年から日本との共同先行技術調査プログラムを始めとして、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などと共同先行技術調査プログラムを施行している。

特に、2009年から米国及びイギリスと共同先行技術調査プログラムを新たに推進し、半導体、燃料電池、情報通信及び高分子化合物分野において両国の審査官が相手国を相互訪問し、共同で先行技術調査を実施した。

現在カナダ、ロシアなどとも共同先行技術調査プログラムの施行を議論中であり、今後対象国家はさらに拡大される見通しである。

<表Ⅱ-1-13> 共同先行技術調査プログラムの施行状況

年度	韓-日本	韓-中国	韓-ドイツ	韓-オーストラリア	韓-イギリス	韓-米国
2000	PDP	-	-	-	-	-
2001	有機化合物	-	-	-	-	-
2002	半導体	-	-	-	-	-
2003	ハイブリッド自動車	医薬	-	-	-	-
2004	電子商取引、二次電池	無線通信	-	-	-	-
2005	医療・衛生、半導体光素子	工作機械、高分子化合物、LCD、	-	-	-	-

		電子商取引				
2006	ロボット、 半導体	加熱調理機具、 車両部品、電気 接続装置、半導 体発光素子	コンピュー タ、LCD	-	-	-
2007	放送記録・再生、 建築材料	-	ディスプレイ、半導体パ ッケージング	医薬品、 無線通信	-	-
2008	洗濯機、医薬品	空気調和機、 電気通信技術	内燃機関、 化学素材	-	-	-
2009	LCD駆動、 発電機及び電動 機、燃料電気	半導体、 医療機器	冷凍装置構 成、酵素測定、 LED、無線伝送	-	デジタル情 報伝送符号 化及び複号 化、高分子 化合物	半導体 燃料電 池
2010	電界発光光源、 コンピュータイ ンターフェース	-	エンジン、遺 伝子、金属、 無線通信	-	-	半導体 燃料電 池

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザイン審査品質の向上

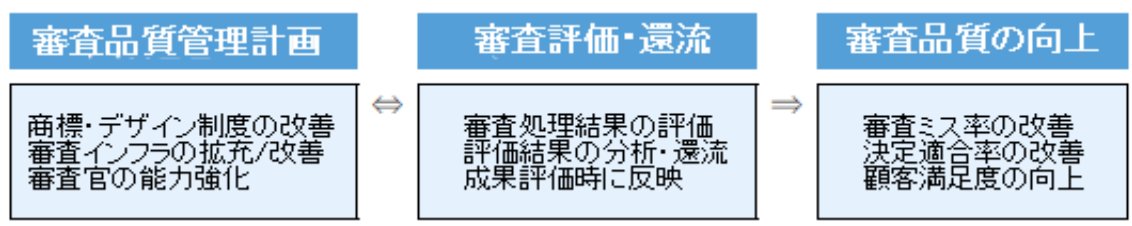
商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ク・ジャグァン

イ. 推進背景及び概要

特許庁では2008年度下半期から「高品質の審査サービスの提供」を審査パラダイムとして定め、顧客が提出した出願書を審査している。2010年度には商標及びデザインの審査品質を高めるためのこれまでの努力が実を結ぶようにする一方、迅速かつ正確な審査処理サービスを提供するために様々な方案を講じて推進した。

審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2010年度にこれら3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

<表Ⅱ－1－14> 2010年商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 商標・デザイン審査品質管理計画の樹立・施行

1) 推進概要

2010年も商標・デザイン分野の審査品質を高めるために審査インフラの最適化、

効率的な審査品質管理、審査官審査能力の強化など3つの分野26課題で構成された商標デザイン「審査品質管理計画」を樹立・施行した。

＜表Ⅱ－1－15＞2010年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況

推進分野	細部推進課題		備考
審査インフラの最適化 (11)	韓・EU FTA履行に向けた商標法改正の推進		
	強いデザイン権創出に向けたデザイン法令の改正		
	商標/サービス業分類体系の改編及びDBの整備		
	デザイン国際出願制度導入の推進		
	商標審査の透明性及び一貫性強化のための審査基準などの改正		
	顧客が作るデザイン審査基準の改正		
	ロカルノデザイン物品対照表の作成		
	商標調査分析事業の推進	デザイン調査分析事業の推進	
	商標審査システムの改善	デザイン審査システムの改善	
効率的な審査品質の管理 (5)	商標・デザイン審査処理計画の樹立及び管理		
	商標・デザイン審査難易度及び調整係数の管理		
	商標・デザイン審査品質責任制の実施		
	商標・デザイン審査品質自己診断制の実施		
	商標・デザイン顧客満足度及び公正度の向上		
審査官審査能力の強化 (10)	商標・デザインの審査メンタリングコンテストの開催		
	外国の地理的表示制度ガイドの発刊		
	条文別商標法改正沿革解説集の発刊		
	ヨーロッパ共同体商標審査基準解説集の発刊		
	ヨーロッパデザイン紛争事例集の発刊		
	商標フォーラムの開催		
	ヘーグ協定関連のデザイン国際セミナー及びフォーラムの開催		

	商標及び関連分野の論文目録集の発刊		
	商標審査官の能力強化	デザイン審査官能力の強化	

2) 推進体系

商標・デザイン審査品質管理計画は「課題選定→計画樹立→履行実績の点検及び分析→総合評価及び還流」など4段階の管理体系を整え、四半期ごとに推進実績を点検・分析した後、不十分な課題に対しては廃止または修正・補完する日没制方式で推進した。

<表Ⅱ－1－16> 2010商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系

1段階	2010 審査品質管理計画推進課題の選定(1～4月) ✓ 意見収集(審査官、出願人、多出願企業、弁理士) ✓ 2009年度審査品質管理計画推進実績の分析及び還流 ✓ 2010年度商標デザイン審査局の核心推進課題への反映など
2段階	2010 審査品質管理計画の樹立(5月) ✓ 課題別に管理番号付与、担当者指定及び細部推進計画の樹立 ✓ 2010商標デザイン審査品質向上総合管理計画の樹立
3段階	課題別履行実績の点検及び分析(四半期別) ✓ 四半期別に推進課題の履行実態及び推進実績を点検 ✓ 推進実績が不十分な課題の分析→補完または廃止
4段階	2010 審査品質管理計画の総合評価及び還流(2011年1月) ✓ 2010年度審査品質管理計画推進実績の総合評価及び分析 ✓ 審査品質の向上基盤造成に必要な課題の選別→継続推進

3) 2010審査品質管理計画の主要推進内容

イ) 商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2010年度商標分野における大きな話題の一つが「地理的表示の保護」問題であった。韓-EU FTAが批准された場合に備え、その合意事項である外国の地理的表示を保護するための根拠を作るために商標法改正案を用意して国会に提出(2010. 10. 26)した。

また、デザイン国際出願制度の導入、デザインコンセプトの保護強化、類似デザイン制度の廃止及び関連デザイン制度の導入、デザイン権の存続期間を15年から20年に延長、デザイン出願の一部拒絶または一部登録の許容、複数デザインの出願対象を現行20から100まで許容するなど顧客の利便性の向上とデザイン権の実効性の確保などのためのデザイン保護法改正案を設けて国会に提出(2010. 7. 7)した。

一方、2009年度下半期国会に提出した商標法改正案(主要内容：商標権更新制度の簡素化、商標登録表分割納付制度の導入、審査官職権訂正制度の導入など需要者中心の商標制度の改善)が国会を通過(2010. 1. 27)したことを受け、その履行手続きなどを整えるために上半期に商標法施行令及び施行規則を改正し、下半期にはデザイン保護法及び施行令及び施行規則改正案を整え、国会に係留中であるデザイン保護法が国会で議決される場合は即ち施行できるよう準備した。

ロ)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

高品質の商標・デザイン審査サービスを創出するためには審査インフラの最適化が必要である。2010年には類似判断の範囲が広い卸・小売業、修理業、特殊加工業などサービス業の細分化を推進し、先出願及び先登録サービス業のDBを段階的に整備し、2012. 1. 1施行予定である商品/サービス業の国際分類、即ちNICE10版の分類体系改編作業も並行して推進した。

また、デザインの国際分類体系であるロカルノ分類体系に関する審査官教育、英韓対訳本の発刊、ロカルノ分類と韓国分類のデザイン物品対照表の作成などを推進した。

一方、商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、審査官の審査負担を減らすために図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業も推進した。

ハ) 効率的な審査品質の管理

商標・デザイン審査処理業務を効率的に運営することで審査品質を向上し、審査処理期間を短縮させるために上・下半期別に審査処理計画を樹立・施行した。そして、審査対象の商品類及びデザイン物品類別に審査難易度を分析し、審査実績の点数に差等をつけるなど審査実績を公正に管理しようと努力した。

また、審査パート別審査評価の結果を審査パート長の成果評価に反映する「審査品質責任制」を実施し、半期別に局、審査課及び審査官別の審査処理結果を分析して提供した後、審査官自ら審査品質を診断できるようにする「審査品質自己診断制」を施行するなど、顧客に高品質の商標・デザイン審査サービスを提供することを通じて顧客満足度を高めた。

ニ) 審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接行う審査官の能力によって左右される。特許庁では商標及びデザイン審査官の審査能力を強化させるため、コンテストの開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な方案を講じて施行した。

まず、審査パート長の審査メンタリング情報を共有・拡散、商標・デザイン審査品質を高めるために「審査メンタリングノウハウコンテスト」を開催(2010. 6. 17)した。

また、各審査処理過程で現れた審査争点を審査官の間で共有・拡散させるため、「審査争点研究事例コンテスト」を開催(2010. 12. 13)し、審査官能力を高める契機を作った。

＜表Ⅱ－1－17＞2010商標・デザイン審査メンタリングノウハウコンテストの発表テーマ

テーマ

(予選大会)

審査課別	発表テーマ	備考
商標1課	衣類、靴類の商標審査ADSオーダーメイドメンタリングノウハウ	
商標2課	識別力判断などに関する審査メンタリングノウハウ	
商標3課	商標審査メンタリングのノウハウ	
デザイン1課	デザインの参考証明資料検索及び活用メンタリングノウハウ	
デザイン2課	高品質メンタリングを通じたデザイン審査判断に対するノウハウ	

(本選大会)

審査課別	発表テーマ	備考
商標3課	商標審査メンタリングノウハウ	
サービス課	サービス表審査メンタリングノウハウ	
国際商標チーム	国際水準の審査品質のためのノウハウ	
デザイン1課	公知デザインの検索及び活用メンタリングノウハウ	

＜表Ⅱ－1－18＞2010年商標・デザイン審査争点研究事例コンテストの発表テーマ

審査課別	発表テーマ	備考
商標1課	模倣商標関連の審査争点研究事例	
商標2課	薬剤と健康食品の審査争点研究事例	
商標3課	グループ名称と業種名称が結合された商標の類似判断	
サービス課	商標の「付記的または付随的な部分」判断に関する考察	
国際商標チーム	外国人氏名でできた商標の類似判断の方法	

デザイン1課	公知デザインの結合による容易創作判断に対する審査争点の事例	
デザイン2課	「拡大された先出願主義」に関する審査争点	

一方、企業のCEO、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催することで、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。

<表Ⅱ－1－19>2010年商標・デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2. 17	デザイン産業の現状及び韓国のデザイン政策	ナム・ジュホン院長 (韓国デザイン政策開発院)
3. 19	Trademark Intelligenceサービスシステム(Data Mining技法を活用した業表権coVerage拡大ガイドサービスを含む)	カン・ミンス弁理士 (廣開土研究所)
4. 2	「ヒディンク・ネクタイ」著作権に勝つ」 大法院での破棄を導き出せる。	イ・ギョンスン代表 (ヌブティス)
4. 19	称号類似の科学的な判断法	キム・ジョンテ教授 (忠南大学)
6. 8	伝統食品ブランドの保護と地理的表示制の調和方 案	チャン・デジャ博士 (韓国食品研究員)
7. 9	オープンマーケットサービスと商標法上の主要争 点	キム・ビョンイル教授 (漢陽大学)
8. 26	3D産業の現状及びデジタルデザインプロセスの理 解	キム・ヒョンウク理事 (サードアイ)
9. 15	ロカルノ協定加盟によるデザイン物品の特性及び 類似範囲に関する研究	キム・ギョントパート長 (WIPS)

10. 12	サムスン商標管理の実態(サムスン電子の紛争事例を含む)	キム・ヨンウク 首席 (サムスン電子)
11. 10	正規品の並行輸入	イ・スンジン (関税庁)
11. 25	商標権と商号権の相互関係に対する理解	チェ・ジョンヨル 弁護士 (法務法人ユルチョン)
11. 26	持続可能なデザインの理解	キム・ソンアディレクター (Material ConneXion)
12. 7	ユーザー経験デザインからサービスデザインまで	ユン・ソンウォン 課長 (デザイン振興院)
12. 16	商標訴訟における証拠資料の確保及び採択	ミン・インギ 弁護士 (法務法人太平洋)
12. 17	デザイン保護範囲拡大による影響分析及び解決方 案の研究	キム・チャンヒョン 弁理士 (ユミ特許法人)

商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官の間で共有するため、商標・デザイン制度研究会を9回開催した。

＜表Ⅱ－1－20＞2010商標・デザイン制度研究会の発表テーマ

日付	発表テーマ	備考
1. 15	2010年デザイン保護法改正(案)の主要内容の紹介など	
1. 19	改正商標法及び商標審査基準の改正	
1. 22	画像デザイン及び動的デザイン制度	
5. 6	韓日商標制度研究、商標優先審査申請の告示改正の内容	
6. 8	韓国デザイン史	
7. 7	デザイン保護法の改正事項	

7. 19	第1次ロカルノ国際デザイン分類体系の教育	
7. 20	商標審査基準及び商標審査システムの改善内容	
8. 17	KAPPA商標関連の国家賠償訴訟結果の発表など	

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

＜表Ⅱ－1－21＞2010年商標フォーラムの開催状況

日付	場所	発表テーマ	発表者
4. 9	韓国知識センター19階	インターネット上の商 標紛争問題	キム・ビョンイル 教授など8人
12. 15	グランド・インターコンチネンタル ホテル	国家競争力強化のため の商標管理戦略	イ・ジャンウ会長 など5人

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－22＞2010年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	発表テーマ	備考
5. 31	条文別商標法改正沿革解説集	
12. 23	ヨーロッパ共同体商標審査基準解説集	
6. 30	ヨーロッパデザイン紛争事例集	
9. 30	商標及び関連分野の論文目録集	

4) 2010商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

3つの分野26の課題で構成された2010年度商標・デザイン審査品質管理計画を推進し

た結果、25の課題は計画通り推進完了し、「地理的表示ガイドの発刊」課題は韓-EU FTA批准の遅延により2011年度に繰り越して推進する予定である。

＜表Ⅱ－１－２３＞2010年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

分野別	推進課題	推進実績			備考
		推進完了	繰越推進	推進不十分	
審査インフラの最適化	11	10	1	－	
効率的な審査品質の管理	5	5	－	－	
審査官能力の強化	10	10	－	－	
計	26	25	1	－	

ハ．商標・デザイン審査処理結果の評価及び還流

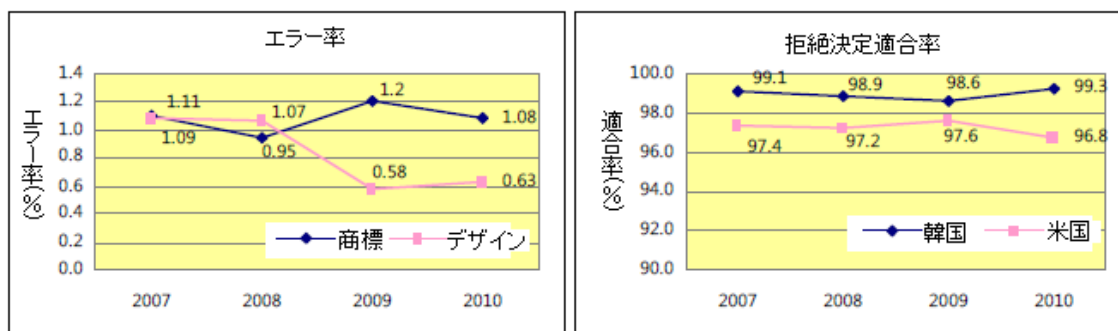
特許庁は独自に審査品質水準を測定し、その結果に対する対処策を講じて審査品質を向上させるため、審査処理結果に対するサンプリング評価を実施している。2010年度商標・デザイン分野の審査評価は審査品質担当官室の評価官が審査評価対象件数の2.38%である3,510件を評価し、審査課長が1.07%である1,579件を評価した。

＜表Ⅱ－１－２４＞2010年商標・デザイン審査評価件数の状況

評価者	評価件数	評価対象件数	評価比率	備考
評価官	3,510	147,172	2.38	
審査課長	1579	147,172	1.07	
計	5089	147,172	3.46	

2010年度審査評価の結果、商標・デザイン審査エラー率は0.86%で前年(0.89%)より多少低くなり、拒絶決定に対する適合率も99.3%で前年(98.6%)より高くなった。

＜図Ⅱ－１－３＞2007～2010年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率の状況



特許庁は審査品質が多少低い審査事例を分析し、審査官に還流させるなど審査評価を通じた審査品質の向上を図っている。

ニ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2010年度商標・デザイン審査品質を測定した結果、審査エラー率及び拒絶決定適合率ともに改善されたが、顧客が感じる体感満足度は68.44%で前年度(70.93%)より低かった。このような現象は審査制度改善及びインフラ拡充と審査官能力の強化を通じた内部的な審査品質向上体系はある程度定着しつつあるが、通知書の作成内容など顧客が直接体験する審査処理結果物に対しては特許庁が更なる努力が必要であるといえる。特許庁では2011年度にも審査品質管理計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えながら、顧客の立場から公正に審査処理が行われるようにしたものである。また、顧客が分かりやすいような通知書を作成するなど高品質の商標・デザイン審査サービスを提供し、顧客が体感する審査品質満足度を高めるために努力を傾ける計画である。

2. 商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョウ・ウォンソク
商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョン・ヒョンゴン

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ネハン

イ. 商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

1) 推進背景及び概要

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

2010年度には出願人の便宜を図るための審査再開通知書の発送、明白な誤記に対する審査官職権補正、商標更新登録申請制度、登録料(更新料)分割納付制度、デザイン無審査品目、デザイン出願公開及び優先審査の迅速な処理のための処理期間などを規定した。また、商標法の改正を受け、種子産業法によって登録された品種名称を不登録事由として明記、国旗・国章などの規定を細分化及び結合商標の類似判断を審・判例と一致させるなど現行商標制度の運営上現れた一部の不備点を改善し、審査の信頼性及び責任性を高めるために商標審査基準及び審査事務取扱規程を改正した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化するため、審査官の審査実務早期適応のための職務教育、指定上品別審査及びデザイン物品別審査のための審査官現場教育を実施した。審査エラー発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるために国際知識財産研修院の新規審査官課程に商標デザイン審査基準の解説課程を新設した。また、新規審査官課程及び中堅審査官課程で意見提出通知書及び拒絶決定書作成の事例練習を強化することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ) 審査品質向上のための審査システムの改善

2010年には審査保留件に対する審査再開の際に審査再開通知書の出願人への発送、意見提出通知書を含む各種通知書に対する商標見本の添付、情報提供に対する処理結果通知書の改善及び商標法改正によって新設された拒絶理由に対する標準拒絶文句な

どを通じて審査の迅速性及び利便性を増大させるために商標審査システムを改善した。

また、文字商標の称号検索機能の多様化及び図形商標のキーワード検索を強化し、より迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

デザインの国際分類体系であるロカルノ分類体系に関する審査官教育、英韓対訳本の発刊、ロカルノ分類と韓国分類のデザイン物品対照表の作成などを推進した。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

第一、「商標審査基準」の改正内容は以下のとおりである。

先出願の登録可否決定時まで審査保留と通知された出願を審査再開時に出願人に審査再開通知書を発送する制度及び明白な誤記などの場合出願人に補正要求書を発送せず審査官が職権で補正させる審査官職権補正制度を導入して出願人の利便性を図った。また、種子産業法によって登録された品種名称と同一または類似した商標登録出願を拒絶するよう規定し、国旗・国章・勲章など商標登録が不可能な要件を具体化及び著名な国際機関の名称、略称などを商標登録出願できるように根拠を新設した。また、2つ以上の語句でできた結合商標の類似判断を取引実情上分離して呼ぶのが自然である場合のみ分離観察するよう規定した。同時に、外国人と苗字と名前が結合した姓名商標の類似判断の時は一定条件の下で全体観察するよう規定した。

審査の責任性及び顧客の利便性を高めるため、①2つ以上の独立された不使用取消審判が請求された場合、複数の不使用取消審判請求人が法第8条第5項に基づいて出願した場合にはお互い違う日に出願した場合には先出願規定を適用し、同じ日に2つ以上の出願がある場合には協議通知するよう規定した。②商標登録(更新)料の分割納付の時は1回次(5年分)のみ納付し、商標権が消滅した場合には商標法第7条第1項第8号を適用するよう規定した。③商標法第7条第1項第12号の商品間類似判断基準を判例との不一致解消のために不正な目的判断基準を具体的に提示した。

また、商標制度の運営上に現れた不備点を改善するため、①商標権存続期間更新登録出願制度が申請制に変更されたことを受け、関連規定を整備した。②実体審査と関連のない「審査再開通知」関連規定を商標・デザイン審査事務取扱規程に移動させた。③職権による補正関連の該当類補正規定を具体的に明示した。

優先審査申請及びデザイン出願公開申請件の迅速な処理のために段階別に具体的に規定し、異議審査の統一性を図るために異議申請却下事由を具体的に規定した。審査負担を減らすために審査保留などに関連する書類は担当を審査課長から審査パート長に変更し、情報提供に対する処理規定を具体化して段階別に情報提供者に活用状況を通知した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1) 転入審査官に対する教育の強化

2010年には商標・デザイン分野における転入審査官に審査実務能力を早期に培養させることで審査エラー率を最小化し、一定水準以上の均質な審査品質確保に寄与できるよう、転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

<表Ⅱ－1－25> 商標・デザイン分野の審査実務関連の教育実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	転入審査官 職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	－
分野別教育	審査官の現場教育	法令及び事例研究課程 (12の課程)	－
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	－	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

＊教育実績：転入審査官の職務教育(4回、28人)

(2) 審査官向けの関連法令教育の強化

産業発展及び取引現実の多様化・複雑化による審査関連法令の持続的な変化に対応するため、実務中心の商標・デザイン制度研究会を開催して審査官の関連法令に対する認識及び審査品質の向上を図った。

地理的表示、ドメイン名、並行輸入の問題、商号と商標の紛争など知財権関連の法令及びその他専門分野に対し、企業のCEO及び外部専門家を招いて教育を行った。また、商標・デザイン分野における新しい政策及び制度変更事項を審査官間で共有し、称号類似の科学的な判断方法など審査実務に役立てるよう努めた。

＜表Ⅱ－1－26＞2010年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
1. 15	2010年デザイン保護法改正(案)の主要内容の紹介など	
1. 19	改正商標法及び商標審査基準の改正	
1. 22	画像デザイン及び動的デザイン制度	
2. 17	デザイン産業の現状及び韓国のデザイン政策	ナム・ジュホン院長 (韓国デザイン政策開発院)
3. 19	Trademark Intelligenceサービスシステム(Data Mining技法を活用した業表権coVerage拡大ガイドサービスを含む)	カン・ミンス弁理士 (廣開土研究所)
4. 2	「「ヒディンク・ネクタイ」著作権に勝つ」 大法院での破棄を導き出せる。	イ・ギョンスン代表 (ヌブティス)

4. 19	称号類似の科学的な判断法	キム・ジョンテ教授 (忠南大学)
5. 6	韓日商標制度研究、商標優先審査申請の告示改正の内容	
6. 8	伝統食品ブランドの保護と地理的表示制の調和方 案	チャン・デジャ博士 (韓国食品研究員)
7. 7	デザイン保護法の改正事項	
7. 9	オープンマーケットサービスと商標法上の主要争 点	キム・ビョンイル教授 (漢陽大学)
7. 19	第1次ロカルノ国際デザイン分類体系の教育	
7. 20	商標審査基準及び商標審査システムの改善内容	
8. 17	KAPPA商標関連の国家賠償訴訟結果の発表など	
8. 26	3D産業の現状及びデジタルデザインプロセスの理 解	キム・ヒョンウク理事 (サードアイ)
9. 15	ロカルノ協定加盟によるデザイン物品の特性及び 類似範囲に関する研究	キム・ギョンテパート長 (WIPS)
10. 12	サムスン商標管理の実態(サムスン電子の紛争事例 を含む)	キム・ヨンウク首席 (サムスン電子)
11. 10	正規品の並行輸入	イ・スンジン (関税庁)
11. 25	商標権と商号権の相互関係に対する理解	チェ・ジョンヨル弁護士 (法務法人ユルチョン)
11. 26	持続可能なデザインの理解	キム・ソンアディレクター (Material ConneXion)
12. 7	ユーザー経験デザインからサービスデザインまで	ユン・ソンウォン課長 (デザイン振興院)
12. 16	商標訴訟における証拠資料の確保及び採択	ミン・インギ弁護士

		(法務法人太平洋)
12. 17	デザイン保護範囲拡大による影響分析及び解決方 案の研究	キム・チャンヒョン弁理士 (ユミ特許法人)

(3) 審査官向けの現場教育の実施

最近商標・デザイン分野の場合、技術発展とトレンドの変化によってその環境が急変しつつあり、審査の現実適合性及び信頼性を高めるためには変化しつつある新商品・トレンドを把握すると同時に、取引現状を体験する必要がある。特に、インターネット関連及び流行性と専門性の強い商品分野(新素材、デジタル製品、ファッション製品類など)など急速に変化する商品分野の場合、取引動向及び取引現状に対する専門知識が審査基準などに反映される速度が実際より多少遅れる現象が現れるようになった。

このような現実を克服し、審査の品質と専門性を高めるためには審査官が直接体験を通じて市場動向を把握し、商品に対する情報を随時収集して迅速に審査基準などに反映する必要性が提起された。

そこで、2010年には商品45個類、デザイン物品75個類の中で専門性と流行性の強い商品を中心に審査官現場教育を実施し、計82人の商標・デザイン審査官に29回にわたる現場教育を実施した。

このような現場教育の結果を商品及び物品分類制度、デザイン分類制度の改善など制度改善に周期的に反映し、審査の質の向上に寄与するために努力している。同時に、審査官の顧客と市場に対する理解の幅を広げることで顧客中心の商標・デザイン審査サービス提供システムを構築し、さらに審査結果に対する顧客満足度を高めるために努めている。

＜表Ⅱ－1－27＞商標・デザイン審査官現場教育の実施状況

(単位：人/訪問対象)

区分(調査対象)	協会・団体	多出願企業	展覧会	合計
商品(21回)	1人	4人	60人	65人
サービス業(4回)	-	-	9人	9人
デザイン(4回)	4人	-	4人	8人
計(29回)	5人	4人	73人	82人

* 商品34個類、サービス業11個類、デザイン(物品)75個類

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

商標法第8条(先出願)に従って登録判断決定時まで審査保留された出願を審査再開時に出願人に審査再開通知書を発送し、抵触される指定商品を削除・補正できる機会を与えた。また、商標登録出願書の明白な誤記などに対して審査官が職権で補正できるように審査官職権補正システムを構築すると同時に、商標法の改正に伴い、新しい拒絶理由に対する標準拒絶文句を構築した。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人が多数の商標登録出願した場合、通知書を見ただけでどの商標出願に関する出願であるかすぐ分かるように通知書に商標見本を表示するように改善した。また、出願に対する情報提供がある場合、情報提供に対する処理結果通知書の内容を具体的に技術するよう通知書を改善して顧客満足度を高めた。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

商標検索システムの称号検索方法を多様化し、検索速度及び審査品質を高めるよう

システムを改善し、図形商標検索の際に図形分類コードまたはキーワードによる検索機能の改善及び性能を高めた。同時に、登録原簿の変更内容をリアルタイムで商標検索システム検索DBに反映できるようシステムを構築し、性能を改善して審査業務の利便性及び正確性を高めた。

(4) 動的画像アイコンデザイン審査システム及び3D出願拡張関連システムの開発

GUIデザインの増加傾向及び現実性のある動的画像デザインの実体的な審査のために、デザイン業界に共通して活用性の高い動画ファイル出願を導入した。また、既存3Dモデリングファイル提出形式の他に追加してファイルを拡張し、動画ビューアーが含まれた審査システムを開発し、出願人と代理人のための動画再生が可能なPDF公報開発を推進し、デジタルデザインに合った顧客中心の出願システムを先駆けて改善した。このような3Dで提出可能なファイル形式として3DS(3D Studio)、DWG(Drawing)、DWF(Design Web Format)を指定し、2010年に計786件を出願してデザイン関連顧客の利便性向上と審査システムの改善に貢献した。

(5) ロカルノ分類体系の導入に向けたシステムの開発

ロカルノ分類体系の導入によるデザイン物品分類改編及び特許ネットⅢの開発に反映するために審査官対象教育及び懇談会と情報関連部署との実務会議を随時開催することで韓国分類とのマッチングのための物品名称と検索範囲の確定案を設けて物品対照表を発刊した。また、検索システムの反映事項を発掘してシステムを改善するとともに効率性を高めた。

3) 評価及び発展方向

2010年度には出願人の利便性を高めるために審査再開通知書及び審査官職権補正制度などを導入し、結合商標の類似判断など審決・判例と一致しない規定に対する審査基準を改正した。また、審査業務処理が迅速に行われるよう優先審査及びデザイン出願公開など審査事務取扱規程を改正した。

一方、審査官の対内外的な専門知識を涵養するために知財権関連の法令教育を行い、商標・デザイン分野に新しく転入してきた審査官が審査実務能力を早期に培えるよう審査官職務教育(OJT)の実施と最近の商標・デザイン分野における技術発展とトレンド変化の取引現状体験のために審査官現場教育を実施するなど、それなりに審査品質を向上させるための制度・手続き上の努力を傾けた一年であったと評価できる。特許庁は2011年も「国家競争力の向上に貢献できる商標・デザイン審査品質の向上」という基本哲学を基に、各種の制度・手続き上の審査品質向上策を講じて、高品質の商標・デザイン審査サービスを提供するために努力していく予定である。

ロ．商標・デザインの審査支援

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標、そして出願商標と同一・類似してはいないが関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索することで審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項、「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」という規定に基づき実施されている。

ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003. 1. 10)により、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品分類業務を外部専門調査機

関に処理させることで、国際商標審査業務が迅速かつ効率的に行われるようにしている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を国文に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた手動翻訳を意味する)し、専門調査機関が翻訳した英文指定商品を分類し、指定商品名が明確である場合には類似群コードを付与し、不明確である場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ) 商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を向上させ、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業を新たに始めた。

商標(商品)分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づき分類し、明確な指定商品である場合には類似群コードを付与し、明確でない場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

商標(図形商標)分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザ

イン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合には専門機関を指定し、先行デザインの調査、その他に大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として、従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で利用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することである。

ヘ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2010年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などのヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年、「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に商標検索に必要な専門人材・文献・装備などの備え状況を審査して、民間では初めて「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的実施した。その結果、事業品質評価点数が2006年81.5点、2007年は83.3点、2008年83.4点、2009年には84.71点から2010年86.38点へと、目標点数である85.35点を上回るようになった。

＜表Ⅱ－1－28＞商標調査分析事業における品質点数

区分	2008		2009		2010	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
品質点数(点)	84.3	83.4	85.3	84.71	85.35	86.38

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数削減制度を導入・運営している。また、2009年12月長期的な事業推進方向やこれまでの実績を客観的に評価するために外部専門評価機関による本事業の財政成果評価を行った。

2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず、図形商標(純粋図形及び文字図形の複合商標)を商標調査分析事業に含めた。図形商標検索は文字商標に比べて類似判断に対する熟練知識の要らない比較的単純業務であるにも

係わらず、審査官が同一類似した図形を探すために多量（文字商標の約5倍）の図形を検索するのに多くの時間が費やされるため、審査官の業務負担が増える要因となっている。そこで、それに関する負担を減らし、全体的に審査品質の向上を図った。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2009年度にマドリッド国際商標登録出願DB構築事業を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の調査分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで国際商標1次審査処理期間の目標を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

また、事業を効率的に運営すると同時に品質を高めるために2009年から「(財)韓国特許情報院」の他に「(株)WIPS」を商標調査専門機関として新たに参入させることで本事業を競争体制で運営している。

競争体制の導入初年度である2009年の品質評価の結果を見ると、誤訳率は目標値である0.08%に比べて低い水準である0.03%と2008年に比べて改善され、2010年には多少増加した0.07%を達成し、誤分類率は目標値の0.5%に比べて低い0.38%を記録した。

＜表Ⅱ－1－29＞マドリッド国際商標登録出願の品質点数

区分	2008		2009		2010	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
誤訳率(%)	0.17	0.09	0.08	0.03	0.05	0.07
誤分類率(%)	－	－	5.0	3.20	0.5	0.38

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は2009年新たにスタートさせた商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事

業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関調査員間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官と調査員間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商標(商品)分類事業の誤分類率は目標値の5%より改善された1.0%を達成し、2010年には0.22%を記録して目標値である2%よりいい結果を出した。

商標(図形商標)分類事業の誤分類率も2009年度目標値の9.50%より低い7.31%を記録し、2010年には2.77%を記録して目標値の3%よりいい結果を記録した。

＜表Ⅱ－1－30＞商標(図形商標)分類事業の品質点数

区分	2009		2010	
	目標	実績	目標	実績
誤分類率(%)	9.50	7.31	3.0	2.77

ニ) デザイン調査分析事業

この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関と契約を通じて年間事業量を配分する方式で進めた。

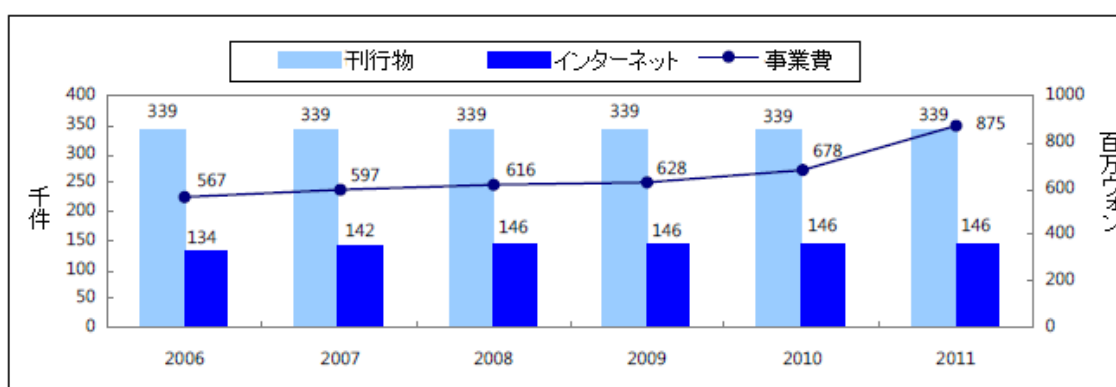
事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成にあり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の討論会の開催、審査品質向上を目指し

た半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。同時に、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書の品質に対する満足度が2008年84.1点、2009年86.2点から2010年度には91.26点に上昇し、審査活用率が100%に達するなどデザイン審査品質の向上に大きく貢献している。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。事業の主な内容は、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報を収集してDB資料として加工するものなど、大きく3つに分けられる。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-4> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(C1a

ss)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、2012年新ヘーグ協定加盟に備えるためのものであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

商標審査の品質を向上させると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業は、審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年99.5%、2010年99.5%へと持続的かつ安定的な様子を見せ、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－31＞商標調査分析事業の活用率

(単位：%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
活用率(%)	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5	99.5

特許庁は審査人員の増員には限界があるため、アウトソーシング物量を審査処理物量の約30%水準で維持させながら、2015年には50%まで拡大していく計画である。ま

た、報告書の品質を高めるための品質管理及び評価体系の改善に向けた努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を軽減させ、マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を向上させることにその目的がある。そのような目的を達成するために、審査官の水準に合った翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための多角的な努力で誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確に商標を分類しつつ、分類業務を速やかに遂行して審査業務を迅速かつ円滑に行うことである。このような目的を達成するため、特許庁は理論及び実務教育を持続的に実施することで分類人材の能力を強化し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと類別(商品類/図形商標分類)のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を育成し、国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官レベルと同等の調査人材の確保と審査環境の構築及び非

公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual prIVate network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安管理にも万全を期する予定である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することにある。従って、2010年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後に毎月納品させた。審査官の満足度は73.9%、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されているデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、インターネットと印刷物を通じて重複公知されるデザインを取除き、より実効性のあるデザイン情報を提供する予定であり、2010年12月現在、デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ－1－32>2010年デザイン審査資料の保有状況

区分		数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,009,119	1960～	随時
	実用新案公報	457,959	1999～	随時
海外	日本公報	1,227,359	1960～	週1回
	WIPO公報	114,389	1998～	月1回
	OHIM公報	426,271	2003～	年5回
	米国公報	169,468	2002～	年5回

	ドイツ公報	111, 192	2006～	年5回
	過去の外国公報	676, 892	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3, 764, 177	1980～	年5回
	画像デザイン	154, 260	2003～	年5回
	字体	29, 426	1999～	年5回
計		8, 140, 512		

へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIP0にロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後である2011年4月17日付で協定が発効する予定である。

関連政策としては、デザイン物品区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノー韓国分類対照表を発刊した。また、2012年7月新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク
 商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

1) 推進背景及び目標

韓国における商標出願の規模は2008年基準(WIP02010年年間統計)世界3位であり、産業財産権出願強国といえる。それにもかかわらず、特許分野において韓国がIP5特許

庁体制を構築して国際社会に影響力を及ぼしている現実とは裏腹に、商標分野は米国・EU・日本を中心にTM3体制が形成されている。そこで、韓国は商標分野における国際協力体系を多角化・充実化させることで、現在のTM3体制が韓国を含めたTM体制に経変貌できるように様々な方策を講じて推進中である。

グローバル化が進む中で商標の出願及び登録の問題は一国のレベルを超えて展開される傾向があり、登録商標の影響力もまたグローバル化していく状況の中で、商標分野における国際協力体系の構築は大変重要な課題であるといえる。何より国際動向を把握し、それを通じて国際的な問題に適切に対応するために各国の多様な知識と経験が共有できる場に参加することは必須のことである。

商標分野におけるこのような国際協力の場合は毎年開催される商標三極会議という形式で形成されつつある。従って、特許庁は2011年現在の商標三極会議が韓国特許庁を含めて拡大されることを具体的な目標と定め、様々な国際協力方案を模索中である。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標三極会議の背景

商標三極会議は2001年に開始されてから毎年3国が交替で会議を開催している。2010年12月日本で第9回会議が開催された。この商標三極会議で米国・EU・日本は商標分野において3極間で協力できる事案を発掘・推進すると同時に、国際的な問題に関しては共同対応方策を講じてきた。第7回商標三極会議の主要結果は3極共通統計指標の交換に対して実務的な議論を展開させ、第8回会議では優先権主張書類の免除に対する議論を始め、直近の第9回会議では韓国を正式な会員国として出席させる件に対する初めての議論が行われた。

ロ) 第9回商標三極会議に韓国特許庁がオブザーバーの資格で参加

第8回商標三極会議での決定に基づき、第9回商標三極会議(2010年1月、日本東京)

で韓国特許庁はオブザーバー資格で参加した。そこで韓国特許庁は審査品質の向上及び制度改善などこれまでの活動と成果を3極に積極的に広報し、韓国の商標分野が商標三極並みのレベルに達し、共助できる環境が整えられている共感を得ることに成功した。これまで非協力的な態度を示した米国商標庁はこの会議で韓国特許庁に最も友好的な立場を取り、ヨーロッパ共同体商標庁もまた実務協議など韓国特許庁と協力することで合意するなど、今後の協力基盤を整えた。韓国特許庁もまた3極の商標政策、審査品質向上方案などをベンチマークできるようになったことから、国内の商標政策と審査品質の向上に貢献できるようになった。

しかし、この会議における最も重要な成果は韓国が商標三極会議に正規メンバーとして加盟することを2011年5月中間会議の議題として上程させたことである。2011年末開催予定の第10回商標三極会議でも韓国がオブザーバーの資格で参加することもまた確定されたが、その前の中間会議で韓国特許庁の参加資格をオブザーバーから正式会員に昇格させることで、第10回商標三極会議では韓国が正式会員資格で参加できる可能性を開いたことである。

ハ) 国際協力体制の強化のための多角的な努力

特許庁は2010年5月米国ボストンで開催された第132回国際商標協会会議に参加し、同会議に参加した各国の代表団と接触することで人材ネットワークを構築した。また、同期間に行われた各機関の広報ブース展に韓国特許庁も参加し、様々な国の訪問者たちに韓国特許庁の広報物を配布し、関連情報を直接説明するなど積極的な広報活動を展開した。

最も重要な成果は米国特許庁及びヨーロッパ共同体商標庁と韓国特許庁の代表団がそれぞれ二国間会合を開催したことである。韓国特許庁はこの会談で韓国が商標三極会議に正式メンバーとして参加したいという意向を強く示し、3極共通統計指標の交換及び優先権主張書類免除など3極が推進している協力課題に積極的に参加する意思があることを示した。この会談で米国は韓国の正式メンバー資格の獲得に対して基本的に肯定的な立場であることを示し、ヨーロッパは韓国の正式メンバー資格の獲得が時

期的にはまだ早いものの協力課題の優先的な推進を通じて徐々に達成できる課題であるという意見を示した。

二) 商標分野多国間会議において韓国特許庁の立場を反映させるための多角的な努力を傾ける

商標分野に対する多国間会議は主に世界知的所有権機関(WIPO)の主導の下で開催されているが、その中でも代表的なものがマドリッドシステムの改善に向けた実務会議、WIPO商標などに対する常設委員会(SCT)会議、WIPO総会の商標分野の会議である。

まず、商標の効率的な国際出願手続きに対して規定しているマドリッド議定書に加盟している韓国は、これまでマドリッド議定書の最大の短所である基礎出願要件⁵とそれによる集中攻撃⁶に対して持続的に問題を提起し続けてきた。それを受け、第8回マドリッド実務会議(2010.7.5～2010.7.10)ではマドリッド基礎出願要件の緩和に対する議論を始める前に先立ち、各加盟国が集中攻撃で取り消された基礎標章に関する統計をWIPO事務局に提出することを決定した。このようなマドリッド実務会議の決定に従って、韓国特許庁は韓国の集中攻撃に対する統計を作成し、WIPO事務局に提出した。

第二に、特許庁はWIPOが推進している「マドリッドシステムの指定商品及びサービス目録のDB構築作業」に積極的に参加している。WIPOはニース正式目録⁷とニース正式目録以外⁸の英文指定商品・サービス目録を提示し、これに対して各国が認める目録を提出させてDBを整備しようとしている。それを受け、韓国特許庁は2010年12月ニース正式目録の92.3%を認定目録としてWIPO担当者に提出し、2011年上半期ニース正式目録以外の目録に対する認定可否検討結果をWIPOに通知する予定である。

⁵ マドリッド議定書による国際出願をするためには、本国官庁に基礎登録または基礎出願が存在しなければならない。

⁶ 国際登録は国際登録日より5年間本国官庁に継続中である基礎出願・登録に従属され、基礎出願・登録の効力が一部・全部消滅すると、消滅した範囲内で国際登録も効力が自動消滅する。

⁷ WIPOから7,697の概念でグルーピングした8,811の目録を受領

⁸ 三極共通目録などを含む約30,564の目録

第三に、特許庁は2010年WIPO SCT(商標など常設委員会)会議に参加し、国際動向を観察してきた。昨年度のSCTの主要議題は「あらゆる形態商標の拒絶理由」、「証明標章と団体表彰の登録に関する技術・手続き的な側面」、「国家名称の商標登録からの保護」、「商標とインターネット」、「シンガポール条約の一部規則改正」であった。韓国はシンガポール条約への加盟を推進中であるため、改正作業に積極的に立場を示さなかったが、ホログラム・色彩商標の出願などに関する改正動向を地道に把握し、今後韓国がシンガポール条約に加盟する状況に備えてきた。また、国家名称の保護と関連してWIPO事務局が用意したアンケートに国内状況を反映した答弁書を作成してWIPOに提出した。

3) 今後の推進計画

イ) 商標三極(USPTO、OHIM、JP0)と各専門家会議の開催

商標主要国の商標制度の現状及び統計資料などを共有すると同時に、マドリッドシステムの改善などグローバルな問題に対する協力関係を構築するために2011年には商標三極と専門家会議を開催する計画である。2011年3月24～25日、2日間に亘って第1回韓－OHIM専門家会議を開催する予定であり、この会議では韓国が商標三極会議に正式メンバーとして参加することや三極共通商品目録に韓国伝統食の名称を含ませることなどを議論し、韓国とは異なるヨーロッパ共同体の商標登録手続き及び審査業務などの現状を把握する予定である。第9回韓－JP0専門家会議は2011年4月21～22日の2日間に亘って開催される予定で、第1回韓－USPTO専門家会議もまた5月末頃の開催を目途に推進している。

ロ) 商標三極中間会議で韓国の正式会員資格の獲得に向けて努力

2011年5月国際商標協会の年次会議では商標三極中間会議が同時進行される予定であり、この中間会議の主要議題の一つが主要国商標会議の正式会員資格を拡大することである。韓国は2011年12月開催予定である第10回商標三極会議にもオブザーバー資

格として招待を受けたが、2012年会議ではオブザーバー資格ではなく正式会員として参加するために今回の5月中間会議で3カ国の同意を確保することが必要である。特許庁は2011年5月国際商標協会年次会議に出席し、特許庁に対する広報ブース展を進行するなど主要国商標会議の参加拡大のための積極的に努めていく。

ロ．デザイン分野における国際協力体系の構築

1) Design Law Treaty (DLT)

イ) 推進背景

WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会」は全世界のデザイン法及び実務の統一化のために、「産業デザイン法及び慣行に関する会議文書」を2007年から2009年まで手続きや規定に関して数年間の協議を経て、2010年にデザインの単純化と統一化に向けた会議文書の草案を取りまとめた。

このような会議文書は今後のデザイン法条約のための事前的な文書であることを考えると、韓国はこれに積極的に参加し、総合的かつ体系的に対応できる制度基盤の土台作りに事前に着手しなければならない。

ロ) 推進内容及び成果

今年3月WIPO事務局は会議文書の背景説明において、産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を導入し、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザインプロセスを導入しようとするもので、商標法条約、シンガポール条約などと類似していると説明している。

この条項は出願、出願日、分割出願、新規性例外条項、創作者名義、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、非故意性の権利救済、実施権の申請、実施権の修正・取消、実施権の未登録、実施件の表示、名義変更など法19条、規則11条で構

成されている。

このような条項の中で出願、出願日、創作者出願、出願分割、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、権利回復などの条文は既に韓国のデザイン保護法に反映されている。特に、出願日に影響を与える瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するための法改正案(国会係留中)を通じて出願人保護にさらなる強化を推進している。

但し、新規性喪失の例外、実施権の申請、実施権の修正・取消、名義変更申請に関する条項は出願人に対する手続きの簡素化よりは権利関係の客観性及び法的安全性などを考慮する時、より多くの議論が必要な規定と見られる。

ハ)今後の推進計画

現在まではデザイン法条約(DLT)議論に対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であったが、デザイン法と実務に対する実質的な議論を続けることで合意し、DLT採択に向けた外交会議の開催可能性も高くなっているため、韓国の意見を積極的に反映する必要性がある。

特に、次期会議からはデザイン法及び実務に対する議論が主な議題になるものと見られ、韓国も同案件に対して代理人及び出願人の意見を積極的に取り入れて議論に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、韓国企業の競争力あるデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が高まっている。2008年多出願企業人1,000名を対象に行われた商標デザイン制度の改善方案に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成

し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ) 推進内容及び成果

ヘーグ協定は一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に出願する効果があるデザインの国際登録に関する条約であり、1966年法と1999年法で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易にするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブ法への加盟を確定した。

特許庁は2009年デザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でヘーグ協定の導入に向けたTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーも開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年には外交部にヘーグ協定加盟の依頼を完了し、WIPOとの会議を開催して条約加盟と関連した両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。

ハ) 今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案として設けられたが、手数料納付などの細部的なプロセスは下半期下位法令の改正を通じて取り纏める必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには制度に対する理解が先行されなければならない。特許庁では今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない日本、中国、米国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟課程において必要な協定内容の修正などで共同対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会議及びデザインシンポジウムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく予定である。

第3節 審判分野

1. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チョン・ジョンテ

イ. 推進背景及び概要

無形の知的財産権が国家と企業、個人の競争力の核心的な要素と認識されつつあり、核心的な知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。従って、知的財産権紛争の迅速かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標になる。これまで特許審判院は適正な審判処理期間の維持とともに、審判品質を高めるための審判制度及び基盤拡充に大きな努力を傾けた。

2010年には審判品質と連携した評価及び補償システムを積極的に発掘・推進し、特に審判品質の向上及び審判官専門性の向上に向けた「審決文標準化マニュアル」、「審判必須チェックポイント集」、「争点別特許判例事例研究」などを発刊して活用させることで審判インフラの拡充に重点を置いた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判品質向上のための評価及び補償システムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子など5つの分野別に構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が委員として参加し、四半期毎に1回開催される。特許裁判所が審決取消を宣告した事件は全て即時評価対象にし、審決が取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされている。同時に、分野別評価委員会が評価した事件を再検証するために審判院長が主宰する品

質評価検証委員会を運営し、品質評価の公正性及び客観性を高めた。審判品質評価委員会は2010年計230件の取り消された審決の原因を分析し、品質向上方を議論した。

四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定して褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受け、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、審判評価検証委員会が優秀審決文を最終決定し、2010年計18件(商標・デザイン分野6、機械分野6、化学分野4、電気分野4)が選定された。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質の向上を目的として特許庁の全職員を対象に判例評釈を公募した。審査官及び審判官が計16件を提出し、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から最優秀1編、優秀1編、奨励3編を最終選定した。庁・内外の知識共有のために特許庁が発刊する『知識財産21』の「知識財産論壇」コーナーにこれを掲載している。

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁から裁判所に派遣され知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加している技術審理官及び特許調査官があり、特許裁判所15名、最高裁判所6名、ソウル中央地方裁判所2名、検察庁3名が派遣されている。特許審判院ではこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際事件の解決過程を盛り込んだ事例ノウハウを審査官・審判官に十分に伝えられるように、裁判所勤務結果の発表会を2010年3月に開催した。多くの関心と参加の中で裁判所復帰者12名のうち、書類審査を通じて最終的に5名が発表し、優秀者3名を選定して褒章を実施した。

<表Ⅱ-1-33> 2010年裁判所勤務結果発表会の開催結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者

最優秀	間接侵害関連事件で 自由実施技術該当状 況を判断するための 確認対象発明の特定	特許裁判所	イ・グムウク
優秀	審決取消事例の類型 別分析及び示唆点の 導出	特許裁判所	イ・ヨンチャン
奨励	営業秘密の保護	最高裁判所	イ・ドンファン

2) 審判専門性の向上に向けた審判インフラの拡充

イ) 『審決文標準化マニュアル』及び『審判必須チェックポイント集』の発刊

特許審判院はこれまで審判部別・審判官別に偏差がある審決文の形式・体系、主要用語及び文句を統一し、審決文の品位を高め、審決文の標準様式を提供することで審判官の審決文作成負担を緩和させる目的で、『審決文標準化マニュアル』を発刊した。本マニュアルは統一化が求められる審決文の形式・体系、審判種類別主文記載、用語・文句のみならず、証拠資料及び対比判断部分の記載要領をまとめ、優秀審決文事例を発掘して、審判種類別・審決類型別の審決文標準様式を整理したもので、審決文作成の上で必須ガイドブックとして活用されている。

同時に、審判に慣れていない初任審判官が審決文を作成する際に必ずチェックしなければならない必須事項を盛り込んだ『審判必須チェックポイント集』を発刊した。最近5年間審決が取り消された審決を審判種類別・取消類型別に深層分析し、裁判所派遣者(技術審理官・調査官)及び審判官が提出した を分析・整理して集大成し、発刊の後に審判官全員を対象に教育を実施する一方、初任審判官の必須教育科目として運営している。

ロ) 『争点別特許判例事例研究』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判の迅速性及び正確性を高めるためにこれまで審判院では多数の判例集を発刊してきた。2010年11月に発刊された『争点別特許判例事例研究』は2006年から2010年8月まで特許及び実用新案分野の最高裁判所・特許裁判所の判例を対象に各判例の事件概要を各々整理し、事件の経緯及び事実関係を把握しやすいようにし、関連判例の要旨及び様々な参考書籍から抜粋した解説を記載し、各判例の多様な見方を紹介している。この本が発刊されてから特許庁のみならず外部からも多くの関心や問合せが寄せられている。また、審査・審判の活用のために2009年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊した。

ハ) 争点別デザイン判例DB検索システムの構築

特許・実用新案(2007. 11)及び商標(2008. 12)に引き続き、デザインにも核心的かつ適した判例を簡単かつ迅速に検索できる争点別判例検索システムを構築した。デザイン分野の特性に合わせて争点別分類体系を構築し、判断基準判例及び最近4年(2006年～2009年)間の特許裁判所及び最高裁判所のデザイン判例を対象に争点判例DBを構築し、2010年12月に検索システムを稼動した。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の新設

審査官に審判業務を体験させると同時に、審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を新設した。指導審判官と1:1マッチングさせ、教育対象の審判事件を選定し、審判合意体における合意のための合意要旨書の作成補助及び合意後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回行われる課程として運営され、計41人が履修した。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく、毎月4回以上各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後には審判情報共有フォルダー「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部の選定などの基礎資料として活用することでそれらを活性化させた。本学習は2010年1年間575回実施された。

一方、審判官の専門性を強化するため、様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を実施することで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果、最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ．評価及び発展方向

2010年には審判品質の管理活動を強化する一方、審判の正確度を高めるため、より実質的な方策を講じて推進した。その結果、審判品質を測定する審決取消率及び提訴率が大幅改善された。審決取消率が大きく減少し、審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2009年と同じく低い水準を維持する成果を挙げた。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2006	2007	2008	2009	2010
審決取消率(%)	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3
提訴率(%)	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて口述審理指揮の適正性、審判品質改善への寄与度、審判部自習学習の達成率などを評価に反映し、審判品質を中心

に審判品質評価システムを再設計すると同時に、審判長による口述審理及び合意プロセスの強化、審決取消事件に対する評価結果の検証を通じた四半期別の審判品質評価委員会の運営を充実化させるなど、審判品質の管理活動をさらに強化する予定である。

2. 口述審理の拡大及び充実化

イ. 推進背景及び概要

最近技術開発の速度がさらにスピードアップしていることから迅速かつ公正な知的財産権の紛争解決のために紛争当事者たちの声に耳を傾けることが切に求められる状況である。審判の審理方法には口述審理と書面審理があるが、口述審理は早期に争点を整理することで審判の迅速な処理を図り、結果に対する当事者たちの受け入れ度を高めることで不必要な訴訟を防止し、審判官の事件理解度を高めて審判品質に寄与する多くの長点を持っている。

そこで、審判でも口述審理を本格的に実施するため、2010年には口述審理を専門的に担当する人材及び施設を確保し、口述審理の開催件数を大幅拡大した。同時に、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための方策を講じて推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、2010年1月特許審判院の移転とともに審判廷を4つ新設し、口述審理の支援及び調書作成のために審判事務官3人と速記録作成のための速記士4人を新しく補充した。2010年口述審理の開催件数は計647件で、2009年の開催件数165件に比べて292%増加した。

2) 口述審理の標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関連の人及び審判官のために標準プロセスが案内できるよう、口述審理マニュアルを2010年12月に発刊した。同時に、口述審理の中で一部をビデオで撮影して監視し、監視の時に撮影されたものの中から優秀事例を抜粋し、口述審理の進行プロセスが簡単に理解できるように優秀事例動画を製作して2010年9月に配布した。

3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

口述審理に参加する人に対する案内システムを常時改善し、2010年4月特許庁ホームページに口述審理の公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人が見学できるようにした。また、既存の審判関連証明書と同様、口述審理調書に対しても2010年7月からオンラインで閲覧及びコピー申請ができるようにシステムを改善した。

ハ．評価及び発展方向

2010年は口述審理を本格的に実施した元年として、口述審理全般に対する多数の改善及び大きな発展があった。これに対し対外的には審判院の口述審理拡大政策が審理正確性の向上に貢献し、特に代理人・当事者としては裁判所に比べて全ての内容を事由に陳述できる点から高く評価されていることが分かった。同時に、対内的には審判の迅速性及び正確性が高くなっただけでなく、実質的な第1審の機能をしたことから特許審判院のプレゼンスを高めることに大きく貢献した。

特許審判院は今後も口述審理場所を当事者・代理人が多いソウルや広域市に拡大し、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて無料提供するなど、顧客の利便性を高める一方、口述審理の前に当事者に尋問する事項を予め通知し、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人を対象に教育を実施するなど口述審理の効率化を図る予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官室 技術書記官 キム・ジョンチャン

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する評価を実施して不十分な審査を防止し、改善事項を発掘・伝播することで高品質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価制度を運営するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために審査評価チームから次長直轄の審査品質担当官室へと名称が変更した。

<表Ⅱ-1-35> 主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	・ 評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・ 審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・ 評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	・ 庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・ 登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・ 評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	・ 品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・ 品質監理官室の評価官が国内出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は審査課長による指導システムが適切に作動しているのかを検証する用途として活用

ロ．推進内容及び成果

1) 評価官による審査評価

特許・実用新案の場合、審査官の審査経歴別に審査評価件を差等サンプリングするが、経歴計数上位20%以上に該当する審査官は4件、経歴計数上位20%～80%に該当する審査官は3件、経歴計数上位80%未満に該当する審査官は2件をサンプリングし、新規性・進歩性など実体的な要件を中心に評価している。また、商標・デザインの場合は、経歴計数上位20%以上に該当する審査官は23件、経歴計数上位20%～80%に該当する審査官は20件、経歴計数上位80%未満に該当する審査官は17件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

審査評価官は計15人で、商標・デザイン分野4人、機械・金属・建設分野3人、化学生命分野3人、電気・通信分野5人の審査評価官が該当分野の評価を担当する。

2010年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は494人の審査官を対象に1,434件、商標・デザインの場合は82人の審査官を対象に1,576件、PCT報告書は789件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合は547人の審査官を対象に1,603件を、商標・デザインの場合は99人の審査官を対象に1,934件を、PCT報告書は750件を評価した。

2) 他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内における他審査課の審査終結件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別9件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2010年度上半期の評価は特許・実用新案の場合、494人の審査官を対象に1,443件、商標・デザインの場合は82人の審査官を対象に706件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合、547人の審査官を対象に1,599件を評価し、商標・デザインの場合は99人の審査官を対象に873件を評価した。

3) 審査評価規定及び指針の改正

優秀事例の選定基準を合理的に改正するなど審査評価の公正性及び信頼度を高め、ポジティブ評価を通じた審査品質向上のための基盤を整えた。

特許・実用新案の場合は先行技術検索及び通知書作成要件を優秀事例別に差等化するように審査評価指針を改正した。先行技術検索及び通知書作成の卓越、優秀及び奨励要件を明確に区分し、優秀事例が合理的に選定されるようにすることで審査官の努力程度によって適切な評価結果が得られるようにした。

商標・デザインの場合は意見提出通知書を2回以上通知した場合を3回以上通知した場合へと審査評価指針のエラー要件を改正することで、拒絶理由の一括通知規定を緩和した。

ハ．評価及び発展方向

評価官は新規性・進歩性など実体判断を中心に、審査課長は顧客満足度に直結する意見提出通知書作成の充実性を中心に評価するようにしたことで立体的かつ効率的な評価体制を構築し、審査評価を通じて高品質の審査を誘導した。

審査評価の結果は勤務評点または成果評価に反映され、優秀審査官及び優秀審査部署を選定する資料としても活用されている。また、審査評価結果の審査不十分または

優秀事例に対する資料を公開し、審査官が審査の際に参考できるようにしている。

今後、審査着手の充実性評価を本格的に実施し、審査着手の際の品質を高めていく計画である。また、審査品質マイレージ制度の導入を通じて審査評価点数を個人別審査品質マイレージを累積管理することで審査品質の変化推移を管理する計画である。

2. 審査品質の合理的な測定と管理

審査品質担当官室 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的に、PPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を強化している。

審査品質は技術の特性、測定時期、測定者の専門知識、品質に対する個人の見方の違いにより、一意的、客観的な定義が難しい抽象的な概念である。従って、審査品質を測定するためにはランダムサンプル審査評価を通じた審査エラー率の測定、審査品質に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判の引用率など様々な品質要素が総合的に検討されるべきである。

特許庁は米国など主要国の事例と既存の品質指標をもとに審査品質を測定・管理するための指標として、特許・実用新案分野の特許決定適合率、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率及び審査品質指数を定めて管理している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 決定適合率

決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定適合率と商標・デザイン分野の拒絶決定適合率に分けられるが、特許決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定件をサンプリング抽出して審査評価した結果、特許決定に間違いのない件の比率で、拒絶決定適合率は商標・デザイン分野の拒絶決定件をサンプリング抽出して審査評価した結果、拒絶決定に間違いのない件の比率であり、決定適合率が高いということは規定に基づいて審査が適正に行われたことを意味する。

これによる2010年度特許・実用新案分野の特許決定適合率は98.5%、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率は99.3%水準である。

2) 審査品質指数

審査品質指数は審査品質と関連した主要要素を抽出した後、この要素の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、指数算定のための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率など計7つの要素で構成される。

この中で比重が最も大きい要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均であり、55%の加重値を与え、残りの要素はその重要性によってそれぞれ異なる加重値を与えた。

一方、審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を考慮して最近2年間の達成率の平均値に設定したが、測定の結果、2010年審査品質指数は目標値より1.2%超過達成した101.2点を記録した。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質はある一つの側面だけ管理するだけで高められるものではないため、現在

使われている審査品質指標以外にも審査品質に影響を与える要素を体系的に発掘・管理することはもちろん、審査に専念できる環境を作ることによって全般的な審査品質の向上を図る計画である。

3. 優秀審査官に対する褒賞

審査品質担当官室 工業事務官 ウ・ドンギ

イ. 推進背景及び概要

審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の迅速・正確な業務処理のためのシステム上の支援とともに、審査官・審判官の専門的な技術分析、関連技術の検索、通知書の作成など人材要素の効率と信頼度向上が絶対的に重要である。

優秀な審査・審判官に対する褒章制度は審査・審判官職務の特殊性を考慮し、専門能力を最大に発揮できるよう設けられた制度である。審査・審判官の士気を高め、善意の競争を誘導できるように半期別の審査結果によって優秀な審査・審判官個人及び部署に対して褒賞を行っている。

このような優秀審査・審判官褒賞制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願及びPCT報告書の審査・審判全過程において関連法規や規定が守られたかどうかを評価し、このような評価を通じて優秀審査・審判官を選定・褒章することで高品質の審査・審判サービスを提供することに大きく寄与している。

特に、2010年下半期には審査官の士気を高めるために品質向上優秀賞、新人優秀賞、審査功労賞、無欠点優秀賞部門を新設した。

ロ. 推進内容及び成果

優秀審査・審判部署に対する褒賞は半期別に年2回実施し、優秀審査部署は審査品質担当官室の審査評価の結果と他審査課長の評価の結果を総合した点数順に選定し、優秀審判部署は審判品質指数などを考慮して選定している。

2010年には部署単位褒賞として半期別に最優秀賞の6部署、優秀賞の6部署、奨励賞の5部署が各々選定され、年間合計34の部署に対して褒賞を実施し、先行技術に対する検索優秀部署は請求項減縮率が優秀な4つの部署を半期別に選定して年間計8つの部署に対して褒賞を行った。

＜表Ⅱ－1－36＞2010年優秀審査・審判部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6 部署	6/6 部署	5/5 部署	17/17 部署	1,210	1,210	2,420	最優秀:90万ウォン/90万ウォン 優秀:70万ウォン/70万ウォン 奨励:50万ウォン/50万ウォン

＜表Ⅱ－1－37＞2010年検索優秀部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分(上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	上半期	下半期	小計	
合計	4/4部署	240	200	440	最優秀:60万ウォン/50万ウォン

優秀審査・審判官個人部門に対する褒賞もまた半期別に年2回実施し、優秀審査官は審査品質担当官室の評価点数と他審査課長の評価点数を総合した評価点数の順に選定し、優秀審判官は審判品質指数などの点数を考慮して選定している。

2010年上半期には最優秀賞6名、優秀賞11名、奨励賞15名を各々選定し、下半期には最優秀賞6名、優秀賞11名、奨励賞20名など、年間計69名の優秀審査・審判官に対して

褒賞を実施した。また、検索優秀審査官部門は請求項減縮率が優秀な審査官4名を半期別に選定して年間計8名に対して褒賞を行った。

＜表Ⅱ－1－38＞2010年優秀審査・審判官個人部門の褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6名	11/11名	15/20名	32/37名	1,420	1,570	2,990	最優秀:70万ウォン/70万ウォン 優秀:50万ウォン/50万ウォン 奨励:30万ウォン/30万ウォン

＜表Ⅱ－1－39＞2010年検索優秀審査官に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	上半期	下半期	小計	
合計	4/4名	160	120	280	最優秀:40万ウォン/30万ウォン

2010年上半期には審査品質指導に優れた能力を発揮した優秀指導審査課長3名(特許・実用新案分野2名、商標・デザイン分野1名)を選定し、優秀指導審査パート長5名も選定して褒賞を行った。

＜表Ⅱ－1－40＞2010年上半期優秀指導審査課長に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分			褒賞金(万ウォン)	備考 (特許実用新案/商標デザイン)
	最優秀	優秀	小計		
合計	2名	1名	3名	110	最優秀:50万ウォン/40万ウォン 優秀:20万ウォン

＜表Ⅱ－１－４１＞2010年優秀指導審査パート長に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分	褒賞金(万ウォン)	備考
	最優秀		
合計	5名	250	最優秀:50万ウォン

また、PCT優秀審査官部門はPCT報告書の品質を高めるためのものであり、2010年上半期に最優秀賞4名、優秀賞2名を各々選定し褒賞を実施した。また、2010年下半期にはPCT優秀部署を4つ選定して褒賞を行った。

＜表Ⅱ－１－４２＞2010年上半期PCT優秀審査官に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分			褒賞金(万ウォン)	備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	小計		
合計	4名	2名	6名	260	最優秀:50万ウォン 優秀:30万ウォン

＜表Ⅱ－１－４３＞2010年下半期PCT優秀部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分	褒賞金(万ウォン)	備考
	最優秀		
合計	4つの課	200	最優秀:50万ウォン

2010年下半期には審査官の士気を高めるために褒賞範囲を拡大した。審査品質が最も向上した部署には品質向上優秀賞、エラー率が最も低い部署には無欠点優秀賞、審査品質の向上に寄与した経歴審査官の中から審査品質が最も優秀な審査官には審査功労賞、最近1年以内に初めて評価を受けた審査官のうち審査品質が最も優秀な審査官には新人優秀賞を授賞した。

＜表Ⅱ－1－44＞2010年下半期新設された褒賞の内訳

区 分	褒賞区分				褒賞金 (万ウォン)	備考
	団体賞		個人賞			
	品質向上 優秀賞	無欠点優 秀賞	審査功労 賞	新人優秀 賞		
合 計	1つの課	5つの課	4名	5名	360	品質向上優秀賞:30万ウォン 無欠点優秀賞: 30万ウォン 審査功労賞: 20万ウォン 新人優秀賞:20万ウォン

ハ．評価及び発展方向

優秀審査・審判部署に対する褒賞は部署の団結と和合及び部署間の善意の競争を誘導することで、審査・審判の品質向上と迅速な審査・審判処理という目標を同時に達成することに貢献している。

個人に対する褒賞もまた審査・審判官に審査・審判の品質向上のための動機を与えると同時に士気を高め、審査・審判の品質を向上させることで、最終的には国民の特許行政に対する満足度を高めることに貢献したものと評価できる。

従って、審査評価の強化のみならず、評価結果に基づいた優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援を持続的に維持・拡大する必要があると思われる。

第5節 方式審査

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

顧客協力局 行政事務官 パク・ギョンヒ
 ユン・ジョンピル
 ホン・イクサン

方式審査処理期間目標制の施行によって2010年受付書類の99.97%を期限(6日)内に方式審査処理を完了した。そのために、方式審査プロセス改善協議会を通じた業務プロセスの持続的な改善(2010年47件の改善事項を発掘)、新規転入者と業務専門家との1:1密着指導、方式審査事例集の発刊などを通じて方式審査処理期間を遵守するために努力した。

＜表Ⅱ－1－45＞方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,418,048	1,417,594	99.97%
出願	872,119	872,084	99.99%
国際出願	22,976	22,965	99.95%
登録	522,953	522,545	99.92%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために登録業務便覧など例規の性格を持った実務指針書の持続的に修正して発刊したり、裁判所公務員教育院の委託課程である「不動産登記実務課程」、「商業登記実務課程」などを受講させるなど、方式担当者の方式審査実務能力の強化と専門性を高めるために持続的に努力を傾けた。

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

1. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・ミョンオク

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営しているが、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育や評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。その他にも特許と商標デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、STN情報検索課程など様々な実務中心の教育課程に特許裁判所勤務者(判事、技術審理官)及び優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する教育を行うことで現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法など知的財産関連の法律及び制度に対する認識向上を通じて審査・審判官の専門性を

高めている。特に、特許法と商標法は2段階(基礎・高級)に分け、基礎課程は理論と制度に対する理解を、高級課程は事例と争点中心の討論方式の授業を進めている。そして、職員の法律素養の増進及び問題解決能力の強化のために、法律の基本課程である民法課程(Ⅰ・Ⅱ)を2回に分けて実施している。また、特許と商標など知財権関連の訴訟手続きに必要な民事訴訟法課程も2回(上半期・下半期)運営している。このような法律に対する専門教育は最終的には審査・審判官の実務能力を高め、高品質の審査・審判サービスを実現するのが目標である。

＜表Ⅱ－1－46＞実務中心教育訓練の状況

(単位：回、人)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	2	178
中堅審査官	新規審査官課程の履修者	1	115
審判官	中堅審査官課程の履修者	1	81
審判訴訟制度	特許庁5級以上の公務員	1	68
民法基本(Ⅰ)	特許庁公務員	1	71
民法基本(Ⅱ)	特許庁公務員	1	78
民事訴訟法	特許庁公務員	1	38
特許法基礎	特許庁公務員	2	151
特許法の核心争点	特許庁公務員	1	73
特許法事例研究	特許庁公務員	1	51
商標法基礎	特許庁公務員	2	115
商標法の核心争点	特許庁公務員	1	64
デザイン保護法	特許庁公務員	1	42
審査事例研究(Ⅰ)	特許庁審査経歴1～2年目の初任審査官	2	120
審査事例研究(Ⅱ)	特許庁審査経歴4年以上の技術職先任審査官	1	33

審決判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	49
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	16
先行技術調査	特許庁公務員	1	9
出願登録審判方式審査実務	特許庁公務員	1	16
PCT審査基礎	特許庁技術職審査官	1	18
PCT審査高級	特許庁技術職審査官	1	13
STN情報検索	化学生命審査局の審査官	1	14
知的財産権関連法	特許庁公務員	1	20
技術素養課程	特許庁公務員	2	29
技術専門課程	特実審査官として転換配置される行政職審査官	1	13
日本語で学ぶ日本特許制度	特許庁公務員	1	15
中国語で学ぶ中国知財権制度	特許庁公務員	1	13
特許行政新規者	特許庁新規採用及び転入公務員	1	27
合計		33	1,530

ハ．評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、知財権関連の法律教育など専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化すると同時に、現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後研修院で運営中であるKIP0-Academyを活用したオンライン教育と集合教育を連携させた教育運営の拡大などを通じて、高品質の審査・審判サービスの提供における重要な土台になるよう持続的に努力する計画である。

2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)の構築・運営

国際知識財産研修院 教授課 放送通信事務官 シム・ソンハック

イ. 推進背景及び概要

近年常時学習の文化が定着することによって、特許庁職員から教育に対するニーズが急増しているが、集合教育だけではそのニーズに充分応えることができないだけでなく、業務負担などによって勤務の代わりに長期間教育を受けることは困難な状況である。従って、時・空間に囚われないサイバー教育の必要性がさらに大きくなっている。

また、ウェブ2.0時代の到来による学習者の自発的な参加と集団知性を根源とする知識の共有が急速に広がり、IT技術の発展によってマルチメディアを利用したサイバー教育の比重がますます大きくなりつつある。

しかし、サイバー教育だけでは学習者間または学習者と講師間の相互作用や実習には制限があるので、オンライン教育とオフライン教育を混合したBlended Learning (BL)が代案として浮上している。BL方式はオンラインで理論&基礎学習を提供し、オフラインでは実習&深化学習を提供することで学習シナジー効果を最大化する学習技法である。

オンライン教育の成敗を左右するオンライン教育コンテンツにおいても、従来の供給者中心、理論詰込み型教育方式から需要者中心、問題解決型の教育方式へとパラダイムが変わりつつあり、学習者間の相互作用と即時フィードバックが行われる双方向学習へと開発方式を多様化している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2008年に審査・審判など特許庁職員のための常時学習体制を初めて導入し、

職員がいつでもどこでもオンラインを通じて希望する教育を受けられるようにした。

そして、2009年2月には最高の専門家で構成された特許庁の学習特殊性を反映し、庁職員専用の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)を新たに開設した。このサイトには職務研修として認められる常時学習、気軽に希望するコンテンツが自由に学習できる開かれた学習、学習情報交流スペース、e-休憩室などのメニュー項目が設けられ、審査・審判官たちの専門性を考慮して自由気ままに意見が述べられる討論中心の学習を目指した。

特に、特許庁職員の審査・審判能力を高めるため、庁内執筆委員との協力の下で2008年特・実審査争点事例課程を始めに、2009年には出願・登録・審判方式審査実務など5つの課程、2010年にはPCT審査基礎、韓国特許要件審査基準などの教育コンテンツを開発し、良質な教育サービスを提供している。この課程は経験豊富な審査・審判専門家に直接執筆・解説させたことで職員からの関心や興味を誘導した。

その他にも集合教育課程にやむを得ず参加できなかった職員のため、「スマートフォン」、「グリーンエネルギー概論」など新技術の専門集合教育課程の中から主要現場講座を動画で製作し、常に教育サービスとして提供している。

また、教育訓練政策を担当する庁内部署と協力して全部処を対象にする共通教育（「事例で学ぶ公職者の行動綱領」、「グリーン成長戦略の理解」など）をKIPOアカデミーe-ラーニングコンテンツとしてサービスすることで、各種政府施策の内容を時空間の制限なくいつでも学習できるシステムを備え、教育効果を最大化した。

さらに、受講環境を改善するため、既存のパソコン基盤のe-ラーニングをPMP及びスマートフォンでも受講できるようにモバイルe-ラーニングパイロットシステムを開発することで、今後需要が急増すると見られるM-ラーニング基盤システムを構築した。

2010年KIPOアカデミーサイバー教育の運営成果を見ると、知財権法、法律素養課程及び教養講座を含む42の課程の運営（正規5期数、新規審査官2期数、BL3期数の運営）

を通じて計6,396人が受講した。

ハ．評価及び発展方向

2010年には需要部署及び学習者のニーズを反映したコンテンツ及び現場コンテンツの開発を通じて庁内の教育ニーズに積極的に応えると同時に、ユビキタス時代に備えてパソコン環境での学習からさらに一步進んでいつでも何所でも学習可能なM-ラーニングシステムの基礎を構築した。しかし、各M-ラーニングに適した高いニーズのコンテンツの製作及び提供、DRM技術適用方法の構築などは引き続き発展させていくべき課題である。

そして、優秀学習者に対する賞品やマイレージ提供などのインセンティブの提供と学習者に対するフィードバック強化を通じて特許庁職員のe-ラーニングに対する関心を持続的に誘導し、その利用を活性化していく。

オンライン教育において成功の鍵でもある良質な教育コンテンツの拡充に関しては、審査業務遂行上の専門性を高められるよう「マドリッド国際商標審査課程」、「審査官のための中国語」などのオーダーメイド型e-ラーニングコンテンツを開発すると同時に、情報活用能力及び業務基本素養が高められるように関連機関の優秀なコンテンツを導入して共同活用する計画である。

また、オンライン教育の活性化及び教育効果の向上を図るため、集合教育の前に関連分野のオンライン教育を必修科目として前もって履修させたり、オンライン教育受講生を対象に事例・実習中心の特別講義をオフラインで実施する混合教育方式を拡大していく計画である。同時に、最新のIT技術を反映し、いつでもどこでも学習が可能なモバイルサービスの強化及びスマートフォン専用のアプリケーションを開発して本格的にサービスする計画である。

<図Ⅱ-1-5> KIPOアカデミー (http://www.kipoacademy.net)



<表Ⅱ-1-47> 2010年特許庁常時学習センターにおける正規課程42コンテンツの状況

区分	課程名	回数
法・ 制度 (22)	2009年改正特許法の解説(チョン・ヒョンス書記官)	2(20分)
	職務 事例から学ぶ面白い特許	10(30分)
	基礎 事例から学ぶ面白い商標制度の理解	10(30分)
	PCT審査基礎 (ムン・ソンプなど5人、2011)	15(25分)
	職務 特実審査争点事例(パク・ジンソク課長の他5人、2009)	20(30分)
	深化 出願・登録・審判方式審査実務(チョン・ヘヨンの他4人、2010)	15(30分)
	PCT審査実務事例研究(ファン・ウンテク、ムン・ソンプ2010)	10(30分)

		商標判例研究(カン・ホグン、ペ・チョルフン2010)	10(30分)
		商標審査争点事例研究(チョン・ヒョンジョンの他5人、2010)	10(30分)
		デザイン保護法の事例から見た争点研究(イ・スンフン、2010)	10(30分)
	職務 連携	キム・ウンデザイン保護法1(現場講義、2010)	16(50分)
		キム・ウンデザイン保護法2(現場講義、2010)	17(50分)
		民事訴訟法Ⅰ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)	13(60分)
		民事訴訟法Ⅱ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)	17(60分)
		ソン・ジウオンの商標法1(韓国特許アカデミー、2010)	16(60分)
		ソン・ジウオンの商標法2(韓国特許アカデミー、2010)	13(60分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎1(現場講義、2010)	19(50分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎2(現場講義、2010)	20(50分)
		チ・ヒョンスの特許法問題研究(韓国特許アカデミー、2010)	12(40分)
		チョン・ビョンイルの特許法判例(韓国特許アカデミー、2010)	12(50分)
		チェ・ソンウの商標法1(現場講義、2011)	19(50分)
		チェ・ソンウの商標法1(現場講義、2011)	14(50分)
英文 (3)	国際 能力	クリストファーの米国特許制度(現場講義、2010)	14(50分)
		知財権関連の国際交渉専門家課程(2009)	15(50分)
		韓国特許要件審査基準(ミン・ジョンイム、2011)	10(25分)
基本 素養 (17)	情報 活用	EXCEL2003(基礎)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL2003(基本)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL2003(活用)(行政安全部、2010)	14(30分)
		プレゼンテーション技法(行政安全部、2010)	8(30分)
		POWER POINT2007(行政安全部、2010)	22(30分)
		デジタルイメージ編集一般(行政安全部、2010)	22(30分)

		デジタルカメラ撮影技法及び動画編集(行政安全部、2010)	8(30分)
社会 / 生活		著作権の理解(チュン・ゴンギョ、2010)	14(25分)
実務		報告書作成スキル(チュン・ゴンギョ、2009)	10(25分)
		公文書作成のためのハングル文法(チュン・ゴンギョ、2009)	16(25分)
職務 連携		次世代自動車新技術の動向(1)(現場講座、2011)	12(60分)
		次世代自動車新技術の動向(2)(現場講座、2011)	12(60分)
		スマートフォン(現場講座、2011)	18(60分)
		グリーンエネルギー概論(現場講座、2011)	12(60分)
		LCD-OLED技術(現場講座、2011)	18(60分)
		ヤン・ジンモクの回路理論1(韓国特許アカデミー、2011)	19(50分)
		ヤン・ジンモクの回路理論1(韓国特許アカデミー、2011)	21(50分)

* オープン講座(職務教育時間として不認定)：正規課程の42課程を含め、計86の課程を実施

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出し、国家を豊かにする知識基盤経済では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質の両方面から持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全ての分野に亘って知的財産専門家が必要であるという認識が社会からも共感を得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産教育支援を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定を受け、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム及びKOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化すると同時に、中国・日本・ベトナムなど知的財産研修機関とMOUを締結し、教育プログラムの開発、教材相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は2010年にWIPOと共同でアジア・太平洋地域国家・ARIPO・EAP0の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計8回、170人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計1,940人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

アジア・太平洋地域及びARIPO、EAP0の特許審査官20人が参加したWIPO特許法・特許実務教育課程が3月22日から4月1日から運営され、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力のイラク公務員に対する知財権教育課程、韓－ASEAN

FTA経済協力の一環として進められた韓－ASEAN知財権教育課程も運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程意外にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。10月4日から5日までは中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域の18カ国の知的財産権政策担当者及び関係者、WIPO関係者、国内参加者など30人が参加した中で「グリーン成長と知的財産セミナー」を開催した。グリーン成長における知的財産戦略の重要性と効果的な活用などをテーマにして、持続可能な発展に向けた世界各国のグリーンイノベーション関連の知的財産政策の戦略及び経験を共有する機会を設けた。

10月6日から7日までは中国、インド、フィリピンなどアジア・太平洋地域の18カ国知財権専門家、WIPO関係者、国内知財権関連従事者など30人が出席した中で、「国家知的財産戦略と発展(National IP Strategies and DeVelopment)」というテーマでセミナーを開催した。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家知的財産戦略の樹立など知的財産専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

国際知識財産研修院は世界主要知的財産教育機関との協力も拡大している。8月24日から26日までの3日間、ソウルのグランドハイアットで国際知識財産研修院の主催で第4回知的財産教育機関長シンポジウムを開催した。本シンポジウムを通じて知的財産e-ラーニングの活性化に向けた各教育機関の戦略の共有、特許審査官教育の発展戦略の模索、知的財産教育に対する様々な学問間の総合的アプローチ方法研究など5つの推進課題をソウルアクションプランとして採択し、ソウルアクションプランの履行状況を第5回世界知的財産教育機関長シンポジウムで点検・発展させていく計画である。

また、シンポジウム開催直前の8月23日に韓・中・日の研修機関長が集まって第1回会合を開催し、三国の人材養成機関が教育訓練に関する情報及びノウハウの共有を通じて知的財産分野人材育成におけるシナジー効果創出の必要性に対する認識を共有し、

共同セミナーの順次開催、優秀講師の相互派遣、研修院教材及び刊行物に関する情報交換、3国研修機関長会合の定例化など合意事項を導き出した。

その他にも日本、中国などと二国間協力も強化している。日本工業所有権情報研修館(INPIT)とは5月13日業務協力調印式を開催し、各種知的財産人材育成プログラム、e-ラーニングコンテンツ及び教育カリキュラムなどに対する情報及び意見などを交換した。中国の場合、2007年から中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーが中国ハルビンで9月8日から9日まで開催され、中国代表団が11月29日から12月3日まで7日間国際知識財産研修院を訪問し、相互教育プログラムの討議及び今後の両国機関との協力強化方法に関して議論した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は、外国政府の要請による委託教育課程の開設である。2010年にはベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム公務員17人が参加した中で韓国の知的財産事業化戦略に対する理解を高めるための委託教育課程が実施された。8月にはインドネシアの教育局長Ms. Melda Kamil Adrianoやパキスタンの教育局長Mr. Syed Khalid Bukhariと二国間会合を通じてオーダーメイド型委託教育を提案し、各国の弁護士・弁理士などの教育参加に関する協議や今後韓国特許庁の講師を派遣する方法、WIPO、ASEAN、KOICA、KDIなどの資金を通じた途上国委託教育方案に関して意見を交換した。

<図Ⅱ-1-6> 2010年知的財産教育分野における国際協力



ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはその分国際的な責任や義務も果たさなければならないという意味である。

2010年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産教育支援の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めると同時に、世界最高の知的財産人材研修機関を目指して持続的に努力していく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく。また、IP5特許庁研修機関との協力を強化し、2011年開催される予定の第5回世界研修機関長シンポジウムでソウルアクションプラン実行課題の履行状況の点検及び新規協力課題の発掘を主導的に推進していく計画である。

＜表Ⅱ－1－48＞2011年国際セミナー及び外国人対象の教育

区分	名称	主要内容	日程	参加者
途上国 二国間 協力課 程	ベトナム商標・デザイン 審査官訓練課程	・韓国商標・デザイン審査制度及び プロセス、審査方式に対する教育	5月	20人
	ベトナム特許審査官訓 練課程	・韓国特許審査制度及びプロセス、 審査方式に対する教育	9月	20人
	途上国オーダーメイド 型委託教育支援(UAE)	・知財権制度、実体審査など途上国 の要請によるオーダーメイド型プロ グラム	上半期 (協議)	20人
	途上国オーダーメイド 型委託教育支援(モンゴ	・モンゴル特許行政自動化システム 構築のための実務者ノウハウ共有	上半期 (協議)	20人

	ル)			
WIPO 課程	特許法・特許実務教育	・ 韓国の先進特許審査システム及び 審査ノウハウの紹介、特許検索戦略 の伝授	4月	16人
	Summer School	・ 大学生及びJunior専門家に対するI P教育	6月	30人
	ア・太地域セミナー	・ 世界知財権制度の発展状況を共有	10月	40人
	知的財産事業化戦略教 育	・ 韓国特許庁の知的財産事業化戦略 を紹介	下半期 (協議)	20人
	途上国オーダーメイド 型知財権教育	・ 知財権制度、実体審査など途上国 の要請によるオーダーメイド型プロ グラム	下半期 (協議)	20人
	商標法・審査実務教育	・ 韓国商標分野における審査品質向 上への努力及び政策を紹介	下半期 (協議)	20人
KOICA 課程	韓・チュニジア知財権専 門家訓練課程	・ 特許ネットシステムの紹介及びチ ュニジア政府に対する特許行政自動 化システム構築の方向提示及びノウ ハウの共有	4月	15人
	ASEAN知財権専門家課程	・ 韓国知財権制度発展の経験を伝授	7月	20人
	途上国知財権一般教育 課程	・ 韓国知財権制度発展の経験を伝授	10月	13人
国際法 律専門 家課程	国際法律専門家課程Ⅰ	・ 米国知財権関連法律に対する討論 方式の英語講義	3月	20人
	国際法律専門家課程Ⅱ	・ イギリスなどEU知財権関連法律に 対する討論方式の英語講義	12月	30人
	IP5審査官特別課程	・ IP5審査官が参加する韓国特許法律 及び制度に対する討論方式の英語講	5月	6人 以上

		義		
グロー バル専 門講師 養成課 程	グローバルIP専門講師 の養成課程	・ 講義スキル向上に向けた参加教授 法、集中誘導法、英語教授法	3月	31人
計	17の課程			361人

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヒョンソク

イ. 推進背景及び概要

各国の特許制度の統一化・単純化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計27カ国が加盟するなど全世界的に拡大しつつある。そこで、今後の特許法条約加盟に備えて特許法条約の内容を特許法・実用新案法改正案に反映する作業を推進した。

一方、道路名住所法の施行、電子政府法の改正及びPCT規則改正による外部改正ニーズとともに、包括委任事項変更手続きなど出願人の不便を解決するための改正ニーズを反映するため、特許法・実用新案法施行規則を改正した。

ロ. 推進内容及び成果

特許法条約は特許取得及び維持手続きを国際基準に合わせ、出願人のミスによる特許の拒絶・取消を最小限に抑えることで、国民の特許獲得の機会を拡大するものであり、特許法改正案は特許法条約の内容を全て反映した。

<表Ⅱ-2-1>特許法条約の主要内容

区分	主要内容

出願日の認定	出願形式を大幅自由にし、論文や外国語でも出願可能
権利救済	期限未遵守によって消滅した権利が回復できる制度の導入
代理人	在外者も国内代理人無しで出願できるよう要件を緩和
優先権の主張	優先権主張の訂正・追加・回復機会の拡大

特許法改正案は特許法条約内容の反映と同時に、難しい漢字でできた法律用語を理解しやすいハングル表現に替え、長く複雑な文章を簡潔・明確にする、いわゆる分かりやすい法令作りを推進した。その他にも顧客の利便性を高めるための制度改善及び実務運営過程で発生した法改正のニーズを一括反映した。

特許法改正案を設けるために2010年1月から5月まで特許法改正推進団を運営し、6月から10月まで庁内関連部署懇談会計3回、外部専門家懇談会計3回、審査官意見収集などを実施し、出願、審査、審判、訴訟など実務に与える影響と予想される問題を様々な視点から検討した。2010年11月29日には国民公聴会を開催し、特許法改正に対する理解を深めた。

一方、2010年7月27日に改正(2010年7月28日施行)された特許法施行規則では道路名住所法(法律第8027号)の制定に基づいて変わる道路名によって発生し得る通知書の送達ミスから出願人の不利益の発生を防ぐため、出願人住所を職権で訂正できる制度を導入した。また、電子政府法の改正によって共同利用が可能な提出書類(法人登記簿謄本など計71種)に対して書類を受け取らず書類情報を確認して業務を処理するよう義務付けた。

補正の際に添付される説明書の記載事項に「国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠となる部分」を追加して補正された内容が国際出願日に提出された国際出願に記載されたどの内容に基づいたものであるのか具体的に説明するようにするなど、PCT規則改正事項を反映した。国内書面提出機関内に既に提出した翻訳文の代わりに新しい翻訳文が提出できると規定しているが、これと関連する手続き及び書式などに対する規定が不十分であるため、出願人が不便を感じる可能性があり、新しい翻訳文を

提出しようとする場合には別紙書式を通じて翻訳文を提出できるようにした。

その他に、出願人及び代理人の便宜を図るため、包括委任事項変更手続きを設けるなど出願人などの改正需要を反映した特許法・実用新案法施行規則を改正した。

＜表Ⅱ－２－２＞特許法施行規則の主要改正内容(2010. 7. 27改正)

区分	改正内容
出願人住所の職権訂正	行政区域またはその名称が変更された場合、特許庁が管理している出願人の住所関連情報も変更されたものと看做す
国際出願の明細書など 補正規定の整備	補正書とともに提出する説明書に補正の根拠となる部分を表示させる
包括委任制度の改善	新しい委任事項を追加しようとする場合に備えて包括委任事項の追加手続きを設ける
行政情報共同利用規定 の整備	住民登録表謄・抄本など各種証明書類を行政情報共同利用システムを通じて確認するよう義務付ける

ハ．評価及び発展方向

2011年には特許法条約を反映した特許法・実用新案法の改正に向けて、産業財産権運営協議会の開催、立法予告、関係部処の協議、法制処の審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を国会に提出する予定である。

一方、特許審判院の審決文などは必ず特別送達するよう規定し、出願人がユーザーの不便や行政費用の無駄遣いを理由に電子送達を希望する場合、特許審判院の審決文なども電子送達できるよう改正を準備している。特許法第11条に基づいて代表者を選定した場合及び書類送達代表者を選定して申告した場合にはその代表者に送達できるようにし、審査猶予申請期間を拡大すると同時に、多様な外国語で記載した特許証(外国語特許証)を発給することで出願人及び特許権者の利便性を高めるよう特許法施行

令、施行規則などを改正する予定である。

2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」するための特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に補完している。

ロ. 推進内容及び成果

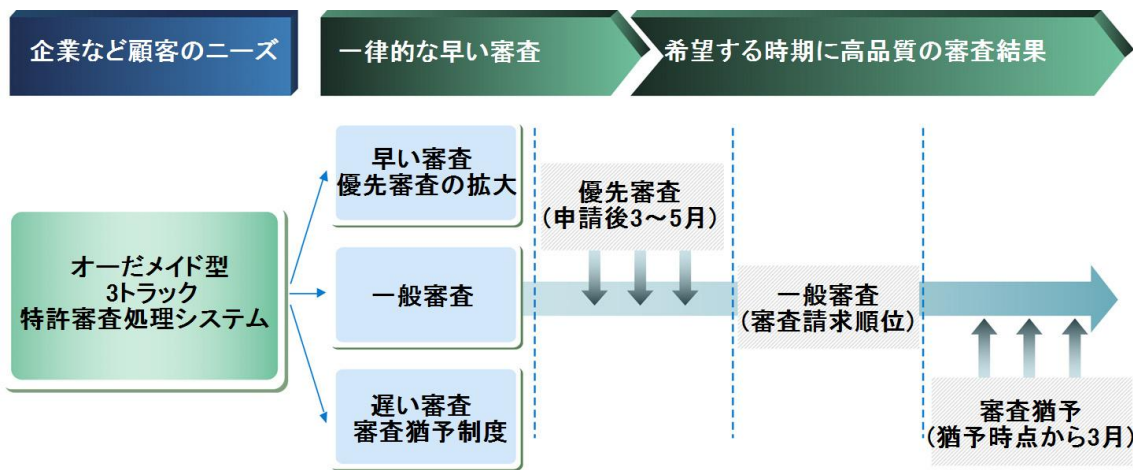
オーダーメイド型3トラック特許審査制度は速い/一般/遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に従って審査処理時点を直接選択できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて1日も早く特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができる。一方、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

速い審査は拡大された優先審査を通じて誰でも利用することができる。ベンチャー企業の出願など特定出願として制限された従来の優先審査対象に含まれなくても、特許庁が指定した専門機関に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けられるようになった。

一般審査は審査請求の順位によって審査結果を提供し、平均審査処理期間を18ヶ月内外で維持している。遅い審査は開発された技術の事業化時期や市場性調査などで、

一般審査によって一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人を配慮したものであり、審査猶予希望時点を書いて申請すると、その時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

＜図Ⅱ－2－1＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



オーダーメイド型3トラック特許審査制度の2010年運営結果を見ると、拡大された優先審査申請は7,399件で全体審査請求（156,892件）の4.7%、審査猶予申請は953件で全体審査請求の0.6%を占めた。2008年施行以後拡大された優先申請の申請は持続的に増加しているが、一方遅い審査は持続的に減少する傾向を見せている。

＜表Ⅱ－2－3＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の利用状況

		＜3-Track制度施行以前＞		＜3-Track制度施行以後＞		
区分		2007年	2008年 (1～9月)	2008年 (10～12月)	2009年	2010年(暫定)
申請	優先審査 (拡大された 優先審査)	12,792(8.2%)	11,897(10.6%)	4,301(9.1%) (216、0.5%)	20,307(13.7%) (2,680、1.8%)	20,832(13.3%) (7,399、4.7%)
		-	-			

一般審査	142,820 (91.8%)	100,486 (89.4%)	41,982 (89.1%)	125,981 (85.1%)	135,107 (86.1%)
遅い審査	-	-	858 (1.8%)	1,691 (1.2%)	953 (0.6%)
全体審査請求	155,612	112,383	47,141	147,979	156,892

このように拡大された優先審査が高い比重を占めることで、一般審査の遅延、審査官の処理期間管理負担の増加などの問題が発生する可能性があると同時に、遅い審査の利用は速い審査に比べて相対的に比重が極めて少ない側面を見せるなど、各トラック利用における不均衡問題が発生した。

そこで、特許庁は国家産業の発展、出願人の権益保護などを考慮し、緊急処理の必要性が相対的に少ない拡大された優先審査処理期間を従来の申請後3ヶ月から5ヶ月に延長(2011年1月施行)した。また、遅い審査の申請期間を審査請求日から6ヶ月以内から9ヶ月以内に拡大(2011年4月施行)することで出願人の遅い審査利用における利便性を高め、審査請求料を猶予希望時点2ヶ月前まで納付すれば済む審査請求料納付猶予制度(2011年4月)を導入することで出願人の金銭的な負担を緩和した。このような遅い審査申請のインセンティブ提供によって遅い審査の利用がより活性化すると期待される。

一方、専門機関⁹の優先審査用先行技術調査報告書に対する品質評価は行われていたものの、品質評価を活用して個別件に対する品質担保方案は不十分であった。このような先行技術調査管理体系を改善するための方案として、審査官が先行技術調査報告書に対して「未活用」と品質評価した場合、その結果を出願人に通知し、出願人が調査料の一部払戻し、または追加依頼件の調査料に対して割引サービスが受けられるようにする手続きを設けた。

また、優先審査補完指示を出す場合、出願人以外の専門機関にも同時に通知し、報告書未提出など専門機関に責任がある場合には専門機関が直接対応できるように制度

⁹ 特許庁が指定した専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)

を改善した。一方、各専門機関は2011年から先行技術調査料の手数料体系を機関別に多様化し、出願人に選択の自由を与えた。

ハ. 評価及び発展方向

出願人はオーダーメイド型3トラック特許審査制度を利用し、自分の特許戦略に基づいて「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスのうち一つを選択することで、特許審査時期を自由にコントロールできる。今後も特許庁は制度の利用状況や顧客からのニーズを持続的に把握し、オーダーメイド型3トラック特許審査制度をさらに発展させていくための努力も続ける予定である。

3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

グリーン技術超高速審査制度とは、出願人がグリーン成長国家発展戦略の各種支援政策によって研究・開発したグリーン技術特許出願に対して超高速審査を申請すると、特許庁が該当出願を迅速に審査して1ヶ月以内に審査結果を提供してくれる制度である。同制度の施行のために特許法施行令・施行規則・優先審査告示など関連法令を改正して2009年10月1日から施行した。

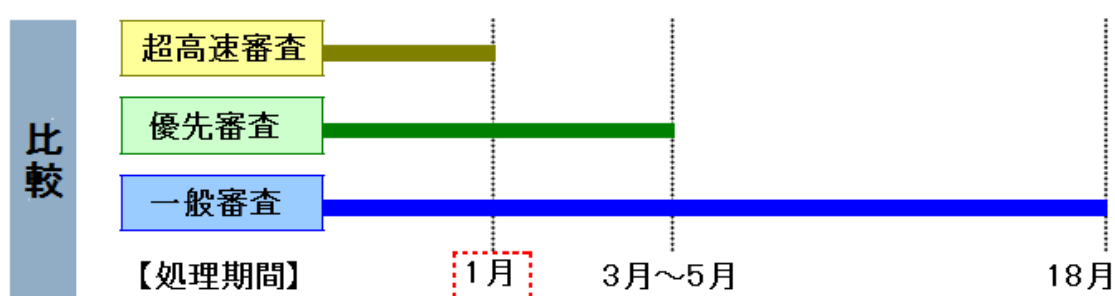
ロ. 推進内容及び成果

2010年4月から「低炭素グリーン成長基本法」が施行されたことから、グリーン技術として上記法令に基づいた各種支援政策関連の特許出願も超高速審査の対象に含まれるよう、グリーン技術超高速審査の対象を拡大した。これを通じてグリーン技術認証、

グリーン専門企業の確認、グリーン産業投資会社の投資などグリーン成長に向けた政府の各種支援政策と直接関連する特許出願も超高速審査の恩恵が受けられるようになった。

超高速審査が申請された出願は申請日基準から見ると全体の処理期間が最長28日（1ヶ月以内）になるよう制度が設計された。一般出願の場合は審査待機期間が平均18ヶ月であることを考えると、超高速審査が申請された出願が如何に迅速に処理されているのかが分かる。

＜表Ⅱ－2－4＞超高速審査の期間短縮効果の比較



ハ. 評価及び発展方向

超高速審査の申請状況を見ると、制度施行1年3ヶ月間（2009年10月～2010年12月）、計281件（2009年52件、2010年229件）が申請され、そのうち209件（2009年40件、2010年169件）が超高速審査の要件を全て満たして超高速審査を受けた。処理期間の面では申請要件を補完する場合など特別な事由がある場合を除いて全て申請後1ヶ月以内に審査結果が提供され、最も速い特許決定は申請後の13日目に提供された。また、超高速審査を利用した早期権利化のメリットが大きく、一度超高速審査を利用した出願人が再度利用するケースも徐々に増加している。

外国の優先審査制度と比較してみても、申請後1ヶ月以内に審査結果が提供されるという点で全世界で最も速い審査制度と評価されている。今後も特許庁は「グリーン技

術の早期特許権利化支援」という政策目標を充実に達成できるよう、グリーン技術超高速審査制度を拡大・発展させていく計画である。

4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換され、活用される審査業務の国際協力時代を迎えて、世界的に認められる高品質の審査のためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡大とともに完成度の高い審査基準の整備が必須である。また、特許先進5カ国特許庁(IP5: 韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間で審査結果の相互活用を促進するため、共通の特許審査基準の構築を基盤課題の一つとして推進している。

このような状況の下で韓国の審査環境に適し、共通審査基準の推進に先に対応するために2009年特許要件審査基準改正に引き続き、明細書記載要件、発明の単一性及び新規事項の追加など審査プロセス全般に関する審査基準を世界的な水準にアップグレードするための改正作業を進めた。

ロ. 推進内容及び成果

そこで、先進5カ国特許庁間の特許手続き審査基準及び審査実務に関する比較研究などを通じて47の主要項目を含む全体審査基準のうち39%に対して新設及び改正を行い、目次体系及び叙述体系を改編するなど2002年以後8年ぶりに審査指針書を全面改正した。また、既に英文化された特許要件審査基準の他に特許手続きの審査基準を追加で英文化して外国出願人及び代理人などに提供するなど、国際協力時代に似合う審査基盤を構築するために努力した。改正された特許審査基準の全文及び英文特許審査基準は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)の「情報広場>刊行物>審査指針、基準、

マニュアル」からダウンロードできる。

主な改正事項としては、明細書記載要件に関して特許法施行規則で規定する必須記載項目別に詳細な説明の記載方法要件に対する審査基準を詳細に設け、審査実務上頻繁に発生する事例を挙げて具体的な運用方法を提示した。また、現行法令体制に従って詳細な説明の記載要件を「実施可能要件」及び「記載方法要件」に分けて審査方法を詳細に記述した。また、詳細な説明にエラーがある場合の拒絶理由通知方法を明確にし、請求項に記載された発明が簡単に実施できるのであれば記載方法の要件を違背したとしても拒絶理由を通知しないよう規定した(以上審査指針書第2部第3章)。また、審査効率性の向上に向けて単一性審査手続きを具体的に細分化し、単一性有無による審査対象請求項の確定方法を明確に提示した(第2部第5章)。そして、最新の最高裁判所の判例を反映して新規事項に対する判断原則を改善し、分割・変更出願の場合は新規事項追加判断の対象はその出願で最初添付された明細書・図面であり、原出願の明細書でないことを明確化(第2部第6章、第4部第2章など)する一方、周知慣用技術が補正によって追加される場合の判断方法を新設した(第4部第2章)。

その他の主要改正事項は以下のとおりである。

審査基準の主要改正事項

- ①指定期間、法定期間による期間の延長可能の可否、延長可能な期間などを一目瞭然に整理(第1部第3章4.1－4.4)
- ②発明者の訂正に関する具体的な運用基準の設定(第2部第1章2.)
- ③発明の名称が不適合である場合の取扱方法の新設(第2部第2章4.)
- ④パラメーター発明など特殊な発明の実施可能要件の新設(第2部第3章2.3.2)
- ⑤特許法施行令第5条第1項、第2項及び第6項に関する審査基準の追加(第2部第4章6.)
- ⑥請求範囲提出猶予制度の利用可否の判断基準の新設(第2部第4章7.)
- ⑦微生物関連出願の審査基準の再整備：微生物寄託時期、新規事項の追加判断基準など(第2部第6章)
- ⑧公知例外主張関連証明書類の明確化(第3部第2章5.5.1)

-
- ⑨国際特許出願の公知例外主張審査基準の新設(第3部第2章5. 5. 3)
 - ⑩国際特許出願における先願の地位審査基準の改正：特許法第201条第6項を反映し、翻訳文記載発明に先願の地位を認める(第3部第5章4. 1)
 - ⑪競合出願が設定登録された場合の協議可能判断規定の新設(第3部第5章5.)
 - ⑫特許法第81条第3項を参考して出願継続に関する定義規定の新設(第4部第1項3. 1)
 - ⑬特許法第51条第1項括弧規定の解釈基準の新設(第4部第3章2.)
 - ⑭取消差戻しされた出願において補正却下と関連する審査基準の新設(第4部第3章4.)
 - ⑮IPC確定分類手続きを審査実務に合わせて具体化(第5部第1章3. 5)
 - ⑯拒絶理由を再び通知せず、拒絶決定できる場合に関する審査基準の補完(第5部第3章5. 2)
 - ⑰再審査請求において差し戻さなければならない場合を明確化(第5部第4章2. 2)
 - ⑱分割・変更出願の公知例外主張、優先権主張の適法否判断基準の明確化(第6部第1章4.) など
-

外見的な側面からでも従来のサービス形態を改善して需要者にやさしいウェブサービス(e-審査基準)を構築することでアクセスしやすくすると同時に顧客参加方案も拡大した。特許顧客であれば誰でもワンクリックで特許審査基準ウェブサービスにアクセスして特許制度の運用基準を確認したり、参考資料などがダウンロードでき、審査基準に対する意見も述べられる。

ハ．評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善され施行されることによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からの反応も高まりつつある。また、知的財産権のグローバル化時代を迎えて特許・実用新案の審査基準を先進国水準に引き上げ、国際協力時代を問題なく備えることができた。

今後も特許法条約を反映した特許法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産が守られるように顧客の立場

から持続的に特許制度の改善が行われる。また、このような制度改善を支えるため、顧客志向で世界的な水準の審査基準を提供するように持続的に改善・補完していく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 ユン・ジョンソク

イ. 推進経過

特許庁は韓・EU FTA(2010. 10. 6正式署名)を履行するために韓・EU FTA付属書に登載された地理的表示と類似した後出願商標が拒絶できる根拠条項を新設する商標法改正案を設けて2010年10月国会に提出した。

また、特許庁は経済危機の早期克服を支援し、商標権者などの不便や負担を緩和させるため、商標登録料分割納付制の導入及び商標権の存続期間更新登録の申請制への転換などの内容を骨子とする商標法改正案が2010年1月から施行され、国民が従来感じていた様々な不便が解消された。

ロ. 韓-EU FTA履行法律案の主要内容

1) 韓・EU FTA付属書に登載された地理的表示と同一・類似した後出願商標の拒絶

韓・EU FTA協定により保護義務が発生した地理的表示と同一・類似した商標を協定発効日以後に出願(後出願)した場合は拒絶するよう根拠規定を新設した。保護される地理的表示は酒類、農産物関連EUの地理的表示162個と韓国の地理的表示64個であり、保護される賞品の範囲を同一商品から同一商品として認識される商品まで拡大した。例えば、ボルドーワインというEUの地理的表示と類似した商標(ボルドー発泡性ワイン)が出願されれば、標章が類似(ボルドーとボロドー)し、商品が同一であると認識される商品(ワインと発泡性ワインは同一であると認識される商品)として出願されたた

め、出願商標(ボロドー発泡性ワイン)は韓・EU FTAが発効されれば登録が受けられない。

2) 商標法上の地理的表示団体標章で保護される商品の範囲を拡大

韓・EU FTAで保護される地理的表示と商標法上の地理的表示団体標章間の衡平性を考え、地理的表示団体標章の商品範囲を協定上の地理的表示の商品範囲(同一商品または同一商品として認識される商品)に拡大した。従来、地理的表示団体標章の商品保護範囲は同一商品にだけ限定されていたが、韓・EU FTAによって商標法上の地理的表示団体標章の商品範囲を同一商品として認識される商品まで拡大し、地理的表示団体標章権者の権利範囲をEUの地理的表示と同等に保護する予定である。

3) 商標権侵害に使われた材料も没収するよう改正

商標権を侵害する物品を製造するには製作用具だけでなく、材料も必需的に使用されるのが一般的であるにもかかわらず、現行の商標法では材料を没収できる根拠条項がなかった。そこで、商標権侵害物を製造する上で使用される製作用具のみならず材料も没収するように商標法を改正して韓・EU FTA協定を履行する一方、商標権を効果的に保護できる制度上の装置を設けた。

ハ. 出願人の便宜を図るための制度改善案の主要内容

1) 商標登録料の分割納付制の導入

現行法令上、商標登録料は登録決定または登録審決の謄本を受け取った日から2ヶ月以内に一括納付するようになっているが、商標権者などの負担を緩和するため、商標登録料を2回に分割して納付できるようにした。

2) 商標権存続期間更新登録を申請制に転換

現行の規定は商標権の存続期間を更新する場合、商標権の存続期間更新登録出願をする必要があるが、商標権の存続期間更新登録申請制度に簡素化することで、期間内に商標登録料を納付して簡単な存続期間更新登録申請書を提出すれば、別途の審査手続きを踏まなくても存続期間の延長ができるようにした。

3) 商標登録出願に対する審査の順番及び優先審査の根拠を明示

現行の規定では商標登録出願に対する審査の順番と優先審査の根拠を「商標法施行規則」に置いているため、これを商標法に直接明示した。

4) 職権補正制度の導入

現行の規定は商標登録出願書などに明白な誤記などと判断される事項があっても審査官が職権で訂正できる根拠規定がないため、このような明白な誤記などに対しては出願人に補正要求書を発送しなくても審査官が職権で訂正できるようにした。

5) 手数料払戻し対象の拡大

現行の規定は商標登録出願後1ヶ月以内に取り下げたり、放棄した出願の商標登録出願料のみ払い戻すようにしているが、商標登録出願の優先権主張申請料も払戻しの対象として追加した。

二. 評価及び発展方向

韓・EU FTA履行のための商標法改正案は国会に提出されてから所管の常任委に係留中であるため、韓・EU FTA批准同意案と同時に通過するものと見られる。

韓・EU FTAが発効すれば、韓・EU FTA付属書上の地理的表示を権原なく使用することが禁止されるため、国内の関連業界は格別に留意しなければならない。一方、韓・EU FTAは韓国の地理的表示が国際的に進出できる機会を作ったことにその意義がある。

従って、韓国の地理的表示商品の品質を高めることはもちろん、現地に適したブランド管理戦略でEUの市場を攻略できる戦略を講じて推進することが求められる。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 キム・ジメン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は50年前初めて制定された「意匠法(現在のデザイン保護法)」と大きく変わらない。特に、製品デザインを前提とするデザインの保護対象、出願書に記載された物品に限定される狭いデザイン権の保護範囲、世界で最も厳しい図面要件審査などは急変しつつあるデザイン市場を支えることができず、むしろ足を引っ張っているのが現状である。そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び法曹界など様々な人からの意見や批判を聞き入れ、デザイン保護対象や保護範囲の拡大などを主な内容とするデザイン保護法改正(案)を整え、2010年7月国会に提出した。

ロ. 推進内容及び成果

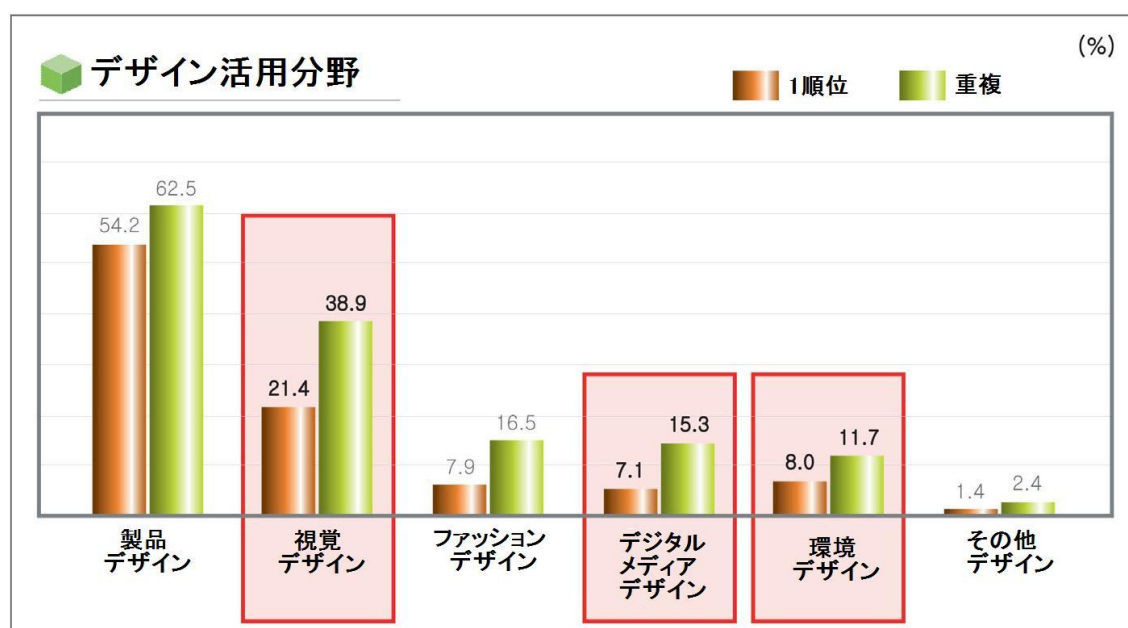
1) デザインの保護対象の拡大

現在、デザイン保護法は画像デザイン、フォントデザインなど産業界からのニーズを持続的に反映してきたが、根本的に「製品デザイン」を中心に保護されている。

しかし、デザイン環境がアナログからデジタルに変化したことでデザインの保護対

象も変化が必要である。特に、「グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンなど」模様と絵柄を強調するデザイントレンドによって、デザイン保護対象の拡大に対するニーズがデザイン業界を中心に増大しつつある。このようなデザイン保護制度とデザイン環境とのギャップはデザイン制度の活用度を必然的に低下させざるを得ない。2009年韓国デザイン振興院で発表した韓国のデザイン活用分野などを考慮すると、デザイン保護法上の保護対象の拡大は必然ともいえる。

＜図Ⅱ－2－2＞デザイン活用分野



出処: 知識経済部、韓国デザイン振興院/産業デザイン統計調査総括報告書 2009. 39ページ

デザイン保護対象と関連して国際的な動向を見ると、「グラフィックシンボル」など2次元平面デザインはヨーロッパ、米国などでは既にデザイン権として保護されている。また、「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」でも正式物品名称として許容しているなど、デザインの保護対象の拡大は当然なこととして認められている。

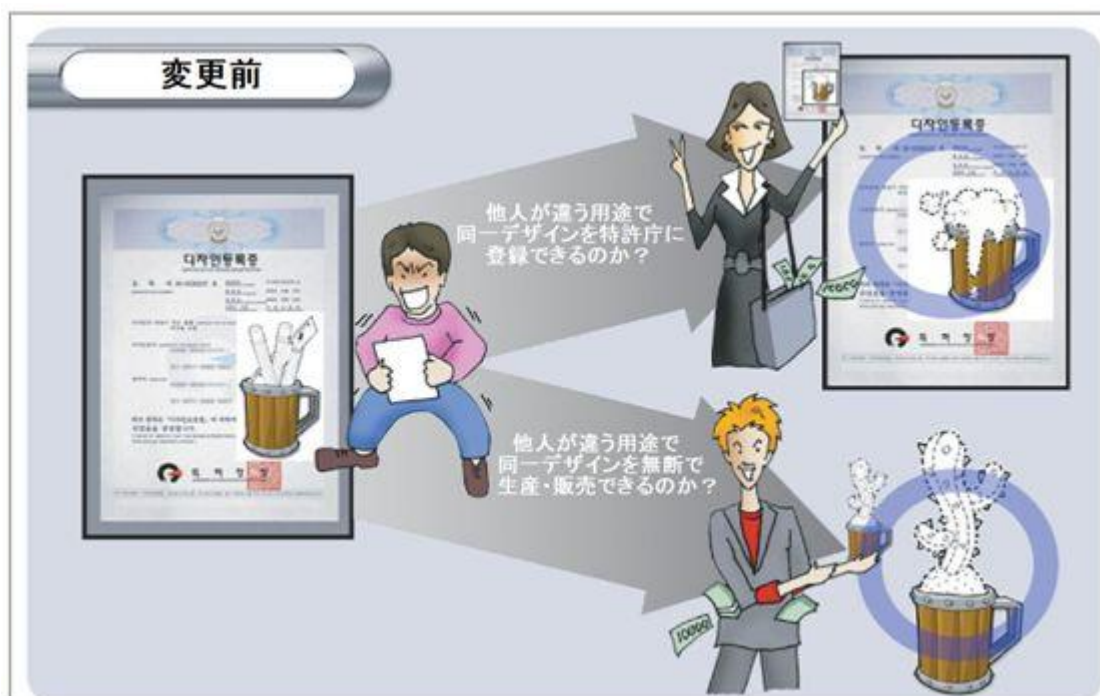
特許庁はこのようなデザイン環境と国際的な流れを反映し、既存の製品デザインのみならずグラフィックシンボル、ロゴなど2次元平面デザインとインテリアデザインなど新しい領域をデザインの保護対象とするデザイン保護法改正(案)を設けた。

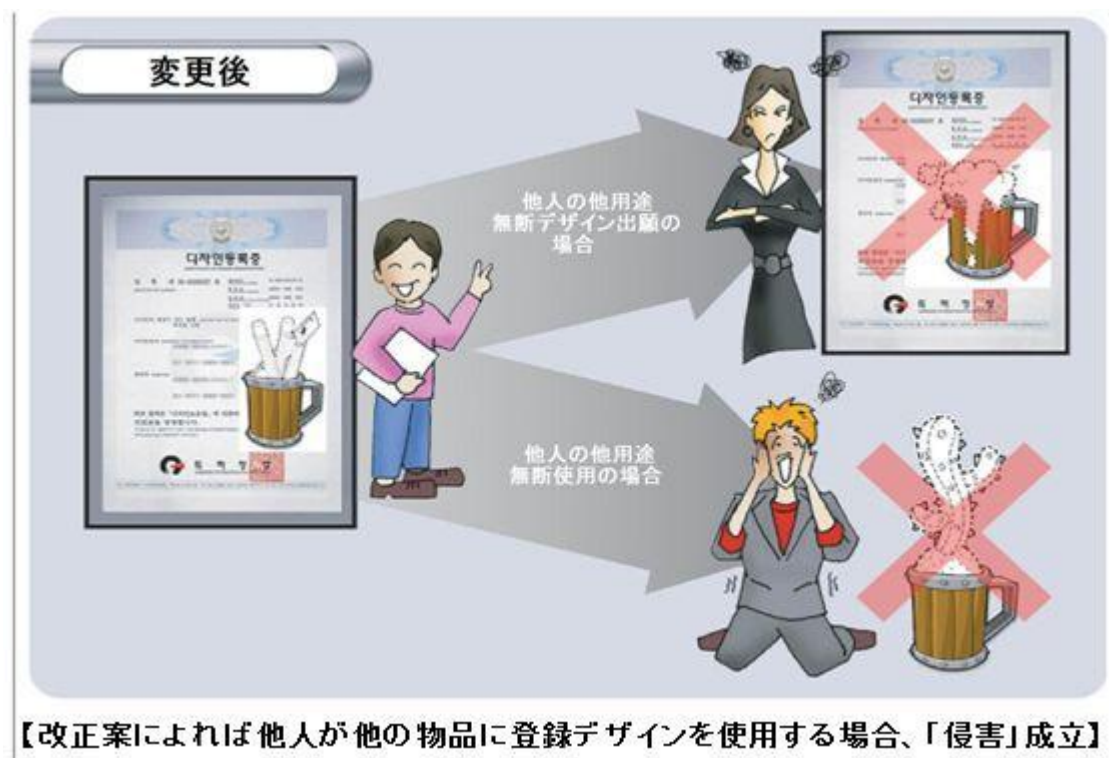
2) デザイン権の保護範囲の拡大

現在のデザイン保護法はデザイン権の権利範囲を出願書に記載された物品と同一・類似した場合に限定しているため、最近のOne Source、Multi-Use、ConVergence(融合)トレンドを反映するには足りない。結局登録デザインを模倣して他の物品に使用(登録)する場合、それを制止する方法がなく、デザイン制度自体の有用性が問題とな

っている。例えば、特許庁のキャラクターである「」が正しく保護されるためには、模倣可能な全ての物品(人形、文房具、衣類、靴、帽子など)に対してデザイン登録を受ける必要があり、相当な費用がかかる。また、最近流行している「スマートフォン」の場合、電話機、MP3プレーヤー、PMP、パソコンなどを融合させた製品であるが、現在物品の類似概念では正確に捉えられない限界がある。

<図Ⅱ-2-3>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較





一方、先進国の場合はデザイン権の範囲を「物品」に限定していない。ヨーロッパはデザイン権の保護範囲を全体的に同一・類似した印象を与えるデザインまで全て含め、物品の名称はデザインの保護範囲に影響を与えないと明確に規定している。特許法によってデザインを保護している米国は、「物品」を異にして第3者が登録デザインを使用する場合、追加的な賠償条項を入れてデザイン権者の損害賠償請求を可能にしている。

今後はデザイントレンドを反映し、創作「デザイン」そのものが模倣から保護される制度にする必要があり、このような趣旨を反映して、デザイン保護法改正(案)はデザイン権の保護範囲を出願書に記載された「物品」に限定しないことを明確にした。

3) その他の主要改正内容

権利保護対象及び保護範囲の拡大以外にも現在国会に提出されたデザイン保護法の改正(案)は複数デザイン制度の改善、存続期間の延長、新規性喪失例外制度の改善、

類似デザイン制度の改善(関連デザイン制度の導入)、再審査請求事由の拡大など出願人の便宜と権利を保護するための内容が盛り込まれている。

＜表Ⅱ－2－5＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	○無審査品目 ○最大20個まで認定 ○全体登録/全体拒絶	○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶
存続期間	○設定登録日より15年	○設定登録日より出願日後20年
新規性喪失例外	○出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出	○審査官が拒絶理由を通知したり、第3者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張
類似デザイン	○独自の権利範囲が認められない<判例>	○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認定
再審査請求事由	○図面の補正に対してのみ再審査請求が可能	○補正事項全部に対して再審査請求が可能

ハ．評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月国会に提出され、2010年12月末現在国会に係留中である。デザイン保護法改正(案)を通じてデザイン制度の外側で保護されなかったデザインが法的に保護されることでデザイナーの創作意欲が高まると思われる。また、デザイン権の権利範囲を現実に合わせて拡大することで、デザインの模倣を防止し、新しく独創的なデザインの創作を促すことになると思われる。最終的には韓国のデザイナーと企業のデザイン競争力が強化すると期待される。

一方、韓国のデザイン競争力が毎年高まるにつれ、海外市場における韓国企業の優れたデザインを迅速かつ簡単に、そして費用の負担なく保護する必要性も高まってき

た。特に、貿易規模が1兆ドルを超え、主要国とのFTAが活発に進められている状況の中で、韓国の優れたデザインが海外で簡単かつ迅速に保護が受けられる制度の導入が急がれる。特許庁は2011年にはデザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定(ジュネーブ法)」への加盟に向けたデザイン保護法改正(案)を追加でとりまとめて国会に提出する計画である。ヘーグ協定を利用する場合、一つの手続きで複数の国家に出願する効果をあげることができ、登録後にもデザイン権の一元的な管理が可能である。ヘーグ協定の加盟は国際出願方式において出願人の選択の幅を広げると見られる。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チョン・ソクヒョン

イ. 推進背景及び概要

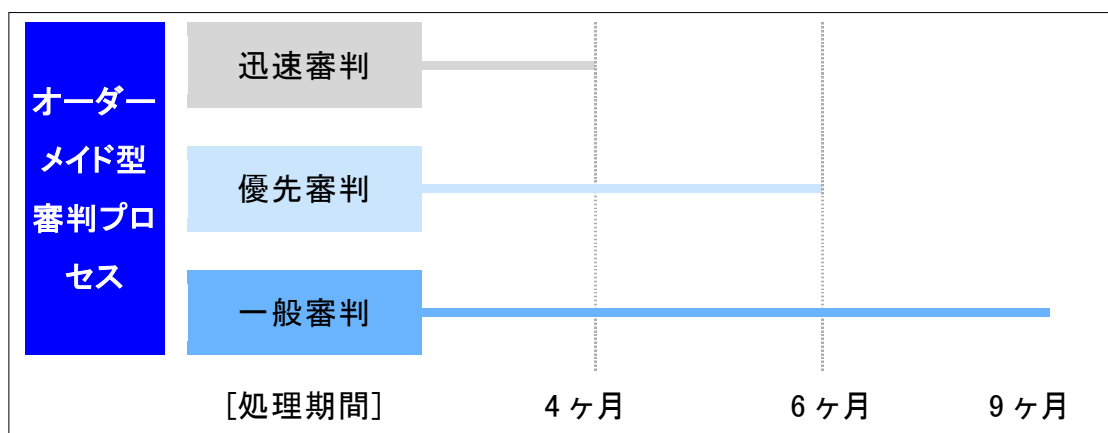
審判制度の改善、審判事務処理システムの効率化、審判処理計画の樹立及び審判官増員などの努力を通じて、2003年14ヶ月であった特許審判処理期間が2010年には年平均9.9ヶ月に短縮された。しかし、このような審判期間の短縮にもかかわらず、審判処理期間に対する審判顧客からの多様なニーズに応えることができず、これに応えられる方策を講じることになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は速やかな処理を要する審判事件に対する審判プロセスを新たに設計し、審判処理期間を3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

＜図Ⅱ－2－4＞オーダーメイド型審判プロセスの概要



また、2010年には無効審決の取消訴訟継続中に請求された訂正審判は、審判結果が裁判所の特許無効判断に重大な影響を与えることから、審決取消訴訟の弁論終結前に迅速な処理が求められ、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象として追加した。また、審判請求日より6ヶ月内に審決する決定系審判事件を審理終結予定時期の通知対象として追加することで、当事者の審判に対する予測可能性を高め、十分な意見提出機会を与えるようにした。

＜表Ⅱ－2－6＞2010年優先、迅速及び一般審判の対象件数

区分	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
優先審判	542	1,725	2,267
迅速審判	1	15	16
一般審判	3,500	8,089	11,589
計	4,043	9,829	13,872

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 電算事務官 ムン・ギファン

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって全世界における知的財産出願が着実に増加しつつある。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁の庁長が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長級実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長会議を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長会議が開催され、この会議でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5庁長会議で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2. 先進5カ国特許庁長会議の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長会議が済州で開催され、韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国の庁長及び実務関係者が参加した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

2日間に亘る公式庁長会議と夜間の非公式実務会議などを経てIP5はついに特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Workin-sharing)を公式推進することで合意した。細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力を推進するための10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題2つずつを担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気を高め、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

＜表Ⅱ－3－1＞IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
ヨーロッパ(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官訓練戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ

当初参加国間の立場の違い及び中国の反対などで合意に達することは難しいと見られたが、持続的な努力の末IP5間の合意に達し、公式的にIP5協力体制を発足させることができた。

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたことを複数の国が協力して特許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラ

ダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。同時に、全世界の特許制度の統一化及び標準化議論もさらに活発化していくと思われる。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより速く、簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の国家に同時出願できるなど、海外での特許獲得におけるユーザーの利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、IP5実務会議が速いスピードで既存の先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議を代わり、IP5体性が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国の強みのある技術分野の国際共通特許分類反映のために努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

3. 今後の推進計画

2011年6月にはIP5庁長・次長会議が日本で開かれる予定であり、分類実務会議(2011年3月、中国北京)、情報化実務会議(2011年3月、韓国大田)、特許審査政策実務会議(2011年6月、オランダヘーグ)など分野別実務会議が開催される予定である。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二カ

国間会談を通じても二国間の審査協力をさらに拡大することで、IP5協力をさらにスピードアップさせるために努力する計画である。

第2節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことから、韓国の企業体、研究員などが発明・考案して国内及び海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。従って、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正しい保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁では海外で韓国知的財産権が積極的に保護されるよう、米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願登録を迅速・正確に受けることができ、紛争からも正当な保護を受けられる環境づくりに励んでいる。

また、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(working-sharing)が可能な解決策として脚光を浴びていることから、外国特許庁との二国間協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長との会談を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められる。庁長会談とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年の1年間特許庁はEP0、日本、中国、ドイツ、イタリア、オーストラリアなどと庁長会談を開催し、先行技術共同調査及び審査官交流など特許審査交流プログラム、特許情報交換及び特許行政情報化など情報化分野の協力に合意するなど、計62件の合意を導き出した。特に、フィンランド及びドイツとは新たにPPHを施行し、韓国とPPHを施行する国は8カ国に増えた。

審査分野における業務協力のためには米国特許庁及びヨーロッパ特許庁とPCT協業審査(collaborative search and examination)のパイロットプログラムを実施し、米国特許庁とは戦略的優先審査(SHARE; Strategic Handling of Application for Rapid Examination)を実施することで、他の特許庁の審査結果を活用して審査滞積が解消できる方案を模索した。

同時に、特許庁はこれまで特許分野に比べて相対的に不十分であった商標及びデザイン分野の国際協力を強化するために力を入れたが、ヨーロッパ商標庁(OHIM)と二国間協力事業を推進するためのチャンネルを構築し、中国及び日本とデザイン分野の専門家会議を開催することで合意した。

ハ．評価及び発展方向

PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権が獲得できる道を切り開き、国際的な業務協力を通じて迅速かつ高品質の特許審査サービスを提供できる基盤を構築した。同時に、商標分野においても新規協力が開始されたことで、韓国企業の海外における知的財産権保護基盤がより確固たるものになった1年といえる。

2. 知財権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

イ．推進背景及び概要

知的財産が今後成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権を獲得しようとする国家も多角化している。そこで、特許庁はこれまで知財権分野における交流が相対的に不十分であった国家と知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ．推進内容及び成果

2010年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など昔からのパートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、南米、アフリカ地域に協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を記録している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは庁長会談を開き、商標分野での協力、ベトナム審査官向けの教育課程の提供及び講師派遣、ベトナムでの知財権保護強化のための協力などに合意し、二国間チャンネルを通じた交流を続けるための土台を確保した。

これまで交流が不十分であった南米地域国家とは知財権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、南米地域の拠点国家としてブラジルを選定し、知財権分野における包括的協力に向けたMOUを締結することで、南米地域との交流に向けた足掛かりを築いた。チリとは韓国特許庁を特許協力条約(PCT)上の国際調査機関として指定するMOUを締結し、南米地域に特許審査サービス提供をスタートした。

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)との庁長会談を通じてアフリカ地域との知財権交流を活性化させるための方策も模索したが、ARIPOと韓国特許庁は知的財産関連情報の交換、審査官教育、情報化分野における協力など9つの事項に合意した。

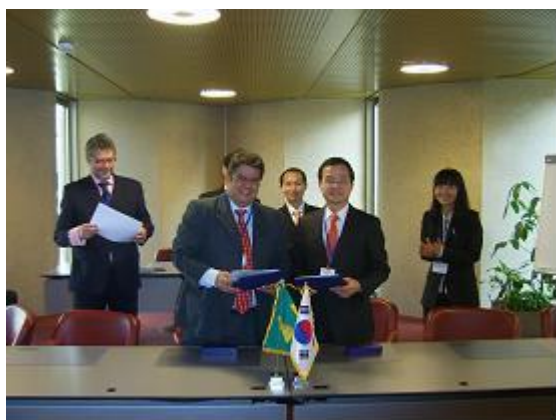
ハ．評価及び発展方向

2010年はベトナムと知財権分野において戦略的パートナー関係を続ける基盤を構築し、他のアセアン国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したといえる。これを基に遠くない未来には韓国がアジア地域における知財権分野のリーダーとして役割を果たせるものと期待している。

また、2010年は南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を具体化した1年といえる。今後は今回構築された二国間チャンネルを基により直接的な協力事業を推進し、該当地域の他の国にまで協力範囲が拡大できるものと期待される。

このような活動は最終的には該当国家の知財権制度の発展のみならず、知財権保護の重要性も同時に認識させることで韓国企業が該当国家でより自由に活動できる基盤を構築することができると思われる。

<図Ⅱ－3－1>2010年度南米地域特許庁とのMOU締結



韓－ブラジル特許庁間のMOU締結



韓－チリ特許庁間のMOU締結

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 キョン・ミンス

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1) 第48回WIPO総会

2010年9月20日から29日までスイスのジュネーブで開催された第48回WIPO総会でイ・スウォン庁長は基調演説を通じて核心と経済発展のためのツールとして知的財産の重要性を力説し、国際社会の共同繁栄のための方案として「知的財産分ち合いの実践」を提示した。グローバル知的財産制度の発展を阻害する要因の一つが先進国－後進国間の蟠りであることを考えると、後進国が知的財産制度のメリットを享受するように先進国が知的財産分野で構築したノウハウを後進国に伝授する「知的財産支援キャンペーン」の必要性を強調したものである。

また、イ・スウォン庁長は顧客の利便性を高めるために世界知財権制度の調和と国家間の審査協力の拡大を促すと同時に、階層間のバランスの取れた発展のためには低所得者層や社会的弱者を配慮する知的財産政策も必要であると述べ、「公正な知的財産社会の実現」を強調した。イ・スウォン庁長は知的財産制度の恩恵を受けられない低所得者層や社会的弱者を配慮するための知的財産政策も必要であると述べ、韓国の公益弁理士制度、開発が遅れている地域の子供たちのための創意発明教育の提供などを紹介した。

イ・スウォン庁長はまたフランシス・ガリーWIPO事務総長との会談を通じて、世界経済危機によって2009年全世界PCT出願が4.5%減少した中、韓国・中国・日本だけ唯一PCT出願が増加している状況と説明し、それだけ国際知財権制度において韓・中・日3国が占める比重や影響力が大きくなっていることを言及した。このような理由で韓国特許庁とWIPO間協力の重要性はますます高まりつつあり、様々な協力方案を議論するためイ・スウォン庁長はフランシス・ガリー事務総長を2011年韓国に招請した。

特許庁代表团はWIPO総会と同期間に開かれる様々な付帯行事に参加した。9月22日開催されたB+グループ会議は特許実体法の調和達成を目指す意志を再確認し、公知例外

適用期間(grace period)など主要問題に対する共同研究結果物を公開するなどの成果を挙げた。

2)特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月にそれぞれ開催された第16回PCT国際機関会議と第2回PCT実務グループ会議では国際調査機関と指定官庁が同じである場合、国内出願に対して繰返し調査は実施しない方案など国際審査の有用性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムのパイロットプロジェクトなどロードマップの主要内容に対する議論が行われた。韓国側は米国・ヨーロッパ、日本など先進特許庁と共にPCT機能強化のためのロードマップの速やかな採択を支持した。一方、韓国側は第2回PCT実務グループ会議で「3-Track PCTシステム(出願人が速い手続き、正常手続き、遅い手続きの中から選択)」というPCT改革方案を提案し、同提案をロードマップに含めて議論すべきであると主張した。

2010年2月に開催された第17回PCT国際機関会議では韓国代表団が前回の会議で提案した「3-Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期に関する議論が行われた。「3-Track PCTシステム」は今後PCT実務会議及びPCT総会で追加的に議論すること、PCT協業審査は細部施行方策を講じて参加国に通知すること、補充的国際調査制度の各国における導入時期を把握してユーザーに広報活動を展開することで合意した。

2010年6月に開催された第3回PCT実務グループ会議では、PCT制度改善のための研究結果、第3者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCT改革関連問題と途上国のための手数料減免基準、PCT出願の写真またはカラー図面、明ら

かなミスの訂正に関する改正などPCT規定の改正に関する事項を主要議題として議論した。韓国代表团は個人出願人にとってPCT手数料が大きな負担になるため、このような負担を減らせる方向の改革が必要であり、第3者情報提供システムが審査官に有効に設計されるべきであると主張し、品質フォードバックシステムは指定官庁の審査官に負担をかけない方向で設計されるべきであるという意見を述べた。

3) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界的な統一化に向けて1998年から特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents: SCP) を通じて特許出願人の便宜を図ると同時にコスト削減のため2000年特許プロセスを統一した特許法条約 (PLT) を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約 (SPLT) に対する議論を展開しているが、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意点の導出に難航している状態である。

2009年3月に開催された第13回WIPO特許法常設委員会は以前から議論されていた18のリストテーマの中で特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権 (attorney-client privilege)、特許情報の伝播など4つの優先課題を選定・議論し、外部専門家による研究進行、各国の現状を反映した報告書の作成、技術移転及び異議申出制度に関する追加予備勉強会の進行に合意した。

2010年1月開催された第14回SCP会議では前回の会議で研究テーマとして採択された4つの優先課題に対して途上国と先進国の間で熱い議論が交わされた。特許除外の対象や特許権の制限に対して途上国グループが気候変動、公共保健、自然災害、食糧及び水資源など各国の公共政策を考慮した特許権の制限範囲の拡大を主張した。一方、代理人－顧客特権に対しては先進国グループが全世界的な制度の統一化が急がれるため、そのための研究を早急に進めることを主張した。技術移転に対しては途上国グループが先進国が途上国から徴収したロイヤルティーの現状、特許制度が技術移転に及ぼす否定的な影響などに対する追加研究が必要であると主張したことで議論がさらに拡大した。標準と特許及び追加された2つのテーマ (特許情報の拡散、異議申出制度) に関し

ては報告書上のエラー修正要求の他には特に異見がなく、研究及び議論を続けることにした。

2010年10月に開催された第15回SCP会議では以前から議論されてきた6つのテーマ（標準と特許、特許除外対象及び例外、顧客－代理人特権、特許情報の拡散、技術移転、異議申出制度）及び国際特許システムに関する報告書を対象に各加盟国のコメントと検討結果の発表を中心に進められた。この会議では以前議論されていた議題に対する報告書が最終段階に入り、先進国グループと途上国グループの間でSCPの次期議題をどの方向に持っていくべきかに対する異見が生じた。途上国グループは第14回会議で既に「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題(SCP/14/7)とし提案し、多数の加盟国の支持の下で、保健医療など公共政策による特許権の制限などに対してWIPOレベルの研究を通じた影響力拡大の足掛かりをつかんだ。一方、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏っていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。重なる議論の結果、特許法常設委員会は「途上国及びLDCに対する特許システムの影響」、「特許と食品の安全」及び「ビジネスにおけるIPの戦略的利用」及び「特許処理のためのITインフラの強化」を追加することを決議し、次期追加研究テーマとして「特許権の例外と制限」、「特許と公衆保健」及び「技術の移転」（以上途上国グループからの提案）と「特許の品質」及び「顧客－代理人特権」（以上先進国グループからの提案）を採択した。特許の品質に関する議論は最終的に特許システムの調和を成すための土台になるという点で韓国のSCP運営方向に対する見方と一致している。

4) 商標法常設委員会 (SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。第1回会議

は1998年7月13日から17日までスイスのジュネーブで開催され、2009年度に第22回会議まで行われたが、2002年以降8回にわたるSCTを通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2009年6月と11月にそれぞれ開催された第21回、第22回SCTでは、「デザイン出願時に図面の形態、種類、数、見本などに関連した各加盟国のデザイン法及び実務上収集可能な事項に対する検討」、「商標及びデザイン分野優先権証明書類の電子的アクセスサービス(DAS)の拡大」、「商標の拒絶理由」、「証明標章と団体標章のプロセス的な側面」、「国家名称保護のためのパリ協約関連条項の改正」などに関して議論が行われた。途上国グループを中心にデザイン及び商標法に対する議論が新しい規範形成のための地均し作業ではないかという懸念が提起されたが、SCTの議論は何らかの法的拘束力を発揮するためのものではないことを明確にした。特に、デザイン分野は米国、日本など先進国さえも制度上の差異が大きいため、新しい規範形成に消極的な立場であるため、同議論が新しい条約に発展するのは難しいと思われる。但し、制度上の差異にも関わらず関連情報の交換と議論が進められるにつれ、一部の国家が自ら自国法の改正意思を示したため、今後SCTが自発的な制度改善を通じた関連商標・デザイン制度の調和に貢献するものと期待される。

2010年6月に開催された第23回SCT会議では、商標分野テーマ3つのうち2つ(あらゆる形態の商標の拒絶理由、証明標章と団体標章の登録に関する技術的かつプロセス的な側面)の議論が終わり、新しい議論のテーマとして「インターネットと商標」が採択された。

2010年11月に開催された第24回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対して各加盟国別がそれぞれの立場を表明し、今後の作業計画を議論した後、それを議長要約文として採択した。議長要約文の中では産業デザイン法と慣行に関する条文(案)に対して先進国グループと途上国グループが対立する様子は見られず、加盟国は自国の国内法の内容を該当条文(案)に反映してくれるよう求めた。今後の作業計画に関連してこの条文案を条約として採択するかどうかに対して意見の食い違いが発生

したため、結論を出すまでには至らなかった。

商標とインターネット、ドメインネームなど商標と関連するテーマに対しては、事務局の背景説明に続いて加盟国が一般的な立場だけを発表し、今後の作業計画に対して合意したため、加盟国間の大きな対立や争点事項がないまま議論が終わった。

WIPO事務局は事業日程として、商標とデザイン分野の優先権主張書類の電子化事業(Digital Access Service for Priority documents、DAS)に対し、同事業の施行に必要な法律的事項と技術的事項に関する文書を用意して来年3月実務会議を開催して検討させる予定であると説明した。また、商標の使用から国家名称を保護する議題はこれに関連する加盟国の法規に関する国際事務局のアンケート調査結果を検討し、加盟国が追加的な意見を述べる水準で議論が行われた。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を構成した。

2009年会議では2008～2009会計期間のIGC権限範囲(mandate)を2010～2011会計期間まで延長するかどうかの問題や権限範囲に含まれる内容をめぐってアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが明らかに露呈された。両陣営間の意見を折衷して合意案を導き出すために数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長に合意し、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的に途上国陣営は(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)の3つが権限範囲に必ず含まれるべきであると主張した。一方、先進国陣営は文案交渉、日程設定には合意できるが、最終結果物の法的拘束力に関しては合意できないという立場をとった。数回にわたる文案調整の後、争点の鍵である文案の法的拘束力判断に対しては両側の立場を折衷した案が設けられ合意

に至った。交渉過程の中で韓国代表団はキムチと中国で生産されるアフリカ特産物などの例をあげ、このような製品を伝統知識として保護するのは概念上不明確な部分があることを指摘し、議論の生産的な進展のためには概念の整理と法的・技術的問題の解決をまず試みるべきであると主張した。

2010年7月開催された第1回会期間実務グループ会議では伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護方案を単独議題にしたが、核心用語に対する定義(definition)と用語解説(glossary)が文書に含まれるべきであることを確認し、次期政府間委員会で文書上の核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう求めた。

2010年12月に開催された遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会では専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了した。また、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した後、2011年5月に開かれる「第18回IGC」作業文書として採択することにした。伝統知識(Traditional knowledge: TK)と関連しては、政府間委員会(IGC)は2011年2月に開催される第2回会期間実務グループ会議のために文案別の交渉よりは各条文に対する加盟国の意見収集作業を通じて文案を整理した。

遺伝資源(Genetic Resources: GRs)と関連しては、IGCは2011年3月開催される第3回会期間実務グループ会議のためにGRsに対する目的と原則(Objectives and Principles)に関する文案作成に向けて各国の立場をまとめた。

文案交渉モードに入り、韓国の立場を文案に反映するために積極的に交渉に臨む予定であり、韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同等なレベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しないように持続的に研究し、確固たる対応論理を開発する予定である。

6) 国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、2009年1月1日から国際特許分類第9版が使用されている。現在、ストラスブール協定の加盟国は61カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会議ではIPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合して一つの分類体系だけを使用することを決めた。また、IPC発行周期は年1回電子版形態の発行を原則とするが、改正プロジェクトの数が急増する場合は委員会が年2回に発行数を増やせるようにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同じくIPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会議プロジェクト)より優先的に改正することにした。EP0とロシアはナノ技術を全て含む新しいタイプの補助分類としてJセクションの新設を主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術に関わる文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野を取扱い、B82Yのような技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国から同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会議では25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9つの技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討などが議論された。米国は8つのセクション(A～H)にセクションJ(ナノ技術)を新設することを提案したが、分類関連ITシステムの変更、分類フレームの大規模な変化などの理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB82Yを新設し、その下にメイングループ(1/00～99/00)を作って義務的にB82Yを使用して副分類を付与することを決めた。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために同会議に積極的に参加し、基本レベル及び拡張レベルのIPC改正の際、IT産業に世界的な競争力を備えた韓国産業の現状が反映できるよう、新規IPC必要個所を積極的に発掘・提案する予定である。また、米国、日本、EP0とともに拡張レベルを使用する唯一な国家として拡張レベルの改正作業にも積極的に参加し、韓国の立場を最大に反映する予定である。

2010年2月に開催された第42回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くし、現行の拡

張レベルに統合させることで一つの分類体系のみ存在させ、2011年から施行することにした。IPCの発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を適用して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同じくIPC改正の時に他のプロジェクト(IPC改正作業グループプロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会議では第23回会議に続いて議論が行われている25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)改正案の採択可否及びエラー修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連電気分野)の改正案に対する議論をリードした。

7) マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及びマドリッド議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会議ではマドリッド出願言語の追加と関連してアラビア語など4つの言語の他にも年間1,000件以上で全体国際出願件の中で占有率3%(dual threshold)に該当する言語はマドリッド出願言語として追加できるという原則の設定に対してほとんどの加盟国が賛成した。特許庁は今後韓国語も出願言語に含まれるようマドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完などの努力を続けていく計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)許容と関連しては「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国家からこれに対する議論は不要であるという意見が提示され、大多数の加盟国からは案件の公知時期が余りにも遅かったため検討が適切に行われなかったという問題が提起され、国際事務局が研究報告書を作成した後、次期会議で議論することにした。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標発展方案などを議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム(Electric forum)に述べ、これを基に基礎要件廃止の波及効果及びメリットデメリットを検討した後、次期会議で議論を続けることにした。次回の会議では「国際登録の分割」許容に関する内容の議論が予定されているが、韓国特許庁は国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面から分割制度の許容に対する徹底した検討を行った上で議論に参加する予定である。

8) 開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダが発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。その結果、6つのクラスター(cluster)で区分された45つの勧告(recommendation)が導き出され、この勧告の履行方を議論するために常設委員会(CDIP)が発足した。

2008年第1、2回CDIP会議ではクラスターAとクラスターBに属する勧告の履行方を順次に議論した。これにより、具体的な事業よりは勧告の解釈に対する議論が中心となり、加盟国は2009年第3回会議では開発アジェンダの迅速な履行と事業の重複防止のために類似した活動を含む勧告の履行を一つのテーマとして括って事業化する「テーマ別アプローチ方式(Thematic Approach)」を導入した。同アプローチ方式による第3回及び第4回議論の結果、「IPとPublic Domain」、「IPと競争政策」、「IPと情報通信技術、デジタルデバインド」、「特許情報アクセスのためのツール開発」、「開発活動のモニタリング及び評価のためのWIPO結果中心管理フレームワークの強化」など5つのテーマ事業が採択された。

韓国は実効性のある開発アジェンダ事業を通じて途上国の経済発展に貢献できるように2009年第3回会議で「最貧国生産者に対するブランド化支援事業」と「特許情報活

用を通じた適正技術普及事業」を提案した。韓国の提案は多くの途上国及び先進国の支持を受け、WIPO事務局がこれを推進するための具体的な事業文書を作成し、2010年4月第5回会議で同文書に基づいて議論を続けた。そして、両事業はそれぞれ1段階活動として提案された「WIPOフェアトレードコンファレンスの開催」及び「適正技術情報普及」は第5回会議の追加議論がなくても早期推進することを決めた。その他にも開発アジェンダのテーマ事業として「IPと技術移転」事業が第4回会議に上程されたが、技術移転のための先進国の強力な支援を主張するアフリカ・アラブなどの一部途上国陣営とWIPOの権限範囲内で慎重にアプローチする先進国の立場が対立し、同事業がCDIPの主要争点として議論されている。また、WIPO内の全ての組織及び会議体に対する開発アジェンダの主流化と関連した調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に対する議論においてもCDIPの積極的な役割を提案するアルジェリア・ブラジルなど一部途上国と追加的な負担を減らそうとする先進国グループ(Bグループ)の立場が対立している。これに対し、韓国は調整メカニズムがWIPO内の委員会間の平等原則に反しない方式で行われるべきであるという立場からアルジェリアなどの提案に反対している。

2010年4月開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基にして作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。その他にも第4回会議の時に議論されたが、商標分野で合意に達することができず再び上程された「IPとPublic Domain」に関する事業及び今回の会議で新しく提出された「IPと社会経済的な発展」に関する事業が承認された。第4回会議に続いて今回の会議に再上程された「IPと技術移転：共同の危機－ソリューション導出」に関する事業に対しては合意に失敗したことから、事務局が加盟国の提案及びコメントに基づいて事業文書を修正した後、次期会議に提出することにした。CDIPの調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に関して加盟国は数回にわたる公式及び非公式議論を進め、合意案を導き出した後、それを承認した。WIPO活動の全範囲に亘る開発アジェンダの主流化を目的に18カ国の途上国で構成された開発アジェンダグループが発足し、会議全体にわたってグループの立場を強く提示した。

2010年11月に開催された第6回CDIP会議ではWIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の現状を点検し、履行方案などを議論した。前回の第4回会議から先進国と途上国の間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題－ソリューション導出」事業に対し、事務局が会議進行中に加盟国の意見を反映した修正案をまとめるなど、多角的な努力を通じて今回会議の最後のセッションで妥結された。また、初めて上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も大きな意見の差はなく、事務局が一部の加盟国の意見を基に修正案をまとめた上で最後のセッションで妥結された。前回第5回会議及び第48回WIPO総会で採択された「調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式の指針」に対する後続細部議論として総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」に対して地域別のグループ会議及び非公式協議を行ったが、先進国と途上国間の異見の差によって合意には至らなかった。

ロ. APEC知財権専門家会議(IPEG)

2005年APEC域内の知的財産分野における最重要議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を整備するためのもので、2005年6月の通商長官会議(MRT)で最終的に承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する広範囲で高水準の執行体制の樹立を扱っており、加盟国から支持を獲得することは難しいと予想されていた。しかし、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などで、韓国知的財産の保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加し、同構想に韓国の立場も適切に反映できるように努めた。

2007年には同構想に基づいて開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法・制度のような現状を加盟国に紹介した。また、9月にはシドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「偽造及び違法コピー

を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び発展途上国の激しい対立の中で、韓国は仲裁の役割を果たした。

これまでAPECで知的財産権の効率的な管理・執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業施行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に知的財産権専門家を養成するためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材の養成事業」を提案し、採択された。それによって同事業を2009年に遂行した。これで韓国はAPEC域内において援助される側から、实际的に援助する国としてのプレゼンスを確立し、これを通じて韓国の影響力を高める契機を作った。

2009年にはIPの管理及び執行の領域から脱し、APEC資金を活用して新たなIPを創出すると同時にそれを通じて最貧国及び途上国を支援する事業を推進するため、「APEC1村1ブランドセミナー」を提案したが、8カ国を共同支援国として確保するなど、加盟国からの積極的な支持を基にこの事業は採択された。APEC地域国家に対してブランド及び商標の役割に対する認識を高め、これを地域商品のために活用するための能力強化を目指している同セミナーは21のAPEC加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウルで開催された。同セミナーで議論された途上国地域商品のブランド化に向けたAPEC協力方案は後続支援事業として提案される予定である。韓国特許庁は、今後引き続きAPEC会議の際に知的財産権関連の国際協力を強化するための事業を提案することで、知財権を通じた域内経済発展に貢献できるよう努める予定である。

2010年3月第30回APEC知財権専門家グループ(IPEG)会議で韓国代表団は2009年APECとの協力事業として行った「IP Xpediteを活用したAPEC地域人材養成事業」の最終結果を報告し、後続事業を持続的に提案及び推進するという意思を表明し、参加国から好評を得た。また、「2010年韓国とAPECの協力事業である「1村1ブランドセミナー」のイベント開催計画を報告し、同事業を成功させるための加盟国との協力計画を提示した。

円滑な貿易投資を目指した加盟国の知財権政策及び措置に対する情報交換と関連し

て、韓国はオンライン上で繰り返される著作権侵害に対する韓国の規制に対して発表したところ、加盟国の質疑及び関心表明、今後の持続的な情報交換に対する要請が相次いだ。「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」と関連して、韓国は途上国の特許審査能力強化のための人的資源開発を支援するための活動結果及び計画を消化し、APECレベルにまで拡大することも可能であることを言及した。また、韓国は簡単で速い権利取得支援を通じた出願人及び権利者の負担緩和のための韓国の商標分野制度の改善事項に対して発表した。

2010年9月第31回APEC知財権専門家グループ(IPEG)会議で韓国は2010年APECとの協力事業として行った「APEC One Village One Brandセミナー」の最終結果を報告し、今後後続事業を提案する予定であることを言及し、加盟国の積極的な参加を呼びかけた。加盟国はこのセミナーが知財権に対する認識向上及びブランディングに対する重要性を広く知らせる上で大きく貢献したと評価し、同事業がさらに拡大していくことを望んでいるという意見を提示した。

韓国がIPEG新規事業として提案した「IP-Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」は米国、日本、タイを始め、大半の加盟国から積極的な支持を得て事業承認を獲得した。

円滑な貿易投資のための加盟国の知財権政策及び執行措置の情報交換と関連して、韓国は「国内知財権保護及び執行措置」と「オンライン上で繰り返される著作権侵害に対する規制」に対して発表した。また、国際的にバランスの取れた知財権システムを構築するための努力の一環として、今年8月韓国で開催された「第4回世界知的財産教育機関長会議」と特許手続きにおける電子的処理の効率化のために最近導入して活用している特許出願書作成機「グローバルエディター」を詳細に紹介した。

「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」と関連して、韓国はIP5の審査協力プログラムを紹介し、APECレベルのバランスの取れたIPシステムを構築するため、今後も持続的に協力する意思を表明した。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置く必要があるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより現在も交渉が続いている。

2007年からスピードアップしたDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範議長らが各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正する過程で少しずつ進展を見せていたが、途上国において農産物輸入が急増した場合は緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消することができず合意に達することができなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が進められた。2009年12月ジュネーブで開かれた第7回WTO閣僚会議では2010年DDA交渉妥結を目途に、第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することで合意したが、交渉に目立つ進展はなかった。2010年下半期に再び2011年中のDDA交渉妥結を目標として定め、TRIPSで議論中であるGI多国間登録システム設立に関する文案交渉を2011年開始することを決め、その準備作業に取り組んでいる。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との

関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

まず、GI多国間登録先設立の問題はTRIPS協定第23条4項で交渉開始を指示しているビルトインアジェンダ(built-in agenda)としてDDAの交渉議題に含まれた。EU、スイスなど旧大陸国家は参加の義務付けや法的拘束力のある多国間登録先の設立を通じてGIをより強く保護することを主張している反面、米国、オーストラリアなど新大陸の国家は、過剰な行政的負担と国内知財権保護体系と相反するなどの問題点を取り上げ、非拘束的かつ自発的な多国間登録先の設立を希望している。

GI特別保護対象拡大の問題は現行のTRIPS協定上、ワインと蒸留酒に付与されているその他のGI品目より高い水準の保護を酪農業製品など他の品目にも拡大するかどうかに関する議論である。EU、スイスなど英語、フランス語、スペイン語など世界主要公用語の発祥地として植民地歴史を通じてその他の国の地名に莫大な影響を与えてきた旧大陸国家は特別保護対象を全ての品目に拡大することを主張している反面、米国、オーストラリアなど旧大陸国家と言語と地名を共有している新大陸国家はこれに反対している。

TRIPS協定とCBDとの関係の問題もまた遺伝資源(genetic resources)保有国の主権的権利を認めるCBD協定反映のためにTRIPS協定の改正を主張する途上国と、協定改正は必要ないと主張する先進国が対立し、議論が余り進んでいない。遺伝資源富国であるインド、ペルー、ブラジルなどの途上国は特許開発に使用された遺伝資源の出处公開を特許許与の新しい要件として追加すべきであると主張するが、遺伝資源を活用した生命工学技術が発達した先進国は出处公開の義務化に反対する意見を表明している。

韓国はGI問題と関連して、米国、日本など14カ国と共に非拘束的な多国登録先の設立を支持する共同提案書を提出するなど韓国と利害関係を共にする国家との協力を通じて韓国の立場を反映するため努力している。

また、TRIPS協定とCBDとの関係の問題でも、遺伝資源の相対的な貧国でありながら

生命工学研究に対する投資を拡大している国家と協力して遺伝資源の出处公開の義務化には反対しながらも、遺伝資源の提供国と研究の経済的な成果を共有する折衷案を見つけ出すための交渉を進めている。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約 (ConVention on Biological DIVerSity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2002年第6回CBD当事国総会で遺伝資源アクセスと利益分配(Access and Benefit Sharing、ABS)に対する「ボーン(Bonn)ガイドライン」を採択し、ABS履行に対する実質的な指針を提供した。しかし、「ボーンガイドライン」は法的拘束力のない自発的な指針に過ぎず、ABSに対する拘束力のある国際規範を整備するため、2002年持続可能発展世界首脳会議(WSSD)で国際規範創設のための交渉を開始することを勧告した。2009年11月には第8回ABS実務作業グループ会議が開催され、ABS国際規範文案に対する意見の差を縮めるための交渉を進めたが、遺伝資源の提供国と利用国間の顕著な立場の違いを調整することには失敗した。

2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。2010年7月第9回ABS作業グループ続開会議ではカリ草案を基に主要論点に対する意見

収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て、2010年10月30日第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

「名古屋議定書」は遺伝資源利用のためのアクセス(access)と利益分配(benefit-sharing)に関する国際規範を盛り込んでいる。アクセスと関連しては、資源を利用する国家は該当資源を提供する国家の手続きに従って事前承認(prior informed consent)を得た後アクセスするようにした。利益分配と関連しては、議定書発効以後に資源の利用から発生した利益に対して相互合意した契約条件(mutually agreed terms)に基づいて利益を分配するようにした。コンプライアンス(Compliance)と関連しては、アクセス及び利益分配の手続きに関する国内規定の整備及び手続き履行状況をモニタリングする点検機関(checkpoint)を設置することで合意した。

「名古屋議定書」が発効すれば、10万種余りと推定される国内固有生物資源の主権が強化され、海外資源利用の際に透明なアクセス及び利益分配の手続きが適用できると予想される。しかし、各国が生物主権を強化しているため、海外生物資源の確保に金銭的・非金銭的な利益分配が義務付けられ、追加的な負担が懸念されている。特許庁は環境部、知識経済部、科学技術部など関連部処と緊密に話し合い、この議定書の履行過程で韓国の遺伝資源関連研究と産業活動が活発に行われるようにすると同時に、韓国の遺伝資源に対する適切な保護が行われるような方案で国内制度が樹立できるよう努めている。

3) 国際商取引法委員会(UNCITRAL)の知財権担保立法指針作成への対応

企業は急激に変わりつつある経営環境に能動的に対処するため、資金の流動性が足りない不動産の他に資産価値の高い動産、債権、無体財産権の保有比重を高めている。また、資本主義の発達とともに大規模な金融資本が国家の境界を乗り越えて移動しているため、国内金融営業環境を規定するための司法制度の整備、特に国際的な担保法制度統一の必要性が以前から提起されてきた。

このような時代の要請に応え、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会、United Nation's

s Commission on International Trade Law)は2001年第34回会期で担保取引(secured transaction)または担保権(security right)に関する立法指針を整備することを決めた。この作業のために第6回Working Group(実務作業グループ)を構成し、2007年12月、「担保取引に関する立法指針(UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transactions)」を採択した。

しかし、大半の加盟国が知的財産と担保間の関係を扱う法体系を持っていない一方、同指針にも代表的な無体財産権である知的財産権に関する具体的な特別規則が含まれていなかった。そこで、UNCITRALは知的財産担保に関する細部指針を制定し、付属書(Annex)として添付するとし、そのため実務作業グループ会議で各国の知財権専門家及び金融専門家と共に2008年5月第13回セッション(ニューヨーク)から今後2年間関連議論を進めることで合意した。

2008年に開催された二回のセッションを通じて実務作業グループは同指針が各国の担保制度と知財権個別法令を最大に尊重するという基本原則を確立し、担保権設定の前提である知財権価値評価方法に対する事例(Best Practice)収集など立法に必要な付随的な事項に対しても議論している。また、将来知財権に対する担保の設定、一般担保登録簿と個別(知財権登録原簿)登録簿との関係、登録の効力発生時点などに対する具体的な議論も行われた。

2009年には4月と11月にそれぞれ第15回及び第16回実務作業グループ会議が開催され、「知的財産担保に関する細部指針」の争点に対して国々の様々な制度上の差異を反映すると同時に先進的な知的財産担保制度のための指針を整備するために共通の智慧を集める努力が展開され、多くの争点に対して立法指針の内容が確定された。

2010年2月開催された第17回実務作業グループ会議で最後まで熾烈な論争が繰り広げられた準拋法の問題が合意に達し、「知的財産担保に関する細部指針」の最終文案が完成した。この文案は2010年6月UNCITRAL理事会に上程・採択されることで公式勧告案としての地位を獲得した。

韓国は大部分の大陸法系列の国家と類似し、個別知的財産権法に知的財産に関する担保条項を設けている上、その運用方式も類似している。しかし、知財権担保取引の規模において主要先進国に比べると微々たる水準であるのが現状であり、知財権担保取引制度の活性化が求められている状況である。そのための制度改善には「知的財産担保に関する細部指針」が良い参考資料になると思われる。特許庁は今後知的財産担保取引に関する国際的な議論にも積極的に参加し、知的財産担保取引が活性化できる方策を講じるための取り組みに参加する計画である。

二．模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)

2004年以後米国の「違法コピー組織犯罪取締戦略 (STOP : Strategy Targeting Organizing Piracy)」、欧州連合の特別取締作戦「FAKE (模倣品という取締ミッション名)」、「LION (ドイツワールドカップマスコットを取締ミッション名として使用)」の実施など先進国を中心に知的財産権侵害について国際的な取締りをスタートした。このような国レベルの知的財産権侵害取締りを実施する一方、これに関する国際的な規範として「TRIPS (Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している各国に対する勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分である。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、2005年7月に日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これを始めに2006年以後日本と米国が共同構想して「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA : Anti-counterfeiting trade agreement)」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中であった韓・米FTAと同条約が抵触する恐れがあったため交渉参加を留保していたが、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結されたことから同条約に正式参加することになった。その後、韓国は2007年12月にスイスで開催された第1回ACTA交渉に参加して以来、これまで開催された8回の会議に全て参加した。

2008年末米国大統領選挙以後、ACTA交渉はしばらく休止されたが、2009年3月と6月の非公式交渉、7月第5回交渉、11月第6回交渉が開催され、議論がスピードアップした。このような勢いは2010年も1月、4月、6月、8月交渉に引き続き10月東京で開催された

交渉会議でACTAが妥結された。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第3者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第3者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を全ての知財権侵害物品の輸入と輸出に対しても導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑事的没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは韓-米FTA、韓-EU FTAの妥結以後、知財権執行の水準を高めるため努力している韓国政府の政策と軌を一にするもので、現在知財権の執行に関して国際的に良い評価を得ていない韓国の現状を考えると、今後韓国の知財権執行に関するイメージ向上に寄与すると見られる。また、韓国の知財権執行に関する法・制度及び産業界の知財権創出及び保護活動に大きな影響を与える可能性がある。

従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部などの関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して皇族措置を進めている。

4. 南北産業財産権の交流協力基盤の強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履行と遵守のための「付属合意書」を通じて産業財産権保護のための措置を取ることで合意した。

また、南北間の経済協力が本格化した時点である2000年に締結された「南北間の投資保障に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を「投資資産」の定義に含めさせることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

同時に、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連の国際条約にもほぼ加入済みであり、PCTを通じた国際特許出願及びマドリッドルートを通じた国際商標出願など産業財産権の相互出願及び登録が制度上可能な状況である。

しかし、このような交流協力に向けた制度的環境及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北朝鮮は韓国の産業財産権出願または登録を事実上認めておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は開城工業団地など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後北朝鮮の経済が開放された時に北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間に関わり得る知的財産紛争に備えるため、南北間の産業財産権交流の協力を持続的に推進している。

ロ．推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていない状況の中で、特許庁はWIPOなど国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的に意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、長短期協力推進方向及び今後の戦略に対する相互の意見を交換し、南北間で産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えた。これは南北における産業財産権に係わる初の意見交換の場を設け、北朝鮮知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局関係者との接触を通じた南北産業財産権協力議論が可能になった点で意義がある。

2006年9月モンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関して国家品質管理局の関係者と意見を交換した。そこで、北朝鮮は産業財産権協力の必要性には共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置して直接出願する方策を望んでいるものと判断される。

また、2007年7月ジュネーブで韓国基金(Korea Trust Fund)を通じて開催された「北朝鮮代表団Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局など関連機関の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性和韓国特許庁のこれまでの革新に向けた努力と成果を伝えた。同セミナーはWIPO職員を除けば北朝鮮代表団だけが参加した初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せていることから、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化していくものと期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」で産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否によって最終協定文では投資環境の造成や制度的な保障問題を協力・推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権関連の議題について議論することで最終合意した。

そして、2008年に「南北産業財産権制度の調和方策」研究を進め、北朝鮮の知的財産権分野での活動能力の現状、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

しかし、現在南北間産業財産権交流協力は南北関係という政治的環境の中で体系的に推進されず、散発的に進められたため、目に見える成果を導き出していない状況である。

知的財産権の南北交流協力は単純に一人の個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間で財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など全ての有無形の物的財産が円滑に流通する制度的な枠組みであり、基盤である。

北朝鮮は韓国企業が直ぐ活用できる技術を持っているとは思えないが、閉鎖的で孤立した環境の中でも相当なレベルの技術を独自開発し、活用していると思われる。従って、外国の最新技術動向、技術商用化と関連した教育及び情報支援、特許権利化に必要な明細書の作成教育などが支援されれば、今より商業的価値の高い特許が作り出せるものと評価される。

南北産業財産権の協力問題が基本的に南北間の政治的関係という枠組みの中で進められるしかないという限界をもっているが、同分野は南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的な対北朝鮮政策」基調に適した非政治的・経済的な問題である。

従って、特許庁は対北朝鮮投資協力事業の安全装置として韓国産業財産権の保護、相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進する予定であり、近

いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する議論が始まることを期待している。

5. 知財権分野における貿易交渉対応

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 パク・ジュンサン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は特定国家間の排他的な貿易特惠を
お互い付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化
とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなり、WTO発足以後むしろ拡散しつづ
ある。このような貿易環境のグローバル化及び知財権を貿易の武器とする動きによっ
てFTA知財権交渉が持続的に拡大しているため、韓国特許庁は知財権分野における貿易
摩擦の予防や韓国知財権の海外での保護を強化するためにFTA知財権交渉に積極的に
取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2002年10月妥結)を始め、シンガポール(20
04年11月妥結)、EFTA¹⁰(2005年7月妥結)、ASEAN¹¹(2006年4月商品分野妥結、2007年11
月サービス協定署名)、米国(2007年4月妥結)及びEU(2009年10月協定署名)、ペルー(2
010年11月協定文仮署名、2011年3月21日協定署名)とFTA交渉を妥結した。現在、8カ国
と交渉が進行中(カナダ、日本、メキシコ、GCC¹²、オーストラリア、ニュージーランド、

¹⁰ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、
ノルウェー、アイスランドで構成

¹¹ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレ
イシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー
ベトナムと構成

¹² GCC(Gulf Cooperation Council; ガルフ沿岸協力会議): ガルフ湾と隣接した6カ国(バ
レーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成
された中東経済協力体

コロンビア、トルコ)で、カナダは知財権分科が妥結済みである。

日本とは2003年12月から2004年11月まで6回にわたりFTA交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、そして交渉分野別の平行線をたどる見解の違いによって交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野は第10回交渉で妥結されたが、第11回交渉でカナダ側が再び地理的表示保護に関する条項を追加し、2008年3月第13回交渉をきっかけに両国が地理的表示保護に関する条項にも合意したことで知財権分野が妥結された。知財権分野における主要合意事項は、知財権分野の協力、知財権共同委員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示の保護などである。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA¹³)形式で交渉がすすめられたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

インドとは2006年3月から2008年7月まで11回にわたって包括的経済パートナー協定(CEPA¹⁴)が進められ、2010年1月1日韓-インドCEPAが発効した。知財権分野の主要合意事項としては知財権分野の協力があり、このうちインド側の要請により今後必要な場合は両国特許庁間MOUのような別途協定を通じて知的財産分野の協力を増進するという内容が盛り込まれた。

¹³ Strategic Economic Complementation Agreement：全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

¹⁴ Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品貿易、サービス貿易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語で、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格のものである。

EUとは、2007年5月から27ヶ月間で計14回の交渉を行い、2009年7月に交渉終結を宣言し、2009年10月6日協定文に署名した。知的財産権分野の主要合意事項を見ると、地理的表示は協定付属書に記載して保護することを決めたが、既存の先行商標の使用は引き続き保障することにし、医薬品特許存続期間の延長及び資料の独占は既存の制度をそのまま維持することにした。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

ペルーとは2009年3月から10月まで4回にわたりFTA交渉を行った。第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野では地理的表示は付属書交換方式で保護することで合意し、遺伝資源及び伝統知識は生物多様性条約(CBD)テキストの宣言的内容と情報交換などのように実質的な負担がない水準で妥結した。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたりFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場で、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年4月まで4回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

コロンビアとは2009年12月から2010年10月まで4回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では生物多様性などを除いた大部分の条項に合意した。

ハ．評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していくと見られる。また、EUとのFTA妥結による地理的表示分野の履行は特許庁のみならず、外交通商部、農林部など関係機関との調整が必須であるため、関係機関間の緊密な協力体制の構築がより求められる。一方、遺伝資源及び伝統知識の保護問題は多国間議論で各国の利害関係が対立している事案で、多国間議論において韓国の立場と一貫する立場を貫き、できる限りFTAでの議論を控える必要があり、修正実体審査制度、音・匂い商標及び証明標章制度の導入など韓国側の要求事項を貫くための説得論理を開発する必要がある。

第3節 最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 工業事務官 パク・ヒョンス

1. 推進背景

最近国内スマートフォンユーザーが1000万人を超えるほどスマートフォンの人気が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。

そして、このような貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、その後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2010年基準1人当たり国民所得2万ドル、経済規模世界15位の経済大国とあった。その事実から考えると、1945年植民地支配から解放されてから50年余りの間、先進国から現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達する援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

最貧国と途上国に対する援助が人道的なレベルを超え、彼らが貧しさを克服して経済的に成長するほうが新しい需要が発生して先進国にも役立つ。また、最終的には世界経済の持続可能な発展を可能にするという点で世界各国は国際開発協力に積極的に乗り出している。

イ. 国際開発協力の歴史及び最近の動向

1950年代先進国と国際機関が南北朝鮮問題(開発格差)を解決するために本格的に発展途上国(以下「途上国」)に対する政府開発援助(ODA¹⁵)を提供する当時、国際開発協力は戦後復興と解放された植民地に対して提供する補償の性格が強かった。1960年代には貧困と低開発問題の解決に大きな進展は見えなかったが、1970年代に入って国連がGNP対比0.7%のODA提供を国際的な目標として掲げ、1971年国連総会を通じて24カ国を最貧国(LDC、least developed country)として指定し、国際開発協力の強化を主張する。それによって1970年代中盤以降国際社会は人間の基本的な欲求(basic human needs)を満たすことを開発戦略として採択し、既存のマクロ的な援助方式から保健、衛生などよりミクロ的な方式に転換した。

しかし、1970年代と1980年代の世界経済危機は国際開発協力の方式をより市場志向型の構造調整及び改革を重視する方向に転換させた。OECD開発援助委員会(DAC)は途上国の努力を前提とする持続可能な経済成長(sustainable economic growth)、衡平な所得分配、環境保全及び人口増加の抑制を主要目標として提示した。それによって1990年代DACの援助政策は途上国の持続可能な開発のための環境、貧困撲滅、保健、教育、開発と女性などの世界的な目標にフォーカスを当てた。しかし、このような努力にもかかわらず先進国の財政圧迫、冷戦終息による援助誘引の弱化などで全般的なODA規模は減少した。

世界化による南北朝鮮問題の深刻化及び国際開発協力の低迷する成果は国際社会に共同努力の必要性を認識させた。それを受け、2000年に国際社会と国連はミレニアム宣言(Millennium Declaration)を通じて国際開発協力の主要目標を設定し、それを達成するための具体的な目標と細部指標を提示するミレニアム開発目標(Millennium Development Goals、MDGs)を採択した。

2015年を目途にMDGsを達成するための国際社会の取り組みは援助規模の増加、援助

¹⁵ 政府開発援助(ODA、official development assistance):中央及び地方政府を含む公共機関が途上国の経済発展と福祉増進を目的に途上国または国際機関に提供する無償援助及び有償援助

効果増大などの議論につながり、2000年以後国際社会において国際開発協力に対する議論はますます活発になりつつある。特に、MDGs達成のための取り組みの中心にあるODAの量的拡大は2000年以後具体的な目標設定とともに強調されている。2002年モンテレー宣言は供与国の援助目標をGNI対比0.7%に設定し、2005年第60回国連首脳会議では国際社会のODA拡大を呼びかけた。そこで、DACはODA/GNI比率を2009年OECD平均である0.31%から2015年まで0.7%まで増大することを目標として定め、ODAの量的増大に向けて取り組んでいる。

このような国際的なODA拡大傾向に伴い、これまで知的財産権の創出とインフラ構築に焦点を合わせてきた世界知的所有権機関(WIPO)でも、2004年10月総会でWIPOの公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ(De V elopment Agenda)を追加し、その実行のための6大領域、45個の移行課題を導き出し、2008年から開発委員会(CDIP)を組織して具体的な履行方法を議論している。

ロ. 韓国ODAの現状

韓国は戦後復興のために国際社会から多くの援助を受けた代表的な国家として出発したが、その援助をうまく活用して経済開発に成功した結果、現在は新興援助供与国(2010年1月1日OECD/DAC加盟)となった。韓国のDAC加盟はグローバル国際社会における国家間援助が始まって以来援助を受ける側から援助する側に変わった初事例であったため世界から注目を集めた。

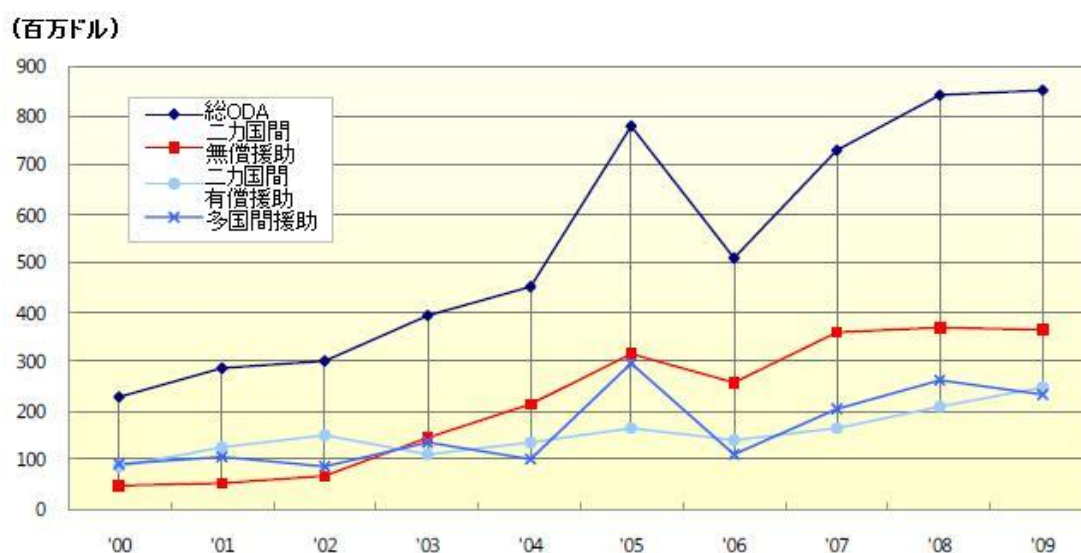
韓国のODAは大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国輸出入銀行を通じて発展途上国に対する譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資してEDCFを設立することで有償開発援助の基盤を整えた。一方、1991年に無償援助機関としてKOICAが設立され、従来建設部、科学技術処など各部処が散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業などを統合・管理するようになった。また、各種のNGOや専門的な国際機関と連携し、発展途上国への支援を後援する方式も追加的に運営している。

韓国のODA規模は着実に増えつつある。2000年には2億1200万ドルに過ぎなかったが、2009年には約4倍の8億1600万ドルを記録している。GNI (国民総所得) 対比ODAの比率が0.1%に止まり、国連の勧告値である0.7%やOECD/DAC平均である0.31%とは大きな差があるが、急激かつ着実に増加する傾向を見せているのは事実である。韓国政府は今後ODA/GNI比率を2012年0.15%、2015年には0.25%まで増やす計画を持っている。

＜表Ⅱ－3－2＞年度別ODAの現状

区分	1987－2004	2005	2006	2007	2008	2009	総計
政府開発援助 (ODA)	3203.7	778.2	513.0	731.1	841.8	850.8	6,918.6
①二国間協力	1,931.4	482.6	401.4	525.5	578.7	615.8	4,535.3
○無償援助	896.7	318.0	259.0	358.3	368.7	367.0	2,567.6
○有償援助 (EDCF)	1,034.8	164.6	142.4	167.2	210.0	248.8	1,967.7
②多国間協力	1,273.3	295.7	111.7	205.6	263.1	234.9	2,383.3

＜図Ⅱ－3－2＞年度別ODAの変化推移



もはや韓国は途上国の経済発展に実効的かつ持続可能な支援を通じてODAの先進化

のための方案を真剣に考える時期を迎えている。既存の単なる物質的援助に対して途上国の自活能力開発及び持続可能性と関連した疑問が提起されたのは事実である。一方、知的財産を活用したODAは途上国が知的財産を創出・活用できる能力を培うことで経済発展を達成するための原動力を提供する根本的な対策になり得る。

2. 主要推進成果

知識基盤の社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を後進国も享受できることを見せ、先・後進国間の知財権格差を減らす努力が必要である。韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓国特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の補給と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言うと、先進国では活用度が高くないが、途上国では効用が大きい技術である。アフリカでは数百万人が水不足で苦しみ、子供5人の中で1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲める水は数kmが離れているため、水を運ぶことは大変苦しいことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染された上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E. F. シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかか

わらず商標及びブランドの力不足で適切な値段をもらえない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官たちがフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍増加する成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

実質的に途上国の国民や生産者に役立つため、彼らが本当に必要としているものを知ることが重要であり、そのために途上国の事情に詳しい人からアドバイスを求めることが必要であった。そこで、特許庁は韓国の開発支援NGOを直接訪問し、趣旨を説明して協力の意思を打診した。幾つかのNGOからGood NaVersが関心を見せ、2009年9月機関間業務協約を結んだ。Good NaVersは1991年設立された韓国の国際開発支援NGOであり、全世界に22の支社を構え、海外開発支援事業を展開している。

特許庁の事業案に対してGood NaVersのチャド支部長が積極的に乗り出したことから、韓国特許庁とGood NaVersは2009年11月アフリカのチャド



<ドライマンゴーの製造過程>

に共同出張に出かけた。チャドはアフリカの中北部に位置している国で、海から隔離されている上、大半の地域が砂漠気候であるため、「アフリカの死んだ心臓」と呼ばれる。フランスの植民地であったが、1960年代に独立し、人口約1000万人、国民所得約1500ドルで、スーダン、ソマリアとともに世界最貧国として知られている。

チャドは他のアフリカ諸国のように山林荒廃によって伐木禁止令が出され、国民たちが薪を手に入れることが出来ず、炊事に困っていた。また、マンゴーが多く生産され、品質もまた優れていたが、長期保管技術や施設がなかったため、マンゴーを商品化できずにいた。このような現地調査結果を基に、サトウキビかすを利用した調理用

炭及びドライマンゴー製造関連の適正技術普及とドライマンゴー製品に対するブランディング支援を推進することを決めた。

サトウキビ炭とドライマンゴーの製造工程及び機器開発はチョン・ハン Chol 博士 (AEKYUNG化学研究院)、ホン・ソンウク教授 (HANBAT大学化学工学科)、チャン・ヘドン (HANNAM大学食品工学) など14人の「シェアリングと技術」所属の科学技術者たちが担当した。「シェアリングと技術」は適正技術进行研究する教授及び研究員で構成された科学技術者NGOとして2009年設立された。



＜砂漠化で薪を手に入れることが難しくなり、自転車で隣国のカメルーンまで行って薪を運んでくるチャド国民＞

サトウキビかすまたは皮を利用して炭を作る技術はMIT D-Lab(適正技術講座)で開発・公開された代表的な適正技術である。実際



＜サトウキビ炭の製造過程＞

サトウキビ炭を作る方法は簡単である。まず、サトウキビの皮を釜に入れて焦がした後、粉碎して炭粉を作り、キャッサバ(澱粉性の植物根で接着剤の機能)と炭粉を混ぜて固め、圧搾した後に乾かせば完成する。チャドのサトウキビ炭開発の核心は電気施設が劣悪な現地事情に合わせて炭を電気無しで大量生産できる設備を開発することがカギであったが、シェアリングと技術の研究陣は特許情報からアイデアを得て電気が無くても炭が大量生産できる燃焼筒、粉碎機、成型機を開発した。

フィリピンなど東南アジアで主に生産されるドライマンゴーは種を取除いたマンゴーを細かくカットして砂糖水に漬けた後、60～80℃の熱風で乾燥させると完成する。この工程の核心は最適の糖度を得る砂糖漬けの工程と自然乾燥機の製作であった。砂糖漬け工程は数回の実験を経て砂糖の配合比率と適正温度及び時間を算出し、自然乾

乾燥機は特許文献からアイデアを得て、太陽熱を利用した木造乾燥台を開発した。

ドライマンゴー製造工程の開発と並行してドライマンゴー製品のブランド開発も行われた。チャド現地調査の時、ンジャメナ(チャドの首都)の市場ではカメルーンから輸入されたドライマンゴー製品が1パックで約4,000CFAフラン(為替レート1ドル＝



＜ドライマンゴーブランド＞

440CFAフラン)で売られていたが、ドライマンゴー製品は5,000CFAフラン程度で販売できるように高級化戦略を取り入れることを決め、マンゴーブランド開発を国内の専門ブランディング企業(メタブランディング)に依頼した。「社会的な性格を持つ公益ブランド」と「輸入品のイメージを持つプレミアムマンゴーブランド」を標榜し、チャドがフランス語圏であることを踏まえて1次的に開発されたSweeTree、C'esta Vous、MangoRingoなど10のブランド候補の中から現地嗜好調査の結果、フランス語で甘さ(Délicieux)、楽しさ(Delice)と豊かさ(Riche)の組合せである「DELRICHE」を最終ブランド名称として選定し、関連デザインもチャド現地嗜好調査を基に選定された。

チャドオーダーメイド型サトウキビ炭の製造及びドライマンゴーの適正技術とブランド開発過程で特許庁、Good NaVers、シェアリングと技術、メタブランディングの担当者は随時ソウルと大田を往来しながら実務会議を開き、適正技術は現地適用実験が重要であったため、チャドに2回も足を運んだ。出張当時チャド出張チームは50℃を超える猛暑、マラリア・黄熱病などの伝染病、劣悪な衛生、20時間以上かかる飛行時間などあらゆる危険と苦難を強いられた。

Good NaVersはこのような厳しい過程を経て開発された適正技術とブランドを活用して2011年チャド現地でサトウキビ炭とドライマンゴー製品を生産・販売する「社会的企業」を設立する計画である。「社会的企業」とは非営利組織と営利企業の間タイプで、社会的な目的を追求しつつ営業活動を展開する企業である。チャドの「社会的企業」は調理用薪問題の解決、環境保護の効果のみならず炭とマンゴー製品販売を通じた収益と雇用創出にも貢献するなど、チャド経済発展の礎を築くものと期待される。

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

イ. WIPO韓国信託基金事業

特許庁はWIPOを通じた途上国支援事業により積極的に参加するため、2004年にWIPOと「韓国－WIPOファンド設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金(Korean Trust Fund)を設置した。そして、これを活用した途上国支援事業をWIPOと共同で毎年実施している。途上国に対して知的財産分野の行政情報化を支援し、途上国の知的財産情報に対するアクセシビリティを強化する目的で、特許庁は途上国の特許庁がPCT(Patent Cooperation Treaty)による国際特許出願の時に電子出願が拡大できるようPCT-ROAD¹⁶の開発及びこれの途上国への普及を主要事業として推進した。その他にも途上国の総合的な知的財産行政発展の方向を提示するため、知的財産専門家を現地に派遣し、知的財産法制度、審査、情報化など各部門に対して政策諮問を提供する活動を重点的に推進した。

2004年7月第1次年度事業の着手と同時に発足したWIPO韓国信託基金事業は第6次年度事業(2009年7月～2010年6月)まで完了し、現在第7次年度事業が推進中である。第1次年度から第6次年度まで計39億ウォンが造成され、情報化コンサルティング、特許情報検索サービス支援、最貧国(LDC)知的財産情報センターの設立支援など計44の細部事業が推進され、これを通じてアジア・太平洋、中東、中南米、中部・東ヨーロッパ、アフリカの69カ国が支援を受けた。

特に、第6次年度事業では途上国IP確保支援、途上国IP活用支援、生存型適正技術情報の普及、LDC地域教育プログラム、グリーン成長とIPフォーラム、途上国特許庁審査官に対する特許法・審査実務教育など7つの細部事業を進めて成功した。これまでの事

¹⁶ PCT-ROAD : PCT Receiving Office ADministration 韓国とWIPOが共同開発した国際出願受付システム、国際出願書の受付、処理及び管理機能を担当

業がシステム普及、ユーザー教育など途上国政府関係者を主な対象者として展開されてきたことに比べて、第6次年度事業は途上国が知的財産を活用して暮らしの質を改善し、経済発展が図れるように支援したことが特徴といえる。

ロ．WIPO開発委員会(CDIP)事業の採択

WIPO CDIPでは特許庁が2009年開発アジェンダ事業として提案した「適正技術の普及¹⁷⁾」及び「ブランド支援¹⁸⁾」の二つの事業が1年余りの議論を経て2010年4月第5回会議で正式採択され、3年間約18億ウォンの予算を投入して適正技術及びブランド各々3カ国(適正技術：ネパール、バングラデシュ、ザンビア；ブランド：タイ、パナマ、ウガンダ)に対してパイロット事業が推進されている。これは加盟国が発議した事業がWIPO開発アジェンダ事業として正式承認された最初の事例として多くの加盟国から注目を集めた。事業に関する議論及び採択の過程でアジア・アフリカ・南米地域の途上国が事業を提案した韓国側に対し感謝の意を表すると同時に韓国への支援要請が殺到した。

ハ．APEC1村1ブランド事業

2010年6月にはAPECと共同で「1村1ブランド国際セミナー」をソウルで開催した。同セミナーは国家ブランド委員会とソウル市が後援し、KOICA、ワールドビジョンなど国内のみならずWIPO、WTO、UNDPなど国際機関から計150人余りが参加し、ブランドの活用及び重要性に関する国内・外の高い関心を



＜1村1ブランドセミナー＞

確認した。これを基に特許庁は後続事業として2011年APEC域内国家の優秀農産品及び

¹⁷⁾ Capacity-Building in the Use of Appropriate Technology-Specific Technical and Scientific Information as a Solution for Identified Development Challenges

¹⁸⁾ IP and Product Branding for Business Development in Developing Countries and LDCs

特産物などに対して直接ブランドを支援する「1村1ブランド支援事業」を新規で提案し、正式事業としての採択を推進する予定である。

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味のある試みといえる。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べて、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、KOICA(韓国国際協力団)、外交部などと協力して同事業を国家ODA事業と連携させ、民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にした子のような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると思われる。

第4節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2007年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を合計7,601件出願し、世界4位の出願国家となり、多出願企業ランキングでもLG電子18位、サムスン電子25位、ETRIが46位を記録するなど半導体、携帯電話など韓国のIT技術力が世界的な水準であることが分かった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最低限資料」として認められ、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになり、2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効された。一方、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を構築して相互間審査情報及び優先権書類を交換・活用することで、審査結果の相互認定及び行政効率の向上を図っている。

特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断して外国の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に簡単にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

知的財産情報化分野のグローバル動向は持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は3極(米、日、ヨーロッパ)体制から5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)に転換され、情報技術基盤の共有など審査業務協力のための基盤構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなど中進国もバンクーバーグループを

設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も相互協力体制を構築し、知財権協力を強化するためITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

このような情報化分野の国際的な発展方向を注視し、さらに韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくためには主要国との情報化協力強化は欠かせないものと言える。情報化発展方向を実質的に左右するIP5体制の下では、主導的な情報化課題の遂行、多様な代案の提示を通じた韓国特許庁の地位強化、グローバルIPコミュニティーグループ別の多様で充実した協力事業の推進を通じた国際的な協力パートナーとしての地位強化、国際社会のブロック化現象の中で韓国特許庁が主導的にリードする地域グループ及び支持勢力の構築に関する必要性が急浮上しつつある。

従来韓国の知的財産権の教育は国内法と国内制度中心の国文課程が大半を占め、国際的な観点から知的財産権が習得できる英文教育課程は皆無であった。しかし、特許、商標、著作権のような知的財産権は最も国際化された分野の一つであり、これと関連する韓国の国際的な活動が大幅拡大される状況の中で、知的財産権の英文教育課程の必要性和国内需要は増えつつあった。そこで、特許庁は知的財産権分野における国際的な能力を高めて韓国が知的財産権強国になれるよう、国際機関との協力を通じて知的財産権英文教育システムを作った。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWI)のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、中級者のためには世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用してIPパノラマを開発し、専門家のために米国、日本、オーストラリアなど知的財産権先進国との共同作業でAPEC基金を活用してIP Xpediteを開発した。

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて知財権行政の全業務を自動化するなど、世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウを基に世界知的所有権機関と共同協力事業を行うことで世界知財権行政情報化分野の発展にも貢献している。一例としてPCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許出願受付システム(PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration、国際出願を受付・処理・管理する

ことができるシステム)を開発し、毎年機能を改善して28カ国特許庁に普及した。PCT-ROAD事業を通じて中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献し、PCT情報化分野を韓国特許庁がリードしていくことで世界特許行政情報化分野における韓国の地歩を固めつつある。

ロ．推進内容及び成果

1) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

特許庁は2003年「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システム構築計画」を樹立し、2005年11月から外国特許庁に特許公報を提供し、2006年11月からは審査過程書類の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION(Korean- Patent Information Online Network)サイトを通じて提供している。また、2007年11月からは韓国特許英文抄録(KPA、Korean Patent Abstract)を英文キーワードで検索できるようにし、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにするなど、韓国特許情報に対する活用手段を多様化した。2009年にはデザイン及び商標に対する検索、韓国語PCT文献検索を追加することでK-PION検索サービスを拡大し、審査文書に含まれた添付文書のリンクを提供し、ポータル機能及びヘルプデスク機能を付加するなどK-PION機能の高度化に力を入れている。2010年にはIP5基盤課題の一つである検索及び審査支援ツール課題で議論している連合検索方案として海外特許庁の検索システムにK-PIONが搭載できるようにK-PIONウェブサービスを開発した。また、このサービスを日本特許庁、中国特許庁を含む他の海外特許庁に普及することで韓国特許庁のソリューションを海外に伝播する計画である。

K-PIONで提供する自動翻訳サービスにおいて高い翻訳品質を確保する上で主要先進国は困難を感じているが、特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析して370万個に達する特許専門用語辞書及び審査用語辞書を結合させることで、韓国語ができない外国人でも韓国特許文献の内容が充分把握できる水準の翻訳サービスを提供している。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む37の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

また、2009年12月国内企業の海外進出を手助けするための海外登録商標検索システムを対国民用検索サービスであるKIPRISに構築し、国内外ユーザーにサービスを提供している。現在、米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りが検索可能で、今後ヨーロッパ、ニュージーランドなど海外主要国の商標DBを確保して搭載する予定である。

特許庁は米国、ヨーロッパ及び日本特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を基盤とする審査情報及び優先権書類の相互交換・活用を推進している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を電子的に交換し、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換しており、2009年11月審査情報相互活用システムを構築し、ヨーロッパ特許庁の審査情報相互活用システムの構築が完了する次第ヨーロッパ特許庁と審査情報の相互閲覧を開始する予定である。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)を改善された装備に移転・交替することでセキュリティ機能が強化された3極文書アクセスシステムを構築した。

韓－米間TDAを通じた審査情報及び優先書類の相互交換が可能になったことで、国家間審査業務負担を減らすための審査業務協力制度である韓－米SHAREパイロットプロジェクトを2009年9月から施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、特許庁はWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を2009年6月に構築し、3極特許庁の他、イギリス、スペイン、イスラエル、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類の電子的交換を実施している。I

P5基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権証明書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書類交換システムを改善するために持続的に努力を傾ける計画である。

2) 主要国特許庁との情報化協力の強化

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するためのIP5間協力がますます求めらつつある。このような状況の中で2007年5月IP5庁長会議、2008年10月済州島で開催されたIP5庁長会議を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、2011年3月まで3回に亘って開催された後続実務会議を通じて具体的な実行方案を議論している。

同基盤課題には韓国特許庁の主導課題である機械翻訳と他庁の主導課題である検索(審査)戦略の共有、検索(審査)支援ツール、共通DB及び検索(審査)結果共有システムなど計6つの情報化基盤課題を含む10の課題で構成されている。2011年度には韓国特許庁が主導する機械翻訳課題を積極的に推進し、IP5情報化関連のプロジェクト基盤を整えることに貢献し、他国主導課題に対しても積極的に意見を述べる活動を展開した。また、IP5体制への転換をスムーズにするために韓国特許情報英文翻訳システム(K-PION)の機能高度化及び翻訳品質を改善する事業を展開した。このようにIP5体制の下で情報化課題の主導的遂行及び様々な代案の提示を通じて3極標準会議に公式参加できる承認を獲得し、ヨーロッパ特許庁も韓国特許庁との協力強化の意思を示すなど、韓国特許庁の地歩を固める成果をあげた。

今後韓国特許庁はIP5情報化課題で新しい試みを通じて合理的かつ適用可能なソリューションを提示し、最終的には韓国企業の国際R&D協力能力強化のための政策及び情報化基盤を強化する予定である。

韓・日特許庁は2010年5月韓国で開催された第13回韓・日情報化専門家会議で、具体的かつ実質的な成果をあげた。両庁間優先権書類交換時の保安問題解決策を議論し、両庁のIP5情報化主導課題の円滑な遂行のための相互協力に同意した。特に、韓国特許

庁の機械翻訳品質向上のために日本語から英語に翻訳された7万単語の技術英語辞典を無料で提供してもらう成果を挙げた。

韓国特許庁は日本との情報化協力を通じてIP5情報化基盤課題の議論過程で意見調整及び合理的な情報化モデルの提示などを通じて仲裁者としての積極的な役割を果たしていく予定である。

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月両庁間で締結された包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年MOU履行のための年間協力計画(Action Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。2011年1月にも韓・ヨーロッパ特許庁間庁長会合を通じて2011年度の年間協力計画を樹立、オンラインデータの交換、検索システムのTesting、EP0国民向け検索システムの韓国語インターフェースの開発など、情報化分野全般にわたって包括的に協力することで合意した。

今後、韓国特許庁はEP0との情報化会議を通じて前向きな代案の提示及び共同協力事業を通じて韓国特許庁の情報化能力に対する認識を高め、EP0との技術共有を通じアジア地域における地歩を固める内部能力を強化していく予定である。

韓・中・日3国は2010年10月日本で第8回3国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じて3国は各国特許庁の情報化状況及び推進計画、ホームページの活性化方案、統計データの交換方案、優先権書類の電子的交換方案などを議論した。また、3国はIP5情報化協力に対する相互情報を交換することで互いに対する理解を深める一方、3国間情報化協力拡大の側面から3国間情報化協力強化の必要性に対する認識を共有した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができる期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味があると言える。

韓・米特許庁は両庁間の協力活動を通じてIP5体制が支援できるBest Practice Modelになれるよう、2008年9月両国の特許庁間で締結された韓・米間包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの一環として情報化協力活動の本格化に向けて2008年10月情報化実務会議を開催した。同実務会議では両庁の審査官の業務効率性を高め、両庁間の審査官間協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度にはこのような両庁審査官間協力強化のため、「戦略的審査処理」、即ちSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に開始し、そのため情報化分野ではオンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質が向上させることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると思われる。また、出願人は特許庁の高品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

3) 国際機関との情報化協力事業の拡大

特許庁は2006年度から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権の基本概念及び活用戦略を紹介する知財権eラーニングコンテンツであるIPパノラマを開発した。特許庁は途上国支援のためにタイ、モンゴル、ポルトガル、エストニア、ハンガリーなどとIPパノラマ自国語版の開発に関する協定を締結し、2009年6月にWIPOとIPパノラマを国連公用語で開発することで合意した。それにより、2009年アラビア語版IPパノラマ開発が完了し、2010年3月エジプトカイロでWIPO-KIPO-LAS(アラブ国家連盟)アラブ地域国際シンポジウムと同時に同コンテンツの公式発売イベントが開催された。2010年には国連公用語であるスペイン語・フランス語版の開発が完了した。

2010年にはWIPO、韓国科学技術院及び韓国発明振興会と共同で「IPパノラマ」を活用したオン・オフライン教育課程である「AdVanced Training Program on IPRs and

Business Based on IP PANORAMATM Multimedia Toolkit」を運営した。

また、特許庁はAPEC TILF(貿易・投資の自由化と円滑化の推進)特別基金を確保し、2006年から特許情報の検索及び活用に関するe-ラーニングコンテンツであるIP-Xpediteを開発している。2009年にはアジア・太平洋地域の21カ国の加盟国を対象にするオン・オフライン知財権情報教育教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の推進に成功し、2010年にはIP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を提案し、APEC基金14万7千ドル(USD)を確保した。

一方、特許庁はこのように国際機関と共同で開発した知的財産権の英文e-ラーニングコンテンツを活用して国内知財権教育課程を開設・運営している。2005年3つの大学で324人の学生が英文知財権e-ラーニング課程を受講して以来、2010年には国内12の大学及び大学院の学生のみならず、企業関係者、修習弁理士など合計3,127人が同課程を受講した。

PCT-ROADは2005年初めて披露されてから現在までマレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の28カ国に普及され、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが出たことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、PCT-ROADの結果物であるRO-WASP¹⁹データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月にはWIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

一方、2008年には韓国語がPCT国際公開語で発効(2009年1月)されることにより、WIPO情報化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、韓国語バージョンのPCT電子出願ソ

¹⁹ RO_WASP(Receiving Office_ Wrapped And Signed Package) : 受理官庁から送られてくるPCT電子出願データ

フトウェア (PCT-SAFE) を開発・普及した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステムを通じて韓国特許情報を外国特許庁に普及し、韓国特許情報の普及及び拡散に寄与し、国内特許権の海外保護基盤を強化してきた。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓－英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。これを通じて国際特許権紛争の原因を最小限に抑え、国際社会における韓国特許情報、即ち韓国技術の国際的なプレゼンスを高められると期待している。

特許庁は審査情報を各国の特許庁と相互共有し、各国に出願された同じ特許出願に対する審査結果を認め合うことで、各国の審査期間短縮及び審査品質向上の問題を定期的に解決できる基盤を構築でき、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率の向上や出願人の便宜も図れ、毎年約40億ウォン程度の行政処理費用の削減にも役立つものと期待している。

IP5間審査業務協力に向けた議論が活発に行われ、そのフォローアップとしてIP5情報化基盤課題を推進している。IP5情報化基盤課題の中で審査結果を共有・活用するために共通検索環境を構築することは極めて重要である。2013年4月審査結果共有システムの第1段階の構築が予定されているが、そのためにIP5情報化基盤構築のための最適化方案を樹立し、韓国特許庁の情報化システムを先進化し、国家間情報化協力をリードしていくための土台を構築する予定である。

韓国特許庁は今後も日本、ヨーロッパ、米国、中国特許庁などとの二国間情報化協力だけでなく、IP5の協力体制にも同時に積極的に参加することで、多様かつ充実した協力事業を推進していく計画である。同時に、リーダーシップを高めてグローバルIP情報化をリーダーとしての地歩を固め、アジア地域においてIP情報化分野の発言力を強化するなど様々な戦略を通じて国際社会で支持勢力を育成していく予定である。

特許庁は2011年にWIPO国際教育院(WWA)と共同で運営している英文教育課程を受講した大学生と教授、専門家などで構成された諮問委員会の意見を集め、WWAが提供しているDL-101コンテンツをマルチメディア化する開発事業を推進し、受講生の学習意欲を高め、学習効果もアップさせる計画である。また、WIPO、韓国科学技術院、韓国発明振興会と共同で英文IPパノラマを基盤とする知財権オン・オフライン教育課程を運営する計画であり、APECと共同でIP Xpedit プラクティカル の追加開発を推進する計画である。

特許庁はその他にもこれまで蓄積してきた知的財産教育事業の成果及び関連専門家・受講生からの意見を基に国内大学及び企業における知財権教育課程の質を高め、途上国向けのe-ラーニング教育コンテンツのオーダーメイド型製作支援、知的財産教育コンサルティングサービスの提供などを通じてグローバル知的財産e-ラーニング教育市場を持続的にリードしていく計画である。

韓国特許庁はPCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組むと同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには特許情報化分野の未開拓市場を先占するため、国際機関との様々な共同協力事業を構想中である。特に、グローバル電子文書作成機、インターネット基盤の統合PCT情報化システム及び特許文書の電子化システムなど、世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 技術書記官 コ・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、

特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府の6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授して国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることが電子政府海外進出の目的といえる。

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現に拍車をかけている。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先の多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援することに意義がある。

世界知的所有権機関(WIPO)では毎年知財権情報化標準会議を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を着実にを行っている。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定した。更に、知的財産権分野における国際規範の定立や国際協力を管掌している世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムは世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出の推進は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議が再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発した知財権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業(DGIPnet構築事業)のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意し、2007年9月両国特許庁はDGIPnet構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとにDGIPnet構築事業をインドネシアで国策事業で推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF : Economic DeVelopment Cooperation Fund)事業として確定した。2010年4月にはインドネシア特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結した。2011年から韓国特許庁はインドネシア特許情報化システム構築事業に本格的に参加し、韓国の情報化システムを普及する計画である。

その他にも2008年にベトナム、フィリピン、モンゴル特許庁、2009年にはウズベキスタン特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査を施行した。特にモンゴル特許情報化事業は2009年モンゴル政府が韓国政府に特許情報化システム構築のための援助資金を公式要請し、2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的援助支援事業として確定され、2011年現在メイン事業者であるLG-CNSがシステム構築を推進している。

一方、海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及することと並行して、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発・普及するモジュール化事業を推進している。国際特許出願受付システム(PCT-ROAD : PCT-Receiving Office Administration)がモジュール化事業の代表的な結果物である。2005年からWIPOの要請で国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金60,000スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国、2009年にはニュージーランド、チリ、タイなど合計4カ国に普及し、現在計28カ国にPCT-ROADを普及した。

韓国特許庁は先進知財権の情報化システムである特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)活動を通じたWIPO標準の制定・改正に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じ、情報化の国際標準と関連する共同対応方を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のe-forum議論を経てその草案が作られている。従って、標準の実際内容と関連した制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連するプロセス的な検討及び最終承認はSDWG本会議で行われているといえる。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年度から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IPなど主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML文書など関連標準の国際的議論の必要性和重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定において途上国支援をどのように取り入れるかに対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2011年11月にCWS会議が再開される予定で、既存のSDWGと類似した形で運営されると見られる。従って、各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると見られる。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずSDWG加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正と関連した提案が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議

題を提案した国家が該当分科委の委員長職を遂行することになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向などに関連した「事業計画書 (Project Brief)」を提出し、SDWG会合で承認プロセスを経て委任受けた範囲の標準議論作業を分科委を通じて遂行することになる。

分科委委員長はEメールまたはブログ方式のWiki電子フォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、分科委委員との協議を経て最終作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をe-forumを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをe-forumに上程して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期SDWG会合に上程して同意を得れば、標準として公表される。

SDWG会合の際、分科委員会委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、e-forumを通じて提示された主要問題について討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。このような一連の議論及び合意プロセスはCWS体制でも大きな変更なく同様に進められると予想される。

直近のWIPO標準会議である1次CWS会議では商標標準以外にもST. 10/C(書誌データ構成要素の表記)の改正案採択と各特許庁の出願番号及び優先権番号の使用状況と関連アンケート案作成に関する議論を進めた。既存のXML標準案(特許-ST. 36、商標-ST. 66、デザイン-ST. 86)を代替するXML統合標準案(SML41P)に対しては新しい標準番号(ST. 96)が付与され、分科委会議で共通エレメント(GICE)を含むXML41Pの設計規則、具体的なスキーマなどに対する細部議論が行われた。また、WIPOの情報化計画であるWIPO STADとPatentscopeに対する経過報告があり、ST. 26(ヌクレオチド及びアミノ酸塩基序列表記のためのXML勧告案)を採択した。

一方、韓国特許庁はSDWG傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(A

TRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定作業をリードし、2010年10月1次CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケート用紙を配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をe-forumを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映するプロセスを充実に行い、現在WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムを開設して加盟国の意見収集を迅速に行っている。同標準の制定を仕上げるため、持続的に加盟国間の異見を調整し、合意点を導き出すために最善を尽くしている。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁の情報化水準に対してAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得たことで、2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定された。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業を提案してくるようになった。また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を通じた世界特許システムの構築を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。即ち、韓国特許庁が海外情報化システムの先進化と関連する情報化協力事業においてWIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことで、特許行政情報化分野における韓国特許庁の役割が強化されつつあり、特許行政情報化関連の世界標準制定・改正問題に対する議論で韓国が主導権を握ることができる環境が整えられつつあるといえる。

このような基盤をもとに、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に直接参加して特許ネットシステムをモデルとした情報化システムを普及し、先進特許庁、国際機関(WIPO、APEC)の特性に合った情報化協力事業を追加発掘し、韓国型特許情報化システムの標準及び技術がWIPOシステム及びこれを導入した各国のシステムに自然に採択されるようにすることで、情報化世界標準の定立における韓国特許庁の役割をさらに強化

していく計画である。このような計画を着実に遂行し、韓国特許庁が3極特許庁とともに知財権分野の国際規範及び情報化世界標準定立をリードしていくリーディング特許庁(Leading office)になることを目指している。

韓国特許庁は新しいCWS体制の下で行われるWIPO情報化標準議論により積極的に参加し、特に商標標準とXML関連の標準議論により踏み込んだ意見が開陳できるように努める計画である。また、WIPO情報化標準議論の事前協議体に当たる3極標準会議と先進5カ国特許庁(IP5)情報化実務会議の議論、WIPO SML4IP会議に積極的に参加し、国際標準議論に対応して韓国特許庁の情報化システムに反映する必要がある。そのためにKI POnetの柔軟性及び互換性確保の側面からPCT標準改正作業と関連しても制度及び行政担当部署などと多角的な検討作業を通じて韓国特許庁の方案を講じる予定である。また、XMLなど最新技術の導入においてリーダー的な存在である韓国特許庁が韓国の情報化技術標準を国際情報化標準に反映できるよう努めると同時に、国際知財権共同体に貢献できる方案を並行して講じる計画である。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 特許行政情報システムの開発

情報企画局 情報企画課 技術書記官 ホ・ホシン

1. 3世代特許ネットの推進背景

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことであった特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中心的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築できた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境は急変し全く新しい特許ネットシステム開発の必要性が提起された。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

2. 3世代特許ネットの推進内容

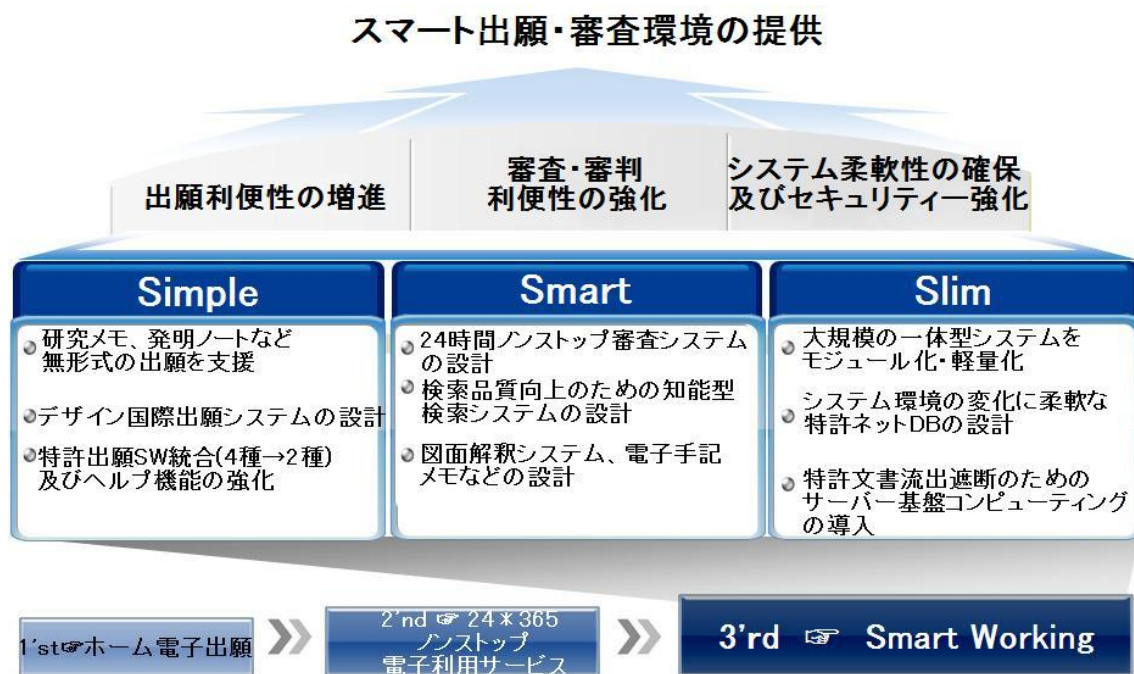
イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネット構築のための情報化戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月に亘って行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を完了した。

ロ．主要推進内容及び成果

＜図Ⅱ－４－１＞3世代特許ネット開発の目標及び主要機能



3世代特許ネットではPLT加盟のための特許法改正内容を反映して出願人がより容易に出願できるよう、研究ノート・発明ノートなど無形式出願も可能にし、ヘーグ協定加盟に向けたデザイン保護法改正内容を反映して国際デザインシステムを設計した。また、特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化する。

審査能率をアップさせるため、24時間無中断審査を可能にし、何所でも特許ネットにアクセスすれば引き続き業務が行えるよう仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境を設計した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携させる図面解釈機能、タッチ機能を利用した電子手記メモ機能など審査に便利な機能を設計した。

システムの側面からは業務システムの共通機能モジュール化と開発言語単一化を通じてメインシステムの規模を30%程度軽量化し、データ品質改善とシステム性能アップのために標準化された3世代特許ネットDBを設計した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることから保安体系も強化される。

ハ．評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日サービスを提供していた特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。2011年には2010年設計結果を基に実現・試験が段階的に行われ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正に合わせて2012年に1次開通する予定である。

第2節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 パク・スン Chol

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間IT専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して運営の効率性を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外の利用者の要求に迅速に対応することで、業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。情報システムの民間委託運営は1998年12月に、企画予算処の方針に基づいて、公的機関では初めて特許庁が1999年1月に特許ネット開通と同時に始めた。特許ネットシステムの委託方法は応用SW部門と基盤部門に分離して委託をしている。

特許ネットシステムの委託運営業務は、出願・登録・審査・審判など事務処理システム、知識管理システム、成果管理システム及びホームページなど33の応用システムの運営とサーバー・DB・ネットワーク・電算センター・セキュリティー管制など、基盤システム運営をその対象としている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用SW部門

特許ネットシステム委託運営の応用SW部門は、特許事務処理、一般行政支援及び特許情報提供分野における33の応用システムの安定的な運営、メンテナンスと法制度の変更及び業務プロセス改善に伴う特許ネット機能の改善を適時に遂行することにより、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に、特許ネット運営サービス水準を定量的に測定評価し、運営事業者の責任を明確にするサービス水準協約(SerVice LeVel Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービス品質の向上とともに委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の競争体制を誘導するために、2年継続の契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費概念を新たに導入し、委託運営事業者にはシステム改善の動機を与え、具体的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業費の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に、行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが先進事例として紹介されるなど、運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

2) 基盤部門

特許ネットシステム委託運営の基盤部門は、電算資源(サーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど)を効果的に運営・維持し、特許ネット新規システムの開発及び適用に伴うサービス運営業務を安定的に運営することによって、世界最高水準の特許行政情報システム構築に寄与している。主要業務は電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センター及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年までは主電算機供給業者と調達随意契約によって運営されていたが、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤運営委託と

メンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的な水準のITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を向上させるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質及び使用者支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図った。

2009年には3年継続契約方式に切り替え、事業遂行連続性の確保及び委託運営事業に対する競合社の参加を誘導した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁はメンテナンスを中心とした単純運営から脱して、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業でなく運営委託事業として遂行し、特許ネット運営人材を機能及び工程別に改編して内部人材による事業管理体系を強化することによって委託運営事業の効率性をより改善しつつある。

また、SLAのインセンティブとペナルティー規定を強化し、顧客観点からの新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネットシステム委託運営を定着させ、課題内容をより明確にすることで特許ネット運営サービス水準を持続的に高める計画である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ジン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の重要性に対する認識が高まり、知的財産権の出願が急増している。そこで、審査処理期間を短縮して審査品質が改善できるように審査官の業務能力を強化し、業務効率性を高めることが重要な課題として浮上した。そのためには各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有できるよう体系的に管理する必要性があるという認識の下で、特許庁は2000年政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知的財産権を管掌する主務官庁として知識経営の先導的役割を遂行するための出発点を構築した。更に、知識管理及び補償に関する指針を制定(2001.8)し、知識管理システムを構築(2001.9)するなど体系的な知識管理が行われる基盤を構築した。

その後、知識の創出から共有及び活用に至るまで効率的に管理できる知識管理システムを持続的に改善した。2004年には知識管理システムが単純に知識を蓄積する貯蔵所の役割を果たすのではなく、審査・審判システム、検索システム、業務管理システムなど業務処理のための各種情報システムを有機的に連携して業務処理過程において必要な知識をより容易に活用できるように支援する、全社的知識ポータルとして機能を大幅に拡大した。

＜表Ⅱ－4－1＞知識管理システム(KOASIS)の主要機能

区 分	内 容
知識登録	・業務ノウハウ、産出物、参考資料など業務知識、知識Q&A、Wiki知識
知識検索	・知識マップを活用した分類別検索、キーワード及びタグを通じた統合検索
知識検証	・登録知識承認処理、知識評価、知識カテゴリー移動、知識修正及び廃棄
マイレージ管理	・知識活動によるマイレージ付与及び個人別/部署別の実績管理
コミュニティー	・局/課の情報コーナー、同好会などオンラインコミュニティー構成、コミュニティー別の掲示板及び会員管理
システム管理	・知識マップ/掲示板/コミュニティー/知識専門家管理、利用統計及びモニターリング

2005年からは特許庁の内部だけの知的共有から脱し、外部との知識共有を活性化するため、NAVER(2005)、EMPAS(2006)などの民間ポータルにおいても知的財産権情報を容易に検索できるようにした。また、研究機関と知識管理システムをオンラインで連携し、2010年現在韓国電子通信研究院など19の機関に対して、特許庁知識管理システムに蓄積されている特許関連の法・制度及び審査・審判などに対する知識をリアルタイムで提供している。

ロ．推進内容及び成果

2010年には2000年から大量に蓄積された知識を簡単に検索できるように検索機能を高度化する事業を推進した。それによって、一度の検索で知識のみならず知識ポータルに登録された掲示物、旧電子文書、オンナラシステムの電子文書及びメモ報告まで全て統合検索画面から見れるように構築した。また、利用率が高いメニューを中心にメインメニューを単純化したり、全体的に洗練されて統一感のある画面デザインを適用し、ユーザーが便利に知識管理システムが利用できるようにユーザーインターフェースを高度化した。

このような知識管理システムの改善作業とともに全職員が知識活動に積極的に参加できるように多様な支援活動も併行した。毎月知識活動優秀者に対する褒賞を実施し、知識登録・回答登録など知識活動の実績によって知識マイレージを付与して昇進人事及び成果給に反映した。また、知識管理マニュアルを製作・普及することで知識管理制度及びシステムに対する理解を支援し、知識の登録から活用まで知識活動に対するガイドラインとして使えるようにするなど職員の知識能力の強化及び知識マインドの向上のためにも努力した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は今後業務と知識がより緊密に連携した新しい類型の知識管理システムを構築する予定である。必要な知識を一々探すのではなく、業務プロセスに関する核心知識が自動的に提供される進化した業務ポータルとして知識管理システムに変化させる

ということである。また、業務履歴管理が可能なブログを始め、個人別、グループ別の特性に合った自由な知識共有空間を構築し、特許庁の職員だけでなく一般国民も多様な特許知識が共有できる専門知識ポータルサービスを構築する計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 情報データの拡充及び管理

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ
情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は出願された発明に対する新規性などを審査官が審査できるように、国内はもちろん外国特許庁などから先行技術資料を入手して持続的に拡充していかなければならない。そして、出願された知的財産権を国内・外に提供して発明者の権利を保護するため、出願された知的財産権データを体系的に生産して国民と海外の特許庁などに提供する必要がある。

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるように、1999年から知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外30の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2010年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは19,180万件に達しているが、これは前年に比べ1,488万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最少文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要課題として登場した。それを受け、韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築して検索DBに外部から入手したデータを搭載する前にデータ・エラーなどを事前点検・整備・加工する作業

を体系的に遂行するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してエラーデータの発生を防止し、既に蓄積されたデータのエラーを自動的に探知できる体系も構築した。

2) 検索DB構築の状況

＜表Ⅱ－4－2＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位：千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ～ 2001	Text	260
	公開公報	1983 ～ 1998	Image	782
		1983 ～	SGML/XML	2,005
	公告公報	1947 ～ 1998	Image	283
		1979 ～	SGML/XML	1,433
	英文抄録(KPA)	1979 ～	SGML	1,583
日本	書誌	1975 ～ 1998	Text	6,968
	公開請求項/明細書	1986 ～ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ～ 1993	SGML	929
	特許、実用新案の公開登録 (実用)公報	1971 ～ 1996	Image	8,045
		1993 ～	SGML/XML	7,243
	特許、実用新案公告	1950 ～ 1979	Image	1,765
		1994 ～	SGML/XML	2,574
	特許抄録イメージ	1975 ～ 1996	Image	5,159
ヨーロッパ	日本特許英文抄録(PAJ)	1976 ～	SGML	8,761
	DOCDB 2.0	1974 ～	Text	76,599
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978 ～ 1999	Image	914
		1975 ～	SGML/XML	2,204
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980 ～ 1999	Image	356
		1980 ～	SGML/XML	1,032
WIPO	国際公開パンフレット (Espace-world)	1978 ～ 2002	SGML/Image	1,269
	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	1,619
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,452
		1976 ～	SGML/XML	4,049
	特許公開	2001 ～	Image	2,575
		2001 ～	SGML/XML	2,594
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	362
イギリス	特許公開	1991 ～	SGML/XML	217

中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985 ～	Text	3,267
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	589
オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	727
ドイツ	特許、実用新案の公報	1991 ～	Image	1,300
フランス	特許公報	1992 ～	Image	269
計		153,007		

＜表Ⅱ－４－３＞デザイン検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位：千件)

区 分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960 ～	Text/Image	3,249
	先出願全文イメージ	1960 ～ 1998	Image	181
	国内公報	1966 ～	Text/Image	4,589
	国内公報全文イメージ	1966 ～ 1998	Image	244
	拒絶包袋全文イメージ	1992 ～ 1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966 ～ 1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948 ～ 1991	Image	132
	カタログ	1980 ～	Text/Image	8,978
	画像デザイン	2003 ～	Text/Image	322
	フォント	2004 ～	Text/Image	89
	実用新案デザイン	1970 ～	Text/Image	2,852
日本	登録公報	1965 ～	Text/SGML	1,241
		1965 ～	Image	4,763
ドイツ	登録公報	1988 ～	Text/Image	1,001
WIPO	登録公報	1999 ～	Text/Image	396
OHIM	登録公報	2003 ～	Text/Image	2,157
過去海外資料	登録公報	1975 ～	Text/Image	1,867
米国	登録公報	1997 ～	Text/Image	348
計		32,950		

＜表Ⅱ－４－４＞商標検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位：千件)

区 分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	2,476
	見本イメージ	1950 ～	Image	2,315

	拒絶包袋全文イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
	登録書類綴全文イメージ	1974 ～ 1999	Image	527
	登録原簿全文イメージ	1952 ～ 1991	Image	379
合計				5,848

3) 評価及び発展方向

国内・外から特許データを入手して検索DBを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体制を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データが活用できるように、検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

特許ネットシステムは、すべての業務処理が紙のないペーパーレス(paperless)システムで構築されている。これに伴い特許文書電子化センター(以下、電子化センター)は、特許庁に受け付けられるオンライン出願を除いたすべての書面または郵便書類を電子化する目的で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は電子化業務を特許法に基づいて特許文書電子化機関として指定された(財)

韓国特許情報院に委託運営している。電子化センターの業務範囲は、電子化対象書類の電子化、出願人確認用のDM発送²⁰、特許文書電子化システムの運営及び関連S/W、H/Wの管理、電子出願支援など電子化関連の業務全般である。

2) 推進内容及び成果

2010年電子化センターの電子化対象書類は、2009年と同じ777種類であり、電子化処理量は、電子出願率²¹の増加によって2009年の83千件に比べ10千件が減少した73千件で11.8%減少した。しかし、電子化センターは2010年に核心成果指標(KPI)として電子化エラー率を選定して電子化データの品質を評価・管理することで、2010年の電子化エラー率13.0ppmを達成した。また、文字商標及び過去の特許書類238千件を電子化して検索DBを構築することで、高品質の審査環境の造成に取り組んでいる。

＜表Ⅱ－4－5＞2010年特許文書電子化センターの書面書類電子化実績

(単位:件)

区 分	書面受付書類電子化	文字商標電子化	過去の特許書類電子化	計
処理件数	73,719	115,643	123,006	312,368

3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来、特許電子出願率は毎年増加の傾向にあり、電子化センターの電子化物量は徐々に減少すると見込まれる。これに伴い、電子化センターは電子化されていない過去の特許書類を持続的に発掘・電子化し、完結性ある特許DBを構築することで高品質の審査環境造成に寄与したい。

²⁰ 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性の確認を受けるために、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

²¹ 2005(90.8%)、2006(92.2%)、2007(93.1%)、2008(94.0%)、2009(94.3%)、2010(95.5%) 知的財産主要統計参照

2010年の書面書類電子化データミス率は14.22ppmで設定し、持続的に電子化品質を向上できるように品質の管理活動を強化する計画である。

品質分任組及びモニター活動、顧客意見収集などを通して品質改善事項を発掘し、これを反映して電子化プロセスを改善することによって電子化品質向上に寄与する。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2) 推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化にし、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラーや漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式を導き出し、データ整備のマスタープランを樹立するなど、データ品質管理の基盤を構築し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など、高付加価値データの加工に注力した。

2008年に政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関で初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより一層体系化した。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施している。

＜表Ⅱ－4－6＞2010年度のデータ管理業務処理の現状

(単位:千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報共同活用
	検証式	CSR分析	検証式によるデータ整備	DB検証及び整備	国内	国外	公報発刊	優先権交換	CSR修正	
実績	205件	6件	10,401	344	2,084	12,805	328	203	11	37,196

3) 評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラー

データの流入を遮断するために特許データを常時に監視している。また、データにオーナーシップ (Ownership) を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体系を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内知的財産を保護し特許多出願国家としての地位を高めるために、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録 (KPA²²) を発行している。発刊された韓国特許英文抄録を海外特許庁及び関連機関に迅速に普及し、国家間の先行特許技術調査及び技術動向の把握のための相互交換資料として活用している。

2005年10月WIPO PCT総会で韓国特許文献をPCT最小文献に含めることが決まり、これにより2007年4月から国際調査機関にPCT最小文献として韓国特許英文抄録を提供しなければならない義務が発生した。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように分かりやすい英文で簡潔に記載した英文

²² KPA (Korean Patent Abstracts)

要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。書誌事項は出願・公開(登録)番号、発明の名称、発明者など11項目で構成されている。英文要約文は明細書全体を要約した内容で、発明が成し遂げようとする技術的課題が記載された目的部分(PURPOSE)と、技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された構成部分(CONSTITUTION)で構成され、英文250単語前後の範囲で作成される。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)で共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で発刊・普及している。2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2007年から外国人が出願したPCT公開特許に対しても韓国特許英文抄録を発刊した。2010年に138,827件の韓国特許英文抄録が発刊及び普及し、2010年末まで計1,583,493件の韓国特許英文抄録DBが構築された。

＜表Ⅱ－４－７＞韓国特許英文抄録DB構築の現状

(単位:件)

区 分	1979～ 2001	2002～ 2004	2005～ 2007	2008	2009	2010	合計
登録特許	177,052	20,237	62,254	36,679	14,543	12,503	323,268
公開特許	127,702	247,680	527,296	111,411	119,812	126,324	1,260,225
小計	304,754	267,917	589,550	148,090	134,355	138,827	1,583,493

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作され、海外46ヶ所、国内34ヶ所の国内外の知的財産権関連機関に無料で普及している。海外の場合は米国、日本を含む39ヶ国の特許庁とWIPO、EPOなど7の関連機関に配布し、国内の場合は国立中央図書館を含む11の知的財産権関連の機関と23の地域知的財産センターに配布している。また、配布された韓国特許英文抄録はホームページ(www.kipris.or.kr)を通じて無料で検索することができる。

＜表Ⅱ－4－8＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関

区 分		内 容
海外 (46ヶ所)	特許庁 (39ヶ所)	日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、イタリア、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、キルギス、トルコ
	関連機関 (7ヶ所)	EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34ヶ所)		国会、国立中央図書館、特許法院、地域知的財産センターなど34ヶ所

ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増加しているため、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国などの非英語圏の国家も自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊し普及している。

過去3年間韓国特許英文抄録の検索回数は日増しに増加している。これは外国人の韓国特許情報を求める外国人のニーズが増加し、韓国特許英文抄録の重要性も増加していることを意味する。

＜表Ⅱ－4－9＞韓国特許英文抄録の検索回収(3年間)

(出处:KIPRIS)

区 分	2008年	2009年	2010年
検索回収	544,421回	724,081回	961,501回

前年対比増減率	83.6%	33.0%	32.8%

韓国特許庁は、韓国内の特許技術の優秀性を世界に広報し、国際的な保護強化のために韓国特許英文抄録がその役割を果たせるように、徹底した品質検証を通じて高品質の韓国特許英文抄録を持続的に発刊・普及し、韓国特許英文抄録の活用拡大のために絶え間なく努力していく予定である。

3. 公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され30の機関(国内9、海外21)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許技術情報サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ. 推進内容及び成果

＜表Ⅱ－4－10＞2010年公報発刊件数

(単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標広告	公示送達	計
135,331	12,793	67,477	4,241	35,114	68,391	4,897	328,244

＜表Ⅱ－4－11＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2002～ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
加入人員	2,693	3,602	2,268	1,804	501	231	11,099
発送件数	947,701	687,700	876,027	862,113	1,007,156	900,248	5,280,945

ハ．評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新の特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送付する「Push Mailサービス」を実施している。2010年下半期からは出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予定日のお知らせサービス」を導入する計画である。また、国民が公報サービスを利用する上で理解しやすく、活用しやすいように公報書式やホームページを改善するなど、ユーザーの便宜増進のために持続的に努力していく計画である。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの便宜増進及び権益保護、更に国家競争力を高めるために、国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するように引き続き努力を傾ける計画である。

第4節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 イ・ジェグン

イ. 推進背景及び概要

1999年1月世界で初めて出願・審査・審判・登録・公報発刊など特許行政の全分野を完全自動化にした特許ネットシステムを開通した。2006年には災害、テロなど各種非常事態に備えた特許ネット災害復旧システムの構築を完了した。2007年には政府統合電算センターの発足に伴い特許電算センター及び災害復旧センターを光州政府統合電算センター及び大田政府統合電算センターへ移転した。2009年にはオンラインサービス障害発生を抑制するために新規開発システムの事前検証のための特許ネット品質検証環境を構築した。2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させると同時に、ユーザー体感速度を向上させるために通信設備の性能改善を行った。

特許ネットシステムインフラの構築状況を見ると、特許ネット事務処理、電子出願、検索システム、審査システムなど大半の情報システムが光州統合電算センターで稼動中であり、災害復旧センターは大田政府統合センターに構築され、データリアルタイムバックアップ及び災害が発生する場合にも4時間以内に自動転換できる復旧体系を構築した。特許庁電算センターには統合セキュリティー管制、国家間審査の情報交換、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営及び開発に必要な最小限の情報システムを備えた。

特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大とユーザーの多様なニーズを満足させるために、持続的に電算インフラの拡充やシステムの性能改善を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

2010年には第1回電算資源導入事業を通じてユーザー体感速度を向上するために、通信装備の性能改善、3Dデザイン出願提供のための商用ソフトウェアを導入した。第2回電算資源導入事業を通じて老朽化したサーバー10台を大容量・高性能サーバー3台に交替し、特許ネット応用システム支援、情報保護システムを強化した。第3回電算資源導入事業は商標特別司法警察業務を支援するためのシステム構築、図書管理システム機能の高度化、電子出願認証システムの高度化などを通じて特許ネットシステムインフラの性能を改善した。

また、政府統合センターを通じた電算資源統合事業で老朽化したサーバー5台を高性能・大容量サーバー2台に交替・統合させた。特許ネットシステム、災害復旧センター(DR)など老朽化したディスクも大容量ディスクに取り替え、データ移転を完了し、最適なディスク構成を完了した。老朽化した通信装備10台も高性能装備に取り替えた。これを通じて安定的なシステム運営環境の構築、電算装備効率性の向上はもちろん、システム性能を画期的に改善した。

＜表Ⅱ－4－12＞現在確保された電算機及び常用SWの現状

区 分	数量(容量)	備 考		
		特許ネット	検索	災害復旧
サーバー (UNIX)	78台	35台	32台	11台
ディスク (論理)	182TB	43TB	73TB	66TB
常用SW	207種			

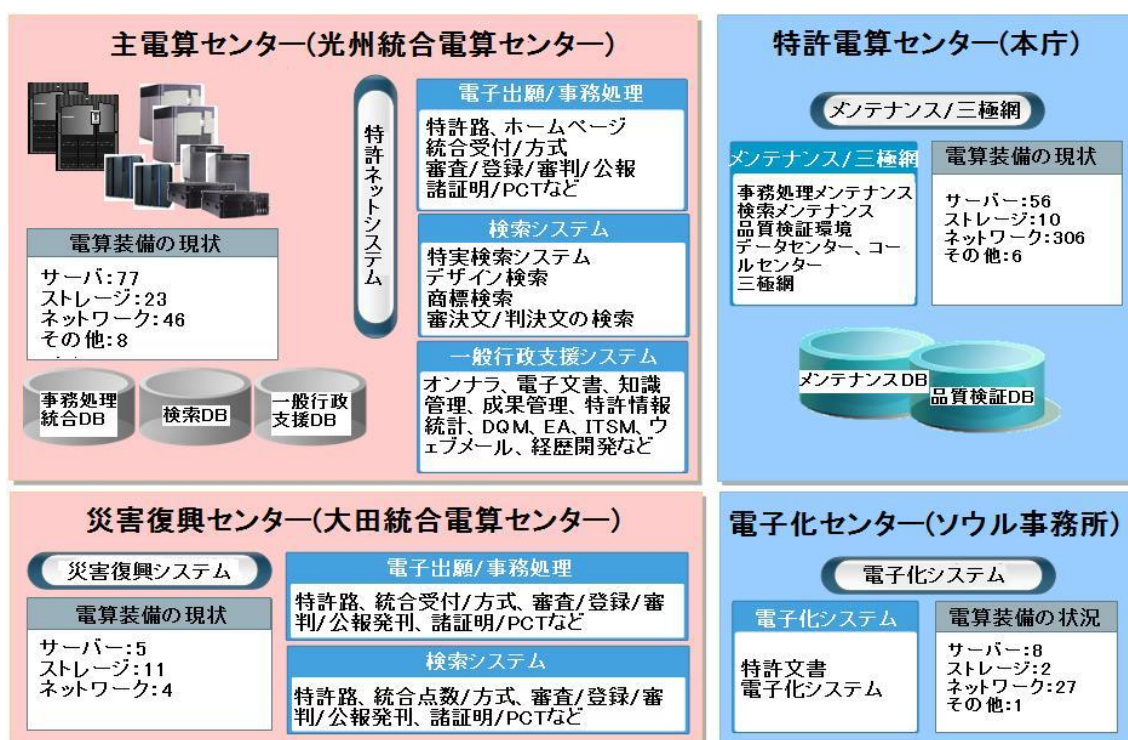
ハ. 今後の発展方向

2011年には審査業務の生産性を最大に向上させるため、事務処理システムのバック

アップ及び性能改善に必要な時間以外には特許ネットシステムをFULL稼動する計画である。従って、平日に2時間サービスを延長(08:00～23:00→07:00～24:00)し、ウィークデーの休日は平日と同じように運営し、日曜日にも4時間延長運営する。

また、3世代特許ネットシステムの構築を成功させるためのインフラを最優先課題として推進する予定である。3世代特許ネット構築による最も代表的なインフラパラダイムの変化としては、サーバー基盤コンピューティング(SBC)環境の構築である。また、インターネット電話の導入、通信設備のアップグレードなどを通じてユーザー通信環境も画期的に改善する計画である。その他にも電算資源を持続的に拡充し、基盤システムの高度化及び情報保護システムを強化して安定的な特許ネットシステムの提供と性能改善を通じた最適な情報サービスを提供する計画である。

＜図Ⅱ－4－2＞特許情報システムインフラの構成図



2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは、個人用電算装備(パソコン、パソコン用ソフトウェア、プリンタなど)の障害要因を事前に予防し、障害発生時には迅速・正確なサービス支援を行うことで、ユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅱ－4－13＞年度別の使用者支援の状況

サービス支援事項	2007年	2008年	2009年	2010年
障害受付及び処理	30,961件	33,200件	35,003件	32,253件
訪問サービス	3,066件	3,714件	3,753件	2,899件
在宅勤務支援	2,339件	1,546件	1,353件	1,463件
集中支援サービス	－	167人/572回訪問	253人/795回訪問	250人/743回訪問

ロ. 推進内容及び成果

性能・機能改善、障害予防など最適な個人電算環境を構築するため、2010年2月に全職員を対象に「個人電算環境改善のためのアンケート調査」を実施し、アンケートからまとめられた結果を基に追加ユーザー懇談会を開催し、ユーザーから様々な意見と要求事項を集めた。

このように集められた意見は個人電算装備・SW購入及びサービス支援計画の樹立に反映させ、ユーザー満足度の向上及びサービス品質の向上という目標を達成する上で有効な基礎資料として活用できた。

ユーザー電算環境に大きな変化をもたらすものと見られる3世代特許ネットシステ

ムオープンのための事前準備として、2010年優先的に24インチワイドモニター486台を購入し、デザイン審査官を中心に支援すると同時に、281台の老朽化したパソコンなどを交替・設置して業務効率性を高めた。

最後に、持続的に発生するパソコン障害をより迅速に処理する方案として、障害類型別にユーザーが簡単に使える「パソコン障害及び処理方法」を製作して定期的に公知している。同時に、頻繁に発生する障害を根本的に解決するために関連部署・企業と障害解決のために持続的に協力している。

ハ．今後の発展方向

2011年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客要求事項の常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、427台の老朽化したパソコン及び250台のワイドモニターを交替・設置し、最新の電算環境を提供することで業務効率性を高める計画である。

一方、対象顧客（職員）の増加、最新IT技術による障害類型の多様化に伴い、障害処理のための熟練技術がより一層必要となり、ユーザーのニーズに応えるのがますます難しくなっている。そこで、ユーザー支援チームでは2011年から毎月自主セミナーを開き、関連IT技術を習得して障害対応能力を高めていく予定である。

同時に、顧客には集中支援サービスの対象拡大（毎月20人から30人へ拡大）、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客満足サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。

2011年にはこのようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に365日24時間体制のセキュリティー管制センターを構築し、2006年12月に中央行政機関では初の情報保護関連の国際認証ISO27001を獲得した。そして、2009年特許庁侵害事故を専担対応チームの発足など、情報保護を強化するための多様な管理体系及び保安システムを構築・運営してきた。その結果、行政安全部主管の「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2007～2009年3年連続で国家情報院主管の公共機関を対象とした「セキュリティー管理実態評価」で最優秀機関に、2008～2009年2年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関で選ばれるなどの目に見える成果を達成した。

2010年にも行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するために、政策、組織、技術など情報保安各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

第一に、知財権分野におけるサイバー侵害事故対応体系を強化するため、従来特許庁ホームページに対してのみ実施していた四半期別の弱点点検を全体傘下機関まで拡大して実施している。また、2009年7月7日DDoS攻撃事件の後、最大の保安問題となっているDDoS攻撃に効果的に対応するため、2009年に既に樹立した「特許庁DDoS対応の5段階体系」の実際対応モデルであるサイバー避難所を7月に構築・運営することで、今後発生し得るDDoS攻撃に備えた防御体制を更に強化した。

第二に、特許庁の個人情報保護管理体制を強化するために、政府機関としては初めて2010年10月に「個人情報漏洩事故に対応するための5段階手続き」を樹立し、個人情報漏洩の際に未熟な初期対応による被害拡散を未然に防げる対応体系を確立した。ま

た、2010～2012年の3ヵ年開発事業として推進中である3世代特許ネットシステム開発事業の1年目事業である「3世代特許ネット分析・設計事業」を対象に「個人情報影響評価」を実施することで、次世代特許庁情報システムの個人情報保護体系を更に改善した。

最後に、情報化事業者が情報漏洩禁止規定を違反した場合の罰則条項を明文化した「国家を当事者とする契約に関する法律施行令」(2011. 10. 22施行)に基づき、特許庁が推進する全ての情報化事業を対象に情報漏洩時の事業参加制限と保安規定違反時の違約金賦課などの内容を明示した情報保安特殊契約条件を反映させたことで、委託事業者に対する全般的な情報保安体系を改善した。

特許庁はこのような多角的な努力の結果、2010年12月に国家情報院が主管する「情報保安業務最優秀」大統領機関表彰を受賞した。また、国家情報院が主管する「2010年情報保安管理実態評価」でも2007～2009年に続き4年連続で最優秀機関に選ばれ、その他、行政安全部主管の「2010年公共機関個人情報保護水準診断」でも2008～2009年に続き3年連続で最優秀機関となった。

ハ．今後の発展方向

特許庁は情報保護体制の確立のために多様な努力を行い、行政機関最高の保安水準を維持している。しかし、日々知能化・高度化しつつあるサイバー侵害攻撃から国民の大切な知的財産権を保護するためには、より体系化された保安政策の樹立及び技術適用が必要である。そのため特許庁は知的財産行政の主務部署として、特許庁を始め関係機関に対しても情報保護体系がより強化できるようにあらゆる支援と協力を続けていく計画である。

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ
産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ジンヨン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年まで知的財産政策を国家アジェンダ化することに全力を尽くし、ついに2010年にはその結果として国家アジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進されることに至った。

2010年上半期には国家知的財産戦略という大きな枠組みを作る主体である「知的財産政策協議会(議長：国務総理)」と「知的財産戦略企画団」を設置し、知的財産基本法政府立法案をまとめて対国民公聴会まで開催した。そして、今後5年間国家知的財産の青写真である知的財産基本計画の作成TFを関係機関の協議の下で構成した。

2010年下半期には知的財産基本法を国会に提出し、法通過直後に国家知的財産委員会が設置されれば直ちに審議・確定する予定の知的財産基本計画の1次草案を作成し、各関係機関の意見をまとめて整理する作業を進めた。

特許庁は知的財産政策の主務機関として、知的財産基本法、知的財産基本計画などの細部内容に対して最適な対案を作成して国務総理室に積極的に提示すると同時に、新しい知的財産政策も持続的に発掘して知的財産強国への道をより速く進んでいく計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ジンヨン

1. 推進背景及び概要

21世紀知識基盤経済へシフトすることに伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中し、高付加価値を創出することで持続的な競争優位を確保している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である戦略的な知的財産政策を推進することで持続的な競争優位を確保している。

伝統的に特許を重視する米国は2008年「Pro-IP」法と呼ばれる「知的財産のための資源・組織の優先化法」を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を設置した。日本は2002年小泉総理が自分の政府を「知的財産内閣」と命名し、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部を設置すると同時に、本人が本部長に就任するなど知的財産立国を宣言した。最近恐ろしいスピードで急成長している中国も2008年国家知財権戦略綱要を樹立し、2009年全人代では知的財産戦略を国家3大発展戦略の一つとして採択した。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要であった。

2. 推進内容及び成果

特許庁は国家的なコンセンサスを得るため、2009年産・学・研の指導者たちを集い「知的財産強国推進協議会」を発足させ、産業界、学界、市民団体などの志を一つに

まとめて「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を作った。これを契機に国家競争力強化委員会で「知的財産強国実現戦略」が採択され、「知的財産政策」が国家アジェンダとなった。

2010年は国家的なアジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた元年とも呼べる。特に、国家知的財産戦略を総合的・体系的に推進するための主体として2010年上半期に国務総理所属で「知的財産政策協議会（議長：総理室長）」と事務局である「知的財産戦略企画団」が設置されたことから、国家レベルでの知的財産政策が本格的に動き始めた。

「知的財産政策協議会」と「知的財産戦略企画団」は知的財産基本法の制定及び国家知的財産委員会の設置、知的財産基本計画の樹立など韓国知的財産政策の大きな枠組みを構成するために発足したものであり、その初めての作品として知的財産基本法の政府立法案を作成して立法予告（2010. 4）した後、対国民公聴会（2010. 6）と国務会議（2010. 7）を経て、国会に提出（2010. 8）した。そして、知的財産基本法の制定を通じて国家知的財産委員会が設置されれば、同委員会が知的財産基本計画を直ぐ審議・確定できるように知的財産基本計画TFを構成（2010. 3）した。また、知的財産の創出・保護・活用・インフラ・総括分科に分けて知的財産基本計画の1次草案を作成してから2010年末現在3次草案まで作成した。

3. 今後の推進計画

2010年はかつて特許庁中心で進められた知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた年である。2011年には国家に提出された知的財産基本法を通過させ、国務総理が共同委員長として活動する国家知的財産委員会が公式的に発足する予定であり、同委員会が発足する次第知的財産基本計画を確定するなど、韓国における知的財産政策の大きな枠を作っていく計画である。その過程で特許庁は知的財産基本計画などの細部内容に対して最適な対案を作成して国務総理室に持続的に提示する計画である。

1980年代初め、米国は日本製造業の攻勢や貿易赤字の危機に迫られ、1990年代日本は「失われた10年」という長期不況を経験した。しかし、この巨大な二つの先進国は「知的財産政策の強化」という切り札で困難を乗り越えた。特に、日本は2002年知的財産戦略本部の設立を基点に技術貿易の黒字規模が大幅増加した。²³

韓国は世界金融危機から最も早く、そして最も克服に成功した国として認められている。これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

²³ 日本の技術貿易黒字規模(百万ドル) : 5,747(2001)→6,740(2002)→8,181(2003)→15,046(2008)

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権が重視されつつある。急変している知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国などの主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して、政府の法・制度の改善方針を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に基づいて委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は以下のとおりである。

-
- 特許・商標などの産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示など新知的財産権と関連した法・制度の研究
 - 科学技術、貿易、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と知財権政策を連携させるための政策研究
 - 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改
-

 善策を導き出す研究

- 自由貿易協定（FTA）及び知財権関連の国際条約などの国内外の環境変化に伴う国家知的財産対応戦略を樹立するための政策懸案の研究
-

政策研究委託テーマは、政策研究委託審議委員会で決め、公開競争を通じて該当分野で最高の専門機関（専門家）と契約を締結し、研究を遂行している。政策研究委託の推進プロセス及び運営は以下の通りである。

＜表Ⅱ－5－1＞政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」（特許庁訓令第648号）運営

2010年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)又は政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－5－2＞2010年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	標準特許判定制度の導入方案の研究
2	ロカルノ条約加盟によるデザイン物品の特性及び類似範囲に関する研究
3	商標審査の効率性及び正確性の向上に向けた指定商品分類の細分化研究
4	バイオベター開発のための特許情報分析及び活用戦略の研究
5	先進特許法制を構築するための特許法体系の全面改編方案の研究
6	特許権の受入、実施に関する法令改正方案の研究
7	新知的財産権の動向調査及び効率的な政策対応方案
8	開放型革新体制の下での合理的なR&Dガバナンスの構築方案
9	グローバルIPe-ラーニングセンター設立を通じた知的財産教育制度の改善方案研究
10	弁理士事務所の雇用構造実態調査及び分析
11	特許制度を補完するための技術共有化に対する研究
12	デザイン保護範囲の拡大による影響分析及び解決方案の研究
13	特許先進国間の手続き審査基準の差異分析を通じた審査実務統一化方案の研究
14	優先審査制度及び3トラック特許審査制度の発展方向研究
15	特許3極の標準文書支援/活用の比較、分析を通じた審査品質向上策に関する研究
16	知的財産基本法の制定による関連法令の制定・改正の方案
17	技術－文化の融複合分野における産業財産権制度の役割に対する研究(ゲーム産業を中心に)
18	電子研究ノートの活性化に向けた電子研究ノートのインフラ構築及び関連法・制度の改正方案研究

19	大学の知的財産能力向上のための教育システムの革新方案
20	知財権を活用した戦略的な途上国ブランディングガイドラインの開発
21	職務等級別の評価制度における公正性向上方案の研究
22	産業財産政策業務の事業成果評価及び発展戦略の樹立
23	営業秘密侵害の立証負担緩和策に対する研究
24	適正技術を活用したODA(政府開発援助)の効果的な推進方案に対する研究
25	特許庁キャラクターの開発及び活用方案に関する研究
26	管轄集中の方向を樹立するための特許訴訟の判決状況の分析
27	特許権の実効性確保の必要性に関する研究

ハ．評価及び発展方針

これまで政策研究委託の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2009年知財権研究委託事業を通じて行われた35の課題の政策活用率は71.4%で、2007年(61.5%)、2008年(66.6%)に続いて活用率が着実に右肩上がりの傾向を見せている。2009年35件の中で法令の制定・改正及び制度改善に21件(60.0%)、推進中の事業改善に4件(11.4%)が活用され、特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後とも、政策研究委託の結果が知財権の政策樹立に直接反映されるよう、法令・制度改善課題のシェアを拡大し、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の強化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産政策研究のインフラ構築

イ．推進背景及び概要

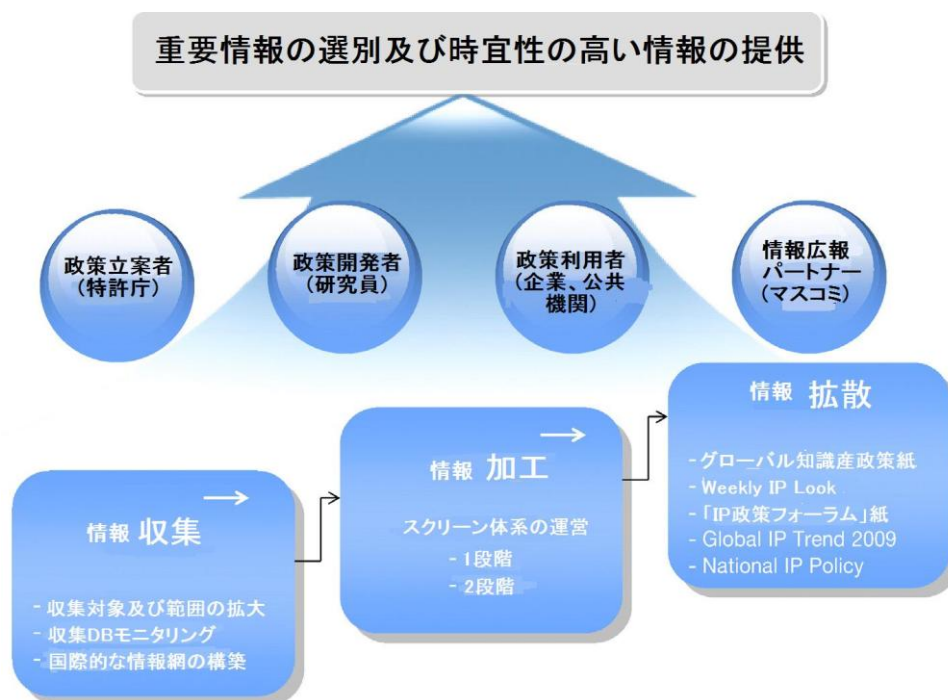
知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握、国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

<図Ⅱ－5－1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に未来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を『Global IP Trend 2010』を通じて提示した。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門化が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題にたいして集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」を通じて提供した。

＜表Ⅱ－5－3＞学術誌「知識財産政策」の構成(例)

【知的財産政策のコンテンツ構成(案)】		
IP InterView	KIIPが会った人	IP主要人物に対するインタビュー
Policy Focus	専門家座談会	5～8人の専門家による争点関連の座談会
	争点の 이슈	3編以上の争点分析報告書
IP ReView	主要国IP政策情報	海外主要国のIP関連政策資料の紹介
	主要国IP動向	国内外IP動向の分析及び主要政策の紹介
	国内外の判例分析	重要な国内外の判例を選別して分析情報を提供

2) 知的財産ネットワークの構築

「知的財産強国推進協議会代表者会議」を始め、公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミなどが参加した「開かれた研究」を可能にした。また、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化させ、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ－5－4＞2010年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

テーマ
(イ) 「知的財産強国推進協議会」代表者会議
(ロ) 韓・中・日の国家知的財産戦略シンポジウム
(ハ) 2010韓国行政学会春季学術大会の共同開催
(ニ) 第2回「知的財産基本計画T/F」及び第1回専門委員会共同会議
(ホ) 「グローバル時代の知的財産強国(IP5)としての韓国の戦略と課題」フォーラム
(ヘ) APEC1村1ブランド国際セミナー

3) 知識財産研究の基盤作り

IP研究の裾野拡大及び研究環境作りのために文化体育観光部と共同で開催した2010年大学（院）生知財権優秀論文公募展では、全般的に提出された論文の質が高くなったという評価の中で、産業財産分野では「知的財産権を通じた韓菓の世界化方案－伝統知識と特許を中心に」(Wonkwang大学)というタイトルの論文が最優秀賞を受賞した。

法学専門学術誌である「知識財産研究」は論文公募展の受賞作及び研究会などの結果物掲載を通じて知的財産研究論文の投稿を誘導し、半期発刊から季刊に転換して掲載誌と比べても遜色のない学術誌として成長していく可能性を見せている。

特に、2010韓国研究財団の登載候補学術誌の審査に応募した結果、登載候補学術誌として選定され、2011年には韓国研究財団の登載学術誌の審査に応募する予定である。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、知的財産関連専門図書約6,800冊余りを所蔵している。2010年には国内最大の図書館組織体である韓国図書館協会に加入し、国内外協力機関との情報資料交流及び利用協定の締結を推進した。

また、イギリス、米国及び日本資料の原文目次・抄録情報を韓国語に翻訳する作業

を80%以上推進し、図書管理プログラム利用者に対するメーリング情報サービス機能を追加して利用者の便宜を図った。

＜図Ⅱ－5－2＞知的財産専門図書館の写真



＜知的財産専門図書館の内部＞



＜知的財産専門図書館の書架＞

4) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が設けられたことから、知的財産基本法の方針と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

従って、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための①調査・分析、②未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究とこれを通じて③知的財産及び新知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供してくれる中大型基礎研究の遂行を支援している。

＜表Ⅱ－5－5＞2010年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	国家が保有した革新能力をIPという戦略的な道具観点から再解釈して革新能力の強化方を提示
産業間知的財産波及効果の測	韓国、米国、日本、中国及びドイツの知的財産関連表

定及び国際比較分析	を分析して、国家別産業間知財の波及効果を測定し、国家間比較分析を通じて政策示唆点を導出
知的財産競争力指標の開発	知的財産関連の活動とその成果に対する様々な分析指標の開発を通じて知的財産政策の意思決定を支援する基礎資料の生成及び技術金融活性化、M&AなどIP基盤ビジネス促進に寄与
先-後進国間の技術開発格差解消方策の研究	先・後進国間の技術格差を解消するための国際議論動向分析及び対応策の研究

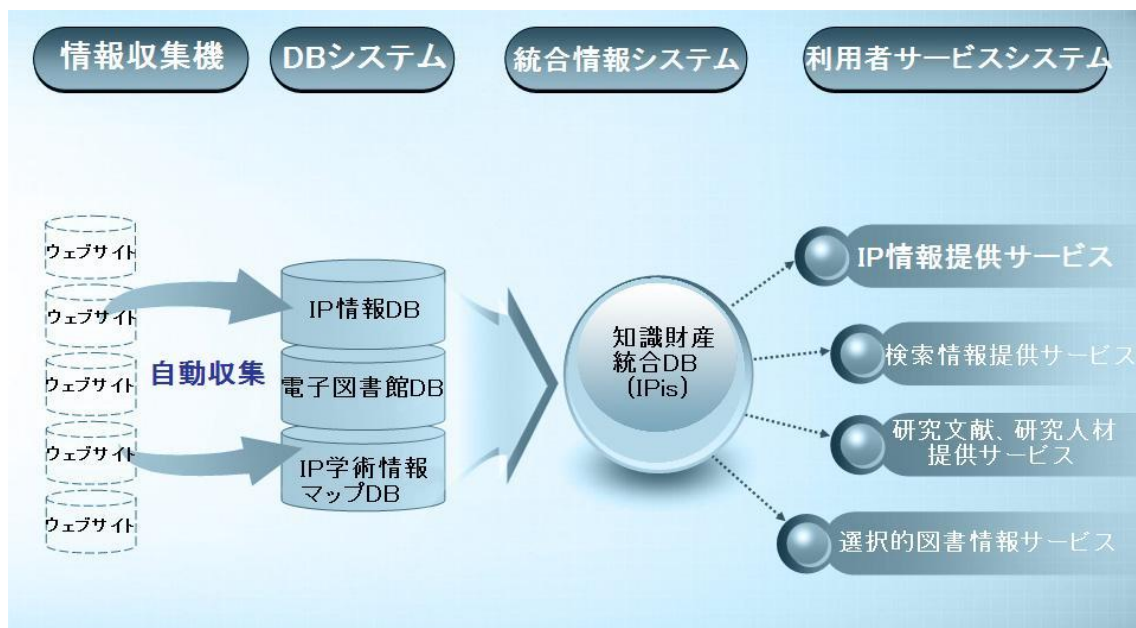
基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連研究を活性化させる土台となり、知的財産政策と様々な経済部門との連関関係分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行の妥当性確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

5) 知的財産情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2010年12月現在1,193の機関が会員として加入し、世界動向、学術動向、知的財産イベント情報、新着図書情報など知的財産情報を簡単に検索できるようにやさしいユーザーインターフェースを運営している。

また、2010年にはIP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的知的財産研究DBと国内外の知的財産研究人材ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の4,000件余りの学術誌に対する情報が検索・閲覧できる。

＜図Ⅱ－5－3＞知的財産情報サービスのシステム構成図



ハ．評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業は、国内外の知的財産政策の動向を持続的に分析・提供し、特許庁及び関連機関の政策樹立における基礎資料として有効に活用されている。今後は、先進国の知財権動向とともに新興知財権関心国 (BRICs) の政策動向のみならず、断片的な動向情報の単純な収集・翻訳ではない専門家の定性的分析及び政策提言を追加して知財権情報提供の品質を持続的にアップさせる計画である。

また、今後は知的財産分野における他研究の基礎的資料と方法論を提供する基礎研究をさらに拡大し、国家レベルでの知的財産政策及び企業の知的財産戦略の樹立に豊富な基礎資料を提供し、知的財産関連の技術革新及び産業の活性化に貢献できるように取り組んでいく。

第 3 編

知的財産の経済・産業的活用の促進

第1章 国家R&Dと知的財産権の連携強化

第2章 知的財産権が強い中小・中堅企業の育成

第3章 知的財産権の創出・活用の促進

第1章 国家R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の国家R&Dの効率化

1. 国家R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 キム・デヨン

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発事業は、国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間から開発するには負担が大きい技術分野について推進する。国費で運営されるこのような研究開発の予算規模は、持続的に増加している。しかし、量的な成長にもかかわらず、質的な技術革新部分は、先進国に比べてまだ効率が低い。また、研究開発の結果を技術移転・事業化に連携する知財管理も不十分である。

したがって特許庁は、国家研究開発事業の結果として取り上げた新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得と連携し、市場で最も経済性を有することができるよう特許情報を積極的に活用する方法を図ってきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,760課題、2009年4,071課題、2010年3,425課題の国家研究開発事業に対する特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

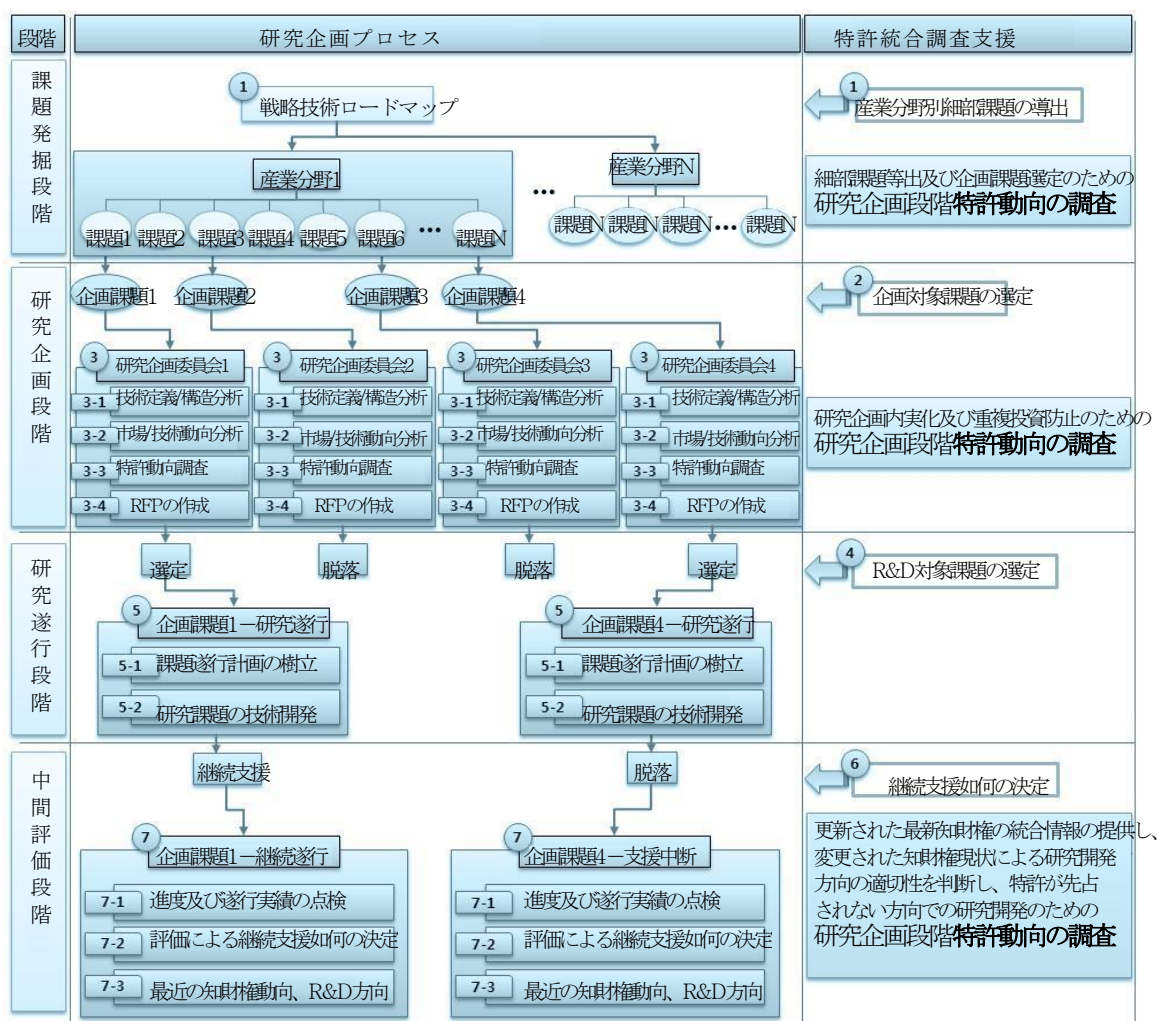
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発部署の中長期、大型研究開発事業を行う際に、課題発掘段階、研究企画段階、中間評価段階に開発中である技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供して、特許がとられていない方向に研究開発を誘導することを目的とする。このため、各省庁の研究開発事業企画のための予算、期間に特許動向調査が反映できるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針などの関連規定に特許動向調査についての具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の際に特許動向調査

特許庁は、国家研究開発部署と協議を通じ、特許動向調査を支援する事業及び課題を選定し、特許動向調査の結果物を省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4省庁で211課題、2007年には、14省庁で290課題、2008年には、14省庁で407課題、2009年には、21省庁で413課題、2010年には、9省庁で558課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。また、2010年にはIPD(Intellectual Property program Director)制度を導入して類似分野のプロジェクトを該当の専門家に責任管理を任せることによって、知識財産と研究開発政策を連携し、高い品質の特許情報分析を支援した。

＜図Ⅲ－１－１＞国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得られた分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイト「e-特許国（WWW.Patentmap.or.kr）」を通じ、公開しており、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

＜表Ⅲ－１－１＞2010年度の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

区分	主管省庁	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画時の特許動向調査	教育科学技術部	放射線技術開発事業	20個
		原子力技術開発事業	9個
	国土海洋部	交通体系効率化事業	2個

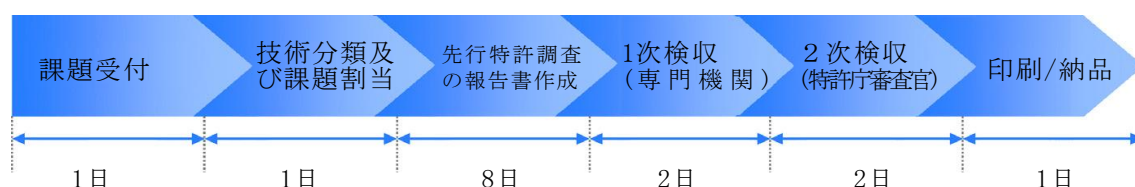
		未来都市鉄道技術開発事業	1個
		航空先進化事業	1個
		海洋研究企画評価事業	4個
	農村振興庁	禹長春プロジェクト	6個
		有機農業技術外発事業	5個
	文化体育観光部	スポーツ産業技術開発事業	1個
		先端複合コンテンツ開発	23個
	文化財庁	気候変動対応文化遺産技術企画研究	1個
	保健福祉家族部	保健医療技術研究開発事業	16個
		漢方医学先導技術開発事業	1個
	山林庁	林業技術研究開発事業	5個
	知識経済部	IT産業源泉技術開発事業	107個
		民・軍兼用技術開発事業	3個
		世界市場先占10大核心素材事業	10個
		エネルギー技術開発事業	131個
		原子力技術開発事業	12個
		融合産業源泉技術開発事業	120個
		中長期産業技術戦略事業	25個
	環境部	グローバルTOP技術開発事業	7個
		気候変動対応戦略技術開発事業	5個
		生活共感環境保健技術開発事業	7個
		土壌・地下水汚染防止技術開発事業	8個
		廃資源エネルギー化技術開発事業	7個
		環境産業先進化技術開発事業	5個
		環境政策基盤公共技術開発事業	6個
中間企画時の特許動向調査	教育科学企画部	未来有望融合技術パイオニア事業	10個
	国土海洋部	研究装備開発及びインフラ構築事業	1個
9省庁			558個

2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

先行特許調査は短期小型課題においてBottom-up方式で研究をする課題を選定する際に該当分野の先行特許などを事前に調査して研究開発が重複されることを防止するために推進された。特許庁は＜図Ⅲ－１－３＞のような手続きを通じ、各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は、研究課題の選定評価にこれを反映して支援課

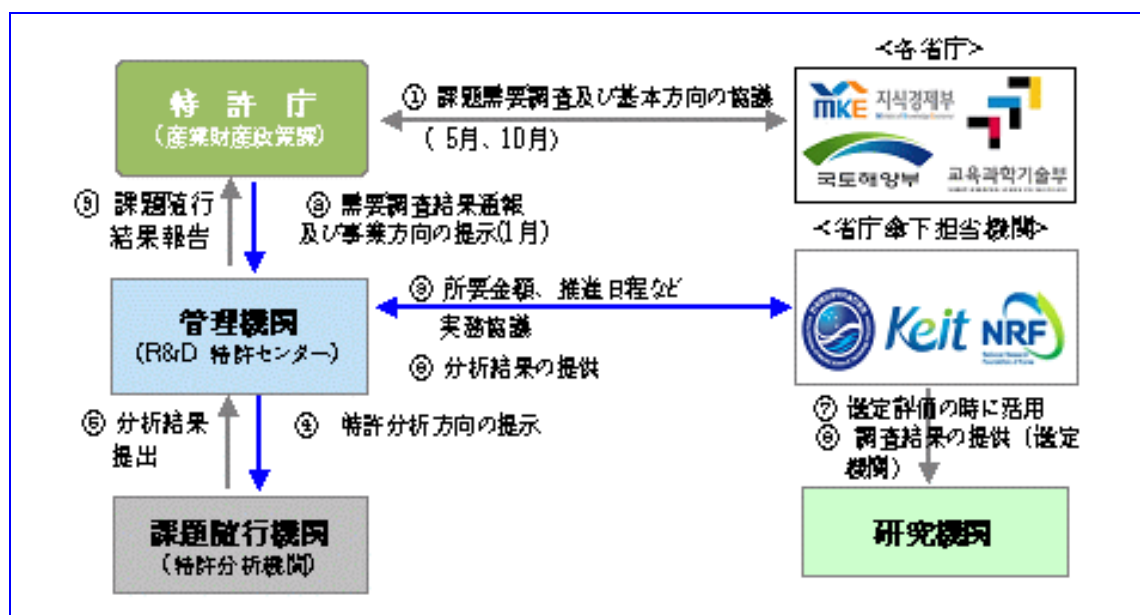
題を選定、先行技術を考慮した研究開発をすることができた。

<図Ⅲ－1－2> 先行特許調査のプロセス



2006年には7つの省庁1,888の課題、2007年には13省庁3,143の課題、2008年には14省庁4,395の課題、2009年には10省庁3,599の課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。2010年には11省庁2,777の課題について先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ－1－3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



これを通じて類似な先行特許があったと調査された計788の課題が、支援対象の選定評価から排除され、事業性のない課題に開発費用を投資することを防止した。

課題選定評価委員を対象と実施した選考特許調査の有用性に関するアンケート調査

では、回答者の76.4%が「重複投資の防止及びさらに優秀な研究課題を選定すること
に役に立った」と答えた。

＜表Ⅲ－１－２＞研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

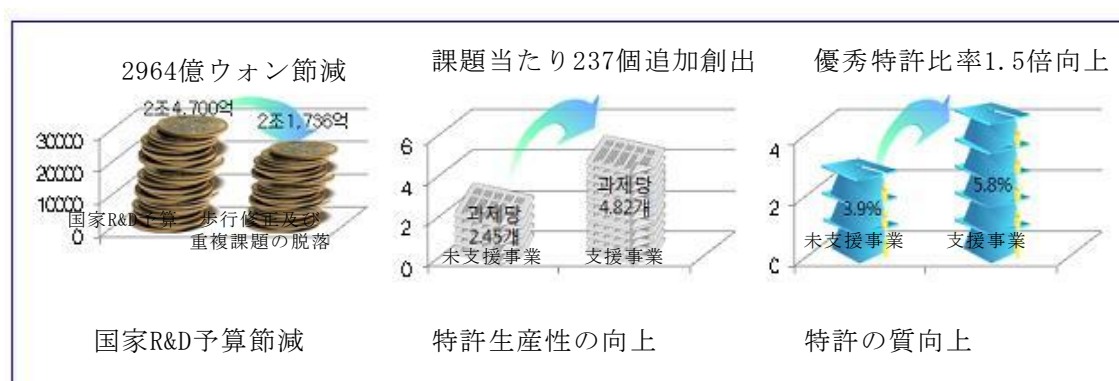
区分	主管部署	研究開発事業名	事業課題数
課題選定 時の先行 特許調査	国土海洋部	未来海洋産業技術開発事業	12個
	気象庁	気象地震技術開発事業	40個
	農林水産食品部	農林技術開発事業	4個
		農林水産食品技術開発事業	504個
		水産技術開発事業	11個
		食品開発事業	10個
	農村振興庁	国策技術開発事業	351個
	文化体育観光部	スポーツ産業技術開発事業	35個
	保健福祉部	機関固有研究開発事業	65個
		保健医療研究開発事業	204個
		癌征服推進研究開発事業	55個
		漢方医薬先導技術開発事業	38個
	山林庁	山林科学技術開発事業	1個
		林業技術研究開発事業	89個
	消防防災長	安全管理技術開発事業	6個
		人的災難安全技術開発事業	3個
		自然災害低減技術開発事業	11個
		災難安全技術開発基盤構築事業	35個
		次世代核心消防安全技術開発事業	53個
	中小企業庁	購買条件付技術開発事業	178個
		企業協力型技術開発事業	176個
		中小企業技術革新開発事業	633個
	環境部	Eco-star project	4個
		無・低公害自動車事業	6個
		次世代確信環境技術開発事業	86個
		土養・地下水汚染防止技術開発事業	16個
		廃資源エネルギー化及びNon-CO2温室ガス事業	8個
		環境融合新技術開発事業	59個
段階評価 時の先行 特許調査	教育科学技術部	新技術融合形成動力事業	81個
	保健福祉部	癌征服研究開発事業	3個
11省庁			2,777個

ハ．評価及び発展方向

国家研究開発事業の企画委員を対象としたアンケート調査の結果、約27.5%課題が特許動向調査を活用して研究企画方向又は研究内容を転換し、修正したこととなった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2010年に2,964億ウォンの国家研究予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は、支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、第1課題当たり2.37個の特許が追加に創出され、創出された特許の質が1.5倍優れていることとなり、特許技術動向調査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許創出に貢献したと分析した。

＜図Ⅲ－1－4＞特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課題の成果比較・分析



2010年まで費用の全額を特許庁より予算を配付して実施したが、財源の限界があり、需要の64.7%しか支援することができなかった。個の問題点を解決するため、調査費用を特許庁と該当の省庁が共同（50：50）で支払うことに事業方式を変更し、全体需要を満たすようにした。

これを通じ、特許動向調査は前年対比33.3%拡大された744課題を行う予定であり、先行特許調査は88.3%拡大された5,230課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を

通じ、もっと競争力ある研究企画報告書の創出を導き、地財権中心の技術特許戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され受益を創出するよう、国家研究開発事業の全周期への特許情報活用を支援する予定である。

今後とも特許庁は国家研究開発の主観省庁、専門機関との共同で同事業を持続的に推進して韓国国家研究開発事業の効率性を向上させるつもりである。また、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上のため努めている。

2. 国家R&D特許成果管理

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・カッビョン

イ. 推進背景及び概要

政府の国家R&D予算は、2003年には4兆9,036ウォンであったが、2011年には14兆9,000億ウォンに、毎年平均約14.9%の増加をしている。このように、国家研究開発事業のR&D予算規模が拡大され、R&D投資の効率性に関する政府の関心も拡大された。したがって、政府は大型化・複合化されている国家研究開発事業に対する全省庁レベルの総合管理体制の構築のため、1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業の調査・分析・評価」を実施している。

2003年パイロット事業以降、2005年から毎年国家R&D特許成果の調査・分析を遂行して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を基本枠とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。2006年8月には第21回国家科学技術委員会で議決された「研究開発成果評価基本計画」を基にして今後5年間（2006～2010）研究開発の成果評価施行の基本方向と原則を提示した。また、R&D関連法令に特許出願の時に国家R&D事業の結果であることを記載することができるように特許法及び実用新案法の施行規則を改正（2006.12）した。また、国家研究開発事

業の管理などに関する規定（2007. 2、以下「共同管理規定」）により、国家研究開発事業の研究成果を特許出願する際に課題出所の記載を義務化するなど持続的に関連法令を整備してきた。

特許庁は成果中心の国家R&D事業評価制度の定着のために、第27回科学技術関係長官会議（2007. 9）で、教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物の専担機関として「R&D特許センター」を指定した。また、同会議で、「国家R&D特許成果調査・分析結果」を国家科学技術委員会で単独に報告して、そのフォローアップとして毎年国家科学技術委員会に国家研究開発事業で発生した特許成果の量的、質的レベル及び活用現状を分析して、これを基に国家R&D特許成果を効率的に管理する方策を設け、報告している。

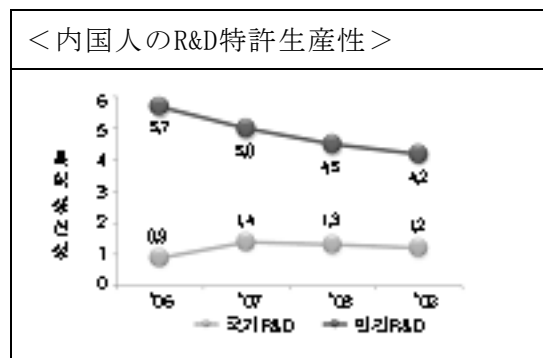
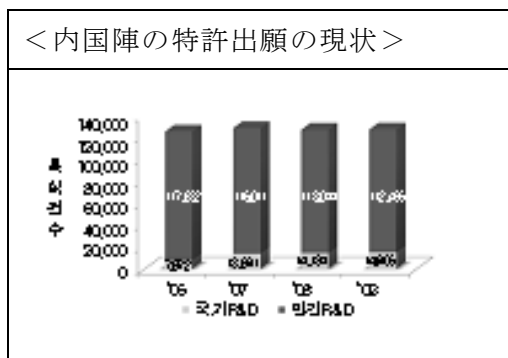
ロ．推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析の結果をR&D省庁に提供して、国家R&D政策の樹立及び事業評価に活用するように支援するため、2009年度国家R&D特許成果（国内出願14,905件、国内登録4,599件など）を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別などの多様な角度から分析し、2006～2009年に国内及び外国に登録された国家R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システム²⁴を利用して実的なレベルを分析した。

²⁴ （国内特許）オンライン自同評価システム（SMART、発明振興会）を利用して2006年～2009年に登録された国家R&D（23,493件）、民間R&D（246,955件）及び外国人特許（95,604件）計366,052を分析
 （米国特許）米国OceanTOMO社の特許自動評価システムを利用して2006年～2009年に米国登録された国家R&D特許（1,401件）及び民間R&D米国特許（300件）を分析

＜国家 R&D 特許成果の主要分析結果＞

- ・（量的成果）国家R&Dより、創出された国内出願は2006年度7,672件から2009年度14,905件として2倍に増加



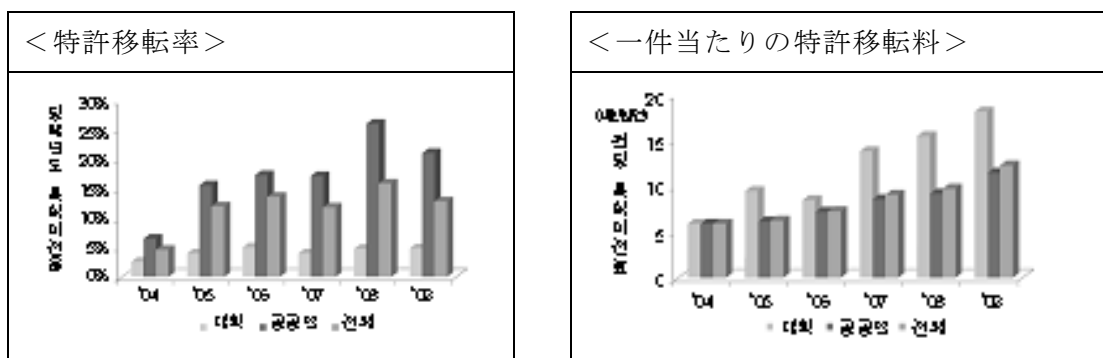
- ・（質的成果）優秀特許シェアは国家R&D特許が民間R&D特許もしくは外国人特許に比べて、相対的に少ない。

区分	専門家評価			オンライン自動評価		
	国家R&D	民間R&D	外国人	国家R&D	民間R&D	外国人
湯集特許シェア (%)	4.0	6.7	28.0	5.6	12.0	31.7

国家R&D特許性が活用現状分析のため国家R&D事業を行った公共部門83個（大学58個、公共研究機関25個）機関を対象として2004～2009年に移転された国家R&D特許の移転実体の調査・分析を行い、国家R&D事業（投入）、特許などの技術成果（中間成果）、技術移転成果（最終成果、4,144件）を連携した構造化された技術移転データベースを構築した。

＜国家R&D特許成果の技術移転の主要結果＞

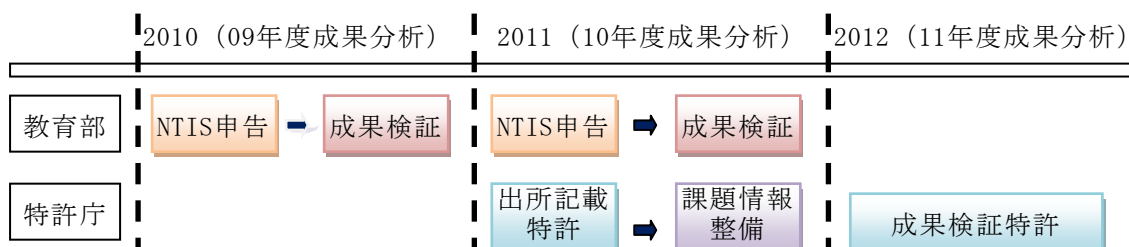
- ・（特許移転率）大学及び公共研究機関の国家R&D特許成果の各年度の特許移転率は、2004年4.6%より、2009年は12.8%と増加している。
- ・（1件当たりの特許移転料）大学及び公共研究機関の1件当たりの特許移転料も2004年～2009年の間、増加されており、大学が公共研究機関より高い傾向である。



国家R&D特許成果の管理強化のため、国家R&D特許成果として申告された特許の中、個人の名義の特許現状を調査〔個人名義特許出願1,174件、登録特許606件の中、個人名義として残っている特許数は出願838件、登録451件、(2010年11月基準)〕をして、国家R&Dとして算出された個別特許成果の権利、技術市場特性を基に専門家が特許の実的レベルを評価することができるよう特許成果評価指標を開発し、教育科学技術部、知識経済部などの関連省庁に提供した。

効率的な国家R&D特許成果管理体系の基盤調整のためには2011年は過度期的な段階として課題出所を記載した特許権と教育科学技術部NTISシステムに研究成果として入力した特許権をすべて成果であると認めようと教育科学技術部と合意した。2012年からは出願の際に課題出所が記載された特許権のみを研究成果として認めようと教育科学技術部と協議して推進する予定である。

< 国家R&D特許成果の収集体系の一元化 >



電子出願システムによる特許出願の際、研究課題出所記載を NTIS システムの課題情報と連携し、自動入力ができるようにした。また、特許出願の際に2個以上の課題出所及び貢献率の記載ができるよう特許法・実用新案法施

行規則の改定を完了（2010.7）した一方、国家 R&D 結果物として発生された知財権の出願の際に課題出所記載義務違反に対する制裁条項の立法を推進した。

また、R&D 省庁、研究管理専門機関、主観研究機関などを対象に特許成果フォーラムを通じ、課題出所の記載、特許成果評価指標の開発、特許成果関連の政策方向に対する広報及び意見収集を強化し、国家 R&D 特許成果管理強化のための認識を向上させた。

国家 R&D 特許成果総合管理システムの高度化の如何として国家 R&D 総合統計情報システムを構築した。国家 R&D 総合統計情報システムは統計情報の活用目的と活用主体を考慮し、多様な視覚からの統計情報サービス提供所ための OLAP(On-Line Analytical Processing)サービスを搭載してユーザーが求める情報を直接照会・加工して分析することができるように支援する。

国家 R&D 特許成果総合管理システムのサービス品質の強化のため多様なサービス障害の状況の中でも迅速にサービスを復旧するための重要情報バックアップシステムを構築して、信頼性のあるサービス提供のための無中断サービス提携を強化した。また、ユーザーが情報にアクセスしやすくするために「国家 R&D 特許成果管理システム（www.rndip.or.kr）ホームページをリニューアルした。

ハ．評価及び発展方向

2011 年には 2010 年度国家 R&D 特許成果データ収集・整備のため NTIS システムにより、申告された特許成果及び特許出願の際の研究課題出所を記載した特許成果を収集・検証して整備する予定である。このため、多様な特許分析指標を活用して 2010 年度国家 R&D 特許成果（海外特許成果を含む）の主要特徴を導出し、分析する。また国内特許及び米国登録特許の評価（専門家

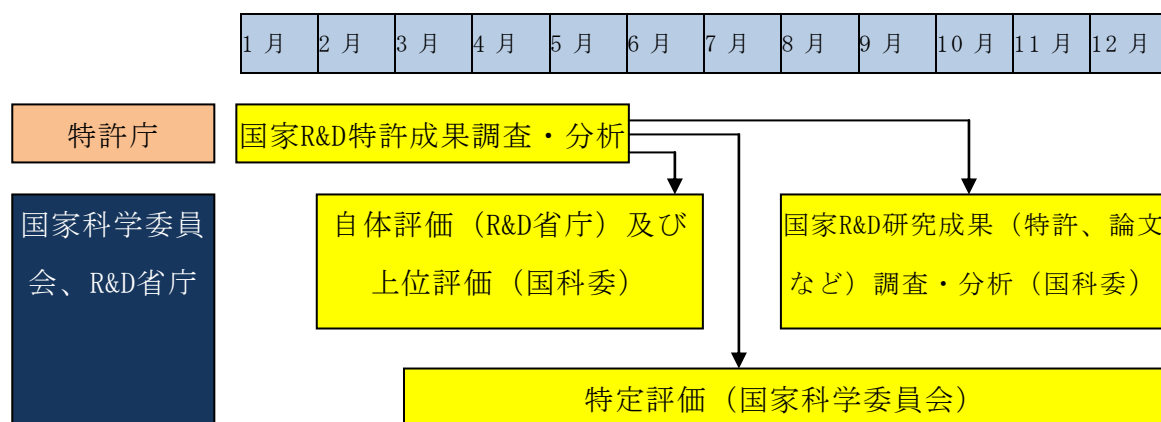
評価及び自動評価システム）を通じ、国家 R&D 特許成果の実的なレベルを分析する予定である。

2011 年には R&D 省庁及び研究管理専門機関などが国家 R&D 特許成果現状をモニターリングできるよう周期的（月 1 回）に国家 R&D 特許成果現状を提供する予定である。国家 R&D 特許成果現状を提供された省庁及び研究管理前門機関は「特許成果管理システム」で統計分析ツール（OLAP）を活用して多観点からの R&D 政策効果率のためのオーダーメイド型の統計情報の量産が可能である。

また、個人名義の国家 R&D 特許実体を定期的に調査（年 2 回）し、その結果を省庁に通報することによって不適法な個人名義特許に対し、研究主観機関名義に変えられるよう誘導する予定である。

国家 R&D 特許成果調査・分析が毎年下半期（8~12 月）に行い、国家 R&D 事業の自体・上位評価（2~6 月）にはその分析結果を反映できず、R&D 省庁の政策及び事業企画などの基礎資料のみ使われてきた。これに関して 2011 年からは特許成果の分析時期を上半期で調整して実施する。また自体・上位評価に特許分析結果を提供して評価に反映するつもりである。

< 特許成果分析結果と国家 R&D 事業評価の連携度 >



2010 年の国家 R&D 特許成果活用実態調査の時、国家 R&D 事業を行う 135 公共研究機関を対象としてアンケート調査を実施したが、多数の特許を出願する機関が一部脱落されるなど 83 機関(大学 58 校、公共研究機関 25 機関)しか答えず、信頼性のある特許成果の移転実績 DB を構築することができなかった。2011 年には、調査対象拡大のために韓国大学技術移転協会 (KAUTM) と連携して実施することによって、調査対象拡大を図る。

また、国家 R&D 課題特性(省庁別、研究開発段階別、研究主体別、技術分野別など)にともなう特許成果活用(技術移転)の実態を分析して、国家と民間 R&D 特許成果の活用現状及び米国、EU、日本などの主要先進国との特許成果活用現状を比較・分析して国家 R&D 特許成果活用率の向上のための政策的なイシューを導き出して R&D 省庁に提供するつもりである。

2010 年度は個別特許の質的なレベルを評価できる「特許成果の評価指標」開発に重点を置くことによって「特許成果の評価指標」の要素間の加重値など指標に対する検証が不十分であった。この故、同指標の信頼性向上と出願及び登録特許間の加重値設定など R&D 課題単位の評価のために、専門家検証及び知識経済部など一部国家 R&D 事業にパイロット運用を通じて「特許成果の評価指標」を高度化して課題単位の指標開発を推進する予定である。

2011 年には国家 R&D 特許成果の効率的収集・管理及び活用拡散のための R&D 省庁、研究管理専門機関などの関連機関との人的ネットワーク強化のために国家 R&D 特許成果フォーラムを半期別に開催する予定である。効率的国家 R&D 特許成果の管理のために課題の出所記載の義務化及び個人名義の特許出願禁止など国家 R&D 特許成果管理関連制度化現状を積極的に広報して、国家 R&D 参加研究者を対象に特許成果管理関連制度、方法、手続きなどに対する教育を実施して、効率的特許成果管理のための教育用動画を製作・配布する予定である。

国家 R&D 特許成果管理システム高度化のために課題出所が記載された特許成果情報を同システムに周期的(月 1 回)に搭載するなど多様な統計情報を適時に提供して、個人のお気に入りコンテンツのオーダーメイドページを構成するなど個人化機能を導入して、暗号化ソリューション導入を通じたシステムセキュリティ機能を強化する予定である。

今後も、特許庁は質的成果中心の国家 R&D 事業評価体系構築を目標に国家 R&D 特許性と管理体系先進化を持続的に推進する予定だ。

3. 国家R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主査 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

2008 年に、政府から投資した国家 R&D 予算は 11.1 兆ウォンで韓国全体 R&D 予算(35.4 兆ウォン)の 32%水準に達している。また、2010 年には、13.7 兆ウォンの予算が投入されるなど国家 R&D の成果向上のために毎年投資が拡大されている。

* 国家 R&D 予算の拡大：(2007)9.8 兆→(2008)11.1 兆→(2009)12.3 兆→(2010)13.7 兆(2010、国家科学委員会)

このような持続的な投資拡大により国家 R&D 研究団の特許出願増加など量的成長は達成されてきたが、国家 R&D 実施大学・公共研究機関の優秀特許比率は、平均 4~7%であり、質的生産性が低調な実情である。

＜表Ⅲ－１－３＞研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の現状

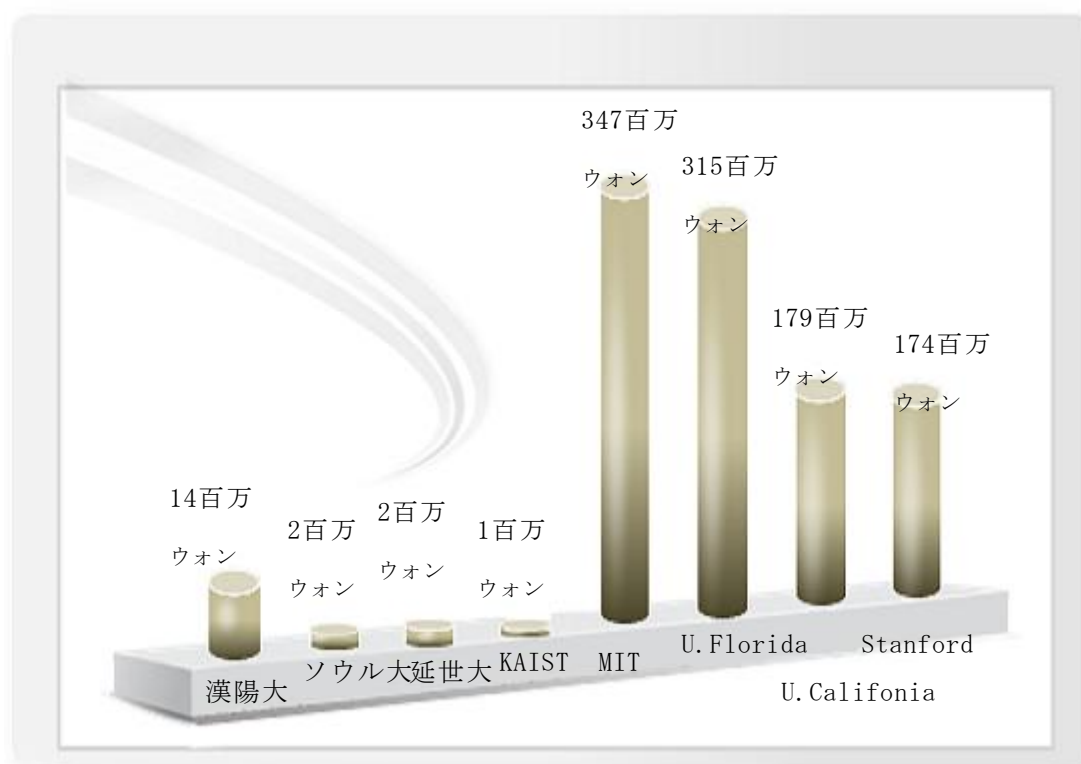
区 分	大企業	中小企業	大学	政府出資研究所	国・公立研究所
特許出願件数	1,172 件	1,870 件	4,072 件	4,627 件	257 件
特許生産性（1 億当たり）	2.0	1.8	1.9	1.1	0.5

優秀特許比率：大企業 17.2%、大学 7.4%、公共研究所 4.8%

* 2009 年の国家 R&D 特許成果分析報告書（特許庁 2009）

また 2008 年の韓国の大学の特許 1 件当たり平均技術料収入は 3 百万ウォンであり、米
国大学の特許 1 件当たりの平均技術料収入である 240 百万ウォンの 1/80 水準であった。
これは国家 R&D に参加する研究者の知的財産認識不足及び研究実績中心の特許出願に
より高品質の特許が不足するためである。

＜図Ⅲ－１－５＞国内・海外主要大学の技術移転料(特許1件当たり)収入



* 資料：米国-AUTM 発表(2008)、韓国-産学協力白書(2008)

したがって、特許庁は国家 R&D 事業の効率性を極大化して強い知的財産権創出基盤を作るために大学・公共研究機関に知的財産研究開発戦略を支援する「国家 R&D 特許戦略専門家派遣事業」及び「研究室特許戦略支援事業」などの国家 R&D 特許コンサルティング事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 研究室特許戦略支援事業

「研究室特許戦略支援事業」は国家 R&D 遂行の最小単位である研究室に、研究開発の全過程にかけた知的財産権管理・活用戦略を支援する事業で、IP 教育、研究室保有論文・特許分析、特許動向調査などのオーダーメイド型特許コンサルティングを支援している。

<図Ⅲ－1－6> 研究室別の IP-R&D 獲得戦略の樹立の手続き



2007 年から始まった同事業は、今まで計 150 研究室を支援してきた。今年には、研究室別オーダーメイド型支援のために研究室別 IP 事前診断を実施し、その結果により IP 教育及び発明相談中心の基礎段階プログラムと特許戦略支援中心の発展段階プログラムとして細分して大学・公共研究機関の研究室を支援した。

<表Ⅲ－1－4> 研究室特許戦略支援事業の謙譲及び支援内容

区分	コンサルティング	支援規模	支援機関	支援内容

	ングのレベル			
上半期	現況分析など基礎 段階	15 研究室	3 ヶ月	研究室保有特許権利範囲分析、IP 教育、 IP 相談など
下半期	戦略樹立など発展 段階	20 研究室		研究室 IP-R&D 連携戦略樹立

2010年には、計35研究室へ支援を行い、新規IP獲得戦略(87件)、問題特許対応戦略(71件)、R&D方向提示(59件)等の成果を導き出した。また、該当研究室の特許生産性を高めるとともに、技術移転などの成果拡散に大きく寄与して参加研究室らから大きい呼応を受けた。

＜表Ⅲ－１－５＞研究室特許戦略支援事業の成果

区分	IP獲得戦略	問題特許対応戦略	IP教育	IP相談	技術動向分析	R&D方向の提示	技術移転の交渉	合計
上半期	34	－	46	96	17	5	－	193
下半期	53	71	36	－	－	54	9	223
合計	87	71	82	96	17	59	9	416

＜図Ⅲ－１－７＞研究室特許戦略支援事業の優秀事例

- ・(K大学：新薬開発研究センター)障壁特許対応戦略提示(2件) → 特許ポートフォリオ補完及び強化(特許出願3件:海外出願1件) → 中外製薬と技術移転契約締結(前金1億ウォン:ロイヤリティー5%)
- ・(B大学：海洋生物工学実験室)障壁特許導き出し及び対応戦略提示(2件) → 特許ポートフォリオ補完及び強化(特許出願6件) → 需要企業群の発掘 → 技術移転交渉中

2) 国家R&D特許戦略専門家派遣事業

「国家R&D特許戦略専門家派遣事業」は、国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し

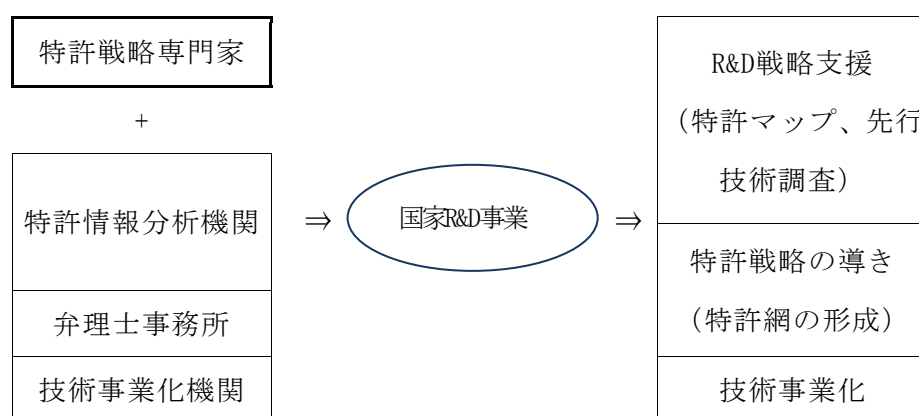
てオーダーメイド型知的財産ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、国家R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知識財産戦略委員会を中心に、支援事業段別の特許戦略コンサルティングを支援している。

＜表Ⅲ－１－６＞ 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

区分	戦略	所要期間	支援内容
基本戦略	戦略遂行 課題発掘	2ヶ月	事業団の基礎分析を通じてR&D現状を診断、既出願の補強、核心細部課題選定などお全体的な事業推進戦略を提示
核心戦略	IP－R&D 戦略樹立	8ヶ月	核心細部課題別の環境(市場、特許技術動向)分析、新規R&D方向の提示、標準・核心特許確保の戦略提示など特許ポートフォリオの構築

2010年には、計10大学・公共研究機関の国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し、戦略的知的財産権創出戦略を樹立・支援することによって強い特許創出を支援した。また、知的財産教育等を通して研究者の知財能力強化を図った。

＜図Ⅲ－１－８＞ 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図



その結果、新規IP獲得戦略(120件)、R&D方向提示(60件)など、計257件の知的財産権

中心のR&D革新戦略を導き出した。

＜表Ⅲ－１－７＞国家R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果

区分	IP獲得 戦略	問題特許 対応戦略	R&D 方向提示	技術事業 化	特許能ウ 力向上	合計
合計	120	11	60	20	46	257

＜図Ⅲ－１－９＞国家R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例

- ・(A大学) 人体内で持続的かつ、反復的に使用可能な電源システムの源泉特許確保のためにIP観点からのR&D方向を提示
⇒ (融合技術分野の源泉特許創出) 生体燃料電池とナノ構造バッテリー分野の要素技術特許とこれらを融合した源泉特許候補のPCT出願
- ・(B大学) 事業団が保有した遺伝子識別技術分野源泉特許を中心とする最強特許ポートフォリオ構築のための周辺特許創出戦略を支援
⇒ (量産型の源泉特許創出) 高麗人参品種、年齢などを正確に判別する技術を世界最初開発して国内出願してPCT出願
- ・(C社) 原子力発電所技術分野の固有化及び海外市場進出のため強い特許ポートフォリオ構築基盤設け
⇒ (新規IP創出、IP専門担当組織構築) 海外市場進出に制約のない固有原発の炉型技術を開発して新規IP創出、弁理士採用などIP専門担当組織体系構築を推進中

ハ．評価及び発展方向

2010年本事業の支援を受けた大学・公共研究所の主要意見をまとめると以下の通りである。

＜図Ⅲ－１－１０＞国家R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見

- ・(A事業団) 最初は余り期待していなかったが、事業団に特許戦略専門家が派遣され、事業団が保有する識別技術分野の源泉特許を中心とする最強の特許ポートフォリオの構築が可能になるよう周辺特許創出戦略を支援し、量産型源泉特許を創出したことで期待以上の成果をあげる。
- ・(B事業団) 特許戦略専門家が事業団の研究分野に知財権創出戦略を提示し、要素技術

特許を融合させた源泉特許をPCT国際出願するなど核心・源泉特許創出型R&D戦略の樹立に役立ち、今後も同事業に対する持続的な支援を強く希望する。

- ・(C研究センター)本事業を通じて技術動向分析、関連IP状況、IPポートフォリオの構成など、研究所の懸案事項を多く解消するきっかけとなり、IPに対する新しい見方を持つ上で良い機会となった。本事業の後にもIPコンサルティングを持続的に受けることを希望する。
- ・(D研究団)これまで特許の重要性に対する認識が全く無く、特許件数も微々たる水準であったが、本コンサルティングを通じて特許の重要性を認識する。現在研究中である技術分野の特許動向調査を通じてまた他の競合研究機関を認識し、R&D方向設定にも役立ち、本コンサルティングを通じて創出された特許の他にも持続的に特許を出願する計画である。

「研究室特許戦略支援事業」は、2011年には、単位研究室支援費用を拡大してコンサルティングの質的水準を向上した。また支援研究室も、40研究所に拡大する計画である。他にも二分化されていた支援プログラムを、統合コンサルティングプログラムとして改善して研究室のIP力量とニーズに合わせるオーダーメイド型の特許戦略コンサルティングを支援する計画であり、産学協力団などの成果拡散部署との連携を通じて事業結果の特許出願を支援する予定である。

「国家R&D特許戦略専門家派遣事業」は、2011年には知識財産戦略委員会を主軸として基本戦略樹立(1ヶ月)と核心戦略樹立(5ヶ月)まで計6ヶ月間の特許戦略コンサルティングを上・下半期に推進する計画である。また、特許戦略専門家が支援事業団に定期的に訪問して知的財産権中心の技術獲得戦略方法論とIP力量教育等を通して短期間に高品質の成果創出を誘導するつもりである。

4. 国家R&D研究ノート支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョン Chol

イ. 推進背景及び概要

2008年から国家R&Dに対する投資が持続的に拡大することにより、研究開発情報の創出・保護・活用が重要な 이슈と浮び上がっている。しかし研究成果関連紛争と技術移転の際、必須資料である研究ノートの低調な作成率のため、国家R&D情報及び成果に対する保護基盤は不備な実情である。

* 国家R&D予算拡大: (2007) 9.8兆→(2008) 11.1兆→(2009) 12.3兆→(2010) 13.7兆 (2010、国家科学委員会)

<図Ⅲ-1-11> 研究ノートの定義及び活用事例

・研究ノートとは
研究者が研究の開始から研究成果物の報告・発表または、知財化に達するまでの過程と結果を記録した資料で、**研究成果の先取権及び独自性の重要な根拠**として活用されており、米国などの先進国では、**特許紛争発生の際に発明日時などの客観的立証のため最も重要な証拠資料**となっている。

研究開発情報の体系的な記録・管理とともに研究ノート作成の重要性が浮び上がることによって、2011年から国家R&D事業の実施の際には、研究ノート作成が義務化*されるなど、全政府レベルで研究ノート作成が強化されている。

* 「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第9号第1項15号研究ノートの作成及び管理に関する事項

このような政策基調に合わせて特許庁は2007年から「知識財産権保護のための研究ノート作成などの細部事項教育・広報」役割を担当してきている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年には研究ノートインフラ構築事業を推進した。研究ノートの構築・運営・管理のための勧告案を開発し、2009年モデル事業を通じて既に普及した電子研究ノート入力機の機能(時点確認、偽・変造防止など)を改善した。また、電子研究ノートシス

テムが証拠力を整えられるように行政安全部の時点確認システムと連携するなど、電子研究ノートシステムの安定化を推進した。

他に、研究ノート作成・管理に対する機関訪問教育(23機関)実施、書面研究ノート(約2,000部)及び研究ノートの雛形(7種)を配布した。また、研究ノート活性化のための基礎資料確保のために教科部と協力して研究ノート活用現状調査*を実施した。

* (2010.12)国公立研究機関及び大学研究者及び研究管理者1,600人を対象としている。

<図Ⅲ－1－12>研究ノート活用の現状調査の主要内容

- ・質問対象:全国の主要大学、政府出資研究所、国公立研究機関、その他の研究機関など
- ・研究ノート関連の教育経験者:31.2%、2011年の研究ノート作成義務化認知度:5.7%、要件を整えた書面研究ノート使用:43.2%、今後電子研究ノート使用意向:50.9%

<表Ⅲ－1－8>2010年研究ノートインフラ高知事業の内容

区分	内容	成果
オンライン教育 動画構築	研究ノート ガイドライン、電子研究ノート ガイドライン	2件
電子研究ノート 構築支援	電子研究ノートの証拠力確保のために行安 部時点確認連係SW支援 * K A I S T、韓国生命工学研究院、韓国 標準科学研究院	3件
研究ノート訪問教育	研究ノート作成及び管理方法に対する訪問 教育 * 農村振興庁他23個機関1,124人	23個機関、 1,124人
書面研究ノート普及	書面研究ノート無料支給	2,000部
書面研究ノート テンプレート開発	写真・図表など実験データ付着空間の確保、 野外実験場所(農業振興庁など)で作成・携帯	7種

	が便利な研究ノート雛形開発など	
研究ノート活用 現況調査	研究ノート作成・管理・活用現状調査及び電 子研究ノート導入関連の認識調査 * 標本誤差:95%信頼水準で±2.44%	回答者:1,600人

ハ. 評価及び発展方向

2011年から国家R&D事業実施の際には、研究ノート作成が義務化されたにもかかわらず相当数の大学及び研究機関では、研究ノート関連規定や管理方針が準備されていない。したがって同事業を通じて国家R&D事業遂行機関に研究ノート指針及び電子研究ノートシステム構築のためのコンサルティングを進行する予定である。

また、研究ノート使用活性化のための教育・広報を持続的に推進する。また、研究ノート ホームページ(www.e-note.or.kr)運営を通じて研究ノート関連規定及び情報、オンライン教育動画、研究ノート雛形、電子研究ノートテスト版の提供など研究ノートと関連した体系的かつ多様な情報を提供する計画である。。

第2節 標準特許創出の支援

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 チョ・クァンヒョン

イ. 推進背景

標準は特定技術を使う時、誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味することで、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国際間の交易が活発になりつつ、その重要性が増加している。²⁵

このような環境で、グローバル企業は市場主導権を確保するために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性が高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合して、標準特許²⁶という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤリティー収益を通じて世界経済の激しい競争で優れた地位を維持している。

我が国の現状を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国にもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で特許ロイヤリティーをはじめ、技術貿易収支赤字幅は毎年増えている。特に、我が国の主力産業であり、標準特許の影響力が大きい電気電子・情報通信分野は2009年全体技術貿易収支の赤字が55.6%(27億ドル)となった。

しかし、ISO、IECなどの国際標準化機関に申告された我が国の標準特許は、2010年7月の調査結果、全体3.1%に過ぎないレベルである。また、標準特許は標準化期間とR

²⁵ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

²⁶ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で、必ず利用しなければならない特許として特許請求範囲の請求項の中の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

&D、特許、標準などの個別能力の戦略的な協力により創出されるので一部の大企業と公共研究機関を除いては、標準特許を保有している機関はほとんどない状態である。

＜表Ⅲ－１－９＞国際標準化機関に登録された標準特許の現状(2010年7月)

国家	数	シェア	順番	国家	数	シェア	順番
米国	2,926	38.5%	1	韓国	234	3.1%	6
日本	1,598	21.0%	2	オランダ	128	1.7%	7
フランス	660	8.7%	3	英国	123	1.6%	8
フィンランド	637	8.4%	4	スウェーデン	105	1.4%	9
ドイツ	449	5.9%	5	オーストラリア	99	1.3%	10

(出所：勧告特許情報院 標準特許センター)

このような状況で特許庁では、2009年「標準特許の戦略的な創出支援の総合対策」を用意し、庁内の専門組織の編成及び全国的な標準特許創出支援政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

標準特許分析及び戦略樹立事業は、技術互換性を有する市場支配力が高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するためにR&D、標準案開発過程、標準化の全段階にかけて標準特許創出を支援する事業である。

まず国際標準の影響力が大きいIT分野の重点技術を対象として、標準文書、寄稿文、標準関連特許分析を通じて標準特許を創出できるようにR&D、特許管理及び対応戦略を導き出した。この事業により、計16件の標準特許出願と15の標準特許を新規として発掘した。

＜表Ⅲ－１－１０＞2010年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

技術分野	標準化機関及び対応標準分野	標準特許戦略		
		標準特許 新規創出	標準特 許発掘	外国特許 対応
3DTV	ISO/IEC JTC1/SC29 WG11	9	8	8
Gigabit WLAN	IEEE 802.11	8	2	9
次世代 RFID	ISO/IEC 24730-2 reVision	3	3	4
有無線の統合	IETF MEXT WG	1	0	6
モバイルIF及びUWB プラットフォーム	ISO/IEC JTC1/SC29/WG11/M18509	4	0	0
知能型ロボット	OMG Platform TC	7	2	1
スマートグリッド	DLMS UA/IEC TC13 WG14, ZigBee SE Profile 2.0	2	0	0

また2010年には、国家標準化機関である技術標準院の国際標準開発事業と連携するモデル事業を通じて、技術中心の標準案作成から特許中心の戦略的な標準案を開発することができるように標準特許分析を支援した。これにより、計15件の国内出願人の特許を標準提案書に反映させ、また、12件の外国技術を排除し、戦略的な国際標準案を作成するようにした。

＜表Ⅲ－１－１１＞2010年国際標準案の特許戦略化事業の推進成果

技術分野	標準化機関及び対応標準分野	標準特許戦略		
		標準特許 新規創出	標準特 許発掘	外国特許 対応
位置基盤の無線 ルーティング	ISO/IEC JTC1 SC6 WG7	2	6	2
高効率ビデオの	ISO/IEC JTC1 SC29 WG11,	11	3	4

符号化	ITU-T SG16/Q.6			
U車両交通融合 システム	ISO TC204 WG14, WG17	8	2	1
3D用JEPG2000 映像圧縮	ISO/IEC JTC1 SC29 WG1	2	4	5

また、国内の産学研の保有特許活用性を高めるために保有特許と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘し、一部補正を支援して標準特許になることができるように支援した。これにより、延世大、電子部品研究院、ファンテックなどの国内産学研の保有特許の中、計48件の特許を新規標準特許として発掘し、それが標準特許になうよう、特許戦略を支援した。

ハ．評価及び発展方向

2010年に推進された標準特許分析及び戦略樹立事業は、2009年のパイロット事業に続き国内R&D、標準、特許などでの従事者に標準特許の重要性についての認識を高めることに重点を置いた。また、標準特許を作り出すことができる戦略的方法論に関する多様なアプローチを通じて、一部特許は国際標準案に反映されて標準特許として復活する機会を作った。

しかし、推進過程の中、分析対象を大規模技術分野に定めて短い事業期間内に深みのある分析を行うことが困難であり、標準化期間が最小3年以上かかることによって事業成果として作られた標準特許を持続的に管理する必要があることは、今後事業を推進しながら改善が必要な事項である。

従って、2011年からは標準特許の分析対象を実際R&D中の研究課題と連携し、分析機関を1年として増やし、分析及び支援の実効性を高める予定である。また、過去の数年の間、遂行された標準化を目的に、国家R&D課題で作られた特許成果が標準化進行過程により、最終標準特許になることができるように管理支援をする役割も併行する予定

である。

2. 標準特許DB及びポータルサイトの構築

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準特許DB及び標準特許ポータルサイト構築事業は、標準特許専門家フォーラム(2008年7月以後、月1回、計4回開催)と標準化専門家対象のアンケート調査を通じて、標準特許現状及び標準関連情報に対する普及と持続的な標準化活動支援を通じた標準特許確保支援及び標準特許関連人材の確保などへの要求が切実であり、推進することとなった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1²⁷、ITU、ETSI、IEEE²⁸など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁹など)に登載された標準特許情報を産学研が便利に活用できるよう要旨リストに再加工してDB化する事業で、標準特許の創出能力が絶対的に不足している国内企業を対象に主要標準技術と関連した標準特許オーダーメイド型統合情報を提供することを目的とする。

本事業で構築された標準特許の要旨リストは該当特許の出願情報、ファミリー情報、技術要約、代表図面及び特許請求範囲と権利状態などをまとめ、技術分野別、国家別、企業別の標準特許情報を総合的に提示した。

ロ. 推進内容及び成果

²⁷ JTC1(Joint Technical Committee 1)：ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²⁸ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁹ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスングを権利者の代わりに処理する団体

標準特許ポータルサイトには、主要標準化機構別及び特許プールに宣言された標準特許約4万件(標準特許DB)の特許専門及び約6,900件の標準特許要旨リスト(標準特許要旨DB)が搭載された。また、その他の標準特許創出と対応に必要な総合情報が一括に搭載されて産学研にサービスされている。

＜表Ⅲ－1－13＞2010年の標準特許ポータルサイトの構築内容



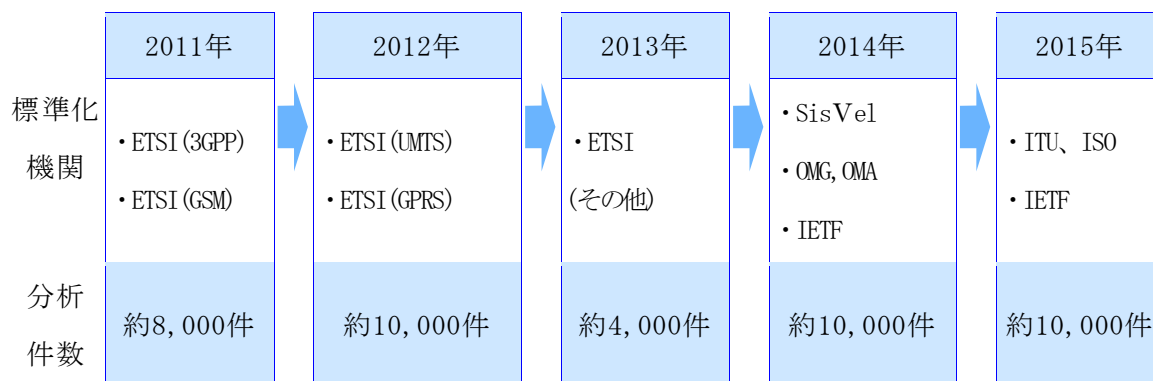
また、構築された標準特許DB情報の提供を通じた事業結果の活用度の向上と産学研の標準特許創出支援のため、2010年の標準特許DB構築の際に、分析した主要標準化機構及び特許プールに宣言された標準特許に対する標準特許分析報告書を50機関の産学研(103人)に普及した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には標準化機構別の標準特許DB構築計画に基づいて、上半期にはETSIの3GPP標準特許1,500件とGSM標準特許1,500件に対して標準特許DBを新規構築して既存標準特許DB2,000件をアップデートして、標準特許関連国内・海外情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトに統合提供することにより、産学研の需要を単一のウェブサイトで解決することができるよう支援する予定であ

る。

＜図Ⅲ－1－14＞標準化機構別の標準特許DBの構築計画



また、標準特許ポータルサイトに対しては、今後ウェブコミュニティ活性化と一般会員加入機能の追加及び情報交換と相互作用を通したウィキ方式の情報資料網を構築し、その機能を高度化する計画である。

また、国内外の標準化動向情報などの活用のために技術標準院など関連機関との協力体系を広げて、産学研を対象として標準特許創出支援のための標準特許DBを拡充して普及する計画である。

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 IP-R&D連携戦略支援

1. 知財権中心の技術獲得戦略の支援

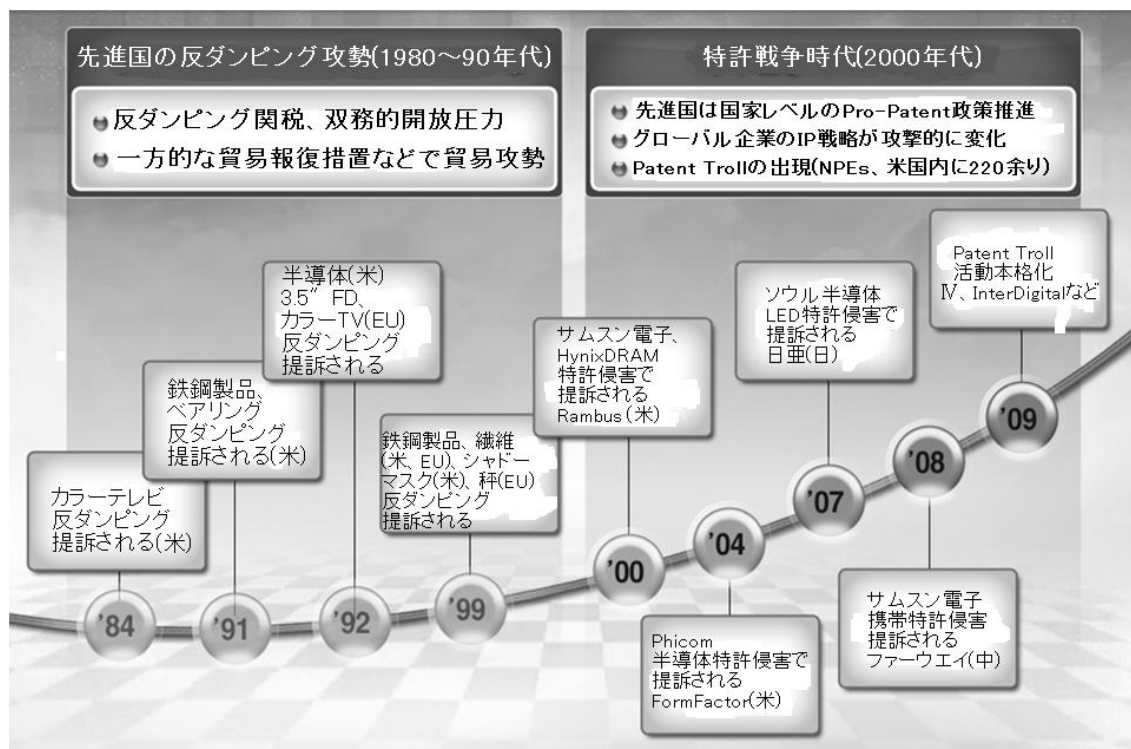
産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の源泉である産業社会を経て情報・知識に基づいた技術力・ブランドなど無形資産を付加価値創出のエンジンとする知識基盤社会といえる。

特に、無形資産の中で権利化された知的財産を活用した収益の最大化を追求することで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる熾烈な競争の時代が到来した。韓国の中堅企業であるS半導体は最終的には勝利したが、日本日亜社と3年間5カ国でLED関連特許訴訟費用として約5千万ドル以上を支出した。

一方、米国・日本など主要先進国も知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用し、知的財産戦争の時代における強者を目指して強い知的財産権の先占するための熾烈な競争を繰り広げている。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実は多くのものを物語っている。

<図Ⅲ-2-1>貿易紛争の展開様相



このような熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器としている企業だけが生き残れるが、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の増加にもかかわらず質的生産性は低かった。そこで、特許庁はR&Dの体質を改善し、効率性を高めると同時に、将来グリーン市場を先占できるよう「知財権中心の技術獲得戦略」を重点的に推進している。

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく商品を予測し、それと連携した強い知財権(核心・源泉・標準特許)ポートフォリオとそれを獲得する戦略(R&D、技術提携、M&A)を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占に置くことである。

＜図Ⅲ－２－２＞製品と技術に対するパラダイムの転換



知財権獲得戦略の樹立プロセス(1段階)は将来の市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、将来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)は国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)は「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(国家、産学研連携または企業独自のR&Dを通じた特許獲得、主要企業の特許買収または技術提携)を産業界などに提供することである。

<図Ⅲ－2－3> 知財権中心の技術獲得戦略の概念図



ロ．推進内容及び主要成果

2008年産学研専門家の意見収集を通じてグリーン成長分野の中で核心特許の確保が急がれる次世代半導体、ディスプレイ素材など4大分野に対して知財権中心の技術獲得戦略パイロット事業を推進し、知財権獲得戦略のモデルを産学研官のR&D、知財権専門家に提示した。

2008年パイロット事業を通じて特許庁が提示した知財権獲得戦略の方法論は産業界、学界からその有用性が検証され、研究者たちは知財権ポートフォリオの結果物がR&D課題であることを認識し、拡大施行することに合意した。

そこで、特許庁は2009年4月17日「知的財産権中心の技術獲得戦略推進計画」を大統領が主宰する国家科学技術委員会に報告し、「国家R&Dを効率化する事業」として議決し、本格的に推進した。2009年には企業のニーズに応じて太陽電池、IPTVなど19の分野に対する「知財権中心の技術獲得戦略事業」を推進した。

2009年19の技術分野に対する知財権中心の技術獲得戦略を通じて合計1,415個の核心特許を発掘し、1,396件の知財権獲得戦略、282個のR&D戦略などを導き出し、60社の企業に提供した。R&D課題の遂行が終わる3年後には1課題当たり約2件以上の核心・源泉特許が創出され、企業の競争力をさらに高めてくれる。また、同事業で導き出されたR&D課題の中で特許連携型国家R&D推進課題を知識経済部の「産業源泉技術開発事業」の需要調査段階で反映するなど国家R&Dの効率性向上にも貢献している。

2010年には、31の技術分野で、知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計2,001件の核心特許を発掘し、1,851件の知的財産権獲得戦略、353件のR&D戦略などを導き出して35企業・公共研究機関に提供した。

＜表Ⅲ－2－1＞知財権中心技術獲得戦略事業の実績

年度	課題数	核心 特許	IP獲得戦略		R&D戦略		
			無力化	ライセンス 等	国策	民間	共同
2009年	19個	1,415件	736件	660件	99個	167個	16個
2010年	31個	2,001件	357件	1,494件	128個	219個	6個

また、知的財産権戦略樹立を通じたIP戦略効果(特許出願11.6件、費用節減5.0億ウォン)と、研究開発期間短縮(5.6ヶ月)及び予算節減(2.1億ウォン)等、R&D戦略効果、雇用創出、売上額増大などの企業の特許経営戦略とR&D戦略樹立に活用した。

＜表Ⅲ－2－2＞2010年の知財権中心技術獲得戦略事業の成果

区分	IP 戦略効果		R&D 戦略効果			雇用創出			売り上げ 増加 (予想額)
	特許 出願件数	費用節減 効果	研究開発 平均機関	研究開発 機関短縮	予算節減効 果	IP	R&D	計	
平均	11.6 件	5.0 億	2.3 ヶ月	5.6 ヶ月	2.1 億	0.3 人	1.7 人	2.0 人	50.2 億

合計	335 件	144 億	-	-	59.8 億	10 人	50 人	60 人	1455.5 億

2010年知財権獲得戦略事業（19課題）に参加した35企業の中、アンケートに回答した29企業対象

このような知財権獲得戦略は国家と企業の核心・源泉特許の確保志向的なR&D推進に活用され、政府のR&D研究企画機能を補強し、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、企業の強い知財権の創出及び確保を通じた収益創出、技術料（ロイヤルティー）負担の緩和、特許紛争の予防、知財権取引の促進などビジネス能力強化に役立つと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

知財権中心の技術獲得戦略は2008年パイロット事業を通じてスタートし、沿革は短い企業が望むことをオーダーメイド型で提供することで実際に役立つ事業として認められ、特に現場のR&D専門家及び企業CEOから肯定的な評価を得ている。

<表Ⅲ-2-3> 支援企業優秀事例

- (H大、国策研究団長)驚くほど感動的な分析結果であり、国策課題研究提案書(RFP)を修正・補完する計画
- (技術企業A副社長)「国策事業として毎年数兆ウォンのR&D費用が投じられるが、実際それより知財権獲得戦略事業の結果物がまるで本当に韓国企業の痒いところを搔いてくれるのと同時に、次世代の食べ物を提供してくれるだけでなくその食べ物を消化しやすいように直接噛んで口に入れてくれるような感じがした」
- (公企業B社長)「将来新種事業の方向性を定める実用的な戦略であり、今後知財権を元に収益を創出する超一流の知的財産企業に変身することが可能であろう」
- (技術企業C社長)「私は職員と共に(中略)私たちの給与を自ら削減する決議を通じて、その財源を特許ポートフォリオにともなうR&D開発のための研究開発費として投入させることであり(中略)私たちに羅針盤のよう、ナビゲーターのような知的財産権中心技術獲得戦略事業を開いてくれたことに感謝申し上げます」

○（技術企業A副社長）「政府がこのような企業のためにサービスをすることを初めて見ました。米国の最高のIPコンサルティンググループに発注すれば、200万ドル以上の価値がある事業と思います。知的財産権を念頭において事業を行わなければならない。

2011年には、グリーン成長技術分野中心に次世代LED照明、リチウムイオン二次電池両極活物質など40個の核心技術課題を中堅企業中心に集中支援する予定である。

また、特許庁は産学研が自ら強力な特許ポートフォリオを設けるようにIP-R&D戦略樹立方法論教育過程開発及びIP-R&D戦略樹立ガイドブック発刊などの多様な拡散プログラムを開発して知経部、中小企業庁などの政府機関間の協力モデルを構築して事業シナジー効果を極大化する予定である。

2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援事業

イ. 推進背景及び概要

部品・素材産業分野は他の産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が高く、次世代成長エンジンといわれている。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことにより、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に転換し、それに積極的に対応している。しかし、韓国は最近8年間目に見える技術水準向上を成し遂げたにも関わらず、先進国対比比較劣位が持続する中で中国の追い上げは加速化するなど困難に直面している。

代表的に部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は毎年着実に増加し、昨年度には200億ドルを超え、対日貿易収支全体の累積赤字の74.8%を占めている。2008年大韓商工会議所の調査によると、先端部品素材国産化の低迷要因として源泉技術開発の能力不足(39.1%)と海外企業の知財権先占(21.2%)を指摘している。特に、韓国の通貨危機時代、日本は核心源泉技術に対する特許網を形成し、関連技術に対する特許ポー

トフォリオを構築することで、その格差をさらに拡大したことも対日貿易インバランスの見逃せない原因である。

＜表Ⅲ－2－4＞対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010 1~3四半期
全体産業	△243	△253	△298	△327	△276	△362
部品素材産業	△161	△156	△187	△209	△201	△243
部品素材比率 (%)	66.3	61.7	62.8	63.9	72.8	67.1

部品・素材産業の競争力を強化するためには知財権(IP)を中心に未来市場の動向を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオの設計や技術獲得(R&D)の戦略が求められる。また、それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値が創出できるように誘導する体質改善が急がれる。

特許庁ではこのような趣旨でR&D全周期において市場価値の高い知財権が獲得できるよう支援体系を構築し、部品・素材中小・中堅企業に「知的財産(IP)－研究開発(R&D)連携戦略の樹立」を支援している。

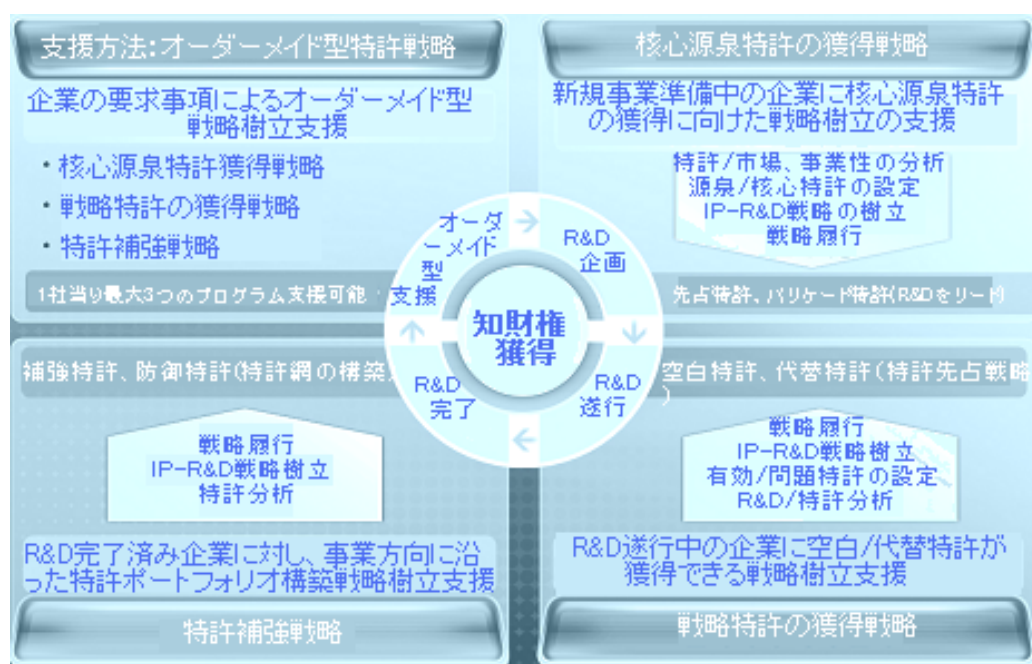
ロ. 推進内容及び成果

部品・素材産業分野のIP-R&D連携戦略は該当部品・素材企業のR&D進行段階によってプログラムを差別化し、大きく3段階に分けている。

第一に、R&D企画段階における核心源泉特許の獲得戦略で、新規事業を準備中の企業に特許及び市場・事業性分析を通じて核心源泉特許が獲得できるようIP-R&D戦略を樹立させることで、バリケード特許(roadblock patents)を先占し、R&D方向をリード

することである。第二に、R&D遂行段階の戦略特許獲得戦略で、R&D遂行過程で該当技術を強く保護できる特許戦略を樹立することで空白・代替特許を獲得し、特許先占戦略を提示することである。第三に、R&D完了段階の特許補強戦略で、R&D完了後に事業方向に適した特許ポートフォリオが構築できる特許補強戦略を樹立することで、補強・防御特許を獲得して安全な特許網を構築することである。

＜図Ⅲ－２－４＞先端部品素材のIP-R&D戦略支援プログラム



特許庁は2010年度本事業を通じてR&D企画段階の企業24社、R&D遂行段階の企業35社、R&D完了段階の企業21社のR&D現場に「特許戦略専門家」を派遣し、R&D段階別(企画・遂行・完了、計80社)オーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。

＜表Ⅲ－２－５＞2010年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況

(単位：件)

段階	1次支援	2次支援	合計
R&D企画	24	－	24
R&D遂行	12	23	35
R&D完了	－	21	21

合計	36	44	80

これに対する主要成果としては、支援企業1社当たり平均新規特許7.4つの出願、新規R&D課題2.2件導出のみならず、企業が事業を展開する上で問題となり得る障壁特許の無力化戦略の導出(企業平均15.1件)、事業化や生産性向上と関連したR&D方向の提示(企業平均4.4件)及び特許インフラ構築戦略などを挙げられる。また、導き出され新規R&D課題を関係省庁と連携または企業が独自のR&D課題として進めるよう誘導するなど、IP-R&Dの拡散のために努めている。

<表Ⅲ－2－6> 2010年先端部品素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析

戦略類型	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	問題(障壁)特許の 無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、 R&D課題)	ライセン シング戦 略	特許 インフラ 構築戦略	合計
企業平均 (件)	9.5	15.1	4.4	1.0	2.1	32.1
80社	761	1,210	350	83	167	2,571

ハ．評価及び発展方向

2010年の本事業の支援を受けた企業の主な反応及び評価を整理すると以下のとおりである。

<表Ⅲ－2－7> 支援企業BP (Best Practice) 事例

- ・T社(随行段階)半導体製造用の装備に関連し、大企業L社に納品の際、同事業の結果物を根拠として、特許紛争の可能性がないことを保証する手段で活用
- ・U社(企画段階)植物幹細胞の分離・培養技術に関連し、海外15ヶ国に物質特許、方法

特許、用途特許などの計96件の特許を出願して強力な特許ポートフォリオを構築

- ・S社(企画段階)高容量コンデンサ開発を控え、関連製品の特許ポートフォリオを構築して、最強国である日本の特許障壁を越えて関連技術分野の源泉特許確保
- ・A社(随行段階)日本大企業から特許侵害警告状を受けたが、本事業を通じて相手特許を無効化した上、自社保有特許を持って日本大企業を逆攻撃中

2011年には、既存の特許戦略中心からブランド、デザイン戦略まで支援範囲を拡大し、中小企業の多様な知的財産権の権利確保と製品競争力強化を支援する計画である。また、政府機関間と優秀中小企業相互推薦または、共同支援により、中小企業の競争力強化のための全政府間の協力モデルを樹立する計画である。また、既存のR&D段階別プログラム(2010年80個課題、2.5ヶ月～4.5ヶ月)を単一課題(2011年70個課題、5ヶ月)に拡大支援して、すでに支援された戦略の履行水準を向上させることができる戦略履行課題(12課題)を進行する計画である。

部品・素材産業で、対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるように知的財産権(IP)-研究開発(R&D)戦略支援事業を持続的に拡大・発展させて、核心・源泉特許で武装した世界的レベルの部品・素材強小企業を育成することに一助しようとする。

第2節 中小企業知的財産の経営支援

1. 地域特許総合コンサルティング事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 農業事務官 イ・ヒョンゴン

イ. 推進背景及び概要

「特許情報総合コンサルティング事業」³⁰は、1996年当時、通商産業部が始めた「産業財産権診断及び保護体制構築事業」にその原点がある。同事業は、技術開発過程における先行特許との抵触判断を通じて不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を高めるために始まったもので、1997年11月に特許庁に移管され、2004年まで211社の中小企業に対する診断が行われた。

＜表Ⅲ－2－8＞年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模や支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤作りというマクロ的な目標には及ぶことができなかったことが分かった。そこで、企業全体に波及効果が大きい知的財産権創出基盤作り部門への事業転換が求められるようになり、代案として特許情

³⁰ 地域特許総合コンサルティング事業：2006年「特許情報総合コンサルティング事業」との名称で最初に始めてきた事業であり、「特許情報」が占める比重が縮小されることにより、2011年からは「地域特許総合コンサルティング事業」と変更された。

報総合コンサルティング事業が誕生した。

ロ．推進内容

1) 事業概要

地域特許総合コンサルティング事業は、地域の知的財産権インフラ構築のため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、知的財産権情報分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することによって地域の個人発明家及び中小企業などが総合的かつ体系的な知的財産権創出活動を支援されるようにしている。

地域特許情報総合コンサルティング事業の目的は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発課題の選定に活用することで重複投資を防止し、研究の効率性を高めることにある。一方、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化も目的としている。

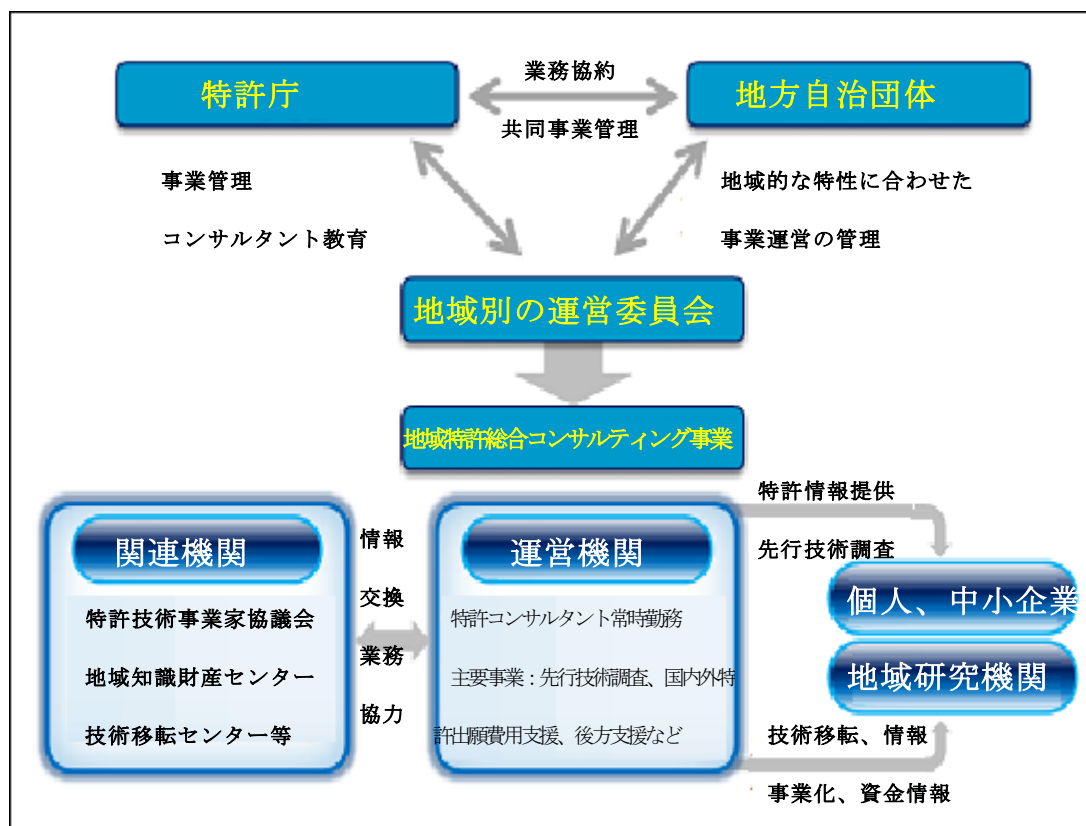
同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資（マッチング比率50：50、マッチング金額2億ウォンが原則）させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。2005年には2つの地方自治体（大田、京畿）が試験的に運営し、2006年には8つの地方自治体、2007年には9つの地方自治体、2008年には13の地方自治体、2009年には16の自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

＜表Ⅲ－2－9＞2010年地域特許総合コンサルティング事業の規模

自治体	地域センター （事業運営機関）	住所	事業予算		備考
			国費	地方費	
大田市	大田知的財産センター （大田テクノパーク）	大田市儒城区長洞23-14	12.0 億	11.0 億	2005年

京畿道	京畿知的財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市四 1 洞 1271	5.6 億	4.8 億	モデル 地域 200 6年
釜山市	釜山知的財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	12.1 億	11.2 億	
仁川市	仁川知的財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	12.5 億	10.9 億	
大邱市	大邱知的財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東区新川3洞107	5.7 億	4.5 億	
忠清 南道	忠南知的財産センター (忠南北部商工会議所)	天安市院城洞286-7	5.5 億	4.3 億	
忠清 北道	忠北知的財産センター (清州商工会議所)	清州市上堂区北門路 2 街 116-84	9.2 億	7.8 億	
慶尚 南道	慶南知的財産センター (昌原商工会議所)	昌原市新月洞97-6	5.6 億	4.0 億	200 7年
江原	江原知的財産センター (江原道中小企業総合支 援センター)	江原道原州市牛山同405-29 番地	7.3 億	5.9 億	
全羅 南道	全南知的財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市仲洞2街1番地	6.2 億	5.3 億	
光州市	光州知的財産センター (韓国発明振興会光州支 部)	光州市光山区道泉洞621-15 中小企業振興センター2階	8.2 億	6.3 億	
全羅 北道	全北知的財産センター (全州商工会議所)	全北全州市 完 山 区 殿 洞2街 140-11番地	5.5 億	4.7 億	200 8年
済州道	済州知的財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福 祉タウン4B 1L	3.8 億	3.0 億	
ソウル 市	ソウル知的財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC産 学協力センター	4.8 億	4.8 億	
慶尚 北道	慶北知的財産センター (浦項商工会議所)	浦項市南区上島洞10-2	2.2 億	1.5 億	2009 年
蔚山市	蔚山知的財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区新亭洞589-1	3.0 億	2.9 億	

＜図Ⅲ－2－6＞地域特許情報総合コンサルティングの推進体系



ロ. 推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、第一に特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供、第二に地域特許スター企業の育成、第三に地域特化産業に対する特許技術動向調査という3つの細部事業で構成されている。

成長潜在力のある地域の有望中小企業を戦略的に発掘し、地域代表企業として育成することで地域競争力を高めていくと同時に、地域において良質な雇用を増やすことにも貢献している。

1) 特許情報分析及び活用など総合コンサルティングの提供

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コン

サルティング及び特許事業化コンサルティングをワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタントによって行われ、該当特許情報・事業化分野に詳しい専門家で構成された特許コンサルタントたちは事業運営機関である該当地域の知的財産センターの契約職員という身分となる。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する深層先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援なども含まれている。

特許事業化コンサルティングは、優秀特許技術を保有しているにもかかわらず、特許技術の事業化に必要な資金確保、投資誘致などで困っている多くの中小企業を対象に、政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じて特許技術の早期事業化を促進し、技術の需要者と供給者を直接繋ぐことで特許技術移転の支援に重点をおいている。更に、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品開発支援、創業資金支援などのプログラムと連携・運営し、特許技術の活用によるシナジー効果を模索している。

2010年には計88回の地域特許総合コンサルティング事業運営委員会を開催し、計9,475件の特許コンサルティングを支援した。オーダーメイド型PM176件、国内及び国外出願費用2,844件などを支援した。

<表Ⅲ－2－10> 2010年地域特許総合コンサルティング事業の推進関連主要実績

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	計
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,475件	27,987件
オーダーメイド型	93件	169件	219件	176件	657件

特許マップ					
国内外の出願費用	763件	1,218件	2,110件	2,844件	6,935件

2) 地域特許スター企業の育成

特許庁は選択と集中を通じて地域特許スター企業(Star Company)を育成し、地域中小企業の知的財産の創出や活用を支援している。地域における特許スター企業育成事業の目的は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、試作品製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援することで目的がある。

2010年には108の地域特許スター企業を育成し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援した。全体的に特許スター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけとして、2010年には前年に比べて特許出願10.7%、売上30.3%、雇用規模6.4%がそれぞれ改善されたことが分かった。

ソウル所在の(株)プラス技術は、2010年ソウル知識財産センターの特許スター企業となり、オーダーメイド型PM、企業技術競争力分析支援、国内及び国外出願費用支援等により、知的財産権の重要性を認識され、知財専門部署を設置した。また、知財専門性の向上のため専門担当者を拡充し、該当企業が国内外で唯一の基礎固有技術であると判断したネットワーク基盤技術を活用し、前年対比27%の売上増加ができた。

(株)プラス技術は、特許スター企業に選ばれたことを契機に職務発明報償体系を設け、研究開発意欲を向上させて、創出された知識財産権を効率的に管理することができるようになった。また、特許専門担当部署を開設して体系的な特許管理に力を入れている。

※ 2010年には特許4件出願、売上22億ウォン増加(計100億ウォン)、常時雇用4人増加(計30人)

釜山広域市所在の(株)クリンコン技術は、産業用集塵機設備を製造する企業であり、2010年に釜山知識財産センターの特許スター企業となった。特許技術動向調査分析(PM)、特許技術商用化支援事業、特許製品広報物作成及び先行技術調査などを支援受けた。(株)クリンコン技術は、「新概念集塵期FILTER-Kan」に関する特許出願の後、企業に合わせ商用化段階を体系的に展開して企業の成長が可能となった。また、持続的な研究開発を実現し、売上額26.5%増加するなどの成果を得た。

※ 2010年に特許2件を出願、売上は、8.3億ウォン増加(計40億ウォン)、常時雇用3人増加(計18人)

＜表Ⅲ－2－11＞特許スター企業への支援成果

区分	2007年	2008年	2009年	2010年
特許スター企業の数	51社	70社	98社	108社
IP能力向上度	－		5.58%	7.38%
顧客満足度	－		83.6点	83.6点
売上増加	▲7.3%	▲40.0%	▲20.8%	▲30.3%
効用	▲12.4%	▲20.9%	▲11.1%	▲6.4%

＜図Ⅲ－2－7＞特許スター企業育成事業に関するマスコミ資料

다들다임스 2010년 04월 23일 금요일 010면 산업과학

사례1. 송해지역 제과 전문기업인 (주)메디푸스는 지난해 특허정보종합컨설팅사업에 참여 2건의 지식재산권을 출願할 수 있었다. 이는 곧 매출증대로 이어져 전년대비 매출이 무려 22%(11억원) 늘어났다. 기시적인 성과를 거뒀다. 또 송해지역에 위치한 브랜드 개발로 중점권 진출에 힘을 모으고 있다.

사례2. 경기지역의 황태크놀로지는 특허기술(병원조사) 분석지원과 소비자게가인(의) 125만 번이상의 원문가 전체를 통한 권리확보 덕분에 지식의 자재권 보호를진도를 강화할 수 있었다. 이런 결과에 힘입어 전년대비 매출이 20.8%(4억원) 증가했고 해외수출 확대를 통한 매출증대가 예상되고 있다.

특허정보종합컨설팅 ‘성과종네’

지재권 특허출원·매출액 각각 8%·13% 늘어

특허정보 종합컨설팅사업이 수혜하는 특허정보종합컨설팅사업 지원을 받은 기업들이 상조된다. 특허청은 상조 중점매출을 보유한 전제 및 중소기업에 대해 22%의 매출을 증대하고 있는 특허정보종합컨설팅사업이 지재권 중심의 신부가가치를 창출하는 등 지역경제 활성화에 기여하고 있다고 22일 밝혔다. 이 사업은 특허 컨설팅트가 수시로 특허 관련 상담을 해 주고 신원기술조사, 맞춤형 국내외 특허정보 조사·분석(Patent Map), 국내외 특허출원비용 및 अनुज्ञा, 시차권 계약 등을 포괄적으로 집중 지원한다.

특히 지난해 이 사업의 일환으로 진행된 특허스타기업 육성사업에 선정된 8개 기업은 전년대비 특허출원건수와 매출액이 각각 7.2%, 12.5% 증가하는 성과를 거뒀다. 이러한 성과를 바탕으로 특허스타기업이 어려운 경제상황에도 불구하고 지역경제 발전의 밑거름 역할을 해내고 있다고 특허청은 설명했다. 이를 반영해 특허청이 상반기 특허스타기업 선정을 위한 신청접수를 받은 결과, 400여개 기업이 신청해 4차례에 달하는 높은 경쟁률을 보였다. 특허청 관계자는 “앞으로 해

상표기술을 보유한 경쟁력 있는 기업이 기업활동을 펼칠 수 있도록 지역에 활력을 불어넣을 수 있도록 지역의 유망 중소기업에 전략적으로 지원, 지속적으로 지원해 나가겠다”고 말했다. 대변·이종기 기자 bongchu@

＜表Ⅲ－２－１２＞2010年特許スター企業の現状(108企業)

センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
1 仁川 (10)	(株) イエムタブリュ	仁川市南洞区	電機電子	
	(株) 永遠コーポレーション	仁川市南洞区	電機電子	
	(株) ナスケム	仁川市西欧	その他	
	(株) トビス	仁川市延寿区	電機電子	
	(株) スリエイクルライジエン	仁川市富平区	機械金属	
	(株) テクラノ	仁川市西欧	機械金属	
	(株) コテク	仁川市延寿区	電機電子	
	デアメタル	仁川市南洞区	機械金属	
	(株) 対英ケイティエックス	仁川市桂陽区(ケヤング)	機械金属	
	(株) キョンイン機械	仁川市中区	機械金属	
2 京畿 (5)	ガラムソリューション	京畿始興市	電機電子	
	ドンイルカンバース	京畿平沢市	テント及びその他キャンパス製品製造業	
	エンジニアリング	京畿城南市	システム ソフトウェア開発及び供給業	
	オープンステック (株)	京畿城南市	電磁気測定、	

		チャステク（株）	京畿平沢市	試験及び分析 器区	
3	京畿 北部 (7)	韓国クーラー（株）	京畿楊州市	自動車部品製 造業	
		（株）カス	京畿坡州市	電機電子	
		（株）ハイトロール	京畿議政府市	電機電子	
		ユーアンドアイ（株）	京畿高陽市	化学生命工学	
		（株）ルトゥロニク	京畿東豆川市	化学生命工学	
		（株）ディリ	京畿抱川市	電機電子	
		（株）シンウコミュニケーション	京畿坡州市	電機電子	

番 号	センタ ー名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
4	ソウル (15)	（株）ルクセンテクノロジ	ソウル麻浦区	電気/電子	
		（株）リニュシステム	ソウル麻浦区	建築/その他	
		韓国バイオシステム（株）	ソウル城北区	化学/バイオ	
		ジンヨン情報通信（株）	ソウル九老区	電気/電子	
		プラス技術（株）	ソウル江南区	電気/電子	
		（株）民インフォ	ソウル九老区	電気/電子	
		（株）イントゥロメディク	ソウル九老区	化学/バイオ	
		（株）チョンパイエムティ	ソウル衿川区	電気/電子	
		（株）エムスリモバイル	ソウル江南区	電気/電子	
		（株）コリアポステク	ソウル九老区	電気/電子	

		(株) バイオミストテクノロジー	ソウル陽川区	化学/バイオ	
		(株) アイティビエムジ	ソウル瑞草区	電気/電子	
		ポカス (株)	ソウル麻浦区	機械/金属	
		(株) ヒュテク21	ソウル衿川区	電気/電子	
		(株) アレネルバイオ	ソウル冠岳区	化学/バイオ	
5	大田 (6)	(株) 韓国書誌研究所	大田大徳区	電機電子	
		(株) エスピーエス	大田大徳区	電機電子	
		(株) ケイエンテック	大田大徳区	化学/生命工学 /食品	
		(株) メニックス	大田儒城区	情報通信	
		システムディエンディ (株)	大田儒城区	機械/金属/建 設	
		(株) ブガンテック	大田儒城区	機械/金属/建 設	
6	(5)	(株) セファエエネルギー産業	忠北沃川郡	機械/金属	
		(株) テックウィン	忠北清州市	機械/化学/電 機電子	
		Jahwa電子 (株)	忠北清原郡	電機電子	
		(株) ソドン	忠北清原郡	機械金属	
		エース電子技術 (株)	忠北清原郡	電機電子	

番号	センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
7	忠南 (7)	ドンインテック	忠南牙山市	機械金属	
		KBオートシース	忠南牙山市	機械金属	
		シティーネットワークス	忠南論山市	情報通信	

		ヘスボン	忠南唐津郡	機械金属	
		ゴソン	忠南牙山市	機械金属/電機 電子	
		キューエスアイ	忠南天安市	電機電子	
		ミソンメタル	忠南天安市	機械金属	
8	釜山 (6)	(株) チョンジネンテク	釜山沙上区	機械金属	
		(株) コダクト	釜山江西区	機械金属	
		(株) ネットテク	釜山沙上区	電機電子	
		クリンコン技術 (株)	釜山江西区	建設	
		クァンジン失業 (株)	釜山沙下区	機械金属	
		(株) コバル	釜山沙下区	機械金属	
9	大邱 (5)	(株) JVM	大邱達西区	薬剤自動包装 期	
		(株) ログ	大邱北区	S/W開発	
		ミョンイルポムテク	大邱達西区	合成樹脂発布 (発砲) 圧出機 器	
		(株) セシン精密	大邱達西区	歯科用ハンド ピース	
		(株) エコ委は	大邱達西区	天敵及び生物 農薬	
10	慶南 (5)	サングァン工業 (株)	慶南昌原市	化学	
		FDC (株)	慶南金海市	機械/金属	
		エンジョイライト	慶南馬山市	電気/電子	
		(株) インポステク	慶南昌原市	情報/通信	
		ドンソン総合電気	慶南馬山市	機械/金属	
11	蔚山	ジンミョン21 (株)	蔚山蔚州郡	機械/金属	

	(5)	(株) ティケイティ	蔚山蔚州郡	機械/金属	
		(株) イルグァン	蔚山蔚州郡	その他	
		(株) ドンダンウェルディング	蔚山蔚州郡	機械/金属	
		パウエルテクウィン (株)	蔚山北区	電機電子	
12	慶北 (5)	(株) メガジェニムプルラントウ	慶北慶山市	医療(製造)	
		(株) ピエンティ	慶北亀尾市	機械(製造)	
		(株) ハンドンアレンシ	慶北浦項市	化学(製造)	
		(株) エサ	慶北慶州市	建築(製造)	
		サムソンパウォテク (株)	慶北金泉市	土木(製造)	

番号	センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
13	江原 (5)	(株) ニュボテク	江原原州市	化学/バイオ	
		(株) サムIMC	江原春川市	化学/バイオ	
		(株) ウェルビンエレス	江原江陵市	化学/バイオ	
		(株) ヌリテク	江原三陟市	化学/バイオ	
		ピコムシステム (株)	江原原州市	電気/電子	
14	全南 (6)	(株) 錦湖HT	全南長城郡	電子	
		(株) セッコ	全南光陽市	機械	
		(株) ユリム産業	全南順天市	機械	
		(株) 先端環境	全南潭陽郡	化学	
		(株) 太平塩	全南新安郡	食品	
		(株) フィクスは	全南光陽市	金属	
15	光州 (6)	(株) グローバルオートテック	光州光山区	機械/金属	
		(株) ティジキュブ	光州光山区	化学/生命	
		(株) Linuxハイチ	光州北区	電気/電子	

		(株) ムジョン機縁	光州光山区	機械/電気	
		(株) チオメディカル	光州北区	化学/生命	
		(株) ハイコリア	光州光山区	化学/生命	
		ハンサムコラ(株)	全北金堤市	ヤギ投入期製造	
16	全北 (5)	(株) セギ総合環境	全北全州市	水質汚染防止 施設製造	
		(株) グムソン産業	全北南原市	機械/金属	
		(株) 韓国セントラル	全北益山市	機械/金属	
		チョンヤン製紙(株)	全北完州郡	化学/生命工学 /食品	
		(株) トアムエンジニアリング	済州市	建設/エンジニアリング	
17	済州 (5)	(株) トアムエンジニアリング	済州市	建設/エンジニアリング	
		(株) チャンジョバイオテック	済州道西帰浦市	製造	
		済州窯	済州市涯月邑	陶芸	
		(株) インフォマインド	済州市寧坪洞	IT	
		株式会社トダム	済州市吾羅3洞	飲食品(コーヒー)	

3) 地域特化産業に対する特許技術動向調査の作成・普及

従来提供されていた特許技術動向調査は第一に、IT、BT、NTなど産業全般又は国家規模の広範囲な特許技術マップであり、第二に、過剰な専門用語の濫用と単純な統計的資料の羅列であったため、特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の特許技術動向調査に対する活用度は非常に低かった。また、従来の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の先占戦略提示が不十分であるという指摘もあった。

このような認識の下で、特許情報総合コンサルティング事業では地域特化産業に従事する企業のニーズを反映した特許マップ(Patent Map)のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果の普及を通じて、その活用度を向上させようとしている。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じて地域の戦略産業を発掘し、該当地域が重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物を普及することで、地域企業の技術需要を伝える通路として活用している。

2006年の場合、8つの地方自治団体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する10の課題を遂行し、特化産業に従事している企業60社に対するオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行った。2007年には9つの地方自治団体の特化産業従事企業に対する90のオーダーメイド型PM、2008年には13の自治体の特化産業従事企業に対する169のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを施行した。

2009年には16つの地方自治団体の特化産業従事企業に対して219のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行い、従来の定量分析中心の画一的な調査分析を止揚し、コンサルティングを通じた企業ニーズに合った定性的な分析中心特許技術情報資料を調査した。また、企業の技術開発育成支援戦略の樹立に必要な基礎資料を提供し、効果的な地域特化産業の育成方向に対するガイドラインを提示した。

＜表Ⅲ－2－13＞2010年知識センター別のオーダーメイド型特許マップコンサルティング支援実績

センター	番号	企業名	事業分野(主題 品)化粧品	PM分析課題名	PM
					発注機関

仁川 (24)	1	(株) Bio FD&C	化粧品	港炎及び抗酸化機能が優秀なパイトケミカリンサリチル酸が結びついた新しいペプチド誘導体合成	5T特許事務所
	2	(株) イエスキ ン	化粧品	機能性漢方化粧品 (肥満治療体)	5T特許事務所
	3	(株) ヒョシン テック	ボイラー部品など	大型ガス式コンビスチーマー	(株) ウィンティ スグローバル
	4	(株) TMC	異種材料接合	オイルリース焼結ベアリングに適用する潤滑オイル	5T特許事務所
	5	(株) モリス	文句製品	乾き防止、自動密閉構造及びノック式筆記具	(株) ウィンティ スグローバル
	6	(株) 電子ネッ ト	電光掲示板、CCTV	街灯及び垂れ幕用電光掲示板	(株) ウィンティ スグローバル
	7	(株) デヨンKT X	電子センサー通信機器部品製造業	すべてのタッチパネルに適用されるタッチペン(スタイルロスペン)	(株) ウィンティ スグローバル
	8	(株) ハント起 工	ゴム加工プラントなど	ゴムシート冷却(クーリング)システム	5T特許事務所
	9	(株) ミックス アンドマッチ	化粧品	化粧品(マニキュア)類プロシユイ製造及び加工方法	(株) アイピプル
	10	(株) テクラ イ ン	半導体LCDPCB分野ク リーニング マシン 製造	光学的粒子計数器	(株) アイピプル
	11	スリエイクルラ イジェン(株)	自動車部品製造	自動車用クーラーコムプレッシャ	(株) アイピプル
	12	(株) シンビ& ソン	太陽光街灯、太陽電池パネル	圧電素子を含む太陽電池パネルと太陽光発展システム	(株) アイピアイ
	13	(株) ウアム建 設	建設業	親環境鋼材類塗装工法	(株) アイピプル
	14	(株) クラスン	超音波洗浄器など	TV部品水路洗浄装置	(株) アイピアイ

15	(株) 永遠コーポレーション	冷温水機、浄水器製造	冷温水機用炭酸水製造技術	特許法人 セハ
16	韓国端子工業(株)	コネクター自動車電子装備モジュール、H EV製品、ITモジュール、LED L/F	電気自動車の高電圧コネクター	(株) ウィンティスグローバル
17	(株) トビス	産業用モニター、TFT-LCDモジュール、タッチウインドウ	Forming LCD	(株) アイピプル
18	ネオモス(株)	自転車傾斜路製造、リハビリ補助機器製造	患者用リハビリ治療機器	(株) ウィンティスグローバル
19	(株) EMW	アンテナ製造、電子製品製造	磁性体を利用して周波数を持つ素子開発	(株) ウィンティスグローバル
20	(株) S&Pワールド	化粧品用機能性勇氣及びスポンジ	化粧品用機能性容器(液体、パウダー容器など)	特許法人 セハ
21	(株) ネクシオ	タッチスクリーン、タッチLCD開発及び製造	カメラ方式及びIR方式タッチスクリーン	(株) ウィンティスグローバル
22	(株) エコマイスター	鉄道車両用検水装備製造、SAP(Slag Atomizing Plant)、PS Ball(Precious Slag Ball)	スラグ安定化方法及びこれを通じて生成された物品	(株) アイピアイ
23	(株) C-ネット	コネクター製造(電気供給及び制御装置)	ハンダ付けなしにシルを付けるWire to Boardコネクター	(株) アイピプル
24	(株) 三湖精密機器	製造/自動化設備	円形式自転車駐車タワー	(株) ウィンティスグローバル

京畿 (12)	1	グザ化学機械	化学工業、産業機械	原料混合期	特許法人ダナ
	2	(株) ドニルキ ヤンパスエンジン ニアリング	水処理装置、脱水設 備、移送設備	電気脱水式減量装置	特許法人ダナ
	3	(株) パナクス イエム	電磁波遮蔽材、ガス ケット、機能性モノ マー、ColorMillbase	光力学(広域洞)治療用phthalocyanine 化合物	特許法人ダナ
	4	チャステク (株)	自動車診断機器、環 境装備、 テレマティックス、 チャリヤIT	Ssmart-OBd	特許法人ダレ
	5	(株) ガラムソ リューション	CDMA-Dual+GPS SIGNALCABLEASSEY	4G通信のための先行アンテナ	特許法人ダレ
	6	イルテク (株)	部品洗浄器、 空気清浄器	親環境部品洗浄器	特許法人ダレ
	7	オープンステク (株)	顔認識映像エンジ ン、 IPNetworkCamera、 VoIP/IMSプロトコ ルステク	VoIPスパム防火壁	アイン特許事務 所
	8	テス (株)	半導体蒸着装置(PE- CVD)、 ソーラー装置	非晶質炭素膜、蒸着関連装置及び工程	アイン特許事務 所
	9	(株) APシステ ム	半導体/LCD/レーザ ー装置製造及びソフ トウェア開発	半導体RTP装置	アイン特許事務 所
	10	韓国クーラー (株)	自動車部品製造 (オイル冷却器)	オイル冷却器	ハンリム特許事 務所
	11	セミリンク (株)	BLUETOOTHモジュール	Bluetoothモジュール2.4GHz	ハンリム特許事

			ル、無線技術、画像 モジュール	無線技術画像モジュール	務所
	12	レインボー (株)	産業用液体濾過器及 びピルトエルメン ト素子	産業用液体フィルター及びピルトエル レメント素子	ハンリム特許事 務所
京畿 北部 (8)	1	(株) カス	情報保安	Auto Wrapping System	(株) インフォベ ース
	2	(株) ディリ	情報保安	産業用UVインクジェット プリンタ	(株) インフォベ ース
	3	(株) ソヌコミ ュニケーション	情報保安	基地局アンテナ	(株) インフォベ ース
	4	(株) ハイトロ ール	情報保安	流量計&レベル界	特許法人イルム
	5	シント産業 (株)	情報保安	衝撃吸収のための再び安全 施設	特許法人イルム
	6	(株) ロニク	情報保安	多機能家庭用食べ物調理器	特許法人イルム
	7	(株) ルトロニク	情報保安	IPL(Intense Pulsed Lingt)装置	特許法人ミョン イン
	8	ユーアンドアイ (株)	情報保安	背骨固定用インプラント	特許法人ミョン イン
ソウ ル (8)	1	(株) リニュシス テム	建築 (防水剤)	スプレータイプの防水材及び装置	(株) アイピアイ
	2	(株) バイオミ ストテクノロジー	香り及び親環境消毒 装備	親患經由物及び記録物消毒装置	(株) アイピアイ
	3	RNLバイオ	幹細胞を利用した細 胞治療剤	呼吸、小便を利用する乳癌または肺癌早 期診断法	(株) アイピアイ
	4	(株) CDネット ワークス	データ送信品質保障	クラウドコンピュータ (cloud computin g) 技術	ユミ特許法人

	5	(株) チョンパイ エムティ	教育装備及び位置追跡システム	低圧配船系統の接地測定方法及び装置	ユミ特許法人
	6	(株) MGモバイル	産業用PDA	産業用PDA	ユミ特許法人
	7	(株) ヒュテク 21	TV放送、移動通信カ バレッジ ソリュー ション	IP基盤の有、無線統合網構築	(株) インフォベ ース
	8	(株) アイティビ エムジ	デジタルデータ通信 放送システム	両方向データ放送サービスソリューシ ョン	(株) インフォベ ース
大田 (12)	1	(株) テイエネ プ	情報保安	遺伝子分析統合システム	特許法人テドン
	2	(株) エスピーエス	情報保安	廃油器物を利用したガス利用技術	特許法人テドン
	3	(株) エイティエ ン	情報保安	微細モ及び微細モを利用した歯ブラシ 製品製造技術	(株) アイピアイ
	4	(株) エムトゥエ ムコリア	情報保安	照明エネルギー管理システム及びスマ ートメートル システム	(株) アイピアイ
	5	BBC (株)	情報保安	次世代ハイパスサービス複合端末機	プラス国際特許 法律事務所
	6	(株) パイオニア	情報保安	待機電力節電のためSMPS技術	プラス国際特許 法律事務所
	7	(株) ブガンテ ック	情報保安	LCD及び半導体デバイスに使われるフォ トレジストストリッパー	プラス国際特許 法律事務所
	8	(株) キュディ ソルーション	情報保安	応用技術	(株) アイピアイ
	9	エセンティシ	情報保安	可変フィルター	(株) アイピアイ
	10	(株) ティティエ ム	情報保安	親環境的次世代動力システム自動車の 放熱部品及び素材技術	(株) アイピアイ
	11	(株) エスエナル	情報保安	地磁気センサーを利用した 車両の検地器術	(株) テクラン

	12	(株) ハギソニック	情報保安	家電機器の待機電力 取締り装置	(株) テクラン
	1	シリコンDNA	産業用粘着フィルム	シリコン及びシリコン 変成減圧粘着剤	(株) IPI
	2	(株) ヒュロム	紅参製品健康機能食 品	機能性原料として紅参/高麗人参素材	(株) IPI
	3	FMエグテック	土壌微生物制御など	親環境微生物農薬	(株) IPI
	4	(株) テックウ イン	防止及び各種機器	Chlor-Alkali公正を利用した 高濃度塩 素酸ナトリウム発生装置	(株) IPI
	5	(株) メタバイ オメドウ	歯科用機資材	MTA系統歯科用充電材	(株) IPI
	6	(株) デュボン	プラスチック難燃 材	非ハロゲン難燃再議製造方法	(株) IPI
	7	バニラアイス	木材ボード	木材ボード製造方法	特許法人イルム
忠北 (15)	8	メタルクラフト コア (株)	メタルクラフト機器	開閉式モーター設置	特許法人イルム
	9	(株) ポルリテ ク	ポリエチレン バル ブ	化学用合成樹脂バルブ	特許法人イルム
	10	(株) メディトク ス	ボトックス素材	Atopy dermatitis (アトピー皮膚炎)	特許法人イルム
	11	ミレナノテック (株)	光学フィルム	シート	特許法人イルム
	12	(株) ソドン	建設機器及び公正	下水及び浄水スラッジ	(株) アイピプル
	13	(株) エンベッ ディッドソリュー ション	移動通信端末機	圧電セラミック スピーカー	(株) アイピプル
	14	Jahwa電子 (株)	半導体	画像印刷機器定着装置	(株) アイピプル
	15	(株) ソン半導 体	LED	LEDに適用可能な放熱器術	(株) アイピプル

忠南 (6)	1	シンハンテック	自動車部品	ディーゼル車両の燃料噴射装置	アイピアイ
	2	シンウオンテック	自動車部品	自動車排気列回収装置	アイピアイ
	3	ゴボン	電動車椅子	個人移動手段	アイピアイ
	4	クルロテック	通信部品	シリカを利用した武器断熱材	アレックス特許事務所
	5	シティーネットワークス	通信部品	防水型光コネクタ	アレックス特許事務所
	6	STS半導体通信	半導体部品	System In Package	アレックス特許事務所
釜山 (10)	1	(株) チョンジネンテック	機械金属	急速開閉装置	ソンヨン特許事務所
	2	(株) 極東陳列	機械金属	自転車用後輪転覆防止駐車対	ソンヨン特許事務所
	3	プロモール エンジニアリング (株)	その他	ベントナイトリサイクル方法	ソンヨン特許事務所
	4	(株) デドン計測	その他(土木計測期)	土木計測期間連動向	ソンヨン特許事務所
	5	アクアセル(株)	機械金属	船舶バラスト水、電解水処理システム	ソンヨン特許事務所
	6	(株) ガンガサン	その他(キャンプ製品)	パズル型火鉢テーブル	(株) ウィンティスグローバル
	7	グァンドンFRP	化学バイオ	海外yacht設計技術	(株) ウィンティスグローバル
	8	クァンジン失業	機械金属(鉄鋼)	Steelの精密圧延	(株) ウィンティスグローバル
	9	The system	電機電子	バッテリー充電器	(株) ウィンティスグローバル

	10	(株) エジンコ メタル	機械金属	発電用ガスタービンエンジン用締結部 品	(株) ウィンティ スグローバル
大邱 (8)	1	(株) ケプ	自動車ワイパー	車両用フラットワイパーブレード	特許法人テドン
	2	(株) JVM	ATDPS製造(全自動精 製分類包装システ ム)	病院/薬局自動化ソリューション	特許法人テドン
	3	(株) ビエスジ ー	透湿・防水ラミネー ティング加工	ポリアラミト繊維に対する造成物及び 方法	ソンヨン特許法 律事務所
	4	(株) ブウオン 生活家電	家庭用電動ミキサー 製造、販売、サービ ス	ミキサー器用ブレード/シャフト	ソンヨン特許法 律事務所
	5	ミョンムン歯科 技工所	歯科起工物製造	インプラント用オボトメントスクリュ	ソンヨン特許法 律事務所
	6	京倉産業 (株)	自動車部品製造	車両用ウォッシャー額加熱装置	特許法人ダレ
	7	デドン工業 (株)	農業及び林業用 機械製造業	コンバイン脱穀及び選別装置	特許法人ダレ
	8	(株) サムコ	洗濯機用部品(防塵 機構、排水ポンプな ど)	電子製品用防塵機構	特許法人ダレ
慶南 (13)	1	(株) プマCE	機械金属	基礎土木工事用多目的ベースマシン	ソンヨン特許法 律事務所
	2	(有)創成精密	機械金属	風力発電用break	ソンヨン特許法 律事務所
	3	(株) ティケイ シ	機械金属	コントロールバタフライバルブ	ソンヨン特許法 律事務所
	4	三光機械	機械金属	車両乗車感向上装置	ソンヨン特許法 律事務所
	5	(株) シンジン	機械金属	タイタニウム合金ボルト	ソンヨン特許法 律事務所

	6	永豊電子 (株)	電機電子	航空機トロトル装置	(株) ウィンティ スグローバル
	7	(株) インポステ ク	情報通信	顔認識を利用した出入り管理システム	(株) ウィンティ スグローバル
	8	ムンテック株式 会社	情報通信	PLC gateway	(株) ウィンティ スグローバル
	9	(株) イエムテ ク	電機電子	マイクロスピーカーの高出力、高音質装 置	(株) ウィンティ スグローバル
	10	FDC (株)	機械金属	N2 blanketing system	(株) アイピアイ
	11	(株) シエスピ	機械金属	LPG複合材容器	(株) アイピアイ
	12	(株) チョンハ	化学、材料	複合手袋に対する複合素材	(株) アイピアイ
蔚山 (7)	13	(株) コテク	機械金属	インプラントのコーティング、 表面処理技術	(株) アイピアイ
	1	(株) イルグア ン	自動車部品製造	インライン コムパウンディン内蔵 射出整形システム	ソンヨン特許
	2	ジンミョン21 (株)	自動車部品、ポンプ	小型消防車	ソンヨン特許
	3	(株) ユソン	産業廃棄物収集処 理、肺電子製品リサ イクル、再生固体燃 料生産及び販売業、 廃油再生フィルタ ー、代替エネルギー 生産供給業など	温室ガス低減用高効率ナノ分離膜モジ ュール及びシステム開発	特許法人ダウル
	4	(株) ハンテク テクノロジー	自動車部品製造	燃料電池分離板の製造技術	特許法人ダウル
	5	エンバロテック (株)	シャント、トリメタ ル、電子ビーム溶接 サービス	異形/異種電子ビーム溶接機術	5T特許

	6	パウェルテクウ イン (株)	自動車消耗品電子総 合管理期製造、工場 自動化(FA)	自動車用センサー故障診断 システム	5T特許
	7	ハングゲノコム (株)	LED登記救済 (駆除) 作、街灯機構、景観 照明	多様な調度具現が可能なLED照明器具及 びグローブ	5T特許
慶北 (8)	1	(株) ソンジン テク	農業勇気界	多目的作物収穫機	(株) テクラン
	2	(株) エサ	上下水道設備、 汚水施工業	ろ過機	(株) テクラン
	3	ズイン産業 (株)	コンクリート2次製 品	コンクリートブロック	(株) テクラン
	4	(株) ハニルリ ュズ	ヨット及び船舶	高速断定	特許法人テドン
	5	(株) メガジェニ ムプルラントウ	インプラント	生体活性物質を搭載したインプラント	特許法人テドン
	6	(株) PNT	ロールコーティング ラミネーター	ロールコーティング装置	特許法人テドン
	7	ハンドンアレン シ	建設廃棄物処理、 アスファルトコンク リート、舗装工事業	再生アスファルトコンクリート	特許法人テドン
	8	(株) イゼンテ ック	クレーン	小型風力発電機	特許法人テドン
江原 (8)	1	(株) ゴファ	水処理機器	原形沈殿槽(駆動軸回転装置、スラッジ 除去装置、挟雑物除去用細目スクリーン 版)	(株) アイピアイ
	2	(株) シユメディ カルシステム	AED (自動救世動機)	拍動型人工心肺期T-PLS (Twin Pulse Life Support System)	(株) インフォベ ース
	3	(株) メディコ	医療機器(高圧酸素)	スライディング座席搭載自動	アレックス国際

		ルネット	治療期)	改廃ドアシステム (高圧酸素治療期)	特許法律事務所
	4	(株) サムIMC	建設/包装工事、施設維持管理業	ポリマーコンクリトウル利用した 矯面再包装工法	(株) インフォベ ース
	5	(株) ウェルビン エレス	植物性乳酸菌	プロバイオティクスを利用した高機能 性ジンセノサイドを 含有した発効紅参の製品化	(株) アイピアイ
	6	(株) スリテク	上下水管用パイプ	回転整形加工(Rotationmolding)を通 した精密レジャーボート製造方法	(株) アイピアイ
	7	(株) ニュボテ ク	上下水管用パイプ	CPVCパイプ製造方法	(株) インフォベ ース
	8	タイム産業	水冷式ロス	水冷式の焼肉機	アレックス国際 特許法律事務所
全南 (8)	1	(株) ユリム産 業	2次電池	陰極活性物質	特許法人ダナ
	2	JA建設 (株)	イオン除去	CDI原理を利用した 勇戦イオン除去	特許法人ダナ
	3	(株) 錦湖HT	LED照明	輸送装置のLED照明	特許法人ダナ
	4	(株) 先端環境	空気浄化装置	竹草液の気化式空気清浄機	ガオン特許法律
	5	(株) フィクス ン	波形降板印鑑 (道場 、塗装)	波形降板/鋼管塗装	ガオン特許法律
	6	(株) セッコ	移送ローラー	移送ローラー装置及び石炭保存組	ガオン特許法律
	7	(株) テッピョ ン塩	天日塩	伝統食品の製造方法	ソンソンチョル 特許法律
	8	BM生命工学研究 所 (株)	天然薬用植物	天然薬用植物の安定及び心身安定効果 製品	ソンソンチョル 特許法律
光州 (14)	1	(株) グローバ ルオートテック	特長自動車改造、電 気自動車製造	低速電気自動車コントローラー統合制 御システム	ガオン特許事務 所

	2	(株) ケイジェ イメディテック	インプラント製造	インプラント表面処理技術	ガオン特許事務所
	3	(株) Linux I T	赤外線基盤家電制御 機術	赤外線家電機器制御機術	ガオン特許事務所
	4	(株) CL	環境計測装置、有無 線通信	地下水統合制御システム	ガオン特許事務所
	5	(株) ハイコリ ア	建築内・外装断熱材、 冷暖房機製造	火災安全性が向上したカラー鋼管断熱 材	プラス国際特許 事務所
	6	(株) ニューロ コスメチック	化粧品及び被用医薬 品	感覚機能を調節する局所梯形イシリン の臨床的効能	プラス国際特許 事務所
	7	(株) ヒュモン テク	頭皮管理期、脱毛防 止剤	脱毛改善頭皮管理機器	プラス国際特許 事務所
	8	(株) 大徳GS	駐車管制装置、映像 監視装置	知能型映像監視システム	プラス国際特許 事務所
	9	(株) ムジン技 研	原子力設備及び機械	油圧ナット	プラス国際特許 事務所
	10	(株) ティジキ ュブ	フォト用紙、フィル ム	写真印刷機術	特許法人 新世紀
	11	(株) SOS	乳児用哺乳瓶	機能性乳母車	特許法人 新世紀
	12	(株) FTS	映像射撃システム、 実弾射撃システム	鉄と特殊物質を利用した弾頭回収装置	特許法人 新世紀
	13	(株) セマンテ ク	歯科用医療機器、 インプラント	デジタルドアロック	特許法人 新世紀
	14	(株) ジュンソン ENR	太陽光/風力 電力転換期	ハイブリッド発展システムの中央制御 機	特許法人 新世紀
全北 (10)	1	(株) ロードシ ール	建築及び土木 建設資材	ゴム化アスファルト式防水材、これを含 む施行方法	プラス特許 法律事務所

	2	アイディアル	いびき睡眠無呼吸防止装置、呼吸補助器具製造	いびき及び睡眠無呼吸防止装置	プラス特許法律事務所
	3	(株) ヒュベッ	前臨床実験、診断キット研究開発、機能ソノヒョビーム評価	天然物由来健康機能食品擬製品シリーズ開発のための特許分析	プラス特許法律事務所
	4	ティクスビジョン (株)	知能型形状分析交通安全地図システム、鉱山業通信用機資材	全方向船舶安全監視用映像レーダー開発	プラス特許法律事務所
	5	(株) キャノル	LPG車両タンク、鉄道車両/商用車燃料タンク	LPG車両用アルミニウム燃料タンク開発	H&H特許法律事務所
	6	(株) クールテナー	低温貯蔵庫製造	小型高性能熱交換器及びPCMを活用した低温冷却方式	H&H特許法律事務所
	7	(株) ティユエイエナイ	アルミ製品、船舶部品、鉄道車両部品、自動車部品	バス用アルミニウム車体製作技術	H&H特許法律事務所
	8	ハンサムコラ (株)	塩素投入機、STS円筒形水タンク製造	水車薬品投入機	ソンヨン特許法律事務所
	9	(有) ウォンジンエンビーテック	除塵機及び乾燥器	熱媒体のボイラーとヒットパイプ、熱伝達に対する調査分析	ソンヨン特許法律事務所
	10	サムスンCNS	情報通信工事、映像CCTV、構内放送	水中の地下浄水処理場分	ソンヨン特許法律事務所
済州	1	(株) インフォ	情報通信機器	農産物生産履歴管理システム	(株) ウィンティ

(5)		マインド	応用ソフトウェア		スグローバール
	2	(株) トアムエンジニアリング	建設、サービス	スマート分電盤	(株) ウィンティ スグローバール
	3	Swaterテック	超音波機器	製造方法	(株) ウィンティ スグローバール
	4	株式会社トダム	済州ミカンコーヒー	天然薬用植物定及び心身安定効 果製品	特許法人 テウン
	5	(株) 創造パイ オテク	飼料添加剤	低速電気自動車コントローラー	特許法人 テウン

ハ. 評価及び発展方向

地域特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台にした技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品政策などを支援する特許スター企業を2010年には108社育成し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進する。

2009年には慶北、蔚山、ソウル知的財産センターで新規に特許情報総合コンサルティング事業を推進し、全部で16の広域自治体、16の地域知的財産センターで地域中小企業の技術開発及び事業化を地域現場で支援した。2010年には従来の広域地方自治体のみ事業費マッチングをしたことを基礎地方自治体とも事業費マッチングを通じて同事業に参加できるようにした結果26の基礎地方自治体がマッチングを通じて特許総合コンサルティング事業に参加することになった。(マッチング金額1,096百万ウォン)

また、一方的な支援形態から脱し、各地域の知財権ニーズと特性に従って知財権支

援の規模及び方式を変更し、需要者中心のOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供する計画である。

2. 中小企業の知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・ソクヒョン

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会へ進入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権創出・活用・保護を積極的に推進している。従って、輸出を根幹にしている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で、極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内又は海外営業において製品と関連した優秀特許の確保、競合社との知財権紛争可能性など知財権関連の懸案を認識し、当面の問題の解決策に対して特許庁への持続的な問い合わせがあった。中小企業を対象にコンサルティングを支援する前に、特許庁は主に担当審査部署で個別的に電話相談を行ったが、該当企業に体系的な支援はできていなかった。

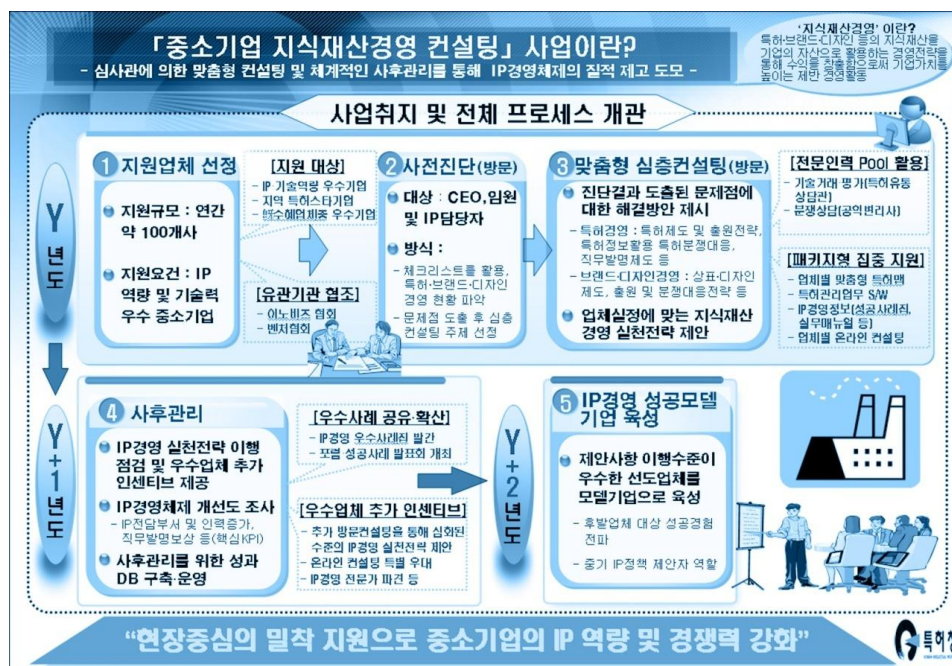
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力強化を通じて韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供して良い反応を得た。特許庁は特許以外に、商標、デザインに対する中小企業のコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007

年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の場合、中小企業支援事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。³¹特許庁の中小企業対象の知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専担人材と地域知的財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専担組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型深層コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専担人材だけでなく、公益弁理士、弁理士など民間のIP専門家を活用したコンサルティングを実施する。

<図Ⅲ-2-8> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



³¹ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/ を参照

ロ. 推進内容及び成果

2006年から2010年まで約400企業を対象に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。コンサルティングにより、自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がさらに体系的に進行されるように特許マップ及びIP経営戦略報告書を提供した。

コンサルティングを提供する中で、中小企業は持続的なコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)支援などを求めてきた。このような企業からのニーズを反映し、オンラインコンサルティングのためのポータルサイト(www.ipp.or.kr)、特許管理S/Wを開発し、コンサルティング支援を受けている企業に提供した。

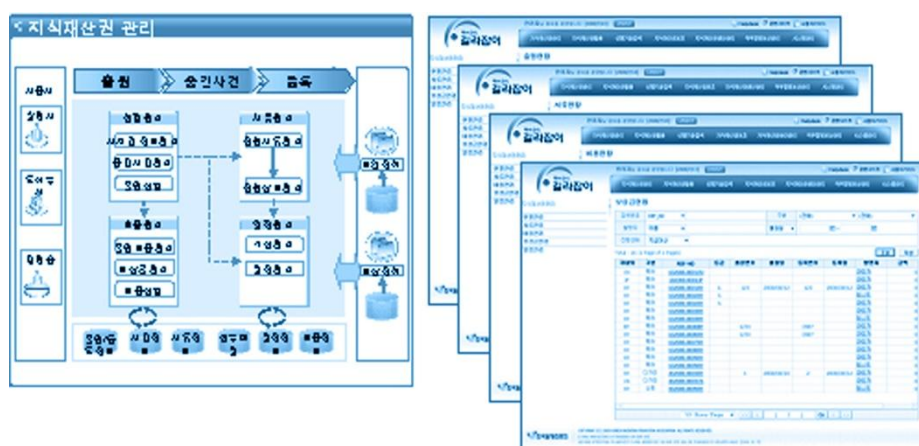
オンラインコンサルティングのためのポータルサイトは知的財産の創出・活用・保護及び専門人材の養成事業など知的財産経営全般に対するオーダーメイド型の政策情報を提供して国内IPポータルサイトとしてのプレゼンスを確立し、中小企業の追加コンサルティング要求に対応及び補完するためのオンラインコンサルティングネットワークの構築を通じた常時コンサルティング体系の構築及びコンサルティング業務効率を向上させるために開発された。知的財産経営関連の紹介、知的財産経営関連の最新ニュース、IP経営自己診断機能の提供など様々な機能を提供する。

<図Ⅲ-2-9> 知的財産経営ポータルサイト



特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムで、中小企業の知財権業務効率の増進を目的として開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて企業の知的財産経営の能力を強化することができる。

＜図Ⅲ－2－10＞特許管理S/Wの実行画面(例)



コンサルティング以降も「中小企業の特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明報償手続きガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供して、企業のCEOと担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明報償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

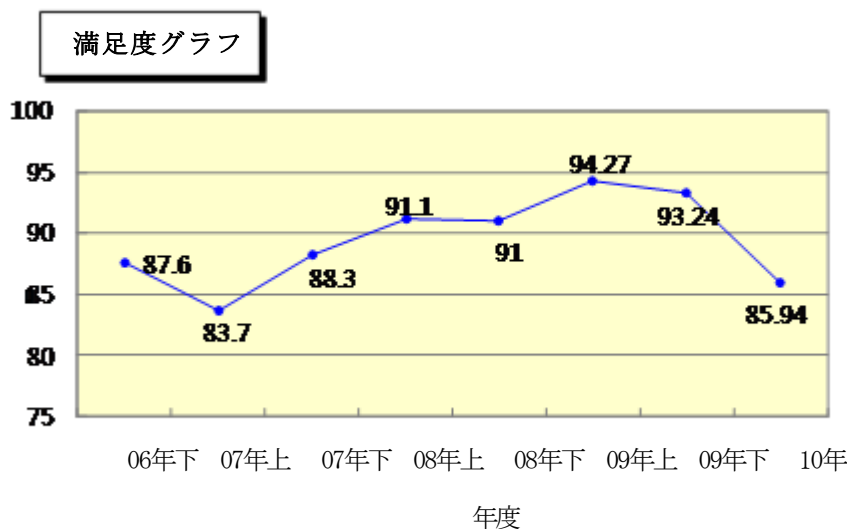
ハ．評価及び発展方向

中小企業に対する知的財産経営コンサルティングの提供及び中小企業知的財産経営の基盤構築を通じて、中小企業が優秀知財権を確保し、独自の知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象

に、支援に対する満足度調査よりコンサルティングについて高い反応が確認できた。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると思う。ただし、2010年からは完成度高い知財経営コンサルティング実行のため、満足度調査項目をさらに具体的に体系化して再設定し、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まることによって前年対比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は続けて増加している実情である。

これは中小企業CEOより、コンサルティングの所感を特許庁長宛てに送ってきた手紙でも表れている。

＜図Ⅲ－2－11＞中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



年度
＜図Ⅲ－2－12＞中小企業CEOからのお礼状

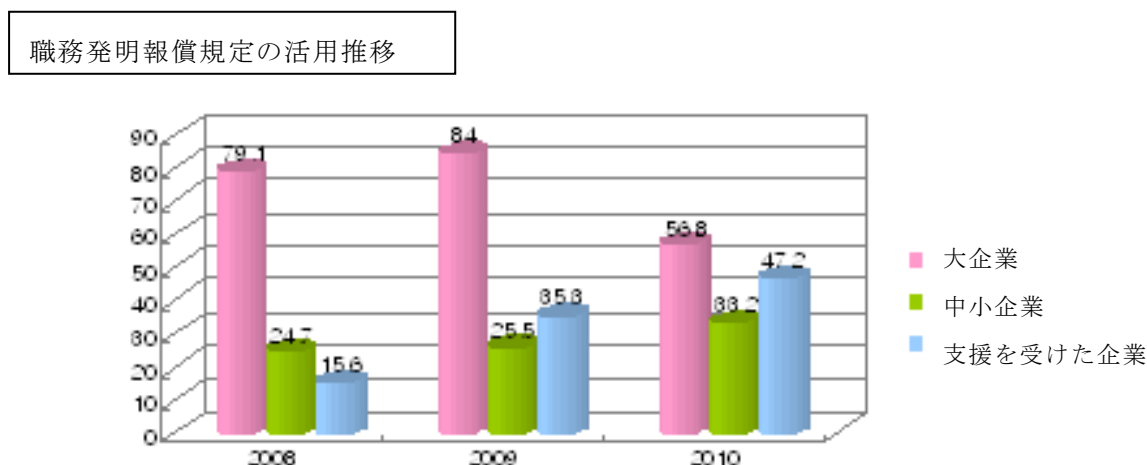
안녕하세요.
(현) 예일전자 대표이사 강윤규입니다.
지난 12월 11일 한양대관에서 금상을 수상하여
청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
청장님을 뵈게 되어 영광입니다.
폐사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영 컨설팅
지원을 받으며 특허의 질을 한 단계 높이게
되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
특허 map의 중요성을 알았습니다.
또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
받고 있습니다.
폐사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
열심히 노력하겠습니다.
청장님! 새해 복 많이 받으시고
건강하세요.
감사합니다.
강 윤 규 드림

弊社は特許庁が施行中である知的財産経営コンサルティング支援を受けたことで特許の質を更に高めることが出来ました。これまではただ出願さえすれば良いと思っておりましたが、今は特許戦略と特許マップの重要性に気付きました。また、仁川で特許スター企業として選定され、PMの支援も受け、営業に大変役立ちました。

弊社も特許強国を目指す上で少しでも役に立てるよう頑張っております。

ほとんどの中小企業の経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用すると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業が2010年末知的財産経営体系企業の職務発明報償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明報償規定の活用現況を企業類型別にみると、大企業は27.2%ポイントの減少であるが、中小企業は7.7%ポイントの小幅増加となった。コンサルティング支援を受けた企業は11.9%ポイントの増加となり、コンサルティングがCEO及び企業の認識転換に一助したことが分かる。

＜図Ⅲ－2－13＞企業の類型別の職務発明報償規定の活用推移



その他にも、パッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、IP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣するなど集中的に支援したことで、国内中小企業の実情に適合した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営の全部門にわたって総合的な支援を受ける。支援を受けた企業は短期的な知財権分野の懸案を解決することができるのはもちろん、企業の中長期IP経営計画を立てられるようになり、基礎体質の改善はもちろん、企業の競争力強化にも大きく役立つものと期待される。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングとの連携を支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

添付： 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

○ 特許経営コンサルティング	
特許経営 一般	－特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度 及び 出願戦略	－特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求の範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の 活用	－先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の 対応	－企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明 (公益弁理士の協力)
特許事業化及び 取引・評価	－特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策を紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	－改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明報償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導

○ ブランド経営コンサルティング

ブランド経営 一般	ーブランド経営の重要性及び導入の必要性 ー先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	ー商標制度、出願手続き・戦略の紹介 ー商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	ー先行商標調査などの商標検索方法の説明 ー企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	ー商標分野の国内外紛争事例の説明 ー紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

○ デザイン経営コンサルティング

デザイン経営 一般	ーデザイン経営の重要性及び導入の必要性 ー先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	ーデザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 ーデザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報 の活用	ー先行デザイン調査などのデザイン検索方法の説明 ー企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争 の対応	ーデザイン分野の国内外紛争事例の説明 ー紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

添付2：知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容



의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 허만기부터 케이를 광고를 시작으로 지적재산권, 나아가서는 특허·저작권·TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 집력을 기울여 시장에서 선두지위를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고의 기술을 자부하는 자들의 기술력에 안주하지 않고 다양한 분야에 진출이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적으로 집력을 기울일 것입니다.”

지난달 비철합금소재에 공차 후원자로 나선 것도 그러한 홍보 전략의 하나. 허만기에는 값지지만 광고를 비롯해, 케이를 TV 3개 채널, 지하철, 네이버 카툰드 광고 등 골목길 인홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 집품, 전 세계 제약업계에서 자리매김할 터

황석준 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것은 ‘무엇보다 우리 회사의 생장제품이 내입에 100% 만족하는, 1등 제품이어야 한다’는 것이다.

“내가 만든 제품이 자신감이 있어야 국내는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 제품을 비롯하여 세일즈 360도 전직원은 우리 제품이 일제 1등 제품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대가가 주어져 있지 않아도 모두가 품을 붙쳐 미래의 꿈을 위해 매진할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금은 중소기업으로서 힘들지만 회사 성장과 함께 산설 될 때

기업 못지않은 대우를 해줄 것을 약속하고 있습니다.”

한편 인터뷰 일미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨으로 활동한 황석준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 신진적인 중소기업의 성장 환경에 대한 바람의 마음을 전했다.

“현재 시판중인 제품의 브랜드명이 아니센스입니다. 하지만 처음에는 아이센스라는 브랜드로 등록을 했었지만, 그 반대 8개월 만에 ‘링카’가 나왔습니다. 포스너, 라벤, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 급전 손실은 물론 사업 일정에도 차질이 불가피해 잠시 전략을 수정을 결정했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 중소기업 특허 컨설팅사업에 참가하게 되었는데 급전적 지원과 더불어 전심 어린 도움을 받으면서 제 입장에서 정말 큰 힘이 된 경험이 있습니다. 모두가 중소기업 특성을 강조하지만 말로만 중소기업 특성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 전정으로 중소기업에 도움이 되는 중소기업이 이루어졌으면 하네요 바람입니다.”

의료비즈니스, 화장품비즈니스 등 경영을 국내에서 비즈니스와 함께 전 세계를 돌며 많은 특성과 CEO, 장석준 사장, 그는 이제껏 돈을 찾아서 일한 적은 한 번도 없었다고, 단지 하고 싶은 일을 찾아서 최선을 다했노래 고백한다. 그리고 그런 그가 지금 “가식성 필름 원천기술을 활용, 전 세계의 제약업계에 이를 하라는 난기였다”는 뜻을 향해 뛰고 있다. 황석준 CEO, 장석준 사장은 자신이 그가 꿈인 “블루오션”의 세계에서 마음껏 나래를 펼치기를... 기대한다.

☎02-400-7007

3. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ジョンギョン

イ. 推進背景及び概要

地域所在の中小企業はブランド・デザイン開発の際、予算及び専門担当者不足を訴えており、開発人材の非専門性及び権利化に関わる認識不足により、紛争などへ積極的に対応することができない実情である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%2007Design Census、KIDP)地域ブランド・デザイン価値向上事業は、このような要求を積極的に解決するために地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年から始まった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 事業概要

地域ブランド・デザイン価値向上事業の目的は、地域中小企業にブランド・デザイン経営コンサルティングを実施することで、ブランドと製品デザイン開発支援事業による企業の経営環境を改善し、知財権を強化することによって地域の働き口の創出と地域経済活性化を目的としている。

同事業は地方自治体でとって、国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)するようにし、事業に対する効果性と責任性を担保して、地域別の特性に符合する事業支援を通じて地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2010年にブランド事業は、11地方自治団体、デザイン事業は、9地方自治団体とマッチングファンドを構成して運営した。

<表Ⅲ-2-14> 2010年地域ブランド・デザイン価値向上支援地域

	地域センター(事業運営 英気(靈気)観)	住所	マッチング金額		備考
			ブラン ド	デザイ ン	
大田	大田知識財産センター(大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	1.5億	2億	ブランド/デザイン
釜山	釜山知識財産センター(釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	1億	0.7億	ブランド/デザイン
仁川	仁川知識財産センター(仁川商工会議所)	仁川市南洞区ノンヒョンドン447	2億	2.1億	ブランド/デザイン
大邱	大邱知識財産センター(大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	1.8億	0.7億	ブランド/デザイン
忠北	忠北知識財産センター(清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	2億	0.7億	ブランド/デザイン
江原	江原知識財産センター(江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29番地	1億	0.7億	ブランド/デザイン
全南	全南知識財産センター(木浦商工会議所)	全南木浦市中東2が1番地	1.5億	0.7億	ブランド/デザイン
光州	光州知識財産センター (韓国発明振興会 光州支会)	光州市光山区道泉洞621-15 中小企業振興センター 2階	1億	0.7億	ブランド/デザイン
全北	全北知識財産センター(前週商工会議所)	全北全州市完山区電動2が140-11番地	1億	0.7億	ブランド/デザイン
済州	済州知識財産センター(済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	1億	-	ブランド

ソウル	ソウル知識財産センター（ソウル産業通商（通常）振興院）	ソウル市麻浦区上岩洞DMC 産学協力センター	1億	-	ブランド

ハ．推進内容及び成果

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、まず、ブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供、二番目は、地域ブランド・デザインスター企業育成、三番目は、地域中小企業のブランド・デザイン開発支援の三つの細部事業で構成されている。

成長潜在力がある地域の有望中小企業を発掘してブランド・デザイン集中支援を通じて、地域のブランド・デザイン代表企業として育成し、地域に良質の働き口創出と地域経済活性化に一助となっている。

1) ブランド・デザインコンサルティング及び開発支援

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援までOne-Stop総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは、地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントにより、行われる。コンサルティングのために2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。

まず、ブランド・デザインコンサルティングは、ブランド・デザイン専門知識と開発能力が弱い地域中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方針案などを提供することによって、ブランド・デザイン経営強化にポイントを置き、コンサルティング過程より、必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願費用支援などを含んでいる。

ブランド・デザイン開発支援は、専門人材及び開発資金が不足する地域の有望中小企業を対象に、企業の地域的特性に適合したブランド(CIまたはBI)とデザイン(製品または、包装)を開発して権利化を支援する事業であり、2010年には、11センター(ソウル、仁川、江原、忠北、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北、済州)でブランド経営コンサルティングは1,684件、出願費用支援は1,336件、ブランド開発は71件を支援し、14件の地理的表示団体表装を支援した。

また、9センター(仁川、江原、忠北、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北)でデザイン経営コンサルティングは、1,290件、出願費用支援は701件、デザイン開発は78件を支援し、7件のデザインマップを支援した。

＜表Ⅲ－2－15＞2010年の地域ブランド事業の支援企業の現状

センター	企業名
仁川	(株) チョイステクノロジー、(株) ナスケム、チディテク(株)、(株) キョンイン機械、(株) ティエムコリア、(株) ソロモンスポーツ、(株) アールエフテックワン、(株) ワールドドリーム、トルウル、(株) ケドエンソプト
ソウル	(株) シャボ、(株) エコカ、(株) アイティビエムジ、(株) イントロメディク、(株) キルラシエナイ
大田	(株) エスエナル、(株) ブルーアンド、(株) トップ、(株) チョリン、(株) チョアステク、チャンシン情報通信(株)、(株) モシンバイオテク、(株) プガンテック、(株) パイオニトリジェン
忠北	(株) コースメーカコリア、(株) アイエネス、デヨン食品(株)、(株) 生活樂園、(株) カシ食品、(株) FMエグテク、(株) JSM、(株) Jahwa電池、(株) 韓国インターネット、(株) MCS、(株) 声優特長
釜山	(株) 大糾弾イズ、(株) シュメクス、タコス、西進産業
大邱	(株) エコー、(株) セシン精密、(株) ヒョンデ技電、(株) BSG
江原	(株) AZI、ソラクサン紅葉パン、(株) ウェルビンLS、タイム産業、(株) チョンウテエム、(株) ウィットビ、(株) キュテク、サムスン生薬(株)、(株) オトケア

全南	(株) Dania、(株) ドールF&B、メール食品 (株)、(株) テッピョン簾金、(株) エスアルシ、(株) MK、(株) あざらし産業
光州	(株) ナヨンサノプ、(株) エコウォクス、(株) ヒュモンテク、(株) 韓国麦食品
全北	(株) ジンソン企業、(株) ロドシル、(株) パイカン、(株) トレディオ、エリディエスティ、(株) もやし営農組合法人、バイハーブ (株)、マイサン紅参営農組合法人、(株) ヒューマンドリーム、(株) ラパエルライブ、(株) オプトウエル、(株) アレムティ、クルロエネム(株)、(株) メクインターナショナル、アイディアル
済州	(株) アイジエス、(株) シエチディ、(株) 済州ローヤル食品、(株) 青い済州、ECO (株)、e済州営農組合法人、ドゾンシステム、(株) ハルラサン

＜表Ⅲ－2－16＞2010年の地域デザイン事業の支援企業の現状

センター	企業名
仁川	(株) チョイステクノロジー、(株) ナスケム、チディテク(株)、(株) 3国産業、(株) エネコ、(株) オトウエル、ロゴスクラフト、(株) ゴウンエンジニアリング、(株) トイルロ、(株) ケドエンソプト、(株) イェスキン、(株) チョビン地上、(株) アールエフテックワン、(株) GMIT、(株) ビジョンエックスコリア、(株) 東洋テクノロジー、(株) セロンジョンボトンシン、ノックステック、(株) コリー、(株) ソロモンスポーツ
大田	(株) 科学技術分析センター、(株) パイオニュトリジェン、(株) ビットコ、(株) エセテル、(株) オミクシス、(株) チョアステク、タウムコステク、(株) モシンバイオテク、パイオジェニクス、ユニプルラテク
忠北	(株) HMAX、(株) パウレプ、(株) 建国生活健康、(株) ポルリテク、チェチョン漢方薬営農組合、エンベッディドソリューション、クリンパムテク、ジンミ、チョンサ青蜜
釜山	タコス、(株) イセンデンタル、アミ失業、(株) 青い食品
大邱	(株) ヒョンデ技電、(株) オトクロバ、(株) ブウォン生活家電、(株) KCW

江原	(株) AZI、ソルレウォン、ソラクサン、(株) ウィネクスグルロボル、(株) ウェルビンLS、サムスン生薬(株)、(株) GA、(株) イノポニ、第一エンジニアリング(株)
全南	(株) Dania、(株) 太平簫金、(株) PMK、BM生命工学研究所、バイオテック(株)、(株) シンアングリーントテック
光州	(株) ナヨンサノプ、(株) エコウォクス、(株) スーパー、ガンチョン、(株) SOS、(株) バイオニクス、ウェルロ
全北	(株) ジンソン企業、(株) ロドシル、(株) ツルゲム、(株) アラムソリューション、マイサン紅参営農組合法人、(株) ティエネス、(株) ヒューマンドリーム、エコプラス、農業会社法人(株)、(株) ラパエルライブ

2) 地域ブランド・デザインスター企業育成

同事業は、選択と集中を通じて地域ブランド・デザインスター企業を育成して地域中小企業の知財創出・活用のために努力している。

地域ブランド・デザインスター企業育成の目的は、成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘して出願費用、ブランド・デザイン開発、デザインマップなどを集中支援し、地域の代表的な企業として育成することにより、地域競争力を向上することである。

2010年にブランドスター企業の39社、デザインスター企業の31社など計70社のブランド・デザインスター企業が発掘・育成された。

大邱に所在している生活家電専門企業である(株) ブウォン生活家電は、デザイン開発及び権利化、海外デザイン出願費用などを支援され、前年対比輸出額が69%増加し、国内のグッドデザイン(GD)マークのみならず、世界3代デザインアワードの「レッドドットデザインアワード(Red dot Award)」を受賞し、これを製品パッケージに表記することによって消費者信頼度を高めた。

＜表Ⅲ－2－17＞2010年のブランド・デザインスター企業の現状

連番	センタ 一名(業 者数)	業者名	所在地	分野(業種)	備考
1	ソウル (3)	(株) シャポ	鍾路区八判洞35-1 白月 ビルディング3階	帽子/雑貨	ブラ ンド
		(株) エコカ	衿川区加山洞147-19	電気二輪車/製造	
		(株) アイティビエ ムジ	瑞草区蚕院洞76-4 ウジ ンビルディングB1	インタラクティブT V ソリューション 開発	
2	仁川 (8)	(株) チョイス テクノロジー	南欧桃花1洞592-5 仁川I Tタワー1102号	電機電子(ポインタ ー)	ブラ ンド
		(株) ナスケム	西欧石南洞223-427	アウトドア商品	
		チディテク (株)	富平区清川洞190-28 2F	電機電子(ヘッドセ ット)	
		(株) キョンイン 機械	中区港洞7が53-1	冷却塔	デザ イン
		(株) チョイス テクノロジー	南欧桃花1洞592-5 仁川I Tタワー1102号	電機電子(ポインタ ー)	
		(株) ナスケム	西欧石南洞223-427	アウトドア商品	
		チディテク (株)	富平区清川洞190-28 2F	電機電子	
3	江原 (6)	(株) AZI	春川市後坪洞198-53 バ イオ産業振興院320号	機能性化粧品(アト ピー)	ブラ ンド
		(株) ジョンウTM	原州市台庄洞1720-26 医 療機器産業技術団地1棟 114, 115号	医療機器	

		雪岳山紅葉パン	束草市朝陽洞1034-49清 楚プラザ117号	食品	デザ イン
		(株) GA	原州市台庄洞1720-18	LED照明製造 (電気・電子)	
		サムスン生菓(株)	春川市後坪洞198-53生 物産業ベンチャー企業 支援センター304号	健康食品、その他加 工食品製造 (化学・食品)	
		(株) イノポニ	原州市牛山洞566-5	事務用椅子製造・販 売	
4	忠北 (9)	(株) コースメー カコリア	清原郡玉山面竹籬136-1	化学生命(化粧品製 造)	ブラ ンド
		(株) INS	清原郡玉山面竹籬136-1	化学生命(プラスチ ック製造)	
		デヨン食品(株)	報恩郡報恩邑302-1	食品 (食品、農水産物、 その他通信販売)	
		(株) 生活楽園	清原郡オチャン邑ソン グ理316-9	化学生命 製造、卸売(事務及 び生活安全用品)	
		(株) カン食品	陰城郡大所面副倫理370	食品製造 (そうめん及び五色 そうめん類)	
		(株) パワーラッ プ	清原郡江内面110-30	合成樹脂(ビニール ラップ)	デザ イン
		(株) 忠北焼酎	清原郡内秀邑牛山里 503-7	製造	
		(株) ポルリテク	清原郡江外面153-1	製造	

		(株) デュボン	清原郡江内面357-6	化学生命 (化合物及び化学薬品)	
5	釜山 (6)	(株) デソンTOYS	沙下区新平洞484	玩具製造(自動車及びブロック)	ブランド
		(株) シュメクス	江西区大渚1洞378-3	履物	
		(株) タコス	沙下区槐亭4洞1126-14	乳児安全用品 高齢化親和用品	
		(株) イセンテントル	水営区広安洞115-1	歯自動化製作機器 歯科インプラント 補綴物	デザイン
		(株) デソンTOYS	沙下区新平洞484	玩具製造(自動車及びブロック)	
		(株) アミ失業	沙下区長林洞980-61	医療補助機及び保護帯、高齢親和用品	
6	大邱 (8)	(株) エコーウィ ン	達西区保算洞1-11先端 産業支援センター208号	化学生命(天敵及び 生物農薬)	ブランド
		(株) 細身精密	達西区長洞404-25	電機電子 (歯科用ハンドピース)	
		(株) 大経物産	東欧、新川3洞281-16	衣類製造(女性衣 類)	
		(株) BSG	北区蘆原3街20-1	化学生命	
		(株) オトクロバ	達城郡論工邑北リ1-21	自動車部品、用品	デザイン
		(株) ブウォン生 活家電	達西区巴湖洞92-19	台所用品	
		(株) KCW	達西区葛山洞358-86	自動車部品、ワイパ	

				ー	
		(株) ヒョンデ技 電	達西区長洞404-25	油圧プレス	
7	全南 (8)	(株) Damia n	海南郡溪谷面反計理 18-6	食品(茶)	ブラ ンド
		(株) ドールF&B	求礼郡光義面715-2	食品(穀類加工, 茶)	
		メイル食品(株)	順天市書面292	食品(醤油類)	
		(株) テッピョン 塩	新安郡曾島面大草履 1650-37	食品(天日塩)	デザ イン
		BM生命工学研究所	順天市海龍面栗村縁生 産洞A202	化学生命(医療機 器)	
		バイオテック(株)	木浦市蓮山洞1236-5	食品(機能性塩)	
		(株) 新案グリー ンテック	順天市仁月洞58-24	機械金属	
8	全北(6)	(株) テッピョン 塩	新安郡曾島面大草履 1650-37	食品(天日塩)	デザ イン
		(株) ジンソン企 業	任実郡新平面多理309	組み立て金属製品 製造	ブラ ンド
		(株) ロドシル	全州市徳津区鎮北洞 1044-5	アスファルト界製 品	
		(株) バイカンヌ	完州郡参礼邑後整理409	自転車製造	
		(株) 真性企業	任実郡新平面多理309	組み立て金属製品 製造	デザ イン
		(株) ティエネス	完州郡伊西面イムン里7 11	道路交通安全/屋外 広告	
		一日の朝	全州市完山区中華山洞2 が528-1	韓食弁当製造	

9	光州 (6)	(株) エコーワ クス	北区斗岩洞771	化学生命	ブラ ンド
		(株) ヒュモンテ ク	北区龍鳳洞全南大学校 産学協力2冠302号	電機電子	
		(株) ナヨン産業	光山区鰲仙洞270-106	電機電子	
		ガンチョン	西欧楓岩洞802-1	化学生命	デザ イン
		(株) SOS	北区五龍洞1110-10朝鮮 大学校先端産学キャン パス104号	電機電子	
		(株) ナヨン産業	光山区鰲仙洞270-106	電機電子	
10	大田 (7)	(株) ドクイン	儒城区花岩洞63-7	研究及び開発(産業 機器)	ブラ ンド
		(株) シンジ	大徳区中里洞49-1シン ジビルディング1階	電機電子(美容機 器)	
		(株) チョアステ ク	儒城区長洞171韓国機械 研究院7棟239号	電機電子(温水機 器)	
		(株) ユニプルラテ ク	儒城区文旨洞104-10	電機電子(発熱ベス ト)	デザ イン
		(株) シンジ	大徳区中里洞49-1シン ジビルディング1階	電機電子(美容機 器)	
		(株) ユニプルラテ ク	儒城区文旨洞104-10	電機電子(発熱ベス ト)	
		(株) エセテル	西欧屯山洞1286僻姓ビ ル3階	電子通信(端末機)	
11	済州 (3)	(株) IGS	済州市1棟4-8済州イテ ク産業振興院	天然化粧品製造	ブラ ンド
		(株) 済州愛農水	済州市旧左邑杏源里	天然化粧品製造	

	産	542-5	
	(株) アートピキ ュー	済州市寧坪洞2170-1先 端科学技術団地スマー トビル306号	キャラクター開発 及びライセンス

ハ．評価及び発展方向

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘して出願費用、ブランド・デザイン開発などを集中支援することにより、2010年ブランド・デザインスター企業70社を育成した。地域ブランド・デザイン価値向上事業は、ブランド・デザイン開発と権利化過程で困難を経験している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保への支援を行い、特許とともに強い知的財産権を保有した強小企業として育成している。

2011年からは、ブランド・デザインスター企業をIPスター企業として統合して選拔し、グローバルIP強小企業として復活するように特許、ブランド、デザインを統合的に支援する形態で発展させた。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 ゴン・ジョンイ

イ．推進背景及び概要

所得水準の増加により、消費者が製品を選択する基準が機能と価格からブランドやデザインに順次的に移され、我々の経済生活に密接な手段として作用していることは周知の事実である。これは、技術水準の平準化が深刻化される一方、個性や好みなどを重視する消費者の関心が移動する変化により、企業の売上増加のための経営活動のうち、ブランドを広報する費用増加が大幅に増えている。

しかし、企業財政が弱い中小企業の場合、莫大な資金を入れて自社ブランドで大企業と競争して海外市場を開拓することは、限界がある。また、英語圏先進国の場合、既にほぼ成長が完了したり、市場が成熟しているため、中小企業が市場を先占したり、ニッチ市場を探し難い状況である反面、非英語圏市場はグローバル競争に比較的露出されていない状態であるため、中小企業にとっては新しいチャンスの市場である。

そこで、特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を助けようと、非英語圏ブランド開発支援事業を実施した。2008年にパイロット事業として始め、非英語圏国(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出し、進出予定の売上額30億ウォン以上又は、輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、国庫補助金80%、企業負担金20%のマッチング方式(現金)で、約45百万ウォン程度で支援している。特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん、登録を可能にした。

ロ. 推進内容及び成果

2010年度には、17企業の現地語ブランド開発を支援した。選定対象企業を調べれば小企業が6社、中企業が11社で非英語圏現地ブランド開発分布結果は、中国10件、ロシア2件、中東アジア3件、南米2件となった。

中小企業事業説明会を通じて事業に参加しようとする事業参加者の事業理解度を向上する一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整し、中小企業の事業満足度を向上させた。

また、事業実施社と中小企業間のコミュニケーションが円滑にするように直接的な意見交換が行われることができる体系を構築した。ブランド経営戦略樹立(現地事情及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略樹立及びネーミング開発など)、ブランド・デザイン開発(デザイン開発戦略樹立及び基本デザイン開発など)、現地出

願費用支援(現地国家出願及び事後ブランド教育など)等を実質的なオーダーメイド型ブランド開発のための支援を、ブランド需要者の中小企業に実施している。

＜表Ⅲ－2－18＞非英語圏のブランド開發現状

連番	企業名	進出品目	進出国	開発全（前）	開発後
1	コースメーカー コリア	色調化粧品	アラブ		
				[فن التجميل (Artio)、アティオ] ‘Art’ + ‘io’ 森の女神というスイス語で、自然の美しさを親芸術で連想化したブランド	
2	ハンソンフー ド営農組合	ゆず茶	中国		
				[柚苑、ハンヨウィアン] 韓国ゆず茶と共にする美しくてロマンチックな集い場所を意味して素敵な感じを与えるブランド	
3	ケプ	ワイパー	中国		
				[瑞希、ルイシオウ] 希望的で楽しい感性満足と、‘Bring new way’ メッセージを持っているブランド	

4	メイル食品 (株)	醬油類	ロシア		
				[ДженДжен (JenJen)、チェンジェン] ‘JenJen’ をロシア語で音がするにつれ翻訳、親環境自然の意味	
5	メディトクス	医薬品	南米		
				[Neuramis、ニュラミス] 真の美しさを追求し、若くて活動的であり 元気な美しさを表現するフィラーブランド	
6	システムDND (株)	エンジニアリング	アラブ		
				[EPISROM、エピストム] 完璧な制御機能のEPISTOMの革新的技術意志を表現したブランド	
7	(株) シコ	電子製品	中国		
				[= 可 (CICOCICI)、種鼻種種] ‘C’ を浮び上がる太陽化一緒に表現して、 国内で世界へ伸びていく企業の未来を形象化	
8	エイエマイ	化粧品	中国		

				[Forêt des Orga、フォーレデオガ] 緑色の森のようにさわやかな純粋天然化粧品 品の高級なイメージで親環境と天然の哲学 を守って行くブランド	
9	オトクロバ	自動車部 品	アラブ		
				[أوتوحظ (utuhadz)、ウトハツツ] オトクロバ製品のブランドイメージを象徴 的に表現し、‘幸運の自動車’という意味	
10	(株) イノボニ	椅子用品	南米		
				[Inobles、イノーブレス] 安らかな革新、発音がやさしくて高級な家 具を連想させるブランド	
11	(株) ゼニック	マスクパ ック	中国		
				[雪魅 (Cel-Derma)、スエプメイ] 雪のように白くてきれいな魅力的な皮膚を 連想させるブランド	
12	(株) ジンヤン オイルシール	オイルシ ール	中国		

				[JINCO、ジンコ] 顧客と一緒にする信頼性ある企業イメージと人類普遍的価値を追求する方向性表現	
13	ジンヨンアパレル	衣類	中国		
				[芽、インア] ‘富の開始は今から’ という意味、社会の第一歩を踏み出す女性を意味すること	
14	クァンジン失業(株)	形鋼	中国		
				[克拉维斯(CLA VIS)、コラウェイス] 鍵のように精巧な加工が入ったイ形鋼ボンの属性を象徴的に表現	
15	錦山高麗人参協同組合	紅参製品	中国		 年长地久参入我心
				[参之元、サンジウォン] 長い間の伝統を持った高麗人参は、自分を守るという意味を内包しているブランド	
16	(株) ナノフィルム	ソーラーウインド	ロシア		

		ウフイルム		[Окларо (OCLARO)、オクルラロ] 独創的なナノ技術を通じて光を完璧に遮断する技術的属性を浮上させたブランド	
17	ダミアン	茶及び 茶加工食品	中国		
				[イエウエンペイ] 日常の小さい森、特別な私の安息所、エスプレッソ方式を利用して茶を作る新概念ティカフェ	

中小企業の立場より、進行された本事業は、事業に参加した17企業は現地出願完了または、現地出願進行中である。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業事情に符合する特化された主力商品のルートを開拓し、売上を増加するため、現地に適合したブランドを開発して大企業と差別化される戦略を持ち、中小企業が生存できる実質的な支援が行う点で、その意味がある。

また、商標登録を通じて新規ブランドを企業資産として成長させるなど、ブランドの企業資産化実現で企業の価値を向上させることにも寄与している。

2008～10年の成果を基にさらに内実のある事業として、本事業を発展させるため、持続的に予算を増額して支援中小企業を拡大し、非英語圏進出国の現地消費者及びバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査などを実施するなど結果を分析してフィードバックすることにより、ブランド競争力確保のため、持続的に努力するつもりである。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知的財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 シン・ウルゴン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産創出の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料を利用できるように15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に更なる改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2010年12月末現在、全国に31ヶ所の地域知的財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権説明会の開催及び地域発明関連機関との協力事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとしての機能を担当させ、地域の発明ムードを造成し、知的財産権創出の促進や積極的な活用を働きかけることにより、地域の競争力強化を通じた地域経済発展と国家競争力の向上を同事業の目標として掲げている。

地域知的財産センターは特許情報サービスと総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を

実現している。

また、地域知的財産センターは知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進するとともに地域経済の活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進し、地域の特色に適した戦略的支援を強化している。

2006年、地域知的財産センターは地域の知的財産創出・活用のため、地域知的財産権サポーターズ、地域ブランド価値の向上、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2007年には地域知的財産センター職員の専門性を高めるために教育を強化することで、地域の知的財産権総合支援サービスの品質を高めた。2008年には特許情報総合コンサルティング及び地域知的財産センター運営事業の予算を更に拡大し、2009年には広域拠点中心のセンターを追加し、運営指針の改正、事業手続きマニュアルの作成など運営の充実化を図ってきた。

2010年には、地域ブランド・デザイン価値向上事業の新規推進、京畿北部知識財産センターの設置及び予算拡大など外形的成長のみならず、地域知識財産センターの組織及び運営体系改善を通じて運営上の効率性を高め、国民サービスの質を向上して地域の知識財産総合機関としての機能と役割を強化した。2010年一年の間、54,574件の特許情報サービスを提供し、51,841件の知識財産権に関する総合嘆願相談を実施し、578回の知識財産権説明会を実施した。このような事業改善及び能力強化によるサービス向上は、センターユーザーの全般的な満足度のアンケート結果84.1%(2010年12月、現代リサーチ)の高い満足度を受けた。

ハ．評価及び発展方向

地域知的財産センターを地域における知財権創出の総合支援インフラとして構築し、自治体、関連機関との共同事業及び協力体制を強化し、地域の知的財産創出基盤を強化していく計画である。自治体との協力強化及び拡大のため、地域別の知的財産フォ

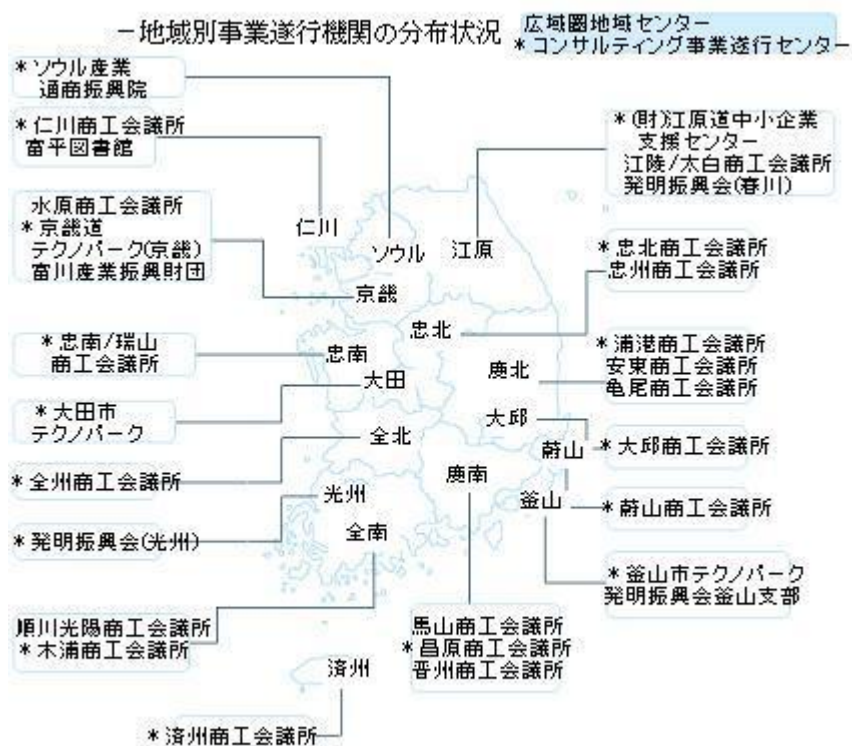
ーラムの開催、知的財産都市の造成及び支援、知財権IP発展戦略の樹立支援など認識向上から施策支援に至る多様な支援事業を推進し、地域特化・伝統産業の発展のために基礎自治体とのマッチングを通じて伝統産業従事企業の知的財産支援事業を推進している。

そして、地域知的財産センターの能力を強化するために専門教育プログラムを取り組み、団体教育を大幅に拡大する計画である。また、学術クラブ（Cop）運営などを通じて、自発的な学習を誘導する計画である。

＜表Ⅲ－2－19＞運営主体別の事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員数）	備考
発明振興会支部 (3センター、16人)	釜山南部(4)、光州(9)、春川(3)	発明奨励官を含む
地域商工会議所 (21センター、91人)	大邱(8)、仁川(11)、蔚山(4)、水原(2)、忠北(9)、忠南(6)、亀尾(2)、慶北(3)、馬山(2)、全州(3)、順天(2)、済州(6)、慶南(7)、全北(7)、江陵(1)、忠州(2)、全南(7)、安東(3)、瑞山(2)、太白(2)、京畿北部(2)	
テクノパーク、 産業振興財団 (5センター、31人)	釜山(7)、京畿(7)、富川(3)、大田(9)、ソウル(5)	
仁川広域市（富平図書館） (1センター、2人)	富平(2)	
中小企業総合支援センター (1センター、8人)	江原(8)	
小計	30センター 148人	

<図Ⅲ－2－14> 地域別事業遂行機関の分布状況



<表Ⅲ－2－20> 地域知的財産センターの設置運営状況

連番	センター名	運営機関	連絡先	登録 (設置) 日	住所
1	釜山南部知的財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051) 645-9684	2000. 2	釜山市南区門岬3洞 243
2	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	2000. 2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	2000. 2	仁川市南東区論岬洞447
4	光州知的財産センター	韓国発明振興会光州支部	062) 954-3841	2000. 2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	2000. 2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知的財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	2000. 2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知的財産センター	韓国発明振興会江原支部	033) 258-6580	2000. 2	江原道春川市後坪洞198-25

8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	2000. 2	忠北清州市上党区北門路 2 街116-84
9	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	2000. 2	忠南天安市西北区仏堂洞49 2-3番地
10	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	2000. 2	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知的財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	2000. 2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	馬山知的財産センター	馬山商工会議所	055) 241-4121	2000. 2	慶南馬山市山湖洞17-5
13	全北知的財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	2000. 2	全北全州市完山区前洞 2 街140-11
14	順天知的財産センター	順天・光陽商工会議所	061) 741-5511	2000. 2	全南順川市長泉洞58-2
15	済州知的財産センター	済州商工会議所	064) 757-2164	2000. 2	済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001. 7	慶南昌原市新月洞97-6
17	江原知的財産センター	江原道中小企業支援センター	033) 749-3310	2001. 7	江原道原州市牛山洞405-29
18	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001. 12	慶南晋州市上大洞341-3
19	富平知的財産センター	仁川広域市富平図書館	032) 512-8023	2003. 1	仁川市富平区十井洞186-454
20	釜山知的財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003. 3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
21	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003. 10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
22	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003. 10	大田市儒城区長洞23-14
23	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003. 10	江原道江陵市校2洞349-2
24	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005. 7	忠北忠州市文化洞562番地
25	富川知的財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005. 7	京畿道富川市遠美区若大洞198
26	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005. 7	全南木浦市中洞2街1番地
27	安東知的財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005. 11	慶北安東市雲興洞300-6
28	瑞山知的財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内洞114-1

29	太白知的財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005. 11	江原道太白市黄池洞264-6
30	ソウル知的財産センター	ソウル産業通商振興院	02) 380-3640	2009. 3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
31	京畿北部知的財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010. 2	京畿道議政府新谷洞801-1

2. 知識財産都市の調整

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・オッグ

イ. 推進背景及び概要

知識財産都市造成事業は、地方自治制度が発展され、地方分権化が進み、地方政府の役割が拡大している現在、中央政府のみならず、基礎地方自治団体の知識財産インフラ構築及び関連事業開発を図り、高付加価値を創出して独占的な権利保障により、技術革新を誘引することにより、知識基盤経済成長を促進するために2009年光州南区庁をモデル都市として指定し、2010年から新規事業として推進した。

ロ. 推進内容及び成果

知識財産都市造成事業は、公募を通じて毎年5つの基礎地方自治団体を選定し、3年間国費1億ウォン、地方費1億ウォンの事業費を配付し、推進する。事業内容は、知識財産認識向上、創出支援、活用支援などで構成され、地域特徴に合わせて推進する。

最初に、知識財産認識向上のため、地方公務員と地域住民の関心の中、多様な事業を推進した。2010年度に知識財産都市に選ばれた慶北安東市、大邱達西区、江原原州市、忠北堤川市、光州南区は、知識財産振興条例を制定して中長期発展戦略樹立及び専門人材を確保して行政的支援のインフラを整えた。また、地域住民と学生、企業家及び公務員6,654人を対象に知識財産教育及び特講を76回実施して知的財産権に対する学習機会を提供した。これと共に地方自治団体別に発明イベント及び体験行事を開

催し、約10,000人の住民が発明について接することができる機会を持った。

二番目に、知識財産創出支援事業を実施した。地域住民と中小企業の特許、ブランド、デザインを支援して122件の出願及び登録費用を支援した。特に、慶北安東市は伝統文化遺産である古宅の12の門中について徽章製作などブランド開発事業を支援して大きい呼応を得ている。また、光州南区は、市民が直接発明品を作ってみることができる「発明工作所」を運営して住民特許を登録し、ロイヤリティー収入を上げる成果を見せた。

三番目に、知識財産活用支援事業を実施した。地域中小企業の広報物、試作品、3Dシミュレーション製作など14件の初期事業化を支援した。知識財産都市造成事業第1年目には、教育と認識向上に重点を置いて推進するので今後知識財産創出及び活用に集中して支援する予定である。

＜2010年度主要事業別の開催回数及び参加者＞

主要事業	回数 (件数)	参加者(件数)	
知自体知財発展戦略の樹立	5件	提川市、安東市、原州市、達西区、光州南区	
知自体知財発振興条例の制定	5件	提川市、安東市、原州市、達西区、光州南区	
専門人材の確保	6人	提川市、安東市、達西区、光州南区	
知財権、発明教育及び特別講演	76回	6,654人	住民2,509人
			学生3,078人
			企業家342人
			公務員725人
発明イベント及び体験イベント	12回	10,547人	

先行特許、商標、デザイン調査・開発及び出願・登録費用の支援	122件	特許60件、商標35件、デザイン20件、実用7件
広報物、試作品、3Dシミュレーション製作品などの初期事業家の支援	14件	広報物 5件、試作品3件、シミュレーション6件

ハ．評価及び発展方向

知識財産都市造成事業は、基礎地自体の知識財産条例制定及び専門組織確保などのインフラ構築を支援し、地自体が地域住民と企業のため、教育及び発明体験イベント、特許情報提供及び活用支援など知財権総合サービスを提供するように支援した。

毎年選定する5つの基礎地自体の円滑な事業推進のため、随時訪問及び協議会開催等を通して専門人材と地方費確保を促して積極的かつ特色のある事業を推進して、知識財産創出・活用の成功モデルを作ることができるように地自体とともに努力していく予定である。



3. 地域知財権認識の向上及び制度の広報

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 シン・ウルゴン

イ. 地域知財権サポーターズの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁では地域の多様な階層が参加する知的財産権協議体を構成し、地域知的財産創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の世論を造成する機能が遂行できるようにする地域知的財産権サポーターズを2006年から運営している。

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど地域別に平均30～50名規模のサポーターズP00Lを構成し、地域知的財産権サポーターズとして運営している。

2) 推進内容及び成果

2008年には24のセンター(計85回、1,170人)、2009年には24のセンター(計107回、1,596人)に地域知的財産権サポーターズを構成・運営した。また、知的財産権サポーターズとの会議を通じて、知的財産創出企業に対する諮問提供、アイデア発掘及び発明イベント、世論造成、中小企業支援主要事業の説明及び企業からの意見収集、産学協力育成政策及び協力事例、特許活用策、次期年度新規事業の発展方向に対する議論などの成果を上げた。2010年度には地域の知的財産中長期戦略、地方自治団体マッチング協力事業などの地域の特色に適合する知財反転方向及び事業を図った。

＜表Ⅲ－2－21＞地域知財産サポーターズの運営状況

(単位：回(人))

地域	京畿	水原	仁川	富平	富川	春川	江原	忠南	大田	忠北	忠州	釜山南部	釜山
08年	4 (46)	3 (37)	3 (39)	3 (52)	5 (62)	4 (37)	3 (52)	3 (33)	3 (48)	5 (64)	4 (49)	2 (48)	3 (42)
09年	4 (40)	4 (62)	3 (68)	4 (55)	7 (81)	4 (81)	5 (71)	5 (92)	6 (63)	7 (74)	2 (36)	4 (42)	4 (51)
10年	4 (32)	2 (39)	2 (33)	2 (46)	5 (70)	－	4 (53)	3 (43)	3 (26)	5 (43)	2 (36)	3 (24)	3 (38)

蔚山	大邱	慶北	亀尾	安東	馬山	晋州	慶南	順川	全南	光州	全北	済州	合計
9 (79)	2 (28)	－	3 (46)	－	2 (56)	3 (48)	4 (49)	3 (58)	3 (44)	5(85)	4 (33)	2 (35)	85 (1,170)
12 (76)	3 (44)	1 (28)	－	－	4 (56)	4 (77)	4 (95)	3 (40)	3 (91)	6 (168)	4 (44)	3 (59)	107 (1,596)
12 (81)	2 (26)	1 (24)	－	2 (42)	3 (106)	7 (110)	3 (109)	3 (36)	3 (32)	6 (179)	3 (31)	2 (27)	85 (1,286)

3) 評価及び発展方向

地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体を通じ、現事業に対する推進方向の諮問、地域別特性に合わせた新規事業の発掘など地域知的財産の創出事業に対する多様な意見を取り入れ、共同事業の推進及びネットワーク強化を通じて地域知的財産センター事業への積極的な参加を誘導していく計画である。

ロ．地域巡回知的財産権フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁では企業競争力の核心要素である知的財産創出能力の強化を支援するため、1999年7月以来「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」を持続的に展開している。

2006年以降は全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産

権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに変更して運営している。

2) 推進内容及び成果

全国巡回説明会の場合、2003年は67回3,931人、2004年は64回3,907人、2005年には54回3,145人が参加した。その後、持続的な需要減少により、2006年以降は地域需要を反映したオーダーメイド型説明会に変える必要があった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現状に対して議論する地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を高める一方、地域関連機関の専門家など各界の参加を誘導した。2007年には合計16回2,011人、2008年は合計16回1,776人、2009年合計16回1,503人、2010年合計6回、815人が参加した。

知的財産権巡回フォーラムを通じて自治体主導の知的財産条例制定の必要性を強調すると同時に標準条例案を普及した結果、仁川広域市では「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も多数の自治体が知的財産条例の制定を推進し、2010年12月末まで17の自治体が知的財産条例を制定した。

<表Ⅲ-2-22> 自治体における知的財産条例の制定状況

連番	自治体	条例名	日付
1	仁川広域市	仁川広域市知的財産の振興に関する条例	2008.8.4(公布)
2	光州南区庁	光州南区知的財産都市造成に関する条例	2008.11.28(公布)
3	大邱広域市	大邱広域市知的財産振興条例	2009.4.20(公布)
4	蔚山広域市	蔚山広域市知的財産振興条例	2009.5.8(公布)
5	忠清北道	忠清北道知的財産の振興に関する条例	2009.6.5(公布)
6	慶南昌原市	慶尚南道知的財産振興条例	2009.7.17(公布)
7	慶北浦項市	浦項市知的財産の振興に関する条例	2009.11.10(公布)
8	忠清南道	忠清南道知的財産振興条例	2009.12.30(公布)

9	慶尚南道	慶尚南道知的財産振興条例	2009. 12. 31 (公布)
10	慶北安東市	慶北安東市知的財産振興条例	2010. 1. 6 (公布)
11	忠北堤川市	忠北堤川市知的財産振興条例	2010. 4. 2 (公布)
12	江原原州市	江原原州市知的財産振興条例	2010. 5. 14 (公布)
13	江原道	江原道知的財産振興条例	2010. 6. 25 (公布)
14	光州広域市	光州広域市知的財産振興条例	2010. 6. 30 (公布)
15	大邱達西区	大邱達西区知的財産振興条例	2010. 8. 11 (公布)
16	光州光山区	光州光山区知的財産振興条例	2010. 8. 20 (公布)
17	全南光陽市	全南光陽市知的財産振興条例	2010. 12. 29 (公布)

3) 評価及び発展方向

自治体及び地域住民を対象にした知的財産権条例に対する必要性の広報及び標準案の普及を通じて、自治体別の知財権条例制定を早めるきっかけを提供し、今後も自治体と知財権フォーラムの共同開催及び地域財産センター事業に対する成果報告会などを通じて地域知財権制度の樹立及び知財権への関心を誘導する計画である。

第4節 伝統産業における知的財産競争力の強化

1. 伝統産業ブランド権利化の支援

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、伝統産業³²に従事する企業の知的財産権の能力強化のため、知的財産権利化及び管理体系構築支援のための「地域伝統産業IPの権利化支援」、地理的表示団体表装を支援する「伝統産業ブランドの権利化支援」、地自体の共同ブランド概念及び地域優秀ブランド育成のため「共同ブランド競争力強化支援事業」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

伝統産業ブランド権利化支援事業は、知財に対する認識が低い地域伝統産業従事企業を対象に、伝統産業IPの権利化のため知財Total Serviceを提供(1段階:IP戦略樹立・コンサルティング、2段階:IP権利化・初期事業化の支援)することで、2009年には、全額国庫でパイロット事業を実施した。2010年からは地自体と共同で推進した。

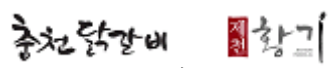
主要推進内容をみると「2009年3地域3品目」から「2010年6地域8品目」に支援対象を拡大した。事業推進主体も発明振興会を中心に進行したが、各地域の地域知識財産センターを中心に支援することとなった。予算は、355百万ウォン、支援対象は、地理的表示団体表装及び商品は、黒山ガンギエイ、原州韓紙・漆、沃川漆、泰安唐辛子・ユリ、錦山高麗人参、咸安スイカなどである。

*2009年パイロット事業:進島紅酒、槐山唐辛子、光州南区アプチョンメジュ

³² 伝統産業:一定の地域社会で特性のある資源を開発あるいは活用して付加価値を創出する産業である。地域を基盤で相当な期間にわたって自生的に現れた地域縁故産業の形態-日本の地場産業と類似の概念

推進実績は、IP権利化支援が75件{特許13件(PCT 1件含む)、デザイン26件、商標33件、地理的表示団体表装3件}であった。初期事業化支援はパッケージデザインなど41件とカタログ及び包装ボックス製作などである。

特に、2006年から実施された地理的表示団体表装出願支援事業に2010年には、20の地域特産品を対象として地域知識財産センターで権利化を推進しようとした結果、



などの19品目の地理的表示団体表装出願を完了(予算:478百万ウォン)した。

【2006～2008年慶南南海（竹部屋鯛）等58個地自体(営農組合法人)支援】

年度別	2006年	2007年	2008年	計
地自体数	31	17	10	58

*2009年事業中断、地自体の関心向上で2010年事業再開

また、地理的表示団体表装の支援事業着手説明会と並行してIP権利化及び管理認識向上のためのブランド経営教育を7回実施して地理的表示団体表装制度及び登録品目

に対する案内・広報のために  との表題で、パンフレットを製作し、地自体及び地域センターなどに配布して放送(2件)、報道資料(85件)、博覧会参加(4件)、パームツアー(2件)等を通じた広報を実施した。

「共同ブランド競争力強化支援」事業は、3地域(江原道、江陵市、旌善郡、全南、羅州市、合計120百万ウォン)の地自体保有の共同ブランド実態調査及び商標・デザインの問題点を分析してコンサルティングを実施した。

【2008～2010年支援実績：江原寧越郡（東江愛）等33の地自体支援】

年度別	2008年	2009年	2010年	計
地自体数	14	16	3	33

*2009地域地財創出支援事業から2010年地域地財インフラ構築事業に転換

ハ．評価及び発展方向

事業遂行方式で、伝統産業関連支援事業が3つの単位事業（「IP権利化」、「地理的表示」、「共同ブランド」支援事業）に分けて推進されており、選択と集中支援という政策的な目標達成に限界があり、支援事業を一元化して事業遂行方式の標準化を通じた体系的な支援体制を確立し、「地域伝統産業IP競争力向上支援事業」の名称で通称した。

事業遂行手続きでは、事業別の標準課題範囲を定めて、次年度の支援事業範囲を前年度にあらかじめ確定して適切な予算が確保されるように改編する必要性があった。そのため、中央運営委員会より申込事業に支援事業範囲を確定すると地域センターは確定された支援事業に連携した地自体マッチング予算を確保しなければならない。

また、支援事業選定の客観性確保及びフィードバックを通じた政策反映・事後管理などに適用されるように診断及び成果指標開発が必要である。

加えて、伝統産業育成を通じた地域の安定した収益創出のためには、IPの権利化が先行することにも関わらず、伝統産業従事者及び地自体の公務員の権利化への認識がまだ低い状態であり、産業財産権に対する認識向上と理解を助けるための教材開発及び体系的な教育も拡大する計画である。

2. 伝統産業DB構築事業

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン

生命工学の発展により、伝統医薬知識及び遺伝子原の経済的・産業的重要性が増加している。特に、米国が2000年8月に「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表した以後、中国・インドを中心に伝統医薬知識の保護の動きが深刻化されている。

これに伴い、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心

に伝統知識の概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方針などの議論が活発に進行している。

このように知財保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野まで拡大され、特許庁は、韓国伝統知識に対して外国人が国内・海外で特許権を取得することを防止するために韓国の伝統知識を国文・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月には、PCT国際調査機関会議で漢方医学・食品・薬学・生物分野の韓国の主要伝統知識関連学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルをPCT最小文献³³に選定されるようにして、韓国伝統知識が国際的に保護されることになる成果を上げた。

2008年までは、主に伝統漢医薬分野に限定してDBを構築してきたが、2009年及び2010年には、伝統食品分野まで拡大してDBを構築しようと農村振興庁及び韓国食品研究院と協力して伝統郷土食品と天然染色などの伝統農業生活知識及び伝統料理と関連したDBを構築した。

＜表Ⅲ－2－23＞伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

＜単位：100万ウォン＞

年度	主要推進実績	予算
2004	・ 伝統知識DB構築のための情報化戦略計画(ISP)樹立	45
2005	・ 漢方医学分野論文DB 8,100件構築 ・ 各国の伝統知識保護体系及び活用戦略比較研究	998
2006	・ 論文(14,052)、天然薬剤(5,500)、伝統処方(20,100)、漢方病症(5,500)について計45,152件のDB構築	4,675

³³ PCT最小文献(PCT Minimum Documentation:PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する時、必ず備えて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

2007	- 論文(1,559)、病症(7,000)について計8,559件のDB構築 - 伝統知識DB国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、www.koreantk.com)開通	1,434
2008	- 韓国伝統知識PCT最小文献に選定(2008.4、2009.1.1.より効力発効) - 論文(1,649)、化合物索引(8,039)について計9,688件のDB構築	418
2009	論文(1,600)、化合物索引(8,000)DB構築及び検索システム機能改善	400
2010	- 論文(1,600)、化合物索引(8,600)DB構築 - 農村振興庁伝統知識10,449件、韓国食品研究院伝統料理2,569件の移管搭載	352

また、2009年から一般人が伝統知識DBを簡単に接近・活用することができるようにした。関連分野産業・学問のR&Dを促進するため、ネイバーなど検索ポータルサイトで伝統知識検索することができるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携した。また、英文化された伝統知識DBをWIPOの伝統知識ポータルに連携した。

第3章 知識財産権の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

1. 特許管理専門家の派遣

イ. 推進背景及び概要

2009年の大学・公共研究機関の技術移転率は、22.7%であり、前年対比0.5%増加したが、先進国に比べ、相変わらず低いレベルである。また、技術料収入とR&D生産性(研究開発費投入対比の技術移転収入料比率)においても、米国に比べて大きく低いことが明らかである。

＜表Ⅲ－3－1＞海外先進国との大学・公共研究機関の技術移転の現状

区分	韓 国			米 国			欧 州		
	大学	研究所	計	大学	研究所	計	大学	研究所	計
技術移転率(%)	16.6	31.2	22.7	25.2	28.2	25.6	27.8	48.2	33.5
技術料収入(100万ドル)	23.9	63.9	87.8	2,376	1,015	3,391	71.1	55.4	126.5
R&D生産性(%)	0.76	1.91	1.35	5.33	19.50	6.82	1.24	1.46	1.33

* 韓国:知識經濟部、2009年度の公共研究機関の技術移転・事業化調査分析(2010、146大学、126研究所)

* 米国:AUTM U.S.Licensing Survey:FY 2008 (191大学、研究所)

* 欧州:The ASTP(Association of Europe Science & Technology Transfer Professionals) Survey:FY 2008 (21EU国家、4非EU国家の71大学、28公共研究所)

このように技術移転成果が低調な主要理由は、大学・公共研究機関の専門的な知識財産管理インフラが全般的に脆弱なことを上げられるが、2009年の調査によると技術移転事業化専門部署が設置された大学が79.3%であるが、専門人材の中、特許管理及び技術移転人材は1機関当たり2.2人に過ぎないことが分かった。

＜表Ⅲ－3－2＞技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状(2009年)

区分	設置		未設置	計
大学数	115		30	145
比率(%)	79.3%		20.7%	100%
平均人数(人)	4.6 人	特許管理及び技術移転(2.2 人)	-	-
		研究振興・管理(1.0 人)		
		その他(1.4 人)		

* 出所：大学産学協力白書（2009年）

大学及び公共研究機関の知識財産管理能力の強化のため、2006年より特許専門家を派遣してIPインフラ構築及び体制確立を支援している。

ロ．推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣して、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略樹立など多様な活動により、各大学・公共研究機関に適合した特許管理体系を構築し、知的財産権セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問提供等を通して大学・公共研究機関の知識財産に対する認識を向上させることに貢献している。

＜表Ⅲ－3－3＞2010年の特許管理アドバイザー派遣期間の現状

派遣時期	派遣機関（計20機関）
2008年	慶北大、蔚山大、昌原大、慶尚大、圓光大、成均館大、済州大、朝鮮大、仁済大、中央大、亜洲大
2009年	檀国大、韓国技術教育大
2009年	光州科学技術院、蔚山科学技術対、郡山大、忠州大、ソウル大、高麗大、食品研究員

特に、アドバイザーは大学の知的財産権管理能力の向上の他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2010年には454件の技術移転を通じて約131億ウォンに達する技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

＜表Ⅲ－3－4＞2010年の特許管理専門家の派遣期間実績

区分	技術移転収入	セミナー及び説明会	技術移転件数	相談及び諮問
2008年	7,120百万ウォン	141件	374件	1,337件
2009年	7,094百万ウォン	307件	310件	2,060件
2010年	13,159百万ウォン	300件	454件	1,743件

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

ハ．評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理アドバイザー派遣事業が安定化段階に入り、2010年より、大学のみならず、知識財産管理能力が足りない公共研究機関まで支援対象を拡大した。特許管理専門家派遣を通じて相談及びセミナーの開催、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセス標準化など大学・公共研究機関の知識財産に対する認識向上と派遣機関の知識財産創出インフラ構築に寄与した。しかし、これからは創出さ

れた技術事業化など、大学・公共研究機関の保有技術の活用にポイントを置いて推進すべきである。

したがって特許管理専門家の役割をIPインフラ構築中心より、技術事業化支援中心に転換し、11年には技術事業化に重点を置いた特性化された特許管理専門家派遣機関を前年3機関から6個機関までに拡大して支援する計画である。加えて特許管理専門家の技術事業化能力強化のための定期教育を実施する予定である。

2. 大学・公共研究所の知的財産管理能力の向上

イ. 推進背景及び概要

最近R&D投資が持続的に増加する傾向により、特許など研究成果物も急増する傾向を見せている。国家R&Dのここ3年間の年平均増加率は8.64%である一方、同期間の国家R&D主要遂行機関である大学の特許出願年平均増加率は49.6%となっている。そこで、国家研究開発事業を通じた優秀研究成果の創出以外に、創出された研究成果物の効率的な管理及び活用の重要性が浮き彫りになっている。

しかし、大学及び公共研究機関の知的財産管理能力の水準は海外優秀研究機関に比べて45.8%に過ぎず、研究成果物を戦略的に管理する専門性に欠けていることに起因していることが分かった。したがって、研究開発成果を高めるためには大学・公共研究機関の知的財産管理能力の強化が必要となり、そのため第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で「研究成果(特許分野)管理能力評価」を推進することを審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研究機関の自発的な知的財産管理能力の強化及び知的財産活用成果(研究開発の効率性)の最大化するため、能力評価策を樹立した。大学・公共研究機関の知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標を基準に、申請機関の知的財産管

理能力を診断・分析し、その結果の診断点数が一定水準以上の機関には知的財産関連の政府支援事業などで優遇措置を取ることにした。

＜表Ⅲ－3－5＞知的財産管理能力の評価項目

評価部門 評価項目	IP創出(創出支援)	IP保護(権利化・維持)	IP活用(移転・事業化)
基盤(体系化)	各部門別組織、人材、予算、規定、基礎情報システムの測定		
運営(戦略化)	各部門別教育及び4つの核心活動の測定		
成果(効率性)	各部門別量的、質的活動成果の測定		

評価モデルはIP創出・保護・活用能力別の投入と算出の関連性を考慮した還流構造モデルで、大学・公共研究機関のIP創出能力、保護能力、活用能力部門別に、基盤、運営、成果を測定する計42の評価項目と82の細部評価指標で構成されている。評価プロセスとしては、大項目(基盤、運営、成果)別に測定した点数とその点数の合計である部門(創出、保護、活用)別の総点を活用して被評価機関のIP管理能力を評価する。

＜表Ⅲ－3－6＞知的財産管理能力の評価プロセス

段階(1)	創出、保護、活用部門別各評価項目の点数を算出	
・ 基盤、運営、成果各々100点、部門別総点300点満点(全体総点900点満点)		
段階(2)	項目別点数を活用した部門別IP管理水準の測定	
・ 大項目(基盤、運営、成果)別点数と部門別総点を基準に部門別管理水準を測定		
区分	評点基準	部門別IP管理水準
A	各大項目別70点以上&総点240点以上	完成段階
B	各大項目別50点以上&総点180点以上	高度化段階
C	各大項目別20点以上&総点90点以上	基礎段階
D	各大項目別20点未満または総評点90点未満	不十分段階
段階(3)	部門別管理水準を活用した個別機関のIP管理能力を評価	
・ 部門(創出、保護、活用)別の点数と全体点数を基準に、機関のIP管理能力を評価		

ハ. 評価及び発展方向

国内主要大学及び公共研究機関を対象に特許管理の能力を診断した結果、特許管理専門性が高い機関であればあるほど、1件当たりの技術料収入が高いことが分かった。すなわち、特許管理専門能力と技術料収入の間には密接な相関関係があることが分かった。

しかし、主要大学及び公共研究機関の特許管理専門能力は全般的に特許管理の基礎能力及び特許の活用能力に比べて最も弱く、特許管理分野での現状診断のみならず、コンサルティングを通じて専門性を高める対策が必要であることがわかった。

したがって、大学・公共研究機関に対して知的財産能力指標を通じた定量化で機関の能力を診断し、集中改善分野を支援するオーダーメイド型支援体制を構築するため、「特許管理能力診断及びコンサルティング支援事業」を推進する計画である。特許管理アドバイザーを対象に知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標に対する集中教育を実施し、アドバイザーが直接大学の能力を診断できるようにする計画である。また、事後モニタリング及び戦略コンサルティングを実施し、持続的に能力を強化していく計画である。

<表Ⅲ－3－7> 主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)

年度	対象期間数	診断結果
2009年	19大学	ー 知財管理能力の点数が平均33.8% (=33.8点/100点) で相当低いレベル ＊ 創出部門34.02点、保護部門39.62%、活用部門39.92点 ー 等級評価の結果： 基礎段階が6機関、不足段階が13期間
2010年	22大学	ー 知財管理能力の点数が平均38.3% (=38.3点/100点) で相当低いレベル ＊ 創出部門36.87点、保護部門40.00%、活用部門38.61点 ー 等級評価の結果： 基礎段階が10機関、不足段階が12期間

3. 大学・公共研究所の有望特許発掘及び事業化の支援

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として登場したことで、技術革新の革新主体である大学や公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学は2008年度に国家総R&D投資の11.1%を使用し、博士級研究人材の67.5%を保有しているが、内国人全体の特許出願(2004～2008年)中のシェアは2008年の時点で6.6%に過ぎず、高付加価値の知的財産創出のための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

＜表Ⅲ－3－8＞研究開発費及び博士級研究人材の状況(2009年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費 (シェア)	42,043億ウォン (11.1%)	55,584億ウォン (14.6%)	281,659億ウォン (74.3%)	379,285億ウォン (100%)
博士級研究人材 (シェア)	50,566名 (66.1%)	11,953名 (15.6%)	13,961名 (18.3%)	76,480名 (100%)

*資料：2010科学技術研究開発活動調査(教育科学技術部、2009年実績)

＜表Ⅲ－3－9＞特許出願件数及び占有率(2006年～2009年)

区分	2006	2007	2008	2009
大学	4,189件 (2.5%)	6,129件 (3.6%)	8,296件 (4.9%)	9,150件 (5.8%)
公共研究機関	6,699件 (4.0%)	7,784件 (4.5%)	7,207件 (4.2%)	8,298件 (5.3%)
大企業	63,848件	54,749件	46,951件	37,809件

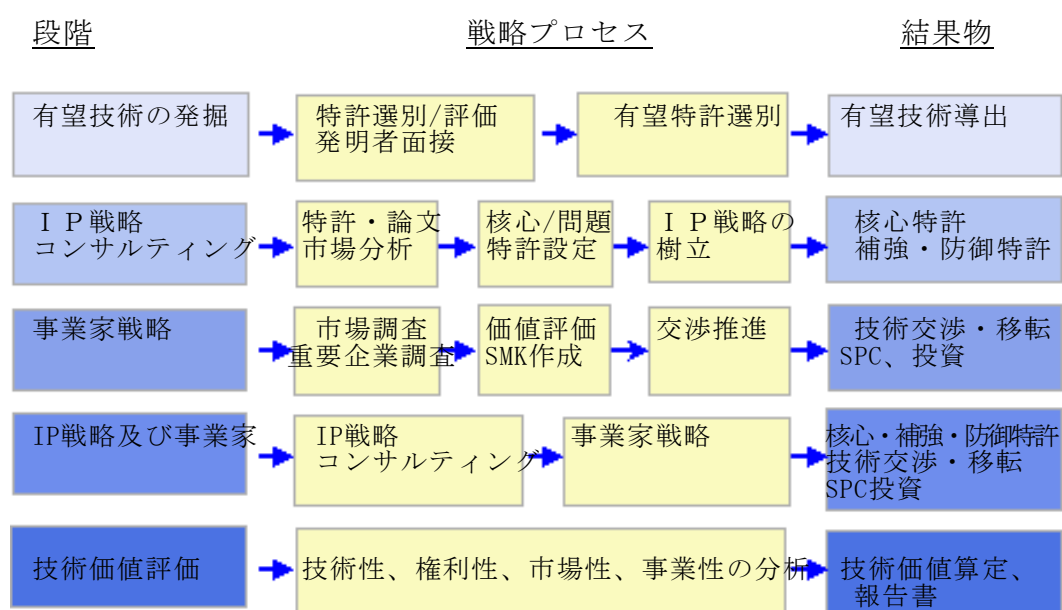
	(38.4%)	(31.7%)	(27.5%)	(24.1%)
中小企業	24,846件 (15.0%)	28,670件 (16.6%)	23,292件 (13.7%)	21,093件 (13.4%)

*資料：韓国の特許動向2009

ロ．推進内容及び成果

2010年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて優秀技術選定の後、特許分析、戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業発掘及びマーケティングに至る全段階における戦略樹立を支援した。

<図Ⅲ－3－1> 有望特許発掘及び事業化の段階別のプロセス



産学協力団及び研究成果管理のための専門部署が設置されている28大学・公共研究機関のBT・IT技術分野の有望特許の中、技術の動向及び完成度、事業化可能性、市場進入容易性及び産業波及効果などが優秀な有望特許技術261件を発掘・選別して、特許戦略（補強、防御、ポートフォリオ）提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などの79戦略課題の支援を行った。

＜表Ⅲ－3－10＞有望特許発掘及び段階別の主要支援内容

段階	戦略	支援内容	支援規模
有望技術の発掘	有望技術の発掘	未来有望技術分野（IT、BT、NT）別の機関保有特許を対象に有望技術選別・導出	28の機関
戦略パッケージ (A) (IP戦略コンサル ティング)	IP戦略獣率及び 強特許の創出	IP戦略コンサルティングを通じて知財権障壁特許など対応戦略と新規獲得技術方針の提示	32の技術
戦略パッケージ (B) (事業家戦略)	技術移転、投資な どの事業化連携 戦略	事業化が可能な特許技術を対象に事業化推進戦略樹立及び戦略実行	22の技術
戦略パッケージ (C) (IP戦略+事業家)	IP戦略及び事業 化戦略の推進	事業化有望な特許の中、IP戦略コンサルティングを通じて強い特許を創出して、事業化を推進	19の技術
戦略パッケージ (D) (技術価値評価)	事業化可能な有 望技術の価値評 価提供	事業化可能な特許技術を対象に技術価値評価	7の技術

＜表Ⅲ－3－11＞2010年の戦略支援課題の技術事業化の成果

(単位：件)

区分	企業設立		技術移転			業動技術開発			価値評価	
	設立 推進	設立 完了	交渉 推進	契約 条件 協議	契約 完了	交渉 推進	契約 条件 協議	契約 完了	技術 移転用	現物 出資用
79 の技術	2	1	26	5	14	17	0	6	6	1

ハ．評価及び発展方向

2010年の発掘有望技術に対して技術事業化段階別にIP戦略コンサルティング、事業化戦略、価値評価など4種類戦略パッケージとして細分化し、支援したが、IP戦略コンサルティング及び価値評価Typeの場合、技術移転の成果創出が低調であった。2011年には、事業化戦略に集中して技術移転成果を創出する計画である。

また、技術移転及び事業化を活性化するため、発掘された有望技術を創意資本(IC)及び投資資本(VC)等と連携を推進し、R&D特許センターの技術信託事業課を連携して技術事業化の活性化方針を設ける予定である。

4. 創意資本の育成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ．推進背景及び概要

知的財産の経済的な価値の増加により、世界的に知財基盤の多様な事業が登場している。その中、サービスの生産・提供なしで知的財産の売買、ライセンスングを通じ、受益を創出する特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近には、アイデアを仕入れて追加開発などにより、大規模の特許ポートフォリオを構築する新しい特許管理会社も登場した。

このように、知的財産投資市場が米国などの先進国を中心として急成長するにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材と、その経験がまだ足りない状況である。また、国内の知財投資資本及び市場が成熟されていない。それで国内で創出される創意的なアイデアや特許が活用できず、海外に流出される恐れもある。

したがって、アイデア・特許など知財の価値を認識して活用を促進するために国内資本を基に創意資本を造成・運営を通じ経験を蓄積し、知財についての国内資本の投資を誘導して知財市場を活性化させる必要がある。

ロ．推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会（2009年7月）では、創意資本造成計画などを含んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本造成のため、多様な意見を集めた。大学・公共研究所のアイデアの確保及び事業家のための専門家フォーラムを開催（2009年6月～8月）して、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマーキングした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などと構成された実務協議（2009年6月～12月）をもち、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本造成の必要性にもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間で自ら創意資本が造成し難い状況である。資本及び市場形成の初期には、政府からシード・マネー（Seed Money）を支援して民間の参加で専門性を確保する官民共同型に創意資本を造成することが正しいと判断された。

企業及び金融機関などの民間投資と特許庁から出資したマザーファンド資金により、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。第1回で結成された組合は50億ウォン以上を創意資本に投資するつもりであり、第2回でマザーファンド組合の特許アカウントと民間投資者などが参加して245億ウォンを造成した。このように造成された資金はアイデアや特許を買取して、価値向上させ、活用する特許管理会社に投資する計画である。

＜表Ⅲ－3－12＞マザーファンド組合の子組合及び創意資本投資計画

（単位：億ウォン）

事業回数	運用者	マザーファンド出資額	総結成額	創意資本投資
第1回事業	スカイレイクインキュベスト 及びイエンネットワークス	250	1,100	50*
第2回事業	産銀キャピタル	90	245	245
第3回事業	産銀キャピタル	100	300	150

計		440	1,645	345

＊特許庁出資金額（250億ウォン）の20％（50億ウォン）以上を特許管理会社に投資する計画

ハ．評価及び発展方向

創意資本造成により、国内資本を基に大学・公共研究所などの研究機関の研究成果が、価値のある特許として創出・活用され、知的財産が効果的に流通できる環境づくりをし始めた。さらに創意資本の成功的な運営を通じ、韓国においても知財基盤のビジネスの活性化可能性をみせて、今後民間中心の投資が活発に行われることができる基盤を設ける必要がある。

今後も知的財産市場の活性化のため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産の全ライフサイクルを支援する生態系構築を積極的に支援する計画である。

第2節 優秀知財権の創出・活用のためのインフラ拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの構築

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術などの無形資産に変わりつつあり、企業の価値で技術などの無形資産が占める割合も持続的に増加している。国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっている一方、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を削減し、活用されていない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいライフスタイルへの変化を促している。

2000年4月1日からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技

術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じた事業化成功を導き出せるため、技術需要者と供給者間の技術取引が直接行われるよう支援している。

2009年には6の主な民間・公共技術取引機関が運営する技術取引上法DBを連携して関連DBを拡充して、IP-STAR特別コーナーを新設し、専門家が推薦する技術、技術価値評価優秀技術、政府政策資金の支援技術、人気検索技術別にクオリティのいい技術情報を提供している。

2010年には、技術分野別の専門家検索機能、オンライン技術取引契約書の自動作成機能などを追加して技術取引便利性を増大させた。また、IP-Mart英文ホームページを構築して海外取引活性化のための基盤を設けた。2010年末現在、約54,000件の移転希望技術DBを含み、計130,000件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合は出願書にその旨を表示するようにし、出願公開された技術又は登録された技術に対してインターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供が中心となり、実際の取引は当事者間の直接相談による個別直接取引又は特許技術常設広場の間接支援によって行われている。

<図Ⅲ-3-2>インターネット特許技術広場のホームページ



<表Ⅲ-3-13>インターネット特許技術広場のDB構築状況

年度	プログラム開発	追加D/B の構築	加入会員 (累計)	備考
2000	- Eメールサービス - IPCインデクシング - Full-Text検索システム - 会員管理の強化(重複する住民番号の検索、ID、Password紛失時のメール發送) - ユーザーインターフェースの拡充 - 登録技術別に使用者の関心度を把握する機能 - オンラインアンケート調査システム	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス開始

2001	・特許技術常設広場と技術オンラインの連携展示 ・システム速度の改善 ・人工知能K-2検索エンジンの適用 ・D/B情報の細分化 ・移転希望技術の現在進行状態の確認方法を提供 ・ユーザー分析、管理ツール ・ヘルプ機能の強化	7,000件 (累計 42,000 件)	12,120人	
2002	・新規構築技術移転情報D/Bの信頼度検証 ・リアルタイムの書誌情報確認 ・Front-end/Back-end サーバープログラム言語変換(JSP/JAVA Scriptなど) ・特許技術取引のガイド ・My Pageでの一括技術管理 ・本人連絡先の選択的な公開 ・サイト検索機能及び結果内の検索機能	8,000件 (累計 50,000 件)	16,100人	
2003	・特許情報の最新情報自動更新機能 ・ユーザーの実名確認プロセス構築 ・国有特許提供情報の多様化 ・特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・大学及び研究機関の移転対象の優秀特許技術に関する情報提供	5,000件 (累計 55,000 件)	19,980人	
2004	・専用サーバー及びストリーミングシステムの構築 ・コミュニティー構築、ショートメッセージ機能 ・Full Text検索の安全性などの機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF明細書サービスの提供	6,000件 (累計 60,000 件)	21,730人	
2005	・「ニュースレター」の発刊 ・発明自己診断／評価システムの搭載 ・技術移転DBマーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・独自の検索エンジンを導入 ・追加ドメインネーム(インターネットアドレス)の確保 ・政策資金／産業情報／テスト／装備情報提供機関と提携	4000件 (累計 64,000 件)	24,090人	
2006	・技術マッチングシステムの開発 ・オンライン技術競売システムの開発 ・技術金融照会システムの開発 ・技術動向調査のための特許庁PIASシステムの搭載 ・技術情報書式の変更・改善 ・検索ロボットCIMSの導入	4,000件 (累計 68,000 件)	26,800人	

2007	・ ホームページデザインの開発及び構成の改変 ・ ユーザー技術登録の有効性チェック機能の追加 ・ ユーザー動向分析機能の追加 ・ オンライン技術競売システムの機能拡大(複合技術競売、写真・動画の編集機能など) ・ サーバー増築(2つ)及びシステムソリューションのアップグレード ・ 統合フレームワーク (Framework) の構築	6,000件 (累計 74,000 件)	29,700人	・
2008	・ システムのリアルタイムモニタリングのためのジェニファーソリューションの導入 ・ ユーザーの個人情報保護のためのSSL構築 ・ 需要者検索便利性及び販売技術選別機能の強化のためのIP-STAR特別コーナーの構築 ・ IP-MARTのデザイン改編 ・ IP-MARTユーザー向けの利用案内フラッシュアニメの製作	12,000件 (累計 86,000 件)	31,800人	
2009	・ 発明振興会のホームページとIP-Mart間のSSO(総合サイン・イン)の構築 ・ IP-MartDBのバックアップ装備の拡充 ・ グリーン技術コーナー、技術取引機関の販売技術コーナー、アドバイザー派遣大学の販売技術コーナーの設け ・ 出願時に移転希望技術コーナーのアップデート	19,000件 (累計 105,000 件)	37,615人	
2010	・ 他技術取引機関の取引対象特許技術DBとの連携 ・ 地域別技術分野別の技術取引専門家検索機能の構築 ・ 技術取引Q/Aなどの技術取引コミュニティー構築 ・ オンライン技術取引契約書自動作成技能の用意 ・ IP-Mart英文ホームページ構築	20,500件 (累計 130,000 件)	52,712人	

特許取引情報センターは、訪問客のアクセス改善のため、2000年11月ソウル江南区駅三洞にある発明会館3階に展示場、投資説明会場など611.57㎡（185坪）の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター(KIPS)建物の3階に移転し、2008年11月特許技術常設広場を改編し、流通相談官室、知的財産専門図書館、特許技術常設展示場で構成された特許取引情報センターとして機能を複合化した。

特許流通相談官室には、専門流通相談官が常住し、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合専門家との相談・技術取引斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必要である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的に容易であるが、試作品製作においては、時間や費用がかかり、個人及び中小企業には大きな負担となり、ほとんどの移転希望特許技術は試作品がなく特許明細書が全部である場合が多かった。

特許取引情報センターでは、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。開館以降2010年まで、計2,360点余りの動画製作や技術評価書作成を支援した。さらに、インターネット特許技術広場と連携してストリーミングサービスを行うことで、技術需要者の取引技術に対する理解を深め、実際の取引にも役立っている。

また、技術購買者に客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

特許取引情報センターを通じて移転された技術は2000年の30件からスタートし、2010年まで、計1,998件の技術取引の実績を上げた。

＜表Ⅲ－3－14＞権利別の技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引 実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	281	388	266	1,682
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	55	34	20	283
デザイン		1		9	－	－	2	1	7	2	4	26
商標			1	6	－	－	－	－	－			7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	290	1,998

＜表Ⅲ－3－15＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引 実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	43	62	89	310
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	300	362	201	1,688
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	290	1,998

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販売過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2010年まで合計98の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスングを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(open InnoVation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術が必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

従って特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、2007年より、重要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施し、特許技術移転説明会を行っている。

特に、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに向上させるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方針など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるようオーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が高級技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入の判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

2010年には、需要技術調査によって発掘された245件の需要技術の情報を基に、公共研究機関及び研究開発企業が保有した計655件の適正供給特許技術を調査して技術需要者に提供した。

ハ．評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営による特許技術取引支援実績は、持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、関連する参考資料を提供できる基盤が相当不足である。今後、特許技術取引促進のため特許技術取引を支援し、認識を向上するため努める予定である。

特許技術取引市場は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を大きな2つの軸として展開

していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関との連携強化及び事業間の連携を通じて、良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。

また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関との協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにする。また、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年には、技術取引用の付加サービスを追加開発し、システムに搭載して、取引される特許の価値に対する信頼度を向上させるように特許技術取引DBを構築していく計画である。

2. 試作品製作支援を通じた事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

優秀発明の試作品製作支援事業は1982年から始まった事業で、資金力の足りない個人・中小企業が保有した特許・実用新案・デザインとして登録された権利を対象に、事業化の可能性、事業の成長性、輸出の有望性、商品の市場性、技術の革新性や優秀性(特許・実用新案の場合)、デザインの審美性や優秀性(デザインの場合)、国家産業への波及効果、最高経営者の事業化推進意志や事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品製作にかかる費用を支援することで事業化を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

毎年1月に支援申請を受けて、3D設計支援は、計2,000万ウォン以内で、70%範囲(3

0%は申請人の負担)を支援している。実物製作、シミュレーション、デザイン設計などの後続支援は、計3,000万ウォン以内で70%範囲(30%は申請人の負担)を支援している。

発明振興法第35条に基づき、評価機関の評価結果が優秀な発明、職務発明報償制度を実施している企業の発明、特許技術賞など特許庁が主催する発明関連行事で受賞した発明、海外出願費用の補助金支援を受けた発明、申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化支援を受けた発明である場合には、選定審査の際に優待している。

試作品製作費の支給は、契約時点で手付金として契約金の30%を支給し、試作品の製作が完了すると、試作品を検収した後、残りの製作費用を精算して試作品の製作者に支給する。

最近の試作品の製作の支援実績は以下の表の通りである。

＜表Ⅲ－3－16＞最近5年間の試作品製作に対する支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分		2006	2007	2008	2009	2010
予算(直接事業費)		3,400	3,230	2,184	2,300	1,800
申請件数		442	673	769	589	376
支援内訳	165	135	91	76	65	76
	3,140	3,005	1,850	1,669	1,402	1,669

最近3年間の試作品製作支援事業で支援を受けた特許技術の事業化率が、70.9%（2010年10月調査）で企業の一般的な特許技術が事業化される比率（2010年56.5%）より高い数値を見せているが、これは特許技術で事業を始めようとする個人及び中小企業にとっても有用な事業として定着しつつあることを物語っていると評価できる。

＜表Ⅲ－3－17＞最近3年間に支援された試作品の事業化実績

(単位：件、%)

年度	製作支援件数	事業化件数	事業化率(%)
2007年度	135	102	75.6
2008年度	91	73	80.2
2009年度	76	39	51.3
総計及び平均	302	214	70.9

＊注：事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2009年は支援した翌年の10月に調査実施

また、現場インタビューを実施して権利者の特許技術事業化の隘路事項及び同事業に対する要求事項を直接取りまとめ、前年度(2009年81.5点)に比べ、支援事業の満足度(2010年82.4点)を向上させた。また、2009年度には、技術競売プログラムである「アイディアハウマッチ」放送プログラムの製作支援を通じて特許技術の重要性と試作品製作支援事業広報に貢献した。

ハ．評価及び発展方向

試作品製作支援事業は利用者の便宜を図るため、地域別の事業説明会及び地域別の選定者会の名度を開催するなど「尋ねるサービス」を提供している。

＜図Ⅲ－3－3＞地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)



今後特許技術の活用促進のために国際出願費用、試作品製作支援及び発明の評価費用支援をパッケージの形にして特許技術の活用率を高め、試作品製作支援の後1年ないしは3年の一定期間の間、事業化支援機関と連携して事業化資金、販路開拓などの支援を推進していく計画である。2011年度には、試作品製作支援範囲を細分化して一次的に、3D設計支援を始め優秀な特許技術については、発表審査を通じて後続支援(実物製作、シミュレーション、デザイン製作)を追加で支援する予定である。

3. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業などの技術革新主体が熾烈な技術戦争の中で国際特許を通じて競争優位を確保できるよう、開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から遂行している。

申請資格は外国に特許、実用新案又はデザイン登録出願を行った個人及び中小企業で、技術性評価の結果、優秀な発明に限り、申請日基準で過去5年以内に送金した出願費用に対して、事後的に支援している。特に、特許協力条約(PCT)による国際出願である場合、外国の特許庁に対して出願手続を始める場合に限り、最初出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

ロ. 推進内容及び成果

これまで個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は下記の表のとおりである。

＜表Ⅲ－3－18＞国際出願費用支援実績の細部内容

(単位：件、千ウォン)

年度別	予算	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援率 (B/A)	備考
2005	800	743	371	800	49.9%	個人 178、中小企業 180 大学 5、研究機関 8
2006	1,544	1,170	618	1,461	52.8%	個人 290、中小企業 290 大学 35、研究機関 3
2007	1,544	2,148	509	1,443	23.7%	個人 180、中小企業 252 大学 59、研究機関 18
2008	2,500	1,620	547	2,302	33.8%	個人 255、中小企業 292
2009	2,800	2,910	574	2,568	19.7%	個人217、中小企業 357
2010	4,100	2441	782	3,806	32.0%	個人309、中小企業 473

* 大学・研究機関：2008年は知識経済部が支援、2009年は特許庁の大学、公共（研）

事業から支援

* 2010年度の予算及び支援額：貿易協会の協力資金10億ウォンを含む

大学・研究所は2005年から2007年まで支援し、支援対象の差をつけて個人及び中小企業に集中支援するためであり、大学・公共(研)に対する支援は別度に運営している。

また、海外出願費用支援事業が海外出願以後、個別国に進入した際に1回性で事後支援され、支援事業の効果が低下することを補完するため、2010年からは選定の以後3年間700万ウォンを消尽するまで続けて支援している。

海外出願費用支援事業は資金力が不足した個人発明家及び中小企業の特許技術に対する資金支援により、海外知識財産権利化に貢献している。また、個人及び中小企業の特許技術事業化を通じた企業の競争力強化に一助している。

また、申請資格を国際公開日以後に操り上げて継続支援制度の導入を通じて費用発生時点に合わせて費用を支援することになり、資金力が不足した個人及び中小企業の資金負担を軽減したことが明らかになっている。

国際出願費用支援技術に対する登録率は下記の表のとおりである。

＜表Ⅲ－3－19＞国際出願費用支援案件における登録率の状況

(単位：件、%)

年度別	支援 件数	審査完了件数			審査中の件数	登録率* (A+B、%)
		登録 (A)	拒絶	小計(B)	審査中	
2007	509	232	94	326	183	71.2
2008	547	253	75	328	219	77.1
2009	574	277	36	313	261	88.5
合計	1,630	762	205	967	663	78.9

*登録率：審査完了件数対登録件数の比率

*2010年支援件に関する調査は2011年6月予定

ハ．評価及び発展方向

国際出願費用を支援された技術を対象(2007～2009年度)に、登録率を調査した結果、平均登録率は78.9%で調査されたが、支援された権利の海外登録のみならず、海外事業化成功率の側面の成果を向上する必要性があり、審議方式の改善が必要である。

2011年度には、国際出願支援の政策効果向上のために1段階の書類審査のみならず、2段階のプレゼンテーション審査を進行して事業化活用計画書を積極的に検討する予定である。また、選定技術について2,100万ウォン(個別国700万ウォン限度)限度で支援制度を改善して、申請時に書類準備による混雑を減少させるためにオンライン申請を導入して運営する予定である。

4. 特許技術価値評価に対する手数料の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ．推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2010年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が68.5%であったことから確認することができる。

産業財産権の未活用率を下げるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して産業財産権を取得する、効率的な特許戦略の実行がもっと必要であるといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、教育プログラムを通じて評価人材を養成し、評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業及び公共研究機関を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ．推進内容及び成果

特許技術の評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォンを限度として支援している。評価費用は補助金申請→支援対象者の選定→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の手続きに基づいて支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在の特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であって、個人、中小企業基本法第2条による

中小企業と、技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条第6号による大学及び国公立研究所であり、権利者から同意を得た場合は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の優秀性、特許技術の有用性、市場と産業動向の適合性、活用計画の適切性などを総合的に審議して選定する。また、特許技術が新成長エンジンとなり得る技術である場合、中国進出企業又は中国に出願中である技術又は評価用途が技術移転取引用である場合は、加点を付与して優待支援している。

2010年には全部で218件に対し、1,665百万ウォンの評価費用が支援されて、最近の評価費用を支援実績は以下の表の通りである。

＜表Ⅲ－3－20＞最近7年間の評価費用の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
予算(直接事業費)		1,980	1,980	6,250	5,938	5,460	2,600	1,900
申請件数		212	392	2,426	3,372	4,578	549	439
支援 内訳	件数	127	169	1,583	1,416	1,643	218	218
	金額	1,583	1,682	5,610	5,262	4,733	2,155	1,665

特許技術を評価する時は、権利性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できる。従って、関連評価報告書は、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正取引移転価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化又は貸出担保の設定、技術の寄贈、処分、償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピンオフ(Spin-off)その他、長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が、事業化過程で直面する最も大き

な難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価により、解決できるように支援するため、産業銀行と初めて特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を2005年2月から推進している。本協力事業のために特許庁は特許技術価値評価にかかる評価費用(1件当たり5百万ウォン)を支援し、産業銀行は特許技術価値評価金額以内で事業資金を特許担保として支援している。このような協力事業は産業銀行に引き続き、技術保証基金と4つの民間銀行(国民・企業・新韓・ウリ銀行)及び韓国輸出入銀行、韓国政策金融公社まで拡大され、2010年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が165件、296億ウォンに達している。

＜表Ⅲ－3－21＞2010年技術金融連携の評価支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
特許技術価値評価保証	122	604	27,017(120)
民間技術金融貸出	43	75	2,584(25)
合計	165	679	29,601(145)

特許庁は、毎年支援事業の成果分析のため、評価費用支援を受けている人を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の主要活用内容は、事業化資金調達と入札及び納品契約締結などで初期ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅲ－3－22＞最近3年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2007	2008	2009	最近3年の平均
活用率	77.5	74.2	64.5	72.5

* 2010年の調査結果－調査対象239件の中、204件の回答者の中148件が活用する。

* 2010年支援受惠者を含んだ以前3年の活用率調査は翌年11月に実施する。

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業の円滑な運営のために、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所又

は技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を評価機関として指定・運営している。
また、評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した評価機関は全部で9つの機関であり、評価機関指定後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から2年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進している。

＜表Ⅲ－3－23＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機会電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

評価結果に対する信頼度は評価に参加する評価人材の専門性と関連経歴によって左右されるといっても過言ではない。しかし、現在一定水準以上の専門性を保有した評価人材がかなり不足しているため、特許庁は四半期別に評価機関協議会を開催し、評価事業の活性化方策及び制度改善事項に対して議論し、年末にはワークショップを開催して評価技法の共有など評価機関間で情報を共有している。

産業財産権は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権(ブランド)で構成され、現在特許権と実用新案権に対する評価技法が開発され、評価実務に適用されている。今後、財務基盤は弱い技術競争力は優秀な中小ベンチャー企業に自社の技術力をアピールして投資金を誘致する技術価値評価による技術金融支援と創業投資会社の投資審議用技術評価報告書の作成に必要とされる評価費用支援の事業推進など、産業財産権に対する評価領域を持続的に拡大する計画であり、投資用技術評価報告書の標準モデル樹立のための研究発注を行う予定である。

5. 国有特許権の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは、国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項、第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)が行ったその職務に関する発明が国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在又は過去の職務に属する発明に対する特許権は国有又は公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分又は管理するように規定している(地方公務員の職務発明による特許権は地方自治体が管理)。

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録報償金を、国有特許権又は特許を受ける権利の売却及び専用実施権設定又は通常実施権の許諾を通じた発明の実施で処分収入金が発生した場合は処分報償金をそれぞれ支給している。また、国有特許権を処分した1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する場合、処分収益金を基準に発明機関に機関褒賞金を支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2010年12月末基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は合計2,257件が登録されており、前年比約9%程度増加した。登録全体の中、特許が78%で最も多く、実用新案権が12%を、デザイン権が7%を占め、海外登録国有特許も3% (60件) を保有している。

2010年に新規登録された国有特許は244件で、2009年の188件に比べて約30%増加し、特に特許権は前年比25%増加した。

＜表Ⅲ－3－24＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	－	34
1994	8	1	－	－	9		28	10	5	－	43
1995	3	4	－	－	7		31	14	5	－	50
1996	15	2	1	－	18		46	16	6	－	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582
2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、デ8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	75(特67、実5、デ3)	1,478	291	120	40	1,929
2009	15	9	20	9	188	32(特23、実8、デ1)	1,605	292	139	49	2,085
2010	188	15	30	11	244	70(特27、実41)	1,763	265	169	60	2,257

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権又は出願中の職務発明による特許を受ける権利などを売却、専用実施権又は通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権の活用により有償又は無償で実施された件数は2008年271件、2009年324件と、毎年持続的に増加している。2010年度には合計359件の有償又は無償の通常実施契約を締結して総額7億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表Ⅲ－3－25＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)	実施料収入
1994以前	6	30,760
1995	4	8,129
1996	5	1,224,138
1997	5	5,345
1998	18	87,806
1999	24	92,209
2000	36	67,320
2001	111	313,074
2002	86	279,116
2003	95	315,170
2004	141	376,130
2005	161	486,212
2006	206	635,629

2007	253	574, 213
2008	271	717, 709
2009	324	675, 137
2010	359	706, 453
計	2, 105	6, 594, 550

3) 国有特許権の職務発明報償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分報償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分報償金は登録された権利や出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分報償金として支給していたが、改正後は一括して処分収益金額の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2010年には、処分報償金として3億2千万ウォンを、新規登録報償金として6千9百万ウォンを支給するなど、これまで合計32億4千9百万ウォンを公務員職務発明報償金として支給した。

<表Ⅲ－3－26> 国有特許登録・処分報償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録報償金	処分報償金	機関褒賞金
	支給額	支給額	支給額
1992	3, 000, 000	602, 060	
1993	6, 700, 000	3, 615, 300	
1994	8, 500, 000	2, 209, 200	
1995	4, 500, 000	2, 025, 840	

1996	16,300,000	125,703,830	
1997	32,900,000	1,471,320	
1998	27,350,000	603,210	
1999	103,050,000	13,097,560	1,000,000
2000	133,339,900	26,095,680	4,000,000
2001	145,059,000	42,355,450	2,000,000
2002	93,162,000	113,594,710	16,000,000
2003	44,290,000	63,138,260	11,000,000
2004	48,647,500	75,482,310	14,000,000
2005	58,724,850	129,488,650	－
2006	74,759,980	335,879,130	22,000,000
2007	44,235,000	212,498,350	31,000,000
2008	113,237,000	240,672,000	22,000,000
2009	58,427,000	293,573,000	24,000,000
2010	68,730,000	315,256,810	20,000,000

ハ．評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関担当者に対する教育を定期的を実施して、発明機関及び特許庁ホームページに「国有特許バナー」を掲載して国有特許技術に一般人が簡単にアクセスできるようにした。また、未活用国有特許の活用促進のため、2006年に導入した3年以上の長期未活用特許無償実施制度の無償実施期間を1年から3年に延長し、2007年から2010年まで計509件の国有特許権に対して専門家価値評価を実施した。

2010年には、国有特許権の活用を促進するため、国有特許権の処分・管理業務を技術内容及び市場状況に最も詳しい発明機関及び専門技術移転機関に移管し、特許技術の活用価値が低い国有特許に対しては存続期間満了前に放棄することができる発明

振興法を一部改正した。

今後、専門家評価及び特許自動評価システムの評価により、活用の可能性が低い国有特許権は、存続期間満了以前に放棄し、誰でも利用できるように広報して、優秀特許技術は、集中管理し、管理効率性を増進させるつもりである。2011年には、国有特許権の中、最も多いシェアが高い農業分野の国有特許の処分・管理業務を農業振興庁又は、農業技術実用化財団に委託して需要者要求に符合したオーダーメイド型技術を開発し、効率的に処分・管理業務ができるようにする計画である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

世界経済が知識と技術が国富創出の主要要素となる知識基盤経済への急速に移行する中、核心・基盤技術の確保は国家と企業の技術競争力を測るバロメーターであり、生存及び発展のための必須戦略となりつつある。

現在、ほとんどの核心・基盤技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化し、それを後押しする技術が高度に複雑かつ多様化するにつれ、既存の技術(Prior Art)を超える新しい技術の開発は大規模な研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるためである。

そのため、今日個人発明家による発明は小数に過ぎず、企業などによって行われる職務発明が大半を占めている。また、技術が高度化すればするほど、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重がさらに高まっている。韓国の場合、職務発明の件数が2003年度12万件水準であったが、2008年度には17万件を記録し、持続的な増加傾向にある。

＜表Ⅲ－3－27＞近年の韓国の職務発明の推移

(単位：件、％)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008
個人発明(A)	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189	33,215
職務発明(B)	97,377	118,011	136,553	139,127	140,280	134,689
計(C)	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469	167,904
職務発明の比重(B/C)	82.1％	84.2％	84.9％	83.7％	81.3％	80.2％

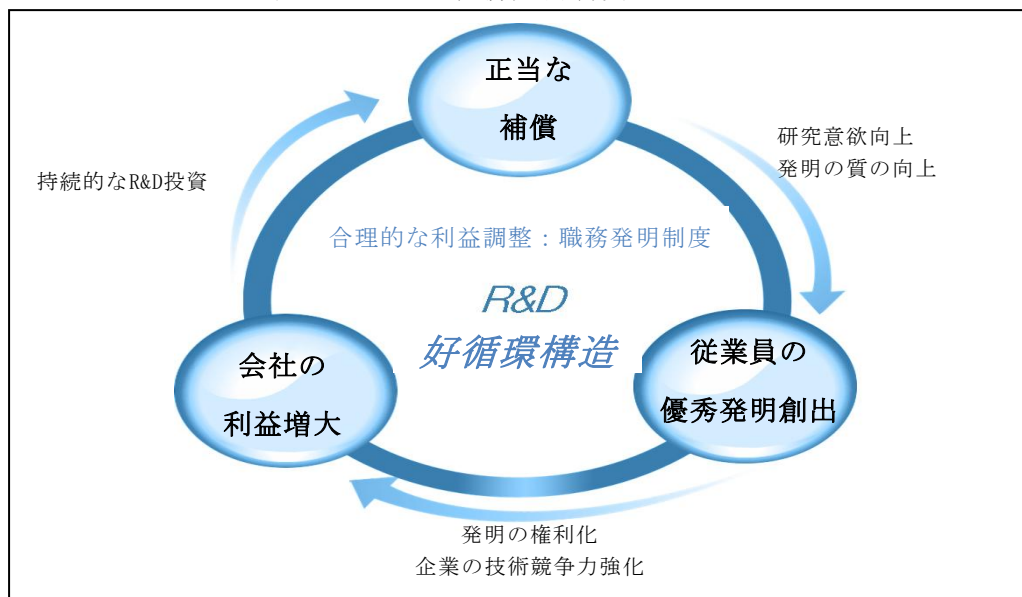
* 出処：2009年度知的財産主要統計

21世紀世界経済が知識基盤経済に移行することによって、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人中心から大学、研究所及び企業中心に移動しつつあり、それによって研究員、大学教授、企業の従業員及び公務員の研究開発や発明意欲を奨励するため、職務発明制度を如何に運用するかという部分が国と企業などの重要な知的財産戦略として浮上している。

職務発明制度は発明を創り出せる基盤、すなわち研究開発(R&D)投資と施設などを提供した使用者と、創造的な努力で発明を完成した従業員との間の利益を合理的に調整することで、使用者により積極的な投資をするよう働きかける一方、従業員には経済的な補償を提供して創造的な発明に専念できるように支援することで、従業員と使用者が共にWin-Winできるための制度である。

即ち、職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の正当な補償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、国家及び企業の発展を追求することにその目的がある。

<図Ⅲ－3－4>職務発明制度のメカニズム



ロ．推進内容及び成果

企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2010年³⁴⁾には60回を実施し、年間³⁵⁾1,563人が参加した。庁内審査官で構成された「職務発明研究会」と職務発明制度に詳しい弁理士、教授、企業CEOなどを講師として活用し、説明会を行った。既存の説明会形式から脱皮し、職務発明報償と関連した企業の政策的需要を把握分析して職務発明導入潜在力が大きい研究開発型の中小企業中心のオーダーメイド型説明会を開催した。また、一部の大学の産学協力団と連携して大学及び研究所の教授、学生などを対象に国家R&D事業関連国内共同研究及び国際共同研究の所有権規定及び職務発明制度に対する全般的な内容の説明会を実施した。説明会参加後、導入検討中である企業がだんだん増えており、説明会が企業の認識を高めることに肯定的な影響を与えていることが確認できた。

また2010年の下半期には、国内企業の職務発明制度活性化のために「職務発明韓日国際フォーラム」を開催し、日本の先進事例を国内に伝播し、国内企業の職務発明制度活性化に関する意見を取りまとめるなど、職務発明に対する社会的な関心拡散を誘

³⁴⁾ 説明会の開催件数：(2007年)38回→(2008年)53回→(2009年)60回→(2010年)61回

³⁵⁾ 説明会の参加人数：(2008年)1,610人→(2009年)1,140人→(2010)1,563人

導した。同フォーラムには、日本発明協会、DENKAが参加し、国内は中小・ベンチャー企業CE0112人が参加した。

企業・大学など政策顧客類型と顧客別の職務発明制度の実施水準を考慮し、顧客水準別のオーダーメイド型広報資料を製作・普及した。職務発明説明会及び実態調査などで提示された意見を収集し、既存の改正職務発明制度の紹介資料である「企業及び大学用職務発明補償規定標準モデル」、「職務発明補償ガイドライン」、「産学共同契約ガイドライン」などをアップデートした。同時に職務発明制度を通じて優秀な成果を創出している企業事例を紹介した「職務発明深層調査及び優秀事例集」のパンフレットを製作・配布した。また、職務発明と関連した紛争が、従業員の範囲、真の発明者などの職務発明成立要件などで多様化される傾向に従い、最近5年間韓国と日本の判例を整理した「争点別の職務発明韓日判例90選」を発刊した。職務発明の先進事例の伝播のため「ドイツ従業員発明関連資料」を翻訳して普及した。

日刊新聞などのマスコミを活用して職務発明制度を重点広報した。「企業と従業員が共生するもう一つの近道です」との主題で職務発明制度が企業には、独占的な地位確保、技術蓄積及び利潤創出により、企業成長の直接的な原動力となることを強調した一方、発明者(従業員など)には、正当な報償により技術開発意欲が高まり、制度導入を通じて企業と従業員がすべて役に立つ可能性があることを広報した。

また「職務発明ツイッター」を開設して職務発明制度の説明及び政府活性化事業の現況及び方向などを企業に迅速に知らせ、企業は制度実施にともなう苦衷などの意見交換が可能となった。職務発明が長い目で見た時、現実的な発明家と潜在的な発明家(発明候補生)の養成を通じて国家競争力を強化し、職務発明の活性化で理工系人材を国の中核として育成するのに大きな役割を果たすということを強調した。

ハ．評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している企業の比率は46.4%であることが分かった。

＜表Ⅲ－3－28＞職務発明報償の実施率

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
実施率	32.3%	38.3%	36.3%	39.6%	46.4%

＊2010年の調査結果、職務発明補償規定を保有している大学・公共研究所は、83.1%でシェアがとて高かったが、民間企業の場合、46.4%に過ぎない。

＜表Ⅲ－3－29＞企業形態別の職務発明補償の実施率

区分	2007年	2008年	2009年	2010年
大企業	75.0%	79.1%	84.0%	74.2%
ベンチャー企業／ INNO-BIZ企業	38.5%	36.8%	39.8%	44.4%
中小企業	29.7%	24.7%	25.5%	38.2%

＜表Ⅲ－3－30＞出願件数別の職務発明補償の実施率(2010年)

区分	10件未満	10～20件	21～60件	61件以上
実施率	35.0%	48.5%	74.6%	93.3%

＜表Ⅲ－3－31＞研究開発費の規模別の職務発明補償の実施率(2010年)

区分	3億未満	3～10億未満	10～30億未満	30億以上
実施率	26.8%	39.0%	47.6%	57.5%

＊出所：職務発明補償制度運営実態調査（2010年12月、韓国知識財産研究員）

詳細に企業別職務発明統計をみると、職務発明補償規定を保有し、それを活用している企業の比率は大企業が74.2%で最も高く、ベンチャー³⁶・INNO-BIZ企業³⁷44.4%、一般中小企業38.2%の順であった。また、出願件数別の職務発明補償実施率は、出願

³⁶ 事業のリスクが高いが、成功すると高い期待収益が予想される新生企業

³⁷ 技術優位をもとに競争力を確保した企業(技術革新システムの構築)

件数10件未満の保有企業に比べ、61件以上保有している企業の職務発明補償実施率が高く、研究開発費の規模別の職発明補償実施率をみると研究開発費が3億ウォン未満の企業（26.8％）に比べ30億以上の企業が2.2倍である58.5％となっている。

＜表Ⅲ－3－32＞職務発明補償の類型別実施率

補償種類		2010年	補償金額		2010年
発明提案補償		22.5％	発明提案の補償金		114.5万ウォン
³⁸ 出願補償	国内	35.2％	出願補償金	国内	68.4万ウォン
	海外	22.6％		海外	66.0万ウォン
³⁹ 登録補償	国内	37.4％	登録補償金	国内	89.7万ウォン
	海外	25.2％		海外	97.0万ウォン
実施補償	⁴⁰ 自社	16.1％	実施補償金	自社	収入金額の 11.1％
	⁴¹ 他社	11.3％		他社	収入金額の 12.4％
⁴² 処分補償		12.4％	処分補償金		収入金額の 15.5％

* 出所：職務発明補償制度運営実態調査（2010年12月、韓国知識財産研究員）

職務発明補償の類型別実施率から見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の35％を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業は25％を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の比率は10％内外に過ぎないことが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年より

³⁸ 従業員がした発明に対して使用者が特許を受けられる権利を承継して出願した場合に支給する補償

³⁹ 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

⁴⁰ 特許などを受けた職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

⁴¹ 職務発明特許などのライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給する補償

⁴² 使用者が従業員の職務発明に対する特許受ける権利又は特許権を他人に譲渡する又は実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

職務発明制度に対する議論は更に活発化するものと予想されている。これにより、研究開発型の中小企業を主要ターゲットにして、訪問型職務発明説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施率を高めていく予定である。

また、職務発明優秀企業の評価について、信頼性のある検証を行い、政府R&D関連部署事業にインセンティブ付与など、制度導入企業に対するインセンティブを強化する計画であり、職務発明関連判例及び職務発明補償制度の優秀事例を発掘・拡散させ、職務発明のオン・オフラインを通じて多角的な広報を推進して企業の職務発明制度の導入を促進する計画である。一般国民を対象に職務発明補償の必要性和効果を積極的に広報し、正当な職務補償に対する社会のコンセンサスを得るために努力する計画である。

第 4 編

公正な知的財産社会の実現

第1章 知的財産フレンドリー社会基盤の形成

第2章 国内・外の知的財産保護の強化

第3章 国民に対する知識財産認識の向上

第1章 知的財産フレンドリー社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・イキ

イ. 大学(院)における知識財産の講座

1) 推進背景及び概要

核心特許、即ち、金となる特許の創出は研究者の創意的な能力のみならず、特許に関わる事前調査を通じた特許戦略樹立により、成否が左右される。ますます増加されている国内企業に対する海外先進企業と、パテントロールの特許訴訟などは、特許事前調査と適切な特許戦略樹立により、最小化することができる。したがって該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専門人材の養成が必要な状況である。

2006年から本格的に工学及び自然科学系列大学(院)生のための特許教育を推進し、2010年には、未来有望知的財産権創出分野である医薬、デザイン関連まで知的財産教育を拡散した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)特許教育の活性化のため、理工系大学(院)に特許科目を正規課程として開設し、大学(院)生の特許に対する関心を高めると同時に、特許制度全般に関する講演だけではなく特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2010年大学特許正規科目は49の大学に137の講座が開設され、7,295人が受講した。大学院は13つの大学院に27講座が開設され、814人が受講した。受講した学生は全部で8,316人であり、2009年の受講生6,955人に比べて1,361人が増加した。

一方、大学の1講座当たり学生数は2009年の56.7人から54.4人に減少した。大学院の場合、2009の33.0人から、30.1人と減少し、実習中心の講義に適切するよう環境が改善された。

＜表Ⅳ－1－1＞大学知財教育の支援状況

区分	大学			大学院		
	2008	2009	2010	2008	2009	2010
大学数	40	46	49	6	10	13
講座数	93	111	138	15	20	27
講座履修 学生数(人)	4,775	6,295	7,502	506	660	814
1講座当たりの学生数(人)	51.3	56.7	54.4	33.7	33.0	30.1

2010年度にパイロット推進をした医薬、デザイン系列大学(院)の知財教育の場合、医薬系列では2の大学の5の講座に97人が受講し、デザイン系列は、7の大学の7の講座に379人が受講して知財権教育に関する関心が高まっていることが分かった。

核心特許創出のための理工系学生の能力向上のため、大学院及び理工系学部用の教材である「特許の理解」を開発し、事例中心の実務的な教育強化のため、機械・金属・建設、化学・生命、電気・電子の3つの専門の「専攻別の知財事例教材」を発刊した。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年本格実施されて以来、量・質ともに持続的に成長している。学部の講座は2006年44講座から2010年138講座へと3.1倍に増加し、大学院の

講座は2006年2講座から2009年27講座へと13.5倍に増加した。

これからは、教養授業または、理論中心の基本的な内容より一歩進み、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と連携した実務中心の実習型教育を強化して、多様な教育過程に対する学生の要求と実務的人材を望む企業の要求を合わせる必要がある。また、大学の自律的な知識財産教育を誘導するために、知識財産専門教授採用を支援して、工学認証プログラムに特許科目を含むように奨励する計画である。

＜表Ⅳ－１－２＞2010年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	講座名
大学	江陵原州大(江陵)	科学技術と知識財産
	江陵原州大(原州)	科学技術と知識財産
	江原大学校	機構メカニズム
		機構メカニズム
		発明学概論
		発明学概論
	建陽大学校	発明と特許
		発明と特許
		発明と特許
	慶尚大学校	力学
		生物生産機械学1及び実習
	慶熙大学校	特許と知的財産権
		特許と知的財産権
	公州大学校	発明と特許A
		発明と特許A
		発明と特許A

		発明と特許A
		発明と特許A
		発明と特許A
		発明と特許A
	国民大学校	無線通信
	大津大学校	知識財産権の理解 1
	東国大学校	技術創造と特許
	東西大学校	発明と特許
		発明と特許
	木原大学校	特許と法令
	ソウル大学校	特許と技術移転
	ソウル産業大学校	科学技術と知識財産権
	ソウル市立大学校	発明と特許
	ソウル女子大学校	知識財産権
		知識財産権
	ソウォン大学校	飲み物特許技術応用創業論
	淑明女子大学校	知的財産権1
		インターネットと法
	順天郷大学校	知識財産の理解
		知識財産の理解
		知識財産の理解
	亜洲大学校	知識財産権の 理解 1
		建築工学総合設計及び実習
		建築技術士
	又石大学校	知識財産権の理解
	円光大学校	科学技術と知識財産

		知識財産権基礎
	梨花女子大学校	コンピュータ工学基礎設計
		コンピュータ工学基礎設計
	仁荷大学校	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全南大学校	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全北大学校	知識財産権と技術移転
	全州大学校	製造工程管理
	済州大学校	発明と特許
		科学技術と知識財産
	忠南大学校	工学法制
		工学法制
		工学法制
		医薬バイオ特許法
	忠北大学校	特許と商標
	浦項工科大学教	知識財産権
	韓国技術教育大学校	科学技術と知識財産
	韓東大学校	ギャップストーン設計2
	ハンバツ大学校	知識財産権
	漢陽大学校	特許法の理解（利害）

		知的財産法
	湖西大学校	ベンチャー知識財産の活用 ベンチャー知識財産の活用
大学院	高麗大学校	特許と情報分析 知識経営論
	ソウル大学校	特許と情報分析 研究者のための技術管理と事業化
	亜洲大学校	特許と情報分析
	延世大学校	特許と情報分析
	漢陽大学校(ソウル)	特許と情報分析
	漢陽大学校(エリカ)	特許と情報分析
	KAIST (大徳)	特許分析と発明出願A 特許分析と発明出願B
	ソウル市立大	発明と特許
	忠南大学校	医薬バイオ トウコボプトウンノン
	嶺南大学校	インターネットシステム特講
	KAIST (ホンヌン)	知的財産権と国際取引
系	36大学/11大学院	学部71講座/大学院14講座

＜表Ⅳ－１－３＞2010年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	講座名
大学	江原大学校(三陟)	機構メカニズム
	江原大学校(春川)	発明学概論
	慶尚大学校	生物産業機械実務2
		固体力学

	キョンウォン大学校	デザイン知識財産権セミナー
	慶熙大学校	特許と知的財産権
		特許と知的財産権
	公州大学校	発明と特許B
		発明と特許B
		創意的工学設計
		特許及び文献収集練習
	国民大学校	私製同行セミナー
		私製同行セミナー
	金烏工大	発明特許概論
	大邱大学校	知識財産権
		知識財産権
	大津大学校	知識財産権の理解2
	東国大学校	技術創造と特許
	東国大学校(慶州)	工学法制
	東西大学校	発明と特許
	釜山経済大学校	デザインと知識財産権利化
	ソウル大学校	特許と技術移転
	ソウル女子大学校	知識財産権
		知識財産権
	ソウォン大学校	特許商品開発
	世明大学校	特許と環境新技術
	水原大学校	知識財産権の理解
	淑明女子大学校	知的財産権2
	亜洲大学校	知識財産権の 理解 2
		知識財産権の 理解 2

	亜細亜大学	知識財産論
	ヨソノ大学	デザイン及び商標法
		特許英語2
	円光大学	科学技術と知識財産
		知識財産権基礎
	梨花女子大学	知的財産権管理
	仁川大学	産業財産権
	仁荷大学	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全南大学	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全北大学	知識財産権と技術移転II
	全州大学	製造情報システム
	済州大学	デザインと知識財産
		発明と特許
	朝鮮大学	デザイン マネジメント
	中央大学	特許と電子出願II
		デザインプロジェクト経営
	忠南大学	工学法制
		工学法制

		工学法制
		医薬バイオ特許法
	忠北大学校	特許と商標
	浦項工科大学教	知識財産権
	韓国技術教育大学校	工学設計と特許
	漢南大学校	国際商品特許管理
	韓東大学校	ギャップストーン設計2
	漢陽大学校	特許法の理解
		知的財産法
	湖西大学校	ベンチャー知識財産の活用
		特許と知識財産
大学院	高麗大学校	特許と情報分析II
	ソウル大学校	特許と情報分析
		研究者のための技術管理と事業化
	亜洲大学校	特許と情報分析
	亜洲大学校	新薬開発と知的財産権
	延世大学校	特許と情報分析
	漢陽大学校(ソウル)	特許と情報分析
	漢陽大学校(エリカ)	特許と情報分析
	KAIST (大徳)	特許分析と発明出願A
		特許分析と発明出願B
	忠南大学校	医薬バイオ知識財産権
	浦項工科大学教	特許と情報分析
	光州科学技術院	特許概論
系	40大学/10大学院	学部67講座/大学院13講座

ロ．全国創意大学発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

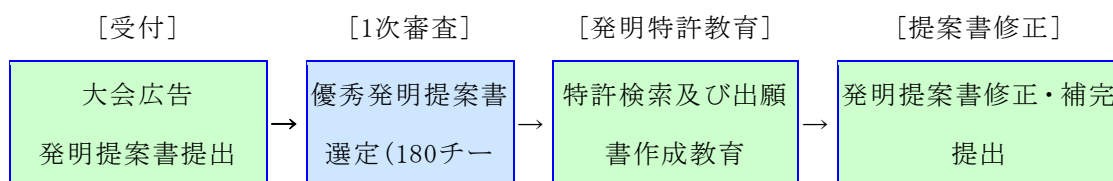
知財戦争時代に勝利することができるように、特定分野に対する工学知識を整えた上、創造力と知財能力を備えた人材が必要である。学生が工学知識を基に技術課題について創意的な解決方を講じる過程、知財と連携した研究計画樹立及び発明の事業化など、R&D過程を総合的に経験すると、研究開発人材、青年企業人財として能力を育てることに大きく役に立つものである。

このような認識の下で、知財に強い創意的な発明人材の養成過程として、大学生の優秀な発明を創出・発掘して権利化・事業化を支援するための過程として、大学生を対象に発明大会を開催している。2002年から続いた大会として、学部生及び発明クラブ中心の「全国大学発明大会」と、2009年開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展的に統合し、2010年には「2010大学創意発明大会」を開催した。

この大会は、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を經ち発明を完成して発明内容を特許出願書形式の書面と試作品で作成・提出する「発明研究部門」と、卒業作品や論文など研究成果を特許出願書形式の書面と試作品で作成・提出する「発明特許部門」などの2部門で進行した。また、大会の波及力拡大と成功的な開催のために韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同主催して、大韓機械学会などの7個の工学専門学会が大会の後援機関として参加した。

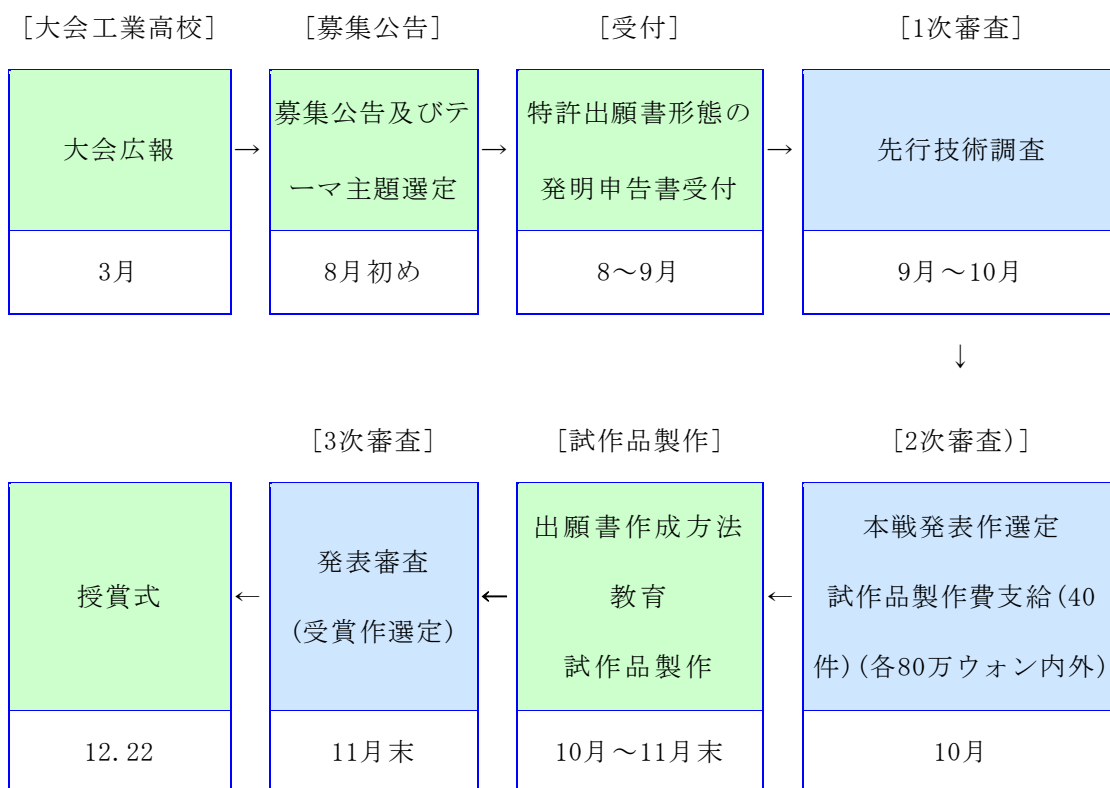
<図IV-1-1>大会の細部プロセス

【発明研究部門】





【発明特許部門】



<表Ⅳ－1－4>授賞内訳

区分		発 明 研 究 文 門	発 明 特 許 部 門
チー ム / 個 人	大賞(国務総理)	1チーム(700万ウォン)	
	最優秀賞 (知識経済部長官、教育 科学部長官、科総会長)	6チーム(各500万ウォン)	
	優秀賞(特許庁長)	4チーム(各300万ウォン)	4チーム(各300万ウォン)
	奨励賞(学会長)	6チーム(各100万ウォン)	6チーム(各100万ウォン)
	計	27チーム(7,300万ウォン)	
指 導 教 授	指導教授賞(特許庁賞)	7人(各200万ウォン)	
団 体	最優秀発明クラブ賞 (科学創意財団理事長)	1個(300万ウォン)	
	優秀発明クラブ賞 (科学創意財団理事長)	2個(各200万ウォン)	
	奨励賞 (韓国発明振興会長)	7個(各100万ウォン)	
	計	10個(計1,400万ウォン)	
総計		44個(計10,100万ウォン)	

大会受賞者には、大賞の場合、国際発明展に出品を支援して、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。また、大会参加発明から発生した知財権を発明者より大学に継承して、大学は権利を行使し、または移転する場合、職務発明に準ずる補償をすることを原則とするものの、発明者や大学が同意しない場合は発明者の所有とする。

2) 推進内容及び成果

2010年の大会には計120の大学、1,990件が出品され、2009に比べて申請件数が105%増加した。優秀発明27件を選定して授賞したが、大賞は「機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ」を出品した忠州大学校チョ・ヨンファン・ソン・ナギョンチームが受賞した。

団体賞の最優秀発明クラブ賞は、成均館大学校発明クラブ「奇想天外」が受賞した。

＜表Ⅳ－１－５＞大学創意発明大会の出品現状

区分	2009			2010			
	発明大会	IPオーシャ ン公募店	計	発明研究部 門	発明特許部 門	計	増加率
申込件 数	633	334	967	1,187	803	1,990	105.8%
参加大 学	65	54	85	97	83	120	41.2%

＜表Ⅳ－１－７＞大学創意発明大会の団体賞受賞作の現状

賞	学校名	クラブ名
最優秀発明クラブ賞	成均館大学校	奇想天外
優秀発明クラブ賞	ヨンドン大学校	APOS
	KAIST	KAINOVATOR
最優秀発明クラブ賞	崇実大学校	風車
	延世大学校	延世アイデア研究会
	金烏工科大学教	亀甲船神話
	ソウル産業大学校	発明開発研究会
	仁荷大学校	アイデアバンク
	梨花女子大学校	柔らかい脳

	淑明女子大学校	とんでもない人々

＜表Ⅳ－１－８＞大学創意発明大会の指導教授賞の受賞者現状

賞	指導した作品名	氏名	学校	専門
大賞	機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ	ジョン・チャンドク	忠州大学校	機械工学科
最優秀	原形柱を上昇下降して人に従いながら感知撮影する保安用カメラ	カン・チョルグ	建国大学校	機械工学部
最優秀	障害児童のリハビリ訓練のための遊び治療用だるま松葉杖	アン・ドクヒョン	仁済大学校	物理治療学科
最優秀	非直線タイムラインマー	ザン・ジェソック	韓国科学技術院	デジタル文化コンテンツ工学科
最優秀	Ball Seaway	ウ・ぐあんジュン	檀国大学校	電気・電子工学科
最優秀	棚型旅行用カバン	ユ・ブミ	祥明大学校	産業デザイン科
最優秀	LCD基盤のマルチタッチテーブルトップインターフェース提供システム及びその方法	金ジイン	建国大学校	新技術融合学科

＜図Ⅳ－１－２＞2010大学創意発明大会の受賞作

				
機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ	原形柱を上昇下降して人に従いながら感知撮影する保安用カメラ	障害児童のリハビリ訓練のための遊び治療用だるま松葉杖	非直線（直選）タイムラインマー	Ball Seaway

3) 評価及び発展方向

2010年大学創意発明大会を通じて大学発明活動の底辺を拡大し、大会の規模を拡張した。また、学生がR&Dの全周期を経験できるようにすることによって知財に関する知識を習い、創意的な発明能力の向上に多く貢献したとの審査委員などの評価があった。今後には、事業化が可能な水準の発明創出がさらに多く創出されるようにして、受賞者と優秀発明に対する事後管理体制を強化し、優秀発明の事業化が促進されるようにするなど、大会の質的水準を高めなければならない。

ハ．知的財産教授養成プログラムの運営(T3：Teaching The Teacher)

1) 推進背景及び概要

大学では、知的財産に関する素養を設けるための教育は学生だけではなく、教授においても必要である。教授は、特に理科系教授は、知的財産に関する理解を基に教える知的財産教育者だけではなく、科学技術研究の最前線の研究開発者でもある。

大学に開設された知財講座は、ほとんど特許庁の支援により、弁理士などの特許関連専門家によって講義が行っている。これは多くの理工系大学で専門分野と融合して知識財産教育を実施できる教授がない、または不足するためである。また、教授が研究開発に立ち向かう場合、知財に基づいた研究戦略を樹立・進行してこそ、金になる強い特許権を創出するなどの成果を極大化することができるが、このために研究教授は、知財に対する基本的な素養と能力を整える必要がある。

したがって教授の知財能力向上のために理工系教授を中心教育対象とする知識財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を設けて施行した。

2) 推進成果及び内容

大学教授が教育過程を修了した後、これを教育や研究に活用することができるよ

うに段階別・分野別の教育プログラムを用意して、実際講義に適用することができるように事例中心の教育を実施した。

教育に参加しにくい教授の便宜のために大学に直接訪ねて講義するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、また、深化学習のための海外深化プログラムを運営した。

また、知財教育に対する認識の向上と知財 이슈の伝播のために大韓機械学会など、3つの工学専門学会と協力して学会の定期学術大会に知財セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略を発表して、知財講義を実施した。

2008年最初に始めたこの教育過程に、知財教育の必要性を認識した教授の参加が増加して、2010年には2009年220人に比べて34%が増加した294人の教授が一つ以上の教育過程に参加して修了した。また、成果について調査結果、教育履修後に現業（講義・研究過程）に活用した結果である現業適用度は、79.08点、教育過程満足度は、92.31点となった。

＜表Ⅳ－1－9＞大学知的財産教授教育の現状

区分	主要内容	2008		2009		2010	
		大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪ねる教育 (週一回2時間、8回)	特許制度、明細書作成 など	2	17	4	36	6	47
短期集中教育 (過程別2泊3日)	知財権入門、特許明細 書作成など	28	112	55	174	78	238
海外深化教育	先進国特許制度な ど	2	4	8	10	6	9
合計		32	133	56	220	81	294

＜表Ⅳ－1－10＞大学知的財産教授教育のプログラム

訪ねる教育	短期集中教育	海外深化教育
・地域別大学訪問教育により需要者便宜性向上 ・知的財産権に対する興味誘導 ・大学名(6大学): 漢陽大、仁荷大、江原大/翰林大、昌原大/昌原専門大 ・2010.4月～6月	・教授の知財能力向上及び特許活用能力強化 ・過程名 -上半期(知識財産権入門、特許情報調査入門、デザイン・商標入門) -下半期(特許明細書作成入門、特許技術価値評価) -夏季(特許明細書作成、特許情報調査、デザイン過程) -冬季(創意的研究開発技法) ・2010年4月、8月、10月、12月4回	・先進国特許制も教育 ・優秀受講教授及び知的財産権教授を選抜 ・教授教育参加モチベーションの誘発

＜表Ⅳ－1－11＞学会学術大会の知財セッションの開設現状

区分	主題名	対象	日付	場所	参加 因数	主要内容
大韓電気学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 7. 15	釜山ベクスコ	61人	知識財産とSmart Grid 技術
韓国工業化学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 10. 28	大田コンベンションセンター	56人	知識財産と自動車用2 次電池技術
大韓機械学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 11. 4	済州コンベンションセンター	27人	知識財産とインホイール駆動システム
計(人数)					144	

3) 評価及び発展方向

教授を対象とする知的財産教育プログラムに参加する教授が持続的に増加しており、学生を対象とする知的財産講義への必要性を認識した教授は高い関心と情熱を持ち、教育に参加して知識財産講座を開設するなど、教育過程運営の成果が現れている。しかし量的な規模では、まだ不十分な点が多い。韓国の理工系教授19,755人の1.5%に過ぎない294人が教授教育プログラムを修了するなど、教育修了率は相当少ない。

さらに多くの教授が教育に参加するためには、知財に対する認識を広く拡散できる方針が必要で、特許庁主導の教育プログラム運営のみでは、限界があり、大学自主的に教育を行うのが望ましい。

現在のプログラムは、レベル別、専攻別にプログラムを体系化・多様化して教授が簡単に参加することができるようにして、学会との協力を拡大して知財に対する認識向上を図る必要がある。また、知財教授の間のネットワーク構築を推進して知財教育に対する情報と教案共有、研究活動活性化などを行えばさらに効果的と思う。

＜図Ⅳ－1－3＞教育現場の写真(夏季短期集中過程)



二．知識財産専門学位過程運営

1) 推進背景及び概要

国内・外の知財訴訟に効果的に対応して、R&D・技術投資などを知的財産権と融合させて金になる強い特許、源泉特許を獲得するなどの役割を行える知財専門人材を、企業、社会では必要としている。知財専門人材は工学に基づく、知財に対する法学的な能力、会社の経営戦略を活用できる経営学的な能力を整えなければならない。このような人材を養成するためには、大学院レベルで相違的な学問間の融合教育を実施しなければならない。しかし既存の法大教育などの大学教育過程では、このような人材の養成が困難であり、政府より、大学院知財専門人材養成過程を支援することになった。

2009年の知財専門学位過程の運営大学としてKAISTと弘益大学校を選定した。2010年に財政支援を通じて両大学より、知財専門学位過程を運営するようにして本格的に知財専門人材の養成を始めた。

2) 推進内容及び成果

2010年KAISTで40人、弘益大学校で42人の入学生を選抜して修士学位過程の知財専門学位過程教育を開始し、学術大会を開催するなど知財関連研究活動も併行した。

＜表Ⅳ－1－12＞知的財産専門学位課程の運営現状

大学	学位名称	授業の形態	授業の年限	単位	登録人数
KAIST	工学修士 (知財権法専門)	週末過程	2年(6学期) 1年3学期	33単位	2010年40人

弘益大	知識財産学修士 (MIP) (Master of IP)	週間 (平日夜間 、週末昼 間)	2年 (4学期)	24単位	2010年42人

3) 評価及び発展方向

知財専門学位過程は、知財分野で国内最初に工学、法学、経営学など融合教育を実施しており、この過程を修了した専門人材は、特許戦略の樹立、特許紛争への戦略的対応、知財の創出及び活用など企業と国家の知財競争力強化に核心的な役割をすると期待される。大学別に特性化された過程を開発して社会で必要とする教育を実施するなど同学位過程の早期定着のため活発な活動が必要な時期である。

2. 企業・大学間の新しい産・学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 ジョン・スンチョル
産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心向上及び実用的な特許教育を拡大し、企業が必要としている特許に強いエンジニアを育成し、創意的なアイデアを発掘するために推進された。企業は問題出題、審査、賞金を負担し、大学は指導教授と共に、企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このように、キャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用し、内部の革新につなげる開放型革新(0

pen InnoVation)の事例といえる。

イ) コンテスト部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードコンテスト部門は特許戦略樹立部門、専攻技術調査部門の2つの部門がある。特許戦略樹立部門は細部的な技術テーマに対して国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得方向を樹立することである。先行技術調査部門は産業別の仮想の出願書又は発明要約書に対して関連した先行技術を調査した後、特許可能性を判断し、又は出願書を補正又は作成することである。

ロ) 参加資格

国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3名以内のチーム又は個人で参加し、指導教官1人が参加しなければならない。先行技術調査部門は個人で参加する。

ハ) 審査手続

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格、推薦書(参加確認書)の確認など基礎審査を行い、書面審査では企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の3倍程度を選抜する。発表審査は書面審査で選抜された人を対象に、彼らが作成した論文を発表させて最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を大賞にし、特許庁長賞以上の上位の賞を選定する。

ニ) 審査基準

審査基準はコンテスト部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を進める。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求の範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

＜表Ⅳ－1－13＞コンテスト部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法を使ったのか、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との整合性
	請求の範囲の作成・補正	請求の範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳ができたか。
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略の樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など、 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の判断など

＜表Ⅳ－1－14＞コンテスト部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	学生答案	先行技術検索など	先行技術調査達成度の程度 検索先行技術の適正性など
		請求の範囲の作成・補正など	請求の範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業成果	問題解決に対する貢献度	問題出題の目的・意図の整合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展可能性など	今後研究課題として採択される可能性など 実務適用計画など
特許戦略樹	先行特許調査及び分析	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性
		先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出など

立 部 門	など	核心特許の導出、選別、分析など	重要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許 戦略 樹立 など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など
			回避(空白)技術の設計方案など 独自開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発の判断など
特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な連携性など			

ホ)2010年授賞内訳

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードでは特許戦略樹立部門で特許庁長賞以上の上位賞に学生6チーム、指導教官5人を選定し、後援企業優秀賞は20チーム、後援企業奨励賞は46チームを選定し、合計72チームを選定した。先行技術調査部門では特許庁長賞以上の上位賞に4人、後援企業優秀賞に20人、後援企業奨励賞40名など合計64人を選定した。団体賞として最優秀賞はKAIST、最多応募大学として仁河大が受賞した。授賞式には、大学の総長、企業のCEOなどの約270人を含め、計550人が参加して情熱的かつ挑戦的に努力した受賞者に激励した。また、晩餐会では澁刺な参加大学生の受賞コメントが行った。

<表Ⅳ－1－15>2010年授賞内訳

区分		特許戦略樹立		先行技術調査
		学生	指導教官	
知識経済部長官賞		1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	3百万ウォン (1人)
韓国工学翰林院会長賞		1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	-
特許庁長賞		各8百万ウォン (4チーム)	各5百万ウォン (4人)	各2百万ウォン (3人)
企業賞	後援企業優秀賞	各6百万ウォン (20チーム)	-	各1百万ウォン (20人)
	後援企業奨励賞	各2百万ウォン (46チーム)	-	各50万ウォン (40人)
団体賞	最多応募大学 最多受賞大学	1千万ウォン(1大学)		

へ)2010年の主要日程

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2010年2月24日の公告を始めに、申請書の受付、論文提出、審査の順に進められた。

＜表Ⅳ－1－16＞2010年の細部推進日程

区分	細部内容	2010年の日程
公告・受付	大会公告	2. 24
	参加申請書の受付	2. 24～3. 31
先行技術 調査部門	問題公告	5. 4
	答案提出	5. 4～5. 19
	基礎・書面・発表・最終審査など	5. 20～7. 23
特許戦略	論文提出	8. 25
樹立部門	基礎・書面・発表・最終審査など	8. 26～10. 29
授賞式		12. 1

2) 推進実績及び結果

イ) 電子・電気、造船機械金属、化学生命など3つの分野に43社が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、初年である2008年にサムスン電子、LG電子、Hyundai・Kia自動車など21の企業が参加した。2009年度は2008年の参加企業以外にも15企業が参加し、計36企業が参加した。2010年度には、企業銀行、ETRIなどに拡大され、参加機関が計43機関となった。受賞者に就職インセンティブを与える企業も2008年度にLG電子、サムスン重工業などの14企業から2009年度には23の企業、2010年度には21企業が参加した。

＜図Ⅳ－１－４＞2010年キャンパス特許戦略ユニバシアードの参加企業(43社)

三星電子、ジュウソンエンジニアリング、韓火石油化学、現代起亜自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、三星SDI、現代製鉄、hynix、(株)シルترون、SKエネルギー、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、SLS造船、デソン造船、(株)トップエンジニアリング、LG生命科学、三星電気、三星精密化学、ソウル半導体、(株)パンテック、緑十字、日進素材産業、イントゥロメディク、三星コニン精密ガラス、コオロンインドストゥリ(株)、ADPエンジニアリング、LS電線、IBK企業銀行、韓国機械研究院、KIST、韓国化学研究員、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究所

* 受賞者就職優待企業(21個企業):ジュウソンエンジニアリング、韓火石油化学、湖南石油化学、LG電子、LGディスプレイ、LG化学、現代製鉄、シルترون(株)、トップエンジニアリング、ソウル半導体、日進素材産業、イントゥロメディク、コオロンインドストゥリ(株)、ADPエンジニアリング、LS電線、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、韓進重工業、STX造船海洋、IBK企業銀行

ロ)参加状況

大学の積極的な参加で、2008年度に68の大学から2,050チームが参加を申し込み、2009年には32.7%増加した80の大学、2,720チームが参加し、2010年には37.2%増加した97の大学、3,731チームが参加した。そのうち、64の大学から1,483チームが論文を提出し、このうち35大学の136チームを受賞者として選定した。大学別の参加チームは、ソウル大が15チーム、KAISTが47チーム、仁荷大14チーム、成均館大7チームチームの順であった。

＜表Ⅳ－１－１７＞部門別の受賞状況

区分	特許戦略樹立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(人)	大学	人	大学	チーム(人)
参加申込	82	1,103 (2,758)	78	2,628	97	3,731 (5,386)
論文提出	54	258	59	1,225	64	1,483
発表審査	46	130	28	148	48	278
受賞者	31	72(197)	21	64	35	136(261)

ハ)2010年の問題(テーマ)状況

2010年度には、化石代替エネルギー及び環境分野の太陽電池、燃料電池に関するテーマと半導体関連の問題が出題された。今年初めて参加する金融関連分野には、スマートフォン決裁分野技術に関する問題が出題され、先端分野や近い未来に市場性が大きい分野と関連された問題が出題された。

ニ) 大学別の受賞者状況

2010年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は35大学(135チーム、261人)である。大学別の受賞者をみると、KAISTが14チーム、ソウル大が15チーム、檀国大が5チーム、仁荷大が14チーム、慶熙大が6チームの順であり、最多受賞大学賞はKAIST、最多応募大学賞は仁荷大が受賞した。

<表Ⅳ－1－18> 最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順番	最多受賞大学		最多応募大学	
	大学名	点数	大学名	点数
1	KAIST	26	仁荷大	401
2	ソウル大	19.5	延世大	120
3	檀国大	13.5	漢陽大	108
4	仁荷大	13	ソウル産業大	90
5	慶熙大	13	ソウル大	79

※最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門論文提出チーム数×3.0)

* 書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に反映しない。

※最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
 * (上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)
 * 上位賞: 知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

3) 評価及び発展方向

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、大会について肯定的に評価した。後援機関は、本大会の趣旨について「大学生の特許教育趣旨」(26.1%)よりは「創意的なアイデア発掘」(73.9%)を本大会の趣旨として選び、同大会が企業に実質的な役に立ったと答えた。参加学生は、大会を通じて特許の重要性を分かり、特許戦略を立ちながら未来技術発展を予測する経験ができたと評価した。受賞者の中の67%は、本大会への参加が就職に实际的に役に立ったと回答するなど大会の参加主体の全体がキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び未来に対して楽観的な評価をした。

ロ. 2010年国際デザイン権公募展

1) 推進背景及び概要

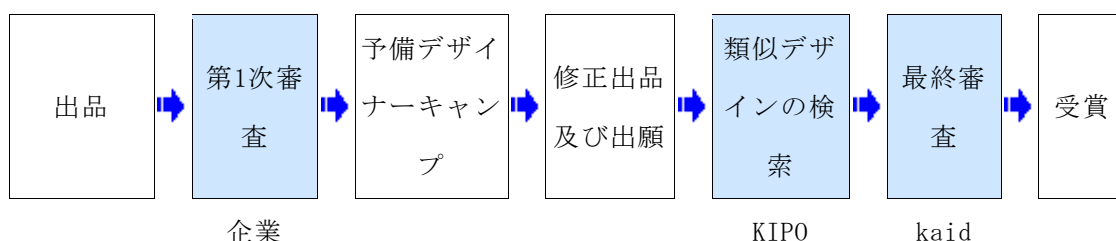
デザイン公募展はデザイン権に対する認識を高めることで国家産業競争力を強化することを目的として、2006年大学生デザイン公募展 (Design & Right) から始まった。2008年その対象と方法を画期的に変え、デザイン公募展 (Design Right Fair) に変更し、韓国貿易協会と共同開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年より、出品資格を大学生で一般人まで拡大し、2010年には外国人も出品しており、外国企業も参加できるようにして、作品の多様性を高めた。

数多い他のデザイン公募展は、各企業の広報とともに安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ようとするのが目的であるため、出品者の全ての知的財産権は主催側に

引き渡され、出品者は所定の賞金だけ受け取るのが現実であった。しかし、デザイン権公募展は出品作のデザイン権などの知財権を創作者(デザイナー)が所有し、デザイン権を媒介にして企業と出品者(デザイナー)をつなぐことで皆に利益を与えるオープンイノベーションであるということが最も大きな特徴である。

この公募展は新しいデザインが必要な物品を企業が提示すると、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の第1次審査を通過したデザイナーは予備デザイナーキャンプに参加して企業デザイナーと意見交換をしながらデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーは本人デザインの問題点を修正し、最終出品する一方、自らデザイン登録出願を終えることとなる。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属デザイン教授で構成された審査委員団が最終受賞作を選定し、この過程で企業の意見を最大限反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結して受賞者は、製品売上にともなうロイヤリティーを受けることとなる。

＜図Ⅳ－1－5＞デザイン権公募店の審査プロセス



2) 推進内容及び成果

2010国際デザイン権公募展では、36企業(LG電子、起亜自動車など)が公募物品を提示して578点が出品され、国民大、東西大などの9大学の34人が出品した26点が受賞作に選ばれた。大賞である知識経済部長官賞は、C-motechが提示した「使用者便宜性を考慮したUSB」部門に「マルチポートUSBモデム」を出品した国民大ユ・インシク、チョン・ソヨン氏が受賞した。金賞である特許庁長賞は、デザインモールが提示した「近未来シルバー世代のための杖デザイン」部門に「二番目の耳になるツエ」を出品した

東西大チョン・ジェクァン氏が受賞した。また、他の金賞の韓国貿易協会長賞はMAAD STUDIOが提示した「カップルジュエリー」部門に「DARRING」を出品した弘益大イ・コンウ、ユ・ギョンミン氏が受賞した。受賞作は「2010年12月2日から5日までCOEXで開催された知財統合展示会に展示され、多くの反応を受けた。

＜図Ⅳ－1－6＞2010年大賞及び金賞受賞作



マルチポート USB モデム

(知識経済部長官賞)



二番目の耳になるツエ

(特許庁長賞)



DARRING

(韓国貿易協会長賞)

3) 評価及び発展方向

2010年の受賞作26点の中、5点について参加企業が受賞者にライセンスを提案し、受賞者34人の中20人(58.8%)は「創業や技術取引等を通して受賞作を積極的に事業化したい」と明らかにするなど、参加企業と受賞者が受賞作の事業化に関心を現わした。しかし体系的な事業化支援の方針不足により、実際ライセンス契約は、1件のみ締結されるなど、受賞作の事業化需要を実績に誘導することができない実情である。

2011年には「デザインIP創出・活用の実戦機会」として「デザイナーのデザインを企業が事業化する」との意味を強調するために事業名称を「D2B(design-to-business)デザイン展」に変更する予定である。また、受賞作の事業化を積極支援するために参加企業と受賞者の交渉を特許庁が仲裁する予定であり、受賞作の所有権規定を整備して受賞者と参加企業皆に受賞作事業化の動機を与える計画である。参加企業が事業化を保留した受賞作の場合、共同主催である韓国貿易協会と毎日経済新聞社を通じて斬新なデザインが必要な国内優秀中小企業が事業化することができるように広報する予定である。

＜表Ⅳ－1－19＞2010年国際デザイン権公募展の受賞者の状況

* 9大学、受賞作26作品(35人)選定

区分		受賞者		
		企業	学校	名前
大賞	知識経済部長官賞	C-motech	国民大	ユ・インシク、ジョン・ソヨン
	特許庁長賞	デザインモール	東西大	チョン・ジェクアン
金賞	貿易協会長賞	MAAD studio	弘益大	イ・コンウ, ユ・ギョンミン
	デザイン振興院長賞	毎日産業	建国大	ヤン・チュンギョ
銀賞	産業デザイナー協会長賞	クッスン堂	牧園大	ホン・ジョンウン、ビョン・ジン
		熊津コーウェイ	国民大	チン・ホヨン
	CEO賞	慶喜	国民大	カン・ジョンヒョン
		クッスン堂	東西大	キム・インヨン
		グリーンチャイルド	東西大	ヤン・ジョンア
		キム・ヒョンソンデザイン研究所	国民大	イ・ソンズ

	NOTHINGデザイングループ	弘益大	グ・ソンモ
	デザインモール	東西大	ジョン・ソンミン
	デザインストーム	ドンミョン大	イ・スンヨン、イ・スヨン
	ムリム交易	国民大	ソ・ボルム
	AK	啓明大	イ・ユンヒ
	イドンデザイン	檀国大	チャン・ハンヨン、サゴン・ウンヨン
	コダースデザイン	国民大	ウン・ウンゼ
	クリームボックス	(一般)	イ・スンフン、キム・トホン
	テジュ照明研究所	仁済大	キム・ミョンジン、イ・ハンヨル
	テハメカトロニクス	東西大	キム・テフン
	ポシス	牧園大	ビョン・ジイン
	ヘンナム磁器	東西大	チャン・ソンチョル
	Delco	国民大	イ・ジェヨン
	Iso-tech	国民大	バク・デサン、イ・ソコ
	MAAD studio	(一般)	ソン・ジョンヨン

計(参加者受賞者)

指導教授賞		国民大	ジョン・ドソン
		東西大	コ・ジョンウク
		弘益大	イ・ドンテ
団体賞	最多応募大学	国民大	
	最多受賞大学	東西大*	

合計

* 最多受賞大学である国民大が重複授与を固辞して次上位大学の東西大が受賞

＜表Ⅳ－１－２０＞参加企業が提案した公募物品の品目

No.	企業名	物品名
1	ゴクァンUVC	DUCデザイン天井材
2	ギョンヒ	小型家電製品プラスチック外形デザイン、TVデザイン
3	クッスン堂	迷夢マッコリ
4	グリーンチャイルド	正六面体教育玩具遊び用品装飾品
5	起亜自動車	ソウル(車名)
6	キム・ヒョンソンデザイン 研究所	Community shelter
7	Nothingデザイングループ	生活用品、文具類、事務用品、環境デザイン、都市デザイン
8	デザインモール	近未来シルバー世代のためのツエデザイン提案
9	デザインストーム	武侠ロボットキャラクターデザイン
10	毎日産業	ヘドゥレントン、LEDスタンド照明灯
11	武林交易	移動式お手洗い(1～2人用)外観デザイン
12	三菱エレベーター	EleVator Car Interior Design
13	サターンバース	浴室Item, 浴室Interior Design
14	アモーレパシフィック	ラネージュスライディングファクト構造改善提案
15	AK	ルナファウンダーション
16	エネックス	食卓
17	余命僻地	僻地
18	熊津コーウェイ	浄水器/浄水器使用性改善及び提案
19	イドンデザイン	文具類
20	(株) ミルテク	食物処理器
21	コダースデザイン	組立型机デザイン
22	クラウン製菓	Eco Package

23	クリームボックス	乳児洞知能開発及び感性増進のためのアナログ型玩具
24	テジュ照明研究所	照明器具
25	テハメカトロニクス	新概念運動器具
26	ポシス	寄宿舍用世帯
27	ヘンナム磁器	陶磁器食器類
28	C-motech	USB Data Modem
29	Iso-tech	レーザー血糖測定機
30	JS&F	テディベアー関連商品
31	LG電子	Solar Energyを利用した公共場所活用提案
32	MAAD studio	カップルジュエリー(カップル指輪カップルネックレス)
33	Mo V on	ブルートゥース無線通信技術を活用した通信及び音響機器
34	(日本)Delco	体温計(電子体温計含む)
35	(日本)dIVe	アメ及び仁丹種類ケース包装方法デザイン
36	(日本)gokden	Tapeホルダー

3. 企業の知的財産専門人材の養成及びインフラ構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景及び概要

最近、知的財産紛争の増加、知的財産を基盤としたビジネスモデルの登場などにより、ますます知的財産業務が高度化・専門化されている。また、知的財産がライセンシング収益、商品市場競争などに活用されるとともに、企業を食べさせる核心資産と認識されている。これによって、専門化されている知識財産業務を円滑に行う専門人材

の養成する必要性が高まっている。しかし現実を見ると、一部大企業を除いたほとんどの国内企業の知的財産人材基盤は、劣悪な状況で急変している知的財産環境に適切に対処できない実情である。2010年に行った知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門組織を保有している企業の比率は8.4%に過ぎないと調査された。また、専門人材を保有している企業の比率も32%程度で低い水準であることが分かった⁴³。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合、知的財産紛争にそのまま露出されており、知的財産専門人材基盤の構築が至急な状況である。したがって、特許庁では企業の知的財産専門人材を体系的に養成して企業の知的財産能力を高めることができるように企業の知的財産専門人材の養成及びインフラ構築のため、政策を樹立・推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 企業知識財産職務教育過程運営

企業内の知的財産実務人材を体系的に養成するため、受講者の知的財産水準により教育過程を、専門人材養成過程、高級職務教育過程で区分した。専門人材養成過程は、企業内の特許管理、調査分析などを単独で行うことができる人材を対象に電気・電子分野、化学・生命分野、機械・金属分野別に区分して国・英文明細書、海外拒絶理由・OA(Office Action)対応などの過程として運営した。また、高級職務教育過程は、米国特許出願戦略、米国訴訟及び紛争事例、ライセンス契約及び国際交渉戦略などで運営した。

＜表Ⅳ－1－21＞企業知的財産職務教育過程の現状

区分	教育内容	受講生数
専門人材	・分野別(電機電子/化学生命/機械金属)国英文明細書作成、海外OA対応など(9の過程)	175人

⁴³ 2010年知識財産活動実態調査、2010. 特許庁

高級職務	・米国特許出願戦略、米国紛争事例、ライセンス契約及び国際交渉戦略(3の過程)	63人
計	12の過程	238人

2009年より、本格的に運営された企業知的財産職務教育過程は、企業人材の水準により、段階別教育過程で区分・実施することによって企業の知的財産能力強化及び専門性向上に寄与した。また、事例分析などの実務中心の教育内容で参加教育生の講義満足度が非常に高かった。また、現業に貢献できる企業対象の知的財産教育過程として位置づけている。

2) 国際知的財産実務人材養成過程の運営

企業の海外出願及び訴訟能力向上のため、企業内の知的財産人材を海外現地ローファームに一定期間派遣して外国の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育過程を履修するようにする国際知的財産実務人材養成事業を実施した。

2009年に続き2010年にも韓国企業らが特許出願及び紛争が頻繁な米国を派遣国家に定めて米国Finnegan & Hendersonローファームを教育機関で選定して教育過程を運営した。2010年には計10人の企業知的財産人材を選抜して1ヶ月の事前教育と3ヶ月の間の米国現地教育を実施し、企業の海外知的財産実務能力を高めるようにした。国内での事前教育は、米国の知的財産制度、特許英語など現地派遣教育のための適応度を向上させるための過程に運営した。米国現地ローファームから行われた主要教育内容は、米国特許の出願管理、特許訴訟、知財権のライセンス契約、知的財産権管理などの過程に運営した。また、米国審査官との相談、米国知的財産法協会（AIPLA）などの知的財産セミナー参加、米国企業の知的財産担当者との討論など多様な体験プログラムを運営した。

<表Ⅳ－1－22> 2010年国際知的財産実務人材育成事業の状況

区分	時期	期間及び内容	支援内容	教育人数
事前教育	2010年6月	Online教育及びワークショップ	教育費、宿	10人

海外教育	2010年9月 ～11月	米国特許制度及び訴訟などの理論及び実務授業(8週) * 米国Finneganローファーム	ローファーム実務体験(4週)	泊費などの支援	

同過程は、米国出願及び訴訟制度などの実務中心の深層教育を実施して教育成の米国知的財産制度への理解に一助した。特に、訴訟セミナー(Mock Trial)等の多様な体験プログラムの参加を通じて海外知的財産能力を高める機会となった。

3) 企業間の知的財産ノウハウ共有などのためのKINPA運営支援

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有、知的財産教育などを通じた企業知的財産人材の能力強化などを目的に韓国知識財産協議会(KINPA)⁴⁴が設立され、活動している。

2010年にはKINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争などに、8の分科委員会を計46回開催して計83件の知的財産に関するノウハウ及び事例発表を誘導した。また、会員企業の特許実務者として構成された企画調停委員会は、隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を行っている。これと共に全体ワークショップ、コンファレンスなどのイベントを主管し、日本のJIPA、米国のIPOのような海外知的財産企業団体との交流に関する事項などを議論した。また、新規会員会社の加入を決めて分科委員会活性化方針などのようなKINPA活動を充実化する多様な活動を行った。

最近、知的財産 이슈について、国内外知的財産専門家の主題発表などに構成されたKINPA Annualコンファレンスを開催し、2010年には、103社の326人の企業関係者が参加して米国特許法の改正、米国特許審査の実務、日本企業の特許戦略などの知的財産確保のための法律及びビジネス戦略に関する主題を扱った。

⁴⁴ 韓国知識財産協議会(KINPA、Korea Intellectual Property Association):2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、POSCOなどの国内の主要企業67社が集まり、知的財産に関するノウハウ共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共生協力などを目的として設立された。2010年3月現在、大企業及び中小企業は106社が活動中である。

<図Ⅳ－1－7> KINPA Annualコンファレンス開催



加えて、2010年にも企業内に知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、国内企業の特許紛争及び獲得戦略を紹介した。

<表Ⅳ－1－23> 2010年のCIP0朝食会セミナー開催現況

日付	発表主題	発表者
2. 10	企業の特許紛争対応戦略	LGディスプレイキム・ジュソプ常務
4. 21	企業の特許獲得戦略	三星電子イ・フンモ常務
6. 16	IP経営の実体とクアルコムモデル	クアルコム ユ・ビョンホ副社長
8. 25	IV社のBizモデルとIP産業	ソウル大 シム・ヨンテク教授
10. 20	本田自動車の知的財産事例	本田自動車 久慈直人理事
12. 15	企業のブランド経営及びIP戦略	KAISTパク・ソンピル教授

同協議会の運営を通じて、その間「秘密と競争」で代表された知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気造成に一助した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動で企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ．評価及び発展方向

本事業は、企業知的財産人材を対象に現場に適用可能な実務中心の教育過程として運営し、企業担当者の知的財産業務能力の向上に大きく寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有など、KINPAの活動は、企業人材の知的財産能力の強化及

び企業間の知財協力体系の構築など、知的財産専門人材養成の基盤を設けることに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が弱い中小企業中心の教育過程として運営する予定であり、費用がたくさん必要とされる海外派遣などの教育方式を止めて国内過程で海外知的財産教育を実施する方針を推進する計画である。

細部的には、企業知的財産職務教育は、2011年より中小企業人材を対象に運営する予定であり、従来の専門人材過程及び高級職務過程のように深化過程中心の運営方式代りに、中小企業人材の多様な需要に合わせた初級、中級、深化過程として細分化して運営する計画である。また、一定期間海外派遣教育方式により、中小企業の参加が低調だった国際実務過程は、廃止して国内で海外講師を招待する方式として、教育過程を改正し、さらに多い中小企業人材が教育を受けられるようにする計画である。加えて、民間協議体であるKINPAを社団法人化するように誘導し、独立性と自律性を高め、名実共に知的財産分野の企業協議体として背伸びするように支援する計画である。

第2節 創意的な発明人材の発掘・育成

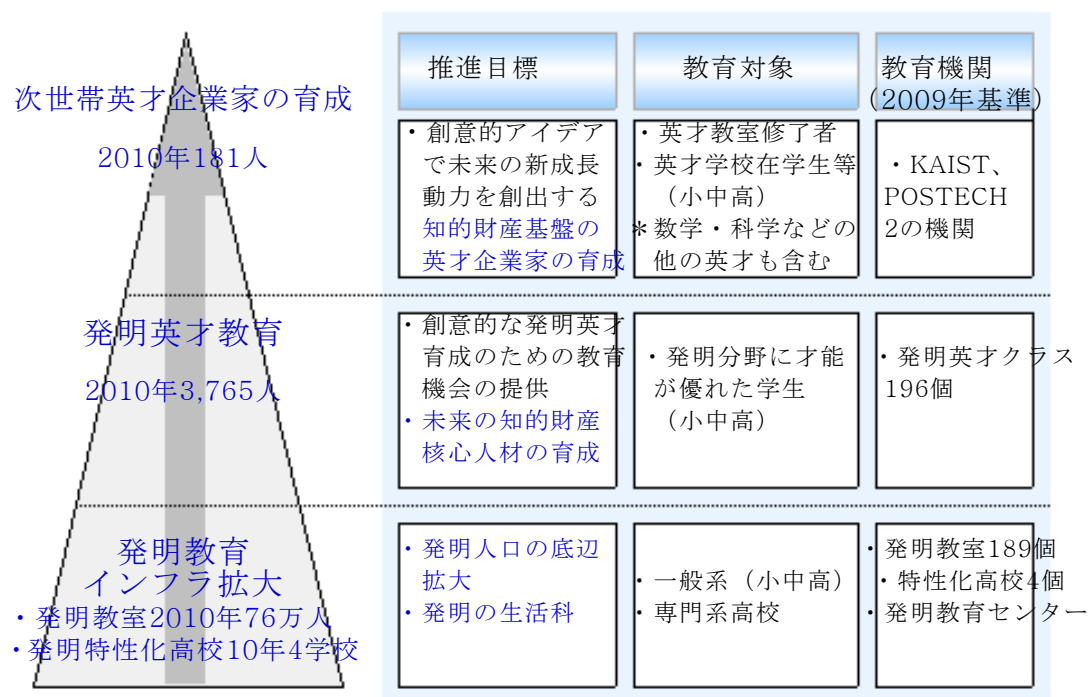
1. 知識財産基盤次世代英才起業家の育成

国際知識財産研修院 創意発明教育課 工業事務官 ナ・ヨンミン

イ. 推進背景及び概要

差別された技術、強いブランド、特徴のあるデザインなど無形資産が付加価値創出の原動力となった知的財産基盤社会に入った現在、創意的な人材を早期に発掘して育成することが国家及び企業競争力を左右する核心と強調されている。特許庁は、1995年以来に推進してきた小中高教の発明教育より、さらに特別な発明英才をビール・ゲイツのように、知的財産に基盤を置いた英才起業家として育成するための知識財産基盤次世代英才起業家の育成を2009年より、施行した。

<表Ⅳ－1－24> 発明教育の推進体系



1998年、スタンフォード大学のコンピューター工学科の同僚であるセルゲイ・ブリン (Sergey Brin) とラリー・ページ (Larry Page) は、小さい倉庫でグーグル (Google) を創業した。⁴⁵ その後、10年でグーグルは2008年基準売上額218億ドル、20ヶ国に約17000人を雇用した世界的IT企業と成長した。二人の英才起業家の独創的なアイデアは、サムスン・LG・POSCOよりも株式価値が大きい企業を誕生させた。

1975年19歳のビル・ゲイツはハーバード大学を中退し、21歳のポール・アレンと資本金1500ドルを基にマイクロソフトを創業した。⁴⁶ 1994年8月にウィンドウズ95を出資することでマイクロソフトは、PC運営体制市場の強者となった。全世界の人々の生活方式と業務方式を変化させた。マイクロソフトは2008年の基準売上額は604億ドル、78ヶ国の約9万人を雇用した企業に成長した。

「IP-基盤次世代英才起業家」はマイクロソフトのビル・ゲイツ、グーグルのセルゲイ・ブリンとラリー・ページのような創意的な知的財産を基に未来の新成長産業を創出する人材を意味する。このような、人材育成の重要性に対する共有した特許庁とK AIST・POSTECH（浦港工科大）は、2009年より、共同で「IP-基盤次世代英才起業家育成」プロジェクトを推進してきた。創意的な潜在力を有している小中高の発明人材を発掘し、これらが10年、20年後には英才起業家に成長できるように特別な教育機会を支援する。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は教育界・企業界など現場の意見を反映したIP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成計画を樹立するため、韓国科学技術翰林院と共同で2009年3月より、諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団はKAIST・POSTECH大学の総長、(株)メディソンの創業者であるイ・ミンファKAIST招聘教授、(株)アン・チョルス研究所の創業者であ

⁴⁵ デイビスA. バイス、マーク・メルシド、「グーグル、成功神話の秘密」、2006

⁴⁶ ネイバーキャスト、マイクロソフト総合者ビル・ゲイツ、<http://navercast.naver.com/worldcelebrity/history/301>

るアン・チョルスKAIST席座教授などの最高の学者と構成した。企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業などの関連分野専門家と構成した。企画団の1～5回の会議を開催し、人材象から選抜・育成体系まで様々の背景を有している企画委員間のコンセンサスを導出し、その計画を2009年9月に諮問会議に報告することによって政策方向諮問結果を含めた選抜・育成計画を樹立した。

また、2009年2月に韓国の理科系大学の先頭であるKAIST・POSTECHと業務協約を締結して、共に IP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成するための基盤を造成した。今後共同の目標を追求するパートナーとして推進団会議を開催し、選抜・育成に関する議論して、2009年9月には2大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

英才教育担当の奨学士などの市・道教育庁の教育関係者を対象にした次世代英才起業家育成説明会、ベンチャー企業CEO、学会などのベンチャー専門家が参加する創造経済と創造フォーラムなどを開催することにより、現場でのコンセンサス形成と協力関係維持のために努力した。

このような過程を経ち、選抜及び育成計画を樹立して結果、KAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じ、中高生計181人を選抜して2010年より本格的に教育課程を運営している。教育目標に対する学生・父兄・指導教師など政策需要者の大きなコンセンサスと関心によって、最初選抜であったが5.3 : 1の高い競争率を記録した。

両教育院は選抜された少数の英才が英才起業家として備えるべき核心能力である創意的な問題解決力・リーダーシップ・企業倫理・コミュニケーション・知的財産専門性などを涵養できるよう、多様なプログラムを提供する。特に、選抜された学生には工学・人文学・芸術など多様な分野を幅広く接することができる教育機会を提供して、未来社会が要求する融合型の人材に成長するように支援するつもりである。

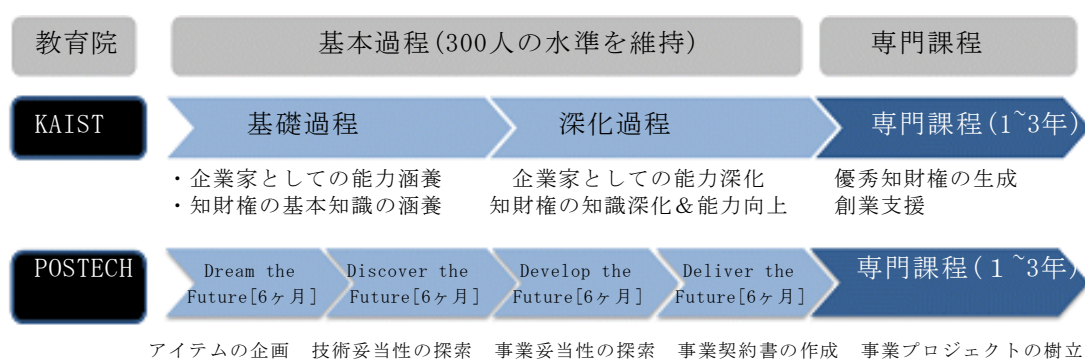
＜KAIST・POSTEC次世帯英才企業家教育院の教育内容＞

	KAIST	POSTECH
教育目標	・ 価値のあるIPを創出して時代的な流れを先導する創造的な企業の養成	・ 未来市場を創出する技術革新を主導する企業家の養成
教育課程、構成	・ 未来技術変化に対するビジョンを育てる未来技術・人文学(企業発達史)、知識財産を創造するための知識財産権、これを基盤で企業を設立して運営するリーダーシップを培養する企業家精神教育で構成	・ CreatIVity & InnoVation(創意性及び技術革新)、Future & Technology(未来先見及び技術)、Product Design & DeVelopment(製品化)、Economy & Management(技術事業化及び経営)、Business DeVelopment(適用・実習)で構成

2010年9月には、次世代英才企業家教育成が認知的な領域の発達と共に情緒的な領域でも安定的に成長することができるようにオーダーメイド型の成長支援を提供するため、韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士級の専門担当者5人で構成された次世代英才企業家センター(センター長:チョウ・ビョク)を開所し、教育成個人別に心理、能力などを分析して次世代英才企業家教育成、父兄を対象に進路などについて個別相談サービスを提供している。

2010年末には、3.3:1の競争率を通じて2期教育成を152人選抜し、2011年からは1期教育成と2期教育成を合わせて計300人余りを対象に、基本過程教育プログラムを運営する計画である。

＜ KAIST・POSTEC次世帯英才企業家教育院の教育体系＞



ハ．評価及び発展方向

同プログラムは、両教育院の教育過程運営を通じて学生が認知的に発達するようにしており、これと並行して学生が認知的・情緒的にバランスが取れるよう成長するように英才教育、発達心理など博士級の専門家で構成された次世代英才企業家センターを運営して学生・父兄などに相談、コンサルティングを行なっている。

今後、同プログラムは教育院の教育課程と共に、学生の定義的な領域の均衡のある発達のため、マンツーマン支援を提供する予定である。多くの英才の場合、定義的な領域が認知的領域の成長に比べ、劣る場合が多い。強い成功動機や挑戦精神、同僚との協力とリーダーシップ、共同体に対する貢献と思いやりなどの人格的な成熟と指導者としての倫理観の涵養についても努力するつもりである。

2. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築

国際知的財産研修院 創意発明教育課 技術書記官 ハン・ドクウォン

特許庁は21世紀知識基盤社会をリードしていく発明人材の無限の潜在力を目覚めさせ、韓国の未来を担っていく優秀発明人材を発掘・養成するため、様々な分野の事業を発掘・支援している。1995年から教育庁と共同で全国189の拠点に設置した発明教室を通じて全国の小・中・高の学生を対象にした発明教育が可能になり、2005年12月には発明教育センターを設立して韓国発明教育の中心軸として発明指導教師の専門性強化、優秀学生の教育、発明教育プログラムの開発・普及など発明教育活性化事業を本格的に推進した。このようなインフラを基に発明教育を受けた人材たちが21世紀をリードする創意的な未来人材として成長している。教育科学技術部より毎年発表する「大韓民国人材賞」の関連資料によると、受賞者の中に各種発明大会の受賞者や発明奨学生選抜者など発明教育及び発明活動が優秀な学生8人が含まれていたことから、発明教育の成果を確認することができた。

「大韓民国人材賞」は韓国の将来を担っていく創意的かつ優秀な人材を発掘し、望ましい人材像を定立するため、2001 年から行ってきた「21 世紀優秀人材賞(長官表彰)」を格上げした大統領表彰である。選抜対象と人数は高校生 60 人と大学生 40 人であり、受賞者に最も影響力を与えた師匠にも指導教師賞(賞勲格：教科部長官賞)を授与する。

市・道庁の地域審査委員会を構成・運営し、中央審査委員会に通報する受賞候補者を選定すると、中央審査委員会は書類、面接及び実質調査で審査を行う。表彰及びメダル、奨学金は大統領が直接授与し、受賞者に対する持続的な支援管理のため、受賞者の合同研修、著名人とのセミナー、ボランティア活動などが行われる。

これまでの発明教育は正規教育ではなく特別活動の形で運営されたため、父兄及び学生からの関心不足、発明教師の意欲低下など発明教育の底辺拡散に限界があったが、発明教育関連機関及び教師たちの努力で2007年2月教育科学技術部の第7次教育課程改正の際、中等及び高等学校正規教育課程に反映され、発明教育の量的・質的転換のためのきっかけを作った。

□ 国民共通実科(技術・家庭)7 学年課程：技術と発明(大単元)

(イ)発明の価値を理解し、日常生活の技術的な問題を解決するために創意的なアイデアを構想する。

(ロ)発明の技法及び原理を理解し、簡単な生活発明品を作ってみることで、発明活動の楽しさを体験し、創意的な思考能力を培う。

□ 高等工学技術 11 学年課程：工学と創意的な問題解決(中単元)

(イ)発明特許に対して理解し、人間心理に対する創意性及び問題解決に関する方法論を活用し、創意的な問題解決力を開発する。

(ロ)発明結果を特許として出願する過程を教える。

また、発明教室単位で独自に推進されていた発明英才教育が本格的に推進できるよう、関係部署との協力を強化した。教育人的資源部が中心となって樹立した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大推進など発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築した。また、その一環として2008年には発明英才選抜ツール及び発明英才教授学習資料を開発し、普及している。

一方、政府レベルで推進中である「政府部署による特性化専門系高校の育成」事業の一環として「発明・特許特性化高プログラム支援学校」4校を選定し、2008年から本格的に支援に突入した。同事業を通じて高校段階で体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて創意的で問題解決力の優れた学生を養成することで、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待できる。

イ．発明教室の運営活性化

発明教室は1995年、ソウルの仁憲中学校(現在の奉天中学校)に試験的に設置されて以来、全国各市・郡・区教育庁別に1つずつ、182の発明教室を設置することを目標に推進された。各市・道の教育庁と連携し、毎年16内外の発明教室を設置した。2006年には24個を設置し、182の発明教室設置事業を1次的に完了した。2008年には、市・道教育庁より、自主的に5つの発明教室を追加で設置し、2009年には2の発明教室が追加で設置され、2010年末基準として全国計189の発明教室が設置されている。

＜表Ⅳ－1－25＞年度別の発明教室の設置現状

年度	1995～2006	2007	2008	2009	2010	計
設置数(個)	182	－	5	2	－	189

特許庁は、2006年まで発明教室の設置事業を完了して、2006年より、発明教室の充実のある運営のため、発明教室運営費の支援を持続的に推進している。

このような多角的な努力によって、発明教室の利用者は毎年増加している。また、学生だけでなく、父兄など一般人に対する教育も同時に拡大し、地域における知的財産権の認識向上にも貢献している。

＜表Ⅳ－１－２６＞発明教室の利用者状況

(単位：人)

区分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736	759,715
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,990	27,995	28,415	29,459
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,235	16,529	23,753	26,071
計 (利用者)	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904	815,245

ロ．発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

特許庁は発明教育の活性化に何よりも重要な発明指導教師の専門能力を向上させ、政策に対する満足度を高めるために、様々な政策を推進している。発明教師のオンライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会や研究会に対する支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え、発明教育の質を高めた。

1) 発明教師職務研修の支援拡大

21世紀型知識基盤人材養成のため、詰込み教育から創意力や問題解決力を培える代案教育として発明教育が浮上している。それに伴い、現場教師の発明教師研修機会の拡大及び専門性向上のための様々な教育サービスを求める声も高くなっている。

2005年まで発明教師の職務研修は主に夏休みや冬休みの期間を活用した集合教育の

形で行われた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じ、年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を築いた。

また、2006年より韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に発明教育職務研修過程を開設して運営するようにするため、発明教育職務研修の費用支援を推進し、2010年には、12の研修機関に発明教育職務研修費用を支援した。

＜表Ⅳ－1－27＞発明教育職務研修の費用支援機関の数

年度	2006	2007	2008	2009	2010
期 関 数	2	4	5	9	12

2009年には社会的環境や教育環境の変化に対応し、現場教師からの要求を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。発明教師の専門性向上や教育機会の拡大のため、2006年7月に教育科学技術部の認可を得て運営したサイバー発明教育研修院(<http://www.ipteacher.net>)は、2010年に8つの正規過程を運営し、4,063人に新しい発明教育機会を与えた。

＜表Ⅳ－1－28＞サイバー発明教育研修院の教育現状

年度	2006	2007	2008	2009	2010
教育人数	330	1,146	3,175	3,835	4,063

2) 教員対象の発明大会及び研究大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を高めるため、「全国教員発明品コンテスト」と「全国教員発明教育研究大会」を開催している。

1996年から毎年開催している「全国教員発明教育研究大会」を通じ、発明クラス及

び発明教室など発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定に従って、入賞等級別に1等級は1.5点、2等級は1.25点、3等級は1.0点の研究評点が与えられる。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接出品と授賞を通じて、発明指導の質を高めると同時に発明意欲も高めるため、1999年から開催されている。

＜表Ⅳ－1－29＞全国教員発明品コンテストの出品の数

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出品件数	117	164	139	137	132	114	154	264	202	235	262	188

ハ．発明教育研究学校の指定及び支援

特許庁では発明教育に対する様々な政策の試験的な適用と研究機能を強化するため、2000年から市・道教育庁別に毎年発明教育研究モデル学校を指定・支援している。発明教育研究モデル学校では地域別の特性や時代状況に合った様々な発明教育プログラムや方法を試験的に適用し、研究結果の共有を通じて発明教育の拡散や教育品質の向上を図っている。また、市・道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。

＜表Ⅳ－1－30＞発明教育研究学校の運営現状

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
学校数	16	16	16	14	16	16	19	20	21	22	24

ニ．発明奨学生を選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生選抜は、2008年までは書類評価のみで、出願及び登録実績、学生発明大会参加及び入賞実績、発明活動及び教育実績などを総合評価して選抜し、小・中・高・大が区別に等級（1～3等級）に分け、奨学金を支援した。

2009年からは、発明奨学生の選抜人員を320人から100人に調整して、小・中・高・大学別等級（1～3等級）を廃止し、色々な学校の学生が恩恵を受けられるように学校当たりの申請人を5人に制限した。また、選抜方式を定量的な書類評価の1段階選抜で、書類評価と深層面接評価で構成された2段階選抜方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を啓発し、持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために金銭的支援から、教育的な補償を強化する方向で選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価で書類評価とキャンプ遂行観察評価に転換した。

＜表Ⅳ－1－31＞発明奨学生の年度別選抜者数

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
人数	481	411	298	320	320	315	98	100

ホ．学生発明大会の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

1998年から開催している大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案や製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発すると同時に発明を生活化することで、知識基盤社会の主役になる将来の発明人材を発掘・要請することにその目的があ

る。

同展示会の出品対象は小・中・高校生の発明や考案品であり、出願及び登録の有無とは関係なく、書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞などの個人賞と団体賞に分けて授賞している。また、上位の受賞者には賞状や賞金の他にも、発明キャンプや海外研修などの機会を提供している。

2010年に開催された第23回大韓民国学生発明展示会では、7,060件の出品作品の中から199件を選定し、2010年8月13日から8月22日まで果川国立科学館で展示した。また、果川国立科学館の中のキャンプ場で銀賞以上の学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを実施し、金賞以上の受賞者及び指導教師などには、海外研修を支援して発明指導意欲の鼓吹及び学生発明の活性化を図った。

<表Ⅳ－1－32>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
作品数	4,005	3,879	4,463	4,228	5,473	5,572	6,344	7,060

2)大韓民国学生創意力チャンピオン大会（旧大韓民国学生創意力オリンピック）

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は「他人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同問題解決作業を通じて、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的としている。同大会は2002年から特許庁とサムスン電子が共同主催している。この大会は5～7人の学生がチームを組んで、事前に与えられた課題（長期課題）と大会現場で与えられる課題（現場課題）の解決過程で、学生たちの創意性を評価するのが特徴である。

2010年大会は6月に受付された1,036の参加チーム中、書面審査を通じて856の参加チームを選抜した。7月開催された全国16市・道の予選大会を通じて856の参加チーム中で90チームを選抜し、8月6日から8日までソウルコエックスで本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9チームに対しては、海外研修機会を提供した。

＜表Ⅳ－1－33＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2002	2003	2004	2005	2006		2007	2008	2009	2010
					冬	夏				
参加チーム数	194	224	102	269	144	205	263	259	1,022	1,036

＊ 2009年から16市・道の予選大会を開催し、参加チーム数が大幅に増加

3) 発明アイデア写生大会

発明アイデア写生大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するために2001年から始まった。2008年までは「全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会」という名称で運営されたが、2010年から「発明アイデア写生大会」に変更されて運営されている。現場で与えられたテーマに従って発明想像画・キャラクター・デザインを直接描いて評価を受けることになる。

＜表Ⅳ－1－34＞発明アイデア写生大会の参加現状

年度	2006	2007	2008	2009	2010
予選大会受付作品(件)	23,042	18,797	22,537	25,325	11,622
本戦大会受付作品(件)	418	684	800	993	667

4) YIP (Young InVentors Program: 青少年発明家プログラム)

青少年発明家プログラムは、企業が提示した課題に対して中・高等学校学生に創意的なアイデアで解決方を提示するようにし、特許出願までするように支援して青少年に創造力、協同精神、企業家精神を育てるプログラムである。

YIPは2009年に最初に始め、デュオバックコリア及びコレックス自転車(旧インピザ)が参加し、10チームを選抜して教育、技術上談・コンサルティング及び特許出願などを支援し、2010年には、2009年度参加企業の他に4企業(KT、パンテック系列、モーニンググローリー及びRYNコリア)がさらに参加して30チームを選抜することによってさらに多い青少年が発明教育を支援されるように大幅に拡大した。

＜表Ⅳ－1－35＞YIP（青少年発明家プログラム）の現状

年度	2009	2010
後援企業数	2社	6社
申請チーム数	186チーム	713チーム
参加チーム数	10チーム(28人)	30チーム(90人)

へ．発明・特許特化高校の育成支援

特許庁は高校段階での体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校育成事業」の一環として推進している事業である。

事業計画書の評価、現場調査、発表審査などを通じて、2007年6月に特化高校と選定された学校は三一高校(京畿水原、私立)、大徳電子機械高校(大田、公立)、大光高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方策に対する研究を推進し、これを通じて教育目標、教科開発、教育課程運営など学校別の事業推進計画を具体化した。また、特許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結し、支援主体間の役割を明確にした。

これをもとに、2008年には本格的に発明・特許の特性化高校の運営支援が始まった。1年目には特性化高校の確実な運営基盤を整えるための枠組み作りに重点を置き、学校別専門家コンサルティングなどで運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで続ける予定である。

ト．発明英才養成のための基盤作り

特許庁は、2007年政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」の樹立に積極的に参加し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は2007年12月国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化体育観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など発明英才が体系的に発掘・養成できるような制度的な装置を整備した。

2008年には発明英才選抜ツールの開発を通じて英才の選抜装置を整備し、教授学習プログラムの開発で選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを整備した。

2010年には16の市・道教育庁の中、16の市・道教育庁から発明英才クラスの運営中(ソウル・大邱・慶南は2010年より実施)であり、学生数は2010年3,765人に急増した。

＜表Ⅳ－1－36＞発明英才教育の現状

発明英才学生数	2007年1,169人→2010年3,765 (148%増加)

発明英才クラス数	2007年60個→2010年192個（220%増加）

2008年に小・中学校の初級レベルのプログラム各1種（計2種）を開発して、2009年には小・中学校の中級レベル及び高校初級レベル各1種（計3種）を開発し普及した。2010年には、発明・設計プロセス基盤の発明英才教育プログラム3種（小・中・高級）とチームプロジェクト中心の創意的な問題解決教育過程3種（発明、人文社会、数理科学分野）を開発・普及した。

また、2008年に続き、2009年にも発明英才選抜ツール4種（学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種）を開発し、普及した。2010年には、発明英才選抜ツール8種（学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種）の開発及び最近の英才選抜傾向を反映して観察・推薦制選抜マニュアル4種（小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種）を開発・普及した。

＜表Ⅳ－1－37＞発明英才教育の現状

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小（初級）1種、中（初級）1種	忠南大
2009	多種知能理論に基礎した発明英才教育プログラム	小（中級）1種、中（中級）1種、高（初級）1種	忠南大
2010	発明・設計プロセス基盤	小・中・高級	光州教大
	チームプロジェクト中心の創意的な問題解決教育過程	中級3種（発明、人文社会、数理科学分野）	崇実大

3. 発明教育センター教育運営の充実化

国際知的財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ハンギュウ

イ. 推進背景

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応し、発明教員の専門化向上に対する

ニーズが高まるにつれ、発明教育における総合支援センターの役割を担うため、2005年12月に竣工された。

創意的な発明人材を育成するための教育基盤を設け、発明指導者の専門性を強めて育てられる学生を将来の知財核心人材に育成するため、発明教育センターの教育課程を運営している。2010年には、発明教育に関心のある学生及び発明指導者、父兄を対象に16の課程を運営し、合計11,261人に対する教育研修を実施した。

ロ．推進内容及び成果

1) 教員発明教育過程運営

発明指導教員の学習能力啓発などの専門性を向上させるため、発明英才教育プログラムの伝達研修と発明教師中級過程である発明英才教師指導者過程を運営した。また、奨学士、校長など教育管理者の発明認識向上のための教育管理者過程など7の過程が運営された。

また、2010年には、発明教室指導教師として任命された新規教師の発明教室運営に関する基本的な知識と事例中心の初級過程である「発明教師入門過程」を新設・運営し、教育需要者が過程の名称のみでも、教育過程内容を簡単に理解できるように「発明指導者育成過程」を「発明教師深化研修」に過程名を変更した。「発明教師高級過程」は、入門研修と深化研修で統合して全般的に発明指導者養成過程の教育過程を統合した。

2) 学生発明教育課程の運営

学生発明教育過程は、全国発明教室、発明英才学級学生を対象に、創意的な問題解決過程と知的財産権創出過程、Honors過程の3過程を運営した。2010年には、ジュニア発明リーダー過程、創意的な問題解決過程(基礎)を創意的問題解決過程に統合して運営した。また、特許明細書過程を知的財産権創出過程に統合して運営するなど教育成

の段階別・水準別教育過程に改編した。また、教育過程運営の専門性確保のための教育過程別の専門担当講師制を導入して教育効果を向上した。

3) オーダーメイド型教育課程の運営

オーダーメイド型教育課程は、1987年「学生発明巡回教育事業」から始め、全国民を対象に発明教育を実施して、発明人口の底辺拡大に努力してきた。2010年には、全国の小・中・高校の学生や父兄などを対象としてオーダーメイド型教育課程を194回運営し、7,628人を教育した。

<表Ⅳ－1－38>2010年発明教育センター教育運営現状

	過程名	教育対象	回数	人数
教員 発明	教育管理者	奨学官、奨学官、校長、校監	4	128
	発明教師中級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	39
	発明英才教師深化	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	22
	技術教師	中・高校技術・家庭教師	4	161
	発明教育プログラム紙も	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	2	95
	発明教師入門	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	40
	発明教師高級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	26
	7個過程		14	511
学生 発明	創意的な問題解決	学校発明班及び発明教室で推薦した小・中・高校学生	12	278
	知的財産権創出	学校発明班及び発明教室で推薦した高等学生	5	109

	Honors	学校発明班及び発明教室で推薦した高等学生	1	22
	3個過程		18	409
オーダーメイド型	発明体験	発明に関心がある全国民	70	2,391
	発明ツアー	発明に関心がある全国民	122	4,993
	発明キャンプなど	発明に関心がある全国民	8	2,957
	3個過程		200	10,341
計	13個過程		232	11,261

ハ．評価及び発展過程

発明教育センターは、創意的な発明人材育成のための発明指導者の専門性向上に努力を続けてきて、学生発明教育課程とオーダーメイド型発明教育を運営し、発明文化拡散を誘導した。また、優秀講師支援システムを構築し、創意的発明人材を育成するための教育人材基盤を強化するなどの発明教育活性化のための努力を続けるつもりである。

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

1. 疎外地域・階層の青少年に対する発明教育支援

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ. 推進背景

島嶼地域などの学校、保育園、地域児童センターなど疎外地域や階層の青少年に発明教育を提供して、教育を通じた分け合う教育文化を拡散するために2008年から実施した。

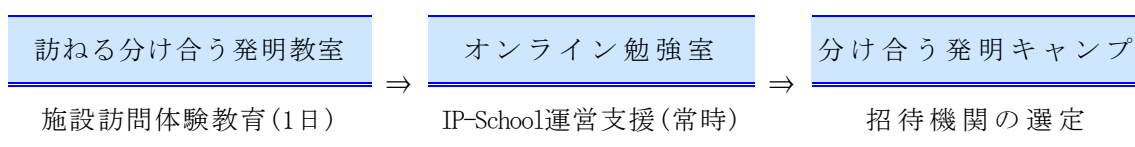
分け合う発明教育は疎外地域や階層の青少年に発明教育を提供することによって、発明教室が設置されない地域の発明教育を活性化して既存の発明教室中心の発明教育を補完し、発明教育を通じて夢と希望を与えることに目的がある。

ロ. 推進内容及び成果

1) 疎外地域・階層発明体験教育「訪ねる分け合う発明教室」の運営

保育園、地域児童センターなど約40機関を訪問して、1,449人の学生に発明体験教育を実施した。この過程は、教育対象の年齢別の特性を考慮した1日創造力向上体験プログラムとして、教育対象機関を直接訪問して創意性教育と体験実習活動を実施した。また、機関の劣悪な教育環境に多少助けを与えようと創造力増進図書と学習用教材を寄贈した。また、年中の発明教育を支援するためにオンライン過程(IP-School)を開設・支援した。

<図Ⅳ-1-8> 2010年訪ねる分け合う発明教室の運営システム



2) 発明教育が弱い地域学生招請「分け合う発明キャンプ」運営

訪ねる分け合う発明教室対象機関の中、相対的に教育環境が劣悪な学生を招請して深化された発明体験教育を実施した。分け合う発明キャンプは、2泊3日間に発明教育センターで進行し、疎外地域・階層の学生がいつも接することができなかった都市文化体験と大徳研究団地見学など多様な体験活動を実施した。2010年分け合う発明キャンプは、計5回、498人の学生と教師を対象に教育を実施した。

3) 疎外階層児童の放課後発明教育過程である「分け前発明体験教室」の運営

大田市の保育園及び地域児童センター10ヶ所、184人の学生を対象に、5週間の発明教育過程を開発して放課後発明体験教育を年間運営した。この過程は、発明教育センターの発明体験室と連携した教育として、一回当たり計5段階プログラムを進行して発明の理解より、最終発明アイデアの結果物である発明品製作までプロジェクト形態として進行した。

＜表Ⅳ－1－39＞2010年分け合う教育の運営状況

過程名		教育対象	回数	人数
分け 合う 発明 教育	訪ねる分け合う発明教室	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	40	1449
	分け合う発明キャンプ	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	5	498
	分け合う発明体験教室	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	10	184
	計		55	2,131

ハ．評価及び発展方向

2008年発明体験過程運営の際、疎外地域・階層を対象に分け合う発明教育を実施した以後、毎年教育人数が増加して2010年分け合う発明教育過程を訪ねる分けあう発明

教室、分け合う発明キャンプ、また地方自治団体と連携した分け合う発明体験教室に拡大運営し、教育脆弱階層の青少年を対象とした分け合う文化拡散に寄与した。

＜表Ⅳ－１－４０＞年度別の疎外地域・階層のための分け合う教育の現状

年度	2008	2009	2010	計
教育回数	5	27	45	77
教育人数	154	1380	2,131	3,665

このため、教育対象別にオーダーメイド型教育プログラムを運営して脆弱階層青少年の潜在された創意性を啓発し、年末の一回性の教育ではない、年中有機的な連携教育を支援して持続的な連帯感を向上した。

今後とも地方自治団体及び民間福祉団体と連携して事業を推進することにより、地域発明教育の底辺を拡大することに寄与するつもりであり、島嶼地域などの疎外地域学生に夢と希望を与えるために努力するつもりである。

2. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護チーム 工業主査 ソン・ギファン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理士サービスの利用が難しい国民基礎生活保障の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大手企業と紛争中の中企業などの経済的弱者と、弁理士サービスから疎外された地域住民の特許などの産業財産権出願を支援するため、2005年4月1日に公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

現在、責任弁理士を含め、8人の弁理士、図面士、行政要員など、計10名で構成され、

各種特許関連相談業務、書類作成の支援、知的財産権保護説明会の開催、中小企業経営コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を鼓吹して知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救助事業も2001年から施行している。

ロ．推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大などで毎年相談実績は、増加している。運営し始めた2005年4月より12月までは1,387件、2006年には3,144件、2007年には5160件、2008年には6,240件、2009年には、6,923件、2010年には7,121件の相談業務を行った。

その中、11地域知識財産センターと協力し、2010年には、710件の地方巡回相談を実施して 地方の住民における弁理士サービス支援を強化するため努力した。

＜表Ⅳ－1－41＞特許相談センターの類型別の運営実績

(単位：件)

知財権関連相談				書類作成の支	その他	計
電話相談	オンライン相談	訪問相談	巡回相談	援		
3,658	1,085	1,155	710	500	13	7,121

＊その他：知財権説明会及び中小企業コンサルティングの実績

＜表Ⅳ－1－42＞特許相談センターの相談請願人別の運営実績

(単位：件)

生活保護 対象者	国家有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
455	470	998	1,113	1,457	2,628	7,121

＊その他：小企業を除いた企業、疎外地域住民及び一般人

2010年特許法律構造事業を通じて約190事件について約5億2千万ウォンを支援し、勝訴事件について成果金として約6千7百万ウォンを支給した。

＜表Ⅳ－1－43＞特許法律救助事業の支援実績

(単位：件、千ウォン)

区分	審判支援	訴訟支援	成功事例金
件数	117	76	56
支援金額	221,000	295,900	67,375

＜表Ⅳ－1－44＞特許法律救助事業の対象者別の支援実績

(単位：件、千ウォン)

区分	中小企業	個人発明者	障害者	国家有功者	計
件数	128	57	7	1	193
支援金額	347,000	144,900	21,000	4,000	516,900

また、社会的弱者に対するサービス支援活性化のためにチラシ、ガイドブックなどの広報冊子の発刊・配布をはじめ、中央日刊紙及び地域知識財産センターの中、6箇所
の地域新聞広告で広報を行い相談及び支援の拡大を図った。

ハ．評価及び発展方向

2010年には、公益弁理士特許相談センターの需要が持続的に増加して、前年比2.9%増加した7,121件の相談サービスが行われた。また、特許法律救助事業も、オンライン申請方式を導入して申請人の便宜性を向上した上、持続的な広報強化により、前年より18.4%増加した193件について代理費用を支援した。

2011年には、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性向上のために特許審判員・特許法院の事件については、代理費用を支援する代わりに特許相談センターの所

属弁理士を通じて直接代理サービスを提供する予定であり、侵害関連民事訴訟事件の支援限度額を一部上向する予定である。また、地域住民における無料弁理サービスの接近性を向上するために巡回相談地域も拡大する計画である。

3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・テギョ

イ. 推進背景及び概要

今日韓国は世界有数の産業財産権多出願国として浮上し、韓国企業間はもちろん、韓国企業と外国企業間で発生する紛争も日々増加している。この場合、ほとんどの紛争当事者は弁護士や弁理士を通じ、訴訟や審判を提起して解決している。しかし、このような解決手続きには長時間を要するため、商品のライフサイクルが短くなり、技術の寿命が短くなっている現在では、法的救済による実益が少ないと言える。また、訴訟や審判に要する人材、金銭、時間など、紛争解決のために大きな費用を使うため、この過程で企業の競争力を失うケースが発生することもある。

先端技術分野などの急速な発展により、紛争が更に複雑化・高度化され、産業財産権の専門家による仲裁や調停制度が必要になり、発明振興法第29条に基づいて1995年から産業財産権における紛争調停制度を導入することになった。

紛争調停委員会は、特許庁所属の公務員、弁理士・弁護士、教授など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成される。紛争調停委員会では産業財産権の侵害・譲渡・実施の際に発生する紛争、職務発明補償に関する紛争、その他産業財産権に関する紛争を数ヶ月以内に、ほとんど費用を使わずに解決する。紛争調停申請についての両当事者間の合意が行われて調停調書が作成されると、紛争当事者と調停委員が捺印することで、紛争調停委員会の効力が発生する。これは確定判決と同一の効力を持ち、「裁判上の和解」が成立したことになる。

ロ．推進内容及び成果

紛争調停制度が施行された1995年から2010年現在まで、100件の紛争調停申請が寄せられた。そのうち23件は紛争当事者間の円満な調停を通じ、短期間に費用をかけず、紛争を解決した。

2006年の携帯電話端末機の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意によって個人発明家に特許技術料4千5百万ウォンを支給するよう調整・成立され、関心を引き起こした。

2008年12月に、申し込まれたエイズ治療剤「フゼオン」に対する通常実施権の請求に、2009年に専門家、医薬業界、市民団体などの意見を集め、被請求人と請求人に対する口述審理の実施など、3回に掛けた紛争調整委員会の会議結果では、請求人の裁定請求を受け入れてなかった。

＜表Ⅵ－1－45＞最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状

(単位：件)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
調停申請	3	15	5	5	5	5	5	4	4	3	54
調停成立	－	2	1	1	－	1	1	－	1	－	7
調停不成立	3	13	4	4	5	4	4	4	3	3	47

ハ．評価及び発展方向

産業財産権における紛争調停制度は、複雑になっていく産業財産権の紛争解決の経済性確保のために運営されているが、過去16年間の年間平均調停申請件数は6.3件、調停成立件数は1.4件に過ぎないなど、調停実績が低く、改善の必要がある。

2006年1月の産業財産権紛争調停委員会の運営細則の改正により、調停部の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、紛争当事者の住居を考慮して調停会の開催場所を選択するようにし、紛争調停に当事者の利便性を向上している。また、公益弁理士特許相談センターを通じて審判・訴訟代理服务を支援する際、調整が適合した事件は紛争調整をまず経つようにしている。

また、紛争調停委員会の活性化と実効性確保のため、ドイツの事例のように職務発明関連紛争事件については調整前置主義を導入する方針及び法的拘束力のある仲裁制度と連携して運営する方針を検討する予定である。

制度についての国民の認知度を向上させるため、新聞・マスコミを通じ、産業財産権紛争調停制度の趣旨、手続き、事例を続けて広報する予定であり、大韓法律救助公団、大韓商事仲裁院などの関連単体との協力による広報も強化するつもりである。

4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報の強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 ジョン・ヒョンソック

イ. 推進背景

偽造商品の流通は、健全な商取引秩序を乱れ、企業の固有ブランド開発と正規商品市場の発展を阻害するのみならず、韓国のイメージを毀損し、国家経済に否定的な要因として作用している。したがって特許庁では、商標権特別司法警察隊による偽造商品取り締まり執行強化と共に偽造商品流通の不法性について消費者の認識を向上するため力を入れている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 消費者団体との共同広報推進

政府の一方向的広報で脱離し、消費者団体である「消費者市民会」と共同で偽造商品流通根絶のための全国決議大会を開催した。また、東大門、光化門などで消費者団体会員が参加する知的財産権保護クリーンキャンペーンを展開し、一般市民に偽造商品の不法性に対する広報パンフレットなどを配布した。また、大学生・主婦・会社員を対象に偽造商品の流通根絶に自発的に参加するように消費者教育を実施した。

<図Ⅳ-1-9>消費者団体との共同広報

消費者監視団の全国決議大会	クリーンキャンペーン
	

2) 多様な媒体を活用した知識財産権保護広報強化

偽造商品の主需要層である大学生を対象に知的財産権保護の必要性における認識を向上し、広報アイデア発掘のため「知識財産権保護大学生広告公募展」を開催した。また、「大学生ブログ記者団」を運営した。特に育つ青少年の知的財産権保護に対する重要性を広報するために「青少年写生大会」を開催して教育用動画コンテンツと教育教材を製作して普及した。

また、偽造商品の不法性と弊害を国民がわかりやすく認識できるようにTV、ケーブルTV、KTX移動放送、新聞など多様な媒体を通じて偽造商品流通根絶のための公益キャンペーン広告を実施した。

＜図Ⅳ－1－10＞媒体を通じた偽造商品根絶の広報

広告公募展の対象受賞	青少年教育用のコンテンツ
	
TV 公益キャンペーン広告	新聞広告
	

3) 知識財産権関連機関間IP保護協力チャネル活性化

偽造商品の流通防止のために商標権者、オープンマーケット担当者など関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に対する政策的な対応方案及び建議事項を議論した。特にソウルジャパンクラブ、JETROなどと懇談会、セミナーを開催して知的財産権保護政策及び執行現況などに関する情報を相互交換して理解の幅を広げる機会を持った。また、地方自治団体の不正競争業務担当公務員及び司法警察公務員とのワークショップ開催を通じて偽造商品取締りのための能力強化及び関連機関間の業務協力体系を一層強硬にした。

＜図Ⅳ－1－11＞ 関連機関とのIP保護協力チャンネルの活性化

IP保護協力チャンネルの懇談会	司法警察公務員のワークショップ
	

ハ．評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーン、青少年知的財産権保護写生大会及び大学生知的財産権保護広告公募展などを通して消費者の自発的な参加を誘導した。また、波及効果が最も大きいTV公益キャンペーン広告を実施して偽造商品における国民認識を向上させるため努力した。

今後消費者のみならず、企業関係者の参加を拡大するなど全国的なキャンペーンを展開して、TV、新聞など伝統的な広報媒体以外に、インターネットブログ、ツイッター、ユーチューブなど新しい媒体を積極的に活用して偽造商品に対する消費者認識向上を強化する計画である。

第2章 国内・国外の知的財産権の保護強化

第1節 国内知的財産権の保護活動の強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

1. 特別司法警察権を通じた偽造商品取締り強化

イ. 推進背景

昨年のスイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によると韓国の知的財産権保護水準は、全体58ヶ国の中32位と発表された。韓国が世界10位圏の経済大国と共に産業財産権(特許権、デザイン権、商標権など)出願は、世界4位の知的財産強国であることを勘案すると、知的財産権保護分野はみすばらしいものである。韓国知的財産権保護水準が、このように低く評価された原因は、国内における偽造商品流通及び海賊行為が根絶されないためである。国内に偽造商品が氾濫すると健全な商取引秩序が崩れて国家ブランド失墜による輸出競争力減少及び外国人投資萎縮など国家経済全般に深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は、国会及び検察などの関係機関に商標権特別司法警察創設必要性を着実に提起して「特別司法警察権」確保のための法律改正を法務部に正式に要請した。このような努力の結果、昨年4月、特別司法警察権を特許庁に付与する法律案が通過され、特許庁が偽造商標関連犯罪を直接捜査することができるようになった。特許庁は、昨年9月「商標権特別司法警察隊」をスタートさせ、3の地域事務所に19人の取締り人材を配置し、偽造商品取締りのための基盤を強化した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、2010年一年の間、偽造商品について強力な取締り活動を行って偽造商品事犯60人を刑事立件し、偽造商品3万点余りを押収した。特に昨年9月商標権特別司法

警察隊がスタートした以後、45人を刑事立件して2万8千点余りの偽造商品を押収した。このように特司警導入後、取締り実績が急増した理由は、商標権特別司法警察隊が偽造商品取締り捜査に専念しながら小規模零細販売業者より、偽造商品製造工場及び大規模流通業者に対する取締りに注力した結果である。

＜表Ⅳ－2－1＞偽造商品の取締り現状

(単位：人、点)

区分		特別司法警察件の導入前 (2010.1～8)	特別司法警察件の導入後 (2010.9～12)	計
刑事立件	人数	15	45	60
	押収	2,860	28,629	31,489

押収物品は有名ブランド商品を模倣した装身具、衣類、履物類がほとんどであり、正規商品市価で換算すると100億ウォンを越える金額である。

＜表Ⅳ－2－2＞2010年の主要品目別の取締り実績

(単位：件)

区分	かばん類	時計類	履物類	メガネ類	衣類	装身具類	その他	合計
数量	1,883	26	1,580	56	3,549	5,565	18,830	31,489

ハ、評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保したことにより、関連機関との合同取締りのみ、依存せず、独自に偽造商品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オンライン・オフラインを縦横無尽して猛威を振っている偽造商品の根絶のため、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、偽造商品流通頻発地域に対する集中取締り、有望中小企業や郷土ブランド侵害など主要イシューを反映した企画捜査及びオンライン偽造商品流通に対する追跡捜査などを強力に推進する方針である。

<図Ⅳ－2－1> 偽造商品の取締り写真



2. 偽造商品の通報褒賞金制の運営

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)では、1989年から毎年各国の知的財産権保護状況について審査をして「スペシャル301条報告書」を作成・発表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国は、その間監視対象国(Watch List)に分類されてきたが「2009年から昨年までは2年連続監視対象国目録から除外された。このような結果は、国内偽造商品流通と海賊行為根絶のため全政府レベルの持続的な努力の結果である。

偽造商品流通根絶のためには、関係機関の強力な取締りが必要であるが、国民の意識転換と民・官協力が伴わなければ、限界がある。特許庁は、2006年から偽造商品の不法性について国民の認識向上と偽造商品流通行為に関する通報活性化を図るために「偽造商品通報報賞金制」を運営している。

通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信頼性を確保するため実名通報を原則としている。実施の初年度である2006年には計107件の偽造商品の通報者に対して3億2,300万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると約3,43

0億ウォンに上がった。2009年には、計195件の偽造商品の通報者に対し、2億4千万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると2,822億ウォン、2010年には、186件に2億ウォンの褒賞金を支給し、摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,063億ウォンに上がった。

2010年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が117件（107百万ウォン）、インターネット販売の通報が12件（8百万ウォン）、倉庫保管の通報が17件（26百万ウォン）、製造工場の通報が42件（59百万ウォン）であった。

＜表Ⅵ－2－3＞類型別褒賞金の支給現状（2006～2010）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107
	インターネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8
	倉庫	5	17	11	44	14	43.5	19	27.5	15	26
	計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59
合計		107	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186

ハ．評価及び発展方向

偽造商品通報褒賞金制の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導すし、偽造商品流通に対する強力な取締りを効率的に推進できる民・官協力体制を構築でき、偽造商品の不法性及びその弊害の深刻性を国民に広く知らせることができる土台を設けた。偽

造商品通報褒賞金制の運営に必要とされる費用に比べて、それによって押収される偽造商品正規商品価額がはるかに多いので、偽造商品通商褒賞金制は、偽造商品流通根絶のために必要な制度であり、今後も発展させていかなければならない政策である。

第2節 新知的財産権の保護強化

1. 営業秘密保護のための基盤作り

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 グ・ボンチョル

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定（NAFTA）によって営業秘密保護が国際協定では初めて明文化されて以来、WTO体制の発足などにより、技術や知識が重要な生産要素となり、韓国でも営業秘密保護制度を導入した。

現在、営業秘密を産業財産権のような権利の形態として保護するというよりは、他人の努力と成果に便乗し、不当な利益を取得する行為を禁止する不正競争禁止の法理によるものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。また、新しい技術上または経営上の情報開発の意欲を鼓吹させ、研究・開発活動を促進させる一方、技術移転過程などで発生する可能性のある秘密漏洩を事前に予防し、国内企業間または国家間の技術移転をスムーズに行わせる機能を持つ。これにより、特許権や著作権による保護が難しい技術的情報、秘密としている管理秘訣などの経営上の情報、営業上のアイデアなども法的保護ができるよう、特許制度と著作権制度を補完している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。営業秘密の定義、侵害行為の類型や侵害行為の禁止、予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などの民事的規制手段、職員がその企業特有の生産技術に関する営業秘密を第3者に漏らす行為に対する刑事的規制手段及びこれに対する親告罪の構成などがその内容である。

その後、1998年に半導体国外流出事件を契機に法律の名称を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。また、営業秘密を海外に流出した者を加重処罰し、前職の役・職人が第3者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に関する刑罰規定を大幅強化する法律改正を行った。

一方、韓国の電子及び半導体分野などの先端産業技術が日々発展するに応じ、先端分野の営業秘密が国内企業または外国に流出する事例が増加している。そのため、不当に得た利益の回収ができるよう罰金の上限額を調整し、営業秘密範囲の拡大、親告罪の廃止、未遂・予備・陰謀罪の新設など、大幅に補強した。

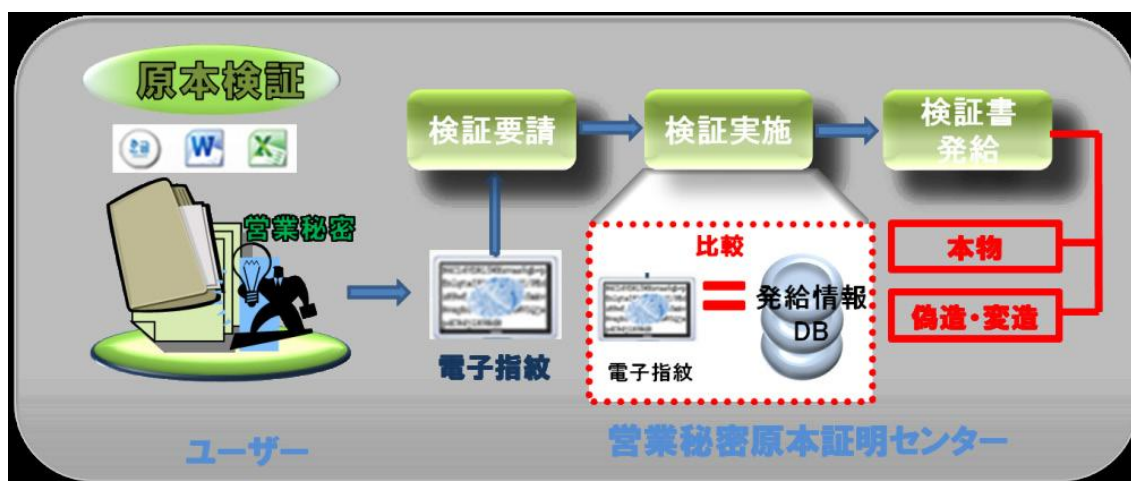
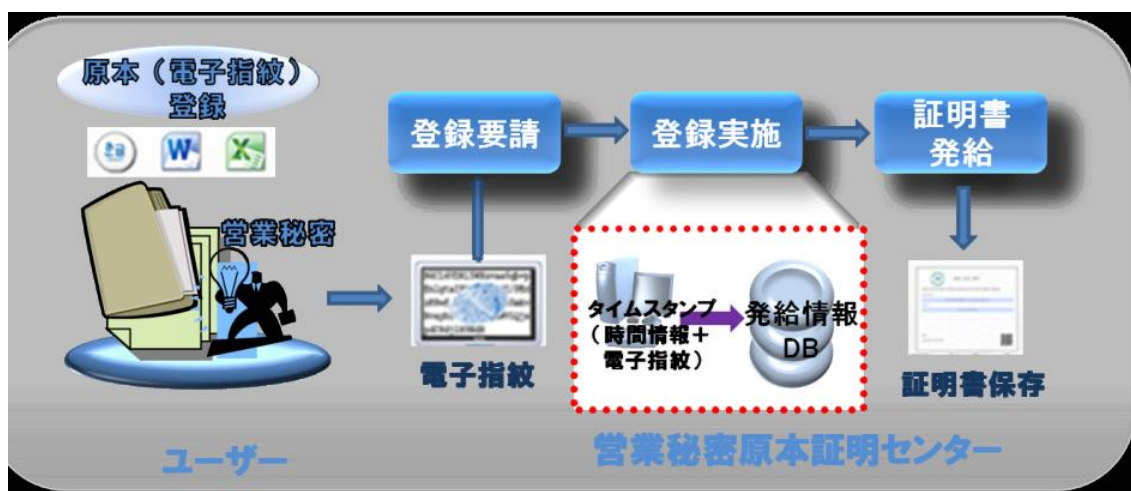
2007年12月に国外に営業秘密を流出する行為の量刑を増やす内容として法律を改正し、2008年3月現在、営業秘密の国外流出は10年以下の懲役または財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金、国内流出は5年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金の刑罰規定や民事的救済手段として企業の営業秘密を保護している。

また、不正競争行為及び営業秘密侵害行為に関する訴訟の準備書面、証拠調査など訴訟手続きによって分かる企業の営業秘密に対して裁判所が当事者に秘密維持命令を賦課することができる改正案が2008年11月、国会に提出された状態である。

特許庁では、営業秘密保護を強化するため、2010年に営業秘密T/Fを構成し、営業秘密侵害事実に対する立証負担を緩和するための営業秘密原本証明サービスを韓国特許情報院により2010年11月に開通した。

原本証明サービスは、営業秘密である電子文書から抽出した固有電子指紋と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、それを国家公認機関に登録することにより、営業秘密情報の外部流出なしで営業秘密侵害の際、営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できるサービスである。

＜図Ⅳ－2－2＞営業秘密原本証明サービスの利用プロセス図



また特許庁は、営業秘密侵害行為を事前に予防するため、「営業秘密保護ガイドブック」などの案内物を配布するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化している。また、企業の認識向上のため、国際知的財産研修院・地域商工会議所による教育を持続的に行っている。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は、営業秘密保護強化のために2011年に法曹界・学界・産業界の専門家で構成された営業秘密保護制度改善協議会を運営し、裁判過程における営業秘密漏洩防止、営業秘密定義規定の再検討など、営業秘密保護制度の改善を推進しており、企業の営業秘密管理を支援するため、セミナーを開催して業種別特性に合う営業秘密管理マニ

ュアル及びオンライン教育コンテンツを製作して配布する予定である。

また、企業の営業秘密管理システムについてコンサルティング及び紛争の際に法律コンサルティングを強化し、営業秘密保護制度に関する教育及び広報を強化して企業の営業秘密管理能力の向上のために努力する予定である。

2. 半導体設計財産の振興

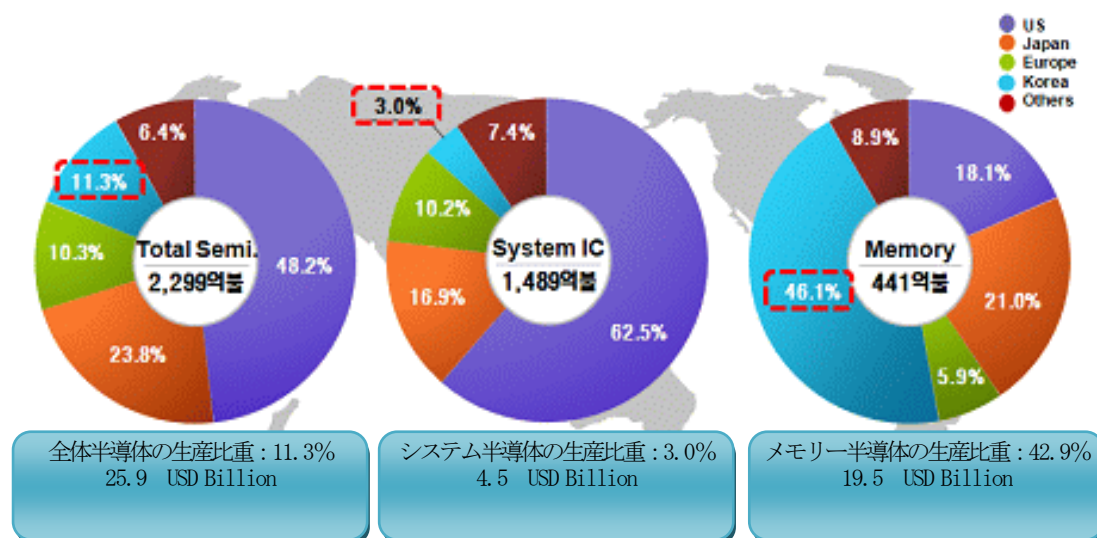
電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 イ・サンドン

イ. 推進背景

国内半導体産業は、2009年2,299億ドル規模で過去50年間に平均13%とのまぶしい成長を繰り返しており、世界電子産業の約23%を占めている重要産業領域で、米国、日本に続き世界3位の高い地位を占めている。

しかし、世界3位の半導体強国という認識とは違い、韓国半導体産業はメモリー半導体に偏重され、世界半導体市場の約70%を占めるシステム半導体分野では、3%に過ぎない比重を持っている実情である。

<図IV-2-3> 世界半導体市場の国家別の占有率



[世界市場(2,299億ドル):システムIC(1,489億ドル)、メモリー(441億ドル)、個別素子(152億ドル)、光半導体(178億ドル)、センサー(39億ドル)]

* 資料:iSuppli, KSIA 2010

加えて適時に市場に進入するTTM(time to market)が、SoC製品の重要成功要因となり、SoC設計技法が半導体IPを再使用する「ブロック基盤設計技法」に変化している。従ってシステム半導体産業で需要が多く、動作が検証された半導体IPの確保は、最も重要となった。

しかし、韓国の場合、技術レベルや半導体IPに対する市場形成が不十分であり、SoCに必要な半導体IPを外国企業とライセンス契約で輸入し、自主開発している状態である。このような状況は、国内企業において、ロイヤリティー支給による設計費用増加と自主開発による製品のTTMを合わせることができない問題点で現れている。

特許庁では、システム半導体産業の核心である半導体IP基盤造成のため、核心半導体設計財産の創出、流通、教育事業と半導体設計財産の流通促進基盤造成事業が含まれた半導体設計財産振興事業を進行している。

1) 核心半導体設計財産創出・支援事業

核心半導体設計財産創出事業は、システム半導体分野の核心のエンベッディッドプロセッサ開発支援事業であり、2008年第1段階事業が完了され、2009年から第2段階事業が進行中である。

第1段階事業は、KAISTが総括主管機関となり、300MHzエンベッディッドプロセッサ(Core-A⁴⁷)、コンパイラ、Debugと4つの周辺技術及び2つの応用課題を開発した。

⁴⁷ 第1段階事業で開発されたエンベッディッドプロセッサの名称

＜表Ⅳ－２－４＞ 核心半導体設計財産創出第1段階事業の開発分野(完了)

＜核心半導体設計財産及び設計環境＞		＜模範活用事例＞開発	
3次年度 (2008年)	＜核心課題＞ 総4細部課題 1. Embedded processor & On-Chip Bus -KAIST(パク・インチョル) 2. Compiler & OS開発/ポテン -全北大(イ・ゾンリョル) 3. In-Circuit Emulation & Debug System -釜山大(パク・ジュソン) 4. DSP & FPU -アステル(リュ・ハヨン)	＜第1応用課題＞ Core-A及びPeripheral IPを基盤とするMobile De Vice 共有プラットフォーム-ソウル大(チャン・レヒョク)	＜第2応用課題＞ 監視用IP Cameraシステム -ハイバス(チョ・ソンチル)
2次年度 (2007年)		＜周辺課題＞	
1次年度 (2006年)		5. エンベディッドプロセッサ用Peripheral IP -KAIST(キョン・ジョンミン) 6. LCD Controller Memory Controller -ソウル大(チャン・レヒョク) 7. USB Controller-建国大(チョ・ヨンボム) 8. CAN Controller-全北大(イム・ミョンソプ)	

第2段階事業は、第1段階事業で開発されたプロセッサの拡張(マルチコア)及び安定化作業とCore-Aを利用した多様な応用技術開発を推進しており、第2世代高性能エンベディッドプロセッサ(Core-A2G)とコンパイラ、Debugなどの周辺技術開発を2009年から進行して2011年に完了する予定である。

また、技術開発事業と共に、第1段階事業により創出されたエンベディッドプロセッサの流通のため、2009年Core-A支援センター(主管:エイディチップス)を開所してCore-Aの使用環境改善と技術支援を行い、Core-Aが搭載されたTLi社のTiming Controller(T-Con)が2011年に商用化される予定である。

またCore-Aに対するユーザー拡大と認識向上のため、2008年にIDEC(KAISTの半導体設計教育センター)を専門委託教育機関として選定し、大学の正規講座運営及びこれに

必要なCore-A専門講師poolの構成、実習機資材と実習プロジェクト開発などの支援活動を遂行しており、Core-Aを利用した多様な技術開発を奨励するため2009年から毎年Core-Aコンテストを開催している。

＜表Ⅳ－２－５＞核心半導体設計財産創出第2段階事業の開発分野（進行）

事業分野	第1次年度(2009)	第2次年度(2010)	第3次年度(2011)
第2世代 核心IP 及び設計環境 の創出	・第2世代エンベッディドプロセッサIP創出 -構造決定 -architecture manual命令語集合設計 -instruction set manual -ISS(Instruction Set Simulator) -C0プロセッサインターフェースの定義 ・マルチコアプロセッサIP創出 -Interconnect構造設計 -L2 cache interface -DRAM controller設計 ・第1世代エンベッディドプロセッサ用コンパイラー創出 -1段階結果最適化及び性能改善 ・第1世代OSポテイング -1段階結果安定化及びポテ	・第2世代エンベッディドプロセッサIP創出 -合成可能なRTLモデル -キャッシュコントローラ -電力管理ユニット設計 -オンチップclock generator ・マルチコアプロセッサIP創出 -合成可能なRTLモデル -interconnect、cache、interface -DRAM controller ・第2世代エンベッディドプロセッサ用コンパイラー創出 -JaVaコンパイラー ・第2世代OSポテイング -リアルタイムOS安定化及びポテイング ・第2世代on-chipデバッグシステムIP創出	・2世代エンベッディドプロセッサIP創出 -Soft、Hard IP完成 -教材及びマニュアル ・マルチコアプロセッサIP創出 -Soft、Hard IP完成 -教材及びマニュアル ・第2世代エンベッディドプロセッサ用コンパイラー創出 -最適化及び無欠性検証 ・第2世代OSポテイング -リアルタイムOS安定化及びポテイング ・第2世代on-chipデバッグシステムIP創出

	イング ・第1世代on-chipティボゴ システムIP創出 -第1段階結果最適化及び性能改善	テムIP創出 -C/C++ソースコードDebug -アセンブリコードDebug	-JTAG基盤Debug -命令語定義 -In-Circuit emulator創出
応用システム	・第1段階事業結果(Core-Aプロセッサ)を活用したシステム開発 -システム開発及び検証	第1、2段階事業結果を活用したシステムの開発 -システム開発及び検証	第1、2段階事業結果を活用したシステムの開発 -システム開発及び検証

<表Ⅳ-2-6>Core-A教育支援現状

講義教材の支援	・Core-A開発ボードの活用法:627冊 ・Core-A Computer Architecture and Design(パク・インチョルあの):238冊 ・Core-Aプロセッサを活用したプラットフォーム設計:351冊 ・半導体配置設計関連知識財産権:185冊 ・VOD講座製作:5件
実習教材の支援	・教育用実習ボード:170set ・研究用実習ボード:6set ・Addon Board:170set
講座開設の運営	・講師Pool構築:専門講師17人、一般講師30人、法制講師7人 ・公開講座7件(145人)、セミナー1件(13人)、訪問講座10件(245人)、協約大学の大学正規講座開設18件(637人)

<表Ⅳ-2-7>第2回Core-Aコンテストの開催結果

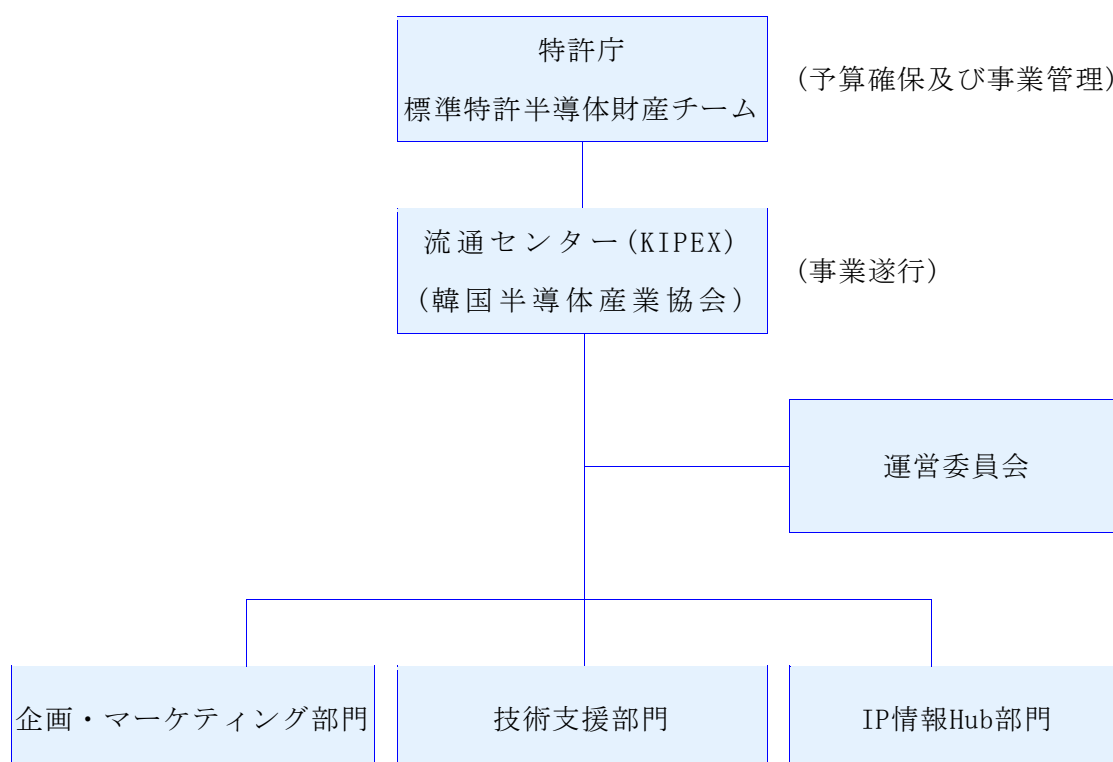
開催日付	テーマ	備考
2010.11.18	Smart Beam Projector	最優秀賞

(大田、DCC)		(特許庁長賞)
	Single Cameraを利用した3D映像の抽出	優秀賞
	Smart Input DeVice	TLI賞
	Core-A Power Simulator	シリコンウォクス賞
	Depth camera using Core-A	INCテクノロジー賞

2) 半導体設計財産の流通支援基盤事業

半導体設計財産流通支援基盤事業は、2001年KAISTが事業主管機関として選定され、半導体IP流通システムの基礎作業を行ったが、2006年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会の半導体設計財産流通センター(KIPEX)に変更して顧客指向多需要半導体IP、優秀IP企画・発掘と半導体IP流通総合情報体系強化及び半導体IP取引活性化支援などの多様な流通支援事業を行っている。

<図IV-2-4> 半導体設計財産流通基盤造成事業の推進図





2010年には、2009年下半期半導体業界対象の需要調査で「多需要IP群」に選定された半導体IP、5件についてfoundry検証作業を実施し、流通のための技術信頼度を確保した。また、半導体IP-DB拡充、IP評価及び検証システム構築などの総合的な流通システム設計と半導体IPに対する標準価格を選定して企業別IP保有現状と需要調査を通した両方向IP情報ハブ構築作業を進行して、2010年に計46件の半導体IPの企業間実取引を成功させた。

3) 大韓民国半導体設計大会

大韓民国半導体設計大会は、2000年に第1回大会が開催された後、2008年「大韓民国半導体設計公募展」から「大韓民国半導体設計大会」に、大会名称を変更して商用可能な設計作品を包括することができるように拡張した。また、2002年に国務総理賞を新設し、2005年には、大統領賞を新設、2009年には教育科学技術部長官賞を新設して韓国における半導体設計大会の中に最も大きい規模の大会となり、2010年には、計45チームが多様な分野の半導体設計作品を提出して大統領賞に韓国電子通信研究所が選定された。研究所5チーム、大学7チーム、企業2チームが優秀半導体設計作品として選ばれた。

ハ．評価及び発展方向

半導体設計財産振興事業は、現在の外国でほとんど輸入に依存していたプロセッサ市場に、国内技術で開発されたエンベディッドプロセッサが搭載された製品を商用化させることにより、国内半導体IPの可能性を立証した。また、Core-A技術支援事業を通じて開発されたIPが、必要企業に安定的に適用され、国内半導体IPに対する信頼度を向上させた。

また、核心半導体IPポートフォリオを樹立し、核心半導体IP群の選定と半導体IP総合情報体系の強化及び半導体IP技術検証を通じて半導体IPが取引されることができるよう実質的な取引環境を構築した。同時にCore-Aを中心にした多様な半導体IP教育プログラム運営と大韓民国半導体設計大会、Core-Aコンテストなどの多様な振興事業を行い、半導体設計財産振興事業は、国内半導体IPに対する流通活性化及び認識変化に大きい役割を行っている。

今後の半導体設計財産振興事業は、Core-Aに対する流通支援方針を拡大し、多様な製品群に国内プロセッサが無料で搭載されることができるよう環境を作り、外国企業に支給されたロイヤリティーを研究開発に使用できる好循環構造を確立させることである。また、核心半導体IP支援方針を樹立して企業が必要とする半導体IPに対する財政及び技術支援と体系的な教育を通じて半導体IPが必要製品に、適時で安定的に適用されるように支援する予定である。

第3節 海外知的財産権の保護の強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 キム・ギリョン

最近、韓国は、急変する環境の変化の中、企業経営に困難を強いられている。中国の経済飛躍、為替レートの問題、油化の変動などの危機要因があり、前代未聞のグローバル金融危機まで乗り越えないとならない実情である。韓国が輸出中心の経済体制である点で、最近の対外経済環境変化の重要性は非常に大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が深刻化され、保護貿易の主要手段として反ダンピング提訴、特許侵害を根拠とした輸入禁止などの強力な水際措置に変化している⁴⁸。先進企業より、基礎固有技術についてのロイヤリティー要求と積極的な特許訴訟提起など知的財産権攻勢を強化して後発企業を牽制するなど、知的財産権競争が激しい状況であり、核心・源泉特許の不足により、技術貿易収支赤字の規模が持続的に増加している状況であるので、輸出基盤型の韓国経済で知的財産権の重要性は大きくなっている実情である。

＜表Ⅳ－2－8＞ 技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支のシェア



＜技術貿易収支赤字の推移（2010、教科部）＞

＜主要国の技術貿易収支のシェア（2010ECD）＞

⁴⁸ 米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以後、平均2%減少した一方、特許侵害を根拠とした輸入禁止決定は平均15%増加している傾向（2009、米国ITC）

最近、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国をはじめ開発途上国による韓国の企業の知的財産権の侵害が急増している。

海外における韓国企業の知的財産権侵害は、国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害を受けているという実情である。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外投資を通じて積極的に国富を増進できるよう、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、侵害発生時には積極的に支援する必要がある。

2. IP-DESKを通じた知的財産権支援の強化

産業財産政策局 国際協力課行政事務官 ジョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、海外に進出した韓国企業の海外知財権保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には、知識經濟部と特許庁が共同運営した。また、2009年からは、特許庁が中国の北京・上海・青島・広州・瀋陽、ベトナムのホーチミン、タイのバンコクの7地域のすべてIP-DESKを運営している。特に2010年より、事業運営体系を二元化してKOTRA(中国北京・上海・青島・広州)が4所を、韓国知識財産保護協会(中国瀋陽、タイ、ベトナム)が3所を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外における知財権保護のためには、先に現地で韓国企業の知財権を確保して、そ

れに関する侵害の発生如何について正確に調査・把握する必要がある。知財権の確保のためには、現地の弁護士又は弁理士などの知財権専門家に、知財権の隘路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会の開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の定量的な支援件数は2009年比べ飛躍的に増加した。特に侵害調査支援を通じて、計5.8億ウォンの模倣品を没収した。

* 知的財産権相談:754件(2009年) → 1,335件、77.1%増加(2010年)

* 商標出願支援:221件(2009年) → 355件、60.6%増加(2010年)

* 侵害調査支援:5件(2009年) → 25件、400%増加(2010年)

また、グローバル韓商大会(2010年7月、瀋陽)及び広州Canton-Fair(2010年4月、10月)に説明会及びIP-DESKブースを設置して勧告企業の知的財産権問題解決を支援した。また、中国国家知識財産権局特許審査官を招請し、韓国の企業の最新技術を説明(2010年11月)し、韓国企業の特許登録率を向上した。また、中国執行公務員を対象に韓国企業の正規品と模倣品を区別することができるように韓国企業の需要調査を受け、説明会を開催(2010年10月)した。

中国はいわゆるクァンシ(コネ)が重視される文化なので、現地の知的財産権関連機関との協力チャネル構築及び関係形成のため、現地で知的財産権の執行権限がある行政機関(共商行政国、税関)、公安部を個別企業と韓国特許庁が訪問して(民官合同ミッション団の派遣)韓国企業のジレンマを伝達し(2010年11月)、中国公務員を韓国に招請した(2010年12月)。

韓国から中国に進出する企業を対象に「韓・中知的財産権保護戦略フォーラム」(2010年10月)を開催して中国での知的財産権紛争の事前予防及び保護のための対応戦略説明会を開催し、1:1の個別コンサルティングを支援した。

ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知財権法律の歴史が比較的短く、全般的に知財権の保

護意識レベルが低い。また、取締担当機関との人的ネットワークが必要な地域では、現地知財権の権利化を支援し、個別の民間企業がアクセスし難い政府機関とネットワークを作るのは、相当実効性があると評価される。

今後とも特許庁は、韓国企業の海外知識財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会などの関連機関と協力して韓国企業の海外知財権の保護レベルを強化し、輸出競争力をアップグレードし、輸出競争力を向上するための各種の施策を推進し続ける計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 ガン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

最近の先進国と韓国企業の特許紛争状況をみると、2004年から2010年まで687件と調査された。しかし、国際特許紛争の事例は企業秘密に扱われる場合が多く、企業が公開をしない傾向があり、実際にはもっと多いと予想される。

＜表Ⅵ－2－9＞国家別の国際特許紛争現状

(単位：件、年度：2004年～2009年)

国家	米国	日本	台湾	フランス	中国	英国	その他	計
外国企業→韓国企業	319	74	19	17	4	9	57	499
韓国企業→外国企業	91	36	12	8	17	1	23	188
合計	410	110	31	25	21	10	80	687

*外国企業：本社の国籍基準

このように国際特許紛争が頻発しているが、韓国企業は、大企業を除いて特許管理を正しくできていない実情である。中小・ベンチャー企業の場合、特許の重要性は認

識しているが、ほとんどの特許専門部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争における対処能力が微弱である。また、先進国で訴訟を進行するためには、数百万ドルの費用がかかるが、資金が不足した中小企業としては外国で特許訴訟を行うのに限界がある。

ロ．推進内容及び成果

特許庁では、韓国企業の国際特許紛争対応能力を高め、紛争に効果的に対応することができるよう次の通り支援している。

最初に、企業の国際特許紛争対応に必要な紛争関連情報を収集・加工・普及している。効果的な対応戦略樹立のためには、正確な現況把握が必須であるためである。このために特許庁では、国内外で韓国企業の知的財産権被侵害実態、韓国企業関連知的財産権紛争事例、特許管理専門会社(Non-Practicing Entity:NPE)活動現況、主要国知的財産権関連判例及び制度などを収集し、関連情報をデータベース化して企業の意志決定に活用することができるよう分析している。

＜参考＞特許管理専門会社(NPE)は？

NPEは多様に定義されているが、一般的に特許を実施することもしず、実施する意図もないながら保有している特許権を行使して収益を創出する企業を意味する。

NPEは①特許権を企業体に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受けることになる特許を買収することによって未来特許紛争を遮断する防御型NPEで分類が可能である。

最近 이슈となっている特許怪物(Patent Troll)は攻撃型NPEの中、一部に該当する。

また、収集・分析された情報を効果的に提供するために2010年には、海外知的財産権紛争情報ポータル(IP-First、www.ipfirst.or.kr)を構築して、知的財産権保護セミナーを国内で8回、海外で6回実施した。また、毎年海外進出企業のための知的財産権保護ガイドブックを製作した。

＜表Ⅳ－2－10＞知的財産権ガイドブックの発刊現状(計17カ国、18編)

2006(4編)	2007(2編)	2008(4編)	2009(6編)	2010(2編)
ロシア、マレー シア、フィリピン、台湾	ブラジル、トルコ	英国、インド、 チリ、南アフリ カ共和国	米国、日本、ド イツ、中国、タ イ、ベトナム	UAE、輸出企業 チェックポイン ト

二番目、特許紛争により被害を受けている。または被害が憂慮される韓国企業に対し、オーダーメイド型の紛争対応及び予防コンサルティングを提供している。紛争対応コンサルティングとは特許紛争が提起された中小・中堅企業の要請がある場合、特許庁の紛争対応専門家を通じ、紛争段階別対応戦略を樹立するように支援するコンサルティングである。紛争対応コンサルティングは、5千万ウォン限度内で行われ、政府がコンサルティング費用の80%を支援している。2010年度には49企業に対しコンサルティングを提供した。

紛争予防コンサルティングとは、外国購買者から特許保証要求を受けた場合、対応戦略を樹立し、製品を輸出、または海外展示会に参加する前に該当製品の特許侵害可否を分析するコンサルティングである。紛争予防コンサルティングは、4千万ウォン限度内で行われ、政府がコンサルティング費用の80%を支援している。2010年度には、29企業に対しコンサルティングを提供した。

三番目、知的財産権訴訟保険を運営して中小企業が保険を通じて事前に訴訟費用を用意できるように支援している。中小企業が保険に加入する時に保険料の80%を支援し、加入企業が権利を侵害されて訴訟を提起する場合、最大5億ウォンの保険金を支給している。支援対象は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などの産業財産権を保有している中小企業であり、保障地域は全世界である。2010年には計31中小企業が知的財産権訴訟保険に加入した。

ハ．評価及び発展方向

2011年には、紛争関連情報への接近性と検索の便宜性を向上させるため、海外知的財産権紛争情報ポータルに紛争企業オーダーメイド型検索システムを構築して、すでに製作された知的財産権ガイドブックをオンラインで提供する計画である。オンラインガイドブックには、集団知性を活用できる機能を導入して使用者が、直接に修正が必要なガイドブック内容を自ら編集することができるようにして、ガイドブックの充実を図るつもりである。

また、紛争対応コンサルティングの支援対象権利を拡大して特許のみならず、商標、デザイン関連紛争にもコンサルティングを支援する計画である。商標紛争コンサルティングは、2千万ウォン限度、他の権利は5千万ウォン限度内でコンサルティングが行い、中小企業にコンサルティング費用の80%を、中堅企業にはコンサルティング費用の50%を支援する予定である。また、支援企業が速かに紛争に対応することができるように支援手続きを簡素化して支援期間を短縮する計画である。

知的財産権訴訟保険は、LIG損害保険、現代海上、東部火災を通じて加入支援を行っている。2010年と異なり、複数の保険会社を通じて保険商品を販売し、競争体制を構築して保険料が引下されるものと見られる。また、保険市場拡大及び保険加入活性化のために国内知的財産権訴訟に対応できる保険商品が開発され、パイロット運営される予定である。

第3章 国民における知的財産認識の向上

第1節 発明振興行事の開催

1. 第45回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 シン・グクチェ

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環の構造確立は国家と企業にとって競争力の主な鍵となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促進するためには、社会各階層に知的財産の創出底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラを構築しなければならない。また、それと同時に社会全般にわたって発明と知的財産の重要性に対する認識を共有することができる発明のムード作りが必要である。

韓国政府は知的財産に対する重要性を認識させ、発明の生活化を定着させるため1957年に世宗大王が測雨器(雨の量を測る器具)の発明を公布した日(1442年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」の法定記念日として指定した。発明の日記念式では、発明家の士気を高めるため、功労者褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示など様々な行事を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年「第45回発明の日」記念式は、「知的財産強国、先進一流国家」というテーマの下で、国務総理と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約1,000人余りが参加した中、5月19日(水)にソウルCOEXで行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者79人に金塔産業勲章など政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示会などを行い、発明に関する一般人からの多くの関心と参加を誘導した。特に、この日、三星電子（株）のFull HD3D LED TVなど褒賞者などの優秀発明品10点を展示して参加者から多くの注目を集めた。

＜表Ⅳ－3－1＞発明の日、最近5年間の主賓の臨席現状

区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
主賓	産業資源部長官 ジョン・セギョン	特許庁長 ジョン・サンウ	知識経済部長官 李ユンホ	国務総理 ハン・スンス	国務総理 ジョン・ウンチャン

2004年の国務総理の臨席以後、総理以上の主賓不在で、対外広報及び行事のプレゼンス強化に困難であったが、国務総理の2連続に臨席し、発明の日のプレゼンスが強化された。

＜図Ⅳ－3－1＞第45回発明の日国務総理祝辞Ⅰ



＜図Ⅳ－3－2＞第45回発明の日国務総理祝辞Ⅱ



また、社会的に認知度を持つ有名人の寄稿文をマスコミに掲載することにより「発明の日」広報効果を極大化できる契機を設けた。

キム・ギナム三星電子社長、イ・ジェヨン延世大工科大学長、イ・ギジュン科学技術総連合会会長など有名人の発明関連寄稿文を「発明の日」の前後に推進して、これが毎日経済、東亜日報などの主要日刊紙に掲載され、「発明の日」ブームアップの造成

に一助となった。

ハ．評価及び発展方向

2010年第45回「発明の日」記念式は、優秀発明家のため、国務総理の臨席した上、行事の質的、運営上の内容などで成功的に評価されている。

特に式前行事で水墨太鼓パフォーマンスを通じて発明メッセージ伝達効果と集中度向上との二種類効果を上げ、また、有名人の発明関連寄稿文掲載を通じたブームアップ造成、低炭素グリーン成長などの国政課題に寄与した発明有功者の積極的な発掘及び褒賞が行われ、優秀発明品展示などの多様な行事を通じて国民の参加機会を拡大する方向で行事を推進した。

＜図Ⅳ－3－3＞第45回発明の日優秀発明品展示観覧



＜図Ⅳ－3－4＞学生発明記者団との記念撮影



＜図Ⅳ－3－5＞第45回発明の日授賞式



＜図Ⅳ－3－6＞第45回発明の日発明大王授賞



2. 特許技術賞の授賞

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベクムン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明者の発明意欲の向上及び全国民的な発明雰囲気を拡散して産業技術競争力を向上させ、さらに国家産業発展に貢献しようと韓国に登録されている特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年より、毎月1個の優秀発明を選定したが、1996年からは四半期別、2007年下半期からは半期別の授賞に転換した。特許技術賞の授賞規模を増やし、申請件数が増加するなど一般人の関心も増加している。

＜表Ⅳ－3－2＞授賞の種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500万ウォン	
	池錫永賞	2	300万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者

※選定審査協議会審査結果、特許技術上選定に適していないと決定した場合、奨励賞（賞金30万ウォン）を授賞する。または該当特許技術賞を選定しないことはできる。

＜表Ⅳ－3－3＞受賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	池錫永賞	丁若鏞賞



＊奨励賞は、受賞マークなし。

ロ．推進内容及び成果

2010年度の特許技術賞は、10の発明を選定して韓国知識財産センターで特許庁（庁長イ・スウォン）と中央日報（代表理事ソン・ピロ）が共同で授賞した。

2010年には、高い競争率を突き抜けて上半期の世宗大王賞には、リジェンプライム（株）の「細胞由来細胞外の質膜の製造方法」が、下半期の世宗大王賞には、東亜製薬（株）の「新規のオクサジオリディノン誘導体、その製造方法及びそれを有効性分とする抗生剤用薬学組成物」が選ばれた。

<図Ⅳ－3－7> 2010年度の上半期特許技術賞の授賞式



<図Ⅳ－3－8> 2010年度の下半期特許技術賞の授賞式



特許技術賞は、1992年より2010年まで263の優秀発明・デザイン（特許191個、実用新案21個、デザイン51個）を選定して授賞することによって発明雰囲気拡散に大きな貢献をしている。

ハ．評価及び発展方向

1992年に始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ちないように発明者の発明意識を鼓吹することに大きな役割をしてきた。また、2010年度に、特許技術賞に290件が応募され29:1の競争を見せるほど発明者の関心が多かった。特に、授賞者選定の時個人または、中小企業を優待する条項を置き、大企業の発明と競争する場合、実質的な均衡がとれるように運営した。2010年度にも授賞者の10人の中、個人及び中小企業が2件を占めた。

今後年間2回に授賞する関係で、優秀発明発掘に困難がある場合を備え、特許技術賞の品格に適合しない場合、奨励賞を用意し、賞の品格が落ちないように防止する予定である。また、応募期間を1月に延長して、上半期3月、下半期9月で維持して発明者が特許技術賞に応募する時期について、予測の可能性を高めて多数の発明者が応募することができるように制度を運営する予定である。

3. 発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 シン・グクチェ

イ. 推進背景及び概要

発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展は、知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散、国内外発明家たちの交流拡大及び国際的なネットワークの構築及び優秀発明品の販路開拓及び流通活性化にその目的がある。これまでの行事の沿革をみると、発明特許大展は1982年より毎年開催し、今年で30回目である。ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催して今年で7回目、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催し、今年で6回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2010年度には、「大韓民国発明特許・商標・デザイン大典」及び「ソウル国際発明展」を同時開催し、国内の優秀な特許、商標、デザインのみならず、世界各国の発明品を同時に展示することで、名実ともに世界最大規模の知的財産権展示会としての面目を呈した。また、国内発明特許行事のプレゼンスを高めると同時にイメージ向上にも大きく貢献し、特別イベントとして特許活用戦略国際カンファレンスを開催することによって知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散に役立った。

「ソウル国際発明展」は国内91社(名)160点、海外30カ国463点が展示され、世界的な発明展となった。国内外発明家たちの交流拡大及び国際ネットワークの構築にいいチャンスとなり、最初に購買相談館をパイロット運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって参加者らに発明品広報のみならず事業化実績向上に寄与した。

＜表Ⅳ－3－4＞大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の成果内容の要約

▶2010大韓民国発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展
－ 2010.12.2（木）～12.5（日）[4日間]、COEX太平洋ホール
観覧客数：計36,732人
＊発明特許大典：受賞品、グリーン技術製品、試作品など約150点を展示
・技術移転及び販売契約実績126件
・技術移転及び販売相談実績471件
＊ソウル国際発明展：36カ国651点
・技術移転及び販売（輸出含む）契約実績：105件21億ウォン
・技術移転及び販売（輸出含む）相談実績：1,210件
▶商標・デザイン権展
・知的財産に関する各種情報、紛争事例、主要商標及びデザインなど多様な情報提供

＜図Ⅳ－3－9＞開幕式



＜図Ⅳ－3－10＞授賞式



ハ．評価及び発展方向

今回の展示会参加者とバイヤー間の購買、技術移転、投資誘致などの相談のため「購買相談館」を運営し、173件の相談実績を上げ、展示参加者に事業化機会を提供した。また、前年度まで進行されたイベント舞台を除去し、観覧客が直接参加できるカリキュアイベント、ポラロイドイベント、スタンプラリーなどを新しくリリースして高

い呼応を得た。また、事業化支援政策説明会場を運営し、技術保証基金業務の紹介、特許支援政策の紹介など多様な発明関連情報を提供して発明に関心がある約120人余りが情報を受けた。今後、購買相談会長を拡大運営して参加企業が実質的に望む取引活性化の契機となるように積極的な広報とバイヤー誘致のために努力する計画である。

＜図Ⅳ－3－11＞購買相談会場の写真



＜図Ⅳ－3－12＞グリーン技術優秀製品
展示館



第2節 女性発明振興活動の展開

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

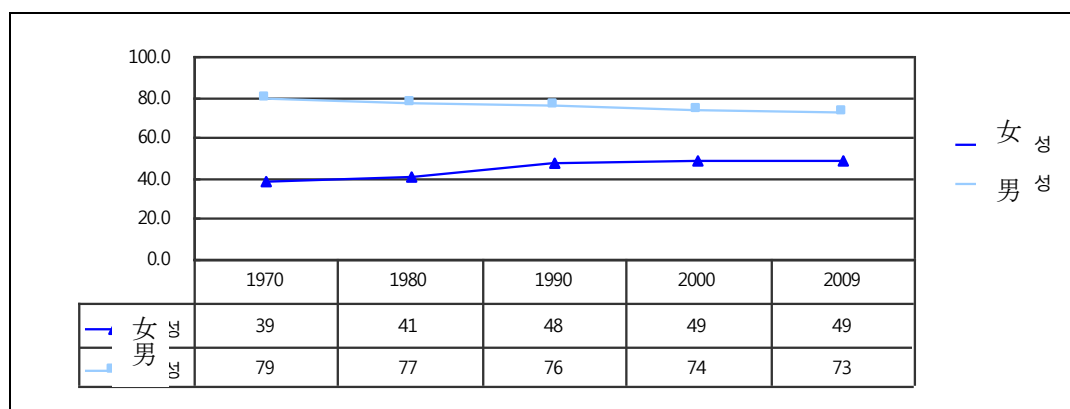
1. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産認識の向上

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動参加人口は着実に増加している。2009年末現在、女性の経済活動人口は10,076千人で、女性の経済活動参加率は49.2%に達している。現在韓国は少子化・高齢化による人手不足がますます深刻になりつつある状況の中で、女性人材の経済活動への参加向上のため、多様な女性発明振興事業を推進する必要がある。

<図IV-3-13> 経済活動参加率の推移

(単位：%)



資料：統計庁

発明分野で女性を対象にした生活発明という新しい分野を創り出し、女性発明人材の底辺を拡大し、成功した主婦発明企業家も輩出するための知財権教育及びインフラ構築が必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

女性発明の底辺拡散及び優秀女性人材発掘のため、韓国女性発明協会を設立し、本格的に女性を対象とした発明振興事業を展開してきた。その結果、知的財産権説明会、女性発明コンテスト、女性発明情報誌の発刊など本格的な女性発明振興事業を展開し始めた2001年女性の産業財産権登録件数は年平均4.78%増加し、全体登録で女性が占める割合も2001年3.1%から2009年4.0%に増加した。

＜表Ⅳ－3－5＞女性の産業財産権登録状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許	153	314	345	420	743	1,252	1,529	1,133	850
実用新案	1,821	1,938	1,950	1,987	1,974	1,915	211	284	240
デザイン	793	1,211	1,225	1,356	1,733	2,121	2,838	2,570	1,973
商標	1,265	1,596	2,032	2,735	3,039	3,889	3,498	3,784	2,771
計 (増加率)	4,032	5,059 (25.5)	5,552 (9.7)	6,498 (17.0)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (△ 12.0)	7,771 (△3.8)	5,834 (△ 24.9)
総登録 (占有率)	130,850 (3.1)	153,078 (3.3)	155,840 (3.6)	165,375 (3.9)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)	145,927 (4.0)

また、女性の産業財産権出願状況を見ると、2001年以後の知財権出願は年平均7.7%増加して、全体内国人の出願増加率である2.9%より、上回っており、全体出願で女性出願が占める割合も2001年3.9%から2009年5.7%に増加した。

＜表Ⅳ－3－6＞女性の産業財産権出願状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許	1,279	1,354	1,586	1,891	2,268	2,932	3,672	3,898	4,089

実用新案	2,044	2,115	2,442	2,271	2,386	2,429	1,572	1,310	1,661
デザイン	2,159	2,149	2,226	2,342	3,178	5,911	4,807	5,615	4,764
商標	5,937	6,844	7,591	7,782	8,323	8,982	9,598	9,322	10,212
計 (増加率)	11,419	12,462 (9.1)	13,845 (11.1)	14,286 (3.2)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	20,145 (△2.5)	20,726 (2.9)
総出願 (占有率)	289,420 (3.9)	290,792 (4.3)	306,001 (4.5)	327,516 (4.4)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	372,697 (5.4)	364,990 (5.7)

女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のための支援事業を以下の通り、推進している。

①全国巡回女性知財権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気を高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生の父兄、女性教師などを対象とする「全国巡回女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

特許庁の審査官、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を進め、知的財産権に対する認識を向上すると同時に底辺の拡大に大きく貢献している。2010年度女性知的財産権説明会は合計52回開催され、4,190人が参加し、大きな反響を呼んだ。

②女性発明コンテスト開催

女性発明コンテストは、女性に斬新な創意力を発揮できる機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識を高めることで発明の活性化を図るため、既存の「女性

発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。

2010年には一般部277件、学生部94件など計382件が出品され、この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、大賞(大統領賞)の他の53件対して授賞した。

③女性発明家に対する発明諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願をバックアップするため、産業財産権の無料弁理士相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理士費用の割引などを内容とする「女性弁理士諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。2010年には無料弁理相談311件、その中43件が出願された。

④女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は発明精神の向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国民的な発明生活化キャンペーンの展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が産業財産権を持って経済活動に参加することで韓国産業発展を促進するという目標の下で展開された。創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性たちの発明出願及び事業化を支援するための様々な啓蒙及び振興事業を推進してきた。もちろんこのような条件を満たすために女性の発明に対する友好的な社会環境づくりに力を入れ、女性発明支援インフラを構築し、国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤を整えることに重点を置いて努力した。

今後とも女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上のため、関連機関との女性人材活用の方針を図る計画である。

2. 女性発明の事業化支援

イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地・資本などの有形資産の競争力であった産業社会から、情報・知識に基づいた技術力・ブランドなどの無形資産中心の知的基盤社会に転換されている、すなわち知識を活用した新しい産業が新成長動力として浮上している。特に、このような状況の中で、出産減少・高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性が最も増加されている。

女性が創出した優秀発明の発掘及び権利が死蔵されず、技術事業家を通じて、利益創出に繋がる善のスパイラル構造をつくり、少なくとも技術貿易収支を改善できるだろう。

＜表Ⅳ－3－7＞韓国の技術貿易の推移(1999年～2010年)

(単位：百万ドル、%)

区分	技術輸出		技術導入		技術貿易収支		技術貿易規模		技術貿易 収支比
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
2000	201	4	3,063	14	-2,862	-369.3	3,264	13.4	0.07
2001	619	208	2,643	-13.7	-2,024	838.2	3,262	-0.1	0.23
2002	638	3.1	2,721	3	-2,083	-59.8	3,360	3	0.23
2003	816	27.9	3,236	18.9	-2,420	-337	4,053	20.6	0.25
2004	1,416	73.5	4,147	28.1	-2,731	-310.8	5,564	37.3	0.34
2005	1,625	14.7	4,525	9.1	-2,900	-169.1	6,150	10.5	0.36
2006	1,897	16.7	4,838	6.9	-2,941	-40.8	6,734	9.5	0.39

2007	2, 178	14. 9	5, 103	5. 5	-2, 925	15. 9	7, 282	8. 1	0. 43
2008	2, 530	16. 1	5, 670	11. 1	-3, 140	-215. 2	8, 200	12. 6	0. 45
2009	3, 582	41. 7	8, 438	48. 8	-4, 856	-1716	12, 020	46. 6	0. 4

* 出所：教育科学技術部 技術貿易統計調査報告書（2010. 12）

したがって、女性発明の事業化を通じ、国家競争力の向上のため、販売ルートの開拓及びビジネスマッチング機会の提供のための世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などの支援が必要となった。

ロ．推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会として、韓国が世界女性発明主導国として位置づけられることに大きく貢献した。2008大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会を同時に開催したことで、国内の女性発明家に国際大会での受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングチャンスを提供し、シナジー効果を創出した。2008. 5. 8～5. 10(3日間)にCOEX太平洋ホールで実施され、世界女性発明大会の場合22カ国264点(国内100点、国外164点)が出品され、女性発明品博覧会は全部で92社、117ブースの参加、7万5千人の来場者が観覧した。

この大会でバイヤー相談は国内16, 861回の総額12億9, 700万ウォン、海外10, 298回の総額27億3, 100万ウォンを相談した。海外バイヤー相談金額が国内バイヤー相談金額の2倍以上で、良い反応を得た。世界女性発明フォーラムは2008. 5. 9(金)、グランドインターコンティネンタルホテルで実施されたが、30カ国の350人が参加し、このフォーラムでソウル宣言が採択された。同宣言はソウルに事務局を据える世界女性発明家協会設立を確定し、世界知的財産所有権機関(WIPO)とMOUを締結するなど、国際機関本部を韓国に誘致することにした。

2008年と2009年に続き、毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧

会は、すでに第3回大会を迎えた。

第3回目の大会は、2010.5.6～5.9に、コエックスHall A(旧太平洋ホール)で開催され、30ヶ国で7万人余りが参加したし、バイヤー相談は国内19,184回、計15億ウォン、海外11,970回、計36億ウォンを相談するなど高い呼応を得た。

このような、世界女性発明大会により、全世界の女性発明家たちの国際的な連帯とネットワークを構築し、国内女性発明起業家の海外進出に向けた橋頭堡を設けることができた。また、積極的な広報活動で様々な媒体に紹介され、韓国社会に女性発明文化振興に対する重要性及び関心を高める契機となった。

②女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性をもとに斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2010年度には、ソウルパレスホテルで11月3日に開催されたが、全部で58件の応募作品の中から15件が選ばれ、約200人が参加した。

③試作品製作支援事業

女性の発明意欲増進、技術開発促進及び発明アイデアの事業化支援のため、優秀な女性発明アイデアに対する試作品製作支援を2007年から実施している。産業財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化できるよう支援した。2009年には、159件の申請に35件支援、2010年には、198件申請に37件を支援して事業化に繋がるようにした。

ハ．評価及び発展方向

2010年の女性発明品の事業化支援、試作品製作支援事業と優秀事例発表会、女性発明品博覧会などを通じ、情勢発明者からいい評価を得た。

また、世界知的財産権機関(WIPO)と緊密な協力を通じて世界的な規模の女性発明大会を韓国で開催し、特許強国として大韓民国のプレゼンス向上に寄与した。また、国内・外の女性発明品を国際的に広報し、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は、国家産業発展の新しい動力となることができ、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に連結されて女性発明・企業家の成功事例が数多く創出されるように女性発明の底辺拡大のために積極的な努力する計画である。

第5編

顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 ユーザ中心の請願サービス改善

第2章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動推進

第1章 ユーザ中心の対応サービス改善

第1節 顧客指向の対応サービス提供

1. 顧客指向の手数料体系を改編

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ミスン

イ. 推進背景

特許庁は、顧客が手数料をより一層便利に納付することができるように納付方法を多様化にし、厳しい経済状況の中で手数料の納付負担を減らすことができるようにするために、商標登録料の2回分割納付制度、年次登録料の一括先払い割引制度などを導入した。また、原価及び知的財産権主要国の手数料水準を考慮し、一部の手数料を調整することによって手数料体系を合理的に整備した。

ロ. 推進内容

1) 商標登録料2回分割納付制度の導入

これまで商標登録料は10年分に対してのみ一括納付が可能であったが、特許庁は2010年7月から商標権者の商標権管理の便宜を図り、商標権者の登録料納付の負担を軽減するために、5年ごとに商標登録料を分割して納付することができるようにした。これに伴い商標権者は10年分に対する商標登録料を一括で出すこともでき、2回に分けて出すこともできることになった。商標登録料を分割して納付したい場合、設定登録または更新登録申請時に1回目の商標登録料を納付し、商標権の存続期間が満了する5年前までに2回目の商標登録料を納付すれば良い。

2) 年次登録料一括先払い割引制度の導入

特許・実用新案・デザインの4年目以上の登録料(以下「年次登録料」)は、1年分ずつ毎年納付する事もでき、数年分を一度に納付することもできるが、ほとんどの納付者は1年分ずつ毎年納付する方法を選択している。2009年の場合を調べてみると、年次登録料収入の約1.1%だけが3年分以上一括納付されている。しかし年次登録料を1年分ずつ納付する場合、納付者の立場では、毎年年次登録料を納付しなければならない不便と納付期間の経過による権利消滅の恐れがある。また、特許庁の立場では、年次登録料の納付案内及び収納により、毎年行政費用が必要とされる非効率が発生する。したがって特許庁はこのような問題を解消するために、2010年12月に、3年分以上の年次登録料を一度に納付する場合、本来納付しなければならない金額の5%を割引する制度を導入した(2011年4月施行)。

3) 中小企業向けのクレジットカード納付制度の導入

これまで中小企業は、銀行訪問や口座振替を通じてのみ特許手数料を納付することができたが、2011年1月からはクレジットカードでも納付することができるようになった。別途に中小企業が負担しなければならないクレジットカードの決済手数料もない。この制度により中小企業は、銀行訪問、口座振替、クレジットカードなど多様な納付方法のうち、最も適合した納付方法を選んで便利に納付することができただけでなく、納付期限に現金が不足してもクレジットカードで特許手数料を納付でき、納付の負担を減らすことができるようになった。

4) 審査猶予申請に対する審査請求料納付猶予制度の導入

これまでは特許・実用新案の審査猶予(遅延審査)を申請しても審査請求料は、審査猶予申請の時点において納付しなかった。2010年12月に特許庁は、審査猶予を申請する出願人に対し、実質的に経済的な恵沢を付与し、審査猶予申請制度の利用に対する動機を付与するために、審査請求料を審査猶予の希望時点から2ヶ月前まで納付することができるよう根拠規定を新設した(2011年4月施行)。審査猶予申請時

点と審査請求料納付時点の審査請求料が違う場合には、審査猶予を申請した時点として審査請求料が適用される。

5) 減免対象の拡大及び一部手数料の調整

近々、多くの地方自治体で地域競争力を向上する方策として知的財産権を注目しており、知的財産権に対する投資を強化している。そこで韓国特許庁は、知的財産権を通じた地域社会の競争力強化に貢献するために、地方自治体の特許・実用新案・デザイン出願に対する出願料などを50%減免する規定を新設した。また、高品質の審査・審判サービスを提供して受益者負担原則にともなう手数料体系を構築するために、これまで原価及び主要先進国に比べて低い水準だった商標・デザインの異議申請料、特許権存続期間の延長申請料、訂正請求料などを上方修正した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特許顧客の手数料の納付便宜を向上するために、既存の納付方法と差別化した新しい納付方法を持続的に発掘して提供してきた。特許顧客に対し実質的に役に立つ行政サービスを開発しようと努力してきた。今後も特許庁は、責任運営機関としての財政健全性を害しない範囲内で、特許顧客の納付便宜を図るとともに、納付負担も減らすことができる顧客指向的手数料サービス及び手数料体系の確立のために努力する計画である。

2. 出願・登録・国際出願分野の特許行政制度改善

顧客協力局 行政事務官 パク・ギョンヒ、ユン・ジョンピル、ホン・イクサン

イ. 出願分野の制度改善

1) 補正書などの中間書類の誤謬防止システム構築

出願人が書式作成機またはWEB出願システムを利用して中間書類を提出する際に、既に提出・受理された書類は履歴情報から削除し、同一書類の二重提出した際にはポップアップウィンドウを提供することにより、出願人の注意を喚起させ、誤りを事前に防止した。

2) 「One-Click書類作成システム」の構築

補正要求書などの通知書とWEB出願システムの関係を強化し、出願後の補正書作成段階で関連書類を簡単に作成できるようにシステムを改善した。すなわち、出願人がオンラインで通知書などを受信した後に提出する書類をクリックすれば基本情報が自動で入力されるようにし、書類作成を簡単で正確にすることができるように支援した。

3) 「オーダーメイド型の誤謬原因マップ」の整備により、電子出願システムの利用率向上

「誤謬解決システム」の誤謬情報を簡単に確認できるように、誤謬検証の手続きが複雑な「誤謬原因マップ」を発生頻度が高い誤謬事項を中心に統合して単純化にし、誤謬案内文章を出願人がわかりやすい用語に改善した。

4) 出願関連通知書の案内文章を整備

出願書方式審査時に発送される各種通知書の案内文章を、出願人が理解しやすい用語や表現で整備し、通知書に対する出願人の理解度を向上させ、登録及び審判関連の類似通知書の形式と表現を統一して、特許行政業務に対する出願人の信頼度を向上させた。

ロ. 登録分野の改善

1) 登録原簿に、持分及び特約を登録する手続きを追加

特許登録令は、登録権利者が2人以上で、登録原因に持分に関する事項を定めた場合に、申込書にその持分を記載して登録原簿に登録することができるようにしている。

特許権またはその特許に関する権利⁴⁹の一部移転登録を申請する場合にも、持分を登録することができるようにしているが、設定登録時(または権利移転登録時)に、共有者間の持分登録手続きが用意されていないことから、特許(登録)原簿に持分が未登録となっている。これまでは出願時に「特許を受けることができる権利」に対し持分を定めて出願書に記載して出願していても⁵⁰、設定登録時には登録手続きの不備により持分が未登録されてきたが、権利者の持分登録要求の増加と、最近、法制処の改善勧告(国民不便法令改善案)等、持分登録手続きを用意する必要性が提起された⁵¹。

また、各共有者で間特許発明の実施に関する特約及び公有物分割禁止約定をした場合、その約定を登録して公示しようとする権利者の意思を反映する手続きもなかったが、新規設定登録及び共有持分確認登録申請で共同権利者の間の持分及び特約申請ができるように改正した。(特許登録令施行規則第10条第6項 新設)

2) 信託登録手続きの簡素化

過去、信託登録申請時には、信託登録申込書と権利移転申込書を同時に提出したが、一つの申込書で信託登録ができる制度改善を推進して、請願人の便宜拡大及び登録料(権利移転)節減効果が発生した。節減される権利移転登録料(地方税、印紙税は別途)は、特許権53千ウォン、実用新案権40千ウォン、デザイン権40千ウォン、商標権113千ウォンである。

3) 債権者代位手続きの簡素化

⁴⁹ 「その特許に関する権利」とは、特許権に起因した専用実施権、通常実施権、質権、根質権である。

⁵⁰ 出願書に出願人の持分を記載して出願書を提出でき、特許法第37条(特許を受けられる権利の移転などによって出願中である権利も移転が可能である。

⁵¹ 過去は登録原簿に持分登録をしていたが、電子化以降は実務手続きを規定していない。

特許登録令第27条に「債権者代位」の規定があるが、登録関連の書式には反映されてなく制度が有名無実だったが、特許登録令の各書式⁵²に「債権者代位」欄を作って手続きが実質的に運営されるように改善した。

4) 登録義務者(原簿上の権利者)の住所不一致に対する職権登録対象の拡大

他の変動登録申込書とは違い質権登録の場合、登録義務者の住所不一致に対する担当者の職権受理機能がなかったが、質権登録にも担当者の職権受理機能を追加⁵³した。

5) 書式及びシステム変更の制度改善事項

存続期間更新の登録申請及び分割納付制度を導入、印紙税の差別付与、国連公用語の専用登録証発給など、法令改正にともなう関連書式の変更とシステム反映を通じて顧客便利の増進に寄与することと共に、登録料が未納された権利の国家移転時の特許料の納付指針を用意して方式担当者の業務負担と一貫した業務処理に寄与した。

ハ. 国際出願分野制度改善

1) 米国出願人に対するPCT送達書類の発送体系を改善

2006年以後、韓国特許庁に対する米国出願人のPCT国際調査申請件数が急増することによって、米国出願人に送達しなければならないPCT国際調査関連書類及びこれと関連したEMS(国際特急郵便)費用が毎年急増した。このような業務環境変化に対応するために発送体系を改善して、2010年には米国出願人に発送される郵便物を、米国現地法人の「IP Korea Center」に委託して発送した。これを通じて発送関連の人材及び予算を

⁵² 関連書式：登録名義人表示の統合管理申請書、権利移転申請書、抹消登録申請書、信託登録申請書、回復登録申請書、納付書、共有持分確認登録申請書に反映

⁵³ 特許登録令第14条10号、実用新案登録令第5条10号、デザイン登録令第15条8号、商標登録令第16条8号

節減でき、送達期間も約2日短縮されることによって、海外顧客の米国出願人に対する満足度を向上した。 委託発送方式は、米国出願人に対するPCT送達書類を指定されたサブにファイルで搭載すればIPKC職員がこれに接続してダウンロードし出力を行い米国の国内郵便で送達する方式である。

2) 英文ホームページを通じた外国出願人のPCT手数料のカード納付施行

PCT国際調査及び国際予備審査手続きと関連し、外国出願人が直接手数料を納付する場合には、口座振替または小切手を送付する方式の他に、別途の手数料納付書を提出しなくても英文ホームページを通じてクレジットカードで納付することができるように、納付方式を多角化した。これにより手数料納付書を提出した後、納付のための情報(納付者番号)を確認するまで、時差によって必要とされた外国出願人の待ち時間を短縮することになった。

3. 出願書誤謬検証システム(出願Expert System)の運営

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

イ. 推進背景及び概要

出願書類誤謬率の減少対策の一環として2008年7月に、出願人を対象に幅広い意見収斂を実施した結果、①「電子出願などシステム分野」の改善(41.6%)、②出願書類作成など出願段階で最も多く利用(60.7%)している特許顧客相談センターとの関係構築の必要性などを認識することになった、③オンライン電子出願システムを通じた出願率(2009年94.7%)が非常に高い点と、電子出願時の書面出願に比べて誤謬率が低く現れる特性などを総合的に考慮して電子出願システム改善を中心に各種対策を用意した。

特許庁は電子出願時に個人、中小企業など経済的・社会的弱者の「代理人がないオンライン出願人」を対象とする、出願書類の誤りを事前に検証・修正することができるように支援するシステムの必要性が提起され、出願Expert Systemを導入して2009

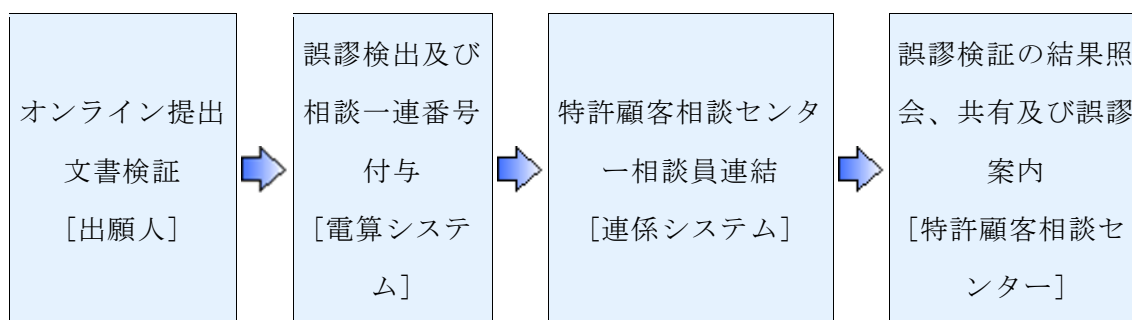
年1月から本格的に運用している。

ロ．推進内容及び成果

出願Expert Systemは、専門家が使用者の立場で見て理解しやすく説明や案内するシステムで、①代理人がない出願人はオンライン検証を事前に必須に経るように強制設定(初期化)、②電子出願システムの誤謬検証機能の強化(27ヶ検証項目発掘・搭載)、③出願人が誤謬検証文句を理解しやすく口語体文章で再整備(160項目)、出願人が最初作成した出願書の誤り関連情報照会が可能なようにリンク機能を具現して専門用語に対する助言を提供し、誤謬情報をわかりやすく支援、④特許顧客相談センターとの連係を通じた特許出願遠隔相談システム構築、⑤出願書類の誤謬検証時の誤謬解決方策を出願及び誤謬情報、関連法令、模範例題などと一緒にした画面に視角化して、自ら誤りを診断・修正して事前に誤謬点検が可能なオーダーメイド型の誤謬解決システムの構築など、出願段階での誤りを事前に予防するためのシステムだ。

特に、特許出願遠隔相談システムは、世界最初に出願書類作成を専門家が遠隔で相談支援するシステムとして、特許顧客相談センター専門相談員が出願人と出願情報(誤謬情報、出願履歴など)を共有しながら、出願相談の短所である意思伝達の誤謬と状況説明にともなう時間遅滞を克服し、遠隔地で迅速かつ正確な相談サービスを具現した。

このような遠隔相談システムを通じて特許庁は、代理人選任が難しい個、学生、小企業などの経済的、社会的弱者に焦点を合わせた政策を推進することによって、これらの代理人役割を遂行して出願手続きに対する専門知識が不足した出願人らに合わせたサービスを提供している。



2010年には「電子出願ソフトウェア設置遠隔支援(OASIS)システム」を構築して、個人、中小企業が直接出願する場合に出願のコード付与及びソフトウェア設置など出願前段階から遠隔相談を支援することができるようにした。また、遠隔相談システムの相談範囲を拡大して、以前には出願書類の誤謬検証後に遠隔相談ができたが、書類作成時にも添付書類の入力及び手数料などの相談が可能なようにシステムを改善した。さらに、出願人がオンラインで補正通知書などを受信した後、提出書類をClickすれば、書誌事項など基本情報が自動入力されるように支援する「One-Click書類作成システム」を構築して補正書類作成時に発生する誤りを事前に防止するなど、出願人が容易で正確に出願書を作成できるように出願Expert Systemの性能を高度化した。

ハ. 評価及び発展方向

2010年は、出願Expert Systemの性能高度化により、代理人のいない直接出願人の誤謬率が前年度に比べて0.8%(14.05%→13.27%)減少するなど、出願書類誤謬率減少に相当な寄与をし、出願Expert Systemの性能高度化に対し利用者を対象に満足度調査を実施した結果、全体の回答者230人のうち、73.48%である169人が満足以上と答え、比較的安定した満足度を現わし、性能高度化の推進方向に対して肯定的な評価を得た。特許庁は、電子出願システムの書式作成機と明細書作成機及び添付書類の入力機など編集ツール間の関係を強化して編集ツールの転換にともなう不便を減少し、出願人の便宜を向上するために「One-Stop書式作成システム」を構築する予定であり、出願人の効率的な誤謬解決を助けるために、検出された誤りに対して段階別に誤謬の深刻性を区分して案内する「段階別誤謬のお知らせサービス」を施行する予定である。また、書面での出願人と代理人のいない直接出願人を対象に、出願Expert Systemと手数料など誤謬率が高い事項に対する持続的な案内を強化し、出願書類の誤謬率減少のために尽力したい。

4. 顧客と共にする請願・制度の改善

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 カン・キョンヒ

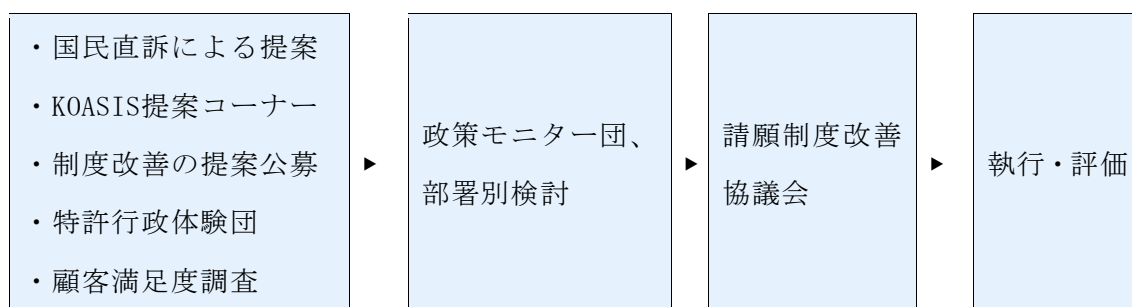
イ．顧客感動サービス強化基本計画の策定

特許庁は「21世紀知的財産先進一流国家の実現」という特許庁ビジョンを達成し、世界最高の顧客サービス提供を通じた顧客感動経営を体系的に推進するために、2010年度も顧客感動サービス強化基本計画を構築して推進した。顧客を感動させるサービス提供のために、顧客中心の積極的な制度改善、顧客オーダーメイド型サービスの強化、企業の知的財産競争力の強化など、5大分野61ヶの細部課題を推進したことにより、全職員の顧客サービス マインド育成などの成果を達成した。

ロ．顧客と共にする請願・制度の改善

1) 「国民参加型の請願・制度の改善プロセス」の活性化

制度改善を含んだ顧客からの請願対策のために、当庁は「国民参加型の請願・制度の改善プロセス」を運営している。制度改善についての提案公募、特許行政体験団等を通じて導き出された制度改善の課題を該当部署及び政策モニター団で検討して請願制度改善協議会を通じて改善の有無を最終検討している。



これを通じた2010年の代表的な制度改善の事例は、無効確定した後の商標登録料返還制度の導入、年次登録料一括先払い時の割引制度の導入、法廷期間延長申請を間違えて申請した場合の救済方策構築、審判書類送達手続きの改善などがある。

2) 特許行政体験団の運営

特許行政体験団は、特許庁新規職員、行政インターン、関係機関の職員などで構成され、特許庁で提供しているすべての特許行政サービスを実際と同様に顧客の立場で直接経験して改善事項を導き出すプログラムだ。体験団員は、特許・商標・デザイン分野の電子出願及び書面出願、設定登録、移転登録など登録過程及び優先審査・異議申請など審査過程と、各種審判請求、知的財産関連の教育申請など26ヶの細部分野で各種書式を作成して手数料を納付し、訪問及び電話相談過程などを体験する。体験活動を通じて各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式種類及び書式数の適正性、請願処理時間などに対し顧客の立場で点検することによって、ささいな不便から制度改善事項に至るまで、2010年は130ヶの制度改善事項を発掘して90件を受け付けた。

3) 特許行政制度改善に関する提案公募を実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導して制度改善に活用するために「発明の月」イベントと連係して2010年5月に、特許顧客に対する制度改善の提案公募を実施した。制度改善の提案公募を通じて165件の提案を受け付けて制度改善を推進した。優秀提案事例では、特許顧客相談センターIVR(対話式音声応答システム)に待機顧客数コメントの追加、出願番号をバーコード化してスマートフォンで特許情報を提供、発明者証明発給などがある。

4) 請願制度改善協議会を運営

特許庁は、制度改善の提案公募、革新提案など多様な発掘元から提起された顧客サービス改善課題に対し、公務員及び民間委員などで構成された請願制度改善協議会で審議及び推進の有無を決めている。2010年には6回の協議会を開催して顧客便宜のための年次登録案内サービス、無効確定した後の商標登録料返還制度の導入、商標意見提出通知書の改善、手数料納付確認制度の導入、年次登録料一括先払い時の割引制度の導入など、計22件に対して審議した。

5) 名誉オンブズマン(Ombudsman)制度の運営

外部の専門家及び特許顧客などで、特許庁名誉オンブズマン(Ombudsman) 30人を委嘱し、オンブズマンを通じた意見収斂後に、制度改善事項に反映することによって、実質的な顧客参加の特許行政が成り立つように努力している。2010年には、年次登録案内書の常時出力システムの構築、電話自動音声コメントの改善、特許庁キャラクター開発など、年間8案件に対し全部で51件のオンブズマン意見を取りまとめた。

ハ. 顧客サービス常時モニター及びモニター結果の反映

1) 顧客満足度調査

＜表V-1-1＞5年間の特許顧客満足度推移

(単位:点)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
満足度	71.50	72.92	73.46	73.81	73.81

特許庁は、分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、顧客の意見を取りまとめて制度改善に反映するために、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5分野に対し、出願人、代理人、請願人など約2,400人余りを対象に、特許行政全般に対する満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するために、外部のリサーチ専門機関に委託して施行している。顧客満足度の結果は、各局(課)の成果指標(KPI)として設定され、報酬や昇進などの成果評価に反映されることによって、顧客満足度の改善が成果評価システムと連動されるように制度化した。特許顧客満足度は毎年高まっており、2010年には2009年と同様に73.81点を維持した。

2) 電話親切度の調査

＜表V－1－2＞5年間の電話親切度推移

(単位:点)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
満足度	86.00	89.03	89.50	89.32	89.48

特許庁は、分期別に職員の電話応対の態度をモニターし、局・課別の点数を発表している。電話応対の優秀者には革新マイレージを付与するなど、電話応対の態度を向上させようと努力している。最初の受信状態、応対態度、連結状態、締めくくり等で区分して、分期別に持続的なモニターを実施しており、2010年の総合点数は89.48点で、2009年の総合点数(89.32点)より0.16点上昇した。

3) 請願行政サービスに対する評価を強化

請願行政サービス満足度の調査は、行政サービスの利用経験がある顧客を対象に、請願行政サービス提供の過程における総合的な満足度を測定することで、国務総理室が主管して実施している。これは中央行政機関の全体に対する満足度を測定して、競争的で国民指向的な行政サービスの具現を通じてクレーム行政サービスの質的向上を企てるためのものである。特許庁も顧客の不満及び要求事項に対する迅速かつ正確な処理の重要性を認識し、各種請願対応に対する受付経路別のモニター体系を構築することによって、顧客の意見を積極的に受け入れている。請願行政サービス満足度の向上のために、顧客感動サービス基本計画など具体的な実行計画を策定し努力した結果、当庁の2010年の請願行政サービス満足度は、2009年(76.75点)より0.45点上昇した77.20点となった。

第2節 顧客感動電子応対サービス提供

1. 24時間の電子応対サービス支援

情報企画国局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初めてインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていることから、顧客からのサービス時間の拡大要求が増加した。

特許庁は顧客の要求に応じて24時間365日、いつでもどこでも電子応対サービスを利用することができるように、特許ネット システムを改善することに決め、まず24時間365日のNon-stop電子出願サービス提供のためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランにより、2003年から特許ネットシステムをリアルタイム(Real-Time)サービス体系に切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善して、2005年11月から24時間電子応対サービスを提供することができるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度には、マスタープランによりまず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるように、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を遂行した。 また、顧客が電子出願サービスを簡単に利用することができるように、出願人のコード付与の申請、電子文書の利用申し込みなど、事前の登録手続きを簡素化してインターネットによる振込み納付、過剰支払い手数料のオンライン返還など、手数料管理体系を改善した。

＜表 V-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推 進 内 容
クレームサービスの改善	・出願人コード付与申請、電子文書利用申し込みなどオンライン事前登録手続き簡素化 ・過剰支払い手数料のオンライン返還など、手数料管理体系の改善 ・メールを通じた通知書受信など、使用者便宜中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット基盤の構造改善	・一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方式でアーキテクチャー再設計 ・電子出願サービスのリアルタイム連動のために、出願ネット、特許ネット、行政ネットを単一ネットでネットワーク統合を設計 ・24時間データベース起動のための無中断・リアルタイム バックアップ体系の構築 ・不必要なデータの移管や複製作業除去のためのデータベース統合設計 ・特許ネットシステムの最適化や軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には、一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済方策及び週5日勤務制度の施行にともなう書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システム障害が発生する場合、書類提出期限が自動的に延長するなど、制度変更にとともなう顧客の不利益が発生しないように制度的装置を構築した。すなわち書類提出期限の末日が土曜日の場合には、提出期限末日を次の勤務日まで延長した。

＜表 V-1-4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推 進 内 容
法制度改善	・電子出願システム障害によって、提出期限のある書類を提出できない場合の処理方策を作った。 ・週5日勤務制度の施行にともなう対応便宜のために、提出期限日が土

	曜日の場合次の勤務日まで延長
特許ネット 改善	・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知及び保安モニターのために、統合保安管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システム構築 ・オンラインリアルタイム受付及び通知機能の具現
電子出願 ソフトウェア改善	・提出書類誤謬検証機能の具現 ・多様な添付書類受付及び通知機能の具現 ・書類提出にともなう後続手続き連携機能の具現 ・電子文書の提出時点及び提出日の算定機能の具現 ・書類提出期限末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の具現

2005年2月に、特許ネットIIシステムの開通により、請願書類リアルタイム受付及び通知書リアルタイム発送サービスが施行された。特許顧客の電子応対サービスの利用便宜のために順次にサービス時間を拡大して、2005年11月からは夜間及び休日にも電子出願など電子応対サービスを利用することができるようにした。24時間提供されるサービスでは、出願書類の受付、特許庁で発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子応対サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きになじんでない個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防ぐために、顧客が納付しなければならない特許手数料及び提出しようとする書類の誤謬有無を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表V-1-5＞24時間電子請願サービス対象

対象サービス	改善内容
オンライン出願	・勤務時間帯支援 → 24時間支援(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前の検証 / 校正サービスを24時間提供

オンライン通知	・ 請願処理過程通知について - 翌日一括処理 → リアルタイム処理 - 勤務時間帯支援 → 24時間支援
諸証明 申請 / 発給	・ 勤務時間帯支援 → 24時間支援 ※申込みサービスは24時間支援するものの、発給サービスは手数料が納付された場合に限って24時間支援
審査進行情報など検索	・ 非リアルタイム サービス → リアルタイム サービス

＜表V-1-6＞24時間電子請願サービス段階別の開通時期

区分	夜間サービス (1段階)	休日サービス (2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005.2 ～ 2005.6	2005.7 ～ 2005.10	2005.11 ～
サービス時間	・ 平日：08～24時 ・ 土曜日：08～24時 ・ 公休日：なし	・ 平日：06～24時 ・ 土曜日：06～24時 ・ 公休日：09～21時	・ 平日：00～24時 ・ 土曜日：00～24時 ・ 公休日：09～21時

2006年度には、24時間電子応対サービスの提供により、翌日に処理された業務が当日リアルタイムNon-stopで処理されることになり、請願処理時間の短縮にともなう請願費用の節減及び行政効率向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長でなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築され、書類作成及び特許業務の処理手続きになじんでない個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間の制約なしで、外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となって、特許庁の対内外地位が高まった。

一方、請願書式の簡素化作業を推進した結果、334種の請願書類を149種に縮小し、手数料の過剰支払にともなう顧客の不便解消のために、手数料納付事項をオンラインで問い合わせで訂正しリサイクルできるシステムを構築するなど、手数料返還及び納付手続きを簡素化してクレーム処理時間を大幅に縮小した。

＜表 V-1-7＞2006年の主要推進内容

対象サービス	改 善 内 容
請願書式 統廃合	・ 類似請願書式の統廃合(334種→149種) ・ 記載項目の簡素化(6,881ヶ→1,336ヶ)
手数料納付事項 オンライン訂正	・ 手数料返還情報、オンライン照会機能 ・ 手数料納付事項、オンライン訂正機能
国有特許活用度向上	・ 国有特許閲覧や管理機能 ・ 通商実施権、インターネット申請及び契約機能
寄託微生物管理システム	・ 微生物寄託機関連係 ・ 寄託情報や特許情報の統合管理及び検索機能 ・ 微生物分譲申請及び発給手続き、オンライン化

これまでの持続的な電子対応サービスの拡大により、いつでもどこでもNon-stopで苦情処理が可能になったが、受動的なサービス提供にともなう顧客の不便は解消されることができなかった。それで2007年には、オーダーメイド型電子対応サービスを開発して、顧客が該当サイトに訪問しなくても、処理しなければならないTo-Do情報を一つで集めて提供するサービスを11月から施行している。

また、今までは電子出願をするためには、特許庁で提供する専用ソフトウェアをダウンロードで設置してこそ可能だったが、ウェブ基盤電子出願システムを構築して、専用ソフトウェアを設置しなくて誰でも特許庁ホームページに接続だけすれば電子出願を容易にできるようにした。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイム振り替えなどの手数料納付手段を多様化して特許顧客の手数料納付の便宜を大幅に改善した。

＜表 V－1－8＞2007年の主要推進内容

対象サービス	改 善 内 容
請願書式の統廃合及び簡素化にともなう 電子出願システム改善	・ 書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ 使用者の便宜機能提供で、書式の作成時間短縮(1件当たり10分、年間236,237時間の短縮が予想) ・ ウィンドウ ビスタなど多様なPC環境支援
電子出願SW 機能改善	・ 明細書も記載不備による意見提出通知率の縮小(43.62%→4.36%, 90%縮小) ・ 請願書類の再作成と提出にともなう請願費用の節減 ・ 記載不備にともなう審査処理の遅延予防
オーダーメイド型 電子対応サービスの提供	・ 請願サービス接近の段階縮小(5段階→3段階) ・ 請願処理結果などリアルタイム オーダーメイド型お知らせ情報提供で、処理期限満了にともなう被害予防
ウェブ基盤 電子出願サービスの拡大	・ 商標から全部の権利へと拡大 ・ 個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加)
手数料 納付手段の多様化	・ 手数料納付手段の拡大(2種→7種)(クレジットカード、携帯電話料、口座振替、プリペイドカード、ARS、GIRO(振込み)、訪問) ・ 手数料の納付時間短縮(既存訪問、GIRO(振込み)納付) ・ 納付情報をリアルタイム管理で行政効率向上

2008年度には、これまで需要者中心の電子対応サービス拡大を通じて主要請願書式を即時に作成し提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限定されていてサービス利用に限界があった。これにウェブ出願サービス支援の対象書式を登録書式、審判書式などすべての請願書式に拡大し、各種便宜機能を拡大して2008年11月からサービスを提供している。これと共に、出願人が作成した請願書式の作成の誤りを最小化できるコールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のために公共I-PIN適用、障害者や老弱者など情報疎外階層の利用便宜及び多様なPC運営環境を支援するウェブ標準とウェブ接近性の適用を通じて、特許顧客のホー

ムページ利用便利性を向上した。

また、これまで出願・登録・審判基本情報中心の特許情報ウェブサービスの提供で、サービス利用及び特許情報の活用に限界があったが、諸発給情報、手数料納付情報及び期間到来情報などに提供対象の範囲を拡大して、特許情報管理及び活用活性化に寄与した。このように電子請願サービスの持続的な拡大を通じ、個人出願人などのウェブ出願サービス利用が前年対比76.7%増加することによって電子出願率が93.1%から94.1%に増加した。

<表V-1-9>2008年の主要推進内容

推進分野	推進内容
ウェブ出願サービスの拡大	・ウェブ出願支援対象の書式拡大 -出願書式 → 登録・審判書式 -ウェブ出願人の利用増加(前年対比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	・特許情報ウェブサービス提供情報の拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報 → 諸証明・手数料・期間到来情報 ・特許情報ウェブサービス拡大方針の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報ウェブサービス インフラ拡充
請願サービスの改善	・提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・書類綴の履歴照会を通した諸証明の発給システムの改善 ・電子出願専用サイト(特許路)拡充 ・オンライン出願過程を中心に、特許路のメニュー体系及び初期画面の改編
ホームページウェブ標準・ウェブ接近性の適用	・ホームページウェブ標準・ウェブ接近性を強化 ・個人情報保護のための公共I-PIN適用

2009年度には、これまで電子出願サービス中心に運営されていた特許路の特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。顧客は特許路のウェブサイトを通じて出願の進行情報、登録、審判情報など、使用者別のすべての特許情報をひと目で確認することができ、やさしくて便利に特許手続きを進行することができるようになった。合わせて知識の分かち合いやブログ サービス構築を通じて使用者の参加活動を拡大するなど、使用者の疎通活動も強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスの強化のために未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するウェブ サービスを拡大した。ウェブサービス拡大にともなう安定的なサービス提供のため、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大したウェブ サービスを通じてより多い特許情報を、顧客が使う内部システムに連係して活用及び加工することができるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機の開発を通じて、顧客が特許文書をより便利に作成することができるようになった。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式でPCT出願まで可能になって出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料管理では、顧客の手数料納付便宜性向上のために、特許手数料自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは、顧客が別途の納付行為をしなくても顧客本人の口座で、特許などの手数料が自動振替形態で引き出しされる方法だ。年次登録料の場合、毎年、納付時期が到来することになれば顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築により、このような不便さが解消された。7月から施行した手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォンほどの手数料が納付された。

<表V-1-10>2009年の主要推進内容

推進分野	推進内容
オーダーメイド型特許管理ポータル構築	・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的な管理の実現 ・知識分かち合い、ブログなど使用者参加型の空間構築
特許情報ウェブサービスの拡充	・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 ・未公開情報、通知書情報、締切り期限の情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡充
商用ワード基盤の電子文書作成機の開発	・出願書及び補正書の作成便宜増大 ・共通出願書式(CAF)適用にともなう国内外の出願作業の簡素化
特許手数料自動納付システムの構築	・出願、年次登録、設定登録の手数料自動納付体系の構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人の便宜増大

2010年度には、これまでソウル中心で推進した電子請願サービスの懇談会を全国に拡大して、地方所在の出願人と代理人の不便事項を直接収斂(特許法律事務所及び地域別懇談会を17回開催)して、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、地域知識センターの地域実情に合うように、オーダーメイド型の教育と面談を実施して、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した。

電子出願方法を教育しマニュアルを提供して好評を得た。

<表V-1-11>2010年の主要推進内容

推進分野	推進内容
電子出願SW	・共通出願書式(CAF)の適用を通じて、一度提出した出願文書を翻訳できれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出可能に、電子出願ソフトウェア機能の改善を遂行 ・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善

諸証明サービス分野	・ 諸証明発給サービスに、マドリッド国際商標の事後指定件に対する謄本と抄本交付申請の発給機能を追加 ・ 諸証明発給サービスにおいて1件単位で発給可能だった「最初出願の確認書」を何件かを併合して申請することができるように改善
手数料分野	・ 個人及び中・小企業の顧客の手数料納付負担軽減のために、特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントで換算して、現金のように使用可能なように手数料マイレージ システムを反映 ・ 個人にだけサービスするクレジットカード納付を中小企業に拡大
特許路ホームページ	・ 特許路出願人情報変更の履歴事項の紹介機能を改善 ・ 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設して案内文を追加

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願を中心に実施した電子請願サービスの高度化により、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率は持続的に向上した。これに伴い、今後は、顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値の特許情報活用極大化のために、特許情報普及インフラ拡充及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

まず、既に複雑で不便だった電子出願SW機能を統合して簡素化して、電子出願時の複雑な過程を単純化することにより作業速度も短縮させる予定であり、先行技術の検索のための情報検索機能も共に提供する計画だ。

また、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機については、使用者の意見を持続的に反映して使用者の便宜機能を持続的に向上させる予定であり、今後グローバル活用に備えて多国語、PCT出願書式などを支援することができるようにする機能を追加する計画だ。さらに、特許顧客の手数料納付の便宜性向上のための特許手数料自動返還システムを構築して多出願、特許顧客のための特許マイ

レージ サービス制度なども持続的に改善していく計画である。

2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願サービス支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、特許手続きや電子出願S/W使用法になじまない個人出願人などのために、特許庁ホームページ(特許路)を通じて直にオンラインで出願できる新しい概念の電子出願サービス(ウェブ出願サービス)を2005年から提供している。

既存の電子出願のために提供されるS/Wは、書式作成機(KEAPS)、電子文書作成機、添付書類入力機、通知書閲覧機など6種類で、小規模の出願をする個人出願人など初心者が専門的に利用するには多少難しい点があった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、2005年11月から商標に対するウェブ出願サービスを開始し、2007年11月には、特許・実用新案・デザイン出願及び各種中間書類まで拡大した。2008年12月には、登録及び審判書類までサービスを拡大して現在は、ほとんど大部分の特許関連の書類がホームページを通じて直に作成され提出されることができる。このようなウェブ出願サービスは、次のようないくつかの便宜機能を提供している。

第一に、特許出願書などを作成しようと思う書類を、手続き別の書式目録を通じて簡単に探せるように提供し、提出した書類結果の照会画面や本人の特許情報画面でも後続作業が可能な書式目録を提供し、便利な書式選択及び作成を助ける。

第二に、作成しようと思う書式に、姓名、住所、出願番号など本人と関連した共通

の記載事項が自動で入力されるようにし、残り必要な記載事項だけ簡単に作成できるようにする。

第三に、作成された書式に対しては、記載事項の誤りや重複提出の有無などを自動で検証できる機能を提供して出願過程での失敗を減らす。

2009年度には、電子請願ホームページを、特許情報を総合的に管理するポータル(www.patent.go.kr)に改編した。出願人はこれを通じて出願進行情報、登録、審判情報などすべての特許情報をひと目で確認することができるようになって、出願人は簡単に便利に自分の特許を管理することができるようになった。また、知識分かち合い、ブログ サービスなども具現して庁と出願人の間での疎通も強化した。

また、電子出願S/Wの場合、PCT書式国語作成機能、提出文書検証機能など36件の機能改善が行われ、改正された手数料の徴収規則も反映した。また、使用者の便宜のために電子文書作成機の最終原本のダウンロード機能、XML変換機能、出願書作成ガイドなど10件を改善した。

ハ．評価及び発展方向

ホームページ(特許路)を通したウェブ出願件数は、2005年にサービスが始まって以来、着実に増加して2009年末には1万件余りに達するほど増加した。その以後からは、商用ワード基盤の電子文書作成機の普及、電子出願SWの粘り強い改善により順次に減っている。

<表V-1-12>ホームページ(特許路)を通したウェブ出願状況(2005.11～2010.1

2)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
出願件数	476件	4,618件	5,743件	10,147件	7,169件	2,258件

しかし、今まではウェブ出願サービスを利用する大部分の顧客は、特許関連手続きになじめなかったり、小規模出願をする個人出願人や中小企業などで把握されている。

だが、このようなサービスは、顧客のPC環境に束縛を受けず、どこでもオンラインで利用できるメリットがある。持続的に発展させ、既存ウェブ出願システムの不便事項を補完しウェブ画面を単一化にして、問答式の出願ウィザード提供など、出願人の便宜性を大幅に改善したWEB基盤Easy出願システムを構築し、顧客が必要とするオーダーメイド型サービス環境を持続的に支援していく予定である。

現在ウェブ出願サービスは、「特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)>特許路(オンライン特許出願)」または「特許路(www.patent.go.kr)」サイトに接続して利用することができる。

3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)運営

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 ユン・ビョンス

イ. 推進背景及び概要

特許制度は、国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代りに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することによって産業発展に尽くすための制度だ。これに伴い、米国、日本、ヨーロッパなど先進特許庁は、自国の技術保護及び技術活用の増大のために特許情報普及に努めており、韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS:Korea Intellectual Property Rights Information Ser Vice)を通じて国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報の普及促進

特許庁は、特許情報活用の拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に広げている。2006年から中小企業、研究機関などのホームページに、KIPRIS検索窓を生成できる「訪ねて行く特許検索サービス」を実施した。また、2008年には9ヶの主要大学の図書館でも特許検索が可能になって一般大学生らに、より親しみやすく近付く契機となった。2010年からは、企業、研究機関、情報事業者などが、特許庁が保有した特許情報データベースを自分の情報サービスと連係して、共同活用できる「開放型の知的財産権情報共有システム(KIPRIS Plus)」を示範サービスして民間の特許情報市場の活性化に寄与している。

2) 検索及び照会情報の拡大

KIPRISで提供する情報は初期の国内特許にだけ限定されたが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文録(2003年)を始め、2006年から海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。継続的な海外特許提供の努力で2008年には中国特許英文録を、2009年には英国、ドイツ及びフランスの特許情報を検索可能になった。2010年には、韓国の特許英文録(KPA: Korea Patent Abstract)の検索時に、代表図面と行政処理情報を提供するなどサービス範囲を持続的に拡大している。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。会員加入及びログインの手続きを行わなくても自由に検索することができるようにした(2006年)。また、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供(2007年)することになり、発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮され、2005年3日からは2日かかり、2008年7月からは当日提供が可能になった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを、特許庁審査官が検索するデータベースと統合して、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民に同一に提供し始め、2010年には利用者の検索便宜を高めるために、関心がある特許情報に対

し自動で検索結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。

4) これまでの成果

このような特許情報活用の拡散政策により、KIPRISの利用率も毎年大幅に増加した。KIPRIS利用の指標としている年間の検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年は203万回、2004年は686万回、2006年11月が史上初めて年間検索回数が1,000万回を越え、2010年には2,768万回に達した。特許情報の普及が国と産業界が進まなければならない産業発展の方向を提示してくれる指針を提供し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての比重と重要度が日に増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2010年からKIPRISデータベースを活用したスマートフォン用の「特許検索」アプリサービスを提供しており、今後モバイル用ウェブサイト構築も検討中にある。また、海外データの場合、既存の8ヶ国データからオーストラリア、台湾、ロシア、カナダを追加した12ヶ国にサービスを拡大して、検索速度の改善、データの正確性のためのシステム改善活動を強化して、完ぺきな二重化システムの構築を通した365日24時間の無中断サービスを提供する予定である。

特許庁は、一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確、簡単で便利に利用することができるように顧客の声に耳を傾けてきた。これを基盤に持続的に充実させ高品質サービスを提供することができるように最善の努力をしている。

＜表V－1－13＞年度別の特許情報検索サービス(KIPRIS)の使用者状況

(2010.12月現在)

区 分		～2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
KIPRIS 使用者 登録現況 (名、新規 加入者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,400	926	221	253	235	360
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58
	研究所	3,812	3,449	2,539	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,085	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,235	7,260	6,938	1,888
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122	5,788
KIPRIS 検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	879 -		2,033 (131.4%)	5,514 (171.2%)	6,858 (24.4%)	9,242 (34.8%)	13,049 (41.2%)	16,107 (23.4%)	18,689 (16.1%)	23,785 (27.2%)	27,675 (16.4%)
ホームペー ジ 訪問回数 (千回)	期間別 (増加率)	1,601 -	3,279 (104.8%)	3,765 (14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 (76.3%)	11,214 (43.6%)	15,914 (41.9%)	13,863 (-13%)	15,594 (12.5%)

4. 知的財産権判例情報統合検索サイトの構築

情報企画国局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 推進背景及び概要

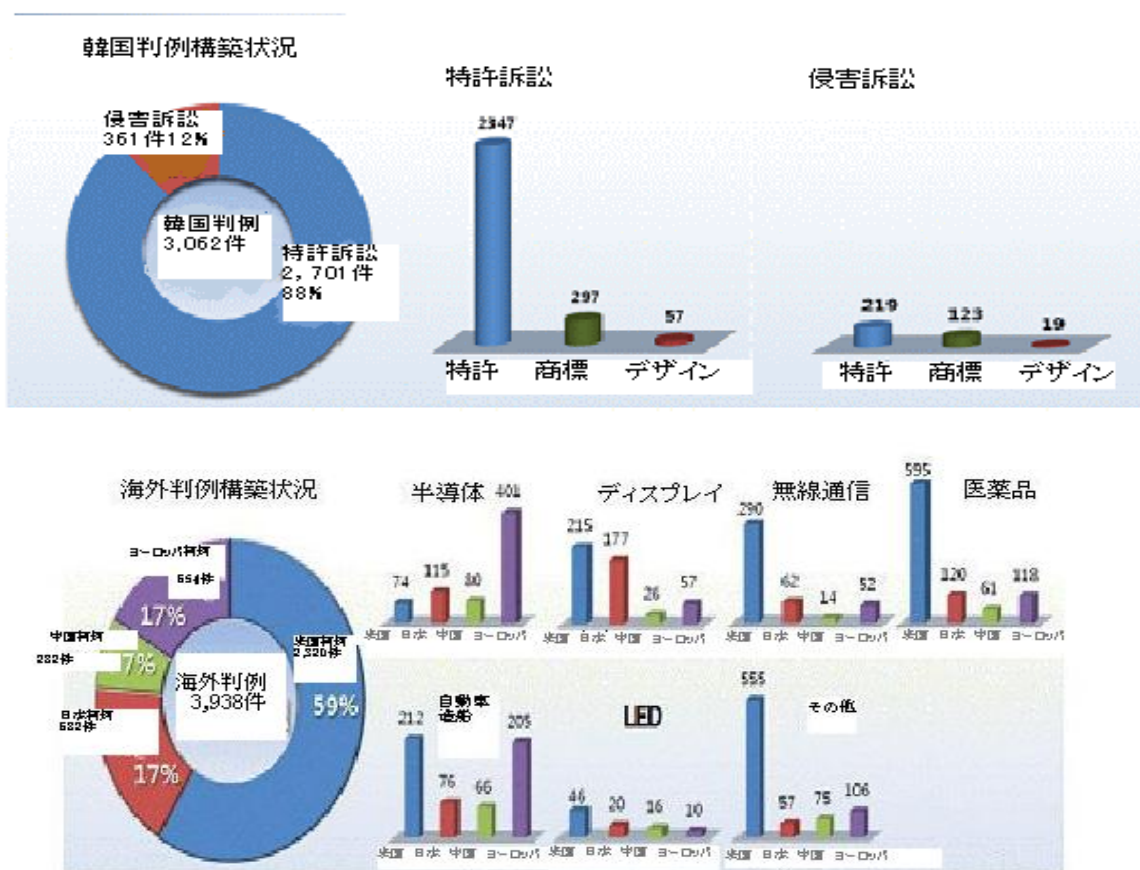
国内先端産業の発展により主力輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増している。許専門担当部署を保有できない多数企業らは紛争に対する情報不足で、国際特許紛争に適切に対応できなくなっている実情である。

これに対し特許庁では、韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生頻度が高い技術分野の判例を1ヶ所で簡単に探して見ることができる、知的財産権紛争の判例情報統合検索システムを構築して検索サービスを提供することにより、韓国企業らの知的財産権紛争業務を支援している。

ロ．推進内容及び成果

知的財産権判例情報の統合検索サイトは、国内判例3,062件と国際特許紛争マップ事業を通じて確保されている海外判例850件を含んだIP5の紛争判例3,938件を構築し、計7,000件のDBを構築した。また、2010年から韓国判例の構築範囲を特許・実用新案から商標、デザインまで拡大して侵害訴訟も含め、韓国判例の構築範囲を21ヶ技術分野、海外判例の構築範囲を6代技術分野に拡大した。

<図V-1-1>判例DB構築の状況



また、韓国企業の海外判例に対する理解及び検索を支援するために、事件の題名、当事者など書誌情報と法律争点、判断要旨などを韓国語で作成し、原文と共に支援している。この中の法律争点と判断要旨などの要約書は、該当分野の専門家が作成を担当して高品質の判例情報を提供している。また、上・下級審判決文、引用判例、関連

知的財産権、関連法令の情報などを視角化した判例マップをサービスしており、判決文の原文も提供している。

これ以外にも、法律争点別、産業技術別、国際分類別（IPC、ニス、ロカルノ）の検索など多様な検索機能を提供して、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語の検索機能⁵⁴、国際特許紛争用語辞典、法律用語辞典などと連係したポップアップ辞典機能などの付加サービス機能を支援する。さらに、国内外の紛争ニュースを提供して、終結した紛争だけでなく現在進行中の紛争に対する情報も提供している。

ハ．評価及び発展方向

知的財産権判例情報の統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報接近性を向上させ、国際知的財産権の紛争予防及び紛争での訴訟戦略策定などの対応能力を強化するのに役に立つと予想される。また、言語的な制約及び費用的な負担が大きい海外判例を韓国語で提供して、韓国企業の費用節減にも助けになると予想される。

特許庁は、当初の計画により2013年まで計22,000件の国内外の知的財産権紛争判例DBを構築して今後、判例と関連したジャーナル、論文など関連情報との連係照会など、付加サービスの拡大を通じて知的財産権の紛争判例情報に対する総合的なサービスを提供する計画である。

＜表 V－1－14＞今後5年間の判例DBの構築計画

(単位:件)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	合計
DB構築件数	3,000	4,000	4,000	5,500	5,500	22,000

⁵⁴ 交差言語検索機能とは、検索言語と検索対象文書に使用された言語が異なる場合、使用する方式として韓国語検索語を入力しても、英語、日本語などの外国語文書を検索することができる機能

第2章 成果主義文化の内在化及び変化管理の活動推進

第1節 成果主義文化の内在化

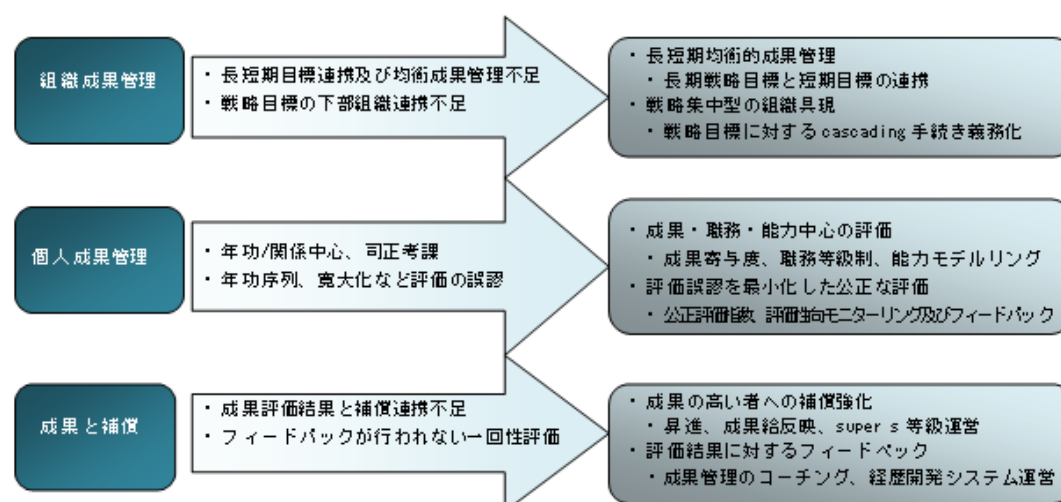
企画調整官 成果管理チーム 書記官 ジョン・ドクベ

1. 特許庁成果管理制度の概要

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、2005年の組織成果と個人成果を有機的に連係して、組織と個人の共同発展を図り、成果にともなう責任を強化するために、成果と補償体系を連係した成果管理システムを導入して以来、責任運営機関に適合した成果管理制度の定着のために、成果契約制度、職務等級制度、能力モデリングなどの成果管理制度を順次的に導入した。

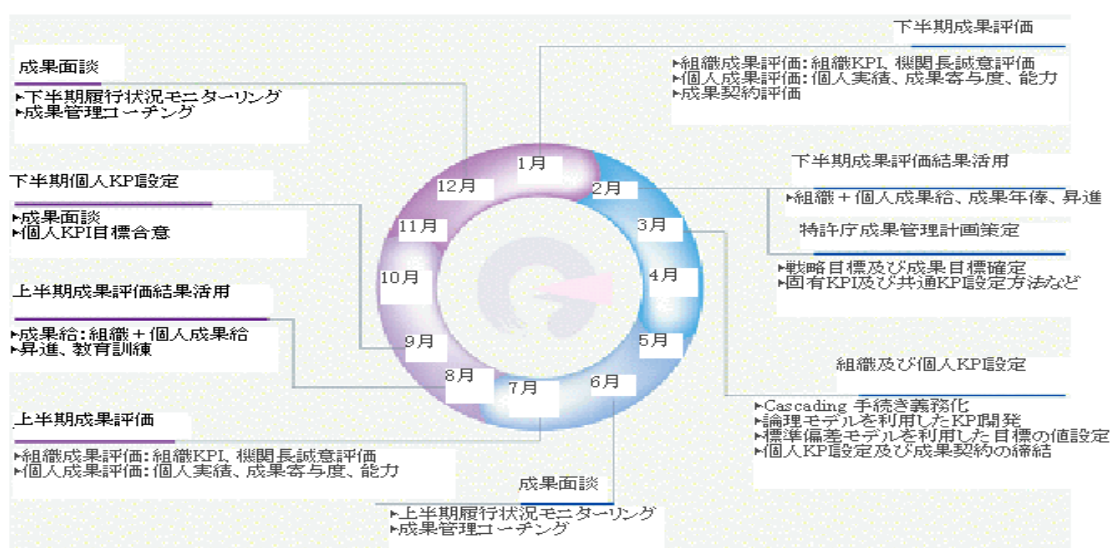
<図V-2-1>特許庁の成果管理システムの特徴



ロ. 推進内容及び成果

特許庁の成果管理システムは、毎年、成果管理計画を策定し庁全体のミッションとビジョン、戦略目標及び成果目標を設定して、これを局と課単位の組織成果管理及び個人成果管理に展開させ、履行状況を点検し還流する構造の成果管理サイクルを形成している。

＜図V-2-2＞特許のBSC成果管理サイクル



組織成果管理は、全職員が共通に達成しなければならない共通KPI、部署の主要業務を代表する固有KPIで成り立ち、KPIで設定することが困難な業務に対しては、機関長の誠意評価で補完している。

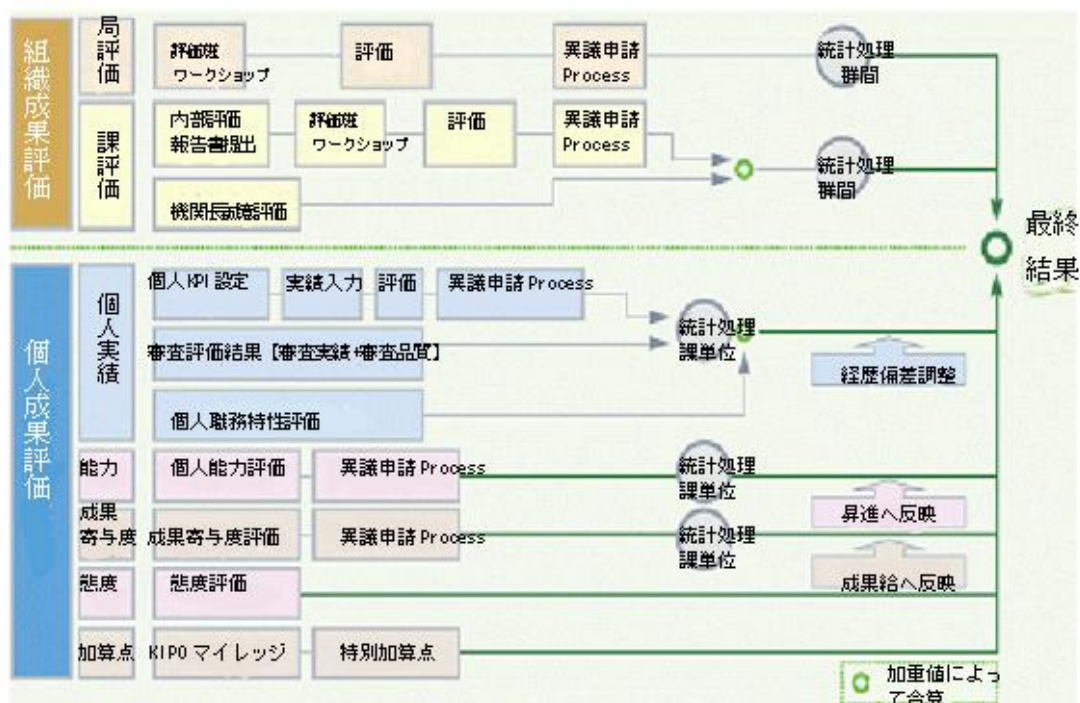
個人成果管理は、個人KPI、能力、成果寄与度などで構成されている。具体的に、部署員は部署長との成果面談を経て個人KPIを設定し、経歴開発の計画を立てる。課長級以上は上級者と成果契約を締結することになる。そして、成果評価と職務等級制度を連係した職務中心の成果管理制度を指向し、職級別に重要度及び困難度が高い職務遂行者に対しては、一定の職務値を付与して成果評価にインセンティブを付与している。

このような個人及び組織の成果評価結果は、課長級以上は成果年俸及び成果契約評

価、4・5級以下は成果賞与金及び昇進評価など保守と人事の部分に直接に関連した成果管理のために提供している。

特に、特許庁の成果管理システムは、組織成果を個人の成果と連係しているので、高位職であるほど組織成果に対する反映の比重が高く、組織成果に対する責任を強くしている。

＜図V-2-3＞特許庁の成果評価運営体系



ハ．評価及び発展方向

特許庁は、BSCに基づいた成果管理制度の導入以来、職員との意見収斂を通じた持続的な制度改善の努力により、責任運営機関の実情に符合する成果管理制度を定着してきた。その結果、部署全体を対象にした成果管理能力、成果管理文化、計画及び還流など、成果管理の全般的な水準を評価する国務総理室の成果管理水準診断において2008年は「発展段階」、2009年と2010年には最高水準の「成熟段階」として大統領表彰を

受賞するなど、対外的にも高い評価を受けた。

今後も成果管理制度を通じて、対内的には持続的な成果創出のための動機を誘導し、対外的には特許行政の透明性と責任を強化して競争力のある機関として生まれ変わる積極的に制度を運営していく計画である。

2. 成果主義文化の定着

イ. 成果主義の認識転換

特許庁は、2005年に成果管理制度を導入した後、年功序列などの評価慣行を改善するために、幹部級及び一般職員を対象に持続的な疎通チャンネルの構築及び制度の補完を通じて、順次に成果主義に対する認識を切り替えてきた。

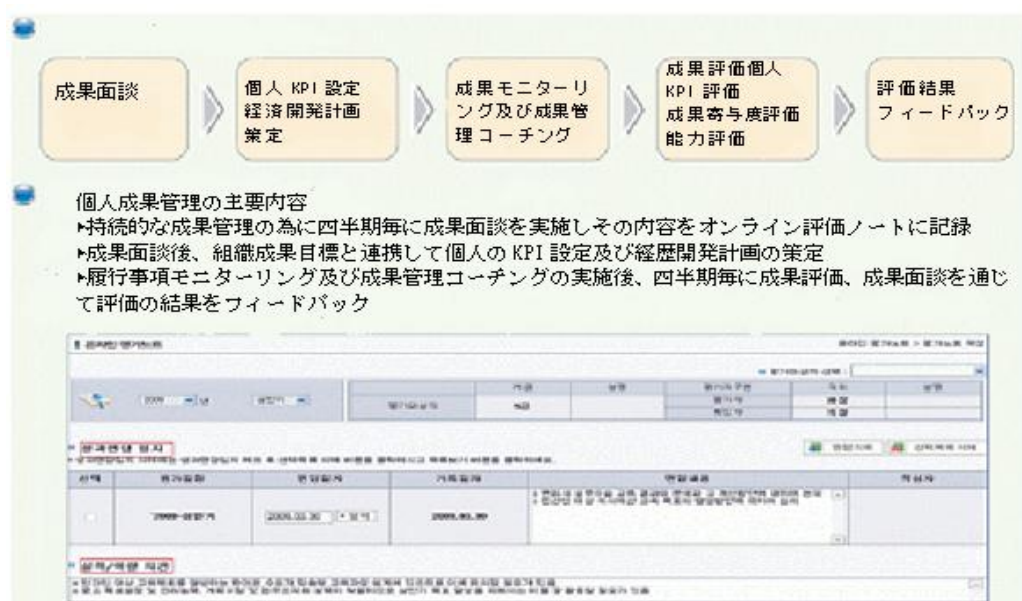
特に、成果管理制度の運営に対し、実質的な責任がある部署長の認識向上及び変化を導くために、定期的なワークショップ及び教育を実施し、成果管理の履行程度をモニターするなど、認識転換のための努力を持続的に傾けてきた。

ロ. 成果主義文化の定着のための努力

特許庁は、成果主義が組織文化として内在化することができるよう、職のレベルに適合した成果管理の履行手段を構築した。

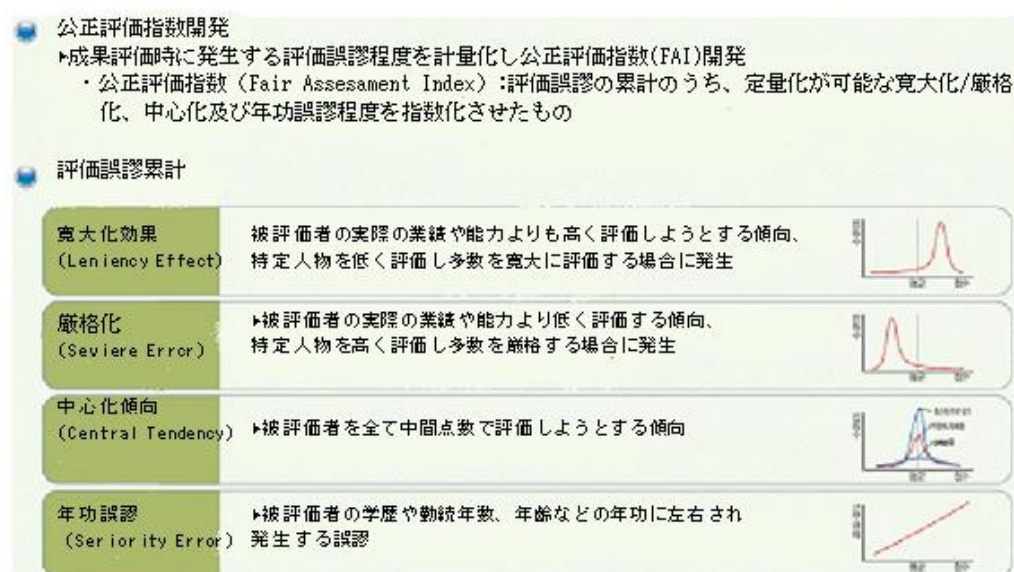
まず先に、部署長と部署員間の分期別の成果面談運営を、全職員が履行しなければならない共通指標として設定し、成果管理の履行を制度化にした。成果面談を通じて部署長は、部署員に対して成果向上のための助言及びコーチングを行い、これを通じて部署員の個人成果目標及びKPIが設定され、成果評価の結果に対するフィードバックが提供できるようにした。

＜図 V-2-4＞個人成果管理の主要内容



次に、公正な評価文化の定着のために、評価時に発生する寛大化及び厳格化、年功誤謬程度を指数化した公正評価指数を開発して評価者に提供した。評価者は評価前後の公正評価指数を通じて自分の評価性向を認知することになり、評価ミスを最小化することができるようになった。

＜図 V-2-5＞公正評価指数



一方、中間管理者の成果管理リーダーシップを向上するために、半期別に成果評価
び能力強化ワークショップを実施し、評価制度に対する理解を高め、職員に対するコ
ーチング能力などを向上できるようにした。また、半期別の成果管理リーダーシップ
診断により、部署長の成果管理プロセスの履行を促して成果管理の文化が定着できる
ようにしている。

ハ．評価及び発展方案

特許庁は、成果管理制度の導入と共に、成果主義の安定的な定着及び職員の受容度
の向上のために多様な制度を併行してきた。今後も成果面談及び成果管理コーチング
などをより一層活性化にし、管理に対する職員の共感を形成し成果管理の文化を内在
化することができるように努力していきたい。

第2節 変化管理推進

1. 提案活動の活性化

企画調整官 行政管理担当官室 行政事務官 キム・チョンシク

イ. 推進背景及び概要

国民の創意的な知恵を政策に反映し、国民の目の高さで行政を具現する、政策プロシューマー(Policy Prosumer)時代に合わせて、特許庁でも「21C知的財産先進一流国家の実現」の組織ビジョンを達成するために、提案制度を通じて国民との政策疎通を活性化にし、職員の現場アイデアを発掘して国民が不便に思う特許行政制度を改善や審査・審判など業務プロセス改善を通じて成果中心の責任運営機関を運営している。

これまで特許庁では、先進一流国家建設のための中長期戦略及び具体的な実行方策に対し、課長級の幹部及び全職員を対象に4回にわたる創意政策報告会を開催した。このような提案公募及び発表会を通じて、職員の潜在された創意能力を育てる機会を提供した。特許庁の幹部と職員間での組織ビジョンに対する共感をもてる場を設けた。

このような特許庁の素晴らしい政策の産室である創意政策報告会を通じ、国の中央機関における優秀提案審査において勤政褒章(2008年)及び大統領賞(2009年)等を受賞するなど、対外的に政策の優秀性が認められた。提案制度が、職員の間で業務の疎通活性化方策として効果的に活用されることができたという点を確認することができた。

2010年度に特許庁は、これまでの提案活動の成果を土台に、さらに多くの職員が自由な組織文化において、創造的な想像力を引き出せることができるように努力した。

ロ. 推進内容及び成果

提案活動の目的は、職員の自由な発想を通じて生まれた現場アイデアを、業務に適用することによって行政の効率性を向上し、国民に対するサービスの品質を向上す

ところにある。このような提案の固有目的を達成するために、まず職員がたやすく提案窓口に接近できるように、内部イントラネット(KOASIS)に政策提案コーナーをつくり、業務遂行中に改善が必要な事項があれば分量及び形式にしばられないで、いつでも自由に提案をするように常時に提案制度を運営した。

このような常時の提案は、内容において特許庁の政策を新規に発掘するほどの事項には達せず、システム機能の改善及び業務プロセス改善事項までにしか至らなくても、業務処理の担当部署において提案採択の有無に対して速かに審査し措置することによって、業務効率化に寄与し、提案者の提案が担当部署で積極的に検討されているという事実を認識できることによって構成員の自発的な参加を誘導した。

このような常時提案の他にも、特許庁の新規政策の発掘及び主要懸案事項に対し、全職員を対象に実施する特別公募提案の第5次創意政策報告会を2010年4月に開催して、審査・審判制度分野だけでなく組織文化の改善事項まで、特許庁の発展に寄与できるすべての創意的アイデアを発掘した。デザインの物品別に統合された部分名称の説明図の作成などのような制度改善の課題を120件余りを採択して現在推進中にある。

<図V-2-6>デザイン物品別の部分名称説明図



提案特別公募が1回性という限界を克服して、持続的な制度改善の課題を発掘するために2010年下半期には、職員が自分の業務と関連して1人1アイデアを提案する「My Job Idea」の運動も展開した。職員が自分の業務と関連した現況及び問題点を把握して改善事項を提案すれば、課長の責任下で課内の構成員間の種・アイデアの実現可能性、妥当性、効果性などに対し討論を実施し、アイデアを補完・熟成する過程を

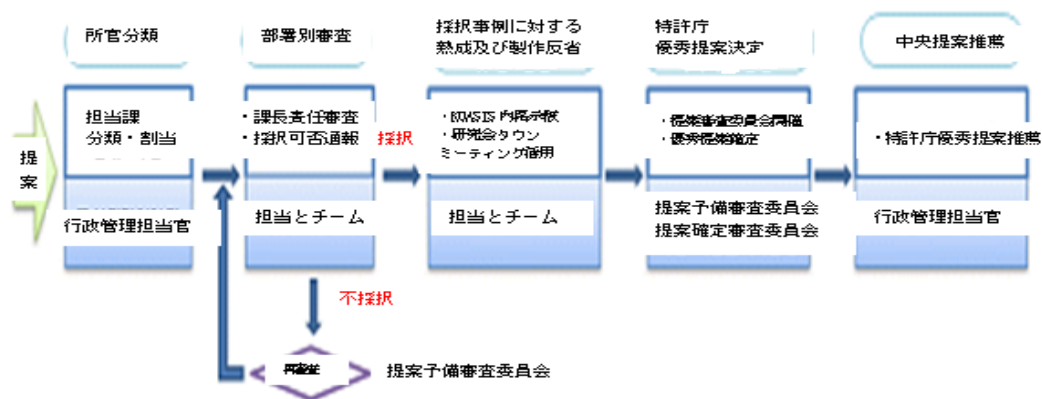
経た。この過程において課内の懸案事項及び当面課題に対し構成員間の共感を形成することができ、コミュニケーションの活性化を通じた組織文化の発展にも寄与した。

また、先進一流国家として一步踏み出すために、特許庁では知的財産権分野において公正な競争と公平な機会を保障する公正な社会を具現するために、国民・公務員の提案特別公募を進行(2010.12月～2011.2月)し、個人・零細企業の特許微生物寄託料の負担緩和方策、知的財産権教育の死角地帯に置かれていた障害者を対象とする訪ねて行く教育過程の策定など、制度改善の課題を発掘して推進中である。

常時の提案だけでなく、時期適切な多様な提案制度の運営及び提案の熟成過程を通じて発掘・推進している「最貧・開発途上国に対する知的財産分かち合い運動」は、行政安全部で主管する創意・実用制度改善の優秀事例大会で大統領賞受賞の榮譽に授かった。「知的財産分かち合い運動」は、一回限りで終わる資金支援の援助方式よりは、現住民が自立できる基盤を構築するために支援する事業だ。特許庁が保有している特許・商標などの知的財産権情報などを活用して後進国が貧困と貧困を自ら克服することができるように「知識」と「技術」を提供することで、国内外の援助機関及び国際機構においても高い関心を表明した。世界知的所有権機関(WIPO)の正式的な事業として拡大させたことにより、韓国の知的財産権の外交力の強さ及び国の品格向上に寄与した。

提案制度が組織内のコミュニケーション活性化及び行政サービスの品質向上の役割を果たすためには、提案者の積極的な参加も重要だが、現場の声に開かれた態度と耳を傾け、現業に反映しようとする提案実施者の意志も重要だ。特許庁では、大切なアイデアが提案処理担当者の無関心によって死蔵されず、現業に適用して効果を表すように提案の採択審査段階から実施完了段階までのプロセスを確立し補完して施行している。

<図 V-2-7> 提案管理プロセス



提案審査委員会機能及び運営

- ・ 提案予備審査委員会(委員長：行政管理担当官、委員：創意促進者)
 - 特許庁優秀提案予備審査を通じ提案確定審査対象を選抜
 - 不採択された中から再審査対象を選抜
- ・ 提案確定審査委員会(委員長：企画調整官、委員：課長級、外部専門家)
 - 特許庁優秀提案確定審議
 - 四半期別に最低一回以上運営

第一に、提案に対して実務者が検討し採択有無を決める方式から、担当課長責任下に提案の受付から結果通知までの全過程を課長(チーム長)の責任下で管理するようにし提案の採択審査の信頼性を確保した。非採択された提案に対しては、提案者が異議申し出ができ、再審を要請された提案に対しては提案者、担当部署長及び行政管理担当官が参加した上で、共同で審査するようにした。第二に、各国の創意促進者で構成される「提案予備審査委員会」の主管で非採択された提案の中から、政策実現の可能性及び活用性が高い提案を対象に提案の完成度を高めた後に、担当課で再審査をするようにするなど、非採択提案の内容を熟成する手続きを用意した。第三には、採択された提案の中の優秀な提案に対しては、実行力を高めてその成果を極大化するために、

成果研究会・タウンミーティング・KOASIS掲示板等を通してアイデアを熟成するようにした。四つ目には、提案者と熟成過程の参加者にマイレージを付与して、提案活動に対する正当な補償を行い提案の活性化風土を作った。最後に、優秀提案選定審査委員会に外部委員を含め評価の公正性を強化した。

ハ．評価及び発展方向

第5回創意政策報告会及びMy Job Idea運動など、去る1年間に実施された特許庁の提案活動は、職員の集団知性が特許庁の発展にどのように活用できるのかを見せてくれたもので、職員の創意的能力が組織の變化管理に重要な要素であることを確認した。提案制度を通じて庁内の懸案政策及びビジョンに対して垂直・水平的なコミュニケーションが活発に行われる土台をつくることができ、全職員が共感を形成して創意的な業務姿勢を確立することにも大きく寄与した。

2011年にも、特許庁の主な懸案事項及び職場創出、庶民生活の安定など国政懸案に対する国民、職員及び政策専門家を対象に、テーマ型の公募提案を活性化にして国民が体感できる制度改善の成果を成し遂げていく計画である。

2. 創意実用的な組織文化活動の展開

企画調整官 行政管理担当官室 行政事務官 チョン・イムスク

イ．推進背景及び概要

2006年に特許庁は、企業型の中央責任運営機関に切り替え、成果主義の経営に突入した。徹底した成果管理システムの導入及び成果にともなう報酬支給などの成果主義経営を行い、個人別または組織別の成果を中心に徹底した評価が成し遂げられた。しかし、急速な制度変化に対する組織文化は、成果主義になじめず、行き過ぎた競争により共同体意識の弱화가憂慮された。このような憂慮を払拭するために特許庁は、組

組織の親和的文化を強化し、個人の能力開発を同時に引き出すことができる変化管理教育を推進することにした。

ロ．推進内容及び成果

1) モジュール型の変化管理ワークショップ

特許庁は創意・実用的な組織文化に対する構成員間の共感を形成して、これを全構成員に自然に電波、共有させるために、プログラムで構成員自らが設計し教育を受ける「モジュール型ワークショップ」という新しい概念の変化管理教育を施行した。

モジュール型ワークショップは、各部署及び研究会別に希望する専門教育や問題解決型の課題遂行、創造・実用教育、招請講演などを自ら構成・計画して申請すれば、選定委員会において支援対象を審議し支援する形態で進行された。2009年に続き2010年には、11グループの467人が参加した中で、モジュール型の変化管理ワークショップが実施され、構成員が組織のビジョンを共有し新しい政策アイデアを構想できる新しい雰囲気を作り出した。このように自発的な参加文化の造成のためにBottom-up方式のワークショップを実施した結果、ほとんどの職員から創意的で実用的な教育という評価という高い満足度が得られた。

＜表V-2-1＞ワークショップモジュールプログラム

プログラム	教育コンテンツ
創造実用教育	変化管理、低炭素グリーン成長、創意能力強化、意識改革、倫理経営、顧客感動など
招請講演	リーダーシップ セミナー、名士講演、財テク、脳経営、情報化セミナーなど
専門教育	特許法、商標法、デザイン保護法、民事訴訟法、知的財産経営、専門技術、業務関連の専門知識
課題遂行	6シグマ内部報告会、Triz、タウンミーティングなど

チームワーク 強化訓練	山岳訓練、克己訓練、共同体訓練など

2) 3庁舎アカデミー実施

公務員の変化管理教育に新しい変化の風を吹き込み、効果的な感性教育のために大田（テジョン）庁舎の入居機関と共同で、社会・経済・リーダーシップ・自己啓発など多様な分野において成功を成し遂げた各界各層の有職者らを招請して市民と共に講演を聞くプログラムの「3庁舎アカデミー」を構想して開催した。

2009年8月に開催した第1回目の「3庁舎アカデミー」は、「止まることのない挑戦、情熱と夢」という主題で登山家のオム・ホンギル隊長を招請した。オム・ホンギル隊長の講演を通じて職員らはヒマラヤ登頂に向かった情熱と夢、無限の挑戦精神の生き生きした経験談を共有した。2009年は計4回にかけて「3庁舎アカデミー」を開催したが、有職者の招請講演には、公務員だけでなく参加を希望する市民も事前予約なしで先着順で入場できるようにし、国民と公務員が共に参加し、自然に時代変化に対する個人または組織管理の必要性を認識して相互共感を形成できる契機となり、公職社会の教育の新しい一頁を開いたという評価を受けることになった。

2010年も地域ではなかなか会えないハン・ビヤなど、多様な分野の各界の有職者を招請して職員及び地域住民らの文化的な葛藤を解消した。

<図 V-2-8> 3庁舎アカデミー講演会 (2010. 9. 10)



3庁舎アカデミーは、特許庁をはじめに調達庁、統計庁、,山林庁、中小企業庁と共に、政府大田（テジョン）庁舎の入居機関が合同で進行するもので、機関間の常時コミュニケーション チャンネルとして活用され、地域住民にもドアをあけ、国民と政府間の共感形成の場を作った。 2011年にも3庁舎アカデミーの趣旨を生かし持続的に運営する計画である。

＜表V-2-2＞3庁舎アカデミー講演会の開催状況

開催日時	招請有職者	主 題
1回(2009. 8. 6)	登山家 オム・ホンギル	止まることのない挑戦、情熱と夢!
2回(2009. 9. 8)	ボクシング 洪秀煥	最も苦しい時期を機会に変えろ
3回(2009. 10. 17)	国立癌センター院長 李珍宇	癌、考えを変えてこそ勝つ
4回(2009. 12. 15)	医師、経済専門家 パク・ギョ ン Chol	健康な資産管理の原則
5回(2010. 2. 10)	変化管理ミュージカル公演	心を動かす料理人
6回(2010. 3. 25)	「チョンカクネ」野菜店イ・ヨ ンソク	成功の秘密風呂敷
7回(2010. 4. 26)	「ウォナンソリ」監督 イ・チ ュンニョル	映画、人生、そして疎通
8回(2010. 5. 24)	コメディアン チョン・ジェフ アン	美しい言葉の環境を夢見る
9回(2010. 6. 21)	マラソンランナー ファン・ヨ ンジョ	汗は絶対に裏切らない
10回(2010. 7. 19)	漢方医師 キム・ホンキョン	太極旗の健康哲学
11回(2010. 9. 10)	前ワールドビジョン国際クホチ ーム長 ハン・ビヤ	地図の外へと歩け
12回(2010. 10. 20)	「勝つ習慣」の著者 ジョン・オクピョ	1等の組織作り-勝つ習慣

3) マルチメディア知識コンテンツ教育サービス (SERICE0)

社会全般の多様な最新トレンド及び主要 이슈などの情報を習得することによって、創意的政策思考を育成するために庁職員らにSERICE0を普及した。SERICE0は定形化された教育でなく、自分が関心のある分野に対する知識を提供する柔軟な学習環境で、対象者の98%以上が来年も再受講を希望するほどの良い反応を得ることができた。

職員らの自発的学習を奨励するために、毎月の学習状況をチェックし、月180分を履修できない職員には、個人警告及び受講券回収などの措置を取るなどして学習者が誠実と緊張感を失わないように制度的な措置を行った。

SERICE0は、2010年度には500人に受講の機会を与え、2011年には460人にマルチメディア コンテンツ教育サービスを施行する計画だ。

4) GWP (Great Work Place)

仕事ができる職場 (GWP: Great Work Place) は、組織内の信頼 (Trust) が高く、業務に対する自負心 (Pride) が強い、楽しくやりがいがある (Fun) 仕事ができる仕事場を意味する。特許庁は、各室と局など公式組織だけでなく研究会、同好会を中心に仕事ができる職場作りの運動を推進した。仕事ができる職場作りは、成果主義や競争体制から来る疲労感をなくして、内部構成員の満足度を向上させ、変化管理の持続性を確保していくことに重要な役割を担当している。各室と局の特性に合う職員広報リレー、優秀審査官選定、内部の体育大会など、自主的なイベント活動も並行し、活発な職場の雰囲気を作るのに大きく寄与した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁で運営している変化管理活動は、組織構成員間の信頼関係を強化して自発的な参加文化を造成する教育中心のプログラムだ。創意・実用政府を指向する組織文化

を展開するのにあたり、大きく寄与したと評価することができる。

自ら設計して教育を受ける新しい概念のモジュール型の変化管理ワークショップ推進、各界各層で成功した有職者の招請講演の実施、庁内の主要政策に対する共有プログラムの用意など、変化管理に対する多様な教育と活動を通じて変化管理マインドを広め、組織及び個人の能力を強化するという教育目的を達成したと見られる。

特許庁の変化管理活動は、構成員自らが自発的に参加して没頭できる教育環境を造成することによって、全構成員が自然に創意・実用的な価値を自ら理解して実践し組織成果を極大にするものである。このような教育方向は、今後、特許庁固有の組織文化定着のために持続的に必要なものであり、またこういった教育を学習することによって、組織員が組織に対する自負心を持つことができるはずである。

今後も、変化管理教育及び組織文化活動が持続できれば、特許庁は組織と個人の一体感の中で、知的財産主務部署としての地位を維持し持続的に発展していくと思われる。

第 6 編

出願、審査・審判、登録分野

第1章 国内出願分野

第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野

第3章 登録分野

第4章 審査分野

第5章 審判分野

第1章 韓国内の出願分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

2010年度の産業財産権の全体出願件数は361,489件で、2009年の364,990件に比べ1.0%減少したが、商標登録の更新出願件数を除いた新規の出願件数だけを見ると348,658件で、2009年の342,003件に比べ1.9%(6,655件)増加した。

* 2010年の商標統計は、商標法改正(2010.7.28)により商標更新登録出願が商標更新登録申請に変更され、2010年7月27日までの商標更新登録出願件数のみ含む。

* 以下すべての統計は、商標更新登録出願件数を除いた新規出願件数で分析した。

権利別の出願動向をみると、特許出願は169,573件で前年対比3.7%増加した反面、実用新案登録出願は13,657件で20.3%、デザイン登録出願は57,167件で前年対比各々1.3%の減少となった。

また、商標更新登録出願を除いた新規商標登録出願をみると108,261件で、前年対比4.7%増加となった。

<表VI-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
特許	166,189	172,469	170,632	163,523	169,573
(増減率)	(3.3)	(3.8)	(△1.1)	(△4.1)	(3.7)

実用新案		32,908	21,084	17,405	17,144	13,657
	(増減率)	(△11.5)	(△35.9)	(△17.4)	(△1.5)	(△20.3)
デザイン		51,039	54,362	56,750	57,903	57,167
	(増減率)	(12.9)	(6.5)	(4.4)	(2.0)	(△1.3)
商標	新規	104,648	108,071	99,986	103,433	108,261
	更新	17,736	24,217	27,924	22,987	12,831
	小計	122,384	132,288	127,910	126,420	121,092
	(増減率)	7.2(5.6)	3.3(8.1)	△7.5(△3.3)	3.4(△1.2)	4.7(△4.2)
計	新規	354,784	355,986	344,773	342,003	348,658
	合計	372,520	380,203	372,697	364,990	361,489
	(増減率)	4.0(3.7)	0.3(2.1)	△3.1(△2.0)	△0.8(△2.1)	1.9(△1.0)

※注) 1. 出願受理基準である。

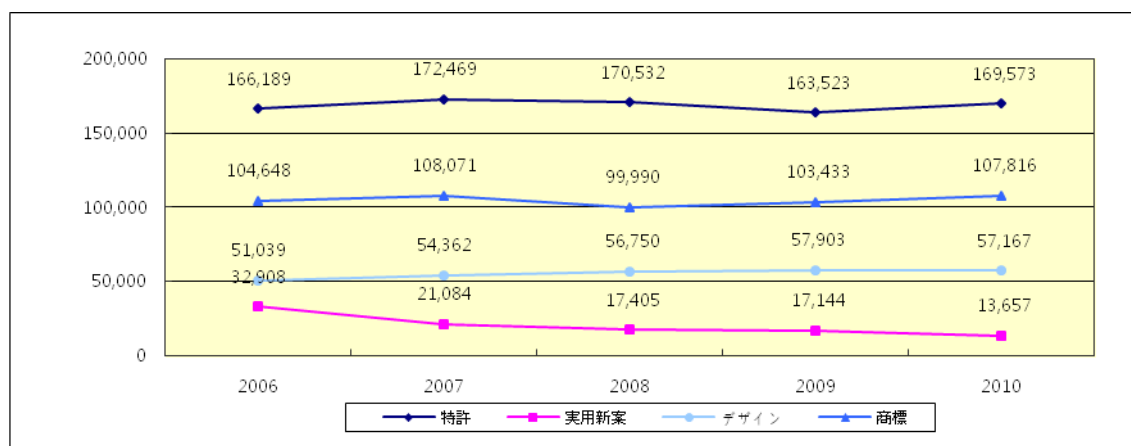
2. ()は商標更新登録出願件数を含んだ増減率である。

3. 複数デザイン、多類商標出願の場合は含まない。

4. 2010年の合計は暫定数値である。(以下同様)

産業財産権の年度別の出願推移は、2006年度355千件、2007年度356千件、2008年度345千件、2009年度342千件で、2007年以後からは世界的な経済不況により出願件数が持続的に減少傾向を見せ、2010年度は348,658件で増加傾向となった。

<図VI-1-1>過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

2010年度の外国人の全体出願は51,916件で、産業財産権全体出願の348,658件の14.9%を占めている。権利別にみると、前年対比特許出願は4.5%、実用新案登録出願は36.2%、デザイン登録出願は20.7%、商標登録出願は12.9%と各々増加した。

<表Ⅵ-1-2> 自国民・外国人別の出願状況

(単位:件、%)

区分		2009		2010		前年対比増
		件数	比率	件数	比率	加率
特許	自国民	127,316	77.9	131,740	77.7	3.5
	外国人	36,207	22.1	37,833	22.3	4.5
	計	163,523		169,573		3.7
実用新案	自国民	16,801	98.0	13,190	96.6	△21.5
	外国人	343	2.0	467	3.4	36.2
	計	17,144		13,657		△20.3
デザイン	自国民	54,934	94.9	53,583	93.7	△2.5
	外国人	2,969	5.1	3,584	6.3	20.7
	計	57,903		57,167		△1.3
商標	自国民	94,546	91.4	98,229	90.7	3.9
	外国人	8,887	8.6	10,032	9.3	12.9
	計	103,433		108,261		4.7
合計	自国民	293,597	85.8	296,742	85.1	1.1
	外国人	48,406	14.2	51,916	14.9	7.3
	計	342,003		348,658		1.9

3. 法人及び個人の出願状況

2010年度の法人出願は233,095件で前年対比4.6%増加した。個人出願は115,563件で前年対比3.1%減少した。

法人の場合、実用新案登録出願が前年対比16.8%減少した反面、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願は、前年対比各々6.5%、6.3%、1.8%が増加した。個人の場合には、商標登録出願が8.6%増加した反面、特許出願、実用新案登録出願、デザイン登録出願は、前年対比各々6.3%、22.0%、9.3%減少した。

<表VI-1-3> 法人・個人別の出願状況

(単位:件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2009	2010	増 加 率	2009	2010	増 加 率	2009	2010	増 加 率
特許	127,935 (78.2)	136,234 (80.3)	6.5	35,588 (21.8)	33,339 (19.7)	△6.3	163,523	169,573	3.7
実用 新案	5,521 (32.2)	4,594 (33.6)	△ 16.8	11,623 (67.8)	9,063 (66.4)	△22.0	17,144	13,657	△20.3
デザ イン	29,828 (51.5)	31,705 (55.5)	6.3	28,075 (48.5)	25,462 (44.5)	△9.3	57,903	57,167	△1.3
商標	59,497 (57.5)	60,562 (55.9)	1.8	43,936 (42.5)	47,699 (44.1)	8.6	103,433	108,261	4.7
計	222,781 (65.1)	233,095 (66.9)	4.6	119,222 (34.9)	115,563 (33.1)	△3.1	342,003	348,658	1.9

※注) ()内は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

2010年度の女性出願は、20,493件で前年対比1.6%増加した。学生出願は3,421件で前年対比19.9%減少した。

女性出願の場合は2007年度に一時期停滞したが、2007年以降は増加傾向を見せている。女性の社会進出や地位向上などの環境変化と、女性企業家の優秀商品や発明品の博覧会、全国巡回知的財産権の説明会、女性発明の優秀事例発表会など、女性の発明に対して特許庁が行った政策的な努力が継続しており、女性出願が持続的に増加するものと判断される。

学生の場合、出願手数料は、これまで出願件数と関係なく100%減免(商標登録出願手数料は除外)優遇を受けていたが、2009年からは権利別に各々年間10件に対してのみ手数料の免除が認められ、それ以上の出願手数料については免除対象外となり、大幅に減少したものと分析される。

<表VI-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
女性	20,021 (25.3)	19,299 (△3.6)	19,553 (1.3)	20,170 (3.2)	20,493 (1.6)
学生	4,858 (29.4)	5,637 (16.0)	6,532 (15.9)	4,273 (△34.6)	3,421 (△19.9)

※注)1. ()内は、前年対比増加率である。

2. 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットを通じた各種請願サービスの拡充により、産業財産権に関する専門知識がない一般国民も複雑な出願手続きを簡単で正確に行うことができるようにし、代理人を通じない直接出願の比率が持続的に上昇した。また、比較的個人出願の比重が高い実用新案登録出願は、先登録制度の廃止と二重出願制度の廃止などの影響により、前年対比減少傾向となった。

しかし、電子出願システム機能の改善、特許顧客相談センター専門相談員による出願書類作成の遠隔相談支援及びオーダーメイド型の誤謬解決システムを含む出願Expert Systemの構築、赤表示案内制度の施行などの充実した政策を通じて、今後は代理人を通じない直接出願の比率が増加する見通しである。

<表Ⅵ-1-5>代理人有無別の出願件数

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
代理人 出願	284,943 (80.3)	285,311 (80.1)	274,027 (79.5)	271,160 (79.3)	282,902 (81.1)
直接 出願	69,841 (19.7)	70,675 (19.9)	70,746 (20.5)	70,843 (20.7)	65,756 (18.9)
計	354,784 (100)	355,986 (100)	344,773 (100)	342,003 (100)	348,658 (100)

※注) ()内は代理人有無別の構成比である。

6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

産業財産権の主要4ヶ国の(いわゆる産業財産権の3極+中国)過去5年間の出願動向を特許出願を通じて調べてみると、最も多い出願件数を見せた国は米国で、過去5年間の全体の出願件数が2,185,280件であることが明らかになった。その次に多く出願件数を見せた国は日本、中国、ヨーロッパ(EPO)の順であることが分かった。

特に中国の場合は、開放化及び産業化の影響により急激な出願増加を見せている。日本の出願件数は持続的に減少する傾向であるため、そのうち日本と対等な出願状況を見せるものと判断される。

<表VI-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況

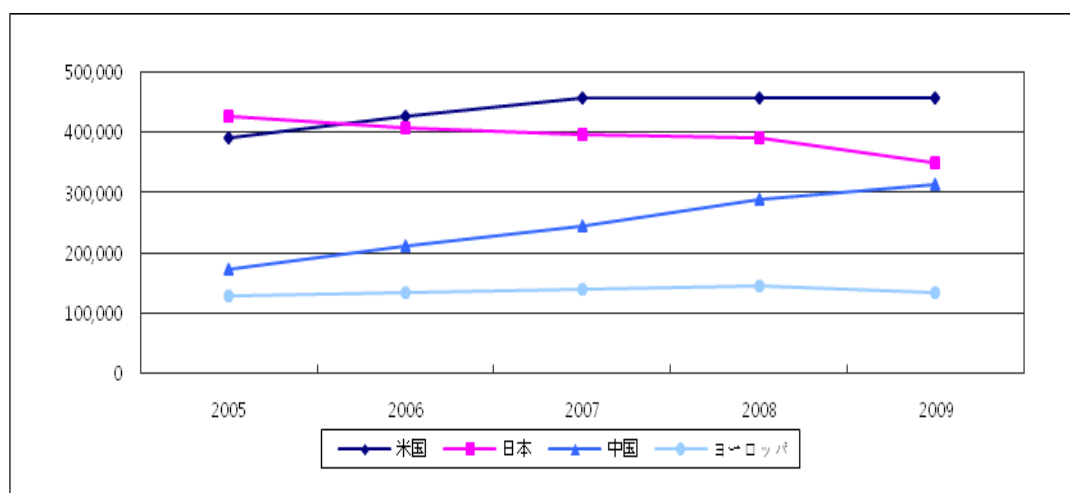
(単位:件、%)

区分	2005	2006	2007	2008	2009
米国	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)
日本	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)
中国	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,573 (8.5)
ヨーロッパ	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)

※注) : 1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年対比増加率

<図VI-1-2> 主要国の過去5年間の特許出願推移



7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

<表VI-1-7> 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位:件、%)

区分		2005	2006	2007	2008	2009	平均 増加率
米国	韓国人 出願	17,217 (26.2)	21,685 (26.0)	22,976 (6.0)	23,584 (2.6)	23,950 (1.5)	12.5
	米国 全体出願	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)	5.1
日本	韓国人 出願	6,845 (18.4)	7,220 (5.5)	6,347 (△12.1)	5,599 (△11.8)	4,782 (△14.6)	△2.9
	日本 全体出願	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)	△4.1

ヨーロッパ (EPO)	韓国人 出願	3,854 (34.2)	4,596 (19.3)	4,934 (7.4)	4,347 (△11.9)	4,193 (△3.5)	9.1
	ヨーロッパ (EPO) 全体出願	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)	1.8
中国	韓国人 出願	8,131 (38.8)	9,187 (13.0)	8,467 (△7.8)	8,022 (△5.3)	-	9.7
	中国 全体出願	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,573 (8.5)	19.5

※注) : 1. WIPOホームページ参考
2. ()内は前年対比増加率

第2節 権利別・産業部門別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

1. 特許・実用新案登録の出願

特許出願の産業部門別の構成比は、自国民・外国人の全体の電気・通信分野の出願が各々44.4%、45.9%であり、全体出願のほとんどを占めている。自国民の場合は、機械分野の出願比率が17.0%であり、外国人の同じ分野の出願比率11.8%に比べて相対的に高い反面、外国人の場合には、化学分野の出願比率が20.1%であり、自国民の同じ分野の出願比率の8.2%に比べて高く現れた。

また、2010年の実用新案出願の産業部門別の構成比は、自国民は機械分野の出願が23.9%で、電気・通信分野19.1%より高く現れた反面、外国人の場合には、電気・通信分野の出願が36.8%で、機械分野の出願比率の22.7%より高かった。

<表VI-1-8> 産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況

(単位:件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	その他
特許	韓国	22,406 (17.0)	10,787 (8.2)	1,994 (1.5)	58,526 (44.4)	9,205 (7.0)	4,628 (3.5)	10,671 (8.1)	703 (0.5)	2,302 (1.7)	5,466 (4.1)	5,102 (3.9)
	外国	4,487 (11.8)	7,617 (20.1)	375 (1.0)	17,370 (45.9)	443 (1.2)	1,284 (3.4)	3,580 (9.5)	214 (0.6)	160 (0.4)	543 (1.4)	1,775 (4.7)
	小計	26,893 (15.8)	18,354 (10.8)	2,369 (1.4)	75,896 (44.8)	9,648 (5.7)	5,912 (3.5)	14,251 (8.4)	917 (0.5)	2,462 (1.5)	6,014 (3.5)	6,877 (4.1)
実用 新案	韓国	3,158 (23.9)	287 (2.2)	392 (3.0)	2,521 (19.1)	1,613 (12.2)	173 (1.3)	743 (5.6)	280 (2.1)	680 (5.2)	2,787 (21.1)	556 (4.2)
	外国	106 (22.7)	14 (3.0)	12 (2.6)	172 (36.8)	19 (4.1)	10 (2.1)	17 (3.6)	4 (0.9)	2 (0.4)	101 (21.6)	10 (2.1)
	小計	3,264 (23.9)	301 (2.2)	404 (3.0)	2,693 (19.7)	1,632 (11.9)	183 (1.3)	760 (5.6)	284 (2.1)	682 (5.0)	2,888 (21.1)	566 (4.1)
合計	韓国	25,564 (17.6)	11,024 (7.6)	2,386 (1.6)	61,047 (42.1)	10,818 (7.5)	4,801 (3.3)	11,414 (7.9)	983 (0.7)	2,982 (2.1)	8,253 (5.7)	5,658 (3.9)
	外国	4,593 (11.9)	7,631 (19.9)	387 (1.0)	17,542 (45.8)	462 (1.2)	1,294 (3.4)	3,597 (9.4)	218 (0.6)	162 (0.4)	643 (1.7)	1,785 (4.7)
	小計	30,157 (16.4)	18,655 (10.2)	2,773 (1.5)	78,589 (42.9)	11,280 (6.2)	6,095 (3.3)	15,011 (8.2)	1,201 (0.7)	3,144 (1.7)	8,902 (4.9)	7,443 (4.1)

※注) ()内は比率である。

2. デザイン登録出願

2010年度のデザイン登録出願状況を調べてみると、自国民は土木及び建築用品が14.2%、住宅設備用品が13.0%、事務用品及び販売用品が10.2%で、比較的高い出願比率を見せた。外国人の場合には電気・電子・通信・機械機構分野の出願比率が21.0%で最も高く現れ、その次に産業用機械分野が11.7%、住宅設備用品が9.2%順で高い出願率を示した。

＜表Ⅵ－1－9＞産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位:件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
加工食品及び嗜好品	146	0.3	16	0.4	162	0.3
衣服及び身の回り品	4,662	8.7	311	8.7	4,973	8.7
生活用品	4,119	7.7	279	7.8	4,398	7.7
住宅設備用品	6,992	13.0	329	9.2	7,321	12.8
趣味・娯楽用品 及び運動競技用品	1,218	2.3	132	3.7	1,350	2.4
事務用品及び 販売用品	5,489	10.2	254	7.1	5,743	10.0
運輸及び運搬機械	1,069	2.0	194	5.4	1,263	2.2
電気・電子機械器具 及び通信機械器具	4,044	7.5	754	21.0	4,798	8.4
一般機械器具	1,256	2.3	269	7.5	1,525	2.7
産業用機械器具	1,802	3.4	418	11.7	2,220	3.9
土木・建築用品	7,631	14.2	51	1.4	7,682	13.4
その他基礎製品	5,201	9.7	246	6.9	5,447	9.5

その他	9,846	0.2	328	0.1	10,285	18.0
計	53,475	100	3,581	100	57,167	100

3. 商標登録出願

NICE分類による2010年度の産業部門別の商標出願状況をみると、自国民はサービス業が31.8%で最も高い出願率を見せ、菓子・食品・飲み物類は11.7%、化学製品・薬剤・化粧品類は11.3%と比較的高い出願比率を示した。外国人の場合は化学製品・薬剤・化粧品類が16.7%、機械・電気機械・輸送機械器具類が16.2%、サービス業が9.5%の順で比較的高い出願率を示した。

＜表Ⅵ－1－10＞NICE分類別の商標登録出願状況

(単位:件、%)

区 分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数		件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,109	11.3	1,671	16.7	12,780	11.8
一般金属材、建築材料、手動の 利器類、非金属製建築材料	1,949	2.0	182	1.8	2,131	2.0
機械、電気機械、輸送機械器具	11,007	11.2	1,629	16.2	12,636	11.7
繊維、繊維製品、衣類	8,058	8.2	824	8.2	8,882	8.2
家具、敷物類、厨房用品	3,622	3.7	225	2.2	3,847	3.6
貴金属、時計、革製品、鞆類	3,466	3.5	300	3.0	3,766	3.5
楽器、玩具、運動具類、たばこ	2,236	2.3	400	4.0	2,636	2.4
紙、文房具、印刷物	3,247	3.3	125	1.3	3,372	3.1
菓子、食品、飲料	11,467	11.7	874	8.7	12,341	11.4
ゴム、プラスチック材料	348	0.4	79	0.8	427	0.4

サービス業	31,375	31.8	954	9.5	32,329	29.8
多類指定	9,684	9.9	2,769	27.6	12,453	0.6
その他	661	0.7	0	0	661	11.5
計	98,229	100	10,032	100	108,261	100

※多類指定は2つ以上のNICE分類を指定した案件

第3節 公的機関及び大学の特許出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

1. 公的機関の特許出願

イ. 公的機関における特許出願状況

公的機関の特許出願は、2010年は9,109件で前年対比9.3%上昇し、増加傾向を見せている。

＜表VI-1-11＞公的機関の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010
公的研究機関の特許出願	6,051	6,857	6,892	8,334	9,109
前年対比増加率	29.3	13.3	0.5	20.9	9.3

ロ. 公的機関における多出願順位

1991年から2010年までの多出願第1位の公的機関は、29,037件を出願した韓国電子通信研究所で、全体公的機関出願の39.5%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国科学技術院、浦項（ポハン）産業科学研究院、韓国化学研究院の順になっている。

＜表VI-1-12＞公的機関の多出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1991～2010出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	29,037	39.5
2	韓国科学技術研究院	4,838	6.6

3	韓国科学技術院	4,550	6.2
4	(財)浦項産業科学研究院	3,426	4.7
5	韓国化学研究院	2,749	3.6
その他	その他	29,002	39.4
合計	-	73,602	100

2. 大学の特許出願

イ. 大学の特許出願状況

大学の特許出願は2006年から2008年まで増加傾向(年平均増加率41.6%)を見せたが、2009年からは増加傾向が多少鈍化し、2010年には11,948件で前年対比7.1%が増加した。これは、大学の研究結果が直ちに事業化に繋がらず、研究実績に対する大学の評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に集中しているからと考えられる。

<表VI-1-13> 大学の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010
大学の特許出願	5,561	8,079	9,812	11,156	11,948
前年比の増加率	57.9	45.3	21.5	13.7	7.1

ロ. 大学における多出願順位

1991年から2010年まで大学における多出願1位の大学は、6,601件を出願した韓国科学技術院で、全体の大学出願の11.5%を占め、延世(ヨンセ)大学、高麗(コリョ)大学が各々2位と3位を占めている。

特に、上位5位までの大学が占める比重が30.2%を見せ、一部の理工系大学で知名度

が高い大学に特許出願が偏重されていることが分かる。

＜表Ⅵ－1－14＞大学の多出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1990～2009出願件	占有率
1	韓国科学技術院	6,601	11.5
2	延世大学	2,795	4.8
3	高麗大学	2,763	4.8
4	ソウル大学	2,754	4.8
5	漢陽大学	2,486	4.3
その他	その他	40,241	69.8
合計	－	57,640	100

第4節 自国民・外国人、地域別・企業別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギョンヒ

1. 自国民の出願状況

イ. 地域別の出願状況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における自国民の出願率は、2009年度は75.3%、2010年度は75.2%で毎年小幅減少する傾向が続いる。これは中小企業の知的財産権に対する重要性の認識、電子出願の実施及び国土均衡発展政策などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたからと判断される。

<表VI-1-15> 自国民の地域別出願状況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010
ソウル	42,108	43,002	4,595	3,791	19,308	19,488	48,869	50,060	114,880	116,341	51.7	51.0
釜山	3,935	3,784	1,014	904	2,424	1,999	3,428	3,831	10,801	10,518	3.6	3.9
大邱	3,585	3,477	882	690	3,130	3,210	2,690	2,687	10,287	10,064	2.8	2.7
仁川	5,719	5,700	1,119	652	3,337	3,207	2,904	2,990	13,079	12,549	3.1	3.1
光州	2,211	2,196	262	207	682	652	1,113	1,412	4,268	4,467	1.2	1.4
大田	9,974	10,462	651	543	1,107	887	2,250	2,272	13,982	14,164	2.4	2.3
蔚山	1,370	1,812	209	181	485	405	513	532	2,577	2,930	0.5	0.5
京畿	37,913	38,772	4,981	3,975	17,432	16,459	19,364	20,687	79,690	79,893	20.5	21.1
江原	1,458	1,563	214	164	463	738	1,347	1,354	3,482	3,819	1.4	1.4
忠北	2,142	2,257	440	242	927	945	1,409	1,475	4,918	4,919	1.5	1.5

忠南	4,073	4,451	614	387	1,525	1,405	2,726	2,378	8,938	8,621	2.9	2.4
全北	2,132	2,421	365	279	867	1,116	1,580	1,552	4,944	5,368	1.7	1.6
全南	1,519	1,659	228	165	623	501	1,358	1,588	3,728	3,913	1.4	1.6
慶北	4,847	5,748	482	380	1,198	1,102	2,269	2,546	8,796	9,776	2.4	2.6
慶南	3,786	3,941	639	578	1,218	1,304	1,940	2,016	7,583	7,839	2.1	2.1
済州	406	438	64	38	97	140	555	711	1,122	1,327	0.6	0.7
その他	138	57	42	14	111	25	231	138	522	234	0.2	0.1
計	127,316	131,740	16,801	13,190	54,934	53,583	94,546	98,229	293,597	296,742	100	100

ロ．多出願企業別の出願状況

2010年度の韓国内多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は30,319件であり、自国民による全体出願件数の8.7%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が24,596件であり、全体の14.5%を占めている。

また、多出願企業を調べてみると、三星電子、LG電子、韓国電子通信研究所、現代自動車、LGイノテックが1～5位を占めている。

＜表Ⅵ－1－16＞国内10大多出願企業の出願状況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	三星電子	5,855	10	1,038	89	6,992
2	LG電子	3,948	－	865	979	5,792
3	韓国電子通信研究院	3,123	－	10	3	3,136
4	現代自動車	2,150	－	208	92	2,450
5	LGイノテック	2,180	1	260	5	2,446
6	(株) アモーレパシフ	265	114	529	1,401	2,309

	イック					
7	LGディスプレイ	2,049	－	19	5	2,073
8	ハイニックス半導体	1,945	3	－	－	1,948
9	三星電機株式会社	1,753	－	12	2	1,767
10	ポスコ	1,328	－	1	77	1,406
小計		24,596	128	2,942	2,653	30,319
(自国民出願中の占有率)		(14.5)	(0.9)	(5.1)	(2.5)	(8.7)
自国民出願の合計		169,573	13,657	57167	108,261	348,658

2. 外国人の出願状況

イ. 出願人の国籍別出願状況

2010年度の多出願国家を調べてみると、2009年度に続き日本と米国が各々1位と2位を占めている。また、2009年度と同じように日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上である66.7%を占め強みを見せている。また、主な上位多出願国家の順位は、昨年と同一の順位を維持している。

権利別には、特許及びデザインの部分では日本が、商標の部分では米国が優位を占めている。

<表VI-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位:件、%)

順位	区 分		特許	実用	デザイン	商標	計		2008 順位
							件数	占有率	
1	日本	2009	14,168	23	1,205	2,574	17,970	37.1	1

		2010	14, 191	37	1, 499	3, 028	18, 755	36. 1	
2	米国	2009	10, 728	23	957	3, 117	14, 825	30. 6	2
		2010	11, 404	38	923	3, 502	15, 867	30. 6	
3	ドイツ	2009	3, 002	7	123	205	3, 337	6. 9	3
		2010	3, 352	9	203	220	3, 784	7. 3	
4	フランス	2009	1, 441	3	56	218	1, 718	3. 5	4
		2010	1, 552	－	97	265	1, 914	3. 7	
5	スイス	2009	1, 089	－	56	242	1, 387	2. 9	5
		2010	1, 023	3	99	245	1, 370	2. 6	
6	オランダ	2009	955	－	65	98	1, 118	2. 3	6
		2010	904	2	127	88	1, 121	2. 2	
7	イギリス	2009	586	－	40	298	924	1. 9	7
		2010	569	4	81	383	1, 037	2. 0	
小計		2009	31, 969	56	2, 502	6, 752	41, 279	85. 3	
		2010	32, 995	93	3, 029	7, 731	43, 848	84. 5	
その他		2009	4, 238	287	467	2, 135	7, 127	14. 7	
		2010	4, 838	374	555	2, 301	8, 068	15. 5	
計		2009	36, 207	343	2, 969	8, 887	48, 406	100	
		2010	37, 833	467	3, 584	10, 032	51, 916	100	

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は日本企業が6社でほとんどを占め、米国3社、ドイツ1社が含まれている。

多出願の順位をみると、米国のクアルコムが1位、日本のソニーが2位、日本のパナソニックが3位、日本の東京エレクトロン、米国のインターナショナルビジネスマシン

が各々4位と5位を占めている。

＜表Ⅵ－1－18＞外国人10大出願企業別の出願状況

(単位:件)

順位	出願の	国籍	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クオルカムコーポレート	米国	1,376	0	0	24	1,400
2	ソニー	日本	498	0	68	31	597
3	パナソニック	日本	427	0	37	5	469
4	東京エレクトロン	日本	446	1	17	0	464
5	インターナショナルビジネス マシ	米国	413	0	0	3	416
6	住友化学	日本	386	0	0	2	388
7	3Mカンパニー	米国	330	1	31	12	374
8	キャノン	日本	355	0	1	2	358
9	東芝	日本	319	0	27	4	350
10	バスプエスイ	ドイツ	342	0	0	4	346

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 世界のPCT国際出願状況

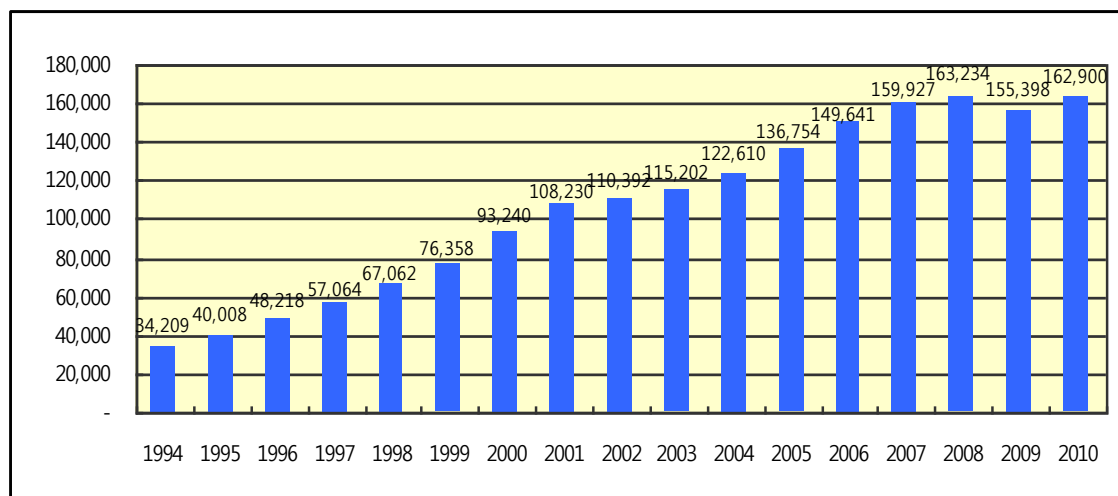
顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジョン・ホボム

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2010年の世界PCT国際出願件数は162,900件であり、2009年(155,398件)に比べ4.8%が増加した。これは最大出願国である米国の出願減少(1.7%減少)と、ヨーロッパの国家らの出願の停滞にもかかわらず中国、韓国、日本などアジア国家のPCT国際出願が急増した結果である。韓国は2009年(8,035件)に比べて20.5%が増えた9,686件で、世界の出願件数の5.9%を占め、米国、日本、ドイツ、中国に続き世界5位を記録した。

世界PCT国際出願において最も大きい比重を占めている国は米国で、2010年の世界PCT国際出願の27.5%(44,855件)を占め、日本が19.7%(32,156件)、ドイツが10.5%(17,171件)、中国が7.6%(12,337件)で後に続いた。PCT国際出願上位10ヶ国の中で、2009年に比べ出願増加率が最も高かった国は中国で56.2%を記録し、韓国は20.5%、日本が7.9%、カナダが7.1%で、その後に続いた。

2010年の世界PCT多出願の企業別順位は、2009年に1位であった日本のパナソニックが2,154件で先頭を維持し、中国のZTEが1,863件で2位、米国のクアルコムが1,677件で3位、中国のHAUWEIが1,528件で4位、オランダのフィリップスが1,435件で5位を占めた。韓国企業ではLG電子が1,298件、三星電子が578件で、2009年と同じように各々7位と17位を記録した。

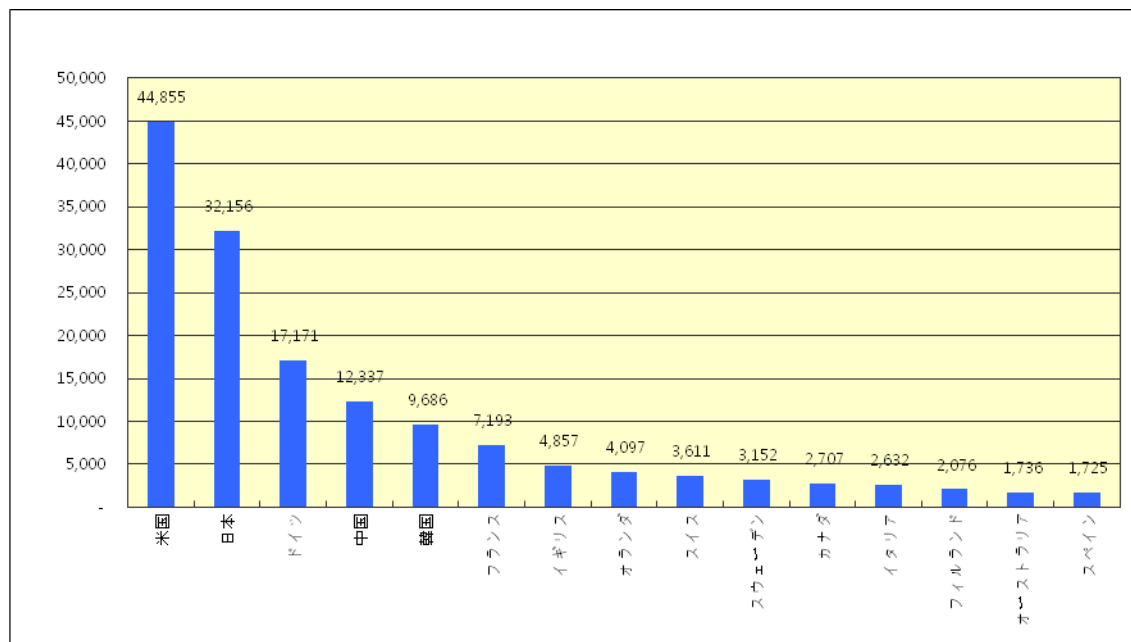
<図VI-2-1> 世界PCT国際出願の状況



※ 資料出处:2005年までは特許庁発刊の「知的財産白書2009年」、2006年以後は2011.

2. 9 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁受付資料と若干の差がある)

<図VI-2-2> 2010年の世界PCT多出願国の順位



※資料出处:2011. 2. 9 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動の可能性があり、韓国特許庁受付現況と若干の差がある)

2. 韓国のPCT国際出願状況

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジョン・ホボム

イ. 自国民のPCTを通した海外出願(受理官庁)

2009年の韓国特許庁が受付けた(受理官庁)PCT出願は9,639件で、2009年の8,026件に比べ1,613件が増え、20.1%の増加率を見せた。これは米国・ヨーロッパ国家など主要先進国が、依然とした景気低迷の影響により減少または停滞していることを考慮すると、かなり注目すべき水準である。

韓国が増加傾向を継続することができたことは、PCT制度が持つ長所に対する理解、知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外で特許権を確保するための韓国企業の持続的な努力が融和された結果と言える。また、特許庁の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベルの高い役割の遂行、PCT国際出願の巡回説明会の実施、主な出願企業の訪問及び専用ホームページ運営等を通した支援努力などが効果を現わしたからであると分析される。

特に、2009年から韓国語がPCT国際公開語に含まれることとなり、これまで言語的な問題でPCT制度を簡単に利用できなかった中小企業や個人発明家が、PCT制度を利用して海外に特許を出願できる機会を持つことになったという点も重要な要素として作用した。

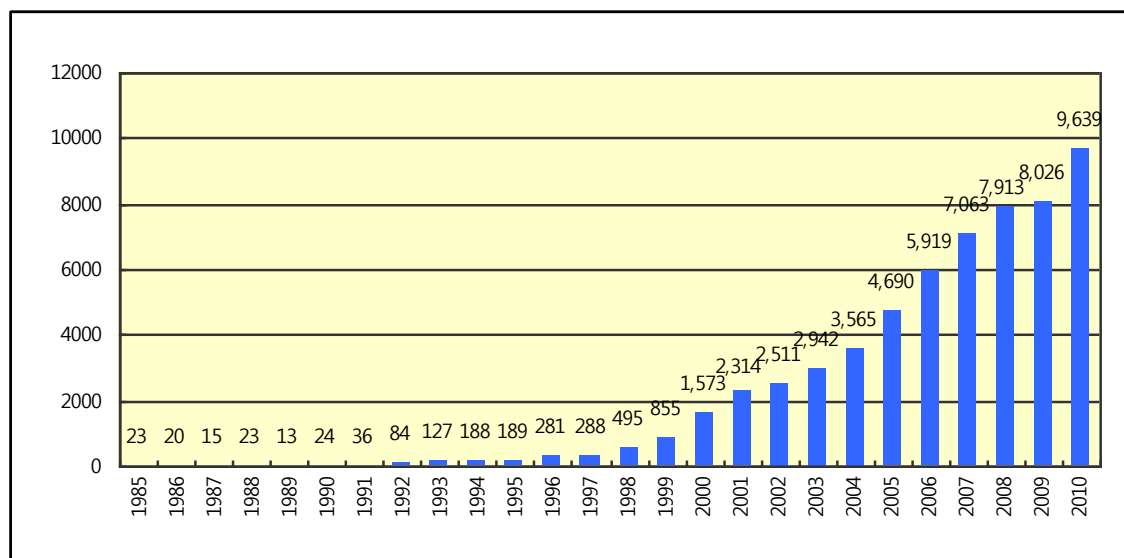
＜表VI-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位:件、%)

年度 区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639
増加率	84.0	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0	1.4	20.1

※資料出处:特許庁特許情報統計システム

<図VI-2-3> 韓国のPCT国際出願状況



※資料出処:特許庁特許情報統計システム

※国際事務局受付日を基準にしたWIPO統計と韓国特許庁の受付現況は若干の差がある。

ロ．国内10大PCT多出願法人(企業)の動向

2010年の国内PCT多出願法人(企業)別の出願状況をみると、上位10大の多出願法人の出願件数は2,717件で全体出願件数の28.2%を占め、2008年の37.1%、2009年の30.0%に比べて低くなった。これは経済危機をむかえて大企業が特許の充実化に重点を置いた海外特許獲得戦略を推進していることからと分析される。しかし、多出願上位企業らが占める比重が低くなったにもかかわらず全体的な出願件数が増加したことは、大企業だけでなく中小企業においてもPCT制度が拡大したものと解釈される。

上位10大法人の中には、一般企業5社、大学3箇所、研究所2箇所が所属していて、LG電子は2010年に1,334件を出願し5年連続1位を占めている。一方、2009年に10位圏外にあった韓国生命工学研究院が新しく10位圏内に進入し、大学及び研究所でも特許権確保の努力が積極的に行われていることが分かる。

＜表Ⅵ－2－2＞国内多出願法人（企業）別のPCT国際出願状況

（単位：件）

2010年 順位	2009年 順位	法人名	2005	2006	2007	2008	2009	2010
1	1	LG電子	432	691	895	1,173	1,098	1,334
2	2	三星電子	463	549	616	659	536	690
3	3	LG化学	211	319	282	248	197	176
4	6	LGイノテク	33	37	59	85	80	136
5	4	韓国電子通信研究 院	182	258	427	485	184	98
6	8	韓国科学技術院	16	28	38	39	59	73
7	5	ソウル大学	38	41	68	57	85	66
8	7	SKテレコム	58	33	30	53	74	61
9	*	韓国生命工学研究 院	13	32	49	62	33	43
10	9	漢陽大学	10	7	22	25	51	40
計			1,456	1,995	2,486	2,886	2,397	2,717

※資料出处：特許庁の特許情報統計システム

※「*」 表示は2008年10位圏外の出願企業を意味する

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2010年の個人のPCT国際出願件数は2,000件で、2009年(1,819件)に比べ10.0%が増加し、個人出願が占める比率は1.9%が減少した。個人の出願比率が減少した原因は、企業に比べて個人は言語、手続き、費用の側面において利用するのが容易ではないということが示された。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として施行され、すべての国際出願関連

の書類をハングルで作成して提出することが可能になり、言語的な問題で苦勞した個人や中小企業が便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁の海外出願費用の支援事業も多角的に行われ、規模も拡大され、個人もすばらしいアイデアや技術さえあればいくらかでも外国で特許権を確保できる道が開かれた。

＜表VI－2－3＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
個人	1,253 (26.7)	1,477 (25.0)	1,617 (22.9)	1,707 (21.6)	1,819 (22.7)	2,000 (20.7)
法人	3,437 (73.3)	4,442 (75.0)	5,446 (77.1)	6,206 (78.4)	6,207 (77.3)	7,639 (79.3)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出处:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

二. PCT-EASY (FD出願) 及びE-filing (電子出願) によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願は毎年減っている反面、E-filingによるオンライン出願は増加し続け2010年には93.5%を記録した。これは2009年に世界のPCT出願全体において、E-filingによるオンライン出願が72%程度であることを考慮すると、韓国のオンライン出願環境が世界最高水準に上っていることが分かる。また、出願人もこのような利点を積極的に活用していることが分かる。

出願人の立場では、E-filingで出願する場合には国際出願手数料のうち、300スイスフラン(約346,000ウォン)を、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合には100スイスフラン(約115,000ウォン)の減免を受けることができるので費用節減の効果も期待できる。

<表VI-2-4>媒体別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
On-Line	2,965	4,793	6,094	6,940	7,383	9,015
(比率)	(63.2)	(81.0)	(86.3)	(87.7)	(92.0)	(93.5)
FD(PCT-EASY)	829	687	713	775	489	440
(比率)	(17.7)	(11.6)	(10.1)	(9.8)	(6.1)	(4.6)
その他(書面など)	896	439	256	198	154	184
(比率)	(19.1)	(7.4)	(3.6)	(2.5)	(1.9)	(1.9)
計	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

※資料出处:特許庁の特許情報統計システム

※2005. 2月からオンライン出願を施行

ホ. 言語別PCT国際出願状況

2010年のPCT国際出願のうちの韓国語出願は7,336件で全体の76.1%を占め、英語出願は2,303件で全体の23.9%を占めた。韓国語の出願比率は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に続き2010年にも70%を越えた。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に施行され、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能になったからである。そのため優先日から14ヶ月内に英語翻訳文を提出した手続きがなくなったことにより、言語的に便利な韓国語出願を積極的に利用することになった結果と見られる。

ただし、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人は英語で出願したい場合には英語で出願することができ、英語で出願した場合には英語で国際公開となり、韓国語で出願した場合には韓国語で国際公開になるという点を留意しなければならない。

<表VI-2-5> 言語別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国語	2,880 (61.4)	3,741 (63.2)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)
英語	1,809 (38.6)	2,177 (36.8)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)
日本語	1 (-)	1 (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出処:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

3. 国際調査・国際予備審査の状況

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジョン・ホボム

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/国際予備審査請求の予想件数

韓国庁は1997年PCT総会において国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2010年末に米国をはじめとする12ヶ国の特許庁と業務協約を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び/又は国際予備審査業務を遂行している。

※業務協約締結国:フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)

2010年に韓国特許庁に受け付けた国際調査は計22,707件で2009年の21,068件に比べて7.8%が増加した。その中で韓国の出願人が申請した件数が8,830件で2009年に比べて24.5%が増加した反、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は13,877件で2009年に比べて0.7%が減少した。米国の出願人が申請した件数は、韓国特許庁が受け付けた国際調査の全体の8.7%と外国国際調査の96.0%を占めた。

2008年まで225千ウォンであった韓国の国際調査費用が、2009年には韓国語調査の場合は45万ウォン、英語の調査の場合は90万ウォンに大幅に値上げし、2010年からは英語による調査の場合は130万ウォンに大幅引き上げた。それにもかかわらず外国出願人(特に米国出願人)らが韓国特許庁に継続的に国際調査を申請したことは、引き上げ後も先進国の国際調査機関に比べて相対的に安い国際調査料と、高い国際調査品質により満足できる結果を得ることができたからであると分析される。

＜表Ⅵ－2－6＞PCT国際調査用の写本受付け状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3,850 (99.5)	5,163 (87.5)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)
米国	－ (－)	690 (11.7)	2,735 (30.7)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)
その他の国	20 (0.5)	45 (0.8)	118 (1.3)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)
計	3,870 (100.0)	5,898 (100.0)	8,924 (100.0)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)

※資料出处:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

2010年に韓国特許庁に受付けた 国際予備審査は270件で、2009年の341件に比べ20.

8%が減少した。このような減少傾向は最近数年間続いている。その理由は、2002年から国際予備審査を請求しない場合でも、指定国への進入期間が20ヶ月から30ヶ月に自動延長されるようにPCT条約規則を改正したためであり、また、2004年から国際調査機関でも特許性の検討などの国際予備審査機能を遂行しているからであると分析される。

＜表VI-2-7＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
国際予備審査 請求書受付	655	599	511	359	341	270
増加率	△29.4	△8.5	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8

※資料出処:特許庁特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関の指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) の他、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) で指定して国際調査を受けることができる。

2010に韓国特許庁を受理官庁として出願したPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関として指定した比率は97.8%であり、外国特許庁を国際調査機関として指定した比率は2.2%であった。2009年に比べて外国特許庁を国際調査機関として指定した比率がますます低くなった。これは2010年にオーストリア特許庁が国際調査料を357千ウォンから2,951千ウォンに大幅に引き上げたためだと分析される。

<表VI-2-8>PCT国際調査機関の指定状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国(KR)	4,209 (89.7)	5,368 (90.7)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)
その他の国	481 (10.3)	551 (9.3)	497 (7.0)	323 (4.1)	584 (7.3)	217 (2.2)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出処:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ホン・イクサン

イ. 2010年度 PCT国際出願の韓国の国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて韓国において特許権(実用新案権)を獲得するためにPCT出願後2010年に、韓国の国内段階に移行した件数は27,842件で前年対比8.4%増加した。これは韓国国内特許(実用新案)出願件数である183,230件の15.2%に該当する。

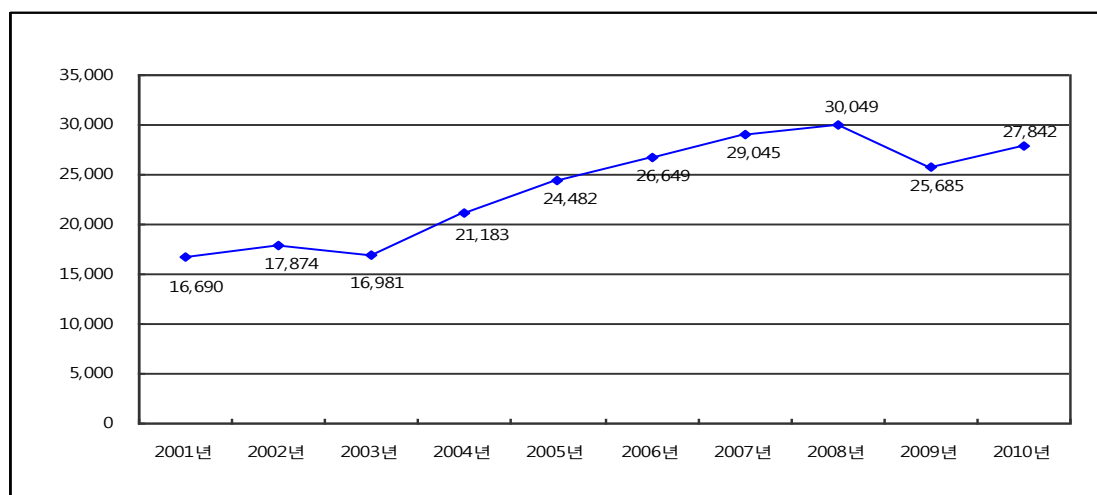
<表VI-2-9>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位:件、%)

年度 分析分析	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049	25,685	27,842
増減率(%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5	△14.5	8.4

※資料:KIPO統計

<図VI-2-4>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況



ロ. 韓国の国内段階（指定官庁）への移行動向

2000年以前から持続的に増加傾向を維持してきたPCT国際出願の韓国の国内段階への移行件数は、2003年に△5.0%のマイナス成長を記録した。これは2003年3月12日から韓国の国内段階への移行期間が優先日から30ヶ月まで適用を受けることとなり、優先日から20ヶ月以内に国内段階へ移行しなければならない出願案件などが10ヶ月遅延されたからと分析された。遅延となった出願案件が2004年以後に国内段階に移行することによって、2004年と2005年には 各々24.7%と15.6%の増加傾向を見せた。2006年と2007年には8.9%と9.0%で安定した増加傾向を見せ、2008年には下半期から始まった世界金融危機によって増加率が3.5%となり平年並みより減少を示した。グローバル景気低迷が本格化した2009年度には△14.5%と急減した。

2010年には世界経済がグローバル金融危機から逃れ、安定した回復傾向を現わすことにより、国内段階への移行件数も8.4%増加となった。このような増加傾向は世界経済にグローバル金融危機のような大型悪材料が発生しない限り2011年にも持続する見通しである。

第2節 マドリッド国際商標出願

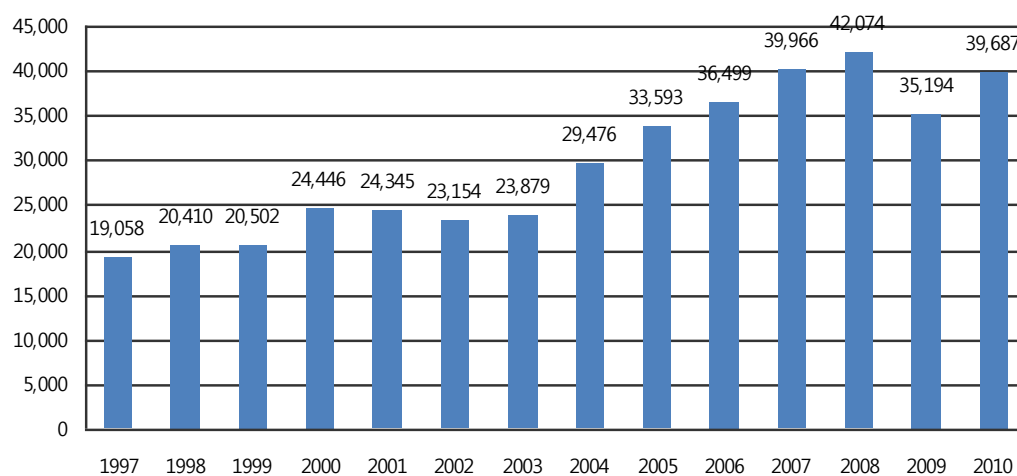
対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 金・キホン

1. 世界の国際商標出願状況

イ. 世界の国際商標出願状況

世界経済回復の影響により2010年度の世界マドリッド国際商標の全体出願件数は39,687件であり、2009年度(35,194件)に比べて4,493件(12.8%)増加した。

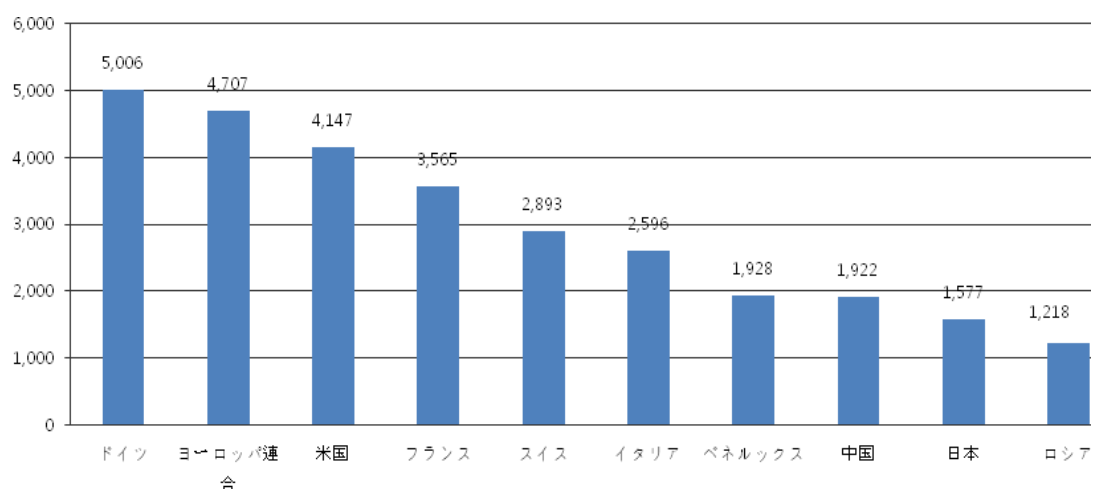
<図VI-2-5>年度別の世界の国際商標出願状況



※資料:WIPO統計

2010年度に、世界マドリッド国際商標の10大多出願国は下記の通りであり、韓国は354件で、2009年度(249件、23位)対比105件(42.2%)増加し17位を占めた。

<図VI-2-6> 2010年の世界国際商標の10大多出願国



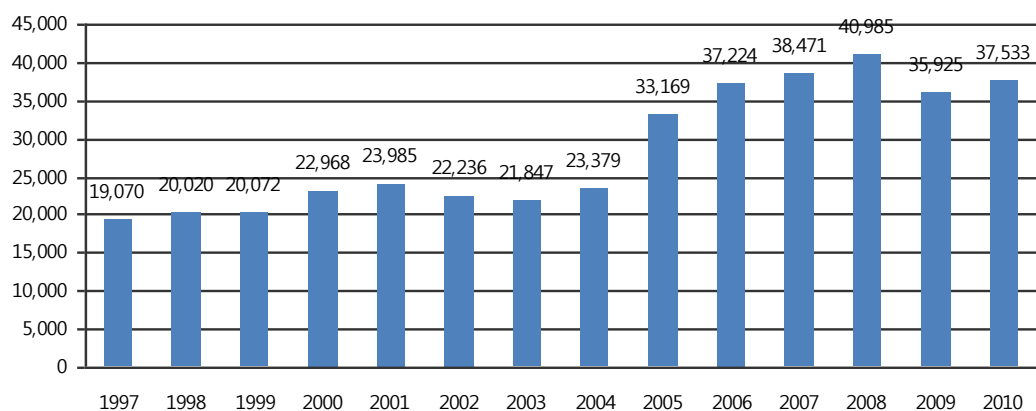
※資料:WIPO統計

※WIPO統計(2010.3.23発表)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある(WIPO統計249件、KIPO統計282件)

ロ. 世界の国際登録の状況

2010年度にマドリッド国際登録商標の件数は37,533件であり、韓国と本国とする官庁マドリッド国際出願は305件が国際登録された。

<図VI-2-7> 年度別の世界国際商標登録状況

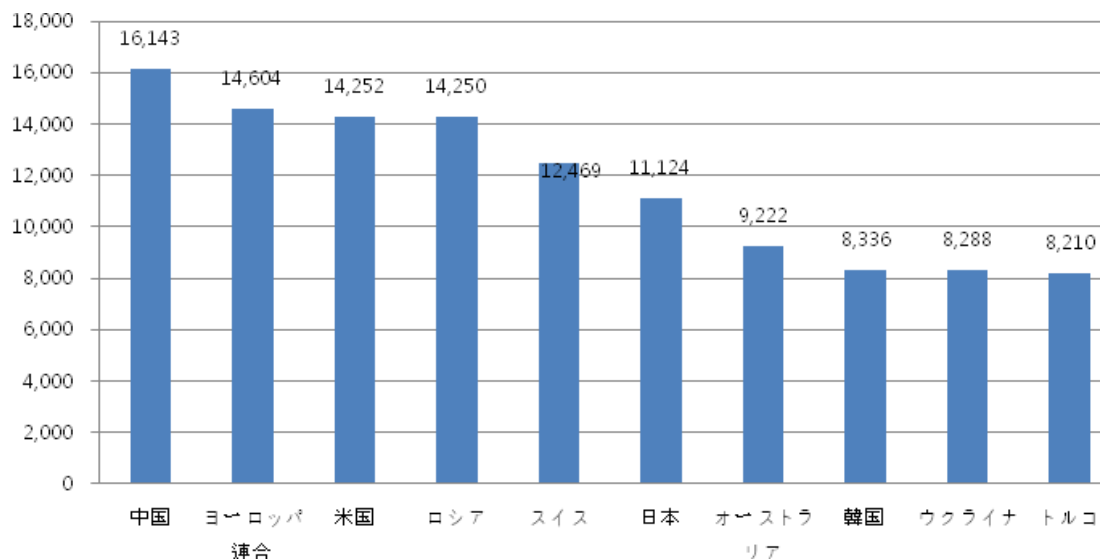


※資料:WIPO統計

ハ．世界10大指定国の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じた指定国の順位は、中国が16,143件で1位を占め、その次がヨーロッパ連合、米国、ロシアなどの順にその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は8,336件(国際登録7,103件、事後指定1,233件)と世界8位を記録した。

＜図VI-2-8＞2010年の世界10大指定国の状況



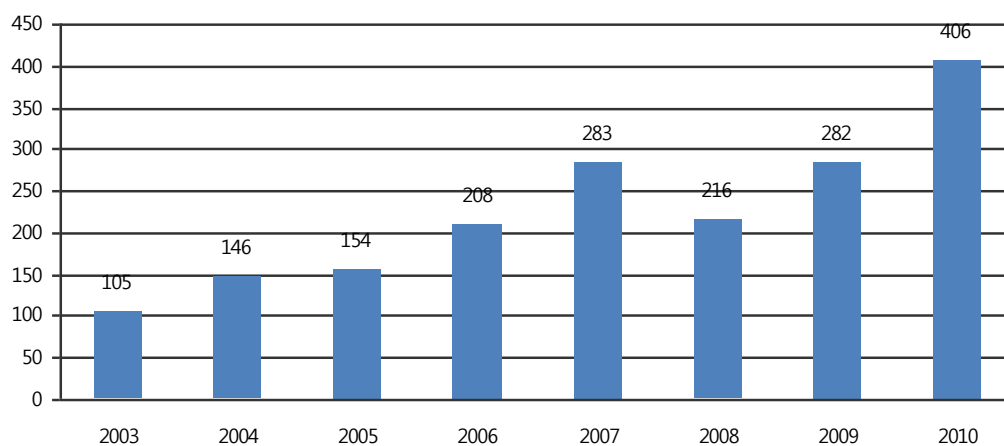
※資料:WIPO統計

2. 国内本国官庁の国際商標出願状況

イ．国内出願人の国際商標出願状況

2010年度に韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は406件(事後指定19件は除外)で、2009年度の282件に比べて44.0%増加した。

＜図VI-2-9＞年度別の韓国の国際商標出願状況



※資料：WIPO統計

※WIPO統計(2010.3.23発表)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある（WIPO統計354件、KIPO統計406件）

ロ．国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月のマドリッド議定書制度施行時から施行されたオンライン電子出願は、施行初期に利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書の書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果により、2010年には94.8%まで増加した。

＜表VI-2-10＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位:件、%)

年度 区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
電子出願	37	44	39	154	196	180	258	385
(占有率)	(35.2%)	(30.1%)	(25.3%)	(74.0%)	(69.3%)	(83.3%)	(91.5%)	(94.8%)
書面出願	68	102	115	54	87	36	24	21

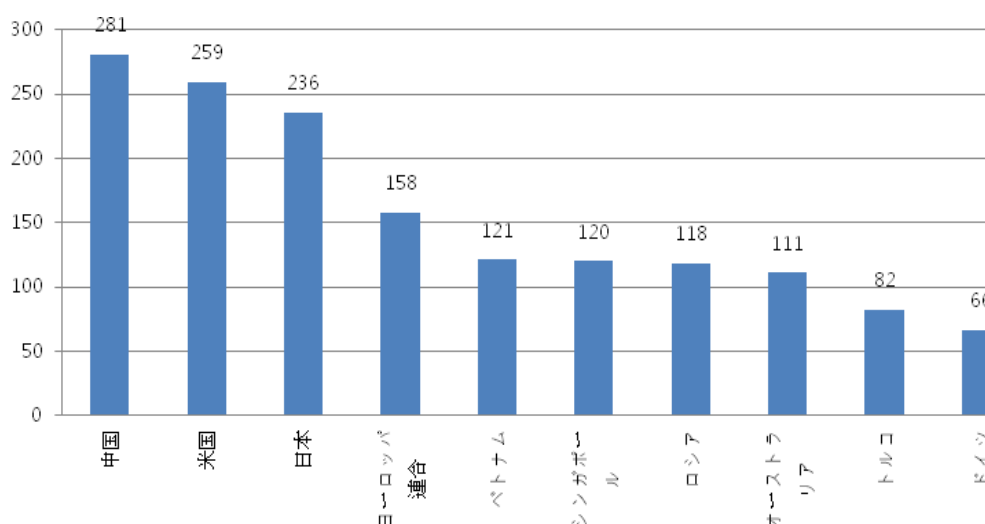
(占有率)	(64.8%)	(69.9%)	(74.7%)	(26.0%)	(30.7%)	(16.7%)	(8.5%)	(5.2%)
計	105	146	154	208	283	216	282	406

※資料:KIPO統計

ハ. 自国民の国際商標出願10大指定国の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じた自国民の外国指定件数は3,043件であり、中国(281件)、米国(259件)、日本(236件)等の順であった。

<図VI-2-10> 2010年の自国民の10大指定国の状況



※資料:KIPO統計

ニ. 韓国国内の10大国際商標多出願人(企業)

2010年度の韓国のマドリッド国際商標多出願企業は、現代自動車、韓国冶金、LGなどの順である。

＜表Ⅵ－2－11＞2010年の韓国の10大国際商標多出願企業状況

(単位:件、%)

順位	出願人名	2010出願件数	占有率
1	現代自動車	22	5.42
2	韓国冶金	17	4.19
3	LG	9	2.22
4	ヌガ医療機	6	1.48
5	LGイノテク	5	1.23
6	LG電子	4	0.98
6	ピジョン	4	0.98
6	LGディスプレイ	4	0.98
9	イーストソフト	3	0.74
9	トゥレクスタ	3	0.74
	その他	329	81.04
合計		406	100.00

※資料:KIPO統計

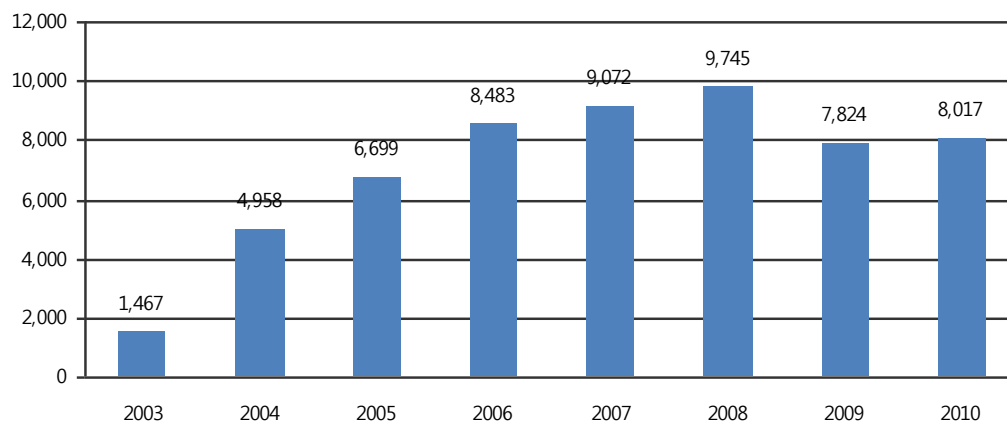
3. 国内指定官庁の状況

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・キホン

イ. 外国人の韓国を指定した国際商標登録出願状況

2010年度に外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は8,017件(国際出願6,831件、事後指定1,108件、名義変更78件)で、2009年度の7,824件対比2.5%増加した。

<図VI-2-11> 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

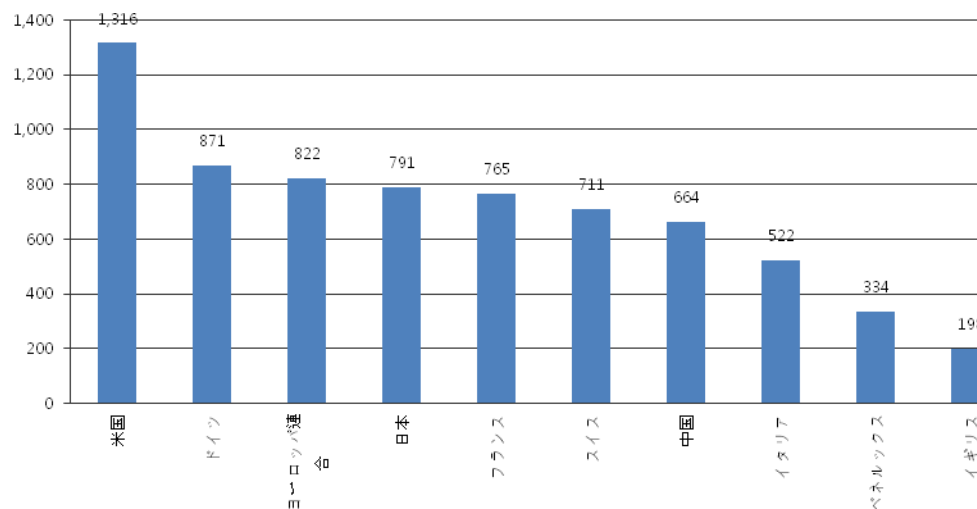


※資料:KIPO統計

ロ. 韓国指定の10大締約国

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じて韓国を指定した10大締約国は米国、ドイツ、ヨーロッパ連合、日本、フランスなどの順である。

<図VI-2-12> 2010年の韓国を指定した10大締約国の状況



※資料:KIPO統計

ニ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じて海外において韓国を指定した外国企業の出願状況は、スイスのPhilip Morris(タバコ関連製品)が87件、No Vartis(医薬品)が59件、オランダのPhilips(電子製品)が38件を出願して多出願上位企業を占めた。

＜表VI-2-12＞2010年の韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

(単位:件、%)

順位	外国出願企業	国籍	2010 出願件数	比重
1	Philip Morris Products S.A.	スイス	87	1.09
2	No Vartis AG	スイス	59	0.74
3	Koninklijke Philips Electronics N. V.	オランダ	38	0.47
4	SANOFI-AVENTIS	フランス	36	0.45
4	Microsoft Corporation	米国	36	0.45
6	Apple Inc.	米国	27	0.34
7	Boehringer Ingelheim International GmbH	ドイツ	26	0.32
8	BASF SE	ドイツ	25	0.31
9	Cendres+Metaux Holding SA	スイス	23	0.28
10	Ares Trading S.A.	スイス	20	0.25
	その他		7,640	95.30
合計			8,017	100.00

※資料:KIPO統計

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

1. 産業財産権登録動向の概要

特許庁は2007年まで審査処理量の増加に伴い審査人材を着実に増員し、審査処理期間を短縮させたことにより、新規登録件数が過去3年間（2003年～2005年）の年平均新規登録件数（173,108件）に比べ、最近3年間（2008～2010年）の年平均登録件数（166,528件）が△3.8%の小幅な減少傾向を見せた。

2008年から新規登録が減少した原因は、対外的には米国の金融危機にともなう景気不況が、韓国 of 全産業部門に連鎖的な経済危機を造成し新規登録にも減少要因として作用したものと見られ、対内的には品質中心の審査パラダイムの転換にともなう審査処理量及び登録決定率の減少が主要原因と分析される。

しかし、年次登録件数は着実に増加し2008年には前年対比7.7%、2009年には前年対比21.8%、2010年には前年対比9.6%に増加した。

2. 2010年度の登録細部状況

イ. 過去5年間の設定登録状況

2010年の新規設定登録は159,977件であり、前年対比9.6%増加した。各権利別に見ると、＜表VI-3-1＞から分かるように、特許、実用新案、デザインは前年同期に比べ21.6%、8.9%、5.0%が各々増加し、商標は前年とほとんど変わらない。

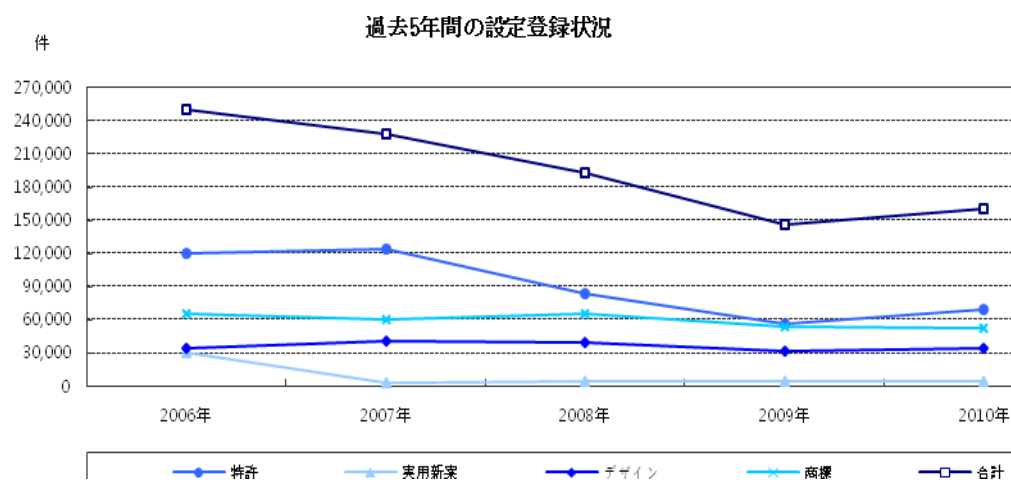
実用新案の場合は2006年10月1日の 実用新案先登録制度の廃止により正常な審査処理期間を経て登録され登録件数が急激、減少したが、2007年以後から正常化となった。

＜表Ⅵ－3－1＞過去5年間の設定登録状況

(単位:件、%)

年度別 権利別	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
特許	120,790 (64.3)	123,705 (2.4)	83,523 (△32.5)	56,733 (△32.1)	68,843 (21.6)
実用新案	29,736 (△9.1)	2,795 (△90.6)	4,975 (80.1)	3,949 (△20.6)	4,301 (8.9)
デザイン	34,206 (0.6)	40,745 (19.1)	39,858 (△2.2)	32,091 (△19.5)	33,697 (5.0)
商標	65,825 (13.7)	60,361 (△8.3)	65,583 (8.7)	53,155 (△19.0)	53,136 (0.0)
合計	250,557 (26.5)	227,606 (△9.2)	193,939 (△14.8)	145,926 (△24.8)	159,977 (9.6)

※注):()は前年対比増減率



ロ．権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

＜表Ⅵ－3－2＞のように産業部門別の登録状況を調べてみると、2010年度の全体新規設定登録件数のうち、国家技術発展の牽引車役割をする特許・実用新案の登録件数は73,144件で、2009年と同様に電気通信分野49.8%、機械分野15.1%であり、この2分野の占有率が64.9%と、他産業分野に比べ高い比率を示したのに対し、化学10.4%、土木建設7.3%、飲み物衛生6.4%等であった。

＜表Ⅵ－3－2＞2010部門別の特許・実用新案設定登録の状況

(単位:件、%)

区 分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光 金属	飲料 衛生	事務用 品印刷	農林 水産	雑貨	合計
2010	件数	11,024	7,592	1,016	36,413	5,312	2,783	4,675	411	1,184	2,734	73,144
	占有率	15.1	10.4	1.4	49.8	7.3	3.8	6.4	0.6	1.6	3.7	100
2009	件数	9,652	6,369	839	29,108	3,933	2,031	4,340	357	1,014	3,039	60,682
	占有率	15.9	10.5	1.4	48.0	6.5	3.3	7.1	0.6	1.7	5.0	100
前年対比 増減率		14.2	19.2	21.1	25.1	35.1	37.0	7.7	15.1	16.8	△10.0	20.5

2) 物品群別のデザイン登録状況

2010年度のデザイン新規設定登録件数は 33,697件であった。＜表Ⅵ-3-3＞と同じように物品群別の登録占有率を見ると、土木及び建築用品15.3%、事務用品及び販売用品14.3%、住宅設備用品14.3%、電機電子機械器具及び通信機械器具11.9%、衣服身辺品8.6%、生活用品7.7%等であった。前年対比の増減率を見ると、産業用機械器具5

0.5%、趣味娯楽及び運動競技用品41.4%、電機電子機械器具及び通信機械器具34.1%、製造嗜好食品32.8%、土木及び建築用品22.2%、一般機械器具20.1%、輸送または運搬機械10.7%、住宅設備用品9.1%、衣服身辺品3.9%などが増加した反面、生活用品16.9%、事務用品及び販売用品13.4%、その他16.3%などが各々減少したが、全体的には5.0%が増加した。

＜表Ⅵ－３－３＞2010年の物品群別のデザイン登録状況

(単位:件、%)

区分		加工 食品 嗜好 食品	衣服 身の 回り 品	生活 用品	住宅 設備 用品	趣味 娯楽 及び 運動 競技 用品	事務 用品 及び 販売 用品	運輸 及び 運搬 機械	電気 電子 機械 器具 及び 通信 機械 器具	一般 機械 器具	産業 用機 械器 具	土木 及び 建築 用品	その 他	計
2010	件数	162	2911	2,598	4,817	803	4,843	1,032	3,989	1,088	1,764	5,160	4,530	33,697
	占有率	0.5	8.6	7.7	14.3	2.4	14.3	3.1	11.9	3.2	5.3	15.3	13.4	100
2009	件数	122	2,802	3,126	4,416	568	5,594	932	2,974	906	1,172	4,224	5,255	32,091
	占有率	0.4	8.7	9.7	13.8	1.8	17.4	2.9	9.3	2.8	3.6	13.2	16.4	100
前年対比 増減率		32.8	3.9	△ 16.9	9.1	41.4	△13.4	10.7	34.1	20.1	50.5	22.2	△ 16.3	5.0

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2010年度の商標新規設定登録件数は53,136件であり（＜表Ⅵ-3-4＞参照）、部門別の登録占有率を見ると、化学品・薬剤部門が16.7%、機械・電気機械16.3%、サービス業15.2%などの順であった。部門別の前年対比の増減率を見ると、前年度より増加した部門は、世帯台所用品13.1%、繊維・衣類9.4%など7部門で、2009年度に比べ徐々に増加した部分が多かった。

減少率はサービス業15.4%、一般金属製建築材料14.7%、ゴムプラスチック材料9.4%であり、全体的にはほとんど変動がなかった。

＜表Ⅵ-3-4＞2010年の部門別の商標登録状況

（単位：件、％）

区 分		化 学 品 薬 剤	一般 金属 製品、 建築 材料	機械、 電気 機械	繊維、 衣類	世帯、 台所 用品	貴金 属、 時計、 カバ ン類	楽器、 玩具、 タバ コ	紙、 文具	菓子、 食品、 飲み 物	ゴム、 プラ スチ ック 材料	サー ビ ス業	その 他	計
2010	件数	888.5	1,442	8,642	4,407	1,885	2,399	1,495	1,978	6,991	270	8,066	6,736	53,136
	占有率	16.7	2.7	16.3	8.3	3.5	4.5	2.8	3.7	13.1	0.5	15.2	12.7	100
2009	件数	8,714	1,692	9,148	4,028	1,667	2,375	1,482	1,872	6,809	298	9,538	5,532	53,155
	占有率	16.4	3.2	17.2	7.6	3.1	4.5	2.8	3.5	12.8	0.6	17.9	10.4	100
前年対比 増減率		1.9	△ 14.7	△ 5.5	9.4	13.1	1.0	0.8	5.6	2.6	△ 9.4	△ 15.4	21.7	0.0

ハ．個人・法人別の登録状況

2010年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると、（＜表Ⅵ-3-5＞参照）、個人28.9%、法人71.1%の割合であった。

権利別に区分してみると、特許の場合、個人15.2%、法人84.8%と、法人登録の比率が非常に高い。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって、資本力と体系的な研究基盤が揃っている大企業の研究所などが、産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も開発能力の高い法人の登録率が高いが、個人の産業財産権に対する認識変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の比率を維持している。

但し、実用新案の場合、個人登録(53.6%)が法人登録(46.4%)を大きく上回るのは、特許に比べ相対的に高度の技術を要しない発明であるため、登録が相対的に容易であることから起因するものと見られる。

＜表Ⅵ-3-5＞2010年の個人・法人別の登録状況

(単位:件、%)

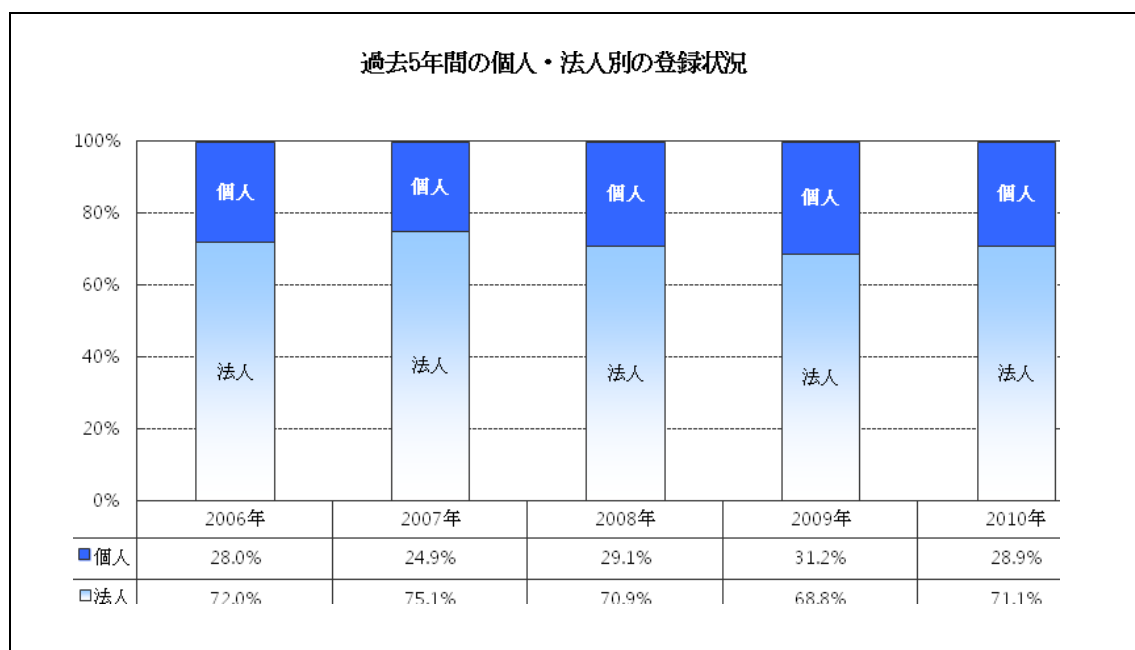
区 分	個 人		法 人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	10,431	15.2	58,412	84.8	68,843	100
実用新案	2,306	53.6	1,995	46.4	4,301	100
特・実小計	12,737	17.4	60,407	82.6	73,144	100
デザイン	13,629	40.4	20,068	59.6	33,697	100
商標	19,947	37.5	33,189	62.5	53,136	100
計	46,313	28.9	113,664	71.1	159,977	100

過去5年間の個人・法人別の登録推移を見ると、＜表Ⅵ-3-6＞からわかるように、2007年以後から個人及び法人の件数は2009年までは減少したが、2010年は前年対比各々1.6%、13.3%が増加した。

＜表VI－3－6＞過去5年間の個人・法人別の登録状況

(単位:件、%)

区 分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	前年対比 増減率
個 人	70,070 (28.0)	56,715 (24.9)	56,392 (29.1)	45,588 (31.2)	46,313 (28.9)	1.6
法 人	180,502 (72.0)	170,897 (75.1)	137,289 (70.9)	100,340 (68.8)	113,664 (71.1)	13.3



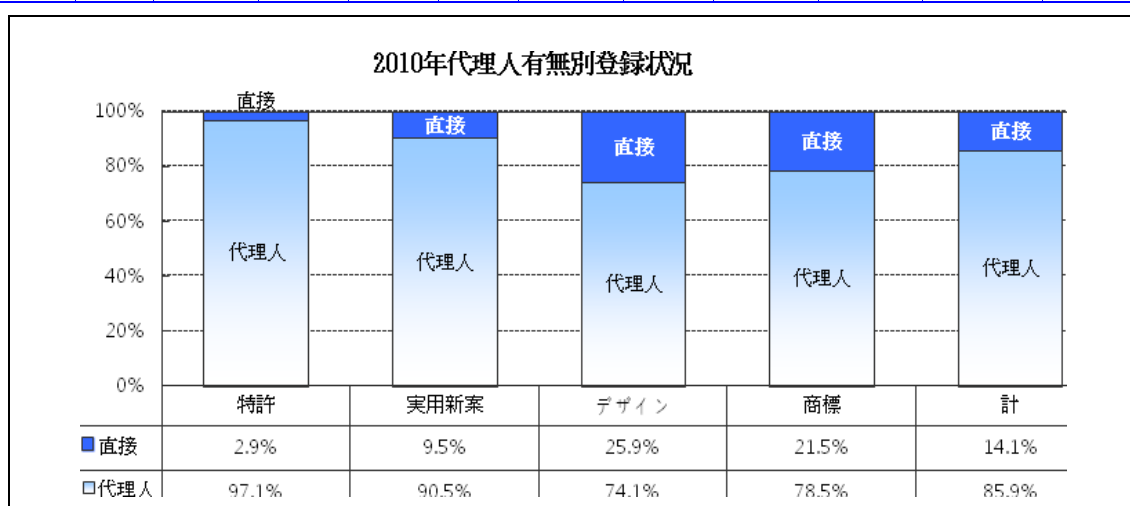
二．代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったかを見ると、＜表VI-3-7＞のように代理人による登録率が85.9%、権利者が直接登録手続きを行った比率が14.1%である。権利別に見ると、特許が97.1%で他の権利に比べて代理人の選任を通じた登録比率が高く、デザインが74.1%で最も低いことが分かった。

<表VI-3-7>2010年の代理人有無別の登録状況

(単位:件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
2010	件数	66,841	2,002	3,891	410	24,954	8,743	41,666	11,470	137,352	22,625
	構成 比	97.1	2.9	90.5	9.5	74.1	25.9	78.5	21.5	85.9	14.1
2009	件数	54,946	1,787	3,566	383	22,961	9,130	41,124	12,014	122,597	23,314
	構成 比	96.9	3.1	90.3	9.7	71.5	28.5	77.4	22.6	84.0	16.0
2008	件数	80,594	2,776	4,336	615	30,273	9,608	52,043	13,436	167,246	26,435
	構成 比	96.7	3.3	87.6	12.4	75.9	24.1	79.5	20.5	86.4	13.6



ホ. 自国民・外国人別の登録状況

2010年の設定登録状況を自国民・外国人別に区分して見ると、<表VI-3-8>のよう

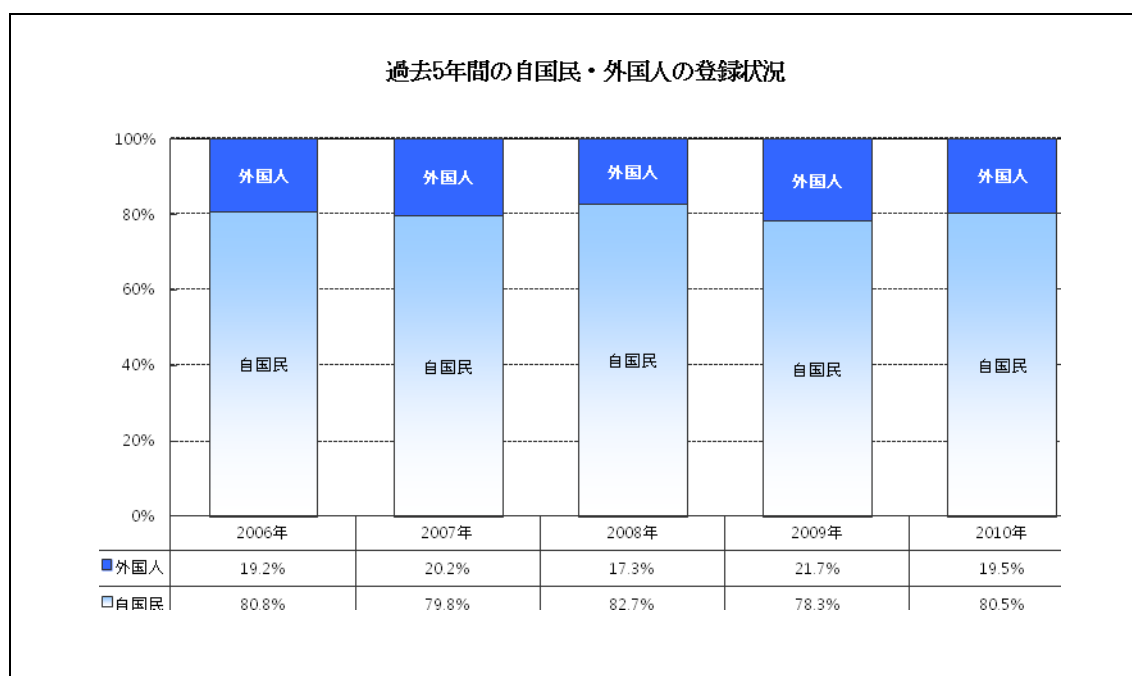
に自国民128,838件(80.5%)、外国人31,139件(19.5%)を占め、登録件数が前年度より増加した。自国民の登録件数は前年比べ12.8%増加し、外国人登録件数は前年対比1.9%減少を見せた。全体的に前年度に比べて9.6%増加した。

＜表Ⅵ－3－8＞過去5年間の自国民・外国人登録状況

(単位:件、%)

区 分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	前年対比 増減率
自国民	202,533 (80.8)	181,641 (79.8)	160,113 (82.7)	114,196 (78.3)	128,838 (80.5)	12.8
外国人	48,039 (19.2)	45,971 (20.2)	33,568 (17.3)	31,752 (21.7)	31,139 (19.5)	△1.9
合計	250,572 (100)	227,612 (100)	193,681 (100)	145,928 (100)	159,977 (100)	9.6

※注) () 内は占有比率



へ. 自国民の地域別登録状況

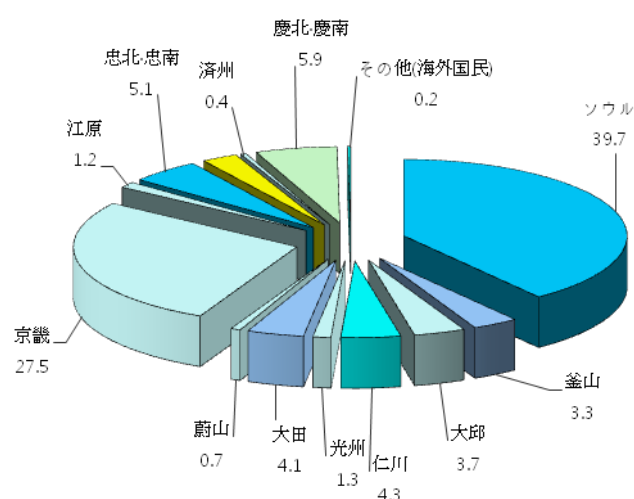
2009年の自国民の登録現況を＜表VI-3-9＞のように、市・道別の住民登録上の住所地を基準にして見ると、ソウル39.7%、京畿27.5%であり、ソウル・京畿地域の居住者が67.2%で最も高かった。ソウル・京畿を除く地方自治体の中では仁川が4.3%で最も高かった。道別では京畿・慶北・忠南・慶南順であった。

＜表VI-3-9＞2010年の市・道別の登録状況

(単位:件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州)	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
件数	51,089	4,283	4,747	5,494	1,741	5,322	965	35,397	1,554	2,397	4,123	1,781	1,539	4,474	3,085	546	301	128,838
構成比	39.7	3.3	3.7	4.3	1.3	4.1	0.7	27.5	1.2	1.9	3.2	1.4	1.2	3.5	2.4	0.4	0.2	100

2010年市・道別の登録状況（構成比）



ト．外国国家別設定登録状況

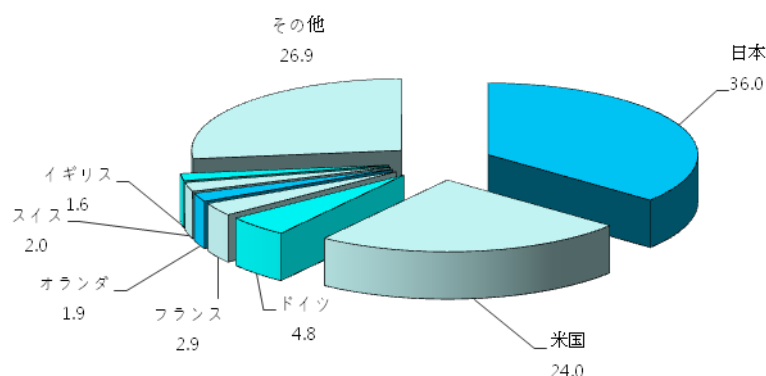
2010年度の新規設定登録件数のうち、外国人登録をく表) VI-3-10>のように、国別に調べて見ると、全体の31,139件のうち、日本が11,195件(35.9%)、米国が7,460件(24.0%)で、これら二つの国の登録件数が全体の50%以上を占めている。基盤技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権より特許・実用新案権の登録を多く占めている。

<表VI-3-10> 2010年の外国の国別設定登録状況

(単位:件、%)

区 分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	英国	その他	合計
特許	8,332	4,711	1,033	621	439	292	225	1,786	17,439
実用新案	6	6	0	0	0	0	0	90	102
特・実	8,338	4,717	1,033	621	439	292	225	1,876	17,541
小計	941	617	83	40	78	55	48	312	2,174
デザイン	1,916	2,126	377	239	87	265	231	6,183	11,424
商標	11,195	7,460	1,493	900	604	612	504	8,371	31,139
合計	36.0	24.0	4.8	2.9	1.9	2.0	1.6	26.9	100

2010年国別設定登録状況(構成比)



チ. 多登録企業の状況

2010年の設定登録状況を自国民のうちの多登録企業は＜表VI-3-11＞のように、LG電子（株）、三星電子（株）、現代自動車（株）などの順で多かった。多登録順位20位以内の電子・電気・自動車・通信分野の企業は、主に特許・実用新案権を、化学・生活密着形の用品分野の企業は、主にデザイン・商標権の登録比率が高かった。これは企業が主力とする特許技術戦略と密接な関連がある。

＜表VI-3-11＞2010年の自国内の多登録企業の状況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	LG電子株式会社	1,496	0	563	650	2,709
2	三星電子株式会社	1,595	1	749	107	2,452
3	現代自動車株式会社	1,426	0	126	21	1,573
4	(株) アモーレパシフィック	54	70	401	1,047	1,572
5	株式会社ハイニックス半導体	1,367	0	0	0	1,367
6	株式会社ポスコ	1,074	0	6	11	1,091
7	株式会社KT	606	6	18	234	864
8	LGディスプレイ株式会社	787	0	2	0	789
9	三星電気株式会社	699	0	5	11	715
10	CJ第一精糖(株)	27	3	362	189	581
11	LGハウシス	25	1	513	12	551
12	株式会社LG生活健康	38	1	165	292	496
13	株式会社東部ハイテク	414	0	0	31	445
14	エスケイテレコム株式会社	201	0	4	224	429
15	株式会社LG科学	396	1	4	5	406
16	株式会社パリクラサン	10	9	150	229	398
17	ロッテ製菓株式会社	6	1	61	252	320
18	三星重工業株式会社	176	1	8	130	315

19	株式会社オリオン	0	1	68	237	306
20	サムソンエスアイ株式会社	275	0	0	1	276

第2節 年次登録

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

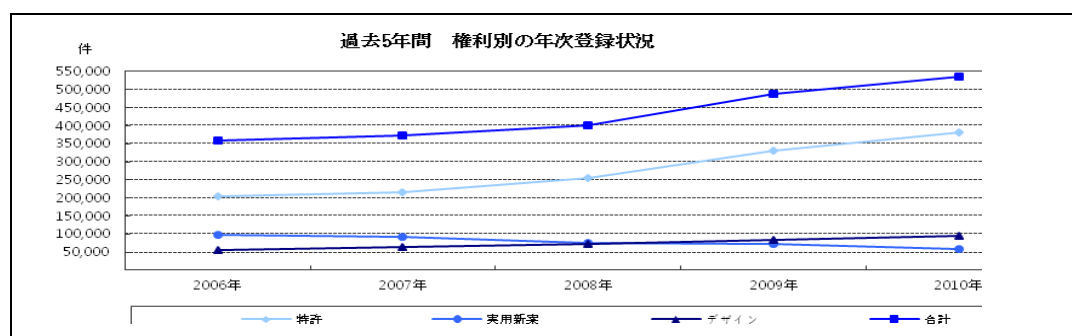
産業財産権は、新規設定登録以後にも権利の存続期間の間は所定の年次登録料を納付してこそ権利として存続させることができる。年次登録は、権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標であり、2010年は535,909件で前年対比9.6%増加した（＜表VI-3-12＞参照）。権利別には特許、デザインが各々15.1%、15.0%増加した反面、実用新案は21.0%減少した。

＜表VI-3-12＞過去5年間の権利別年次登録状況

（単位：件、％）

年度別 権利別	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
特許	204,927 (9.6)	215,284 (5.1)	254,150 (18.1)	332,110 (30.7)	382,129 (15.1)
実用新案	97,006 (1.0)	93,373 (△3.7)	75,477 (△19.2)	73,355 (△2.8)	57,965 (△21.0)
デザイン	56,460 (12.6)	64,146 (13.6)	71,795 (11.9)	83,283 (16.0)	95,815 (15.0)
合計	358,393 (7.5)	372,803 (4.0)	401,422 (7.7)	488,748 (21.8)	535,909 (9.6)

※注：()は前年対比増減率



第3節 存続権利状況

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

韓国の産業財産権登録は、1948年は11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め、2010年末は3,011,323件が登録された(＜表VI-3-13＞参照)。

この中で存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,335,734件で、存続権利件数は1,675,589件である。

自国民と外国人を区別すると、自国民は全体の2,363,872件のうち、1,283,838件、外国人は全体の647,451件のうち、391,750件を維持している。存続権利別の比率を見ると、特許・実用新案権は自国民に、デザイン権は外国人に権利存続意志が強いことが分かった。

＜表VI-3-13＞2010年の現在の存続権利状況

(単位:件、%)

区 分		自国民		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	660,187	100	312,873	100	973,060	100
	消滅	203,536	30.8	129,040	41.2	332,576	34.2
	存続	456,651	69.2	183,833	48.8	640,484	65.8
実用新案	登録	410,480	100	14,264	100	424,744	100
	消滅	325,661	79.3	12,597	88.3	338,258	79.6
	存続	84,819	20.7	1,667	11.7	86,486	20.3
デザイン	登録	519,854	100	45,335	100	565,189	100
	消滅	312,536	60.1	25,020	55.2	337,556	59.7
	存続	207,318	39.9	20,315	44.8	227,633	40.3

商標	登録	773,351	100	274,979	100	1,048,330	100
	消滅	238,301	30.8	89,043	32.4	327,344	31.2
	存続	535,050	69.1	185,936	67.6	720,986	68.8
合計	登録	2,363,872	100	647,451	100	3,011,323	100
	消滅	1,080,034	45.7	255,700	39.4	1,335,734	44.4
	存続	1,283,838	54.3	391,751	60.5	1,675,589	55.6

第4節 国際商標(マドリッド)登録状況

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標を登録し、2004年652件、2005年3,064件、2006年4,307件、2007年4,362件、2008年6,701件、2009年度8,039件で計27,125件が登録された。

OECD会員国の米国、日本及びヨーロッパ主要国などが73.5%でほとんどを占めている(表VI-3-14参照)。

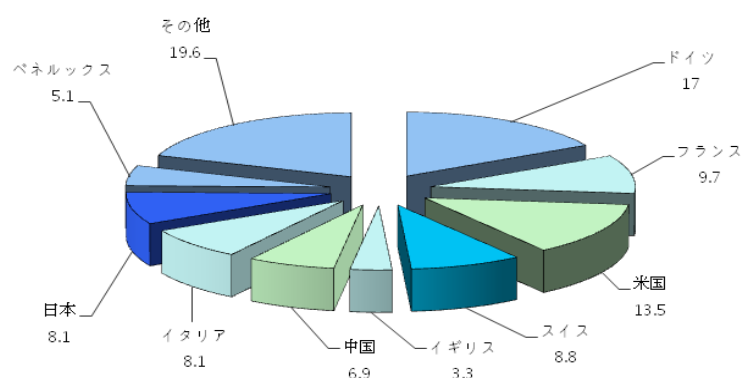
2004年度には、新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以後からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般の登録業務も併行しており、国際商標登録件数も持続的に増加すると予想される。

＜表VI-3-14＞2010年の現在の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位:件、%)

区 分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	中国	ベネルクス	英国	その他	合計
登録	5,503	3,138	4,396	2,869	2,626	2,614	2,232	1,660	1,063	6,356	32,457
構成比	17.0	9.7	13.5	8.8	8.1	8.1	6.9	5.1	3.3	19.6	100

国別の国際商標登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 クァク・ジュンヨン

2010年の産業財産権1次審査処理の全体件数は29万 2,908件で、前年度の23万 6,630件より23.8%増加した。権利別に調べてみると、特許12万 5,633件、実用新案1万 2,307件、商標10万 6,945件、デザイン4万 8,023件であり、前年対比各々33.2%、9.8%、19.3%、15.8%が増加した。このように審査処理件数が増加した理由は、審査官を69人増員し、審査効率性を向上したためだ。

外国人のPCT国際調査申請件数の急増により、PCT国際調査報告書作成件数は20,810件で、前年度の16,926件より22.9%増加した。

一方、特許庁は特・実18.5ヶ月、商標10.6ヶ月、デザイン10.0ヶ月の1次審査処理期間を達成し、2009年に続き2010年にも主要国よりはよい水準の審査サービスを提供した。

＜表Ⅵ－4－1＞権利別の審査処理状況

(単位:件)

区 分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)

2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (292,908)

※注) 1. 特・実はその他処分（審査請求前の取消、放棄、無効など）を含む。

デザイン・商標は取下げ、放棄、無効は含まない。

2. 1次審査処理基準である。

3. デザイン・商標の場合（ ）内は複数デザイン・多類基準である。

第2節 特許及び実用新案

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 クァク・ジュンヨン

1. 特許出願の審査

2010年の特許出願の1次審査処理件数は12万 5,633件であり、2009年に比べ33.2%が増加した。このうちの9.0%に該当する11,276件が1次審査と同時に登録決定され、8.2%に該当する11万 822件が意見提出が通知された。出願から1次審査までに要した特許審査処理期間は、2009年に続き主要国のうち、最も速い18.5ヶ月を維持した。

<表VI-4-2>特許1次審査処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録決定	意見提出 通知	その他通知	取下げ・ 放棄	審査処理 期間
2005年	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,096 (80.9%)	410 (0.3%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006年	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	151,365 (77.5%)	912 (0.4%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	96,997 (75.1%)	693 (0.5%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヶ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は、2005年以降、約20%水準を維持してきたが、2008年12.8%、2009年8.1%、2010年9.0%に減少した。これは世界的な審査品質を重視する傾向により、審査品質を中心に特許審査政策のパラダイムを転換(2008年6月)した以降、多様な審査品質を高める政策を施行した結果であると分析される。

2010年の特許出願の審査終結処理件数は計11万 356件であり、2009年に比べ23.6%増加した。このうちの62.7%に該当する6万 9,162件が登録査定され、34.6%に該当する3万 8,232件が拒絶査定となった。これは前年に比べると登録査定率は3.6%が増加し、拒絶決定率は3.1%が増加した。出願の取下げ・放棄・無効は2,962件であり、全体の審査終結処理件数の2.7%に該当し、2009年に比べ0.5%減少した。

＜表Ⅵ－4－3＞特許審査終結処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2005年	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006年	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)

2010年の特許出願の1次審査処理件数と、審査終結処理件数が前年に比べ増加したことは、審査官が69人増員され、審査の効率が向上したからだ。

ロ．実用新案出願の審査

実用新案の出願1次審査処理件数は、1999年7月に施行した実用新案先登録制度以前に出願された量の審査請求が減少し、2005年17件、2006年10件の審査処理件数が減少傾向を見せ、2006年10月の実用新案先登録制度が廃止となり、実用新案審査主義に転換されたことにより実用新案の審査請求件数が増え、2010年には12,043件が審査処理された。

＜表Ⅵ－4－4＞実用新案1次審査処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄
2005年	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)		—
2006年	10 (100.0%)	—	10 (100.0%)		—
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,374 (73.2%)	15 (0.2%)	—
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,236 (80.5%)	73 (0.6%)	686 (5.4%)
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)

実用新案の審査終結処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2010年には11,216件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%と減少したが、2007年には74.7%であったのを除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%で減少傾向を維持している。

＜表Ⅵ－4－5＞実用新案の審査終結処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2005年	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	—
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	—
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	—
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)

999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月の先登録制度の廃止により、2010年に1次審査処理264件、審査終結処理332件と減少した。

＜表VI－4－6＞旧実用新案の(先登録制度)審査状況

(単位:件)

区 分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定 登録 登録 維持	意見 提出 補正 命令	その他 通知	取下 ・ 放棄	計	設定 登録 登録 維持	取消 査定	取下・放 棄 無効・却 下	計
2005年	31,247	17,885	63	105	49,300	41,428	4,485	3,833	49,746
2006年	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	—	1,116	900	742	—	1,642
2009年	96	375	5	—	476	306	308	—	614
2010年	52	211	1	—	264	152	180	—	332

ハ．PCT国際調査及び予備審査

2010年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2009年対比22.9%増加した20,810件を作成し、PCT予備審査報告書は、2009年対比10.5%減少した324件を作成した。

＜表VI－4－7＞PCT国際調査及び予備審査の状況

(単位:件)

区 分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	副作成宣言書	予備審査報告書
2005年	3,649	14	841
2006年	4,754	35	639
2007年	8,280	51	586

2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324

第3節 商標及びデザイン

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 パク・ジュヨン

1. 商標登録出願審査

イ. 商標登録出願の審査

商標登録出願の1次審査処理量は133,212件であり、このうちの56.6%に該当する75,423件は公告査定、43.4%に該当する57,789件は意見提出通知をした。1次審査処理量が増加したこのは、増加傾向の審査処理期間の短縮のために審査官別の処理目標を上方修正したためだ。1次審査処理期間は2010年の年平均基準10.6ヶ月で、2009年末基準の9.7ヶ月より0.9ヶ月増加したが、審査目標の処理期間である11.0ヶ月を達成した。

<表VI-4-8> 商標登録出願1次審査処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	—	10.6ヶ月
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	—	9.7ヶ月
2008年	162,697 (100)	79,197 (48.7)	83,007 (51.0)	493 (0.3)	6.5ヶ月
2007年	171,858 (100)	82,020 (47.7)	88,164 (51.3)	1,674 (1.0)	5.7ヶ月
2006年	172,045 (100)	88,931 (51.7)	81,126 (47.2)	1,988 (1.2)	5.9ヶ月

※注) 多類基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※ ()は構成比

最終的な審査処理件数は125,161件であり、このうちの79.2%である99,127件が登録査定、20.8%である26,034件が拒絶され、前年度に比べて登録査定率が多少低くなった。

＜表Ⅵ－4－9＞商標登録の出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2009年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2008年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2007年	155,357 (100)	118,528 (76.3)	36,829 (23.7)
2006年	170,526 (100)	130,175 (76.3)	40,351 (23.7)

※注) 多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標の登録出願審査

国際商標登録出願の1次審査処理量は15,932件であり、このうちの23.3%に該当する3,713件は公告査定、76.7%に該当する12,219件は意見提出通知をした。1次審査処理量が減少したのは、出願件数の減少によって審査対象量が減少したことにより国際商標審査官が一部減少したためだ。1次審査処理期間は2010年の年平均基準9.9ヶ月であり、2009年末の基準である9.1ヶ月より0.8ヶ月増加し、審査目標処理期間である11.0ヶ月を達成した。

＜表VI-4-10＞国際商標の登録出願1次審査処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	—	9.9ヶ月
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	—	9.1ヶ月
2008年	23,578 (100)	4,479 (19.0)	19,099 (81.0)	—	7.6ヶ月
2007年	17,746 (100)	2,888 (16.3)	14,858 (83.7)	—	8.9ヶ月
2006年	15,033 (100)	1,870 (12.4)	13,163 (87.6)	—	8.8ヶ月

※注) 多類商標基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※ ()は構成比

最終的な審査処理件数は15,293件であり、このうちの76.6%である11,712件が登録査定され、23.4%である3,581件が拒絶された。

＜表VI-4-11＞国際商標の登録出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)
2008年	19,009	13,376	5,633

	(100)	(70.4)	(29.6)
2007年	13,211 (100)	8,401 (63.6)	4,810 (36.4)
2006年	12,093 (100)	7,994 (66.1)	4,009 (33.9)

※ ()は構成比

2. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は49,778件であり、このうちの54.2%に該当する26,985件は登録査定、45.8%に該当する22,793件は意見提出通知をした。1次審査処理量が増加したのは、商標と同じように増加傾向の審査処理期間の短縮により審査官別の処理目標を上方修正したからだ。

1次審査処理期間は2010年の年平均基準9.4ヶ月であり、2009年末の基準9.0ヶ月より0.4ヶ月増加し、審査処理目標期間である11.0ヶ月を達成した。

<表VI-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	—	9.4ヶ月
2009年	43,769 (100)	23,404 (53.5)	20,365 (46.5)	—	9.0ヶ月
2008年	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6ヶ月
2007年	58,587 (100)	33,758 (57.6)	24,694 (42.1)	135 (0.2)	5.5ヶ月

2006年	48,369 (100)	31,335 (64.8)	16,910 (35.0)	124 (0.2)	5.9ヶ月

※注) 復讐デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※ ()は構成比

最終的な審査処理件数は48,237件であり、このうちの83.7%に該当する40,387件は登録査定、16.3%に該当する7,850件は拒絶査定され、前年度に比べて登録査定率が多少高まった。

<表VI-4-13>デザイン登録出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2007年	54,999 (100)	46,539 (84.6)	8,460 (15.4)
2006年	47,211 (100)	42,183 (89.3)	5,028 (10.7)

※注) 復讐デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録の出願に対する異議申請件及び異議申請率、異議引用率などは次の表と同じだ。 商標登録出願を基準に簡単に調べて

みると、2010年の商標登録の異議申請件は1,676件で、出願公告件数の2.2%に該当し、異議決査定のうちの異議申請が理由があると引用された比率は46.2%だ。

＜表Ⅵ－4－14＞異議申請件数、異議申請率及び異議引用率

(単位:件、%、ヶ月)

区分	2009			2010		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	55,123	11,908	3,750	75,423	9,871	3,713
異議申請件数(B)	1,447	62	57	1,676	56	37
異議申請率(B/A)	2.6	0.5	1.5	2.2	0.6	1.0
異議査定件数(C)	1,701	64	50	1,452	47	38
異議引用件数(D)	784	42	17	671	33	9
異議引用率(D/C)	46.1	65.6	34.0	46.2	70.2	23.7

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

特許審判院 審判政策課 行政主事 オ・ジョンチョル

1. 権利別審判請求及び処理件数の状況

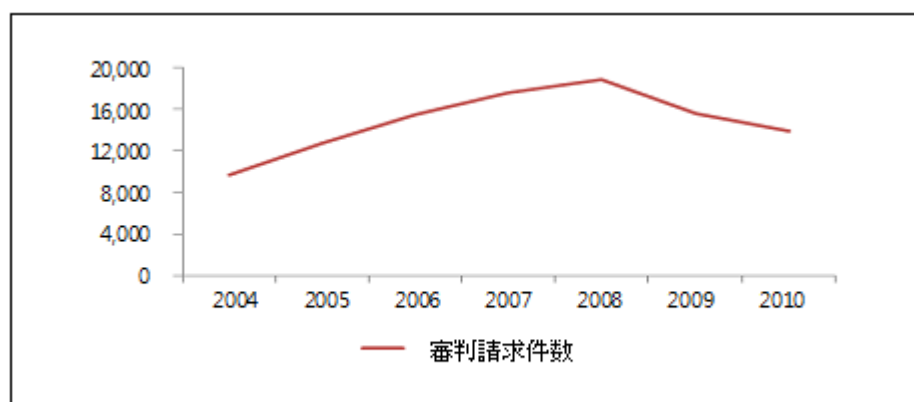
審判請求件数は2010年13,872件であり、前年対比11.0%減少した。権利別に見ると、特許12.2%、実用新案32.5%、商標5.0%が減少し、デザインは3.9%増加した。審判請求件数は2009年から2年連続減少したが、これは長期的な景気低迷及び出願件数の減少などが主な原因と判断される。

＜表VI－5－1＞権利別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度)		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
請求 (増加 率)	特許	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)	12,238 (11.8)	10,561 (△13.7)	9,270 (△12.2)
	実用	827 (4.9)	786 (△5.0)	765 (△2.7)	753 (△1.6)	906 (20.3)	828 (△8.6)	559 (△32.5)
	デザ イン	544 (△8.4)	480 (△11.8)	503 (4.8)	601 (19.5)	766 (27.5)	663 (△13.4)	689 (3.9)
	商標	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,296 (17.7)	4,954 (△6.5)	3,531 (△28.7)	3,354 (△5.0)
	計	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,600 (13.6)	18,864 (7.2)	15,583 (△17.4)	13,872 (△11.0)

＜図VI-5-1＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は、2010年は9,274件であり、前年対比5.0%の減少率を見せ、特許は前年対比5.3%、デザインは2.8%増加した。

＜表VI-5-2＞権利別の審判処理及び前置登録状況

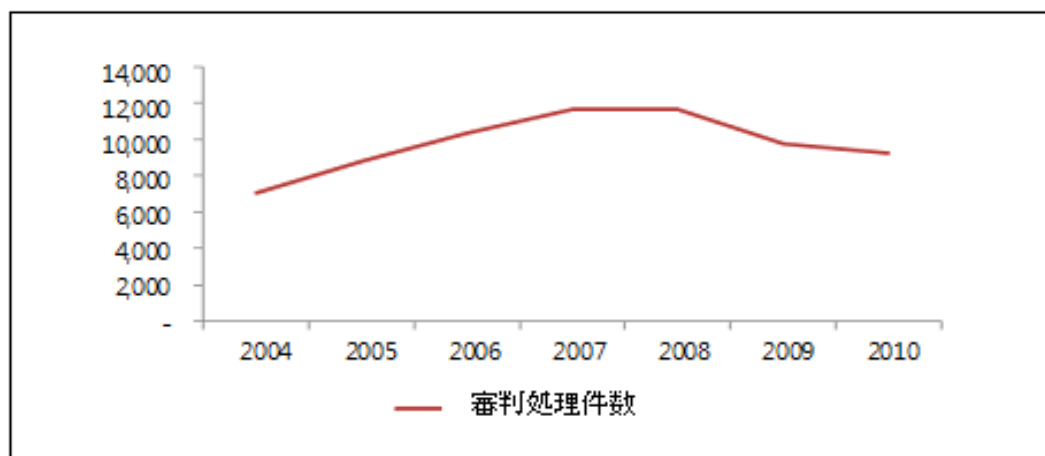
(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
処理 (増加率)	特許	2,292 (81.2)	3,537 (54.3)	4,876 (37.9)	5,696 (16.8)	5,258 (△7.7)	4,719 (△10.3)	4,969 (5.3)
	実用	868 (21.4)	1,033 (19.0)	842 (△18.5)	839 (△0.4)	732 (12.8)	545 (△25.5)	500 (△8.3)
	デザイン	519 (△1.1)	468 (△9.8)	420 (△10.3)	484 (15.2)	542 (12.0)	605 (11.6)	622 (2.8)
	商標	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,196 (10.8)	4,607 (9.8)	5,096 (10.6)	3,895 (△23.6)	3,183 (△18.3)
	計	7,042 (28.2)	8,826 (25.3)	10,334 (17.1)	11,626 (12.5)	11,628 (0.0)	9,764 (△16.0)	9,274 (△5.0)
前置登録	特許	1,759 (12.0)	3,035 (72.5)	4,651 (53.2)	5,291 (13.8)	5,163 (△2.4)	4,849 (△6.1)	4,370 (△9.9)

(増加率)	実用	8 (△38.5)	8 (0.0)	—	9	94 (944.4)	138 (46.8)	104 (△24.6)
	デザイン	66 (53.5)	50 (△24.2)	37 (△26.0)	29 (△21.6)	39 (34.5)	46 (17.9)	27 (△41.3)
	商標	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,833 (12.7)	3,093 (68.7)	4,688 (51.6)	5,329 (13.7)	5,296 (△0.6)	5,033 (△5.0)	4,501 (△10.6)

※処理は無効処分及び前置登録件を除外

＜図VI-5-2＞年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別の審判請求件数率は、韓国内企業が40.1%、外国企業が33.1%、外国人を含む個人が21.5%を占めている。

＜表VI-5-3＞審判請求人別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
自国	特許	739	977	1,275	1,743	1,719	1,664	1,441

個人	実用	453	415	413	388	449	474	302
	デザイン	285	232	246	334	354	338	329
	商標	858	1,011	1,007	1,163	1,008	677	798
	計	2,335 (24.2)	2,635 (20.7)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)	3,530 (18.7)	3,153 (20.2)	2,870 (20.7)
外国 個人	特許	24	79	82	91	94	72	74
	実用	3	—	1	2	—	2	4
	デザイン	—	2	2	1	2	3	7
	商標	28	40	47	70	56	30	32
	計	55 (0.6)	121 (0.9)	132 (0.8)	164 (0.9)	152 (0.8)	107 (0.7)	117 (0.8)
韓国 内 企業	特許	2,230	3,127	4,510	4,771	5,195	4,347	3,623
	実用	355	354	338	352	443	335	235
	デザイン	223	219	226	235	363	283	316
	商標	1,448	1,739	1,643	2,022	1,816	1,424	1,386
	計	4,256 (44.0)	5,439 (42.6)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)	7,817 (41.4)	6,389 (41.0)	5,560 (40.1)
外国 企業	特許	1,641	2,701	3,434	3,854	4,494	3,775	3,449
	実用	12	15	6	7	6	9	12
	デザイン	34	26	26	26	41	38	33
	商標	1,116	1,454	1,687	1,975	2,020	1,342	1,098
	計	2,803 (29.0)	4,196 (32.9)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)	6,561 (34.8)	5,164 (33.1)	4,589 (33.1)

公的 研究 機関	特許	83	131	132	230	358	324	290
	実用	2	—	—	1	4	4	1
	デザイン	—	—	—	1	6	—	4
	商標	1	7	4	2	3	2	21
	計	86 (0.9)	138 (1.1)	136 (0.9)	234 (1.3)	371 (2.0)	330 (2.1)	316 (2.3)
大学	特許	49	90	62	200	331	330	364
	実用	—	—	—	1	1	2	2
	デザイン	—	—	—	—	—	1	—
	商標	7	5	7	12	4	26	6
	計	56 (0.6)	95 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)	336 (1.8)	359 (2.3)	372 (2.7)
その 他	特許	32	37	230	61	47	49	29
	実用	2	2	7	2	3	2	3
	デザイン	2	1	3	4	—	—	—
	商標	40	90	103	52	47	30	16
	計	76 (0.8)	130 (1.0)	343 (2.2)	119 (0.7)	97 (0.5)	81 (0.5)	48 (0.3)

※その他：国家、自治団体など

※（ ）は構成比(%)

3. 自国民・外国人間の審判請求状況

2010年度当事者系審判は計3,472件が請求され、このうちの自国民同士の審判請求は2,604件(75.0%)、自国民と外国人間の審判請求は790件(22.8%)、外国人と外国人間

の審判請求は78件(2.2%)である。

＜表Ⅵ－5－4＞自国民・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
自国内	特許	509	651	790	919	1026	899	966
	実用	539	474	481	457	445	313	250
	デザイン	382	317	356	415	495	418	459
	商標	876	1,005	1,045	1,073	1,055	957	929
	計	2,306	2,447	2,672	2,864	3,021	2,587	2,604
韓国 内・外国	特許	89	87	90	98	107	95	79
	実用	1	1	—	3	8	1	2
	デザイン	2	1	7	2	6	—	3
	商標	180	209	153	205	219	149	203
	計	272	298	250	308	340	245	287
外内国	特許	4	20	18	58	43	29	16
	実用	5	4	6	5	3	1	—
	デザイン	14	9	21	10	17	3	10
	商標	347	436	567	548	713	457	477
	計	370	469	612	621	776	490	503
外外国	特許	13	19	6	5	7	5	9
	実用	—	—	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	1	—	—

	商標	71	94	79	92	124	65	69
	計	84	113	85	97	132	70	78

※内内国：請求人は自国民・被請求人も自国民、内外国：請求人は自国民・被請求人は外国人、外内国：請求人は外国人・被請求人は自国民、外外国：請求人は外国人・被請求人も外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2010年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計466件であり、そのうち、商標に対する審判請求が387件で83.0%を占めている。外国企業の審判請求は274件(58.8%)で、国内企業が審判請求した192件(41.2%)より高いことが分かった。特許及び実用新案の場合は、国内企業が外国企業に比べ4.9倍程度多く審判請求をしていることが分かった。

＜表VI-5-5＞内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

請求人	区 分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	被請求人	権利別							
国内企業	外国企業	特許	81	85	88	73	70	72	58
		実用	2	1	—	—	8	2	1
		デザイン	—	1	6	—	5	—	3
		商標	131	126	107	147	137	105	130
		計	214	213	201	220	220	179	192
外国企業	韓国内企業	特許	2	16	14	55	37	21	12
		実用	2	6	5	5	3	1	—
		デザ	6	3	11	2	7	—	5

		イン							
		商標	226	258	281	300	353	226	257
		計	236	283	311	362	400	248	274

5. 中小企業・大企業の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は、2010年は168件で前年対比△7.2%減少し、そのうち、商標が123件で73.2%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争がたくさん発生していることが明らかになった。

＜表VI-5-6＞ 中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	18	47	44	70	63	49	32
実用	16	15	15	18	8	6	4
デザイン	14	25	14	7	18	18	9
商標	177	126	129	138	173	108	123
計	225	213	202	233	262	181	168

※中小企業:中小企業基本法に基づいた企業

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2010年は9.9ヶ月で前年対比1.9ヶ月が遅れた。

＜表VI-5-7＞ 年度別の審判処理期間状況

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許・実用	12.0	9.6	8.1	5.9	5.9	8.0	10.6

商標・デザイン	5.4	5.8	5.6	5.9	5.6	8.0	9.1
計	8.2	7.8	6.9	5.9	5.7	8.0	9.9

第2節 特許法院の訴提起及び判決状況

特許審判院 訴訟業務チーム 行政事務官 イ・ソンジェ

1998年に特許法院が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許法院に訴を提起した比率は、1999年26.0%と2010年15.7%の減少傾向を見せている。また、審決取消率(特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取消した比率)は2010年21.3%で、過去5年間の審決取消率23.9%に比べて多少減少した。訴提起率が減少したことは、特許審判院の審決に対する全般的な受入れ率が高まったためであり、審決取消率が減少したことは、特許審判院の審決の正確度が高まったためだと見られる。

＜表VI-5-8＞特許法院の訴提起及び判決状況

(単位:件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
訴提起 可能 審決	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452	6,195
訴提起	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979	972
提訴率 (%)	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7
判決 件数	911	791	796	766	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	931
取消 判決	235	188	217	236	206	219	246	328	293	340	270	198
取消率 (%)	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3

第3節 大法院の上告提起及び宣告状況

特許審判院 訴訟の業務チーム 行政事務官? イ・ソンジェ

特許法院の判決に不服して大法院に上告した比率は、2010年は39.4%で過去5年間の上告率39.1%とあまり変わらない。上告審で特許法院の判決を破棄した比率は、2010年は11.5%で過去5年間の破棄率10.2%に比べて多少高く現れた。

＜表Ⅵ－5－9＞大法院の上告提起及び宣告状況

(単位:件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許法院 判決	911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	931
上告 件数	316	393	355	308	300	363	366	416	523	559	468	367
上告 率(%)	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1	41.8	38.5	40.9	39.4
大法院宣告	241	365	461	368	283	383	294	473	520	580	556	400
破棄 件数	24	27	66	61	32	41	45	44	51	63	54	46
破棄 率(%)	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3	9.8	10.9	9.7	11.5

付録

1. 歴代庁長
2. 機構・定員・予算状況
3. 特許庁所管法令の現状
4. 2010年の主な報道内容及び庁長の広報活動

1. 歴代庁長

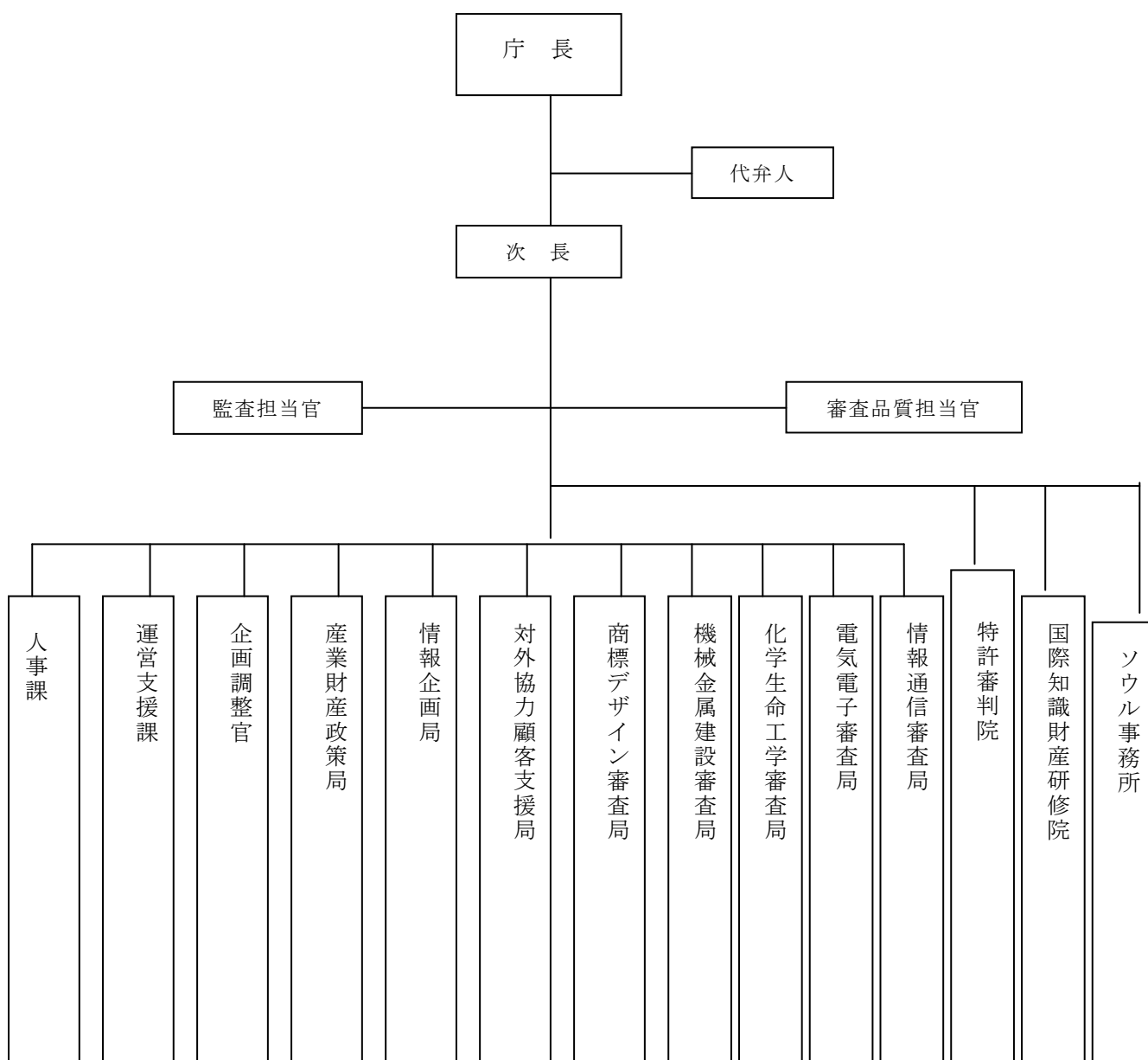
歴代	氏名(漢字)	在任期間	任命前の経歴
初代	ペ・サンウク (裴相穢)	1977. 03. 12～1977. 12. 22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル (安永哲)	1977. 12. 23～1978. 12. 29	特許庁次長
3代	イ・サンソプ (李相燮)	1978. 12. 30～1982. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ (洪性佐)	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1回官補
5代	チャ・スミョン (車秀明)	1985. 10. 19～1988. 03. 04	商工部第1回官補
6代	パク・ホンシク (朴洪植)	1988. 03. 05～1990. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス (金喆壽)	1990. 03. 20～1991. 09. 18	商工部第1回官補
8代	キム・テジュン (金泰俊)	1991. 09. 20～1993. 03. 03	商工部第2回官補
9代	アン・グァング (安光谷)	1993. 03. 04～1995. 12. 25	商工部第2回官補
10代	ジョン・ヘジュ (鄭海澣)	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス (韓恵洙)	1996. 12. 24～1997. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チョイ・ホンゴン (崔弘建)	1997. 03. 07～1998. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン (金守東)	1998. 03. 09～1999. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン (吳剛鉉)	1999. 05. 26～2000. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イム・ネギュ (林來圭)	2000. 08. 11～2002. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム (金光琳)	2002. 02. 05～2003. 03. 02	国会予算決定委員会主席 専門委員
17代	ハ・ドンマン (河東萬)	2003. 03. 03～2004. 09. 02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ゾンガプ (金鍾甲)	2004. 09. 03～2006. 01. 31	産業資源部次官補
19代	チョン・サンウ (全湘雨)	2006. 02. 01～2006. 04. 30	特許庁次長
20代	コ・ジョンシク (高廷植)	2008. 05. 01～2010. 04. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	リ・スウォン (李秀元)	2010. 05. 01～	大統領室非常経済状況 室長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構

(2009年12月31日基準)

局(官)	課(チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
1官8局	51課16チーム	1課1チーム	4課	3課



ロ. 定員

区 分	庁長	高位公務員団	3-4級	4級	4-5級	5級	6級	7級	8級	9級	研究	機能	計
本庁	1	10	12	40	162	820	145	44	20	8	1	57	1,318
所属機関		13	4	42	61	35	30	12	9	3		19	230
計	1	23	16	82	223	855	175	56	29	11	1	19	1,548

ハ. 予算状況

1) 歳入(純計基準)

(単位:百万ウォン)

区 分	2010予算(A)	2011予算(B)	増減(B-A)	%
責任運営機関事業の収入	301,977	323,738	21,761	7.2
その他の収入	45,186	35,596	△9,590	△21.2
合計	347,163	359,334	12,171	3.5

2) 歳出

(単位:百万ウォン)

区 分	2010予算 (A)	2011予算 (B)	増減 (B-A)	%
総 計	349,798	363,286	13,488	3.9
純系 (=総計-アカウント間取引)	347,163	359,334	12,171	3.5
〈損益勘定〉	346,270	359,084	12,814	3.7
□産業振興高度化	180,012	198,760	18,748	10.4
○審査・審判サービス提供	35,142	44,166	9,024	25.7

○知的財産創出基盤強化	78,811	90,573	11,762	14.9
○国内外知識財産権保護	24,145	21,203	△2,942	△12.2
○知的財産行政情報化	41,914	42,818	904	2.2
□産業・中小企業一般	166,258	160,324	△5,934	△3.6
○知的財産行政総合支援	111,804	116,686	4,882	4.4
○会計基金間の取引	6,818	9,686	2,868	42.1
○会計基金間の取引(預託金)	45,000	30,000	△15,000	△33.3
○アカウント間の取引	2,635	3,952	1,317	50.0
〈資本アカウント〉	3,528	4,202	674	19.1
□産業振興高度化	2,992	3,541	549	18.3
○知的財産創出基盤強化	1,562	2,182	620	39.7
○知的財産行政情報化	1,430	1,359	△71	△5.0
□産業・中小企業一般	536	661	125	23.3
○知的財産行政総合支援	536	661	125	23.3
※別途統計				
1. 人件費	90,917	97,183	6,266	6.9
2. 基本経費	13,552	14,312	760	5.6
3. 予備費	5,082	2,824	△2,258	△44.4

3. 特許庁所管法令の状況

法律(8)	大統領令(14)	附属令(12)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査政策課
	特許登録令	特許登録令施行規則	顧客協力総括課
	公 公務員職務発明の処 分、管理及び補償等に関 する規定	公 公務員職務発明に処 分、管理及び補償等に関す る規定施行規則	産業財産振興課
	特 特許権の受容実施等 に関する規定		
		特許料等の徴収規則	顧客協力総括課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査政策課
	実用新案登録令	実用新案登録令施行規則	顧客協力総括課
デザイン保護 法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政 策課
	デザイン登録令	デザイン登録令施行規則	顧客協力総括課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
	商標登録令	商標登録令施行規則	顧客協力総括課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
不正競争防止 及び営業秘密 保護に関する 法律	不正競争防止及び営業秘 密保護に関する法律施行 令		産業財産保護チ ーム
半導体集積回 路の配置設計 に関する法律	半導体集積回路の配置設 計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計 に関する法律施行規則	標準特許半導体 財産チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 2010年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動

イ. 新聞、放送の主要報道内容

報道 日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1. 4	韓－フィンランド間、特許審査ハイウェイ 施行	デジタルタイムズ 大田日報	特許審査協力課
1. 5	弁理士試験よりさらに険しい弁理士教育	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	知識財産教育課
1. 6	低炭素緑色成長支援のIP政策推進	デジタルタイムズ 大田日報など	スポークスマン 室
1. 7	特許情報検索の新しいページが開く	大田日報 ソウル経済など	情報企画課
1. 11	半導体も高層ビルが大勢	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	半導体審査課
1. 13	知的財産権中心の技術獲得戦略、本格推進	電子新聞 デジタルタイムズなど	産業財産政策課
1. 15	R&D特許センター開所	ソウル経済 大田日報など	産業財産政策課
1. 18	特許審査基準、ワンクリックで確認 して改正にも参加する。	デジタルタイムズ マネートゥデイなど	特許審査政策課
1. 19	長寿商標が企業及び国家競争力の指標	大田日報 中都日報など	サービス票 審査課
1. 20	昨年の知的財産権出願、小幅減少傾向	ファイナンシャルニ ュース ソウル経済など	出願書ビス課

1. 21	特許庁、盆唐ソウル大学病院と知的産権の業務協力	電子新聞 ファイナンシャルニュースなど	電子商取引審査課
1. 25	2009年の第4四半期知的財産権の動向	デジタルタイムズ ニューシスなど	情報企画課
1. 26	仮想と実際の混合世界、増強現実の技術を捉える	電子新聞 毎日経済など	コンピュータ審査課
1. 27	未来を導く次世代英才企業家育成、第一歩踏み出す。	デジタルタイムズ 中都日報など	次世代英才企業家育成T/Fチーム
1. 28	特許審査迅速化の国際協力、一歩近く	大田日報 ニュースワイヤーなど	国際協力課
1. 28	特許及び商標国際出願の増加	電子新聞 ファイナンシャルニュースなど	国際出願課
1. 29	口述心理の本格的な実施により高品質の特許審判サービスを提供	ソウル新聞 ヘラルド経済など	審判政策課
1. 29	地域において「知的財産戦略フォーラム」の開催	ファイナンシャルニュース ソウル経済など	産業財産経営支援チーム
2. 2	国民の酒、マッコリ ブランドがあふれる	ソウル新聞 ソウル経済など	商標1審査課
2. 3	有望な特許技術の事業化が盛ん	電子新聞 忠清トゥデイなど	産業財産振興課

2. 8	特許庁、特許ネット運営サービス水準大幅にアップグレード	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	情報開発課
2. 9	韓国が技術強国の礎石、特許庁、企業の特許多登録研究者発表	朝鮮日報 電子新聞等	産業財産振興課
2. 11	企業ら、最強知的財産権を持つために一つとなる	ソウル経済 電子新聞等	産業財産政策課
2. 12	マッコリなど伝統料理も特許で保護	ソウル新聞 忠清トゥデイなど	特許審査協力課
2. 12	輸出企業の約30%、知的財産権被害で苦心	ハンギョレ 電子新聞等	産業財産保護チーム
2. 17	5ヶ国の特許庁(IP5)、特許検索が統一化となる	ソウル経済、IT'sTV 大田日報など	情報管理課
2. 22	ハウス農作業、今は大雪にも問題なし	京郷新聞 聯合ニュースなど	食品生物資源審査課
2. 23	生命工学分野の特許審査基準の改正	ニュースワイヤー 聯合ニュースなど	生命工学審査課
2. 24	特許戦略ユニバーシアードが就職への近道	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	産業財産人材課
2. 25	コンクリート、グリーン成長を準備する	聯合ニュース ニューシスなど	複合技術審査2チーム
2. 26	海外商標も国内商標のように簡単に検索できる	聯合ニュース ニューシスなど	情報協力チーム
3. 2	お金になる特許技術、特許庁が探してあげます	大田日報 中都日報など	産業財産振興課
3. 3	情報保護の核心技術を確保しよう	聯合ニュース	コンピュータ審

		ニュースワイヤーなど	査課
3. 3	世界市場を開く万能のキー、知的財産権	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	産業財産保護チーム
3. 4	地球村の気象異変、特許で読む	中都日報 聯合ニュースなど	精密機械審査課
3. 5	特許庁、APEC知的財産教育ハープとして発足	聯合ニュース ニューシスなど	情報協力チーム
3. 8	京畿北部中小企業の知的財産(IP)経営支援のための専門機構スタート	ファイナンシャルニュース デジタルタイムズなど	産業財産経営支援チーム
3. 8	特許庁、一度の嘆願申請ですべての疑問点を解決	ソウル新聞 韓国経済など	顧客協力政策課
3. 9	3D TV、標準特許槍を持つべき	電子新聞 毎日経済など	デジタル放送審査チーム
3. 10	特許庁、中大型国家R&D特許戦略のアップグレード	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	産業財産政策課
3. 10	源泉特許確保可能な技術を探します。	ファイナンシャルニュース 大田日報など	産業財産政策課
3. 11	特許庁、科学創意財団と手を握って創意的発明人材育成に出る	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	産業財産人材課

3. 12	特許庁情報化事業、管理体系が変わる	デジタルタイムズ 大田日報など	情報企画課
3. 15	特許庁、ドイツ特許庁と特許審査ハイウェイ構築	電子新聞 韓国日報など	国際協力課
3. 16	「2010年大韓民国学生発明展示会」開催	デジタルタイムズ 中都日報など	創意発明教育課
3. 17	韓国、国際特許情報標準リーダーで急浮上	デジタルタイムズ 大田日報など	情報協力チーム
3. 17	偽造商品取締まり班、嶺南圏地域事務所を拡張し移転	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産保護チーム
3. 18	特許庁、アラブ地域と新知的財産協力時代を開く	朝鮮日報 韓国経済など	情報協力チーム
3. 19	特許庁、中小企業知的財産Coaching事業推進	デジタルタイムズ 電子新聞等	映像機器審査課
3. 22	地域特産品ブランド、海外権利化積極支援	デジタルタイムズ ファイナンシャルニュースなど	商標審査政策課
3. 22	特許庁、「WIPO特許審査教育プログラム」運営	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	企画教育課
3. 23	大学生の創意発明を特許で関係する	大田日報 韓国経済など	産業財産人材課
3. 24	中小輸出企業の知的財産権競争力強化、特許庁－韓国貿易協会が責任を負う	デジタルタイムズ 大田日報など	産業財産振興課
3. 25	未来の生存・支配戦略、標準特許グローバルリーダーに向かって発足	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	標準特許半導体財産チーム

3. 25	71大学・公的研究院等が参加した「R&D IP協 議会」本格的に稼動	デジタルタイムズ 中都日報など	産業財産振興課
3. 26	自転車利用にもグリーン特許が	聯合ニュース ニューシスなど	電子商取引審査 課
3. 26	クイーンのヨンア、商標にも関心を	韓国日報 京郷新聞など	国際商標審査チ ーム
3. 29	ニューハウス症候群予防にグリーン特許	聯合ニュース ニューシスなど	精密化学審査課
3. 30	国有特許、使えばお金になる	韓国経済 ソウル経済など	産業財産振興課
3. 30	宇宙時代、徹底した対応が必要だ	聯合ニュース ニューシスなど	運搬機械審査課
3. 31	企業の創意グローバル デザイン権	韓国経済 聯合ニュースなど	産業財産人材課
4. 1	地方自治体もブランド経営に熱心	京郷新聞 中都日報など	商標2審査課
4. 1	特許庁、電子出願100%に挑戦	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	情報管理課
4. 1	特許手数料、今はマイレージで解決する	聯合ニュース ニューシスなど	情報開発課
4. 2	ユビキタス スポーツ、ご存知？	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	繊維生活用品審 査課
4. 5	特許審判、さらにはやくさらに便利に	聯合ニュース ニューシスなど	審判政策課
4. 6	葬儀文化にもグリーン技術が隠れている	聯合ニュース	原動機械審査課

		ニューシスなど	
4. 6	知的財産権被侵害企業の74.4%が売上額減少の被害	電子新聞 ソウル経済など	産業財産保護チーム
4. 7	特許庁、「研究室の特許戦略支援事業」の成果上昇	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	産業財産政策課
4. 7	海外展示会参加の韓国企業、これ以上このままではだめだ	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	産業財産保護チーム
4. 8	特許庁、5知的財産都市選定	ソウル新聞 電子新聞等	産業財産経営支援チーム
4. 8	特許審判ミス回答のノートが出た	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	審判政策課
4. 8	オープンマーケットでの商標紛争を解決する	ニューシス 聯合ニュースなど	商標審査政策課
4. 9	韓国内の主要企業、知的財産で手を握る	ファイナンシャルニュース 聯合ニュースなど	産業財産人材課
4. 9	半導体素子によるもう一つのグリーン成長	ニュースワイヤー 聯合ニュースなど	電気審査課
4. 12	特許庁、ブログ記者団発隊式の開催	デジタルタイムズ 韓国経済など	スポークスマン室
4. 12	次世代IP－基盤英才企業家、翼を広げる	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	次世代英才企業 家育成チーム
4. 13	中小企業IP経営、専門家の診断と処方が必要	デジタルタイムズ 大田日報など	産業財産経営支援チーム

4. 13	韓日商標審査官、伝統食品ブランド保護方策について議論	大田日報 ヘラルド経済など	商標審査政策課
4. 14	韓国型特許情報化システム、インドネシアに輸出	韓国経済 ファイナンシャルニュースなど	情報協力チーム
4. 14	半導体技術の「大韓民国の半導体設計大会」の開幕	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	標準特許半導体 財産チーム
4. 15	エネルギーブラックホールの配管の中に隠れた泥棒を捕まえろ	聯合ニュース ニューシスなど	化学素材審査課
4. 15	大学街に「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」が人気	毎日経済 電子新聞等	産業財産人材課
4. 16	高廷植特許庁長、「先進5ヶ国協力成果知的財産権制度使用者に広報すべき」	デジタルタイムズ 韓国経済など	国際協力課
4. 19	特許庁、米国に75万ドルの特許分類サービス輸出	デジタルタイムズ ファイナンシャルニュースなど	特許審査協力課
4. 19	「知的財産権が尊重される社会」を想像する	韓国経済 ソウル経済など	産業財産保護チーム
4. 19	特許庁、「第5回創意政策報告競演大会」開催	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	行政管理担当官
4. 20	知識と技術で伝える暖かい心	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	多者協力チーム
4. 20	中小企業IPリーダーらが一ヶ所に集まった	ソウル経済 ファイナンシャルニュースなど	産業財産経営支援チーム

4. 21	特許庁－防衛事業庁、業務協力約定締結	ソウル経済 大田日報など	一般機械審査課
4. 22	グリーン環境の交通手段である「自転車」のデザイン化	中都日報 聯合ニュースなど	デザイン2審4 チーム
4. 23	中小企業の特許問題、地域知識財産センターで解決	ソウル新聞 デジタルタイムズなど	産業財産経営支 援チーム
4. 23	漢江の水、海雲台の海水で冷暖房	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	空調機械課
4. 24	成功的な特許経営のノウハウを公開する	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	産業財産政策課
4. 26	韓国特許英文録、海外特許紛争を事前予防	ニューシス ニュースワイヤーなど	情報管理課
4. 28	韓－オーストラリア特許庁、WIPOとAPECで協力確約	ソウル経済 アジア経済など	国際協力課
4. 29	発明家の大切な特許、徹底したセキュリティで守る	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	情報基盤課
4. 29	世界最大の女性発明展が開かれる	電子新聞 ソウル経済など	産業財産振興課
4. 30	開かれた審査、あなたも特許審査官	デジタルタイムズ ソウル新聞など	特許審査政策課
4. 30	多様な年次登録料の納付案内サービス実施	聯合ニュース ニューシスなど	登録サービス課
4. 30	特許庁、地域代表特産品の広報コンパニオンとなる	環境日報 聯合ニュースなど	産業財産経営支 援チーム
5. 3	知的財産競争力のある企業育成により対日	デジタルタイムズ	産業財産政策課

	貿易逆調を捉える	大田日報など	
5. 3	30ヶ国の女性発明品が一ヶ所に大韓民国世界女性発明大会が5月6日に開幕	韓国経済 朝鮮日報など	産業財産振興課
5. 3	2010年、移転希望の優秀特許技術調査	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産振興課
5. 3	韓国特許庁、知的財産権保護の努力が国際社会で認められる	世界日報 聯合ニュースなど	国際協力課
5. 4	2010年の第一四半期の知的財産権動向	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	情報企画課
5. 4	デザインの早期事業化の道案内、優先審査申請	ニューシス 聯合ニュースなど	デザイン1審査課
5. 6	特許庁、グリーンデザインの特許情報マップを作る	新亜日報 大田日報など	デザイン審査政策課
5. 7	守ることのほうが重要な建設エネルギー	建設経済 ニュースワイヤーなど	建設技術審査課
5. 7	次世代の移動通信網、知能型に進化中	デジタルタイムズ ニュースワイヤーなど	ネットワーク審査チーム
5. 10	ユビキタス時代に浮上するブルーチップ「顔認識技術」	ファイナンシャルニュース 忠清トゥデイなど	ユビキタス審査チーム
5. 11	映画のアイアンマンが現実	デジタルタイムズ 電子新聞等	複合技術審査1チーム
5. 12	黒にんにく、ブラックフードの新流行	韓国日報 忠清トゥデイなど	食品生物資源審査課

5. 13	特許庁、アラブ首長国連邦(UAE)と知的財産権分野協力を本格的に推進	中都道日報 京都新聞など	国際協力課
5. 13	3D映像診断機器、突破口は特許	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	複合技術審査2 チーム
5. 14	春風にときめく私の心臓を守って	アジアトゥデイ 聯合ニュースなど	生命工学審査課
5. 14	「知的財産人材育成の協力覚書」締結	デジタルタイムズ ソウル経済など	教育企画課
5. 17	先祖発明のDNA、私たちがお見せします	ファイナンシャルニ ュース、mbn 中都日報など	教授課
5. 17	私たちが作ったイランニング コンテンツで 国際知的財産権の専門家を養成	デジタルタイムズ ニューシスなど	情報協力チーム
5. 18	「大当たりの発明、大学生による」	デジタルタイムズ 大田日報など	産業財産人材課
5. 19	第45回「発明の日」の記念式、発明有功者計 79人に褒賞	朝鮮日報、mbn、YTN 中央日報など	産業財産振興課
5. 19	スマートフォンの流行で特許出願増大	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	通信審査課
5. 20	「特許庁、地域ブランド・デザインの価値向 上事業を開始」	毎日経済 デジタルタイムズなど	産業財産経営支 援チーム
5. 24	「抱川マッコリ、マッコリ分野において韓国 内初の地理的表示団体標章を出願」	韓国経済 大田日報など	商標1審査課
5. 25	商標に「3D」がはやる	デジタルタイムズ	商標3審査チー

		ヘラルド経済など	ム
5. 25	特許庁、国際商標協会の例年会議において全世界に広報する	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	商標審査政策課
5. 26	黒山島の子供たち、エジソンを夢見る!	大田日報、TJB、中道日報など	創意発明教育課
5. 26	ABS最新動向と研究及び知的財産権環境変化に対するコンファレンス開催	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	生命工学審査課
5. 27	メガネ産業、3D特許技術で生まれ変わる	ファイナンシャルニュース ヘラルド経済など	精密機械審査課
5. 27	青少年が作った知的財産権が尊重される世の中	大田日報 ニューシスなど	産業財産保護チーム
5. 28	鋭敏な膀胱、どうしたらいい?	ニュースワイヤー 聯合ニュースなど	薬品化学審査課
5. 28	ふき掃除、これからはうつ伏せせずにする	ニューシス 聯合ニュースなど	繊維生活用品審査課
5. 31	2010年度の特許庁法令改正の推進状況	中都日報 ニューシスなど	規制改革担当官
5. 31	PRAM、新しいメモリー産業の神話を期待して	デジタルタイムズ 電子新聞等	情報審査課
6. 1	「公的部門の成果管理診断と代案」についてコンファレンス開催	ニュースワイヤー 聯合ニュースなど	成果管理チーム
6. 1	自由に選んで使う特許情報サービス	電子新聞 デジタルタイムズなど	情報管理課

6. 3	次世代ディスプレイOLED市場、韓国の独走時代	電子新聞 忠清トゥデイなど	ディスプレイ審査チーム
6. 4	デザイン出願は4次元へと進化中	ヘラルド経済 ソウル経済など	情報開発課
6. 4	商標登録のノウハウをご存知ですか	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	サービス票審査課
6. 4	特許庁、三星電子と共同で「2010大韓民国学生創造力オリンピアード」開催	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	創意発明教育課
6. 4	特許庁、電子請願の全国巡回懇談会	ニューシス 聯合ニュースなど	情報開発課
6. 7	乳癌早期発見のための検診技術の特許出願急増	デジタルタイムズ 慶南新聞など	複合技術審査3チーム
6. 8	「衛星発射国への進入」、特許技術で牽引	デジタルタイズ、TJB 電子新聞等	運搬機械審査課
6. 9	南アフリカ共和国ワールドカップで注目すべき商標の浮上	ファイナンシャルニュース デジタルタイムズなど	商標1審査課
6. 10	韓国式家屋、特許技術で再武装される	ヘラルド経済 アジア経済など	建設技術審査課
6. 11	21世紀の死に至る病気、うつ病	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	薬品化学審査課
6. 11	レットデビルとワールドカップ	ファイナンシャル ニュース デジタルタイムズなど	商標2審査課

6. 14	地域の戦略産業、特許分析で通する！	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産経営支援チーム
6. 14	電気コンセント分野にもグリーンのはやり	デジタルタイムズ、大田MBC、中都日報など	電子審査課
6. 15	「メッセンジャーフィッシング」、特許技術で予防する	ソウル経済 デジタルタイムズなど	電子商取引審査課
6. 16	LEDを冷ませ	ヘラルド経済 忠清トゥデイなど	電気審査課
6. 17	特許庁イランニングで大企業知的経営導く	毎日経済 電子新聞等	教授課
6. 18	Dラムは去り、フラッシュ メモリー浮上	ヘラルド経済 ファイナンシャルニュースなど	半導体審査課
6. 21	「モンジュイックの英雄」ファン・ヨンジョ選手が伝える、マラソンストーリー	ソウル新聞 大田日報など	行政管理担当官
6. 21	廃プラスチック、もう一つの油田	忠清トゥデイ 聯合ニュースなど	科学素材審査課
6. 22	老弱者・障害者を配慮した避難器具特許の第一歩	ニューシス 聯合ニュースなど	複合技術審査1チーム
6. 23	APEC 1村1ブランド セミナー開催	電子新聞、YTN 中都日報など	多者協力チーム
6. 24	輸出中小企業のためオーダーメイド型特許紛争の情報提供サイトのオープン	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	産業財産保護チーム
6. 25	第2の電気革命、超伝導線の製造技術	聯合ニュース	複合技術審査3

		ニューシスなど	チーム
6. 25	私の手の中に入ってきたソーシャル ネット ワーク サービス (SNS)	ファイナンシャルニ ュース 電子新聞等	ネットワーク 審 査チーム
6. 28	ワールドカップを3D音響で楽しむ	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	電子審査課
6. 28	上半期の国際商標出願は景気回復中	韓国経済 聯合ニュースなど	国際商標審査チ ーム
6. 29	スマートグリッド用の次世代陰極素材開発 必要	ニューシス 聯合ニュースなど	環境エネルギー 審査課
6. 29	亜洲大医大のミン・ビョンヒョン教授、特許 技術賞の世宗大王賞受賞の栄誉!	中央日報 韓国日報など	特許審査協力課
6. 30	地方自治体公務員、知的財産教育を本格的に 実施	聯合ニュース ニューシスなど	知的財産教育課
6. 30	特許検索、情報技術の高段者を探す	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	情報管理課
7. 1	韓・中・日の知的財産戦略専門家が一堂に	ソウル経済 ニュースワイヤーなど	国際協力課
7. 1	韓・ドイツ間特許審査ハイウェイ施行	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	特許審査協力課
7. 2	除湿機の技術進化は継続中	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	空調機械審査課
7. 2	携帯電話のデザイン登録出願、プールタッチ フォンが大半を占める	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	デザイン1審査 課

7. 5	海外知的財産権保護はIP-DESKとともに	デジタルタイムズ ニュースワイヤーなど	国際協力課
7. 5	知的財産管理能力の向上は正確な診断から開始	聯合ニュース、mbn ニューシスなど	産業財産振興課
7. 6	発明と共にする幸せな教育の広場	ソウル経済, mbn 聯合ニュースなど	創意発明教育課
7. 7	デジタルTVから3D TVへ、その次のTVは？	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	デジタル放送審査チーム
7. 7	複雑な審決文を標準化し、見やすくてわかりやすくする	大田日報 聯合ニュースなど	審判政策課
7. 8	石鹼の発明、まだ終わってない	ニューシス ニュースワイヤーなど	精密化学審査課
7. 8	商標、特許出願を一日もはやく	朝鮮日報 京郷新聞など	商標3審査チーム
7. 9	大韓民国学生創造能力オリンピック予選大会開催	ソウル経済 大田日報など	創意発明教育課
7. 12	道路上の賢い目撃者	デジタルタイムズ 大田日報など	映像機器審査課
7. 14	企業ら、教育寄付を通じて青少年発明人材育成に率先 (特許庁、KTなど6ヶ企業と教育寄付協約)	ソウル経済、YTN 中都日報など	創意発明教育課
7. 15	奥地旅行ブームにのって増えた「携帯用浄水器」の特許、第3世界を救う	ヘラルド経済 忠清トゥデイなど	環境エネルギー 審査課

7. 16	マッコリの無限変身	ファイナンシャルニュース 大田日報など	食品生物資源審査課
7. 19	江原道、16広域市道の中で商標権最多保有	朝鮮日報、春川KBS ソウル新聞など	商標1審査課
7. 22	大勢はオンライン教育	デジタルタイムズ 慶南毎日など	電子商取引審査課
7. 23	出願書を出さなくても商標権更新可能になる	韓国経済 デジタルタイムズなど	商標審査政策課
7. 26	2010年、特許庁－ETRI発明キャンプ開催	忠清トゥデイ、YTN 大田日報など	創意発明教育課
7. 26	特許庁、苦情を大幅に減らし処理がよくなった	ファイナンシャルニュース 大田日報など	顧客協力政策課
7. 27	2010年の第2四半期の知的財産権動向	ファイナンシャルニュース デジタルタイムズなど	情報企画課
7. 28	電子ペーパー(e-paper)、ディスプレイのグリーン革命	電子新聞 デジタルタイムズなど	化学素材審査課
7. 28	納付は便利に、手術料は適正に	ファイナンシャルニュース、大田MBC、 忠清トゥデイなど	顧客協力政策課
7. 29	キャンパス特許戦略ユニバーシアードで就職を突破	毎日経済 デジタルタイムズなど	産業財産人材課

7. 30	特許庁、現場出張教育サービスを大幅拡大	デジタルタイムズ 建設経済など	情報管理課
7. 30	開発途上国の特許庁、韓国特許の行政について学習	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	国際協力課
7. 30	ニセモノから地域消費者を守る	京都新聞 東国日報など	産業財産保護チーム
8. 2	特許庁、女性の斬新な発明アイディアと成功事例を公募	デジタルタイムズ 大韓毎日新聞など	産業財産振興課
8. 2	特許庁、「自動車燃費向上技術の腕自慢大会」開催	ファイナンシャルニュース 聯合ニュースなど	自動車審査課
8. 3	デザイン保護、グローバルシステムにアップグレード中	ソウル経済 デジタルタイムズなど	デザイン審査政策課
8. 4	商標出願にテレビ番組の「1泊2日」の影響	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	商標1審査課
8. 5	動くCCTVで犯人捉える	デジタルタイムズ 大韓毎日新聞など	情報審査課
8. 5	理工系学生たち、特許の実力を誇る	ソウル経済 デジタルタイムズなど	産業財産人材課
8. 6	創造力で未来をデザインする	デジタルタイムズ、 mbn、EBS、忠清トゥデイなど	創意発明教育課
8. 9	紫外線遮断、童顔の第一歩	忠清トゥデイ 忠清日報など	薬品化学審査課

8. 10	電気自動車特許出願、増加傾向	ソウル経済 中都日報など	電気審査課
8. 10	特許庁・三星電子、2010大韓民国学生創造力 オリンピアード閉幕	ヘラルド経済 ファイナンシャルニュ ースなど	創意発明教育課
8. 11	審査品質を高めて、顧客の負担を減らした	大田日報 聯合ニュースなど	審判政策課
8. 12	「本物が価値を受ける世の中」斬新なアイデ ィアで表現してみて下さ い	デジタルタイムズ ニューシスなど	産業財産保護チ ーム
8. 13	夢を現実に、アイディアは作品で	朝鮮日報 デジタルタイムズなど	創意発明教育課
8. 17	優秀なフィルター技術－白血球除去フィル ター	聯合ニュース ニューシスなど	繊維生活用品審 査課
8. 19	肥満管理はこれからは家庭で	中都日報 ニューシスなど	複合技術審査3 チーム
8. 20	大学・公的研究機関の有望な特許技術に翼を つける	ファイナンシャルニュ ース デジタルタイムズなど	産業財産振興課
8. 23	相手の立場で考えることを実践し、特許行政 サービス改善	中都日報 大田日報など	顧客協力政策課
8. 23	知的財産専門担当者養成のためのグローバ ル協力強化	ソウル経済 朝鮮日報など	教育企画課
8. 24	未来の発明王、第8回発明奨学生の選抜	中都日報 アジアトゥデイなど	創意発明教育課

8. 25	幻想的なマブルリン、そのベールを脱ぐ	ヘラルド経済 忠清トゥデイなど	生命工学審査課
8. 26	土地の中1300Kmの送油管を守れ	アジア経済 日刊大邱慶北など	精密機械審査課
8. 31	未来の自動車、マグネシウムを着せる	電子新聞 デジタルタイムズなど	金属審査課
9. 2	休み期間中「好奇心、発明大会」開かれる	ニューシス 聯合ニュースなど	産業財産振興課
9. 6	想像の翼をつける	デジタルタイムズ 電子新聞等	教授課
9. 8	オン・オフライン市場での偽造商品流通、特 許庁刑事処罰強化する	朝鮮日報、大田MBC 中都日報など	産業財産保護チ ーム
9. 9	営業秘密の侵害証明が容易になる	朝鮮日報、YTN、mbn、 韓国経済など	営業秘密TFチー ム
9. 10	特許庁の職務発明研究会、釜山テクノパーク と共同でセミナー開催	聯合ニュース ニューシスなど	一般機械審査課
9. 10	特許庁、次世代英才企業家センターを開所	ヘラルド経済 傾倒新聞など	創意発明教育課
9. 13	全世界の標準特許、インターネットで一度に 見る	ファイナンシャル ニ ュース、大田KBS、 忠清トゥデイなど	標準特許半導体 財産チーム
9. 14	すがすがしく飛ばしてしまい気楽に休む	韓国経済 忠清トゥデイなど	建設技術審査課
9. 15	伝統産業に特許の服を着せる	ヘラルド経済 環境日報など	産業財産経営支 援チーム

9. 16	中小企業IP支援、どれくらい簡便になるのか?	毎日経済 ヘラルド経済など	産業財産政策課
9. 16	中小企業支援状況の点検のために現場訪問	東洋日報 ニュースワイヤーなど	産業財産経営支援チーム
9. 21	韓国、知的財産権国際社会に「公正」と「分かち合い」の精神を伝播	韓国経済 ソウル経済など	多者協力チーム
9. 24	特許庁、中南米国家との知的財産権外交の橋頭堡を構築	ソウル新聞 ファイナンシャルニュースなど	国際協力課
9. 27	韓－WIPO間、国際出願文書電子交換の拡大実施	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	情報協力チーム
9. 28	製造食品デザインも独占することができる	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	デザイン2審査チーム
9. 29	特許審判口述心理、初心者も問題なし	京都新聞 聯合ニュースなど	審判政策課
9. 29	企業の生死に係わる特許戦争の解決策を提示	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産政策課
9. 30	グローバル特許流通のハープとして発足	電子新聞、YTN 聯合ニュースなど	情報協力チーム
9. 30	賢くなった特許検索システムKIPRIS、「私の関心特許」サービス開始	アジアトゥデイ 京都新聞など	情報管理課
10. 1	ひと目で解る「特許審査手続き案内サービス」施行	環境日報 聯合ニュースなど	顧客協力政策課
10. 1	将兵らのアイディア発明品をひと目で	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム

10. 4	特許情報の民間活用、死角地帯なくす	デジタルタイムズ 京都新聞など	情報企画課
10. 4	特許庁、先進「グリーン技術と知的財産戦略」 を開発途上国に伝授	ニューswire 聯合ニュースなど	教育企画課
10. 5	知的財産都市(IP-City)に向けた新しい 試み	デジタルタイムズ ヘラルド経済など	産業財産経営支 援チーム
10. 6	特許庁、2011年度の次世代英才企業家選抜	電子新聞 ファイナンシャルニュー ースなど	創意発明教育課
10. 7	ブランド戦略、字体で攻略せよ	東亜日報 ソウル経済など	デザイン1審査 課
10. 7	特許技術、放射性廃棄物の解決者として浮上	国際新聞 聯合ニュースなど	電気審査課
10. 7	世界の国際特許分類専門家、大田に集まる	電子新聞 忠清日報など	特許審査協力課
10. 8	立体映像、メガネなしで楽しむ	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	ユビキタス審査 チーム
10. 11	グローバル企業のブランド管理、 マドリッド国際商標システムに転換中	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	国際商標審査チ ーム
10. 12	「地方自治体公務員教育院」を通じて 知的財産教育を大幅に拡大して実施	アジア経済 ニューシスなど	知識財産教育課
10. 13	特許庁-ETRIと共にする 発明キャンプ受賞作の選定結果発表	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	創意発明教育課
10. 14	2012年まで特許スター企業を400社育成する	ソウル経済	産業財産政策課

		ソウル新聞など	
10. 15	次世代DMB(AT-DMB)特許、韓国が主導	デジタルタイムズ 日刊京畿など	デジタル放送審査チーム
10. 19	創業の必須条件、サービス票優先審査の申請	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	サービス票審査課
10. 20	ナノが私を生かした	忠清トゥデイ 京畿道民日報など	精密化学審査課
10. 21	アップル(Apple)、デザインとしてもはやり	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	デザイン2審査チーム
10. 22	特許検索も知的財産の便りも、 スマートフォン一つで解決	電子新聞 ファイナンシャルニュースなど	情報開発課
10. 25	特許庁、中小企業の特許紛争現場サービス提供	ファイナンシャルニュース デジタルタイムズなど	半導体審査課
10. 26	特許庁、知的財産中心の建設交通R&D革新を本格的に推進	ソウル経済 聯合ニュースなど	産業財産政策課
10. 26	海外の特許権確保は便利なPCT国際出願で	韓国経済 聯合ニュースなど	国際出願課
10. 27	2010の国際デザイン権公募展受賞者選定	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	産業財産人材課
10. 27	バイオ医薬品開発のための特許情報研究フォーラム開催	環境日報 ニュースワイヤーなど	生命工学審査課

10. 28	知的財産強国は特許庁が切り開く	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	企画財政担当官
10. 28	特許庁長、光州、大邱地域の中小企業IP交流会に出席	ソウル経済 聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
10. 29	2010年、最高の女性発明家と女性発明企業家は誰?	韓国経済 朝鮮日報など	産業財産振興課
10. 29	特許ネット、モンゴル進出を直前に	デジタルタイムズ 鮮京日報など	情報協力チーム
11. 1	特許庁、多文化家庭の子供発明キャンプ開催	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	創意発明教育課
11. 1	韓国は特許生産性において世界最高水準	電子新聞 デジタルタイムズなど	多者協力チーム
11. 2	2010年の第3四半期知的財産権動向	デジタルタイムズ 大田日報など	情報企画課
11. 3	ソン・アヨンの「紫外線遮断機能性コンタクトレンズ」が栄誉の大統領賞受賞	ヘラルド経済 忠清日報など	産業財産振興課
11. 3	次世代はOLEDフレキシブル ディスプレイ	デジタルタイムズ アジアトゥデイなど	ディスプレイ審査チーム
11. 4	化粧品商標の変身は無限	ヘラルド経済 忠清トゥデイなど	商標2審査課
11. 4	特許庁、2010年度の次世代英才企業家の育成諮問委員会開催	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	創意発明教育課
11. 5	特許で予測する未来の自動車ハンドル	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	自動車審査課

11. 8	高層ビルの火災、隙間なく備える	忠清トゥデイ 環境日報など	建設技術審査課
11. 8	特許庁、創作漫画公募展の開催	デジタルタイムズ 京都新聞など	産業財産保護チーム
11. 9	特許で調べた無限グリーンエネルギー、地熱	ソウル経済 ヘラルド経済など	空調機械審査課
11. 11	また生き返った結核との戦争	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	薬品化学審査課
11. 12	韓国の食べ物、商標の世界化が切実	ヘラルド経済 ファイナンシャルニュースなど	商標1審査課
11. 15	特許庁、ホームページに翼をつける	慶南連合日報 聯合ニュースなど	情報開発課
11. 15	ロボットは進化中、感情表現ロボットの出願増加	デジタルタイムズ 大田日報など	コンピュータ審査課
11. 16	済州市など5地方自治体の2011年度知的財産都市(IP-City)として選定	ソウル経済 聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
11. 17	韓国内の主要企業、米国特許実務と判例を猛勉強中	デジタルタイムズ 大田日報など	産業財産人材課
11. 17	ロボット強国の実現はロボット発明からなる	ヘラルド経済 聯合ニュースなど	複合技術審査1チーム
11. 18	「R&D IP協議会フォーラム」開催	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産振興課

11. 18	ツイッターで気軽に特許相談を受ける	大田日報 アジア経済など	顧客協力政策課
11. 19	デジタル触感時代を開く「ハプティック技術」の特許出願が活発	中都日報 聯合ニュースなど	ネットワーク審査チーム
11. 19	2010の大韓民国発明コンテンツ公募展授賞式開催	大田日報 聯合ニュースなど	教授課
11. 22	ニセ札は消えろ	聯合ニュース ニューシスなど	精密化学審査課
11. 23	米国産業界も認めた韓国の特許審査	ソウル経済 ファイナンシャルニュースなど	国際協力課
11. 24	特許出願、論文や外国語でも可能になる	ソウル経済 聯合ニュースなど	特許審査政策課
11. 24	自転車関連特許に関心が高い	ヘラルド経済 環境日報など	運搬機械審査課
11. 25	韓国企業の国際商標制度を通じ中国への進出活発	忠清日報 慶南連合日報など	国際商標審査チーム
11. 26	名古屋議定書の妥結と生命工学特許	ソウル経済 デジタルタイムズなど	生命工学審査課
11. 26	特許庁、知的財産分野の規制改革成果	ヘラルド経済 傾倒新聞など	規制改革法務担当官
11. 29	職務発明に係わる韓日国際フォーラム開催	朝鮮日報 聯合ニュースなど	産業財産振興課

11. 29	日本で地域ブランドの保護が一層強化される	ソウル経済 ファイナンシャルニュースなど	国際協力課
11. 30	特許取引、新しい成功ビジネス モデルとして登場	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	産業財産振興課
11. 30	特許庁、金融業界を対象にBM特許説明会を開催	デジタルタイムズ 大田日報など	電子商取引審査課
12. 1	特許庁、KTなどの6企業と未来の発明王を発掘し授賞	ニュースワイヤー ニューシスなど	創意発明教育課
12. 1	2010の知的財産国家代表として理工系学生257人を選定	朝鮮日報 大田日報など	産業財産政策課
12. 2	夢の断熱材、私たちの安全を責任持つ	環境日報 聯合ニュースなど	化学素材審査課
12. 2	2010 「知的財産統合展示会」開催	朝鮮日報、YTN 国民日報など	産業財産振興課
12. 3	ウェルビーイングと一緒に海草も流行	大邱連合日報 ニューシスなど	食品生物資源審査課
12. 3	デザイン権の創出規模もG20議長国らしい面目見せ	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	デザイン審査政策課
12. 6	沸き上がるオイル価格、温室ガス一回	ファイナンシャルニュース 明日新聞など	原動機械審査課
12. 7	スクリーンゴルフ、どこまで進化するのか？	ヘラルド経済 大田日報など	繊維生活用品審査課

12. 8	2次元バーコード、スマートフォンで跳躍	デジタルタイムズ ヘラルド経済など	通信審査課
12. 9	スポーツ強国の地位に合うブランド・デザイン戦略が必要	ヘラルド経済 環境日報など	デザイン審査政策課
12. 9	特許庁、国策事業団「お金になる強い特許」創出の寄与	聯合ニュース ニューシスなど	産業財産政策課
12. 10	特許動向調査、これからは特許庁に申請する全ての国家R&D課題を受けることができる	デジタルタイムズ 大田日報など	産業財産政策課
12. 10	もう一つの炭素家族、クラフェン	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	複合技術審査2 チーム
12. 13	特許庁、「2010審査名匠の発表」	ソウル新聞 京郷新聞など	特許審査政策課
12. 13	特許経営戦略を提示する情報の場が開かれる	ファイナンシャルニュース デジタルタイムズなど	産業財産経営支 援チーム
12. 14	国有特許の中に「宝の特許」があった	デジタルタイムズ ヘラルド経済など	産業財産振興課
12. 14	ブランド能力強化のため韓国商標協会スタート	ヘラルド経済 忠清日報など	商標審査政策課
12. 15	特許庁、第11回大韓民国半導体設計大会の授賞にETRIチーム	電子新聞、mbn デジタルタイムズなど	標準特許半導体 財産チーム
12. 15	捨てられる生活廃棄物、よく見るとエネルギー！	環境日報 聯合ニュースなど	環境エネルギー 審査課
12. 16	特許庁、アフリカ特許審査官に審査技法を伝授	デジタルタイムズ 中都日報など	国際協力課

12. 16	アイディアの宝庫、RFID	聯合ニュース ニュースワイヤーなど	情報審査課
12. 17	超小型移動通信基地局、「ペムトセル」が浮上	デジタルタイムズ 忠清トゥデイなど	通信審査課
12. 17	韓国特許、英文要約により海外で人気	アジアトゥデイ 聯合ニュースなど	情報管理課
12. 20	発明家必須アプリ「発明カフェ」発売	デジタルタイムズ 電子新聞等	情報開発課
12. 21	中小企業を生かすデザイン優先審査	デジタルタイムズ 中都日報など	デザイン1審査課
12. 21	韓国の特許情報、外国審査官も見る	大田日報 聯合ニュースなど	情報協力チーム
12. 22	特許庁、「知的財産の分かち合い事業」が大統領賞受賞	デジタルタイムズ ソウル新聞など	行政管理担当官
12. 22	今年最高の大学生発明に「冷暖房機器（ヒットポンプ）」	電子新聞、mbn デジタルタイムズなど	産業財産人材課
12. 22	中小企業、偽造商品の攻撃に無防備	ソウル経済 ヘラルド経済など	産業財産保護チーム
12. 23	特許自動評価システム、特許分析機能を向上	ファイナンシャルニュース アジアトゥデイなど	産業財産振興課
12. 23	パワーブランド及びデザイン創出のためグローバルシステム構築	デジタルタイムズ 忠清日報など	商標審査政策課 デザイン審査政策課
12. 24	「東亜製薬（株）イム・ウォンビン首席研究	中央日報	特許審査協力課

	員が特許技術賞の世宗大王賞受賞の栄誉」	ソウル経済など	
12. 24	太陽電池、最大戦略点を探せ	ニューシス 聯合ニュースなど	映像機器審査課
12. 27	頻繁な年末会、今日はどんな酒で始めてみよ うか?	大田日報 忠北日報など	商標2審査課
12. 27	韓国産の検索エンジン、さらにはやく賢くな らないと生き残れない	京都新聞 聯合ニュースなど	コンピュータ審 査課
12. 28	市・道の営農組合法人の商標出願、全南が最 高	忠清トゥデイ 無等日報など	商標1審査課
12. 28	韓国代表キャラクター上位40のうち、 デザイン登録したのは6件に過ぎず	忠清トゥデイ 聯合ニュースなど	デザイン審査政 策課
12. 29	特許庁、中小企業IPリーダー5,000人を養成	電子新聞 デジタルタイムズなど	教授課
12. 29	商標移転登録にならない理由は?	聯合ニュース ニューシスなど	登録サービス課
12. 30	特許手数料の納付は便利になり負担は減っ た。	デジタルタイムズ 聯合ニュースなど	顧客協力政策課
12. 30	特許庁、EBSとともに発明教育プログラムテ スト放送	ニューシス ニュースワイヤーなど	創意発明教育課
12. 31	私の名前で商標を出してみる	韓国日報 ヘラルド経済など	商標3審査チー ム
12. 31	レーザー、表面をカラーで彫刻する技術へと 進化	ニュースワイヤー 聯合ニュースなど	金属審査課
12. 31	いつどこでも特許に関する疑問点が解決 できます	ヘラルド経済 デジタルタイムズなど	顧客協力 政策課

ロ．庁長の報道機関インタビュー及び対談

日 時	マスコミ	場 所	主 題
1. 3	YTN	平沢児童センター	分かち合う発明教育、不遇児童に夢を！
1. 15	YTN	スタジオ	[庁長対談]伝統食品のブランド権利を強化する
1. 15	韓国経済TV	R&D特許センター	お金になる特許創出に重点を置く
1. 15	MBN	R&D特許センター	お金になる強い特許、「選択と集中」
1. 18	YTN	R&D特許センター	お金になる特許創出の支援が浮上
1. 18	It' s TV	R&D特許センター	R&D特許センター発足
1. 21	EBS	ソウル事務所	びり、世の中を変える
1. 28	YTN	ポステック	創意教育で英才企業家を育てる
2. 2	YTN	釜山	特許経営で地方の企業を育てる
2. 3	大田MBC	KAIST	ビル・ゲイツを夢見る
2. 5	CJB清州放送	清州	未来競争力「特許」
2. 1	韓国経済TV	ソウル事務所	知的財産権の確保がまさに競争力だ
2. 1	MBN	ソウル事務所	知的財産権に向かった無限な挑戦
2. 11	It' s TV	ソウル事務所	「最強の知的財産権」のために企業が一つになった
2. 12	EBS	ソウル事務所	夢を描く発明家
2. 13	YTN	ソウル事務所	企業別に「最強の知的財産権」を構築する
2. 13	大田MBC	執務室	特許が競争力
2. 2	YTN	ソウル事務所	特許戦争の先鋒、企業の特許王
2. 22	It' s TV	仁川	仁川、「知的財産」都市に
2. 25	MBN	仁川	知的経営で地方の企業育てる

3. 10	YTNサイエンスTV	ソウル事務所	CTOの知的寄付、基礎固有技術を探します
3. 14	YTN	ソウル事務所	CTOの知的寄付、基礎固有技術を探します
3. 18	聯合ニュースTV	カイロ	特許庁、アラブ国家と知的財産分野において初めての協力
3. 18	YTN	カイロ	韓国の特許教育技術がピラミッドを越えた
3. 23	YTNサイエンスTV	貿易協会	特許庁－貿易協会、輸出企業の特許支援協約
3. 23	MBN	貿易協会	輸出中小企業、「国際特許の心配はもう終わり」
3. 24	It' s TV	貿易協会	輸出中小企業、知的財産権競争力の強化
3. 24	YTNサイエンスTV	ソウル事務所	大学創意発明大会、公式出帆式
3. 27	MBN	ソウル事務所	埋められる「発明品」特許で育成
3. 30	YTNサイエンスTV	ソウル事務所	[特集]名前の戦争
3. 31	SBS CNBC	スタジオ	CEO & Leaders ー特許庁長(今日の経済2部)
4. 14	YTN	ソウル事務所	[YTNスペシャル]企業経営報告書の名前の戦争
4. 17	MBN	KT人材開発院	韓国の「ビル・ゲイツ」を夢見る子供たち
4. 22	YTN	ソウル事務所	[グローバル リーダー]知的財産分かち合い運動に参加し、皆が暮らしやすい世界を作り出しましょう
4. 26	SERICEO	ソウル事務所	韓国のCEO ー高廷植 特許庁長編
4. 28	YTNサイエンスTV	ソウル事務所	韓国の「知的財産権」を守る

5. 6	YTN	COEX	世界最大の女性発明展の開幕
5. 16	MBN	KIPS	創意性「発明」が青少年に人気
5. 17	It' s TV	KPIS	「発明伝導師」になります
5. 17	YTNサイエンスTV	KPIS	青少年発明記者団が爆発的に増加
5. 19	EBS	COEX	発明の日をむかえて、79人の発明有功者に勲章・報奨を授与
5. 19	Arirang TV	COEX	Korea Celebrates Its 45th InVention Day
5. 19	YTNサイエンスTV	COEX	第45回発明の日記念式開催…79人に勲章・報奨を授与
5. 19	MBN	COEX	「発明の日」知的財産権強国の元年
5. 20	It' s TV	COEX	発明・知的財産発展に全力
5. 27	It' s TV	研修院	黒山島の子供たち、発明家夢見る
6. 2	大田MBC	研修院	黒山島子供たち、エジソンを夢見る～
6. 15	YTNサイエンスTV	研修院	分け合い発明キャンプ
6. 23	EBS	ソウル	アジア太平洋地域の開発途上国と共に知的財産分け合い運動
6. 24	It' s TV	ソウル	一村当たりブランド一つずつ
6. 24	YTNサイエンスTV	ソウル	一村当たりブランド一つずつ
7. 15	YTNサイエンスTV	ソウル事務所	6企業、発明家育成ために教育寄付
8. 6	EBS	COEX	協同する創造力 大韓民国学生創造力オリンピアード
8. 6	MBN	COEX	協同を通じて、創造力を育てます
8. 27	YTNサイエンスTV	ソウル	「韓国の特許戦士養成技術が開発途上国へ」
8. 24	YTNサイエンスTV	COEX	大韓民国学生創造力オリンピアード
9. 5	YTN	ソウル	「韓国の特許戦士養成技術が開発途上

			国へ」
9. 10	YTN	スタジオ	中小企業、くやしい技術奪取を防ぐ
9. 16	CJB清州放送	清州	特許で不況脱出
9. 30	YTNサイエンスTV	ソウル	国際特許情報コンファレンスPATINEX 2010開幕
10. 2 7	YTNサイエンスTV	ソウル	特許庁国際デザイン権公募展授賞式
11. 2	YTNサイエンスTV	ソウル	飛びきりの新しいアイディアで挑戦
11. 4	itsTV	ソウル	今年最高の女性発明家は…?
11. 5	YTNサイエンスTV	ソウル	2010年の大韓民国女性発明授賞式
12. 1 9	mbn	ソウル事務所	アイディアを前面に出してシステム半 導体市場を攻略
12. 2 0	itsTV	ソウル事務所	半導体設計競争力の強化
12. 2 2	mbn	ソウル	「大学生発明王」一つの席に
12. 2 3	YTNサイエンスTV	ソウル	2010大学創意発明大会、忠州大チームが 大賞受賞
1. 22	電子新聞	執務室	R&D特許センター、強い知的財産権育成 の橋頭堡
1. 26	アジア経済	執務室	G20国の品格に似合う先進の特許政策施 行
1. 29	ヘラルド経済	執務室	知的強国発足、国際社会への寄与活発
2. 10	江原日報	春川	「知的財産権確保は企業生存の問題」
3. 9	ファイナンシャル ニュース	執務室	未来競争力は知的財産権確保が左右、 「お金になる特許中心のR&Dが必要」
3. 11	毎日経済	執務室	お金になる特許確保し未来市場を先行

			獲得すべき
3. 18	聯合ニュース	カイロ	高廷植特許庁長「アラブと道を開く」
4. 16	ヘラルド経済	執務室	未来競争力は知的財産権資産化が左右
6. 12	江原日報	江原道、華川	「企業が成長してこそ、特許も増える」
6. 30	ヘラルド経済	ソウル事務所	窓一つない地下壕で死闘、今や太陽の光を感じます
7. 19	ソウル経済	ソウル事務所	中企オーダーメイド型支援「特許スター企業」育てる
8. 6	建設経済	執務室	マラソンは他人でない自分との戦い、毎年2000Kmずつ走るのが目標
8. 16	アジア経済	執務室	中期オーダーメイド型の知的財産権保護経営コンサルティングの特許スター企業育成に出る
9. 14	江原日報	江原道ハ・イウォンホテル	「中小企業が大企業に対抗することができる力は、知的財産権」
9. 23	聯合ニュース	ジュネーブ	イ・スウォン特許庁長「知的財産分かち合いは清浄援助」
10. 5	ファイナンシャルニュース	執務室	「開発途上国に特許技術支援『清浄援助』を増やす

ハ. 庁長寄稿

日時	報道機関	主題
1月号	月刊朝鮮	[特集] ビジナリーが提案する 4万ドル作戦、「特許なしで未来はない」
3月号	月刊朝鮮	「標準特許」の確保ができなければグローバル競争で淘汰

4. 8	電気の世界	大学の研究室が知的財産の生産基地に生れ 変わらなければ
4. 19	デジタルタイムズ	特許ポートフォリオを構築しよう
4. 19	ファイナンシャルニ ュース	知的財産時代を開いた「カイロ宣言」
4月号	通商法率	[詩論] 知的財産権関連の国際環境変化に伴う 対応戦略
4. 27	ソウル経済	[詩論] 急変するIP環境に適応するには
6. 2	東亜日報	特許出願職員にさらに大きいニンジン
10. 26	毎日経済	創業を恐れる若者たち
11. 22	ファイナンシャ ルニュース	知的・技術の分けあいこそが清浄援助だ。

二. 庁長の記者懇談会

日時	報道機関	主題
5. 4	大田庁舎出入り記 者	大庁舎出入り記者対象の政策説明会
7. 19	毎日経済	2010主要特許政策説明
7. 29	大田庁舎出入り記 者	大庁舎出入り記者対象の政策説明会
10. 7	韓国経済	科学ベンチャー中小企業部 記者対象特許庁 の政策説明
10. 28	大田庁舎出入り記 者	チ大庁舎出入り記者対象の政策説明会
12. 20	大田庁舎出入り記 者	出大庁舎出入り記者対象の政策説明会及び年 末記者懇談会

知識財産白書2010

発行日 : 2011年5月

発行人 : 李 秀 元

発行所 : 特 許 庁

〒302-701

大田広域市西区ソンサ路139番地

(政府大田庁舎4棟)

※2010知的財産白書に関する疑問等がありましたら、企画財政担当官（042-481-8616）までにお問い合わせ下さい。

また、本白書は特許庁ホームページ（資料室→刊行物）に掲載されております。